文學博士 井上頼圀
熱田宮々司 角田忠行 監修

平田盛胤
三木五百枝 校訂

平田篤胤全集

東京
平田篤胤全集期成會

目次

以上

神字日文傳序

我道者。道之所以爲道之道。而四方之洲。萬有之嶼。所以爲道者不與焉。乃吾友氣吹舍平篤胤。既能論之矣。蓋此翁也。其人中之神。學林之聖乎。其奇說精考。沸々涌出。一揮筆則萬言如流。讀其所著。古史徵與傳而可知也。此道也。嚮者有縣居鈴屋兩夫子。而高唱遠致。使人蹈其軌轍焉。其功其偉哉。雖然比諸吾翁。則猶未免乎漏眞遺粹也。豈不可畏乎。翁邇者著神字日文傳。需序於余。余受而讀之。不堪愉快俺悍之至。昔嘗有志於斯。而未成焉。然而吾友之有此擧。使余嘆美。其爲先鋒。而能破其疑陳焉。其功亦偉哉。蓋其爲書也。據古書舊說。而知必當有神字。據太兆之有驗體。而知神製之所由。據字原之存。而知有五十韻。據多集廣考。而知神字之無比於四洲萬嶼之字。據正體。而知譌字。據彼而知此。乃不取古賢先正所論。幽討深索之未盡者。不取諺文疑似之論。不取僞經妄書之亂眞奪粹者。不取數量甲子之字。跋文題言之說。似可取而不可取者。是皆瞭々有可徵者焉。其他確論定說之多。一讀而可知耳翁既著開題記。而有論此事者。此書蓋雖有棄舊執新者。而大意之所在。猶崑崙泰山塊然一定而不復革焉。故彼記與此書。表裡實相須。則讀者當參考其異同也。於戲翁其何人。而能如是也。蓋其志以爲。吾之所颺言者。苟忠於神。於皇。於國。則此書當不朽於千載之下矣。苟否。則有如秦人坑焚之災。其誓於神祇也如是。是以其書往々慷慨憤愴。洗濯天下之耳目。而不復顧前後焉。然而世狗奴鼠輩之多。嫉之妬之。將喦々以其微力。而輒動乎萬斤之論。其不能然者。亦將一言一默。謗誹於其陰翳之地。可憐哉。噫其蓋知世唯有縣居鈴屋兩夫子。而知此翁之所以爲此翁也。夫友友其心。心之所合。苟非所謂道。則孰若無友之爲愈也。今余之與翁。卽心友也。是故余之所言。翁採而記之。翁之所說。余讀而信之。此書之成。亦經余之手者居多。則吾豈得不敢爲虎豹貓鼬。而驅彼狗奴鼠輩哉。然則天下獨有吾。而能知此翁之所以爲此翁矣。請遂言之。

天神地祇之德。察現世冥府之道。爲和魂漢才之人。成古傳事實之學矣。其葢此人也。窺謂之人中之神。學林之聖者。不亦宜乎。是爲序以應其需。

文政七年七月　屋代弘賢撰

奥津浪へつ波たちかへり〳〵吾氣吹舍大人が正香をおもへば〳〵神にしましけり聖にましけり神はしらずひじりはしらねど劔太刀さやゆぬけ出て現身の世の人なみにはましまさゞりけりかく思ひつつあるにある時これの神字日文傳のうつしまきをたびて開きみれば神いつく屋代翁いはやく言擧せられて神と聖と稱へられしはうめ屋代翁なりけりや宇斯がみさかりに古學びいそしみ給へりし頃はおのれいさ肝わかくて其御さとし書をも見御まへに御をしへ受賜はりても深みるのふかくもたごらず股海松のまた見む物ともおもへらずてあたらとし月行水のすぎにし事を今更に玉箒とりかへさるゝ物ならませばさくいかなしむもかひなしやさるを世には古へまなびいよゝます〳〵開けゆきて此の御書の寫し卷をうち〳〵たばれる御をしへ子はさらなりさらぬかたへのすき人までかせのとのとほごに開傳へ十寸見の鏡ちかく見つたへて大人が學問の神の御號や御おしでや何やと物したまへるに習はひ乍神まつる御前の御旗をさへに神字もて書しまつるも此所に彼所にありそ波ありとなも

きこえくるは萬いにしへに復らひゆく美たき御代のしるしにこそしかはあれど片山櫻さきをゝれば雨風時じく事の如く月かげのさやけき空には雲霧たちまよふ事の如く其後に何の本末とかいふなる書の若狹の海における昆布ひろまれるを見れば神字たばりし蕃國にはるかに後にさかしらせしいはゆる諺文といへる物を畏きや神字のおやのごとあげつらへるは嚴矛もとすゑ取たがへ履を冠にかゝぶれらむ痴わざの假令に似たれど玉さかにまどはし神にまじこられむ人もぞあるとうれたくていかでこれの日文傳と五十音義訣とを印本にして世に弘くせばやさもあらばまどはし神のまがをはらひて甚も貴きこれの神字のいよゝ世に潮干の石あらはれなましをといそがれわたる折しもあれ馬のつめ筑紫の道のくちに相田饒穗といへる人い宇斯が御許にまをしこひてまづこれが上つ卷をし鐫るときゝてひれひものおなじ心に思ひまけたる百しぬ美濃國人吉村時安みすゞかる信濃國人外垣重護久保田網根等にはからひて下つ卷附錄をも濱つ千鳥の友共にさくらぎの板にゑらせて四方八面のまなび

のはらからにも他し人にもこへらむには氣吹舍の御庫より頒ちたばらむ物となもするこのひと〳〵の道の爲つとめし心のまめ〳〵しさになほねあらすてあぎとふは神あそびの笛作り笛ふく手人岩崎長世

神字日文傳上卷

平篤胤謹輯考

門人　越後國　高橋圖彥　同
　　　筑前國　相田饒穗
　　　出羽國　佐藤信淵　校

○まづ取すべて云べき事ども

齋部廣成宿禰の古語拾遺に。上古之世未レ有ニ文字一。云々と書れたれど然らず。實は神世に文字有しこと論ひは。古史徵の開題記。神世字の論といふ條に。委く徵し論へるが如し。

すべて此の日文の考へは、彼の條をよく見おきて後に見るべし、然らでは、曉り得がたき事の多有ばなり、但し彼の條を見つゝも、なほ心おそく信得ず。また論ひ直すことをも得爲ずて、只につぶやき居る人もありとか、其は倭鬼に心を奪はれたる人にしあれば、然る怯き倫は、今云ふ限りに非ず、

さて神世字のこと。前に彼の開題記を著せる頃までは。猶いまだ。是ぞ正しき文字ならむと所思るを。考へ定めざりし故に、今の世に神世の字とて彼此寫し傳ふる中には。眞の物も有るべけれど。未考へ定めざれば。熟くその信僞を正して後に傳ふべき物有らば傳ふべし。と記せるが。其の後にも。何某くれがしの集たる。某社こゝの神庫に傳はれり。と言ひ傳ふる文字どもを異字異體は更にも言はず。同字同體といへども。寫し傳へたる。元よりの書風のまに〱。いさゝか字形の異に見ゆる。或は奥書の異なるなど。漏し遺す事なく。人の藏たるを。見るにつけ聞につけて。募り求めつゝ。自身も寫し。他人にも寫させて。甚多く集へたるが中に。今この書に。著はし傳ふる日文の草の書どもの。字體運筆に。ふと心留りて。其奥書どもの。小緣ならず聞ゆるに。此は眞の物ならむも知るべからず。糺し試ばやと思へど。糺すべき便なく。いかなる文字の草書とも知るべからねば。左右におきて。唯より〱に。取見のみなりしを。近きころ佐藤信淵が。或人の藏たるを借て見せたる一卷の中に。神世草文。中世所レ謂薩人書也。といふ奥書ある一枚に。彼の草書の字ごとの下に。其が眞字とおぼしきを付けたるがあり。

第三に擧たる遺文即ちそれなり

此に目留りて。熟く視れば。半を過るほどは。草字眞字よく符ひて見ゆるに。かつ驚き。また其ノ一と卷に。神世ノ行文。中古所レ謂肥人ノ書也。といふ奥書ある。眞字のみの一枚あり。

第一に擧たる遺文即ちそれなり

其をも熟く視るに。薩人書に付たる眞字と。同字と見ゆれど。少か異なれば。既に寫し置たる中にも。三枚ばかり。其の體の眞字の有し事を思ひ出て。彼此照し考ふるに。果して同字なりしかば。始めて前に寫し置きつる。鹿島神宮。大三輪神社。彌比古神社。鶴岡八幡宮。大和國法隆寺の庫中などに傳はれり。と奥書ある草書どもは。正にこの所レ謂肥人ノ書也とある。眞字の草字なる事を知りたり。斯て其の肥人の書に。縱横父母の字原をも記し傳へたるを。然しも心著すて。唯にそを配せて製れる子字の。眞字をのみ視れば。朝鮮のいはゆる諺文といふ字に似たるに。此はもと彼の諺文を採て作れるには非じかと。半は疑はしく成ぬるを。また思へば。彼の諺文に草書ある事を聞かず。然るに謂ゆる肥人書には。草書あり。其體も。後の世の人の。決めて書出まじき。意の表なる雲烟の勢あり、また年久しく次々に。寫し誤めつとは見ゆれど。自然に。優美しき樣ありかつ上の件の社々に傳はれる遺文ども。元より。各々草書のみ傳はりて眞字の無を思ふに。此もし後の世の人の諺文を採りて作れる物ならましかば。何れも薩人書の如く。その眞字をも添て。書傳ふべきに右の社々に傳はれる遺文の外にも、なほ數多同字を得つれども。一枚だに。眞字の付きたるは無ければ。かの薩人ノ書也。と云へる一枚を得ざらましかば。右の社々なるは。是が草書なりと云ふことは絶て考へ知るべき便なく。また其草書ども。或は鹿島神宮に出たりと云ひ。或は三輪神社に出たりと云へるを彼此に得て。何れも三枚四枚づゝ寫し置きたるを。鹿島のにまれ。三輪のにまれ。同じ奥書なるをば。一によせて比校るに。互にいさゝかの寫し誤りこそ有れ。運筆字形よく符ひて。正に同じ書樣なるが。三輪のといひ。鹿島のと云ひ。互に奥書の異なるは運筆異にして字形の合ざるが

多きをもて。もと一人の手に出たる物ならず。各々別なる古人の書の。舊く某々に傳はれるを。寫し傳へたるに違ひなきこと知られ。又その草書ども。日本紀私記に。圖書寮に。梵字に似たる書ありて。其字義の準據を詳にせず。と云へるに思ひ符さるゝ字形なるに。やゝ其疑ひをはらし。

私記に圖書寮に有りし書を梵字に似たりと云へるは、今の世の人も、漢字ならざる文字をばすべて梵字に似たりといふが如く、たゞ漢字にあらず、また梵字に似たれど、梵字にも非ざる由なり、深く泥むべからず。

また釋日本紀に。肥人書の事を云ひて。其書の中に。乃川等の字は。明に見えたりと云へるに。其によく似たるが右の草書どもに有ることも。甚奇しく所思れば。立かへりて。彼の眞字の父母なる。縱横の字原を採りてよく視るに。太兆の驗體を象どりて。製れる狀に見ゆるに依て思へば。卜部家の舊說に。神世の字は。太兆の驗體より出たる由いへるに思ひ符され。右の如く諸方に出て。各々別々に人を集たるを。採り竝べて考ふるところ。信に割符を合せたるが如し。と云ふべく熟く符へれば。いよゝ疑ひ解れて。なほ熟々に考ふれば。朝鮮の諺文といふは。我が神世の文字の。古く彼の國にも傳はりたるを。彼の國人のさかしらを加へて。作り改めたる物ならむと。かつ〴〵悟り得て。いかで糺し試ばやと思へるに。予此文政二年も。また鹿島詣に志したれば。まづさし置て。三月の望日に。旅に立て。常陸に赴き其ついでに。下總上總の國々なる。敎子がり經歷りて。閏月の始に。家にかへりて。二十日ばかりは。何くれと。爲さしたる事ども。執まかなひて在つるに。圓明院行智阿闍利來れり。

此人は、淺草の里に坐す、銀杏八幡宮の別當にて、余が方外の友なり、悉曇の學にいと精しく悉曇字記新釋といふ物を作れり、此學ありし以來、かばかりの釋は、吾未だこれを見ず。

此頃の態はと問へば。近きころ。朝鮮の訓蒙字會といふ書を見たるに。漢字の下に。悉く諺文を付たれば。此を明らめ試ばやと思ひて。其事にいたづき居るよし云ふにぞ。いと歡喜しくて。上の件

記せる事どもを語り。寫し持たる肥人書。薩人書をも示せて。彼の諺文は。これの皇國字の。彼國に古く遺り傳はれるを。其國の原文にとり成し。悉曇章によりて。梵字の用格に用ふべく。彼の國人のさかしらせる物と見ゆ。と云へば。甚く感よろこびて。然も有らば。疾く神世の字を。明め給へと云ふに。また思ひ發ちて。己もまづ。諺文の成たる本より明らめてむと。其の事の見えたる書どもを。彼此とあなぐり索めて。屋代翁に。訓蒙字會を借り。

此書の事は、第二文の下に云ふを見るべし。

伴信友に。朝鮮原文譯語といふ物をかり。

この書は、或人の藏たるを、轉借たるなるが、崔孤雲傳といふ長き記事を、原文にて書きたる傍に、皇國言もて、譯語を加たる物なる故に、其用格を知るに、いと便ある書なりき。

高田與清に。朝鮮板の。衿陽雜錄といふ書の。漢字の下に。諺文を加たるなど借り集へ。

衿陽雜錄といふ書は、農事直說といふ書と、合刻たる物にて、與淸が藏たるは、加藤肥後守淸正朝臣の、朝鮮を攻められし時に、取たるにて世に謂ゆる、朝鮮の分捕本の一本なるが、淸正朝臣より、吉田何某といふ醫師に贈られたるを由ありて得たるなり、卷の初に、朝鮮王が宣賜之記といふ朱印ありて、表紙の裡に、萬曆九年十二月日、內賜吏曹正郎金璜、農事直說、一件命除謝恩、右副承旨臣盧と記して花押あり、奥に永嘉後學といふ印と、金璜叔珍といふ印と、二つあり、此には所狹きわざなれど、所謂分捕本の有狀を、人にも知らせま欲くて記しつ。

彼此合せ見て。諺文の體を。委しく辨へ考へたること。第二文の下に記せるが如し。斯て今著はし傳ふる遺文等を。謂ゆる肥人書。薩人書にて。是やがて。神世の古字と。思ひ定めたるになむ有りける。

○近き世の人に。神代に文字ありと論へるは。新井君美ぬしぞ始なりける。

此より以前に、いはゆる神道學者たちの中にもしか云へるが多かれど、其說いと稚く、無稽の說等なれば、今論ふかぎりに非ず。

そは其著されたる書等に。かの上古之世。未レ有ニ

文字。云々とある。古語拾遺の文を擧て。出雲大社に。神代より傳はれる物なりとて。漆をもて。文字を記せる竹簡。あまた有り。其文字。尾張の熱田社にもあり。是も信に。神代より傳はれる物ならむには。神代に文字なしとは云ふべからずと言ひ。

但し此を、秦の徐福が、我が國に來れる時に、百篇の尙書を將來りしと、彼國人の云へれば、然る物には非じかと言れたるは非言なり。さるは、徐福が皇國に來れる時に、尙書を將來れりといふ說は、元より漢人の漫語なればなり、其由別に辨へたる物あり。

また。所謂神代字なるもの凡て五つ。或は其字讀べからざるあり。或は其體辨ふべからざるあり。或は科斗書の如きあり。或は鳥篆の如きあり。また肥人書薩人書あり。とも言はれたり。

また陸奧の、佐久間洞巖といふ人に、贈られたる書牘の中に、神代文字のこと、御尋に付云々、今も神代文字とて、古文殘り候こと、ここに其略を申し入れ候、豊受宮の上宮に、靑石に文字ある神寶有レ之候事、元々集に、瑞器記と申すを引きて記され候、また出雲大社にも、熱田社にも、神寶に竹簡漆書よほど有レ之右の如くいかにも古き文字ども、今も現在候事も有レ之事候に是等の事には、形の如くに承りもし、見もし、尋ね出し置候ことども候て、東雅、東音譜、方策合編など申すものにも記し置候といひ、また同文通考に、片假名の中なるヘノツの三字は肥人書を採れるを、いろは假字の中なるへのつ等の字は、その片假字に傚ひて、肥人書を採れること疑ひなき由をも述べられたり。然して肥人書を朝鮮の諺文の傳はれる物か、とやうに言れたるは非なり、其理由下に辨ふを見るべし。其說の當不當は姑くおきて。此ぬし既く。今著はし傳ふる字等を見られざらむには。右の如く言はるべくも非ず。然れば近き世になりて。この日文を見て。神代に文字ありと言へるは。此主を始めとすべし。

往ごろ屋代翁の許へ、京なる或やごとなき僧の來て、家主に、往年、神代の日文字の諸體を集

めて、其說を書きたる書の、應永四年の奥書あるを、見つること有りしが、今思へば、寫し採らざりし事の、いと惜かりき、と語れること有り、應永四年は、今年まで四百二十三年にやならむ、其書今は何處にか有らむ、見まほしき物なり。

○寶曆十三年のころ。尾張國八事山興正寺の諦忍和尚と云へるが。以呂波問辨といふ書を著はして神代に。天照大神の勅語もて。大己貴命に。棐普味譽㐮務奈夜古堵茂知爐羅年紫紀流慶圍廚綰努蘇汗哆坡眗馬嘉有於依爾拏利汨轉什摩數亞世會餔列氣といふ四十七音を。授賜へりしかば。大己貴命。そを受て。天八意命と共に神字を作り給へるを。後の代に漢字を以て書換たり。聖德太子の時に。平岡宮と。泡輪宮とに納りて在し。神字の記錄を借出して見給へること。古書に委く載たり。

篤胤云ふ此說は、かの黑瀧の潮音が僞り作れる舊事大成經といふ物に記せる、妄說に本づきて言ひ出たる說なり、此諦忍といひし僧は、空華老人とも稱るが、くさぐ〳〵著述ども有りて、博識と聞えたるに、大成經の事を、よく辨へざりしにこそ、然れば此僧の神世に文字ありと云へるは宜けれど、其本づける說は非なり、なほ第一文の下に論ふを、合せ考ふべし。

或人問。神代に文字あらば。今の世に殘り傳はるべきに。一字も傳はらざるはいかに。貝原篤信が自娛集に。我邦上古無二文字一。讀二古語拾遺一。及匡房箱崎廟記一而可レ知已矣。此二書ハ古代之作。可二佐證一矣。或以爲三上世有二國字一者妄說也。是無稽之言不レ可レ信焉といひ。太宰純が和讀要領に。吾國に文字なき事は。先賢の說明白なり。齋部廣成が古語拾遺序に。上古之世未レ有二文字一。貴賤老少口々相傳。前言往行存而不レ忘といひ。大江匡房の筥崎宮記に。我朝始書二文字一。代二結繩之政一。即創二於此朝一。といひ。

此朝とは、應神天皇の時をさせるなり。

また三善清行が。昌泰四年の勘文に。上古之事皆出二口傳一。故代々之事應レ有二遺漏一。とかけり。此等みな證とすべし。近頃筑前乃貝原損軒も。諸說によりて。吾國に文字なき事を確論せり。損軒は。吾

國の記載に博覽なりし人なれば。其説もとも信ずべし。と言へり。いかゞ。答ふ兩儒者の論ずるところ。無稽の甚しきなり。君子は其知らざる處に於て闕如す。腐儒者ら。胡爲ぞ猥りに頑口を開きて。知ざるを知らずと爲ざるや。本邦上古に文字ありしこと。晴天白日の如し。何の疑ひか有らむ。然るに。廣成匡房の輩。深く考へず。上古に文字なしと言へるは無稽なり。貝原太宰がごとき。其僻説に黨して。證據に備ふるは何事ぞや。一盲衆盲を引きて。火坑に入るとは。此事なるべし。古人なりとて恃むべからず。孔子は。後世可レ畏といへり。大凡そ異朝を崇めて。其餘を蔑するは。儒生の僻なり。貝原太宰が輩。日本に生れながら其學ぶ所に僻して。我國を鄙むるは。固陋の甚しきなり。舊き神社には。上古の神字今に殘りて。儼然として存在するなり。然れども深密にして通用しがたき故に。世には流行せざるなり。末の世には。漢字また以呂波字。はなはだ省易にして。事用に便なる故に神字は。社々に深く藏して有り。これ自然の勢なり。たゞ本邦のみならず。異邦も上古の文字は通用せず。後の世に作れる新字。盛に流行するなり。次第に省易に走るが致す所なり。實にも日用の書通に。蝌蚪書などにては。以ての外に迂遠なり。末世自然の勢ひにて。然らざる事を得ず。と記せり。

この以呂波問辨の説は、くだ〳〵しき言を略きいたく文を約めて擧たり。

但しかく論ひは論へれど。末に漢字の事のみ言ひて。神字を著はさゞりしかば。同じ國なる道樂庵敬雄と云へる僧。その駁論を作りて論へるは。我國の往古に。文字有りしと云ふこと。甚肯ひがたし。若し文字あらば。名山古跡には。一字半點なりとも殘り在べきに遂にその事なきは如何ぞや。特に億兆の人なれば。四十七字全く覺えずとも。せめて兩三字なりとも覺え傳ふべし。と言りしかば。諦忍かさねて。神國神字辨論と云ふ書を著して。神代の神字儼然として。今に名山靈窟に存在せり。汝ごとき。井蛙の輩の知るところに非ず。予が祕本なれども。汝が輩の迷謬を愍むが故に。已むことを得ず謄寫せしめて。見る事を許すとて。第十

一に擧たる遺文を書著し。右現ニ在鎌倉鶴岡八幡宮寶庫ニといふ奥書までを載して。予が前に舊き神社には。上古の神字今に殘りて。嚴然として存在すと書きしは此事なりと記せり。

右の駁論を著はせる、道樂菴敬雄と云へる僧は、古を甚く誹れる、憎き醜法師なりけり、其は神字辨論につきて見るべし。

是ぞ今予が著はし傳ふる日文字を世に著はせる初めにして。いとも感たき功なりける。

此はつら〳〵事情を思ふに、諦忍かの以呂波問辨を作れる時に、既くこの日文字を得て、藏たりとは通ゆれども、深く尊み思ふ心に、容易く世に現しがてにして、祕藏たりしを。敬雄が上の件のごと難たる故に、已ことを得ずて、神字辨論に著はせるなるべし。

然れど其音を記ざるは。鶴岡宮に傳はりたるには元より音譯は無りしと聞えたり。其は予れ往し年かの宮の神主。大友ノ平翁と云ふ人に相りし時。此事を問へるに。實に神字辨論に出せる文字。神殿に納めあれど。音譯なき故に。何事とも知れずと云へりき。

なほ第十一文、すなはち此遺文の下に云ふをも見るべし、さて此以呂波問辨、神字辨論の二書を委く見つる事は往し文化八年に、駿府にものしけるほど、釋日本紀に依りて、上古に文字有けり、とは悟れる物から、其字を得ざる事を甚く歎き思へりしに、小原雄秀老翁が、はやく此二た書を讀みて、これなむ眞の神字ぞと云へりしかど、其頃はかつて信ずる心なく、彼の老翁と甚く諍ひたりしが、近頃くさ〳〵、此ぞ眞の字なる證を得つる故に、かく論ふを今になりては、彼の老翁の、既く此を眞の神字ぞと思ひ定めたりし見に、恥かしくぞ斯思ゆる、○陸奥國の鹽竈社神主、藤塚知明が書ける物の中に、以呂波問辨と、神國神字辨論の事を記して、神字辨論の作者、かの神字を、甚だ大事に云ひて出せるを見るに、何を書たるかも知らず、餘程ある字數ながら、たゞ蚯蚓の如く見るより外なし彼の僧も何を書たる物、といふ辨はなし、愚思ふに唐土は文字の國なり、其さへ、蒼頡より前

には、文字なし、蠻國に文字のなき國大分あり、漢日本も神武の東征より前は、蠻國の內なり、漢土より甚だおそく開け、神代とさすは、漢土にては、周の文王の頃にあたり、殷の世六百有餘年、夏の世四百有餘年、それより上代、伏羲、神農、黃帝、堯舜の世までを思ふに、何れ二千年ばかりは、たしかに、文華の開けの遲き事なれば、上古に文字なしと云ふ方が、正說に近し其上神代の文字ありて、たしかに知れて有らば聖德太子や、安麻呂や、舍人親王などが、漢字を借らずに、國史を書ざりしや、不審きことなり、よし神代に有りしにもせよ、人王に成て、何やら知れぬ文字ならば、無も同じかるべし、故に愚は神字辨論の說を取らず、と癡き言ども云へり、此人は、かの僞物なる、田道の碑といふ物を取出たる人にて、尾張の吉見幸和といひしが弟子なりしとぞ、西戎意の神主なりしかば、かく論へるなり、吉見幸和も、國學辨疑といふ物を著せるが中に、神代に文字なしといふ論ありて、其は井澤長秀が俗說辨に記せる說を委しくせる論なりき、然れば藤塚が論へる所もそれに習ひてにぞ有るべき、今の世の宇斯貌なる人々にも、かの道樂菴、藤塚などが心趣なる多ければ、猶これに似たる癡言をや密々にうめくらむ、

さて諦忍和尙の。鶴岡宮に傳はれる字を世に著せるより。其に驚かされて。諸國の神社古寺に祕め置りし遺文どもの。次々に現はれて。今はかく數多集めて考へ合さるゝ事としも成にたり。

然れど、其現はれたる字どもの中に僞り作れり、と見ゆるがいと多かり、其は悉く附錄に著はせるを見るべし、

諸國の神社古寺に。神世文字を祕有し事の由緒は第十三文の下に考へ記すを見るべし。

○予この日文傳を考へ記す最中に、時よく高田與淸二部の書を得たり。與淸已がこの頃の學を知れれば。まづ見よとて贈れるを見るに。一部は。和字攷といふ書にて。三卷あり。京なる敬光といふ僧の。寛政五年の頃に著せる書なるが。余も寫し持たれど。信がたく覺ゆる字どもを多く擧て。か

の大成經を引きて註し。今傳ふる日文の草字をも擧たり。
その信がたく覺ゆる字等もみな附錄に出せるを見るべし、

一部は。神字のしらべといふ物にて。こは上野國桐生里なる。中澤宏燊ちふ人のいと近く著はせる書なるが。附錄に。神字中臣祓正實。と云ふを附へたり。此は余もかねて寫し置つる。伊勢國龜山なる。岩田惇德と云ふ人の。みづから書て。阿波國名東郡佐那河內村なる。大宮八幡社に納めたる中臣祓詞を。神世の物ぞと思ひ過りて。其非訓を正實とし。師の大祓詞後釋の訓をいたく誹り。此も舊事大成經を引きて註せる書なり。
かく誰も彼も、かの大成經を、眞の古書と思ひて引用ふるは、いと異しく、いと哀むべき事なりかし

さて其しらべに。今著はし傳ふる日文の草字をも擧て。右天王寺傳來神代文字也。此文字常陸國鹿島明神宮文庫亦有レ之。上總國市原郡菊間村神主。根本平佳胤記レ之。といふ奥書を記し。また阿波國大宮神主充長。神名書といふ書を著はす。其書にとて。同じ草字の。やゝ異なるを擧て。右日神所レ告二思兼神一四十七言。記以傳レ之。國字起二于此一。といふ奥書をも載せり。然して其言に。かくの如く。天王寺。鹿島神宮。廣田神社。阿波國大宮にも有り。然るに神世に文字なし。今の世にあるは。僞作なりと云ふ人あり。實に文字なしとても。有と云ふこそ。御國を尊み稱る義なるべし。
篤胤云、かくいふ意はいと愛けれど、實になき物を有りとは云ふべからず、然れど文字におきては、信に神世より有來しこと、いさゝかも疑ふべき事に非ずかし、

抑神代に文字なしと云ふは。古語拾遺序に。上古之世未レ有二文字一。とあるを證として。本居宣長も。古事記傳の首の卷に。大御國にもと文字なし。今神代の文字など云ふものあるは。後の世の人の僞作にて。いふに足らず。など言へれども。强言なり。加茂眞淵を始め。宣長は。皇國の道を開くと云へども。漢意はなれず。和漢混雜なる故に。明に知らず。强言をいひ出して。世の人を惑はす事

あり。

篤胤云、縣居大人・鈴屋大人共に、神代に文字なしと言はれしは、考への篩かゝりしなれど、漢意はなれず、和漢混雑なる學問と云へるは、甚もめづらしき語をぞ言ひ出たる、

まさに知るべし。漢意の博學は。御國の道の仇なる事を。たとへ博學秀才と。世に名高しと云へども。名に恐るゝ事なく。邪正眞僞をよく工夫を付て。明かに考へて。正しき法に近づくべし。御國の文字を加奈といふは。加牟奈の略なり。加牟奈を漢字に譯しては。神字と書くべし。日本紀に。帝王本紀多有古字。撰集之人屢經遷易。とも。同紀の跋に。推古天皇御宇。聖德太子。始以漢字附神代之文字傍。とも。卜部家の舊說に。欽明天皇。吾國の文字を止めて。韓字のみ通用すべしと。常磐大連に勅して。神代より傳來の古書を。韓字をもて書代させ給ふに。カミヨといふ和字の傍に。神代の二字を附け。アマテラスといふ和字の傍に。天照の二字をつけ。如此くして。和訓に漢字を付合せたり。其後推古天皇の御宇に。厩戸皇子。儒釋の道を弘めむとして。神代よりの。古事舊記の。和字の傍に。悉く韓字を付しむとも有れば。神代に文字有しこと詳なるを。無といふは人の眼をつぶすなりなど。言へり。

この宏築といふ人の說も。こゝかしこ大意をつみて記せるなり、中にはいひ得たる語も、はた無きにしもあらず、

○伊勢國龜山ノ人。岩田ノ友靖と云ふ人も。神字眞傳といふ書を著はして。今予が傳ふる。第四文に擧たる草字を。明めたりと聞けり。然れどみづからの手して。少か其事を記せる物を見つるに。此もかの大成經によりて。立てたる說なりけり。其全書は。いかゞ有らむ知らず。

此友靖といふ人は、上に出せる惇德と云ふ人と同人か、又は親族にても有るべし、

○また近ごろ大野尚芳が寫し藏たる。皇和神代字集と題せる書を見たるに。今傳はる第三。第四。第九。第十二の草字どもを始め。其餘くさぐさの字等を擧て。その末に云へる言に。此は神世文字とていと古き神社の御庫に虫食み遺れりしを遂に

は散々になりて。神世字とふ物の。永く失終なむ事のいと畏ければ。遠き世までに傳へ足はし。天地と共に。長在しめむと。かく書集むるに就て思ふに。神の御世には文字てふ物は無りしと。一向に言あへるは。事狀をよく見はざる故ならし。なべて物のまことに妙なる理は。四方の國々の極み。末の世とても變るべくも非ず。さればいと上つ世に。神たちの神集ひて。政ごち。人草の妻子ら親びぬる狀は。末の世の狀にも違ふまじければ。神の御世も。字とふ物の無てやは有るべき。然るを神世字とふ物は。僞事なりと。一向に罵り相ふは強言になもある。又或る人の。此字のこと。古書に見ざるはと云ふも。己が足ざる心のまに〳〵。言ひ出ぬる僻言になも。然は有れど。傳へにし文字。皆ながら。神代の物とも思ひ定め難し。其が中にも。以呂波歌とふ物の次第もて。書なせるは。言ふも足ず。日よみ月よみの文字も。漢籍の傳はり來し後に。作れるなるべし。またアイウエオの五十韻の音もて。次第なせるも。上世の所業にあらじ。然れど御國なる千ぢの語は。この五十韻の音に通ふ趣を思へば。一向に。神世には。五十音の次第なせるは。無りしとも言がたし。この書集つる字等の中には。たゞヒフミヨといふ。四十まり七つの音もて。次第たる字ぞ。其言のさまも。字の形も。他國に比ふべき物あらず。實に千早ぶる神世の物なるべし。然は有れど。千萬年。いや寫しに寫しつれば。文字の形は。上つ世の狀を失へるも多かるべし。其が中に。法隆寺に遺りたりし。厩戸皇子の。寫し給へる一ひらは。筆の運びの狀。いと妙にして。阿夜にかしこく。尊き物になも。かれ漢字をうるはしみ思ぶ人ら。この字のさまを熟ならひて。彼處の字を書たらむには彼國の筆の聖等が。實なして書き傳ふる筆の法もこの文字の妙なる狀に。こもり盡きぬる事をも悟りつべし。寛政七年。十二月十五日。上毛野國なる閑亭。と記せり。

この書も寫本にて、此の文はもと、世の古學者ぶりの、延言約言など用ひて書なせる、いと長き文なりしを、其意も通ひ難きが煩くて、通ひ易き趣にいたく切め直して記しつゝ、さて此の

閑亭といふ人、上野國とは有れど、何なる里に住て、實名は何といへりしや、尋ぬべき由なし。そも／＼上の件の人々の言どもをしも。始にかく竝べ載せることは。神世の文字を世に傳へむと。功しみ成せる志しの。いと愛く所思ゆれば。其志をも世にあらはし知しめ。はた今は。世になき人の多かれば。其靈をも安慰めむとのわざなり。なほ次々にも。神字の事に功める人々の名をば。所狹きをも願はず。記し著すを。見ん人煩しとな咎めそよ。

○日文四十七音

日文は。比布美と訓べし。此に擧たる四十七字は、いはゆる比布美の次第に讀べき由を。誨へたるなり。故これに依りて。すべての字に。片假名をそへつ。日文ちふ言の義は。下に註ふを見るべし。

ヒ 싱　フ 숭　ミ 미　ヨ 포　イ 피　ム 무　ナ 나　ヤ 파

コ 고　ト 도　モ 모　チ 디　ロ 로　ラ 라　ネ 너　シ 시

キ 기　ル 루　ユ 푸　ヰ 이　ツ 두　ワ 하　ヌ 누　ソ 소

ヲ 오　タ 다　ハ 사　ク 구　メ 머　カ 가　ウ 우　オ 오

エ 퍼　ニ 니　サ 사　リ 리　ヘ 성　テ 더　ノ 노　マ 마

ス 수　ア 아　セ 서　ヱ 어　ホ 송　レ 러　ケ 거

다　더　五畫

다더は。多氐と音譯すべし。縱の義にて。丅丄｜ㅓㅏの五畫は。上なる四十七音の字の母と爲

て。縦韻に用へる。字原なる由を著せるなり。

ㅜ ㅗ ㅣ ㅓ ㅏ

ㅛ ㅠ 九畫

ㅛㅠは。余許と音譯すべし。横の義にて。ㅅ合匚コㄴㄱ工口○の九畫は。上なる四十七音の字の父と爲て。横音に用へる。字原なる由を著せるなり。

ㅅ 合 匚 コ ㄴ ㄱ 工 口 ○

右神代四十七音字者。天兒屋根命之眞傳也。對馬國卜部阿比留氏內々傳之可秘々々焉。○一本云。右日文四十七言者。日神勅天思兼命所作云。

一本、また一本も、同じ奥書なり、
○一本云。右神世行文中古所謂肥人書也。
以上は墨にて記し、以下は朱にて記せり、また一本には、下の朱書はなし
下總國八大中臣正幸。傳源八重平。八重平傳之政文者也。

この日文字を得つることゝ、すべて六枚なるが、共にまれに、縦に作れる字の交れるを、彼此挍合せて、横に作れる字にのみ整へつ、そは次に擧たる道文の眞字は、皆縦に作れる字なればなり、縦に作れりとは、ㅁ|をㅁ|、工|を平とかける類をいふなり、償また右の校合せたる六枚の中に三枚は、ㅓをㅓ、コを匚、合を合、匚を上に作れり、此はかの朝鮮の諺文を見て、近き世の人のさかしらせるが、弘ごれるなれば用ひず、其は父母の字原に合ざればなり、其由下に、字原を解くを見て知べし、○さて大中臣正幸といへる人は、神に仕ふる人なるべく所思ゆれど、何れの社人とも知るべからず、源八重平と云ふ人も何處の人にや、政文とは、會津の殿の神道方の長を承れる人にて、呼名を、大竹喜三郎と稱し人なり、○三河人富田常業、この書を見て云けるは、吾祖父を庸聽と云ひしが、其師に、江戶人にて、伊奈見左膳八重平と云者あり、庸聽は、四十

餘年ばかり前に、年六十餘にて身まかりき、八重平京都に上る時に、庸聽男にて、即ちわが父なる庸朝を訪ひ來れり、此時も、古書の講釋などせし由なり、其後八重平京都にて、神學の聞えありて、吉田家へ出しが、程なく故人となれりとぞ、さて父も若くて、三十年ばかり前に身まかりぬるを、母は六十年あまり長らへたるが、其時の事知居て語りぬ、思ふに源八重平と云は、此人なるべしと云へり、

○右の日文四十七字は。行文と有れど眞字と見ゆ。此を傳へたる阿比留氏は。對馬國卜部と有れば。天兒屋根命の裔なること疑なし。

對馬國の卜部は、天兒屋根命十一世孫、雷大臣命より出たること、古史傳第六十段に、委く註せるを見べし。

故この日文字を。傳來にけむは。實然も有るべき事なり。また此字の作者のこと。一本に。天思兼命とあるも。實然るべし。

但し日神勅といふ事は、いかゞ有らむ知らず。

さるは。天兒屋根命。天思兼神は。同神の異名なる事。古史の徵と傳とに。辨へたる如くなるが。此文を。熟々に視れば。太兆の驗形を字原として。製れりと見ゆるに。その太兆の卜事は。卜部遠祖。天思兼命。(亦名、天兒屋根命。)の始め給へる業なればなり。太兆とは。鹿の肩骨を灼て。卜相す業なるが。此事は信友が正卜考に精く記せるを。今此に要とある所を摘て記さば。まづ鹿の肩骨の形狀は。

かくの如くにて。其灼べき地に。縱に長く。横は狹く。下の方へ窄くて。其形は大むね。▢如此くにて。明の徹るばかり薄し。

およそ縱四五寸ばかり、横は上の方一寸六七

分ばかり、下の方五六分ばかり有り、骨の大小によりて、少は違ふめれど、其規量は違ふことなし。

此處に驗體を。┣ かくの如く畫きて灼くなり。然るを後に。漢國の龜卜を傳へて。其を換用ふるにつけては。龜甲は厚くて灼がたければ。其灼べき地を。小さく薄く。□ かくの如く刊り蕩げて。此を穴といふ。其穴の內に。驗體を。田 かくの如く畫ことと成たり。此は龜卜の法に。素より原兆とて。田 かゝる形を畫きて。物するに倣へるなれば。其元は。鹿の肩骨の驗體を畫く地の趣に。形どれるなるべし。

其は周禮に、大卜云々、原兆とありて、法に原田也と見え、說文に卜灼剝レ龜也、象ニ灸レ龜之形ニ一曰、象ニ龜兆縱橫ニとあり、田の□は、龜甲に剝たる圍なり、十は、中に剝たる驗形なり、十を象形りてトの字を製れる由なり、斯てまた後に按ふに、世に神代字とて傳はれるが多かる中に、丁丄ー十トとやうに畫るあり此は若くは、太古に、兆體の┣によりて、製り肇めたるには非じか、いとも奇妙しく、いとも尊き由緣ありげにぞ所思ゆる、なほ思へば、上に說へる漢字のトの字も、かゝる古傳のかつがつ遺り傳はれる兆體の、形象によりて製たらむか、また舊く卜兆を、神世の字の源なりと云へる說も聞ゆるは、古の眞實の語言の、傳はれるならむも知るべからず、爭いち早く考へ著はさむ人もがな。

と說へるに就て按ふに。彼の國の龜卜は。もと我が神世の太兆法の。彼の國にも遺り傳はれるを。後に鹿の骨を。龜甲に換たること疑なし。かくて此驗體を。┣ 此の如く書くことは。信友が說に限らず。今諸國に傳ふる處。みな同狀なりとは聞ゆれど。此は誤りにて。

但し此は謂ある事と、考得たる說あれど、容易く此處に著はし難し。

極て十かくの如くならむと所思るなり。そもそも麻知形と云ふは。田斯有る形を云ひ。

上に原兆と云へるも同じ。

辻など云を思ふにも。十なること炳焉く。其は

まづ。故由ある時に。正しく幽冥の神慮を伺ひ奉るには。上下左右かならず平等にして。甲乙有るまじき理なる事。よく思ふべし。〓の如くにては。左右同じ量とは云へど。上下ありて等からざるは何ぞや。其原本は。必〓なるべく思ひ定めたり。此は最々幽き謂ある事なるを。己れ殊に委しく考記せる物あれば。此には大略を云ふのみぞ。

さて此麻知形に、□かゝる圍を搆くことも、鹿の肩骨を龜甲に換たればなり、其は肩骨はいと薄くて、圍を剜るまでもなきを、龜の甲は厚くて、圍を剜らでは用ひがたければなり、釋日本紀に、太兆の事を註る所に、上古之時未レ用二龜甲卜一、以二鹿肩骨一而用也、謂二之フトマ爾一云々、異朝始者鹿卜之由、有二所見一者也、といへる、私記の説をも思ふべし、元史に、羊の肩骨を灼て卜を行へる事の所見たるは、古法の傳はれるにぞ有るべき、かくて後に。その龜卜法。また皇國に傳りたるに。其法もと同じ法なれば。よく符へるは然る物なるに。況て灼く物の龜甲なるか。鹿骨よりは。取るに便宜しと爲て。對馬卜部の人々の。内々そを用ひたるが。天智天皇の御世に、令典を撰ばしめ給ふ時に。よろづ古風を止めて。漢風に依らむと爲たまふ御謀なりしかば。此時公に用ひ給へる故に。大寶の令に。卜兆と記されたり。

義解に、卜者灼レ亀也、兆者灼レ亀縦横之文也と見え、同じく集解に、灼驗爲レ兆、とも有るを思ふべし、

然るを。漢土にへつらふきはゝ龜卜は。もと我が古の鹿卜の。本を辨へず。鹿の正卜は絶果てたる故に。龜卜を用ひ。其を神代の太兆なりと言ひ成せりと思ふめるは。未しき想像なりかし。なほ此事古史傳に委しく註へれば。此にはただ大略をいふのみなり、

さて此字原は。太兆より出たること疑なく所思る由は。縦の丑畫は驗形の十。を裂て作れるにて。〓は十を左右二つに別ち。|は中の一。を去り

上。は十。の一。を下につけ。下。は十。の一。を上に付けたる物なるべし。横の九畫は圓。より出たるにてまづ〇を圓。の畫に象どり。工。は十。の中の一を中斷して上下に付け。ᒣ。ᒪ。は口。を斜に裂たる本の形を。その儘に二畫に別ち用ひたりと見え。ᒥ。ᒧ。は□。を縦に眞中より裂て二畫に爲たるなり。合。は口。を斜に裂きたる上の一畫を〇。に象どれる儘に冠らせ八。は□。を斜に裂きたる下の一畫を。其儘に引起したる物と見えたり。

但し此は、唯にうち見たる有のまに／＼言るなれば、中には當らざるも有るべければ、後ノ人よく考へて定むべし、

上の件四十七音の字は。この五畫九畫を。縦ノは、横ノに用ひて作れる故に。日文とは言ふなるべし。然るは日文とは火文の義にて。鹿の肩骨を波々迦の木の火もて灼て。その灯圻の食べき文を。音の符印と爲たるより出たる言と見ゆ。

漢士の卜兆の字ども、皆その象形なるを思ふべし、

また布美てふ言は開題記にもかつ／＼云へる如く。文の字の漢音を。皇國の音に轉して。訓に爲たるなりと云ふは。舊たる説なれど。舊見なるべく所思たり。

そは卜兆は、其卜相たる事を印驗しおきて、舊を見る料の設なればなり、

偖また此四十七音の文字を。すべて此布美と號たる故に。其をやがて一二三の數名にとりて。余以牟那夜許登毛知呂と。四五六七八九十百千萬の語を。此語の片語にいひ繼たる物なるべし

一より萬までの正訓は、一二三四、五六七、八九十、百千萬なり、其言の義は、古史傳に委しく註せるを見るべし、

良禰之幾留由葦都和奴曾遠多波久米加字於衣爾佐里閉互能麻須阿世惠保禮計。と云ふも。此に準へて想へば。決めて片語なるべく所思ゆれど其義は。いかにとも知るべき由なし。此は知えぬぞ中々に尊かるべき。

然るをかの大成經といふ僞書に、此語を記して、人含道善命報名親晃倫元因心顯煉忍君主豐位臣私盜勿男田畠紓女蠶績織家饒榮理宜照

法守進惡攻絶欲我刪。と譯して、此を上宮太子の物し給へりと云へるは、大成經を僞り作れる潮音僧が、いかにしてか、比布美云々の語をきゝ持ちて、そを天照大御神の、始めて勅語へ給へりと記し、また旁々に神世の文字は大已貴命の造り給へりとも、天思兼神の作り給へりとも語り傳ふる故に、其作者を、此二神に託し、其文字もて記せる記錄の、平岡宮、泡輪宮などに在りしを、上宮太子の見給ひて、かく譯し給へりといふ妄說を、編出せるなり、近ごろ其宮々に傳はれる字なりとて薩摩人白尾國柱が、成形圖說といふ物を始め、何くれの書にも擧て、持はやす人も多かるは傍いたき事なり、かの譯語は、比布美の次第に合すれば、假名の音さへに合はざる物をや、然れど其僞字も人の惑を開かむ爲に、附錄に載し出たるを見るべし、

さて一本の奥書に此を。肥人書也と云へるも由ある事なり。そは次に擧ぐる遺文の下に註ふを見るべし。○偖この遺文に。ㅏㄷ。ㅛㅗと表せ

る。父母の字原の次第によりて。五十韻の圖を作り試るに、左の如く成れり。但しその縦横の、父母字の次第を、寫し誤れる本も多かれど。今は四本よく符へるを採りて記しぬ、

ㄷ ツ	ㅎ フ	ㅅ ス	
두 ツ	후 フ	수 ス	ㅜ ウ
도 ト	호 ホ	소 ソ	ㅗ オ
디 チ	히 ヒ	시 シ	ㅣ イ
더 テ	허 ヘ	서 セ	ㅓ ニ
다 タ	하 ハ	사 サ	ㅏ ア

これ今の世に弘く圖き傳ふる。五十音圖の位さは甚く異なり。是ぞいと上つ世より圖き來つる眞の次第なるべき。

此頃見ゆる北邊隨筆といふ物に、悉曇家には阿の音を本とすれば、口を開けば、始めて出

コ ル	L ヌ	ㄱ ク	工 ユ	ロ ム	○ ウ
コT ル	LT ヌ	ㄱT ク	工T ユ	ロT ム	OT ウ
コㅗ ロ	Lㅗ ノ	ㄱㅗ コ	工ㅗ ヨ	ロㅗ モ	Oㅗ ヲ
コㅣ リ	Lㅣ ニ	ㄱㅣ キ	工ㅣ イ	ロㅣ ミ	Oㅣ ヰ
コㅓ レ	Lㅓ ネ	ㄱㅓ ケ	工ㅓ エ	ロㅓ メ	Oㅓ ヱ
コㅏ ラ	Lㅏ ナ	ㄱㅏ カ	工ㅏ ヤ	ロㅏ マ	Oㅏ ワ

る聲は字なり、此をもて見れば、他域の言は知らず、吾が大御國にしては、五十の音の本は、字なること疑ひなしといへり、此說こゝに著はす圖にも符ひ、理にも叶ひて、實に然ることゝぞ所思たる、

然るを今傳はる五十音の圖は。こを後に改め作れる物と所思たり。

但し我が上つ世に、五十音の圖は有らざりけむと、生しき間は、誰も思ふべく、余も往し年ごろは、然思ひたりしかど。上の件のコㅏ ㄷㅓ（タテ）といひ、工ㅗ ㄱㅗ（ヨコ）といへる語書によりて、上つ世にも、五十音の圖有けりと思ひ定めたるなり。五十音の圖をものする由に非ざらましかば、ㄷㅏ ㄷㅓ（タテ）といひ、工ㅗ ㄱㅗ（ヨコ）と云へるをば、何の由さかせまし、然れど神のものし給へるか否じか、そは詳ならず、何れにもいと古き物にて、今ある五十音の圖のいまだ無りし以前の事には違ひ有るまじく所思ゆ、

さて右の日文四十七字を。縱橫交母の字原の位によりて著はせる。五十音の圖に合せ見るに。OㅗOㅏ（オア）の二た字餘れり。此を視るに。縱畫の丄トは例の如くなれど。〇は橫畫の中になき畫なるが。いと不審きにつきて考ふるに。まづT丄丨ㅓㅏの五畫は。ただ母字に用ふるのみにて。此を一音に用ふこと無ければ。四十七音。に於阿

の二字足らざる故に。別に이아の二字を作り給へる物なるべし。かくて此二字は。오아の字の父畫なる。◯の上を裂放ちたる物と見ゆ。しか物し給へる。神の御意は知るべからねど。强ひて按ふに。이아は。發音の初に。自然に字を含みたる音なる故に。於阿は。其字を開き去たる音なり。といふ義をもて。◯の上を裂き開きたる物ならむか。然れど此は試に言へれど。尚よく考へて決むべし。

ヒ フ ミ ヨ イ
ム ナ ヤ コ ト
モ チ ロ ラ ネ

シ キ ル ユ ヰ
ツ ワ ヌ ソ ヲ
タ ハ ク メ カ
ウ オ エ ニ サ
リ ヘ テ ノ マ
ス ア セ ヱ ホ

レ　ケ

ヒ　フ　ミ　ヨ　イ　ム

ナ　ヤ　コ　ト　モ　チ

ロ　ラ　ネ　シ　キ　ル

ユ　ヰ　ツ　ワ　ヌ　ソ

ヲ　タ　ハ　ク　メ　カ

ウ　オ　エ　ニ　サ　リ

ヘ　テ　ノ　マ　ス　ア

セ　ヱ　ホ　レ　ケ

右神世字。天思兼命所レ撰述。對馬國卜部。阿比留中務傳レ之。○一本云。右日文者。日神勅二思兼命一所レ製也。筆法祕傳者。筆意。把筆。運筆。全假。離合。廣文。縮文。以上七條。卜部家ニ傳有レ之。

こは假にいへる、皇和神代字集に載せるが中の一枚と、森川士義が集めたる中の一枚とを校合せ見て載せり、但し二た枚ともに、希に橫に作れる字も交れるが、前に擧げたるに希々縱に作れる字も交れるを、己が私に彼は橫

此は縦の一體に整たるなり、其は見易からむ事を思ひてなり、

○此二つの奥書は。草書眞書二體に兼たる奥書なり。この眞字を前に擧げたる眞字と比校るに彼は横に書き。此は縦にかける違ひのみにて。全く同じ字なり。然れば對馬の國の卜部阿比留氏の家に傳へて。天思兼命所撰と。いひ繼ぎ來つること實に然るべし。

但し前に擧げたるも、此一枚も、今にその家に持傳ふるが、問まほしき事なり、何れも其傳へたる年月を記さねば、何頃まで持傳へたりと云ふこと知るべからず、彼の國の卜部はもと數十家有りしが、次々に絶ゑて、今は一二家ならでは存らずと聞けり、阿比留氏は、その絶ゑたるが中の一家には非ざるか、彼の國人によしみてたづぬべし、新井主の折たく柴といふ物に、對馬國の儒生、阿比留と云ひし人と、相交れる由見えて、此人後には西山順泰と云ひしと記されたるは、決めて同族なるべし、

然るを前に擧げたる日文の奥書に。中古所謂肥人書也と云へり。此を前にはいと信がたく思へりしを此頃よく思へば。思ひ合すべき事なむ有りける。其はまづ此なる草字は。やがて上なる眞字の草書なるが。

其由は、第三に擧る遺文の下にいふを見て知るべし、

釋日本紀に。和字の興を問へる答の其一には師說大藏省御書中有肥人之書六七枚許。先帝於御書所令寫給其字皆用假名。或其字未明或乃川等字明見之。若以彼可爲始歟。とあるは。古史徵の開題記に言へる如く。康保以前の私記の說と通えたるが。この肥人書と云ふものゝこと。前にかの開題記を撰れる頃までは。肥國人の古く作れる和字に。たま〳〵乃川などの漢字の。交れるなるべし。と思へりしを。上下に擧たる字どもを見て。近き頃よく考ふるにこの謂ゆる肥人書は。すなはち今此書に著はし傳ふる字等にて。乃川等の字明見之といへる二字は。漢字にあらず。其はまづ萬葉集を始め

古き書どもに用ひ來れる乃川の二字は。元より漢字にて。乃はナイの音なるを。ノに轉じ用ひたる例にて論もなく。川は川字を義訓にツに用ひたりと見ゆるが。
但しこの川字の事は、舊くも今もくさ〴〵說ふ言ども聞ゆれど、余は川字の義訓と思ひ定めたり、
適々肥國人の書ける皇國字にそれに似たるが有りしを見て。ゆくりなく。漢字の乃川なりと思へるなりけり。其は乃は此に擧たる草字に乃とある字を。鶴岡八幡宮に傳はれる草字の日文を始め。其餘にも乃とやうに書けり。然ればかの肥人之書にもしか書けむを漢字の乃の字と思ひ錯り。川はこれの遺文に刂と作る字あり此を彼の肥人之書にもしか書きけむを。川字と思ひ紛したるなりけり。
但し此はネの音なり、
近ごろ大竹政文が記せる物を見たるに其中に釋紀の古寫本より、右の文を拔書したるを記せり、其には、乃川等字明見之とあり、然れば今の印本に、乃川とあるは、轉寫して、漢字の體に訛れるなるべし、
然れば釋紀に。肥人之書のあるは。今著し傳ふる神字の草書を。肥國人の書けるなること疑なく。上の件の奥書に。中古所謂肥人書也と云へるは。中つ世より書傳たるにて。此を肥國人の書きたるも存りしを。見たる人の奥書なること。更に疑なき物なり。
釋紀に肥人之書と、之字を入れたるをも想ふべし、肥人の書といふ事は灼然をや、然るを仁和寺書目に、肥人書五卷と標して、一部の書名とせるは信がたし、既に釋紀に、六七枚許りとあるをや、纔に四十七音の字なれば、大字に書きたらむも、六七枚には過ぐべからず、總てかの書目錄には、かく信けがたき漫事のうち交れること、開題記にも往々論へるを見るべし、
然るに新井君美ぬしの同文通考に。右の釋紀の文と。仁和寺書目に。肥人書と有るを引きて。肥人書とは。肥國人の書なりといふ人有れど。

肥國とは、今の肥前肥後等の國是なり、萬葉集に。肥人と書きたるを。コマヒトと訓たれば。肥人書といふは。高麗國の書をや言ひけむ。今も朝鮮にて用ふる文字。その體梵字の如くなる諺文と云へるあり。今その國に用ふる文字あること。古へよりの俗なるべし。然らば高麗の世に。其國に行はれし文字。我國に傳はりしを記せる書なりけむも知らず。と言れたれど此はいみじき非說なり。そは此說は萬葉集十一卷に。寄レ物陳レ思歌の處に。『肥人の額髮結へる染木綿の。染し心を我忘れめや。』とある歌の肥人を。常の印本に。コマビトと假名付たるを見て。言はれたる說なれど。此は非訓なり。ヒノヒトと訓むべし。

萬葉集略解に、ウマヒトと訓みて、いへる說もあれど、其も非言なり、此は別に論へる物あり、

然るは此歌に並べて『早人の名に負ふ夜音いちじろく。吾が名を謂らせ孋と恃まむ。』と云へる歌あり。早人とは薩摩人の事なるに。かく並べ載せると。仁和寺書目錄に。肥人書。薩人書と並べて載せるを以ても。我が肥國人の書なること論ひなし。殊に肥人を高麗人とする事は。ただ萬葉集の誤訓を。據とするより外に。正しき證なき事なるをや。

また此には、釋紀にいはゆる肥人之書を、朝鮮の諺文の、吾國に傳はりしを記せる書ならむと言つゝ、末には、肥人書と云ふを、神代の字と決めて、今のいろは假字の中なる、の。へつを、やがて其和字なる由に言はれしは如何ぞや、すべて此主の說には、前後うち合はず、また說決むべき事をも、穩めかして、生々に說おかれたる說等多かれば、此の主の書は其心して見るべし。

殊にかの諺文といふ字は。皇國字の彼國にも舊く傳はり遺れるを原と爲して。近く我が應永の頃に。彼の國人の悉曇章に附會して。杜撰れる字としも知られざるは。此主の博識にとりては大なる思ひ落しにぞ有りける。其はまづ伊藤長胤が三韓紀畧の方諺畧といふ書に。洪荒之世以レ

識相什。人文既開國各有文。篆隷旁行皆通其故。西韓之人。自漢以來專用漢字。

篤胤云ふ、こは長胤何によりて説へるにか、韓地にて漢字を用ひたるは、此よりはなほ後なりき、其由下に云ふを見て知るべし、及明之中世。初做蒙古半蘭之製。爲國字。名曰諺文と記し。彼國の慵齋叢話といふ書に。世宗設諺文廳。命申高靈成三問等製諺文。終聲八字。初聲。八字。中聲十一字。其字體依梵字爲之。本國及諸國語音。文字所不能記者。悉通無礙。洪武正韻諸字亦皆以諺文書之。遂分五音。而別之曰牙舌唇齒喉。唇音有輕重之殊。舌音有正反之別。字亦有全清次清全濁不清不濁之差。雖無知婦人無不瞭然曉之。聖人創物之智有非凡力之所及也といへる文を引きて。

慵齋叢話のこと、同書文籍彙の條に、慵齋叢話十卷、共成文公所著と見えて、やがて朝鮮國の人の著はせる書なり。予はいまだ其書を見ず。

訓蒙字會なる。諺文字母といへる條を。その随に擧げたり。

訓蒙字會も、朝鮮の書にて、此書の事も、文籍彙の條に、訓蒙字會三卷、折衝將軍、行忠武衞副護崔世珍著、四字類聚諸作書、總三千三百六十字、皆記天地山川、鳥獸草木、器物顔色、毎字下加音釋諺文及註、嘉靖六年序とあり、

その字母。また造字の事を著はせる訓蒙字會の文。左に擧ぐるが如し。

初聲終聲通用八字

ㄱ其役　ㄴ尼隱　ㄷ池末　ㄹ梨乙　ㅁ眉音　ㅂ非邑　ㅅ詩衣　ㅇ異凝

末衣兩字只取本字之釋俚語爲聲

其尼池梨眉非時異八音用於初聲。

役隱末乙音邑衣凝八音用於終聲。

初聲獨用八字

ㅋ箕ㅌ治ㅍ皮ㅈ之ㅊ齒ㅿ而ㅇ伊ㆆ屎
箕字亦取本字之釋。俚語爲聲。

中聲獨用十一字

ㅏ阿ㅑ也ㅓ於ㅕ余ㅗ吾ㅛ要ㅜ牛ㅠ由
ㅡ應不用終聲。ㅣ伊只用中聲。ㆍ思不用初聲。

初中聲合用作字例

가갸거겨고교구규그기ᄀᆞ
以ㄱ其爲初聲。以ㅏ阿爲中聲。合ㄱㅏ爲字。則가此家字音也。又以ㄱ役爲終聲。合가ㄱ爲字。則각此各字音也。餘倣此。

初中終三聲合用作字例

각간肝갇笠갈刀감柿갑甲갓皮강江
ㄱㅋ下各音爲初聲。ㅏ下各音爲中聲。作가갸例。作一百七十六字。以ㄴ下七音爲終聲。作字。如肝至江七字。唯ㅇ之初聲。與ㆁ字音俗呼相近。故俗用初聲。則皆用ㅇ音。若上字有ㆁ音終聲。則下字必用ㆁ音爲初聲也。ㆁ字之音動鼻作聲。ㅇ字之音發爲喉中輕虛之聲而已。故初雖稍異。而大體相似也。漢音ㆁ音初聲或歸於尼音或ㆁㅇ相混無別。

此は屋代翁の藏ちたる訓蒙字會を借覽て。直に抄書したるなり。
但し稀には、字の誤りたるも有るをば、三韓紀畧に引けるによりて、補ひもし、正しもして引きたり、
偖この諺文を。傭齋叢話に。かの世宗が時に創めて製り出たりと言へれども。
朝鮮の、今の王統の初祖を、李成桂といひて高麗人なるが、漢國明太祖が、洪武二十五年と云ける年に、彼地に王と爲れり、此を太祖といふ、次に其子李芳遠と云が代り立つ、此を太宗恭定王といふ、次に其子李裪といへるが立てり、その元年は、皇國の應永二十六年に當り、漢土明代の永樂十七年に當れり、此を世宗莊憲王といふ、此が時に諺文を

作れる由なり、

實は皇國字の。舊く彼國にも傳はり存れるに原づきて作れる由は。まづ朝鮮といふは。師説の如く。いと古くは三韓の北に有りし。一小國の號なりしが。後に三韓。高句麗。濊貊。沃沮などいふ國々を混一に爲して。朝鮮といへるにて古に三韓と云へるは。今の朝鮮の內の。南方半分ばかりなり。

三韓とは、馬韓、辰韓、辨韓の三ッにして、馬韓はすなはち百濟なり、新羅は、辨韓の內の一國、高麗はもと、三韓とは別にして、朝鮮濊貊などをへだてゝ、北の方にあり、かくて後には、この三國をさして、三韓と云めれど本は然らず、

さて今は。右の國等を悉すべて。朝鮮といふ。

抑この朝鮮國は。皇國にいと近き蕃國にて。彼の地に往來ありし事の始めを思ふに。健速須佐之男命。高天原より。天の壁立つ極み廻り坐して。新羅國に降り到き給ひて。韓地の島は。吾居まく欲せずと詔ひて。皇國に還り渡りませるは。いと古けれど。此時は彼の地には。いまだ人類も無かりし頃の事とおぼゆれば。此はおきて。是より遙後に。神武天皇の。倭國に入り給ふ時に。木國熊野の海中にて。暴風に遇ひ給へるに。御從に坐せる三毛入野命。浪秀を踏みて常世國に渡り給ひ。新羅國に至り坐て。その國王と成りたまひ。

此事委しくは、古史傳、また徵に記し辨へたり、神武天皇の卷を見て知るべし、

その御裔の次々に、彼處を治めたるが。後に其裔は。皇國に還り來りぬ。其は崇神天皇の御世に。新羅國王の子。天日槍といふが來れり。此すなはち其御裔なること。姓氏錄右京皇別に。新良貴。彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊男。稻飯命之後也。是於新良國即爲國主。稻飯命出於新羅國王者祖とあると。

新羅國へ渡り坐るは、實は三毛入野命なるを姓氏錄に、稻飯命といへるは、御兄弟の間にて、傳へ誤れるなり、此は例多かることなり

その時日矛の持來れる寶物に、振浪比禮。切浪

比禮。振風比禮。切風比禮など八種ありて。此は後に伊豆志の八前大神の齋ひたるが。いと神々しきは。彼三毛入野命の。浪秀を蹈て渡り給ふ時に持渡り給へるを。持還れりと聞ゆるに。思ひ合はせて辯ふべし。

此事委しくは、古史傳に註へれば、こゝにはたゞ、大略を云ふのみぞ、

さて日矛の參來て後の事を。東國通鑑によりて考ふるに。此後の新羅の始祖は。姓は朴。名は赫居西といふ者にて。漢宣帝と云ひける王が。五鳳元年と云ひける年に。新羅を知り始たる由なるが。此は崇神天皇の四十一年に當れば。日矛の參來れる後を知れりとして。時代もよく符へり。

東國通鑑は、僞多き書なれども、此は信なるべく所思たり、

かくて仲哀天皇の御世に。神の御誨によりて。神功皇后。新羅國を征伐たまひしかば。速に服ひ奉り。百濟國。高麗國も次々に服ひ奉れる故に。百濟國に。日本府を建て。多くの官人を遣して。彼地を治めしめ給ひ。彼國々よりも。人多く參渡り來て仕へ奉りしこと。御紀に委しく見えたるが如し。

なほ巨細なる事は、古史傳に就きて見るべし

さて東國通鑑によりて考ふるに。百濟國には。開國より其國字は無かりしを。近肖王と云へるが。

・また肖古王とも見えたり、

二十九年といふ年に。始めて漢字を用ひ。

西土は、晉孝武帝が寧康二年にあたり、皇國は仁德天皇の六十年に當れり、

高麗國には。小獸王といふが二年といふ年に。始めて漢字を用ひ。

西土は、晉簡文帝が咸安二年にあたり、皇國は仁德天皇の六十年に當れり、

新羅國には。法興王といへるが。元年といふ年に。漢字を用ひ始めたる趣に見えたり。

西土は、梁武帝が天監十三年にあたり、皇國にては、繼體天皇の八年に當れり、

然れど。應神天皇紀十五年の下に。百濟國より

阿直岐王仁二人の博士を進り。漢籍をも貢れる由見え。二十八年の下に高麗國より漢文の表を上れる事も見えたれば。百濟高麗ともに。既に漢文字を傳へては有れど。未弘くは用ひざりしなるべし。

但し此事は、既く寺島氏が、和漢三才圖會にもいへり、

さて彼の地には。かく元より國字の無かりしがば。當昔服從始し間より。皇國文字を傳へ賜はりて用ひけんが。それ朝鮮の世宗が時まで。をろ〳〵存り傳はりけむは。然も有るべき事なり

彼の地は、元より訓語の國なれば、漢字よりは、早く皇國字を用ひ習ひけむこと、實にも尤なる事にざりける、

故それに原づきて。諺文を製れること。更に疑なき物なり。其を委曲に論はゞ。まづ早く釋日本紀に。肥人之書といへる書は。やがて今傳ふる日文なること。乃川等字明見之と說へる字の。正しく存れるを以て灼然く。日文は本にて諺文は末なること。釋紀を著はせる卜部兼方は開題記にも記せる如く。龜山院天皇の御世より花園院天皇の御世あたりまでの人にて。釋紀は其年間に出來たるに。其に引たる私記に。肥人之書を。古書と爲たれば。其いと古き書なりしこと知るべく。この私記を。康保私記と爲たらむにも。諺文を製れりといふ。朝鮮の世宗が時よりは。四百六十年ばかりも前なるに。其に既に古書と爲て。和字の始と爲すべしとさへ言へるをや。また彼の說を。私記の說ならず。釋紀の說と爲たらむにも。釋紀を記せる年は詳ならねど。正安三年に書寫の奥書ある。其年より彼の朝鮮の世宗が元年は。皇國の應永二十六年に當れば。百十九年間あり。然れば釋紀に。肥人之書の事を記せる年より。朝鮮にて諺文を作れる年まで。其間二百年ばかりもや有るべき。此をもて日文のいと古く。諺文のいたく後なる事は。更に論ひなし。また諺文を。日文に原づきて作れる字なること。上に引き出でたる。初聲終聲通用八字の中なるㄱ其。ㄴ尼。ㅁ眉。ㅅ時は。古のまゝにいと正く傳はれり。ㄷ池は。正

くは匚とあるべきを。少か形を訛り傳へ。己梨は正くは。ㄱとあるべきを。下にㄴの付たるは訛なり。

予が集めたる日文の中にも、二本、ㄱを己と作るがあるは、諺文の訛を受たる、後人のさかしらせる字なり、

ㅂ非は日文にては合なるを。何にしてかく訛り傳へたるか。

もしくは朝鮮人の、さかしらならむも知るべからず、

ㆁ異は日文にてはに工あたるを。此は疑なく世宗が時に改めたるなり。其は彼の國に古く傳はれるは。ㅗなりしこと。高麗國にて鑄たりといふ。元祐通寶といふ錢の背文に。この字を鑄付けたるを思ふべし。此は日文の字なるをや。

こは余心著かずて在りけるに、圓明院行智が告知せたるなり、元祐は、漢國趙宋哲宗といへるが年號にて、八年つゞきたり、皇國は堀河天皇の寛治年中にあたれり、行智が言に此は宋の元祐錢にならひて、高麗にて鑄たるならむと云へり、實に然るべし、宋の元祐より、朝鮮の世宗が時まで、三百四十年ばかりにやならむ、

なは元祐通寶の背文に、くさ〴〵の字あり、其は皆日文を訛り傳へたるを鑄付たるが中に亘字を鑄付たるあり、こはヱ字にて正しけれど今の諺文に、此字なきをも思ふべし、

さて日文の九父字の中なる○字は。ㅜㅗㅣㅓㅏ等の五母字に配せて。우오이어아の五子字に用ふる字なれば。諺文の初終通用字の中に有るべきに。初聲獨用八字の中に出て。ㅇ伊と有るは。音を訛れるのみならず。悉曇によりて字を製ると言つゝ。悉曇の理をさへに知らざる誤なり。然るは初終通用字の中に。ㅇ字無くては。五十音圖に。ウヲヰヱワの行を作つべき由なきをや。

初終通用字は、かならず九字無ては叶はぬ理なるに、八字あり、なほよく諺文と、悉曇章とを引き合せて、此理を辨ふべし、

さて初終通用字どもに。右の如き誤りは有れ

ど。初聲に用ひ。かつ其音に訛なき事は。日文の古傳とよく符へれど。役隱末乙音邑衣凝などの。終聲八音に用ふる事は。悉曇牛蒲の製に倣へる。韓人のさかしらなりまた初聲獨用八字を別に作たるも。杜撰なることは。言ふまでもなきが中に。〇とㆆとは。彼地に古く傳はれる皇國字なるが。音を訛れり。ㆆ字は。日文の卟字を。下に擧げたる。薩人書也と奥書ある遺文の眞字に。ㆆと作き。社々に傳はれる遺字どもに。ㆆと書ける草書を。傳へ錯れるなり。

此字の事は、なほ第三の遺文の下に、委しく言ふを見るべし、

さて中聲獨用十一字の中なる。ㅏㅓㅗㅜㅣの五字は。正に日文の五母字なれど。ㅏ阿。ㅣ伊のみ本音を違へず。ㅓ於。ㅗ吾。ㅜ牛は音を訛り傳へたるなり。ㅑㅕㅛ〇ㅡㆍの六字は。例の杜撰なれば論ふに足らず。抑かゝる杜撰どもは。皇國の正しき字は傳へながら。年を重ね世を經るまに〳〵。古傳の用格を失へるを。强に其字に原づき。悉曇章を附會して。字を製り增たる故に。かく事痛き拙き物とは成にけむ。諺文もし彼世宗が時に。創めて作れるならむには必字原を物せではえ有らぬ態なり。其は字體を視るに決めて字原なくては叶はぬ文字なるに。其なきは。元より傳はり存し文字に原づきて。製れるなるをも思ふべし。然れば諺文といふ名も。舊より其國の俗諺に用へる字なる由の名にぞ有るべき。

或は原文とかける書のあるも、由ある事なりなほ言はば。日文もし諺文に依て作れる字ならましかば。字音作字用例も。かならず彼の諺文と同く。悉曇章と等しかるべきに。大に異にして事痛からず。上の世の質朴なる風によく符ひて。字原の正しきは更にも言はず。字音製字いと正しく。諺文のそなるとは一日に云ふべくも非らず。製字の正しきとは。ㅜを縦とし母と爲て。スフツルヌクユムウ九音の尾聲に通し用ひて紛るゝ事なく。

ㅗㅣㅓㅏの四畫を縦とし母として、尾聲とせ

る事も、これに准へて知るべし、
へを横とし父と爲て。フホヒヘハ五音の首聲に
通し用ひて錯ることなく。
ㆁ匚コ乚ㄱ工口〇の八畫を、横とし父として
首聲とせる事も、これに准へて知るべし、
字音の正しきとは。ツヲヰヱワ。ユヨイエヤの
二行も。紛はしき事なく。正しく作ちて。オヲ
イヰよく別りて。其所屬のいと正しきを以て言
ふなり。諺文によりて製れる物ならましかば。
如斯く正からめや。其はオヲイヰエヱの差別を
知らで無用なる事の如く思へるは舊き事にて。
七百年ばかり以來は。殊に然有りしを。近ごろ
契冲法師が明めたるより。世の人も。此差別を
正すべき事を知りたれば。日文もし契冲僧が。
此事を明らめざる以前に。僞り作れるならむに
は。此差別も立まじく。またオヲの所屬をも。
年久しく錯亂り來れるを。此は吾師の近頃明め
られし事なれば。日文もし。我が師説の。世に
著れざる以前の人の。諺文によりて物せるなら
むには決めて錯り亂れて有べきに。いと正しき
をも思ふべし。

これら日文字の後の人の作れるに非ざる由を
知るべき證の、殊に明なる物ぞ、なほ總論に
辨へたる説をも、合せ考ふべし、

かゝれば。新井君美ぬしの。肥人書を。朝鮮の
諺文にやと言はれし説の。いかに非説ならじや
は。○さて上の件の奥書に。筆法秘傳者。筆意。
把筆。運筆。季假。離合。廣文。縮文。以上七
條。卜部家口傳有レ之とある條々は。謂ありて
今此に著し難し。

神字日文傳下卷

平篤胤謹輯考

門人　武藏國　森川士義　同
　　　下總國　石上鑒賢
　　　武藏國　原田秀親　校

○是(これ)より。彼此(そこここ)に傳(つた)はれる日文(ひふみ)を。次々(つぎつぎ)に論(あげつら)へり。

ヒ　フ　ミ　ヨ　イ
ム　ナ　ヤ　コ　ト
モ　チ　ロ　ラ　ネ

シ　キ　ル　ユ　ヰ
ツ　ワ　ヌ　ソ　ヲ
タ　ハ　ク　メ　カ
ウ　オ　エ　ニ　サ
リ　ヘ　テ　ノ　マ
ス　ア　セ　ヱ　ホ

ノ　커　ケ

ᄋ　あ　ぬ

右出雲國大社所傳云。（以上は墨にて記し、以下は朱をもて記したり）武藏國人金井滌身麻呂傳政文者也。（金井滌身麻呂、何人と云ふことを知らず、政文が事は既にいへりき、○一本云右神世草文。中古所謂薩人書也。○こは佐藤信淵が見せたる一書に有りしを本に採り。又一本を得て校正したるなり。此遺文を得たるに依りて。今傳ふる日文の草書等は。히후미の草書なる事を始めて知れり。（阿波禮この一枚を得ざらましかば、此日文傳の考は出來まじく、あたら神字の永く埋もれなまし物をと、いと嬉く、此は實に信淵が贈物にぞ有りけること然れども、下に隷たる眞字の中に。上に擧げたる縦横二體の眞字と。異なる字の多かるは。いと心得がたく所思るが中に。싀두工古ᄋの五字は。異字に非ず異體なり。然れば싀は시を二つ重ねたるなり。두は正くは누と書くべきᄂを。∨と書き。工は正くは까と書くべきトを。丄と書きたるなり。古は正くは마と書くべきを。縦さまに書き。（諺文の初聲字の中にある古は、此草字を誤り傳へたるなること、上に既に云へるが如しこ）ᄋは正しくは기と書くべきをᄀを。○く丅と横體に書けるなり。此は按ふに。草體を、眞字體に書ける物なるべし。（漢にも倭にも、草躰の眞字躰になれるが幾等も有ることは、誰も知れるが如しこさてㅇᅇㅿ흐됴ᅌ洽などの八字はいかなる所以ありて。모。디。유。하。에。니。수。호等の字を用ひずかゝる異字を書交へ給へるにか。甚心得がたし。後の人よく考へて定むべし。（もしくは、縱横同書の字の多かる故に、草字の同形に見えて、錯らむ事をおぼして、たゞ此は某字の草字といふ目印に、いたく形を變へて作給へるが、下に隷けたる眞字は、此も其草躰を眞字躰に直せるにも有るべし、漢字にも然る例はいと多かりこさて今傳ふる草字の多かる中に。此一枚は。殊に轉訛

の誤も多かりと見ゆ。中にも亞字は。眞字に少かも似ざるは更にも言はず。次々に擧る遺文どもにも。曾て似付かざる異體なるは。甚く寫し誤れりと見えたり。此遺文に限らず。轉寫すとて。誤りたり。と見ゆる字の多かれば。熟く餘の遺文どもと比校て。筆意字體の種々に轉れる様を見辨へ。中に就て。字體の穩雅なるを用ふべし。○さて此遺文を。出雲國大社所傳と云へれば。彼新井白石ぬしの見られたる。竹簡に漆もて記たりし文字を寫せる物か。その竹簡。今も彼社に存りや其は知らず。（次々に擧ぐる遺文ども〻、彼の神社、こ〻の佛閣に傳へたりと奥書ある中には、傳聞の誤も有るべく、また信につたへ持たるも、前に人選びして、祕に授けたるが、弘ごれるにこりて、本書を見する事を惜みて、隱しおく〳〵も有るべく、また一度ひそかに傳へたる後に、本書い紛失たるも有るべければ今は某々に本書どもの無ども、右の類の奥書どもを、僞言とは云ふへからず）偖また此を。中古所レ謂薩人書也と云へること。何處の傳なるらむ知るべからず。薩人書の事は。仁和寺書目に。肥人書に並べて。薩人書と見えたるのみにて。餘に所見なければ。如何とも考合すべき便なし。然れども肥人之書と云に準へて思へば。薩摩人の書きたる日文と通ねたり。然れば此遺文まことに彼國人の書きたるが。出雲大社に遺り傳はれるに有るべし。よし此奥書どもは。悉信がたきにも有れ。正しき日文字の一體の。舊く傳はれる物なる事は。更に疑ひなき物なりかし。其は上下に載せる遺文どもを。熟く委曲に察わきまへ。予が上にも下にも言へる說等をもよく讀みて。知り辨ふべきなり。

ロ ラ ネ シ
キ ル ユ ヰ
ツ ワ ヌ ソ
ヲ タ ハ ク
ノ カ ウ オ
エ ニ サ リ

ヘ テ ノ マ
ス ア セ コ
ホ レ ケ

右神代四十七字者。聖德皇儲所寫也。和州法隆寺庫中所藏也。(以上は墨にて記し、以下は朱をもて書せり。)右原本。在筑紫宮崎宮。並河内平岡神庫云。○此は京入岩田友靖といふ人の藏たるを。伴信友が寫せると。屋代翁の藏れたると。上野國の閑亭といふ人の集めたる字等を。大野尚芳が寫せる中に有りしと。三本得たるが共にいと正整に寫し傳へたり。聖德皇儲とは。すなはち聖德太子の御事を申せり。此この皇子の寫し傳へ給へりと云ふこと。然も有るべく

所思ゆる由あり。ぞは第十三文。伊夜比古神社に傳はれる字の下に言ふを見るべし。

ヒ　フ　ミ　ヨ　イ
ム　ナ　ヤ　コ　ト
モ　チ　ロ　ラ　ネ
シ　キ　ル　ユ　ヰ
ツ　ワ　ヌ　ソ　ヲ
タ　ハ　ク　メ　カ

ウ　オ　エ　ニ　サ
リ　ヘ　テ　ノ　マ
ス　ア　セ　ヱ　ホ
レ　ケ

右神代ノ假名四十七音也。此外雖レ有ニ異體數多一統レ中寫ニ置雅體一通一者也。四娟堂。○此道文は何許より出でたりと云ふ事を知らず。四娟堂と云ふ人も。何處の誰人と云ふ事知る可らず。森川士義か集たる中に有りしを。其儘に寫し擧げたる也。

ヒ　フ　ミ　ヨ　ム

ム　ナ　ヤ　コ　ト
モ　チ　ロ　ラ　ネ
シ　キ　ル　ユ　ヰ
ツ　ワ　ヌ　ソ　ヲ
タ　ハ　ク　メ　カ
ウ　オ　エ　ニ　サ

リ　ヘ　テ　ノ　マ
ス　ア　セ　ヱ　ホ
レ　ケ

右四十七音之神代文字者。或人云神祇伯王殿御家之所傳者也。信僞未詳矣。傳者姓名有憚故略之。文化五年六月三日。上總國菊麻神社神主根本河內守平佳胤謹寫焉。〇此一枚も森川士義が集めたる中に有りしを寫たるなり。

ヒ　フ　ミ　ヨ　イ　ム　ナ　ヤ
コ　ト　モ　チ　ロ　ラ　ネ　シ

キルユチツワヌソ

ヲタハクメカウオ

ニサリヘテノマ

スアセエホレケ

右神文四十七字者。天思兼命所レ製云。從二桑原一為重傳二受之一。○一本云。以上神文四十七字者。周防國玖珂郡杜野浦。賀茂大明神社之神主。桑原播磨守藤原為重傳書。出雲北島式文所レ授也。

○前の一本は。近江國彦根の海量法師が。森川の士義に授けたるなり。後の一本は。信友が。或人の寫し持ちたりし一卷を。借りて見せたるが中より寫せるなり。(但し其一本に、天照大神所レ作、傳二之於大巳貴命一云々、と有れど、此は誤れる傳なれば、採用ひずなむ。)字體雅ならず。甚く寫し誤れる物と見ゑたり。

ヒフミヨイ

ムナヤコト

モテロラネ

シキルユキ

ツワヌソヲ

タ　ハ　ク　メ　カ

ウ　オ　エ　ニ　サ

リ　ヘ　テ　ノ　マ

ス　ア　セ　エ　ホ

レ　ケ

右神代假名四十七言之字者。綿向神社神主。紀某所レ傳云。文化二年十一月寫レ之。海量。○この一枚も。海量法師が森川士義に授けたるなり

綿向神社と云ふは。神名式に。近江國蒲生郡馬見岡神社二座とある社なり。彼社に舊より傳はれるか。紀某が他より傳へたるか。奥書の文詳ならず。

ヒ　フ　ミ　ヨ　イ

ム　ナ　ヤ　コ　ト

モ　チ　ロ　ラ　ネ

シ　キ　ル　ユ　ヰ

ツ　ワ　ヌ　ソ　ヲ

タ　ハ　ク　メ　カ
ウ　オ　エ　ニ　サ
リ　ヘ　テ　ノ　ア
ス　ア　セ　ヱ　ホ
レ　ケ

右大和國三輪神庫所藏神代文字也。從三輪神人得之竊寫之。吉邑正敏。天明四年甲辰二月二十日。乞於友人正敏摹寫之。白蓮社。○此は屋代翁の寫し藏たれたるを借て寫せるなり。

此を得て後に。上野國人閑亭が集たるをも見たるに。右大和國三輪大神庫中所藏とあり。また一本を得たるに。大和國三輪大神庫中極祕。神代文字。源義亮。と有りて。三枚ともに字體異なることなし。

ヒ　フ　ミ　ヨ　イ
ム　ナ　ヤ　コ　ト
モ　チ　ロ　ラ　ネ
ジ　キ　ル　ニ　テ
ツ　ワ　ヌ　ソ　チ

タ　ハ　ク　メ　カ
ウ　オ　エ　テ　サ
リ　ヘ　テ　ノ　マ
ス　ア　セ　ユ　ホ
レ　ケ

右神世文字四十七音者。從吉田祠官傳受之。○卜部家所傳 云留守友信。○一本云。右阿波國名方郡大宮神社之所傳神世文字也。婦人某所傳寫之。而陸奧國二宮長官。從五位下源惟一。再傳之者也。○此は卜部家所傳といひ。大宮神社之所傳といひ。所傳のいたく異なるは。不審きことなり。何れ一方は。傳聞の誤なるべし。（若くは元は大宮神社より出たるを、卜部家に寫し傳へたる物ならむか、）前なるは。森川士義が輯たる中にあり。後なるは。佐藤信淵が。他に借りて見せたる一卷に有しを寫せるなり。

ヒ　フ　ミ　ヨ　イ　ム
ナ　ヤ　コ　ト　モ　チ
ロ　ラ　ネ　シ　キ　ル
ユ　ヰ　ツ　ワ　ヌ　リ

ラ　タ　ハ　ク　メ　カ

ウ　オ　エ　ニ　サ

ヘ　テ　ノ　マ　ス　ア

セ　エ　ボ　レ　ケ

右神代之字符。大己貴命御製作也。勅封之御祕訣。所納于鶴岡八幡宮寶藏之深祕之由承之。依神道執心之厚感。寫傳之一條。堅禁他傳焉。于時文化五年。戊辰初冬吉辰。菅生兼就。

○一本云。右鶴岡八幡宮庫中之神代文字也。河內國枚岡神社。筑紫宮崎宮之所傳亦同之云。

○こは前なるは。信友が寫し藏たるを寫せるなり。（大己貴命の御製作と云るは、傳說の誤りなり、然るは、筆意は異なりと見ゆれど、上下に擧ぐる遺文どもに全く同じければ、此も日文の草躰にて、思兼命の作り給へる文字なること疑なし。）後なるは、森州士義が集めたるが中の一枚なり。神國神字辨論に。空華老人の著せるも即この遺文にて。書體與書どもに違ふ事なし。然れど右三枚共に。[illegible]の四字錯亂て。[illegible]の間に出たり。故今改めて載せり。また始にも言へる如く。此はもと音譯の無かりしを。上下に擧たる遺文どもに照し考へて。片假名をそへつ。さて此一枚はしも。卜部家の舊說に。神代字は。節はかせを指したる樣なり。と云へるによく符へる書體なり。（されど彼舊說に、其字一萬五千三百六十字ありと云へるは、例の信がたき言なり。）節はかせとは。節博士の義なり（節博士といふ字は、魚山蠆芥抄に見えたり、また樂家錄には、節墨譜と書きて、フシハカセと訓みたり、謠の曲節を敎ふる、博士なる由なり）神樂催馬樂などの古本に指したる節博士の狀

左に擧ぐるが如し。

ヒ　フ　ミ　ヨ　イ
ム　ナ　ヤ　コ　ト
モ　チ　ロ　ラ　ネ

大抵かくの如くなれば。合せ見て。卜部家の舊説に。神世文字を。篤胤博士を指したる如し。と言へる意を辨ふべし。

シ　キ　ル　ユ　ヰ
ツ　ワ　ヌ　ソ　ヲ
タ　ハ　ク　メ　カ
ウ　オ　エ　ニ　サ
リ　ヘ　テ　ノ　マ
ス　ア　セ　ヱ　ホ

[illegible]レ [illegible]ク

右鹿島神宮所藏。借彰考館總裁平伯時寫而畢。日隅東。(屋代翁の寫し藏たれたるにかく有り、日隅東とは、御旗本、那佐久左衞門日下部勝擧ぬしの事なりとぞ、彰考館とは、水戸殿の學館の號なり)〇一本云。右神代四十七字。水藩立原伯時所傳。而鹿島神宮所藏云。源義亮。(これも、屋代翁の寫し置かれたる、一本の奧書なり)〇一本云。右鹿島神宮御庫所藏云。(上野國人閑亭が輯めたるにかく記せり、後にまた一本を得たるにも、同じ奧書なり)〇この鹿島神宮に傳はれりといふ遺文を得たること。凡て四枚なるが。各々いさゝかの寫誤りこそ有れ。全く同じ書體なり。故彼此くらべ見て載せり。(但し四枚共に、[illegible]けの二字、[illegible]の間に入りたるは、舊よりの錯亂ど見ゆたり、今は上下に擧げたる遺文等に合せ見て改め載しつ)さ

て屋代翁も。往年神世文字てふ物を。彼此寫し輯めて。其を訂さむの志ありて。世の事識人たちの思ふ由をも探ねられたるほど。京人藤原貞幹がり。事の次手に。この鹿島神宮に傳はりし文字を寫し贈りて。其意を問はれたるに。彼が言ひおこせける説に。鹿島の神代文字。己も傳へ寫せるが。此は漢籍八紘譯史によりて考ふるに苗國の文字にて侍り。上代に。苗人來りて書きたるが。鹿島に傳はりたるか。其はともあれ。苗の文字に違ひなし。外に神代文字といふ物有るべしとも覺えず。古語拾遺に。上古之世未有文字。貴賤老少口々相傳ふ云々と。齋部廣成の説るにて濟みはべる事にや。と言ひ遣せたりしかば。屋代翁やがて八紘譯史を求めて視られたるに。織志々餘と云ふ篇に。左の如くあり。

苗書

苗人有書非鼎鐘亦非蝌蚪。作者爲誰不可考也。錄其二章以正博物君子。

鐸訓

[illegible]

孝順父母。尊敬長上。和睦郷里。

[illegible]

教訓子孫。各々安生理。母作非為。

[illegible]

猶いま一章あるを。此には只一章を出せり。屋代翁これを鈔録して。いまだ考へをも記さず置かれたるを。已が神世字を紀さむとする志を語りしかば。取出て示せられたり。故考ふるに。まづこの苗人の字。この漢字に配てたる様を観るに。假字には非ず。字ごとに義ありて。象こそ異なれ。漢字の用格と異なしと見ゆ。然れば字數も漢字と同じほどに。いと多有こと著明し然るを貞幹が説に。鹿島に傳はる文字を。此なりと。云へること甚譌なり。其は鹿島の文字。もし苗人の書ならましかば。其國の語なるべく字數も。四十七字ならで。多くも少くも有るべきを。四十七字なるべき由なし。中に一二字。いさゝか似たりげなるも有れど。此は適に似たるにこそ有れ。その一二字のいさゝか似たるを以て。おして全文を。苗人の書に違ひなしと言へるは。譌説ならずやも。殊に鹿島宮なる文字は餘所にも彼此傳はれる遺文と。全く同じ物にて。次第も日文なる物をや。この貞幹と云ひける人は。衝口發と云ふ妄書を作りて。皇國の古を言ひ腐さむと為たる。いみじき穢心の人なりしかば。（衝口發の妄説をば、吾か師の、鉗狂人といふ書を著して、委しく辨へられたるを見るべし）普く人の見ざる遠き漢籍に。たまたまいさゝか似たる文字の交れるをもて。其を記せる物ぞと誣言して。人を惑はさむと為たるなりけり。古語拾遺の説の非言なる由は。古史徴の開題記に委しく辨へたれば。彼記に就きて見るべし。

ヒ　フ　ミ　ヨ　イ

ム　ナ　ヤ　コ　ト

モ　チ　ロ　ラ　ネ
シ　キ　ル　ユ　ヰ
ツ　ワ　ヌ　ソ　ヲ
タ　ハ　ク　メ　カ
ウ　オ　エ　ニ　サ
リ　ヘ　テ　ノ　マ

ス　ア　セ　エ　ホ
レ　ケ

右神代文字者。推古天皇端正元己卯年。所納於當社也。相傳云。天八意命之御作。厩戸皇子之御書焉。

伊夜比古神社神主

時文明九丁酉歲　　高橋兼之

右元書。惜哉天文二十一年之兵火被燒失畢。幸先祖兼之手澤存于予家耳。然眞字假名在傍讀不便也。故今改爲五十連韻。不違本書之假名音替片假名者也。

伊夜比古神社神主

于時貞享五年戊辰八月　彌彥左近光賴寫之畢。

○此は伴元甫が寫し藏たるを。借りて寫しつ。

（但し光頴の奥書に記せる如く、原本は五十音圖に書きたりしを、於乎の所屬なども違ひて紛はしく、かつ上に擧げたる遺文どもは、みな日文の次第なる故に、それに倣ひて、此をも日文の次第に改めたるなり、また前の奥書なる秉之の二字は、花押の傍に、朱をもて小字に書きたりしを、見易からむ事を思ひて、右の如く記せり）さて此を得つるより前に。森川士義が輯めたる文字どもの中より。寫し置きたる一枚も右と同じ遺文にて。奥書に。右神代文字四十七音者。越後國蒲原郡。伊夜比古神社所藏。天八意命之御作也。借平心舍高橋光頴寫。而寫畢。不許他見者也。天和三癸亥年二月。橋三喜齋謹識とあり。斯くて字體筆意互に異なることなし。（こは彌比古神社の遺文のこと、彼社の禰宜高橋齋宮國彦は、やがて神主の同族にて、故大人の弟子なりしが、大人の世を避り給へる後には、己に從ひてあれば、江戸に來れる時に、秉之の本書の事を問へるに、信にこの奥書の如く神主の家に、代々持傳へたりしを、貞享のころこの光頴と云ひける人、社に屬たる僧と、訟事ありて、三年ばかり江戸に召されて在けるが、非分におちて、國に歸るころ、江戸の旅居にて使ひたる妾の、きたなき奴にて、或男と密通して、光頴の衣服その外品々の物を盜み取りて逃たるを、光頴は御尤を蒙りて、國に歸るほどの事なれば、其を探ぬることも得せで、過しぬるが、其の中に紛れて、彼本書を始め、種々の古文書をも失ひたりと語りき、かくて後に、國彦が叔父なる、谷伴藏秀壽とて、七十歳あまりなるが、江戸に來て在るをも伴ひ來れるに、此老人古の道を尊む志ふかく、余が講說の日ごとに二里ばかりある道を、厭ひなく在通ひけるが、我も語りけらくは、吾が祖父は、この光頴の弟子なりしかば、父なる人は、此事をよく知りて語られき、秉之の本書を寫したるが有りしを、己いと弱きほどに、高橋某と云ふ社人の家にて見たるに、この得たまへるに、花押も何も違ふこと無かりき、其さへに、今はその有無を知らず、光頴ぬし、社僧に負たるは、公事なれは、

かつて恨とせざりしが、兼之の本書を失ひたる事をば、世のかぎり歎きたりしと、父の語られしなり、然るに今思ほえず、其寫のまゝなるを見る事よとて、涙おとして、余がこの一枚を得たる事を悦びき、其後もしば〳〵光賴の事を問へるに、江戸に在けるほど、橘三喜齋と云ふ、垂加流の神道を教ふる人の弟子となりて、平心舍といふ舍號も、三喜が命負たるなり、姓は尾張連より出でたる、高橋氏なるが、其をいはゆる苗字にも稱ひ、またの苗字を、彌彦ともいふと語りき、此物語にて、光賴の事も知られ、橘三喜齋に、此を授けたる由緒も知られ、また上に次々擧げたる遺文ども、これに準へて、正しき事をも辨へつ（さて天八意命とは。思兼命の亦名なり。國造本紀に。八意思兼命とあるを始め。古書に多く見えたり。（古史の第六十段の傳を見て知るべし）さて推古天皇の端正元己卯年と云ふこと。甚く心得がたく。前には法師流の妄説なるべく思へりしを。此遺文どもを信ずる意いで來て。後に此事信友と語相しかば

信友が言ひけらく。古代の年號の。國史に載らざるが。當昔の文書石文等に存り。或は古書籍。または神社佛刹の古緣起。古家の系譜などに見え。また古き年代記などにも種々あるが上に。漢韓の戎國の古書にも。希〻は書載せたり。然れど其は。後の世の妖僧等が所爲ならむか。と思はるゝ事の少からぬと。古證ありて。悉皆僞稱とも思ひ定めかねて。然る年號を。物に見當りたる時々は。書留などしつるに。近く寛政九年の頃。既に京人藤原貞幹が。逸號年表といふ書を編して。摺本に爲たるを見れば。然る異年號を。二十四部の古文書どもに據りて撰集め。年紀して表して云はく。續日本紀。（聖武天皇）神龜元年十月朔日詔曰。白鳳以來朱雀以前。年代玄遠尋問難明。而朱雀白鳳二號。日本紀皆不載。其他水鏡諸書所載紀號。國史亦無所見。倶未詳其故也。今一一推以干支輯錄爲年表。如其遺漏。則俟後考と云といへり。（また柴野邦彦主の叙に云はく、異年號者、不可詳其所出也、撰字既淺俗義又多取之

浮屠言、恐非朝廷頒降也。獨神龜詔、擧白鳳朱雀號、延暦解稱、大長號、則不可謂朝字間全無聞知也、而舍人王史、皆闕不載何也、豈以陋謬不可示遠邪。將參差錯出、不可整以干支邪、皆可疑也、要之史缺有開百口異傳、王以宏才精識修成一王法、取信萬世、其於疑者則闕如、固其所也、似今不可必更繭索僻討以攙之、但碑志雜記往々用以紀年、外國人又傳錄著之策、則又有不得遂略而不省者焉、友人藤子冬博古好奇、凡天下古文斷崖遺壑、搜訪靡遺、一日就其中撿出異號、推以干支、作表以譜而後參差可整、而世代可考足以補史家之遺、亦鑑古之佳冊也。と云はれたるは然る説なり、此叙に盡されざる事は、下にいふ説によりて思ひ辨ふべし。)既に盡囊抄に。吾朝に。初は年號無かりき。武烈天皇の御世に。始めて。善紀といふ號有しかども。續かずして有無不定なり。其後孝德天皇の御代に。大化。白雉。天武天皇の御時に。白鳳。朱雀などいふ號有しかども。今の

年紀に連ねず。文武天皇の御宇大寶よりこそ。絶えぬことゝは成りにけれ。但しまた。善紀より次第する本あり。白鳳を。天智天皇の御代に繫け。大化を天武天皇の末に系け。此本すこぶる違ふこと多き故に。此を用ひずと云ふ。たゞ文武天皇五年に係る。大寶より次第するを善とするなりとも記せり。己その逸號年表に引漏せる古文於等に。見當りたるを補綴らむと欲て。古文書五十餘部を集めて。姑く本書に書收おきたるが。端正といふ年號は。安藝國伊都岐島神社縁起にも。推古天皇端正五年癸未と有りて。年紀干支。この神代字の奥書と符合へり。今姑く日本紀の年號に據りて考るに。(以下は年紀干支の論ひなり。)端正元年は。推古天皇の御世の二十七年(己卯)の年號に當れり。然るに。前代崇峻天皇の御世二年己酉の年號を。端政瑞正瑞政など書ける物ありて。(朝鮮の海東諸國記に、皇國の年號を記せるには、端政と作り。すべてを考ふるに、古本年代記、皇代記と全く同く見ゆれば、此二書などの内を傳へ見て、書けるも

のなるべし、但し字の參差るに似て、異なるが多きは、彼此ともに傳寫の誤れるなり。（互に紛はしきを考へ合はするに。まづ其崇峻天皇の御世の二年の年號を。古代の年號に。瑞政元年とし。水鏡皇代記には。端政元年とし。古本年代記には。端正元年とし。（何れも四年に止まれり）平家物語。源平盛衰記に記せるも端正とありて。同じ年紀に當れり。（平家物語、源平盛衰記の二書は、安藝國嚴島明神の由來を記して、推古天皇の御宇、癸丑端正五年十一月云々とあり、此癸丑元年を己酉とせるに合へり、されど、上に引きたる同社の緣起に、推古天皇端正元年癸未とあると同じ傳へにて、平家物語、盛衰記なるは、既に未を丑と誤りたるにもや有らむ、然らでも年紀干支合へれば難なし）今併せ考ふるに瑞政瑞正とあるが正しくて。政正いづれをも書傳へたるなるべし。然れば端政端正と書ける端は。瑞の誤寫とこそ思はるれ。（さて古代年號に瑞政四年の次、推古天皇の元年より、喜樂元、瑞正元、始哭元、と三年うち續きて三號あれど、

此は余に相證すべき事なし、想ふに喜樂は餘文の雜り入たるにて、瑞正は本來の年號の、更に錯ひ入りたるなり。始哭は異本に大哭とあり、當昔佛意にまれ備意にまれ、哭の字を年號に用ふべきに非ず、これも余文の錯び入りたるなるべし）また近江國甲賀郡大原莊。三島大明神緣起に。推古天皇瑞正三年庚戌とあるは。崇峻天皇の三年にて、上に論へる瑞政二年に當れり。されば三年は。二年の寫誤りならむか。（本書を見て定むべし、）然も有らば此も合へり。さらでも證とはなるべきなり。かく辨ふるときは。瑞政（まだ瑞政とも作く）は。崇峻天皇の年號。端正は。推古天皇の年號なりし事は。明なるが如し然るに伊與風土記なる。湯岡ノ側に立在といふ碑文に。法興六年十月歲在丙辰云々と見え。大和國法隆寺なる古物の。釋迦佛光後銘に。法興元卅一年歲次辛巳云々とあり。（法興元とは元年よりといふ意に置たる文と通えたり、）此に因て考ふれば。瑞政三辛亥年は。法興元年に當れり。（瑞政は上に云ふ如く、四五年續きたるに、

其間の三年より、復法興の年號有りしなり）抑々この年號は。色葉字類抄に。元興寺有本新爾寺。推古天皇御願建立於大和國武市郡。格云此寺佛法元興之場。聖教最初之地云々。寺家緣起云。崇峻天皇第二年己酉。聖德太子與蘇我馬子大臣。武內郡飛鳥地建法興寺。本元興寺是也。天平十七年造東寺。今元興寺是也と有ると。碑文に。法興六年丙辰とあるを推上せて考ふるに。元年は辛亥にて。崇峻天皇の御世の第四年に當れり。いはゆる格の文に。此寺佛法元興之場云々と見え。寺號とも稱られたるを思へば。また年號とも稱られしなるべし。瑞政は上に論へる如く。四五年の間の年號と通ゆるに此法興元年は。瑞政二年に當れば年號重れり。故つら／＼其世の趣を推量り考ふるに。聖德太子の御慮にて。崇峻天皇の御世に。私に年號を作りて瑞政と稱へ。物にも記し給へるか。後に推古天皇の御世になりて。後法興寺の事によりて。後より前の瑞政三年を。法興と改めて稱へたまひ。上御代々に遡上りて。稱號の如く名け

給へるなるべし。其は漢風に例ひ給へれど。字は太子の好み給へる佛道の意に據れるを。用ひ給へりと通ゆるをも。思ひ合はすべし。（また按ふに、瑞政三年に、法興の號を復ねて、瑞政法興元年と建られけむも知るべからず、其は後の御代に、天平二十一年を改めて、天平感寶元年と爲され、同九年を天平寶字、その九年を天平神護と改め給へり、年號はもと、漢國の制に例ひ給へるに、漢國にて、四字の年號有しことなし、若くは當時の昔、瑞政法興てふ復字の年號有りしに、例ひ給へるにも有るべし、然らば其四字號を、二字に引放ちても用ひたりけむから今にては、二字紛らはしきにもや有らむ、其は東寺に在る古文書に、天平勝寶を勝寶、天平寶字を寶字とも天平とも、神護景雲を、景雲とも書るが有るをも思ひ合すべくや）其頃いまだ上御代々の事は。大略に語り傳へ。書きも傳へて漢風の歷法支干を用ひ給はざりつる以前の事なれば。年紀きはやかならず。況て支干などは。慥に推定め給はざりつる時なれば。年紀も支干

も。大らかにしてぞ。年號名け給ひけむから。さて後取々に參亙ひて。紛はしく傳れるなり。さて後の御世々々も其に倣ひて。年號を名られたりと通ゆれど。後の御世の如く。重き事として。天下に頒降せ給ふばかりには非で經に來しから。詳ならぬを。孝德天皇の即位乙巳年に大化と稱られたるより。大方世間に頒降ひ給ひけるから日本紀に。此御世の年號より載られたるなるべし。と言へり。此にて端正といふ異年號の事は知られたり。斯て其元年已卯は。推古天皇紀二十七年と云ひける年にて。此頃は聖德太子攝政として。天皇の御事を行ひ給ひ。素より漢風佛法を好み給ふ御心のまに／＼。古風を止めて漢風を移し。此年蘇我馬子と共に議りて。天皇記。國記。諸本記を錄し始られたる頃なりき。欽明天皇紀本註に。帝王本紀多有古字云々。後人習讀以意刊改云々と見えし。(此全文は、開題記に引きて、既に委く論へりき、)貞治六年に。忌部正通宿禰の著はせる神代口訣に。神代文字象形也。應神天皇御宇。異域典經始來朝以降。至

推古天皇。聖德太子以漢字附和字。後百有餘年而成此書焉。と云へるは。傳ありし說と通ゆ。(神代文字象形也とあるを、前に開題記を著はせる時は、漢籍說文に謂ゆる象形と、同義に思へりしかど、今熟思へば、神代文字は、太兆の驗象を原にして作れる故に、象形とは云へるにて、說文に謂ゆる象形の義とは、異なるべくぞ所思ゆる、さて推古天皇の己卯の年より、貞治六年まで、七百五十年に五六年足らぬ間なれば、然る正しき傳書の有りしを見て、聖德太子云々のことは記されにけむ、)また日本紀跋に推古天皇御宇。聖德太子始以漢字。附神代之字傍とあるを合せて考ふるに。上古より有來し日文字を刊りて。漢字を塡てられたるが。然すがに皆絕やし捨てむことを可惜みて。別に人にも書かしめ。親書もし給ひて。古き神社。または佛寺にも遺し納め置かれたるを。勅封なども言傳へたるにぞ有るべき。(鶴岡八幡宮に傳はれる遺文に、勅封して納め給ふと云ひ、法隆寺に傳はれりといふ遺文にも、聖德皇儲の御書なる

由見えたり、なほ開題記に著はせる、神代文字の論を合せ見るべし」所謂端正元己卯年より。高橋兼之の其を寫せる。文明九年まで。八百五十九年になり。文明九年より。光賴の再寫せる貞享五年まで。二百十二年になり。貞享五年の九月に元祿と改元あり。其年より今の文政二己卯年まで。百三十二年になれば。納められたる端正元年より。すべて千二百一年にや成りぬらむ。(ひそかに按ふに、納られたる年は、推古天皇の二十七己卯年なるに、今己が此書に著はして、世に弘むる年も、また己卯年なるは、いと奇しき事なり」さて兼之の手澤に、眞字の假名傍に在りしを。光賴の其を片假名に改めたりとある。眞字の假名は。いはゆる眞假名にて。其は後の世に。日文を讀難にせむ事をおぼして聖德太子の加られたるにて。此は伊夜比古神社に納めたる日文のみならず。諸社に納められたるも然爲たまひけむを。何れも寫す時に刪捨て片假字に改め。その事をさへに言漏せりと知られたり。然るは何れも元本に。眞假名を附けて

無からましかば。其字意を知るべき由の無ければなり。(聖德太子はも、生涯佛道を興し、漢風を移して、皇御祖神の御道を亂されたること、開題記また古史傳に論へる如くなるに、然すがに、神字を絶やさむ事をば惜みて、遺し傳へられしは、皇御祖神の道に違ひ給へる御態をも、いさゝか贖ふべくぞおぼゆる」さて厩戶皇子の御書と言傳へたる元書の。兵火に燒失せたりとある。天文二十二年の頃は。國々に軍ありて。越後國も。つねに兵亂ありし頃なりしかば。兼之の住居。または神庫などの燒かれたりける時にぞ。燒け失せたりけむ。此は方なき事なれど。光賴の時まで傳へ持たりし。兼之の手澤をさへに失ひたりと聞ゆるは。甚惜きことなり。今も何處にか存りや亡しや。〇さて前に。開題記を著はせる時に。上代の文字は。決めて左より右へ。横に竝べて書つらむと考へ記せりしを。今此書に著はし傳ふる日文の遺文に。一枚だにしか書けるがなきは。己が前の考の非なりしかと思ふに。彼の神隨なる理の。違ふべくも非ら

ざるに就きて。猶思ふに。第一に擧げたる日文の眞字を察るに。初聲の字を左より書き始めて右に終聲の字を隷けたるは。これ自然の書體なれば。かく書もて行つゝ。數字を書くときは横行となるめり。是ぞ正しき書體なるを。また初聲の字を上に終聲の字を下に隷けて、○トとやうに書きたる一體もあれば。此は縦行に書くべき勢なり。然れば上つ代に。縦行にも書けりしを。後に漢文を見倣ひて。ます〳〵に縦行に書くことゝなれる世に。記せる日文の傳はれるなりけり。さて然書慣れたる今になりては。横行に書きたらむは。却りて異様に見ゆれば。もし日文字もて物書まほしく思はむ人もあらば。常のごと縦行に書くべし。そは衣服の襟を合はする様も漢にならひて。天武天皇の御世より。右衽と爲賜へるを。今更に本の左衽に復したらむには。異様に見ゆめり。此に準へて思ふべし。

○或人問ふ。上つ代には。文字を何物に書きたる。また其筆墨などはいかに。答ふ。こは信友が説に。往昔は和布に書きたりけむを。其後漢製の紙漉ることを習ひて。漢字を書き。また元よりの古字をも書きけむ。其は敏達天皇紀元年の下に。高麗上表疏書于烏羽云々。王辰爾乃蒸羽於飯氣。以帛印羽悉寫其字とあり。紙あらば。そを用ひむ方便宜かるべきに。帛を用ひたるは。いまだ紙は無かりしにや。其はさまれ。推古天皇紀に。十八年高麗王。貢上僧曇徴法定。曇徴能作彩色及紙墨云々とあるは。此僧始めて紙墨を作れりと聞ゆ。漢國にしては。舊は竹簡を用ひたるが。後に縑帛を用ひて。これを紙と云ふ。（糸に屬きたる字なることを思ふべし）其後に。後漢の元興元年の頃に。蔡倫と云ふ人。樹膚麻頭。及弊布魚網をもて。紙に作り。其君に上れるより始めて。世に從ひ用ひたる由。後漢書に記せり。（是より以前の物に、紙の字の出でたるを證として、蔡倫より以前に、樹膚云々もて製れる紙の、有りと云へる説あれど、其は紙の字の本義を失れたる説なりかし）また墨は。松の木などの烟を用ひ。筆は鹿の毛などもて作りたるなるべし。（漢國にても然する

は、此方におのづから似たるか、またまねびたるにても有るべし」姓氏録に。筆氏燕相國衛滿公之後也。善作筆預十一流。因茲賜筆姓とあるは、何の御世なりけむ知るべからねど。此は漢風の筆を作れる由なり。と言へるは然る説なり。世に筆草と云ふ草ありて、出雲杵築浦ことに宜しく、其外にも有て、予もあまた蓄藏て、其根、毛を集めたるが如くにて、能く墨を含めり、此を用ひて物書き試むるに、大抵の事は書得らるゝ物なり、然れば筆の製作なき以前は、此を用ひてぞ書きたりけむ、甚も奇妙なる草にこそ、なほ此等の事は、古史推古天皇の巻十八年の傳に、委しく注ふを見るべし」

文政二年己卯歳五月八日に考へをへつ。

疑字篇　日文傳附錄

叙言

平篤胤輯記　男　鐵胤同校

此の巻に集め擧たるは。年まねく左右におきて。取つ置つ視てあれど。余が意には。疑はしく所思ゆる文字どもなり。然れど此等をも。信の物と。持囃す人の多かるは。各々所見あるべきを。傍より論はむも煩はし。人はよし然もあらば有れ。吾は其に拘はるべくも非ねば。取總ねて疑字と題しつ。其は已が意に疑ふ文字にこそあれ。此を信用ふる人々の。拘るべき事にも非ず。殊に學問の道には。昨日まで非思へる事の。今日は是と思ひ直さるゝ事も多ければ。予が意にも。信なりと思ふべく。諭し給はむ人の有らば。此の上の幸とや云ふべき。偖この文字どもには。各々その傳へ來つる由緒など。殊に嚴重しき奥書のあるが多かれど。其を悉擧むは。憚ることの無きにしも非ず。却りて人の怒を起す端ともなれば。大抵は略きて記さず。其は知人の知るべければなり。

○日文

ヒフミヨイムナヤコト
モチロラネシキルユヰ
ツワヌソヲタハクメカ
ウオエニサリヘテノマ
スアセヱホレケ

右對馬國卜部。阿比留氏之所傳也。山城國相樂郡平尾村人。平政熱傳寫之。享保十一年。再傳而模寫來者也。〇一本には。高御魂命嫡家。阿比留中務傳。備前國奈加郡とあり。和字考にも此を擧て。こは吉田家臣の。故有りて伯州に徙り。彼國の濱のめと云ふ所に住める人より出たる由にて。雲州島根郡なる西尾村の神職吉岡何某と云人の家に納むる所の字なりと云ひ讀法を知らざる由にて傍訓なし。(或人云く、按卜食之兆文也、非文字歟、然古傳不可疑者也、と云へるは、然も有るべし、又按ふに凡て文字は、目標に用ふる物なれば、彼の家にて　此體の一種をも定め置て、内々にて、用ひたりけむも亦知るべからず)

〇上宮太子御歷尺銘

右大和國法隆寺所藏也、本國白川平久道所傳寫也。〇按に。本國とは。陸奥國を云ふか。此は彼の太子の自製り給へる象形字にや。下に隷たる一〇〇などは。本書に朱もて書たれば。素よりの物には非ず後の人の字原を著せる物なるべし。ト°カ°工°弓°タ、は。元より在しと見えて。墨にて記せり。(此は太兆の卜辭なるを、何の由にか記しけむ、詳ならず。)さて歷尺とは、謂ゆる文鎮の類ひなり。(漢籍遵生八牋に、見倭人鏒金銀歷尺、古所未有、尺狀如常、上以金鏒双桃銀葉為鈕、面以金銀鏒花、皆纖環、細嵌、工緻、動色、更有一竅透開、内藏抽斗、中有刀錐、鑷刀、指錐、刮齒、消息、空耳、剪子、收則一條、抒開成剪、此製何起、豈人心思可到、謂之八面埋伏、蓋於斗中收藏、非倭其孰能之、余以此式令匠鋼倣造亦妙、諸能得其眞傳故耳、論尺無過此者、と見ゆ、)上宮太子の歷尺と云へる物も、かゝる物には非ざりしか、今も法隆寺に存りやなしや

〇十二支

子 丑 寅 卯 辰 巳

午 未 申 酉 戌 亥

右ハ備中ノ辰吉藏之傳也。(以上三文は、佐藤信淵が見せたる一巻より寫し出つ、さて此も旁に添たる形どもは、朱にて書たり。然れば後の人の所爲なることと知し。)

○同十二支

子 丑 寅 卯 辰 巳 午 未

申 酉 戌 亥

右ハ山崎垂加翁手紙傳。故澁川春海。瓊矛拾遺ニ出ス

之。神代文字也。天明癸卯仲冬二十五日。借テ子平高潔所藏之本ニ寫ス。日下部勝花押 ○屋代翁云。和字傳來考と云ふ物に。澁川春海翁。神代の文字十二支の名を書たるを求出し。垂加翁に見せけるに是神代の字に極れりと云はれしとぞ。是を予に傳授せられたれば。秘傳として門弟にも傳授するなりとあり。按に此は琉球神道記より取り出けむ。彼の書五の巻に云く。昔此の國に天人下り。文字數百を教へたり。其處は中城の近里なり。其後天人其文字の書を半裂きて。天に上るゆゑに。其字少しさて。

ミヅノエミヅノト○ キノエキノト○ ヒノエヒノト○ ツチノエツチノト○ カノエカノト○

子 丑 寅 卯 辰 巳 午 未 申

酉 戌 亥 等の字を出せり。件書は。慶長十年に辨蓮社袋中と云へる僧。琉球に在て。馬幸明と云ふ者の需によりて、著せる書なり。(篤胤云ふ、澁川春海、山崎垂加、などが傳へたるは、いかにも彼の神道記より出たるなるべし、然れども、彼の神道記の作者の、僞作せる物とは思はれず。)

○神代十干十二支之大事

甲　乙　丙　丁　戊　己　庚　辛　壬　癸

右支干之文字者。大己貴命之神製也。大化三年丁未冬十月日。（なほ此には種々の異書あり、總て信がたき事どもなり、十二支字は、上に擧たるに同ければ略きつ、

○三才文

天　人　地

右下總國葛飾郡前林村。東光寺所藏文書所載也。

（こは五枚ばかり得たるが、皆同じ趣なり）

○神代四十七言

イ　ロ　ハ　ニ　ホ　ヘ　ド　チ　リ　ヌ

ル　ヲ　ワ　ガ　ヨ　タ　レ　ヅ　ツ　ネ

ナ　ラ　ム　ウ　ヰ　ノ　オ　ク　ヤ　マ

ケ　フ　コ　エ　テ　ア　サ　キ　ユ　メ

ミ　シ　ヱ　ヒ　モ　セ　ズ

○太古之卜

フ　ト　マ　ニ　ノ　ウ　ラ　ヘ

○神代五十音

ア　イ　ウ　エ　チ　カ　キ　ク　ケ　コ

サシスセソタチツテト

ナニヌネノハヒフヘホ

マミムメモヤイユエヨ

ラリルレロワヰウヱオ

右神代文字等者。吉川惟足得之。而傳于熱田大宮司爲麻呂。爲麻呂傳之同所神主豊倉。豊倉傳之喜多知貫。知貫傳之余者也。平高潔。

○出雲國石窟神代文字

アイウエオカキクケコ

サシスセソタチツテト

ナニヌネノハヒフヘホ

マミムメモヤイユエヨ

ラリルレロワヰウヱヲ

○數量文字

ヒフミヨイムナヤコト

モムロ

右出雲國大社之邊有島號書島。島有石窟。窟中大盤壁有文字彫刻而存焉。傳稱神代大己貴命。始製文字之處也。茲橘三喜翁尋其事跡寫之傳之平心介石窟。光顯傳之水園久近。久近之息男傳之矢島專福。專福傳之菅多知貴。知貴傳之余。平高潔。○一本云。右神代五十一數是字。並六十三字在。傳云。出雲國文島岩窟中。大己貴命爲彫刻。橘三喜及僧法忍等于窟中親看寫之二說自符合。近世。大社神官佐草好雄所謹。亦同于此。藤塚正秘藏。（按に、信に此の書どもの如くは、此文字實に尊むべし。然れども吾未その正しき蹟を見ざれば、姑く疑字の中に舉つ、さて此に五十音の假名を添たるに、何して其音を知たりけむ。窟中なる文字に、此假字は添ふまじき物をや、いと／＼不審し、後の人よく探ねてよ）こまた一本には。右高天原在行之文字是也。和銅二丁酉歳三月十五日。高橋大掾太夫押ともあるは。論ふにも足らず。

○壹岐國岩窟文字

壹岐國風土記に。石窟は。牛城の東西にあり。國分の界に近し。此石室東西二十九間。南北二十八間周圍一町五十五間。高さ六間五尺三寸。其上に檜柏など生じて。宛も小嶽の如し。其石室の中に彫付たる。鬼の文字と云ふ物ありと云ひて。其字を著せり。

右の餘に文字ある石あれども。皆かゝる樣にて意なさず。土人は鬼の字と云ふ。對馬にも此類の石ありと云へり。上古の文字にやといひ。また橘三喜が壹岐廻りに。當村牛池の鬼屋は。始め吉左衛門と云ふ者。ほりて見るに口あり。内に入りて見るに。石櫃二つあり。一つは横八尺ほど。高さ三尺ほど。一つは横三尺ほど高さ五尺ほどあり。其前の傍に一二尺ほどの石立たり。是に鬼の書たりと云ふ字ありかゝる樣なるを。右の石に。そこゝ彫

付ありて。然れども錫童の。錐もて亂りに彫添たれば。見分がたしと見えたりとぞ。（壹岐風土記と云ふは、彼國しらす松浦殿の、撰ばれしなりとぞ已れ未だその書を見ざれば、圓明院の行智が寫して示せたるまゝに、著せるなり。）

●

○筑後國石窟文字

此は生葉郡上宮田村といふ所の石窟に。彫付ありて。神代の文字と云ひ傳ふとぞ。彼の國人より。屋代翁へ寫し贈れるを借り覽て著せるなり。

此外に。文字數體あれども。分明ならず。石窟は南に向きたり。文字すべて。右の方少か下れりとあり。（大さ凡そ一尺四五寸ばかり有りとぞ、按に壹岐國の石室なるは、何にも文字と見ゆれど、筑後國の石窟なるは、纔に文字とも思ひ定めがたし然はあれど、國々にかゝる例の多かれば、出雲國文島と云ふ島の、石窟にありと云ふなる文字も、信に有むも亦知るべからず）

○上古之文字

イ　ロ　ハ　ニ　ホ　ヘ　ト　チ

リ　ヌ　ル　オ　ワ　カ　ヨ　タ

レソツネナラムウ

ヰノオヤマケフ

コエテアサキユメ

ミシヱヒモセス

一二三四五六七八

九十

右出二或神家御門人尾崎某一傳二藤原氏方一。神學祕書中云。借二源義亮一寫。日隅東。

○神代四十七言

ヒフミヨイムナヤコト

モチロラネシキルユヰ

ツワヌソヲタハクメカ

ウオヱニサリヘテノマ

スアセヱホレケ

右或神家所レ祕。口傳重々在可レ祕々々焉。

○神代象字傳

天照大神。四十七言詔告二大己貴命一其靈句出二先代舊事本紀一。篤胤云ふ、此文に據りて思ふに、此文字は、潮音が舊事大成經を僞作れる後に、作れる文字なること著し、

ヒワミヨイムナヤコトモチロ

ラネシキルユヰツワヌソヲタ

ハクメカウオエニサリヘテノ

マスアセエホレケ

右齋部。橘兩家之極祕。不レ許二他見一。穴賢々々

○神體勸請之御正印（按に西北南中央ありて東方なきは、寫し脱せるものあるべし）

金部西方之神

土部中央之神

水部北方之神

火部南方之神

右齋卜兩家之祕符也。雖レ爲二其職一。不レ在二深厚志一難レ傳二祕事一。面授口決大事也。能授能學能愼受レ之。

○大己貴命之靈句四十七言

人令道靈命根名親子倫元
囙心願煉忍君主豊位臣
私盜㓛男田㠯耘女蚕績
織家撓榮璽宜照法守進
惡攻撰欲我删

右忌部家奥祕而別有象字。先代舊事本紀象字本文是也。（篤胤云、此文と上の文とを合せ考へて、ます〳〵大成經より後の僞作なること、灼焉く知られたり、此謂ゆる靈句經に見えたるなり。）

○思兼命之靈句四十七言

アメツチクロハカチタケニ。ワラモオリキテソノサキヲ。シルヱホレヘヌスユマウセエヒフミヨイムナヤコト。

是靈聲文也。別漢字有云々。天和元年二月。大宮司直之謹寫之。寛文丙午正月。藤原義重傳寫之。

○齋部家極祕神名

ヒフミヨイムナヤコト

件者天太玉命之神作。今尚忌部宿禰家所傳也。

○宗源道極祕神名

ヒフミヨイムナヤコト

件者天兒屋根命神作。今尚宗源道極祕也。

○論語訓

アゲツライカタルコトバ

マナフツイデノヘジメ

從是憑天次第用和訓。

口傳

宗源道仁於天。和文乎漢字仁寫乃其始屋先如此。

天地女男君臣

土。先後

齋瓦道仁於テ。神字ヲ漢字ニ寫ス乃チ其ノ始先ツ如レ此ノ。

タカミムスヒノミコト

カミムスヒノカミ

寛延二己巳年五月廿三日。寛松齋定賢書。寛延三年十月。重波翁寫レ之可レ祕レ之焉。寶曆十二壬午延胤寫ス。

○天名地鎮（あないち）

ヒフミヨイムナヤコトモチロラネシ

キルユヰツワヌソチタハクメカウオ

エニサリヘテノマスアセヱホレケ

一二三四五六七八九十百千万億

右者河内國平岡泡輪社之藏。所レ傳ニ上古ニ天名地鎮者也。○一本云。天照太神勅シテ大物主神天思兼命ニ以テ倫縞之數音ヲ而[illegible]天沙[illegible]上而四十七言文字也。兩方院[illegible]書。

○土牘秀眞文（はにほつま）

イロハニホヘト

チ リ ヌ ル ヲ ワ カ
ヨ タ レ ソ ツ ネ ナ
ラ ム ウ ヰ ノ オ ク
ヤ マ ケ フ コ エ テ
ア イサ キ ユ メ ミ シ
ヱ ヒ モ セ ス ン

右者大多駄根子命傳也。阿波國阿波社。一本曰。右神代之字者。在二于伊勢神庫一而名二秀眞文一。云々

○三輪神社額字

○大竹政文曰く、此は、大吾勳一等、と云ふ五字ならむと云へり、いかが有らむ

右傳稱二神代之字一也。字長三尺一寸。横一尺七分。今其額藏二在與福寺庫中一云。（此額字の寫しは、彼此の書に記して皆かく云へり、今も在や亡や其は知らねど、漢字には非じかと見ゆるを、俗に神代の字と稱まゝに、姑く擧げたるなり）

○本朝五十音之和字

ア イ ウ エ オ カ キ ク

タロサシスセソタ

チリテトナニヌネ

ノハヒフヘホマミ

ムメモヤイユエヨ

ラリルレロワヰウ

エオ

天兒屋根命三世。天種子命撰之。以天地自然之辭五音所作意也。延暦二年三月十一日。大中臣某丸。

○和字略畫

右者吉備大臣之略字也。札守神符。或軍事隱符用之。可二深秘一之者也。仁壽元年二月二日。卜部某丸。

○神字五十韻

アイウエオ カキクケコ

サシスセソ。タチツテト。

ナニヌネノ。ハヒフヘホ。

マミムメモ。ヤイユエヨ

ラリルレロ。ワヰウヱオ。

クニトコダテノミコト メヲ フタバシラミオヤ

カム タカラ

キノエ キノト ヒノエ ヒノト ツチノエ ツチノト カノエ カノト ミヅノエ ミヅノト

右阿波國大宮八幡神庫之所傳也云云。按に、和字考にも、此五十韻、並二體共に出し、上に著せる神道記なるも、十二支の字をも舉げて、阿波國大宮の神職、伊豫守充長が家に傳へたる由云へり、此充長と云ひし人、寶永八年の頃に、神名書と云ふを著はして專ら是等の字のことを言へり、俗に神字中臣祓とて、日文の正字と、此五

十韻の字とを合せて記せる物を、阿波國大宮八幡宮に傳はれる神代の物なりとて、持囃す人あり。或人そを寫し得させたるを見れば、末に阿波國名東郡、佐那河内村御鎮座、大宮八幡宮奉納中臣祓、勢州龜山住岩田惇德、神主大宮伊豫守充長傳二授之一。天明七年五月、御臺本吉郡祭田村。玉井宮内殿とあり。然れば此五十韻、並二體の字は、彼充長と云ひし人の作りて、其社に傳はれる神代字なる由にて出せるを、岩田惇德と云ひし人の、信と思ひて、彼中臣祓詞は、此人の書るにぞ有ける、なほ此充長が作れる文字を、信用たる人いと多かり。憐むべし、

○御笠山傳記

アイウエオ。カキクケコ。

サシスセソ。タチツテト。

ナニヌネノ。ハヒフヘト。

マミムメモ。ヤヰユエヨ。

ラリルレロ。ワン

伊豫城下八幡神主授クル神代之文字ト云フ、

○神代文字二體

○同

（此れも付假字なけれど五十音と見ゆ、次なるも同じ。）

右二體天種子命。神代文字。とのみあり。

○神代五十韻字

アイウエオ。カキクケコ

サシスセソ。タチツテト。

ナニヌネノ。ハヒフヘホ。

マミムメモ。ヤイエニヨ。

ラリルレロ。ワヰウエホ。

一二三四五六七八九十

百千萬

アイウエオ。カキクケコ。

サシスセソ。タチツテト。

ナニヌネノ。ハヒフヘホ。

マミムメモ。ヤイニエヨ。

ラリルレロ。ワヰウヱオ。

右ハ神代文字ナリ。中村松亭紀ノ守恒。

○秀眞傳(ほつまつたへ)

ホツマツタヱ

出雲國杵春大社ノ傳フレ之。享和二年三月。田熊養順。

○數名

一　二　三　四　五　六　七

八　九　十　百　千　万

右所出秀眞記云。

○天地字。龍田神號。

天　地
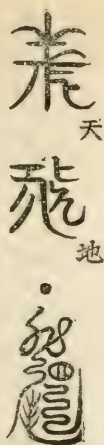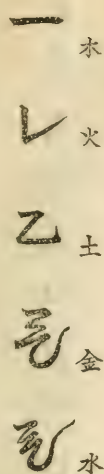
級津彦命　級津姫命

或人云。此等者或家之符字。非神世之字也。

五行假字二體

木　火　土　金　水

木　火　土　金　水

本云。右五行假字二體。所傳未詳。

○此餘にも。神代文字とて。俗にもて囃す字ども多かるを。果しなけけば。大抵は漏しつ。右に擧たるに準へて思ひ辯ふべし。信用ふると用ひざるとは。人々のまに〳〵。余か知らざる事にこそ。

文政二年六月　いふきの屋のあろじ篤胤

印度藏志未定稿卷之一

平篤胤撰述

○世間成敗品第三

佛告諸比丘。有四事。長久無量。不可以歳數稱計也。一者。世災漸起。壞此世時。中間長久不可稱計。二者。此世壞已。中間空曠。無有世間。長久迥遠不可稱計。三者。天地初欲成時。中間長久不可稱計。四者。天地成已久住不壞。不可稱計。世有三災。云何爲三。一者火災。二者水災。三者風災也。若火災起時。至第二禪爲際。若水災起時。至第三禪爲際。若風災起時。至第四禪爲際也。（法數ノ十三ノ十三ウ十四オ）

火災起時。此世間人皆行正法。修十善行。時有人得第二禪者。即踊身。上昇於虚空中。高聲唱言。諸賢當知。無覺無觀。第二禪樂。無覺無觀。第二禪樂。時世間人聞此聲已。仰語彼言。善哉善哉。唯唯願爲我說二禪道。時空中人即爲說無覺無觀第二禪道。此世間人聞其說已。修二禪道。身壞命終生光音天。是時地獄衆生罪畢。而皆來生人間。修二禪道生光音天。畜生。餓鬼。修羅。四王天。忉利天。燄摩天。兜卒天。化自在天。他化自在天。梵天衆生命終。悉生人間。修二禪道自壞命終。生光音天。

由此因緣。諸趣悉盡。先地獄盡。次畜生盡。次餓鬼盡。次修羅盡。次四王天盡。次忉利天盡。次燄摩天盡。次兜卒天盡。次化樂天盡。次他化樂天盡。次大梵天盡。梵天盡已。然後人盡無有遺餘。

梵天を除て。爾前は。謂ゆる欲界と立たる處なれば。盡と云へるも。婆羅門の舊説にや。とも思はるれど。大梵天をさへに盡と云しは。婆羅門説を破らむと欲する。佛祖の新説と聞えたり。見高からむ人は。己自に知なむ物ぞ。

人盡已後天不降雨。百穀草木自然枯死。其後久々有大黑風。暴起吹大海水。海水深八萬四千由旬。吹使雨披。別有一日。懸日道中。是時世間有於二日。所有小河汱澮渠流。皆悉乾竭。復次有時。三日出世。諸大江河。皆悉竭盡。復次有時。四日出

世。諸大泉源淵池。皆悉乾竭。復次有時五日出世。大海水減一百由延。轉減乃至七百由延。轉減至腰。至膝至踝。有時海水遂至涸盡不足漬指。復次有時六日出世。一切大地。須彌山王。皆悉煙起。合爲一煙。復次有時七日出世。(〇七日輪出法數卅ノ廿五ゥ大毘婆沙七日ノコト書抜アリ)一切大地。須彌山王。洞然俱熾。合爲一焰。是時火焰乃至梵天。皆悉洞然。風吹火焰及光音天。時彼初生天等。不知世間成敗。見此火焰。皆生怖畏言。火不來至此耶。火不來至此耶。前生諸天。知世成敗故不怖畏。慰後生言。勿生怖畏。彼火曾不至此止也。念前火故名光音天。其後大地及須彌山。盡無餘燼。火燒盡已。地下水盡。水下風盡。如是火災。誰(中阿含善眼大師ノコト)當信者。獨有見者自當知耳。

此七日の一節は。中阿含七日經にも見えて。互に精麁は有れど。同趣なれば。文の目易きを併せ採りて載せり。(また增壹阿含七日品も、此の趣にて、異同あが中に、六日出る時に、八大地藏消滅し、人民命終し、須彌山上なる五種の天、また忉利天より上なる諸天、他化自在天も命終し、火は、六天に至り、三千大千刹土、みな灰土と爲ると云ひて、梵天の燒盡る由は見えず、初生天子の火を怖れ、前生天子の慰めたる事も、梵天上にての事とせるは、甚く異なる說なり、誰か眞の佛說ならむと云こと、今知べきに非ざれども、佛の一家を爲せるに、梵天を卑むるを、第一義と爲たれば、長中二阿含の說は、佛口より出たる說にて、增壹の說は、此經を傳へたる人の意をもて、說直せる物なるべくぞ所思ゆる、また中阿含には、世間の無常を諭すとて、七日經を說出たる趣にて、六趣の衆生、みな第二禪道を修行して、光音天に生ずる事の見えざるも、然る事なれど、增壹阿含は、大千世界の成敗を比丘等に諭せるにて、說たる趣意、長阿含と全同じきに、六趣衆生の第二禪を修行して、光音天に生ずと云ず、六日出時に、みな命終すと云ひて、其の生所をも、盡生他方刹土、若生天上、彼地獄衆生罪未畢者、復移至他方刹土、とあるは、本文に採れる長阿含の旨とは、大に違へり、一切經中に、阿含の經々は古色にて、佛口に出たる說の多かる故に、採用ふれど、是の如き異說あ

り、是をもて、阿含の經々も、各々別手に出たる事を語(悟)ねかし、凡て此の三災の說は、中にも大なる妄說なれば、彼も此もさる違までは、論ふべき事には非ざれども、筆の因に、いさゝか論ふにも有ける。)

其後久々火還自滅。有大黑雲在虛空中。至光音天周徧。降雨滴如車輪。如是無數百千歲雨。其水漸々長高無數。百千由旬至光音天。徧滿三千大千刹土。時起大風。令水動鼓。蕩濤波起沫積聚。風吹離水在空中。自然堅固變成天宮。七寶校飾。由此生梵迦夷天宮。如是轉展。次生他化自在天宮。次生化自在天宮。次生兜率天宮。次生燄摩天宮。次生須彌山。次生四阿須倫宮殿。次生四天王宮殿。次須彌山頂上生忉利天宮。皆是七寶校飾。大風吹離水沫變成也。

增壹阿含には。上に註せる如く。第六他化自在天まで。灰土と爲と云へる故に。此にも他化自在天までを。生ずと云へれど。梵天の生ずる由は見えず。

次成伽陀羅山。次成伊沙陀山。次成樹陀羅山。次成阿般尼樓山。次成尼鄰陀羅山。次成比尼陀山。次成金剛輪山。次成日月宮殿。次有四天下及八萬天下。皆是亂風吹大水沫。自然變成也。四天下及八萬天下表。成大金剛輪山。其邊無限。金剛堅固不可破壞。其後久々有自然雲。徧滿空中。雨如車輪。其水瀰漫。沒四天下與須彌山。其後亂風吹地爲大坑澗。水盡入中。以是因緣有四大海。(海水鹹苦有三因緣。一者彼雨洗濯世界。諸處穢惡諸不淨汁。下流入海。合爲一味。故海水鹹。二者往昔有大仙人。禁咒使鹹。三者大海雜衆生居。其身長大。呼噏吐納大小便中。故海水鹹)。是爲火災也。

或有沙門婆羅門。言一切世間梵自在天所造。我言一切世間。實梵自在天所造耶。此世間初壞敗時。有餘衆生。從光音天。更生餘空梵處。於彼生愛。復欲使餘衆生。來生此處。時餘衆生命盡。復生彼處。時先衆生自作此念。我是大梵王。忽然而有。無作我者。於千世界。最得自在。能作能化。爲人父母。由我力故有此衆生。彼餘衆生。亦復順從。稱爲梵王。先有此、後有我等。此大梵王化

作我等。此諸衆生命終。來生此間。出家爲道。入定三昧。隨三昧心。憶本所生。復作此語言。彼大梵天。常住不移無變易法。我等梵天所化。是以無常不得久住。爲變易法。彼沙門婆羅門。以此緣故。各言。彼梵自在天造此世界。造此世界。非彼所及。唯佛能知之。(こは阿莬夷經の文なり長の中にあり)

(典尊經、サニーサ經等に、梵天王が佛をほめたる事、○馬勝にこまれる事、○隱形くらべの事、堅固經なり、○天帝をいやしめたるは、中阿含釋問經、また三十三天品、長釋提問經なり、また梵王偈あり引くべし、○增一に、アナリツ梵天王をいやしめたる言、朱書拔にある、○目蓮天に上りて、帝釋をいやしむ、勸請品に見ゆ、朱拔書にあり、○地主品に、婆拘盧を、天帝禮足せる事、朱書拔にあり、○二十六等見品第三十四に、雞頭梵志が供養の時に、天帝毘沙門など佛につかへる事あり、○增一苦樂品第二十九に、佛身は天作に非ず、父母の作に非ず、○梵王が法輪をこへる事、粟十二四十六ウ、四十七オ、○佛度々生るゝ事、增一の四十卷の九丁より、十四丁の間に、佛告諸比丘。吾昔日時七歲之中、恒修慈心云々、護心品にもしか云へり、○十不善の終り方に、舍利弗が所へ、十千の梵迦夷天來て禮足す、○中含十九に、梵天語に、佛を大仙人と云り、○三十三卷には、天王釋語に、佛を大仙人といへり、○三十四卷大品福經にも、度々生れたる事を云へり、必ず見るべし、○雜十九卷に、帝釋目連が許へ來て、稽首禮足す、目蓮帝釋を憍尸迦汝といへり、○婆沙論五十二十三丁ウに、契經說、大梵天王不了尊者馬勝所問、恐梵衆知方便引出輒言愧謝、とあり、○同卷十六丁の、梵天惡見と云も、いやしめむとての說なり、○西域九二十二丁に、帝釋四十二疑事を問ふ事あり、○俱冠四十五ウ、「馬勝にこまる事」馬勝が事法數二十一二十六ウ、○梵王のクカリが所へ來れる事、粟十六十三ウ、六十四オまで、○逝宮の事、粟十二卅五ウ、○婆沙論十三に佛と梵王隱形クラベ「別記アリ」)

世間成敗品末

龍猛論師が。十二門論の觀作者門に。若萬物從自

在天生。皆應似自在天。是其子故。(言意は萬物みな自在天の所作ならむには、悉く自在天の相貌と似べきに、各々然らぬは、彼の作には非ず、と云へるなり、そは此の前文に、實不自在天作、何以故、相相違故とあるにて知べし、)復次若自在天作者。不應以苦與子。曰。衆生從自在天生。苦樂亦自在所生。以不識樂恩故與其苦。若衆生是自在天子者。應供養自在。則滅苦得樂。而實不爾。但自行苦樂因緣。而自受報。非自在天作。(言ふ意は、衆生もし自在天の所作ならば、即ち自在天の子なれば、苦を與ふまじき由なるに、衆生の常に苦ある事は、自在天の作ならぬ證なり、或は衆生に苦樂あるも、自在天の所爲にて、樂のみ與ふれば、樂の恩を識ざる故に、苦をも與ふと云ふなれど、若し爾らば、自在天を供養するとき、苦を滅して、樂を得しむべきを、爾らぬは、衆生各々苦樂の因緣を行して、自ら報を受るにこそ有れ、自在天の所作には非ず、と云へるなり、○恩の字、一本に因と誤れり、)復次彼若自在者。不應有所須。有所須而作。不名自在。若無所須。何用變化作萬物。如小兒戲。(言意は、自在天もし名の如く自在ならば、衆生萬物を作るに所須の物有べからず、もし所須の物有りて作れるならば、自在天と名くべからず、若し所須なくは、何物を用ひて、變化して萬物を作れるや、此の議論なく、唯自在天萬物を所作せりとのみ云ふは、兒戲の說ぞと云へるなり、○而の字一本自に作るは誤と見ゆ、)復次若自在作衆生者。誰復作自在。若自在自作則不然。若更有作者。則不名自在。(言ふ意は、自在天もし實に衆生を作らば、誰かまた自在天を作れる、自在天の身もし自作なるか、然る謂の有べくも非ず、若し更に作者あらば、自在と名べき由なし、と云へるなり、○篤胤云、自在天の身は自作に非ず、天御中主神その作者なり、龍猛云、御中主神の身は、誰か作れる、篤胤云く、此は無始無終にして、作者有ことなし、龍猛云く、自在天身さる作者ある時は、彼れ豈世間萬物を得作らむや、篤胤云く、御中主神、すなはち世間萬物を鎔造化育すべき、產靈の德を賦與して、自在身を作賜へる故に、よ

く自在にして、萬物を化生し賜へり、）復次如自在經說。自在欲作萬物。行諸苦行。即生諸腹行虫。復行苦行。生諸飛鳥。復行苦行。即生諸人天。若行苦行。初生毒蟲。次生飛鳥。後生人天。當知衆生從業因緣生。不從苦行有。若自在作者。則於作中無有障閡。念即能作。若苦行求他不自在。（謂ゆる自在經の說は、外道等が、臆に取て作れる經と聞ゆ、決めて吠陀中の說ならず、論に、若し自在作者云々の論、信に當れり、但し衆生從業因緣生、と云ふ說は、上に論へる、立世阿毘曇論の說に依れるにて、例の妄誕なり、）復次若自在作萬物者。爲住何處而作。其住處爲是自在作。爲是他作。若自在作者爲住何處作。若住餘處作。餘處復誰作。如是則無窮。若他作者。則有二自在。是故世間萬物。非自在所作。（言意よく聞ゆれば、註するに及ばず、）（或人問ふ、自在天もし萬物を作らば、何處に住して作れる、答ふ、日天界に住して作れり、其は皇朝の古傳と合せ考へて知らる、問ふ其の日天界は、自在天の作なりや他作なりや、答ふ、自在天神の作なり、問ふ何を以て是を知るや、答ふ、日神月神の御言に、我が御祖產靈神は、天地を鎔造ませり、と有るを以て知れり、問、然らば、何處に住して作れる、若し餘處に住して作らば、其の餘處また誰か作れる、如是問はゞ無窮らむ、答ふ、窮あり、天御中主神、無始より大虛空上に御坐して、大自在天神を作り、大自在天神、また御祖と共に、始は大虛空上に御坐せるが、無より有を生じて、日天界を作り坐る後は、無終に其の天界に御坐して、世間萬物を所作坐る事を知るべし、）復次若自在作萬物。初作便定不應有變。馬則常馬。人則常人。而今隨業有變。是故當知非自在所作。（言意は、萬物もし自在天の作ならば、初作れる時より、生を變せず、人は生ずる每に人と生れ、馬は生ずる每に馬と生るべきに、其の業に隨ひて、人或は物と生れ、物或は人と生るゝを見れば、萬物は、自在天の所作には非ず、と云へるなり、）（今辨して云、產靈大神の、人種萬物を生ずるに、各々本分の尊卑を定め賜へるが中に、人種を萬物の靈長と定めて、性善を命じ、萬物に

は、愚性を賦し賜へるを、人もし其の命性に孛り、邪に隨ふ時は、生を萬物に變ずる事あり、是に因て考ふれば、萬物の人種に生を變ずる事もあるは、人こそ知らね、適には、人性に等しき、善意善行を爲ことも有ればなり、其は禽獸虫魚の類にも、をり〳〵人を救ひ、或は人に恩を受て、報たる例も多かるを以て悟べし、然れば、人の物に變ずるは、自在天神の罸なるを、物の人に生ずるは、自在天神の賞と知べし、然れども、此も一概には云ひ難し、故ありて、姑く物の形を受る事も有ればなり、また人の物に生れ、物の人に生るゝは、常の例には非ず、實は一日に千人死れば、千五百人生るゝ、妙なる因ありて、新に結成し給ふが多けれど中には罪ありて、謂ゆる那落へ逐はれ、或は生を轉じ、或は人に再生するも有なるが、其皆産靈大神、謂ゆる大自在天神の、全能に係らずと云ふことなし、委くは古史傳を見べし。）復次若自在作者。即無二罪福善惡好醜一。皆從二自在一作故。而實有二罪福一。是故非二自在所作一。（言ふ意よく聞ゆれば譯せず、但し此は殊に愚昧の論なり、然るは、自在天神の人を作るに、其の好醜の等からざるは、麁に似て、其の骨□格を忒ざる、全能の大なる所なり、かくて其の行に、善惡ある事は、各々元より、性善の命は受て生れつゝも、妖神の邪意に率られてなり、また罪福ある事は、天神の賦命に孛れる邪行あると、正行を積るとの賞罸ならむとは、誰も思ふめれど、中には邪神の意と、善者に禍し、惡者に福する類もあるを、人その節に當りて、性善を守るや否やを撿む爲に、邪神の物する禍を救はず、置給ふこと多し、其を他よりは、神の罪すると思ふにぞ有ける、然れば人に、罪福善惡好醜の異あるを以て、自在天神を作者に非じと思はむは、甚しき愚昧の論なり、なほ古史傳に論へるを見よ。）復次若衆生從二自在一生者。皆應三敬愛念二如二子愛一レ父。而實不レ爾。有レ憎有レ愛。是故當レ知レ非二自在所作一。（言ふ意は、衆生もし自在天神より生せば、皆かの天神を敬愛し念ふこと、子の父を敬愛する如なるべきに、彼の天神を敬愛する者と、憎惡する者とあるは、實に衆生は、自在天神の所作に非ざる故なり、と云へるなり、是も愚論な

り、其は人として、生ながらに、天に主宰の祖神ある事を知ざる者なし、是本性なり、故に萬國おの〳〵其の傳說あり、然るに邪神ありて、人心を惑はし、邪說を發せしめて、普く他にも及ぼすが故に、他また其の邪說に率りて、祖神を憎み卑しみ、かつ其の恩を忘るゝ者の多かるなり、其の邪說を初發たるは佛祖にて、其の邪說に相口會ひ、相率れるは、龍猛を始め、次々の論師ども古今の比丘ら是なり然るに此の論の作者、其の本性を過たず、信じて古へを好み、祖神を愛し尊むは、大園陀論師の婆羅門ら、我が古道の人々是なり、餘の愛憎相半する徒は、今云ふ限に非ず、然れば並て、子の父を敬愛する如く、自在天神を敬愛せざるを以て、萬物は其の所作に非ずと云へる說は、いかに愚論に非ずやも、）復次若自在作者。何故不盡作樂人。盡作苦人。而有苦者樂者。當知從憎愛生。故不自在。不自在故。非自在所作。（言意は、衆生もし自在天神より生ぜば、何故に其自在力を以て、衆生を悉く、樂人とも苦人とも、一方に作さず、苦者と樂者と混じ作れる、是をもて、衆生各々の憎愛より、苦樂を生ずる故に、不自在なることと知るべく、衆生のかく不自在なるを以て、自在天神の所作ならぬ事を知べし、と云るなり、今辨じて云はゞ、憎むべきを憎み、愛すべきを愛するは、元より是自在天神の賦へる、人の本性なり、是に反して、佛祖および論師らが如く、愛すまじきを愛し、憎むまじきを憎む、是を邪見と云ふ、また苦樂はこれ、人の實德を琢磨せしむる、精麁の砥石にて、中にも苦はこれ、實德の玉を成ずる、利器とも云べし、其は古今に富樂の人に、實德なるが少く、貧苦の人に、實德なるが多かるを以て知べし、然して現世の富樂に誇りて、實德を積ざる人は、幽世無窮の凡靈たり、現世の貧苦に辛みつゝ、實德を磨ける人は、幽世無窮の傑神たり、天祖神の、苦樂を世に施らして、世人を撿する所以、もはら此にあり、此は臆に取りて論ふに非ず、凡て古典に徵する所ありて云ふことぞ、佛者ら豈此の深理を知らむや、）復次若自在作者。衆生皆不應有所作。而衆生方便各々有所作。是故當知非自在所作。（言ふ意は、衆

生もし自在天神の所作ならば、今も衆生らの所作に依らで次々に衆生は生成すべき理りなるに、衆生各々方便の所作ありて、子を生ずるを見れば、其の始めもこれ、自在天神の所作には非ずと云へるなり、衆生方便各々有所作とは、男女交合の事と通えたり、今辨じて云はゞ、天祖神、世の初め、既に其の式を授けし後は、次々展傳して、其の習やがて、人種萬物の性となり、各々の方便所作に、生々すべく定め賜ひ、寂然として、天界に坐まし、唯々產靈の德を、世間に布給ふが故に、今は衆生の方便所作なくては、生々すまじく爲れる、是ぞ大自在の神德を活用し給ふ御所作なる、）復次若自在作者。善惡苦樂事。不作而自來。如是壞世間法。持戒修戒行。皆無所益。而實不爾。是故當知。非自在作。（言ふ意は、衆生もし自在天神の所作ならば、善惡苦樂の事、彼の天殊に作ずとも、其の神德（神德威稜）にて、其の報自ら來らむに、我是の如く、彼の天神の始めたりとふ世間法を壞りて、佛戒を持し、佛行を修すれば、彼の天の罰にて、皆所益無るべき理りなるに、實は爾らず、所益あることは、世間これ自在の作に非ざるを知べし、と云へるなり、謂ゆる戒は佛戒、梵行とは、眞の梵志の梵行に非ず、其の名を竊して、佛法行を梵行といふ常の語なり、〇今辨じて云はゞ、善惡苦樂の報、かの天神殊更に作ずとも、其の威靈稜に因りて、自に來るべきは元よりなれど、佛法にも所益らしき事あるは、妖魁らが態と、世人を誑惑せしむるにて、其の妖道に墮せる徒こそ、眞の所益と思ふめれど、皇神の道より見れば非ぬ瓦石を珠玉と見する、妖術にぞ有ける、然る惑人らを憐れむ余りに、此書は物するなるを、阿波禮此の實心を知む人もかな、）復次若福業因緣故。於衆生中大。餘衆生行福行者。亦復應大。何以貴自在。若無因緣。而自在者。一切衆生亦應自在。而實不爾。是故知非自在所作。當知。萬物非自在生。亦無有自在。とあり。（文の意は、自在天神、もし福業の因緣の故に、衆生中に於て大ならば、衆生の福行を行ふ者も、また彼の天の如く大なるべし、然れば何の以に、彼の天を貴ぶに足らず、もし彼の天さる因緣なくし

て、自在ならば、一切衆生も、また自在なるべきに、爾らぬを以て、衆生は彼天の所作ならぬ事を知べく、また彼の神他に從ひて、自在力を得たるならば、他もまた他に從はむ、是の如く云もて行けば窮なし、窮り無れば因なし、是の如き等の、種々の因緣あれば、萬物は彼の天の生ずるに非ず、また彼の天に自在力の無ことをも知べし、と云へるなり、〇今辨じて云く、無始無終にして、無より有を出し、世間萬物を造れる大自在天神に、何の業因か有む、業因無して自在の德あり、是自在と名に負ふ所以なり、此の天神に因緣無して、自在なりとて、其の作れる衆生も、自在ならむ物かは、其は譬へて言はゞ、まづ姑く衆生は人形の如く、自在天神は、人形を作れる人の如く、想ふべし、然るに人は人形に比べては、甚だ自在なるを、然る自在なる人の作れる人形ならむには、必ず人の如く自在なるべし、然るに自在ならぬは、人も自在ならじと思はむは、至愚に非ずや、人の作れる人形に比べては、自在天神の作れる衆生の、大自在力あるを以て、彼の天神の自在力の、量り難き事を知べく、人の所爲と作れる人形の、自在ならず、彼の天神の事始めたる、男女の道に依りて、眞の自在人を結び出す事をば、此の論の作者龍猛は、最よく辨へ知りつゝ、かく我慢の說を作れるなり、其は此の論師は、もと竊人にて、其の國王が家に竊び入り、數多の女を身ませて、眞の自在人を多く作れる、心覺の有ればなり、然るを其知らぬ顏に、かく誑惑言の愚說を發し、古今の比丘らを賊ひて、鳶道に墮せるは、憎しとも憎き、古屎鳶の所爲にぞ有りける〕（〇天像上に上て食事せる仙談論師のこと住心品五十二にあり）右の論ども。悉く至愚の論にて。實は世人の。甚く彼の天神を尊信するを。嫉妬に思ふ惡念よりぞ發りける。其は既く吉藏比丘が。此の論の疏に。自在天是造化之主。盛行天竺。今此一品中。破造化之主名破作者。廣破自在者。佛未出世。乃至于今盛行於世。亦多有神驗。世人信之故廣破也。と云へるを以ても辨ふべし。然は有れ。其はみな謂ゆる。天に向ひて吐出る唾なる故に。己が面のみぞ汚れける。（但し余が右の論どもは、世

の比丘等に拘はる論に非ず、比丘ならぬ人に、右の邪論に口會て、ともすれば、右の邪論より延及ぼして、神典なる天皇祖神たちを、言腐すめる徒の多ければ、其らに示さむとなり、然る人々の此を見つゝも、此の論なほ盡ずと思はむには、論じ來れ、皇道の爲に、筆硯の勞は元より避ざる所なり、

○右十二門論の文、世にある二板本、また一切經の本と、三本を挍して、其の宜に從ひ、論も疏も、繁文は省きて擧たれば、委くは本書に就て見べし。）

印度藏志未定稿卷之二

平篤胤撰述

○起世本緣品第四

（長阿含四姓經、世本緣品、また中阿含婆羅婆堂經などの佛說を、校合せて記せり。）

佛說阿含經云。此世初欲成時。水變成天地。光音衆生悉皆命終。化生此間。身光自照。神足飛空。歡喜爲食。安樂無礙。無有男女尊卑上下。衆共生。故各各自稱言衆生衆生。（俱疏ノ二ノ三十二オ）天地未生ざりし時は。唯水のみ滿在しを。其の水分りて。天地（世界）と成れる後に。光音天といふ天なる衆生。此の間に化生せり。是此の世界の衆生の初なり。斯てしか造化せる事は。光音天よりも。猶上に。梵天といふ天ありて。其處なる梵天王といふ神の。所爲なる由にて。梵天王作世間といひ。梵王爲世間祖父。と云へるは是なり。是ぞ彼の國の古傳なりける。（但し此は、皇國の眞の古傳の訛ながらも、且々傳へ遺れるなり、猶光音天、梵天をはじめ、諸天のことは、大小三災品に、委しく記すを見べし。）さて衆生と云は。人をのみ稱ふに非ず。禽獸蟲魚の屬までを。總て稱へり。

於是時有自然地水。凝停於地。狀如酥蜜。有一衆生。以手試嘗。轉覺其美。謂之地味。遂生味著。便以手掬。自恣食之。其餘衆生亦效食之。其後衆生身轉麤澀。身光轉滅。無復神足。不能飛行。履地而行。是時未有日月星象。以衆生光明滅故。天地（世間）闇冥也。其後久々有日月星象。現於虛空。然後有晝夜晦明。日月歲數。衆生食地味。其食多者。顏色麤醜。其食少者。色猶悅澤。形貌優劣。於是始有。其端正者。生憍慢心。輕醜陋者。其醜陋者。生嫉妬心。憎端正者。衆生於是。各共忿諍。是時地味。自然涸竭。其後復自然生地皮。狀如薄餅。色味香潔。爾時衆生復取食之。其後地皮。遂不復生。其後復自然生地膚。狀如天華。其味如蜜。爾時衆生。復取食之。其後地膚。遂不復生。其後復自然生粳米。無有糠糩。不加調和。備衆美味。是時衆生復取食之。

上の件の説ども。彼國の古傳にて。訛れる説の多在げに聞ゆれど。然しもさかしら説なく。中々に。漢土の國などに優りて。麁朴なる傳なりかし。久住二於世一。便生二男女形一。互相瞻視。漸生二情欲一。共在二屏處一。爲二不淨行一。其餘衆生。見已爲レ非。語言云何衆生共二衆生一有二如是事一。即男子者擯二驅於外一。時彼女人見三其男子擯二驅於外一。贈レ食與レ之。時世間初有二夫婦名一。其後衆生悉習二非法一。以二慙愧一故。遂作二屋舍一。世間於是始有二舍名一。婬欲轉增。便有二胞胎一。從二光音天一來生二此間一。有母胎中。世間胞胎始二於是一也。

光音天より。此間に來生して云々と云へるは。上にも註せる如く。人の世に生出ることは。梵天帝の意として。光音天なる衆生を降して。胞胎せしむる由の古傳なる故に。かく說たる物なり。斯て此の夫婦の行を始たる事を。爲レ非といひ。習二非法一など云へるは。佛祖の新治せる道の意を以て。言へる說なること。なほ本經に。昔所レ非今以爲レ是。と歎たるにても知られたり。されど天皇祖神の。眞の道を以て論はゞ。然言ふぞ。却りて非法なりける。(眞の道の趣は、皇國の神典にいと明けく見えたれば、今更に此には記さず、師の古事記傳、また予が古史傳などを見て知るべし、)然るは。下の□□□□品に擧る佛說に。此の世界および衆生も何も。皆佛の所行に成れる由云へれば。何とて始より然る非法を行ふまじく造り出ざりけむ。大梵天王世間を造る。といふ古傳を强破りて。世間豈彼所レ造乎。など言へれども。己も實は。梵天王に造り出されたる故に。梵天王の成のまに〳〵。胞胎より生れて。飽まで非法の不淨行を爲して。子をも數多生たりし物をや。(佛祖の子を數多生たる事は、次の品に委く見えたり、)

時二彼衆生食。自然粳米。朝刈暮熟。暮刈朝熟。無レ有二窮盡一。時衆生中。有二懈惰者一。默自念言。朝食朝取。暮食暮取。於レ我勞勤。今欲二併取一。即時併獲。積二一日糧一。餘人效レ之。或二日糧。或三日糧。乃至四日五日之糧。競儲積已秔米荒穢。轉生二糠檜一。刈已不レ生。衆生見已。遂成二憂迷一。各々相謂言。當二共分レ地。即尋分レ地。別立二幖幟一。各々持二疆畔一。由二此緣一始有二田地名一。爾時衆生漸生二盜心一。竊二他禾稼一。

其餘衆生。見呵嘖言。汝所爲非。自有田地。而取他物。勿復爾也。彼衆生仍盜竊不已。其餘衆生。復重呵嘖。而猶不已。便以手打。告衆人言。此人自在田稼。而盜他物。盜者復言。此人打我。時彼衆人見二人諍。已憂惱不悅。拊胸而言。衆生轉惡。此是生老病死之原。煩惱苦報。墮三惡道。

上件の說ども。最も覺束なき說には有れど。古傳に在し事とは聞ゆるを。此なる衆人の長歎はしも。全く佛意にて。世初の人の意と聞えざるは。佛祖の加說にぞ有りける。其は。かゝる筋の事をしも。生老病死の原と云ことは。佛祖の世に出ざりし前には。曾てなき說にて。生老病死を離ると云ことも。佛祖始めて。唱ひ出たる言なればなり。〔其の由は、次々に註しもて行を見て知べし〕

復相謂言。因有田地。彊畔別異。致此諍訟。以致怨讐。無能決者。今寧可使立一人以爲主。治之。可護者護。可責者責。我等衆人各共減割。以供給之。時彼衆中有一人。形體長大。有威德者。衆人告言。我等今欲立汝爲主。斷理諍訟。當共集米供給。其人聞之。即受爲主。應賞者賞。應罰者罰。於是有民主之名。是爲平等主。刹利種之始也。

前品に擧たる西域記に。刹帝利王種（私志記に刹利此云日地主とあり衆經音義には此云土田主とあり。○大論に刹利者王及大臣とあり）也。舊曰刹利略也。と見え。釋氏要覽にも。長阿含經を引て。中有一人。容質瓌（褢）偉。世所欽信。衆議立爲民主。號摩訶三摩曷羅闍。（此云大平等主）と見え。名義集姓字篇には。刹帝利秦言田主。劫初人情漸僞。各有封殖。遂立有德處平分田。此王者之始也。故相承爲名。各願輸賦供億。（此租稅之始〕故命氏刹帝利。（此云土田主）謂初分土田各々有諍訟使主之〕奕也世君王種也と見ゆ。

爲自在强暴。不能忍和也。什曰。梵音含二義。一言忍辱。二言能嗔也。此人有大力勢能嗔。忍受苦痛。剛强難伏。因以爲姓。

爲自在と云ふより下は。此の平等主より。次々に分派りて。國國の王と爲れる。謂ゆる刹利種等が。强暴自在なる趣を云へるなり。佛說にも。□□□

き弊をも引出たること。流離王が。釋種を皆殺しに爲たる事の起を以ても悟べし。（種姓を尊ばざる、佛祖の敎は、其の弊を止むの心配ならむも、亦知べからず。）また自餘の雜姓の繁かる事は。阿含を始め。經論どもに。異なる種姓の所見たる處に。心を著て辨ふべし。（此にはさしも、要となき事なれば、委くは註さず。）さて譬喩經に、諸外人計梵王生四姓。口生婆羅門。臂生刹利。脇生毘舍。足生首陀。といふ說もあり。（私志記に、西國族姓、此四爲勝、亦猶此方士農工商といへり。）

刹利種中有人。自思惟。世間恩愛汙穢。何足貪著。捨家剃除鬚髮。法服求道。我是沙門。於是始有沙門名。婆羅門種。居士種。首陀種。修如是道。名爲沙門。於五種中爲最第一。沙門は。釋氏要覽に。正云沙迦懣囊。（懣門音、上聲呼之。）或云沙門那。或云桑門。皆譯人楚夏爾。譯云勤行。長阿含經云。沙門者捨離恩愛。出家修道。攝御諸根。不染外欲。慈心一切。無所傷害。逢苦不戚。遇樂不忻。能忍如地といひ。名義集には。正言室摩那拏。或舍羅摩拏。此言功勞。言修道有多勞也。（後漢書郊祀志云、沙門漢言息心、削髮去家、絕情洗欲、而歸於無爲也。）とあり。（猶諸書に、說ども多けれど註さず。）さて鬚髮を剃除して。沙門となること。刹利種より始まる。と云へる佛說。さも有べし。其の次品なる。大茅草王始めにて。其より餘の三姓種も見慣ひて、鬚髮を剃除せるなり。（但し其の鬚髮を剃除るこそ異なれ、其の學ぶ道とては、梵行にぞ有りける、佛祖の謂ゆる佛道と云ことは、佛祖に始まれる法にて、其より以前には、かつて無りし說法なればなり、然れば於五種中、爲最第一と云へるは、たゞ恩愛の道を捨ると、剃髮のみの事にざりける、猶次の品なる、大茅草王が、剃髮の所にも云を見べし。）□□□婆羅門を。第二等の姓と爲て。其始を說たる。本文の佛說は。彼國の古傳に違へる誣言なり。其の由を委曲く言はゞ。婆羅門といふ語は。梵天王の梵と同語にて。婆羅門種は。梵天の苗裔なる故に。婆羅門と稱し。彼國にては。元より最爲第一の姓

なり。其はまづ。梵と婆羅門と。同語なる事より
辨へむ。長阿含四姓經に。婆羅門種等が。常語を
擧たるに。我婆羅門種。最爲第一。餘者卑劣　我
種淸白。餘者黑冥。我婆羅門種。出自梵天。從
梵口生。と云よし見え。（此の說を破れる佛說に、
四姓種共に、善行の者あり、惡行の者あり、惡行
の者、たゞ餘の三姓種に在て、婆羅門種になくは、
婆羅門種、我最爲第一、餘は卑劣なり、我種は、
梵天より出づと云ことを得べし、また婆羅門種の、
嫁娶產生を今見るに、世と異なし、而るに我は是
梵種なり、梵口より生ずと云は、詐なりなど、言
痛く論へれど、皆僻論なり、例の護法の佛者ども、
なほ此の佛說を護せむと論ふも有なむか、若し然
もあらば、此の方の姓にも、神裔と蕃種との差別
あるを、神裔蕃種ともに、不善行の者あり、また家
娶產生も、異なきを以て、神裔なりと云を、詐と
して可ならむや、熟々此の理を思ひて、佛說の誣
言を、辨へ知るべし。）また中阿含梵志品に。衆多
梵志曰。梵志種勝。餘者不如。梵志種白。餘者
黑。梵志得淸淨。非梵志不得淸淨。梵志梵天

子。從彼口生。梵梵所化。と云よし見え。（此の
梵志說を破ると、佛祖の論へる說ども、最をかし
き中にも、草馬と父驢と合會して生たるをば、何
と名けむと、譬へて云る說などは、實に抱腹に堪
ざる强說なれど、煩ければ記さず、さて此の議論
は、增壹阿含牧牛品にも見えて、諸婆羅門各自稱
言、吾姓最豪、無有出者、梵天所生とあり。）此
と同じ事を。雜阿含經には。婆羅門自言。我第一。
他人卑劣。我白。餘人黑。婆羅門是婆羅門子。從
口生。婆羅門所化。是婆羅門所有とあり。（此の語
は、弟子所說誦第六品、摩偸羅王が佛弟子、迦旃
延に問へる語中に見たる語なるが、迦旃延が答に、
此是世間言說耳、云々と云るは、既に師の誣說に
化せられたる、後の說なれば、論ふに足らず、大
論にも、婆羅門從梵天口邊生、故於四姓中第
一、といへるをや、其の餘に、此の意ばへの語ど
も、計ふるに暇あらず。）長阿含。雜阿含に。婆羅
門とあるを。中阿含に。梵志といひ。長中二阿含に。
梵天子とあるを。雜阿含に。婆羅門子と云へり。
是を以て。梵と婆羅門と。同語なること著く。殊

には□□□にて梵王を。婆藍摩とあり。これ婆羅門と云とは。其少かの轉語なるに。また玄贊に。梵摩今言梵畧也。ともあり。然れば婆藍摩といひ。婆羅門と云が、梵摩と訶まり。梵摩を畧して梵と云へること論ひなし。斯て梵は。淨名疏に。梵是西音。此云離欲。或云淨行と見えて。（玄贊に淨潔と譯し、集註に淨也といひ。妙句に稱高淨と云るも共に當れり、）婆羅門をも。西域記を始め。淨行と翻せる。これ正譯なり。（なほ婆羅門には、當らぬ譯の多かれど、其は煩ければ、此には言はず、また（但し）名義集に、應法師云、婆羅門訛畧也、具云婆羅賀摩（名義集牛蒲書羅篇に、悉曇章、本是婆羅賀摩天所作云々この文なほ委く十二章の處に引べし）、義云承習梵天法者、とある婆羅は、婆羅門の畧 賀摩拏とは、其法を承習する由の言と通ゆるに、婆羅門と云は訛略にて、婆羅賀摩と云を、具なりと云へり。）さて私志記に。婆羅門亦云梵志。此云淨行。亦云淨志。亦云靜者。亦云靜胤。即修淨行之種姓也と云へる。淨行。淨志。靜者は。其の行をもて譯せる語。靜胤とは。種姓より云ひ。梵志とは。梵はすなはち。西語を其の儘に用ひて。梵行に志ざす者の義にて。淨志と云ふに同じ意なり。また名義集に。種々の說を擧たる中に。應法師云。承習梵天法者。其人種類自云。從梵天口生。四姓中勝故。獨取梵名。經中梵志即同。正翻淨裔。稱梵天苗裔也といひ。奏言外意。其種別有經書。世々相承。以道學爲業。或在家。或出家。多恃己道術。我慢人也。など見えたり。（但し婆羅門を、我慢人と云ふこと、數の佛書に見えたれども、此は中に、佛法を信用せざる婆羅門も、多かりし故に、佛法者より、其を我慢人と云へるを、並て言效ひ來れるなり、實は佛祖、また佛弟子どもなどよりは、遙に勝りて我慢ならず、然までもなき佛祖の、佛說法に說伏られて、從へる僞いと多く、見るに傍痛き迹なること、阿含經どもを見て知るべし、古往今來の、世に比類なき、貢高我慢の人と云べきは、佛法者どもなること、正しき道に志ざしたらむ人は、自に知べくなむ。）さて梵天の口より生ず。と云ふことは。彼の國の古傳に。大嘘

空のに高最し。梵天といふ。天國ありて。其の天なる最貴の神を。大梵王といひ。(仁王經に、大靜王ともあり、靜は梵の譯語なること、上に云へるが如し。)其の下なるをば。梵輔天とも。また唯に。梵天ともいへり。斯て大梵王。既に天地を造化し畢り。(此は阿含の經々を始め、大梵天常住無變異、我等梵天所化といひ、彼梵自在天、造此世界といひ、梵王爲世間祖父と云ひ、梵王居大千之中、以統御爲主といひ、娑婆世界主梵天王など、經論疏どもに、數見えたるに據て云ふなり。)後に。一人の梵天を。天降せりと聞ゆ。(こは□□□に、梵天化形下利人間云々、とも見えたるに依て云ふ、數降れる由は見えず。)然れば。婆羅門等が傳ふる古說に。梵天王を先祖と云ひ。其の口より出たる由言ふは。其の天降れる梵天を云ふなるべし。(增壹阿含力品に、梵志の語に、我が先祖梵天とあり、此の意ばへの語は、いと數所に見ゆ。)斯て其の物する行を。梵行といひ。其の言ふ語を。梵語といひ。其の書く文字を梵文。また梵字など云ふを思ふに。小緣の事とは聞えず。また佛祖の在世なりし時の趣を見るに。刹利王種の輩と云へども。彼れ等をば。大德人。和尙。上人。大師。世尊(世尊金七論に見ゆ)など尊重して。客位におき。頂禮せる趣なること。阿含の經々を見て知られ。また西域記に據て。後の趣を稽ふるに。前品に擧る如く。種姓の次第も。一曰婆羅門。二曰刹帝利。云々と有るにて。後の世まで。此の姓人を。第一と尊重せること著く。また印度種族。婆羅門特爲淸貴。從其雅稱。總謂婆羅門國焉と有りて。國號にさへ負るを思ふべし。(本文なる佛說の如くならむに、國號にも負ふべき由あらめや、熟思ひてよ。)斯在ば。此の本文なる佛說は。謬說なること論ひなし。玄奘法師は。太く佛祖に心醉せる人なれば。將實に佛說の如く。刹利第一ならむには。西域記に。右の如く記すまじき物をや。佛祖濫く思ふ旨ありて。大梵王の古傳を說破し。甚く彼神を卑め詈たれば。(佛祖の、濫く思ふ旨ありて、大梵王を卑め詈たる由は、□□□□品に委く辨ふを待て見るべし。)自心にも。世人の信まじと思ふ說には。例として。梵天王の語を妄作し。

其の僻說の證に引出ること。阿含にいと多く見えて。覺えず獨笑せらるゝを。彼の四姓經にも。梵天王頌曰とて。生中刹利勝。能捨種姓去。明行成就者。世間爲第一と說き。我印可其言と云へるは。絕倒に堪たる事なり。(此の梵天王頌と云もの、種姓の議論には、必すいひ出る語にて、甚煩く所々に見ゆ、かくて、仇に取れる婆羅門等に、をり〳〵種姓の論を受る事を苦みて、弟子どもに、若人問種姓、我是沙門釋種子也、親從口生、從法化生、大梵名者、卽如來、號如來、爲世間眼、爲世間智、爲世間法、爲世間梵、爲世間甘露、爲世間法主、と答ふべしと敎へて、種姓を擇ばず、其の法を奉行する者を、總じて釋子と稱する事を始めて、刹利を第一とし、婆羅門を第二とせる、上の件の說をば、誣ひ出せるなり、是をこそ、我慢の人とは云べけれ、此の我慢の惡弊、皇國までに及びて、姓氏を重みする古風を亂し、彼の日蓮が旃陀羅なるも、釋子といへば、何なる貴種高姓の人々にも異なく、尊重せらるゝ事としも成ぬるは、最も歎息しき事にこそ、)然れば。婆羅門行の起原を。世間に有ゆる家屬萬物を毒刺として。家を捨て山林に入れる故に。婆羅門と稱せり。と云へる說の誣言なるは。言まくも更なり。(名義集に普門疏云、劫初種族、山野自閑、故人以淨行稱之、肇云、秦言外意、云々、などある說の類は、凡て佛祖の誣言に、轉せられたる說なり、抑この誣說を云出たる、事の緣を考ふるに、刹利、吠奢、首陀の三種は、謂ゆる劫初に、一時に蟲の沸出る如く化生したるにて、刹利と云へども猶卑しく、佛祖は、其の刹利種なる故に、彼の婆羅門等が出自を、世人の尊重するが妬ましく思ふより出たる誣言なるを、古今の佛者たち、然る事と得しも知らずぞ有りける、)其は。家族を毒刺と爲ることは。沙門行にて。佛祖の道の要旨にこそ有れ。婆羅門の道には非ざるをや。抑婆羅門の行は。上に引る。應法師が說の如く。梵天の傳へたる法を。承習へるにて。其の學びの趣を。まづ西域記に據て考ふるに。まづ幼稚の始に。十二章を習ひ。七歲より後に。漸々に五明大論を承習ことは。彼の國並ての風敎なれば。更にも云ず。(此の幼稚のほど

の學問の事は、既に前品に註せれば、今更に云はず。)其の後の學問の趣も。同記に。其婆羅門學四吠陁論。(舊曰毘陁訛也)一曰壽。謂養生繕性。二曰祠。謂享祭祈禱。三曰平。謂禮儀占卜兵法軍陣。四曰術。謂異能伎數禁呪醫方。(以上は、必ずまなび取べき事の目次にて、其の條々は、四吠陁論に載せりと聞ゆれど、其の書は傳はらねば、委しき事は知べき由なし、但し此より下文は、其の論なる語を、玄奘の抄出して、譯せる物と見えたり。)師必博究精微。貫窮玄奧。示之大義。導以微言。提撕善誘。彫朽勵薄。若乃識量通敏。志懷逋逸者。則拘繫。(こは師の、弟子を教導する趣を記せるにて、信に然もあるべき語どもなり。)及年方三十。志立學成。既居祿位。先酬師德。(こは弟子の業成りて後に、心得べき事の要旨を述たるなり。)其有博古好雅。肥遁居貞沈浮物外。道遙事表。寵辱不驚。君王雅尚。莫能屈迹。褒贊既隆禮命亦重。故能強志篤學。忘疲遊藝。訪道依仁。不遠千里。家雖豪富。志均羈旅。有貴知道。無恥匱財。(こは學業成りて後に、志を尚ふする趣を記せるにて、悉く諸なる教へ趣にぞ有りける。)娛遊惰業。媮食靡衣既無令德。又非時習。恥辱俱至。醜聲載揚とあり。(上の件の文は、此に要とある所をのみ擧たれば、委くは本書を見るべし。)また麟記に。婆羅門法。七歲以上。在家學問。十五以上。受婆羅門法。遊方學問。至年四十。恐家嗣斷絕。歸娶妻室。至年五十。入山修道ともあり。(此は出定後語に引たるを其の儘に引たり、彼此見合せて婆羅門の學風を見るべし。)さて本文に。遠離家入於山林。樹下思惟と云ひ。寂默修禪。離衆惡ともあるは。謂ゆる禪法なり。(禪法のことは、第□□品に委く註べし。)此は佛道にも。最爲第一とする事なるが。元は梵行を稱めるにぞ有りける。(總て佛法なる事ども、十に八九は、婆羅門等が道を物して、少しく趣意を加へたる事なり、其は雜阿含經二十七に、佛弟子の比丘ども、乞食に出けるに、刻の少か早かりし故に、異道婆羅門らの精舍に入りて、問訊しけるに、異道ども、比丘等に問て、沙門瞿曇、爲諸弟子說法、斷五蓋覆、心慧力羸

爲障礙分、不轉趣涅槃、住四念處、修七覺意、我等亦如是說、與彼瞿曇有何等異、と云しかば、衆多比丘答ふること能はず、議に阿罵して其の所を去り、佛所に至りて、此事を問ふに、佛言く、諸外道等作此語者、汝等應反問言、五蓋者、種應有十、七覺者、種應有十四、何等爲五蓋之十、七覺之十四、如是問者、諸外道心則自駭散、當知是再三問言、彼必瞋恚不忍心生、低頭失辨云々とて、五蓋之十、また七覺之十四を、廣布演說せるを思ふべし、其の廣布せる說法は、無用の長談なるが、五蓋七覺の本說は、婆羅門の說法を取れるなること著し、然して其の由を難むる者あれば、如是く、意表に出たる說を發して、閉口せしむる、是ぞ佛祖の、諸異道を破する方便なりける、猶次々に、其の事の出たらむ所々に、註しもて行を見るべし。）さて時々入村乞食と云へる。是また妄說にて。乞食することは沙門比丘の行にて。元は佛の先祖とする。大茅草と云し王の始めたる行なるをや。（大茅草王がこと、次々に出れば、其の下に註を見るべし。）故阿含經中、眞

の婆羅門行者の。乞食せる由は。一所も見たる事なし。（但し其の梵行法より分派せる、異部の中には、乞食せるも有と見ゆれど、其れはた沙門の所爲に習へるなりけり、（さて梵學の。因りて來れる原始より稽ふるに。名義集に引たる。摩蹬伽經に。初人名梵天。造一韋陀。（韋陀を亦は吠陀とも名けて、智論とも無對論とも云ふ義なる由は、既に上に註へりき、此梵天と云ふは、婆羅門種らが、先祖とする所の梵天にて、上の十二章の處に引ける、名義集の文に、婆羅賀摩天とある即是なり）次有仙。名白淨。變一爲四。一名讀誦。二名祭祀。三名歌詠。四名穰災。（變一とは、梵天の造りて授けたる、一韋陀を廣めて、四つに分別せる由なり、仙とは、印度にては、即梵行を勤むる人を、凡て稱ふ也。其は山林に入り、樹下にて修行すれば也、佛を仙と云も、是の稱を取れる也）次名弗沙。（弗沙「金七十論に婆婆仙人とあるは是か」）。有二十五弟子。各々一韋陀能廣分別。とある是始と聞え。（金七十論に、初從梵王、乃至仙人、說四違陀とも、また四違陀所說とも、所々見えたり、斯て其の所說を、聖語とも聖言とも云

ひ、偈に阿含是聖言とも云へり、また聖教名聖言者、如梵天及摩醯王所説、四違陀及讚論、ともあり、)其の後に。衛世師。いと古く聞えたり。其は名義集に。補行云。優樓僧佉此云休留仙。其人晝藏山谷。以造經書。夜則游行説法教化。猶如彼鳥。故得此名。亦名眼足。(ウルソウ佉鳥とは、フクロの事なるか、)其人在佛前八百年出世。亦得五通。説論十萬偈。名衛世師。(正云憚崽、此云無勝、)とあり。(此の十萬偈、今傳はらず、五因を旨と説りと聞ゆ、其の説の大意は、金七十論に見えて、彼の論に其を難破せる説ども、往々見えたり、)

〇又曰。人有四德。云何四德。善法。智慧。離欲。自在是也。成有三差。一曰因善成。二曰自性成。三曰變異得是也。云何因善。如迦毘羅仙人初生。共四德生。此四德因善成就。故説因善成。云何自性成。皮陀傳説。昔時有梵王生。有四子。一名婆那歌。二名婆難陀那。三名婆那多那。四名婆難鳩摩羅。此四子已具足其事有身。十六歳時。四有(德カ)自然成。謂法。智。離欲。自在也。此四物不由因得。譬如見藏物。自然而得。故説自性成。變異得者。弟子因師得智慧。因智慧得離欲。因離欲得善法。由善法得八自在。此四德從師身得。故説變異得。

印度藏志未定稿卷之三

平篤胤撰述

○佛祖世系品第五

（此品は、長阿含世記經、世本緣品に本づき、世數は、樓炭經に據れり、其の由下に云ふを見るべし、）

佛告諸比丘。（一）初民主有子。名眞王。（二）眞王有子名穚王。（三）穚王有子名頂生。（四）頂生王有子名遮留。（五）遮留王有子名和行。（六）和行王有子名留至。（七）留至王有子名曰王。（八）曰王有子名波那。（九）波那王有子名大波那。（十）大波那王有子名沙竭。（十一）沙竭王有子名大善見。（十二）大善見王有子名提炎。（十三）提炎王有子名染王。（十四）染王有子名速留。（十五）速留王有子名摩留。（十六）摩留王有子名精進力。（十七）精進力王有子名堅賤。（十八）堅賤王有子名十車。（十九）十車王有子名舍羅。（二十）舍羅王有子名十才。（廿一）十才王有子名百才。（廿二）百才王有子名耶和檀。（廿三）耶和檀王有子名眞闍。（廿四）眞闍王有子名波延迦王。（廿五）（篤云、初民主より波延迦王に至て、二十五代なり、）

阿含經には。なほ九王ありて。三十三（四カ）王なり。（曇無德律も、同じ世數なり、）然るに樓炭經の。二十九世なるを採れる由は。初の民主より。佛祖までの年數は。然しも久遠ならぬを。久遠なる事にせむとて。阿含經には。後人の多く代數を増たると見ゆるに。（曇無德律、佛本行經なども同じ、）樓炭經は、末に論ふ如く。阿含經有て。後の人の記せる經なること著く。阿含の說に。攙入したる妄說の。いと多在ども。増べき代數の不足ある事は。是ぞ正しく覺ゆればなり。（但しこは、我と共に、圓外ならむ人に論ふことなるが、圓內ならむ人の難めば、阿含、樓炭共に佛說なれば、一經說に據れりと、事もなく言ひてぞ在るべき、）さて樓炭經律共に。眞闍王とあるを。阿含には。善思王とあり。此は互に譯の異なるなり。（其の餘の王等の名に、異同多

かれど、要となき事なれば言はず、)

後諸王甚衆多。轉輪王有十種。一者迦那車王。(阿含云、一名箭伽遮王、律云、一名伽菟支王)二者多盧提王。(阿含云、二名多羅業王、律云、二名多樓毘帝王)三者波々王。(阿含云、三名馬、阿葉摩王、律云、三名阿濕卑王)四者健陀利王。(阿含云、四名持地王、律云、四名乾陀羅王)五者迦陵王。(阿含云、五名技術、迦陵伽王律云、五名迦陵迦王)六者遮波王。(阿含云、六名瞻婆王、律云、六名瞻脾王)七者拘獵王。(阿含云、七名拘羅婆王、律同)八者殺闍王。(阿含云、八名般闍羅王、律同)九者彌尸犁王(阿含云、九名彌私羅王、律云、九名彌悉梨王)十者摩彌王。(阿含云、十名懿摩王、律云、十名懿師摩王)懿摩王者。所謂甘蔗王是也。

樓炭經を本文に採り。阿含と律とに校するに。互に少か名の轉訛異同こそ有れ。甚よく符へり。但し懿摩王者。所謂甘蔗王是也。といふ一行は。佛祖統記に。懿摩王即是甘蔗王。釋種以此王為本始。と云へるに依れり。(懿摩王を、また五分律には、鬱摩王とあり、釋迦譜に、懿一鬱此三音相近、以音而推、懿摩是正と云へるに據て、懿摩王と云を用ひたり、)さて轉輪王を。精には轉輪聖王と云へり。威德ありて。民衆をよく治めたる。古王どもを云ふ稱なり。(四阿含を始め、佛籍らに、其の威德あるが故に、自然に金輪寶前に現はる、千輻光あり、天匠の所作にして、人間の所有に非ず、また白象寶、紺馬寶、神珠寶、玉女寶、居士寶、主兵法、と云ふ寶具足す、是を轉輪王の七寶と稱ふ、かくて謂ゆる須彌の四洲を掌りて、福樂極なく、壽命長久にして、四洲を巡り察むと欲すれば、金輪寶すなはち轉じ出るを、其の後に隨ひ行くに、四方服せずと云ことなく、還り路も是に隨ふ、かくて其の王の死むとする前には、輪寶忽に失るなり、其の時に、王即ち鬚髮を剃除して出家し、其の子に、四天下の事を委付す、其の子また前王の如き威德あれば、金輪寶また忽に前に現はる、是の如き輪寶を持て、其の轉じ出るに隨ひて、四洲を巡り治むる故に、轉輪聖王といふ由なり、金輪寶を持たる故に、金輪聖王とも云ひ、次に德劣りて、銀輪寶を得て、三天下を治むるを、

銀輪王といひ、次に德劣りて、銅輪寶を得て、二天下を治むるを、銅輪王と云ひ、次に德劣りて、鐵輪寶を得て、閻浮提一洲を治むるを、鐵輪王と稱ふと云へり須彌山は更にも云はず、四天下といひ、二天下も、元より妄說なれば、金輪寶の說も妄談なること、云も更なれど、轉輪王と云ふ由を知ざらむ人の爲にと、少か記し出たるなり、)さて有十族とは。前節の眞閻王。(亦云善思王)波延迦王が。後に分りて。十族と爲れる由なり。其は釋迦譜に。劫初草昧摩源民主。迄于善思。父子繼業。自善思以後。云有十族王。第一伽㝹。至第十懿摩。或是兄弟支胤異族。別起難以意量也。經擧大數。似亦未周也といひ。佛祖統記に。自民主至善思。正嫡相承。自婆延迦十族已降。或嫡庶互立。或兄弟迭興。分爲十類。必有親疏始終之義存焉。と云るは。其に然る說にて。第一迦那車王より。第九彌尸犂王と云ふまで九王は。善思王波延迦王が子姪などにて是の時よりまづ九族に別れたりと聞ゆ。第十懿摩王は、やゝ後なり、其の由は下に云ふべし、)然るを本籍どもに。猶次に。第一第二王。各有五轉輪王。第三第四王。各有七轉輪王。第五王有九轉輪王。第六王有十四轉輪王。第七王有三十一轉輪王。第八王有三十二轉輪王。第九王有八萬四千轉輪王。第十懿摩王有百轉輪王。最後有王。名曰大善生。と云へるは。佛祖方便說して。過去の久遠なるよしを說き。其の世々に。過去の佛等の出たる由を說る故に。後人其の世數を多く妄說して。攙入せるなり。然るは。懿摩王。有百轉輪王云々と云へれど。下節に見たる如く。善生と云ふは。懿摩王が事なるに。佛祖は其の懿摩王が七世の孫にて。此は近き間の事なれば。其の代々の名ども、正しく傳はり。且つ懿摩王が血統は。其の六世の孫。淨飯王を限りにて。悉亡たる物をや。(此の事委くは、第口品に出るを見るべし、)然れば。懿摩王有百轉輪王。最後王曰大善生。と云へるは。妄說なること著く。下の本文に見ゆる。懿摩王より以下。佛祖までの世系は。佛口より出たる隨の眞說にて。其の遠祖どもの代々には。後人の加へたる。妄說多きこと明なり。(佛本行經

に、甘蔗苗裔以來、子孫相承、在迦毘羅國と言るも、甘蔗王より以來は詳なれど、其の已前は詳ならぬ趣なり。）また長阿含。阿摩晝經の佛説に。乃往過去久遠世時有王。名懿摩王と云々と。我よりたゞ七世祖を。甚く久遠なる事に云へるを以ても。代數の少く。眞の佛説に。かゝる筋の事には。さしも妄説せざりしことを悟るべし。大抵平等主より。下に擧る。大茅草と云が時までの代數は。三十世ばかりには。然しも過じとぞ思ふ。（こゝは平等主より、善思王までに、阿含また律には、猶九王ありて、三十三世なれど、信難き由は、前節に註せるが如し。）然るを後作の佛籍どもに。平等主より。佛祖までの王の數を。八萬四千二百五十王也。と云る類は。三藏に見たる事とし云へば。謾に信じて。護法を思ふ徒の惑なりかし。（大藏法數に、佛本行經に據りて、此賢劫初建立、已有大轉輪王、亦名刹利王、有長子名眞實、子孫相承二十七世、各有千子、計二萬七千、皆大轉輪王、至大須彌王、子孫相繼至魚王二十七世、皆小轉輪王、魚王有子名眞生、至茅草王、三十一世、計一百八皆粟散王、と云るに據ときは、平等主より茅草まで、七十五世なれど猶信られず、然れども世々次々に、子孫の多く蕃息れることは、云も更なり、法數に、二十七世の王等に、各千子ありて、二萬七千なりしと云へる、其數は、信られねど、二十七世の間に、次々生る子等は、かり多くも蕃たりけむ佛籍どもに、刹利種と云るは是なり、斯て茅草が時に、百八人の粟散王ありし由なり、此は國々處々を領居る、僉分の者の多きを、粟を散せるに譬たる稱なり。）

大自在王子孫相承。最後王名大茅草。垂老無子。委政大臣。剃除鬚髮。出家持戒成就四禪。具足五通。衆號王仙。諸弟子等時行乞食。王仙老不能行。遂以草籠盛懸樹上。慮虎狼也。獵人望見謂是白鳥。乃射殺之。血滴於地。後生甘蔗二本。日炙開剖。一生童男。一生童女。因名瞿曇氏。弟子養護以報諸臣。衆謂王種。命相師占之。立名善生。號甘蔗王。又以日炙甘蔗而生。亦名日種氏。女名善賢。立爲第一妃。

此の一説は。阿含の經々に關たる故に。菩薩本行

經を採て記せり。（但し文は、佛祖統記、法苑珠林などの、所引に據て約めたり。）大自在王とは。佛祖統記に。即第九彌尸犂王。と云へるが如し。子孫相承云々とは。彌尸犂王より數代立て。最後の大茅草と云るなり。（本籍に、相承の下に、八萬四千王と云ふ文あれど、そは前節に論へる、かの第九彌尸犂王、有八萬四千轉輪王、と云へる文に依て、攙入せる文なること著し、其は此を佛祖の出自と立る故に、其の世數を、殊に多くせむ爲なり、第一第二族の王等に、有五轉輪王と見え、第三第四族の王等に、有七轉輪王、など見たるに、九族の王の子孫のみ、かく多在べき由有むやも、殊に八萬四千といふ員數は、佛籍の口僻なる物をや、故この世數は採らず思ふに彌尸犂王大自在より茅草まで、六七世には過ざりけむ、）鬚髮を剃除し家を出て乞食すること。此の王より始まれり。長阿含四姓經に。劫初の事を言へる佛說に。刹利種中有人。自思惟。世間恩愛汙穢。何足貪著。捨家剃除鬚髮。法服求道。我是沙門。於是始有沙門名。婆羅門種。居士種。首陀種。修如是道。

名爲沙門。於五種中。爲最第一と說る刹利種は。此の王が事と聞えたり。是より餘の三姓種も。見習ひて。沙門となる事とは成りぬ。但し其の鬚髮を剃除して。恩愛を汙穢とし。乞食することこそ異なれ。其の學ぶ道とては。婆羅門の傳ふる梵行にぞ有ける。佛祖の謂ゆる、佛道と云ことは。佛祖が始たる法にて。彼より以前には。かつて人の知ざる法なればなり。（然れば於五種中、爲最第一と云るは、只に恩愛を汙穢とすると、剃髮乞食のみの事にざりける、猶次々に註ふを見るべし、）さて四禪とは。大藏法數に。內心湛然。離樂不悔。正念分明。泯然凝寂。とある是なり。五通も同書に。智度論を引て。一天耳通。（謂於世間一切衆生苦樂憂喜、種々音聲、悉能聞也、）二天眼通。（謂於世間一切種々形色及諸衆生死此生彼、苦樂之相、悉能見也、）三宿命通。（謂於自身他身、多生所行之事、悉能知也、）四他心通。（謂於他人心中思惟種々善惡之事、悉能了知也、）五神足通。（謂隨意變現、飛行自在、一切所爲、無有障礙也、故亦名如意通、）とある是なり。凡て漢土に謂ゆ

る。仙の有狀なる故に。仙とは云なり。この四禪五通など。悉く婆羅門の傳ふる法なること。下に引く十二遊經に。從婆羅門學道。と有るにても悟るべし。(但し其の五通を、誠によく得たらむには、さる橫害に逢ふまじき物なるに、此の乞食王、本文に五通を得たりとは有れど、猶熟くは得ざりしと見ゆ、もし實に五通を得て有むには、豫々知りて、疾く遁るべき事ぞかし、かく言はゞ、護法流者は、例の因果などをや說出なむ、)さて瞿曇は。佛祖統記に。梵語則曰瞿曇。此間則稱甘蔗。華梵互出。其實一義也といひ。名義集に。瞿曇古翻甘蔗とある。是れ正譯にて。佛祖が姓を。瞿曇と云ひ。甘蔗と云は。其實は一義なり。(此の餘に、高妙なる種々の異なる翻譯を付たれど、總に信るに足らず、)甘蔗より生れたる故に。梵語のまゝに。瞿曇といひ。譯して甘蔗王とも云なれば。餘の高妙なる說に。惑ふこと勿れ。偖この甘蔗王善生は。前節の第十族。懿摩王なること。上に云へるが如し。(懿摩といふは、善生の梵語にや有む、)さて此の王が出生のこと。十二遊經に。昔有菩薩爲

國王。父母早喪、遜國與弟。從婆羅門瞿曇。學道受瞿曇姓。乞食還國。無識者。謂之小瞿曇。於城外甘蔗園中。以爲精舍。賊盜官物。路由園過。捕盜尋迹。執小瞿曇。王令以木貫身射之。大瞿曇見悲哀。棺斂取血泥團之。還置精舍著左右器。大瞿曇言。是道士若其至誠願天神有知。使血化爲人。却後十月左化爲男。右化爲女。因名瞿曇氏とあり、本文と異なり。何れか是なることを知らず。(そもそく、此の瞿曇氏の因緣、二經ともに、いと覺束なき說の如くなれば、見狹き儒者などは、信まじけれど、上代の事にし有れば、有まじき事とは云べからず、)

時甘蔗王有第二妃。生四子。一名炬面。二名金色。三名象衆。四名別成。第一妃善賢。唯生一子。名爲長壽。端正可喜。然其骨相不堪作王。時善賢妃。白甘蔗王言。願大王逐四庶子。遣我生子長壽爲王。時甘蔗王聽善賢言。令四庶子出於國界。時四王子母。及眷屬。諸臣百姓。各白王言。我等諸人亦當隨去。王任其意。四庶子將去時。王言若欲婚姻。勿取外族。王子等去到雪山下。

釋迦大猶蓊蔚枝條之陰。造城治化。憶父王語不取他族。各々納姨母及其姉妹。其爲夫婦。後生男女。甘蔗王聞而發是言。彼諸王子能立國計。眞釋子眞釋童子。因自立姓。名釋迦氏。在直樹林。故名釋懿。亦曰舍夷氏。亦以其本迦毘羅仙住處故。立城名號迦毘羅國。

此の條阿含經には。甚く畧きて說たれば。菩薩本行經の說と併せて。約め記せり。（四子の名を、阿含には、一名面光、二名象食、三名路指、四名莊嚴とあり、此は互に譯の異なるかと思ふに、莊嚴の梵語を、烏羅婆とあり、本行經は、別成の梵語を、尼拘羅とありて、烏婆羅と云ふはなし、五分律も同じ、然れば元より說の異なるなり、今は何れを正しと定めがたけれど、姑く本行經と、五分律とに據て記せり、下これに倣ふべし。）さて雪山は。西域記□□□□□□□□□□□□□□さて釋迦の釋懿の舍夷ともに。同語の轉訛にて。直樹の梵語なり。其は釋迦譜に引たる別傳にも。此國有釋迦樹。甚茂盛。相師云。此處必出國王。因移四子立國。故號釋種。梵語呼直爲釋。と有るをも思ふべく。また釋氏要覽に。舍夷氏の下に。今議。必因樹命國。從國稱氏。と云るは正義なり。（然るを例の護法者らが、能仁と譯し、仁者と譯せるなどは、是また釋迦を、佛祖の通稱とせる後に、いひ出たる、護法者の非譯にぞ有りける。）然れば。甘蔗王が言に。眞の釋子。眞釋童子と云へるは。釋懿樹中に生立たる子なれば。眞に釋樹子。眞に釋樹童子ぞと。戯れつゝ歎じたる語なりけり。（直樹といふ樹、いまだ詳ならず、もしくは杉の事には非ざるか。）

尼拘羅王有子。名渠羅婆（烏頭羅。）渠羅婆（烏頭羅）王有子。名尼求（羅頭）羅尼求。（羅頭）羅王有子。名師子頰。師子頰王有四子。長名白淨。二名白飯。三名斛飯。四名甘露飯。白淨王有二子。長名悉達。二名難陀。白飯王有二子。長名調達。二名阿難。斛飯王有二子。長名摩訶男。二名阿那律。甘露飯王有二子。長名婆婆。二名跋提。

此の條は。阿含經に謬有れば。五分律と。四分律の傳を。合せ考へて記せり。（其謬りを、逐一に辨へむこと、煩はしければ渡しつゝ）尼拘羅は。梵語

にて。上に見えたる甘蔗王が。第四の子別成なり。此は最末の弟なるに。國を掌れる由は。菩薩本行經に。甘蔗王の三子。みな沒して後に。別成立つ。是を尼拘羅王と名く。と見えたり。（五分律に、尼樓とあるは、拘を略きても云へりと聞ゆ、）白淨王を。また淨飯王とも。淨王とも。書等に見えたり。此はたゞ譯の異なるなり。（梵語には、首頭檀那とあり、）大方便經に。白淨王劫初已來。嫡々相承作轉輪王。近來二世不作輪王。而作閻浮提王と。あり。是れいと可笑き說なり。其はまづ白淨王が釋種は。尼拘羅王に始まりて。僅に六世なるを。劫初已來とは何ぞや。嫡々相承作轉輪王と云へるは。論ふにも足らぬ妄語なるは。更にも言はず。近來二世云々とは。師子頰王より二世は。轉輪王と作らざれども。閻浮提王と作れる由にて。統紀に云へる如く。謂ゆる鐵輪王といふ者なるが。此は印度の地界をのみ洲と思へる。例の印度限りの。最狹き閻浮提なり。其は唐土などは。印度に近き國なるすら。彼の王等が治を受たる事なく。（そは彼の師子頰白淨などが時は、漢土は周の末世に當れり、）其の外の國々にも。都て聞えぬ妄說なるをや。實は轉輪王と稱し王等は。おなし印度の內にて。大國と立たる一國を。領ける酋長なりしこと。白淨王が政化も。僅に迦毘羅國限りにて。印度中に及べりとは聞えざるを以て知べく。況て粟散王と聞えし王等は。小けき一處づゝ。領分たるにて。信に粟散の酋どもなるを。王とは譯せるなり。酋を王と譯せる故に。其妻をば夫人。或は妃など譯し。（阿含に波斯匿王が妻を皇后とさへ譯したり、）其子をば。太子と譯して。其の筆の勢ひに。何事も。漢土の帝王后妃太子の趣に。譯者どもの文飾せるなれば。打見には。漢土の王后太子などの如く。事々しく思ひ成さるめれど。禽獸虫魚の類をさへに。或は大なる。或は舊たるなどを。師子王。象王。牛王。馬王。猿王。鳥王。龍王。鴈王。蟻王。鰐王など云て。其の事を云ふに。王めかせるをも思ふべし。（然れば、佛籍を讀むには、其の心して何王某王と云ふをば、師子王鴈王などいふ王の字と、さしも異なく、平易に見るべし、酋立たるをば、皆王と云こと、印度語の僻にて、千五百王悉

集るといひ、或は五百王一時に來るなども、往々見えたり、皇國の趣より見れば、村長どもの、集へる狀に思はるゝ物をや〕但し佛祖は。迦毘羅衛とふ一國を領ける。酋の家より出たるにて。此は村長の類には非ずと見ゆ。されど父淨飯王は。其國の主なれば。王と云むもさる言なれど。其三人の弟どもをも。悉王と云へるは。一國も領きたるかと思ふに。然らぬは。是も王てふ譯は當らずぞ有りける。努々佛祖の父王。また母などを。漢土の皇帝皇后などの趣に。思ひ惑ふべからず。〔和漢の僧等の記せる書には、少かも尊大にせまほしと記作たれば、是また惑ふべからず〕さて悉達と云は。佛祖の名なり。委くは。次品に註するを見るべし。〔其の弟また從弟どもの事も、次々に見えたり〕

印度藏志未定稿卷之四

平篤胤撰述

○佛生養育品第六

迦毘羅城不遠。有釋種。名善覺長者。生於八女。長名摩耶。八名大慧。時白淨王取八頭女。納長女及大慧爲妃。自餘六女。分與三弟。

此の一節は。普曜本行經に採れり。摩耶は梵語なり。本籍に意と譯し。大慧は本籍に。摩訶波闍波提と有りて。隋言大慧とあり。(なほ餘の書等には、大愛道とも譯し、また梵天ともあり。)

摩耶夫人。於睡眠中。夢見有一六牙白象。其頭朱色。七支拄地。以金裝牙。乘空而下。入於右脇。夫人夢已明旦。向淨飯王言。我於昨夜見如是夢。時淨飯王喚古夢婆羅門師。令占夢祥。時占夢師具占已。白淨飯王言。夫人所夢。其相甚善。必生聖子。彼必成佛道。名聞遠至。王聞是說已。大歡喜。以多財施之。

此の一節は。佛本行經に採れり。因果經を始め。諸經に入胎より前に。佛祖兜率天に在りて。出世すべき時處位を觀じたる由を。いとも事痛く記せれど。其は佛祖の。後に。我は久遠劫より。菩薩の行を修して。兜率天に生れ。菩薩にて在しが。時處位を觀じて。淨飯王の夫人。摩耶の胎に入れる由を。方便說せるに本づきて。作加たる妄說どもなり。また經等に。菩薩胎內に在つゝ。行住坐臥して。諸天鬼神の爲に說法せり。など云ふことも。論ふに足らぬ幻妄の說なり。(そは猶次々に、辨へもて行を見て悟るべし。)さて因果經に。爾時菩薩欲降母胎。即乘六牙白象。發兜率宮。無量諸天。作諸妓樂。燒衆名香。散天妙華。隨菩薩滿虛空中。放大光明。普照十方。以四月八日明星出時。降神母胎。とあり。此は白象の。右脇より胎に入れる夢見て。身める說の本より有しを。(此の事は、世友論師が異部宗輪論にも、菩薩入母胎時。作白象形。出母胎。時從右脇生とあれば、實にぞ有りける。)普耀經に。菩薩從兜率天。化作白象。口有六牙。從日光。降神

母胎。趣右脇。と作り。瑞應本起。修行本起などには。菩薩初下。化乘白象。冠日之精など。次人に作り増つゝ。遂に因果經の。大妄説をば。作竟たるなり。（凡て佛の事實を考ふるに麁く朴なる説は眞にて本なるを、經々に異説多かる中に、精くて幻なるは、次々に加增せる物にて、末なりと云ことを心留て、其の説の本末を辨ふる時は、異説いかほど多くとも、惑ひ無るべき物ぞ。）實に。釋迦以前に釋迦なく。釋迦以後に。釋迦有るまじき。大幻妄の祖師。大偉人なりしかば。然る大化物の投胎せりと云こと。然も有べし。（されど今論ふ説どもは、其の實を失ひて、本末ともに信ざらしむる妄説なる故に、辨ふるなり、もし實に因果經に云が如くならむには、唯に白象とのみは傳ふまじき物をや。）さて婆羅門の言に。生聖子と云へるは。酋の子なる故に。崇めて云へり。成佛道とは。此の頃いまだ。謂ゆる佛道は。聞知らぬ時なれば。即梵行法を云へるなり。梵行法をも。佛道と云ふこと。婆羅門の書。金七十論に。佛法僧。佛世間など云る佛は。佛經に謂ゆる佛には非す。其の梵行に。智覺あるを佛と云ひ。（名義集に、佛此云智者覺者とあり、然れば何道の人にても、智あるをば佛と云べし、）其の梵行を法といひ。其を行ふ衆人を。僧とは云へるなり。（名義集に、僧秦言衆とあり、鬚髮を剃除したる人をも、釋氏の道に僧と稱ふは、此の名を用ひたるなり、）是をもて。佛法僧など云ふ語も。釋氏の道に限れる語に非ざるを。辨ふべし。（猶此の事は、次々にも云ふべし、）

夫人懷妊將滿十月。時善覺長者。即遣使人白淨飯王言。乞垂哀愍。遣放女來我家。使遊園中。産訖即遣送還。時淨飯王聞使者言。送妃至家。

此の一節も。佛本行經に採れり。諸經に。此の時の行裝の事を。八萬四千の婇女。八萬四千の童女を從へ。十萬七寶車輦を嚴りと云ひ。天龍八部。亦皆隨從。充滿虛空など。なほ仰山なる事ども記せれど採らず。

摩耶夫人。即升寶輿。前後導從至善覺所。其後遊藍毘尼園中。見無憂樹華葉茂盛。即擧右手欲牽

摘レ之。爾時菩薩漸々從二右脇一出。當二其生時一。不レ坐不レ臥。墮レ地行七步。徧觀二四方一。擧レ手而言。天上天下唯我爲尊。要度二衆生生老病死一。言已便默。如二諸嬰孩一。不レ行不レ語。

此の節は。右脇出までは。因果經に採り。其の以下は。長阿含經に採れり、(なほ此の時四天子、手に香水を捧げ、其の身清淨にして、穢惡の染汚なく、地震動して、大光明を放ち、普く世界を照し、日月の及ばざる處、みな大明を蒙ふり、四天子戈を執て、其の母を持護せりと、阿含にも云ひ、餘の經々には、三十四の瑞應ありしと云を始め、殊に仰山なる幻妄說を作り加たれど、總て論ふにも足らぬ事どもにて、煩ければ皆漏しつ、)さて右脇より生たりと云こと。儒者などの信ざる事なれど。斯る大偉人の事にし有れば。さる異產なりしこと。然も有るべし。是れまた奇しむに足らず。(佛所行讚經に、優留王股生、卑偸王手生、漫陀王頂生、伽叉王腋生、菩薩亦如レ是とあり、漢土にも種々の異產ありて、額生せることも物に見えたり、)生れて忽に。七步せりと云ふことも。有るまじき事に非ざれば。是れまた怪むに足らねど。天上天下唯我爲尊。云々と云へりと云ふことは。成佛と稱せるより後の意にて。此は本經に。七佛の最初たる。毘婆尸佛の言と爲て。諸佛常法と。自にも懸たる故に擧たれど。妄說なり。(但し中阿含未曾有經に、阿難が問言の中には、佛祖の事と爲たれば、古き妄說にては有りけり、因果經には、我於二一切天人之中一、最尊最勝、無量生死、於レ今盡矣、と師子吼せりと云ひ、菩薩本行經には、生巳立在二於地一、仰觀二於母之右脇一之時、口作二是言一、我此身形從二今日一後、不二復更受一、此是於レ我最末後身、我當レ作レ佛と云へり、と見ゆ、共に妄誕なること、云も更なり、大善權經には、吾於二世尊一、設不レ現レ斯、各々當下自尊二外道梵志一、必墮中惡趣上。行二七步一者、爲レ應二七覺意一耶、と云へりとあり、)大藏一覽に。此の事を擧て。一手指レ天。一手指レ地。周行七步。目顧二四方一云。天上天下唯我獨尊。雲門云。我當時若見一棒打殺。與二狗子一喫。貴要二天下太平一。とあり。旨ある言なるかも。

爾時白淨王。即嚴二四兵一。一億釋種。前後導從。入二

彼園中。到夫人所。見太子身相好殊異。歡喜踊躍。叉手合掌。禮諸天神。前抱太子。置於寶輿。與諸臣等。將入城中。時白淨王及諸釋種。未識三寶。即將太子往詣天祠。還入後宮。太子生滿七日。其母命終。時姨母大愛道。乳養太子。如母無異。梵志相師。普稱萬歲。即名太子。爲悉達多。

此の一節は。因果經を本とし。瑞應經。また餘經をも挍見て載せり。措四兵の事は。既に云へり。（第一品見るべし、）一億釋種とは。餘り多きに過たり。（凡て佛籍は、餘りに事を仰山に言ひて、却りて實を失ひ、實事をも、人に疑を起さしむること多し、漢土なども、事を大きくいふ僻ある國なれど、印度に比べては、實を失ふこと少きなり。）さて叉手合掌は。印度の本來の禮儀にて。諸天神を禮せりと云ふも。彼の國の古風なり。白淨王および諸釋種。いまだ三寶を識ずて。天祠に往詣せりとある天祠は。梵天王の祠なり。是また彼の國の古風にて。天祠をまた天寺とも云へり。但し此の時梵天王の形像。その座より立て。太子の足を禮して。王に語れるは。此の太子は。天人中の尊にて。虛空天神皆敬禮す。何ぞ此に來りて。我を禮せしむ。と言へりと有るは。例の幻妄なり。（普曜經には、太子至祠說偈言云々、諸天形像現其本身、禮菩薩足、則在前頌曰云々、とさへ云りける。）さて佛祖生れて後。七日ありて。其の母の命終せるは。甚く難產にて有し故なり。佛本行經の異說には。薩婆多師、母見生子希奇之事。即便命終（法苑十五に引り）ともあり。（此を佛祖が咎に爲まじと、諸經論に、始め兜率天にて、時處位を觀じける時に、摩耶夫人が死すべき年月日を察知し、左ても右ても、其の日に命終すべき夫人なる故に、佛を生ては、其の功德により、忉利天に生るゝ常例なれば、彼の夫人の胎內に入れること、菩薩の善功方便なり、など見ゆるは、皆佛の罪を文らむと、搆へ出せる、後世の護法者流が、曾說ぞ有りける。）大愛道とは。上に大慧と見えたる女にて。摩耶が妹なれば。實に佛祖の姨母にて。是難陀が母なり。（この母子がこと、下に委しく見ゆ。）さて諸經に。佛祖が生れたる時の不思議を。

多く記せる中に。八國王各々男子を生じ。國中なる八萬の長者。各々子を生るに。悉男なり。諸釋種も。また同日に。五百男を生じ。牛馬羊の類までも。各々子を生るに。悉雄なり。五千の靑衣も。また五千の力士を生たり。など云へるは。幻説の中にも。愚を極めたる妄説なりかし。(然れど此は、圓外より見ていふ言にこそあれ、圓内なる人々は、最もやごとなき事の極みと、言ひ譟ぐめり。)佛本行經に。調達以四月七日生。身長一丈五尺四寸。佛以四月八日生。身長一丈六尺。佛弟難陀。以四月九日生。身長一丈五尺四寸。阿難以四月十日生。身長一丈五尺三寸。其貴姓舍夷。長一丈四尺。其餘國種。皆長一丈三尺とあり。是も信しからず聞ゆ。(其の由は、次々に微し論ふを見るべし。)さて佛祖の生れたる時代を。諸書に。もろこし周の昭王が二十四年甲寅の歳の。四月八日なりと云へるを。佛祖統記に論ひて。其の二十年と定めたれど。猶具に稽ふるに。其より□百□□□年後。周の靈王が九年戊戌の歳にて。我が綏靖天皇の御世の、十九年といふ年なりけり。

(此の事委くは、大般涅槃品に論ふを見るべし)

時白淨王訪五百相師。令占太子。相師等言。是王子在家。當作轉輪聖王。出家成一切種智。又白王曰。有一梵仙。名阿私陀。具足五通。在於香山。彼能爲王斷於疑惑。時王自思惟。香山途路嶮絕。非人能到。當以何方請來。作是念時。阿私陀仙遙知其意。騰空而來。王大歡喜白仙人言。願相吾子。仙人相已。忽然悲泣。白淨王見擧身戰怖。生大憂惱。如大波浪動於小船。即問仙人。我子有何不祥而悲泣耶。仙人答言。太子無有不祥。此人諸相皆得其處。故知必出家學道成一切種智。我今年已百二十。不久命終。生無想天。不得親見。故自悲耳。時淨飯王復白仙言。大師我意設種々方便。已從今幼稚。及到盛年。令不離家。仙人問言。大王今者因何事。故説如是語。王言。僉師當知。國内所有相師皆言。若此王子在家。當作轉輪聖王。故有此語。仙人復言。彼相師等皆大妄語。是相。非轉輪王相。八十隨形。是出家相。仙人爲王説此語已。辭別而退。

此の一節ば。瑞應經と。佛本行經とを併せて載せ

り。

爾時白淨王。既聞仙人決定之說。心懐愁惱慮恐出家。使其城門開閉之聲。聞四十里。卽擇五百青衣賢明多智。爲作孎母。養視太子。又復擇五百妓女形容端正。才能巧妙。各々兼數技。皆以名寶瓔珞其身。百人一番迭代於其殿前。列樹甘果。枝葉蔚映。華實繁茂。又有浴池。清流潔澄。池邊香草。雜色蓮花。猗靡芬敷。不可稱計。異類之鳥。數百千種。光麗心目。趣悅太子。復作七寶天冠及瓔珞。與太子。太子年漸長大。爲辨象馬牛羊之車。凡是童子所玩好。具無不給與。

此の一節は。因果經に採れり。靑衣とは云々。

印度藏志未定稿卷之五

平篤胤撰述

○遊藝生子品第七

爾時太子年已八歲。父淨飯王即集群臣。而告之言。今我化內。誰最智能悉通。堪為太子作師。諸臣報言。有婆羅門。名曰蜜多羅阿闍黎。善知諸論堪教太子。王即遣使而告之言。大師能教我太子。一切技藝諸書論。不。蜜多羅報言。謹依王命。(佛本行、)時白淨王更為太子。起大學堂。卜擇吉日。即以太子與婆羅門。而令教之。時婆羅門。以四十九書字之本。教令讀之。于時太子見此事已。問其師言。此何等書。閻浮提中一切諸書。凡有幾種。師即默然不知所答。太子復言。此阿字有何等義。時師默然亦不能答。心懷慚愧。即起禮太子足。而言。太子願說。閻浮提書凡有幾種。太子答言。閻浮提中或有梵書。或佉樓書。或蓮華書。有如是等六十四種。(因果、)時婆羅門深生慚愧。還至王所而白王言。大王太子。云何而欲令我教耶。時父王聞婆羅門言。倍々生歡喜。

此の一節は。佛本行經。因果經。瑞應本起經を併せて載せり。但し八歳を。因果經に七歳とし。蜜多羅を跋陀羅尼とあり。(漢には選友と云ふ、)四十九書字之本とは。云々

時淨飯王復集群臣言。何處有師最使武藝。教我太子。諸臣報言。此處有釋種。名善覺。其子名忍天。堪教太子兵戎法式。其所解知。一切凡有二十九種善巧妙術。白淨王即為造一苑。令忍天教太子武藝。太子皆能學得。通達自在。是時忍天即為太子說偈曰。

汝於年幼時　安詳而學問　不用多功力　須臾而自解　於少日月學　勝他多年歲　所得諸技藝　成就悉過人

太子從蜜多羅。忍天二大尊所。受讀諸書幷一切論。兵戎雜術。經歷四年。至十二歲。種々技能遍皆涉經。既通達已。

此の一節は。佛本行經に採れり。忍天は梵語に。羼提婆とあり。二十九種云々とは。

一時太子在勤劬園。遨遊射戲。自餘五百釋童子。亦各々在其自己園內。嬉戲。時有群鴈、飛行虛空。是時提婆彎弓。而射着一鴈。其鴈帶箭。墮悉達園。太子見已捧取拔箭。卽以酥蜜封其瘡。是時提婆達多遣使。語太子言。我射一鴈墮汝園中。宜速付來。爾時太子報使人言。鴈若命終卽當還汝。若不死者。終不還汝。時提婆復遣使人言。若死若活須相還。我先所射也。太子報言。我已於先所攝受。而不屬我耶。如是相競。於是集諸釋宿老智人。而判決此事。是時有一老宿。入釋種中。而作是言。當養育者得之。射着者不得之。時彼諸釋宿老諸人。一時印可。高聲唱云。如是如是如仁者言。是提婆共於太子。最初搆結怨讎因緣也。

此の一節は。佛本行經に採て載せり。提婆達多と。怨讎を結べる最初の因緣。さも有べし。但し提婆は。後に怨を忘れたる狀なれど。悉多は生涯。この時の怨讎を解ざりと聞えたり。（其の由は、第□品に註ふを見るべし。）さて此の時の一老宿を。本籍に。淨居天の化せる由言へれど。決めて後人の妄誕なれは採らず。（そは園內ならむ人こそ有れ、園外ならむ人は、自然に知り辨へむ物ぞ。）なほ此の本行經を始め。經々に。提婆等と角力をとり。或は弓を射競べて勝を取り。或は提婆が踏殺せる大象を。城外に一拘盧奢ばかりに。投出したるなど。仰山たる事ども有れど。皆妄誕なること炳焉ければ。載さず。（或人云く、西域記に

とあり、然れば象の事などは、信に有し事なるべし、答、そは西域記のみならず、佛本行經にも象墮地即成大坑。今者諸人相傳、名於此處爲象墮坑。即此是也、と見ゆ、然れども、此坑のみならず、古き妄說の跡を作ることは珍しからず、漢土にも、大倭にも、例多かる事なり、彼の過去の佛の事などは、明に知らるゝ妄說なれども、其の古跡さへ、西域記にあまた見えたり、此は彼の記の妄には非ず、早く彼の國の貪僧どもの。作り設けたるを、玄弉法師が、佛說を信ずる心に、信とうけて記せるものなり、此の等のこと、なほ下にも往々辨ふを、合せ考ふべし。）

於是太子年十五歲。時白淨王即會諸臣。而共議言。太子今者年已長大。智慧勇健。皆悉具足。今宜應以四大海水。灌太子頂。又復令下餘小國王。却後二月八日。灌太子頂。皆可來集。至二月八日。諸餘國王。幷及仙人婆羅門等。皆悉雲集。懸繒旛蓋。燒香散華。鳴鐘擊皷。作諸妓樂。以七寶器盛四海水。諸仙人衆各々頂戴。授婆羅門如是。乃至徧及諸臣。悉已頂戴。轉授與王。時王即以灌太子頂。以七寶印而用付之。又擊大皷高聲唱言。今立薩婆悉達以爲太子。時餘八國王。亦於是日同立太子。

此の一節は。因果經に採て載せり。

爾時太子啓王出遊。群臣導從案行國界。前到田所。即便止息閻浮樹下。看諸耕人。時有傷蟲。鳥隨啄之。太子見之。起慈悲心。衆生可愍。互相呑食。即便思惟。時白淨王四面推求。問覓太子。從人答曰。太子今在閻浮樹下。時王即便往彼樹所。未至之間。遙見太子端坐思惟。即前執手問言。汝今何故在於此坐。太子答言。觀諸衆生。更相呑食。甚可傷愍。我停於此。王聞其語。心生憂戚。慮其出家。重喚還國。太子既見父王如此。隨從還國。王恐太子在(出)家。更增妓女而娛樂之。

此の一節は。因果經に採て載せり。是ぞ悉達が。出家心を發せる始なる。本籍に。閻浮樹曲枝陰蔭太子。とあれど。其は採らず。然るは。若し實に其の樹の枝を垂れて。蔭たらむには。父王が尋ぬる時に。未至ざる間に。遙に其の端坐思惟を見べくも非ざるをや。(されど此の事は、中阿含未曾有經にも見えたれば、古き妄說にては有けり。)また彼傷虫を。淨居天の化作なる由見たれど。其も妄なり。其は次の品に辨ふべし。)

爾時太子漸向長成。至年十九時。淨飯王復憶太子初生之時。阿私陀仙旣記出家。作何方便。令不出家。得紹王位。爲太子別造宮。令諸采女娛樂。復更訪索婚所。納三妃。第一瞿夷。其父名水光長者。第二耶輸。其父名移施長者。第三鹿野。其父名釋長者。以有三婦。立三時殿。置二萬采女。三殿凡有六萬采女。太子共其受欲樂。歡娛縱逸不知厭。即有三子。一名善星。鹿野子也。二優婆摩耶。瞿夷子也。三羅睺羅。耶輸子也。此子

生時。羅睺羅阿修羅王。捉蝕其月。是故名羅睺羅。此の一節は。佛本行經を本とし。五夢經十二遊經を合せ考へて載せり。（但し三子の名は、慈恩玄贊、嘉祥義疏などに擧たるを、再引たり、）十九を。餘經には十七とあり。今は佛本行經に據れり。瞿夷は。名義集に。此云明女。生時日將欲沒。餘明照其家。因立名云瞿夷。大論云。瞿毘耶と見え。耶輸は。耶輸陀羅。此翻華色といひ。嘉祥義疏に。耶輸多羅此云名聲。諸女中有名聲也。と見え。玄贊には。耶戍達羅此云特譽。耶輸陀羅訛也。生育羅睺羅故名とも見えたり。（また同書に、相傳釋云、是乾闥婆女、彼生兒爲樂神、生女爲玉女、此爲佛、爲玉女也、ともあるは、妄説なり、）三時殿とは。一者暖殿。以擬隆冬。第二涼殿。以擬夏暑。第三中殿。用擬春秋。と本籍にあり。（印度には、一年の季を三つに分る故に、三時の名あり、）善星がこと。大涅槃經に。善星比丘。是佛菩薩時子と見え同疏に。羅云庶兄と云ひ。名義集外道篇にも。蘇氣怛羅此云善星。羅云庶兄。佛與迦葉往善星所。善星遙見生惡邪心。生身入阿鼻獄とあり。（佛之堂弟庶兒、故說爲子といふ說は、信ずべからず、）優婆摩耶は。早世にて有しか。事跡の所見なし。（大般涅槃經三十四卷に優婆摩耶とあり、惠琳音義に此云譬喩是佛庶子也とあり、）羅睺羅を。また羅云とも稱へり。第二品に見たる如く、佛說には。日月の蝕を。阿修羅王ちふ物の。手もて障るなりと云る故に。羅睺羅が生れたる時に。月蝕有しを以て。かく名けたる由なり。然れば。衆經の音に。羅睺正言曷羅怙羅。此云障月。羅怙阿修羅。以手捉月時生。因以爲名。維摩經註に。什曰。阿修羅食月時。名羅睺羅。秦言覆障。謂障月明也。などある是正譯なり。（或は云く、羅睺羅六年處母胎、所覆障、故以爲名といひ、或は太子求出家、王言、汝有子聽出家、佛言、我法如月、是兒障我使不出家、故言覆障と云ひ、或は此名宮生、佛出家後耶輸有身、諸釋詰之、耶輸待生子燒大火聚、抱子投火聚便滅、而母子無他、諸釋曰、眞是宮生、また或は此云執日と、或は羅雲由過去塞其鼠孔禁鼠六日不出、故受胎六年、故

云覆障など云へる經論註、みな信るに足らず）さて阿含經。因果經。普曜經。修行本起。瑞應本起など。諸の經々に。迎妃の事につきて。種々幻妄の說を記し。瞿夷女。また耶輸女が前身に。佛祖の前身と。深き因緣有し事など。長々と說たれど。皆佛祖に。妻室ある事を不足ざる事に思へる。後世の乞士等が。付加たる妄說なること。著ければ採らず。（但し佛祖の前身に、華を賣れる女と、後世にも夫婦と爲むと約せり、其やがて耶輸なりとも、瞿夷なりとも云ふ說は、既く阿含に見えたれば、元は佛口より出たる妄說なることは著し、されど增壹には、そを瞿夷女とし、中阿含には、そを口口女と爲たり、共に佛說なりと云つゝ、かく齟齬せることは如何ぞや）富永仲基。佛祖に。妻息ある事を論ひて。婆羅門法。七歲以上在家學問。十五以上受婆羅門法。遊方學門。至年四十。恐家嗣斷絕。歸娶妻室。至年五十入山修道。世々相承以道學爲業。或在家或出家。（今云、此婆羅門の學法は、上に往々註へるが如し）佛亦作敎導民者。乃一種婆羅門。出家而無妻者已。

故迦文初有室娶者亦是已。何況迦文。本刹利王種乎。而佛子多忌迦文有妻息也。或云瞿夷乃耶輸也。或云善星堂弟子也。然而三夫人之目已有明文。（今云、此の明文と云へるは、即ち此の本文に擧たる、經々の說是なり）善星比丘。佛菩薩時子。出于涅槃經。是可見已。（今云、菩薩時とは、出家後、いまだ成道せざる前をいふなり）所大善權經云。何故菩薩而有室娶。菩薩無欲。以示現妻息。防人懷疑。菩薩非男。斯黃門耳。故納瞿夷釋氏之女生羅云。於天變沒化生。不由父母合會而育。又是菩薩本願所致。吁是說之幻也。如謂吾未知道時。且隨世法而娶妻焉則可也。而云防人疑爲黃門。何其陋之甚也。（今云黃門とは、陰莖なき人を云ふ、もし父母の合會に由ずして生ず、と云ふときは、妻子を持たること、黃門に非ず、といふ證とは成べくも非ず、いと可笑き說なり、智度論に、菩薩有二夫人、一名劬毘耶、是玉女不孕、二名耶輸陀羅、とある劬毘耶は、瞿夷、耶輸陀羅は、耶輸なり、共に呼音の轉訛なり、さて此の智度論の說も、一婦二

子を滅じたる妄說なり、諸經に、羅云を、或は瞿夷が子と云ひ、或は耶輸が子と云へるは、異部の別なる傳へなるを、統記に說を作りて、瞿夷の子と云へるは、大母を擧げ、耶輸の子と云へるは、所生を擧たるなり、瞿夷は寶女にて孕まず、實は耶輸の子なりと云へるは、皆しひて作れる說どもなり。)涅槃經亦云。迦葉問。若佛已度二煩惱海一。何緣復納二耶輸陀羅一生二羅睺羅一。佛告二迦葉一。我於二無量劫一捨二如レ是五欲一。但爲レ隨二世間法一故。示二如レ是相一。是嫌三于其佛久劫既成道。而復有二室妻一。故亦幻二其說一以合レ之。其實假說也。(今云、涅槃經は、謂ゆる大乘說にて、悉達が成道、この一世の事に非ず、久遠劫より成佛せるが、今出世したりと云ふ說を立たる故に、然らば妻室は有まじき事ぞ、と云に嫌ある故に、迦葉が問、佛の答に託して、此の說を作れる物なり、諸の經々に、佛祖に妻室有しことを文れること、皆これに因ることぞ、)又按。瑞應。普曜並云。白淨王言。汝有レ子使二出家一。如レ無レ子者。却後六年。及二閱二此文一未二出家一時。成道日一生。是亦無二久曠在胎之理一。意者佛之妻息。

有二五年樂行之間一。有レ之者以解レ之。則無レ難矣と云へるは。然る說なり。瑞應普曜とは。瑞應本起經と。普曜經とを云ふ。なほ因果經にも。白淨王。悉達が出家を制めて。國嗣既重。生二汝一子一。然後絕レ俗。不二復相違一と云しかば。卽左の手を以て。其の妃の腹を指しけるに。耶輸自に。其の娠めることを知れる由見たるを云へり。抑是等の經說どもは。無量劫より成佛せり。と云へる佛說に本づきて。實は三婦有しを。一婦に滅じ。三子有しを。一子に滅じて。なほ足ずまに。其の一子をさへに。父母の合會に由らで。生める由を。次々に。妄作し加たる說どもなり。(然れば汝有レ子使二出家一、と云る語も、一通りうち見ては、未出家せざりし時は、無子者の如しと云へども、其やがて二婦二子を蔭せる說にて、實ならぬこと言まくも更なり)其は此の經々を記せる賣僧どもこそ。熟く其頭を隱せりとは思ひためれ。傍になほ異部の經々を記せる有て。遂に其の尾の破綻び出て。三婦三子の名も何も。顯れたるこそ可笑けれ。然るは。仲基說に。五年樂行之間と云へるは。何に據て言るに

か其は知らねど。增壹阿含八難品の佛說に。我初學道時。年二十九。欲度人民故。二十五年。在外道中學。自是已來。更不見沙門婆羅門。其大衆中云々。得道者也。とあり。(此の文の意は、我初學道時年二十九と云を、也の字の下に著て心得べし、佛經には、此の格の文いと多し)此は人民を度せむと欲ふが故に。二十五の年より。外道の中に在りて。廣く其の道々を學しかど。其の大衆中に。得道の者の無りし故に。我別に眞の道を學び初たる時は。二十九の年なりき。と云義にて。是れ謂ゆる五年樂行之間なり。(二十五歲より、二十九歲まで、信に五年にて、此の間は、さしも苦行は無りしかばなり)斯て二十九歲より三十歲、謂ゆる成道の時まで　二年の間を菩薩といふ。是も增壹阿含力品に。佛告比丘。我昔未成菩薩時。在山中學道。と云へるは。家を出しより。鬱陀羅仙人が所に在りて。學べる間を言ひて。其の五年の間を。菩薩とは稱はず。(未成菩薩時とあるに、心を著て見るべし)また我本爲菩薩時。未成佛道中。云々と云へるは。鬱陀羅仙人の所を去しより。謂ゆる成道まで。二年の間を。菩薩とは云へるなり。(また增上品に、我昔未成佛時、爲菩薩行といひ、七日品に、我本未成佛道、爲菩薩行坐道樹下、と云へるも同じ義なり)さて菩薩とは。上に言る如く。覺衆生と云ふ義にて。佛に成むとして。未得成ざる衆生といふ語なれば。梵行の有來しまに〱。女犯をも憚らざる故に。謂ゆる成道の前に。娠ませしこと疑なし。故成道の年に。羅睺羅は生れたるなり。(涅槃經に、善星を、菩薩の時の子と傳へたれど、此は長子にて在しかば、猶早かるべく、然れど菩薩の時とあるは、謂ある語なり、そは維摩經の注に、羅什三藏が言を擧て、王於其夜更增妓樂、以悅其心、於時菩薩欲心內發、耶輸陀羅其夜有身、と有るをも思ひ合すべし、菩薩も隨分に、子を娠ませする物にぞ有ける、穴をかし)然れば羅云が出生は。腹へ指を指たる故には非ず。指たる物は外に有りけり。其はまづ。增壹阿含三寶品に。佛告比丘。識神來受胎。父母共集。一處與止宿。父欲意盛。母不大戀動則不成胎。母欲意盛。

父不大慇懃則非成胎。父母集在一處。無患識神來趣。然後有兒。諸比丘當作此學。云々と見え。別譯雜阿含經に。佛告比丘。是身受於父母。精氣四大和合。衣食長養。乃得成身。と見えたり。(餘の經々に、佛身を、父母の合會に依らで、成たりと云るよし見え、中阿含未曾有經にも、佛住母胎。不爲血所汙亦不爲精及諸不淨所汙、とあるなど、みな後人の妄說なること著く、これ妄說なる上は、久遠劫より、成佛して在つと云へるも、方便の妄語、これ妄語と云ことを悟らで作れる、羅睺羅が出生の說どもは、大愚說なること、彌々明なり、)是に因りて思へば。羅云もまた。佛と耶輸と一處に集在し。互に欲意盛に。大慇懃にして。精氣四大和合し。胎を成せるにて。指の態には非ず、謂ゆる陰馬藏の態になむ有りける。諸比丘等。まさに此の學を作べし。(然るを法苑珠林に、夫法身無形、隨應而現、機緣萬途、故化迹非一、或離欲而受道、或處染而現權、若不迹其納妃、凡識謗非人種、雖示五欲之堺、不壞一心之志、故歷王城之門、哀老病之八苦、乃自嗟曰、人生若此、杜世何堪、脫屣尋眞其於斯矣、と云るは、笑ふに堪たる護法言の愚說なりかし、其は信に、法身無形ならむは、死て後に、舍利骨の有べくも非ざるをや、穴をかし、)因に。この陰馬藏の事に就て思ふに。また觀佛三昧經にも。佛に子有しことを。言くろめむとせる。最もをかしき慕何說なむ有ける。(名義集に、慕何此云癡とあり、俗に癡人を婆迦といひて、字を馬鹿と書き、秦趙高が、鹿を捕へて馬とせる故事を引出れど、いと物遠きを思ふに、早く男莖を魔羅といふ類に、皇國の佛者らが、癡人をさして、慕何と云しが、弘まり訛りて、婆迦といふに非ざるか、)其は時耶輸陀羅。及五百侍女作此念。太子唯有一事。於我有疑。婇女衆中有一女子。即白妃言。太子是神人也。奉事歷年不見其根。況有世事。復有一女白言。大家我事太子。經十八年。未見太子有便利患。況復諸餘。爾時諸女各各異說。皆謂。太子是不能男。太子晝寢。皆聞。諸女欲見太子陰馬藏相。爾時太子於其根處。出白蓮華。其色紅白。上下二三華相連。諸女見已。

復相謂言。如是神人。有蓮華相。此人云何。心有染著。作是語已。噎不能言。是時蓮中忽有身根。如童子形。諸女見已。更相謂言。太子今者現奇特事。忽有身根。如丈夫形。諸女見已。不勝喜悅。現此相時。羅睺羅母。見彼身根。華々相次。如天劫具。一一華上乃有無數大身菩薩。手執白華。圍繞身根。現已還沒。如前日輪。此名菩薩陰馬藏相。（佛に三十二相、といふ相ありて、其の中に、廣長舌とて、舌を出して頭をねふり廻すと、陰馬藏といふをば、最もやごとなき事に云ふめり。四阿含にも、往々異學の徒に、陰馬藏を現はし見せたり、とある是なり、然れども、此は元より幻說にて、其を現はせると有るは、其の幻說を信にせる、幻術になも有りける、阿含には、たゞ陰馬藏を現はしたりとは有れど、其狀の見えざる故に、因に記し出つ。）爾時復有諸婬女等。皆言。瞿曇是無根人。佛聞此語。如馬王相。漸々出現。初出之時。猶如八歲童子。身根漸々長大。如少年形。諸女見已。皆悉歡喜。時漸長大。如蓮華幢。一一層間。有百億蓮華。一一蓮華。有百億寶色。一一色中。有百億化佛。一一化佛。有百億菩薩無量大衆。以爲侍者。時諸化佛。異口同音。毀諸女人惡欲過患。而說偈言。若有諸男子。年皆十五六。盛壯多力勢。數滿恒河沙。持以供給女。不滿須臾意。時諸女人聞此語已。心懷慚愧。擧手拍頭。而作是言。嗚呼惡欲。各々猒女身。四千女等。皆發菩提心。得法眼淨。と云へるはいかに。慕何說ならずやも。（また同經に、佛告阿難とて、我初成道して、熙連河の側に在ける時に、五人の尼揵子外道ありて、共に七百五十弟子を領せるが、我所に來て、其の身根を以て、身に繞すこと七市して、我無欲の故に、身根かくの如く、自在天の如しと云ふ時に、我その尼揵外道らに語く、汝等如來の身分を知らずや、劫を積て、梵行を修行せる故に、在家の時、すべて欲想なし、今汝が爲に、少しく身分を現ずべしとて、まづ地上に四水を化作せること、四大海の如く、各々其の中に須彌山あり、佛其山に在りて、金色の光を放ち、徐に馬藏を出し、山を繞すことも市して、金蓮花の如く、華々

相次て、上梵世界に至り、佛身より、一億那由他乃、雜寶の蓮花を出すこと、華幢の如くにて、馬藏を覆蔽す、此の蓮華の一億に、十億層あり、層ごとに、百千無量の化佛あり、一一の化佛に、百億の菩薩、無數の比丘ありて、侍者となる、化佛光を放ちて、十方世界を照したり、尼揵子ら見巳て、大に驚きて、心伏せりと云ことも見たり、如何にいみじき身根競ならずや、此の三昧經は、大乘と立たる中にて、圓內の徒の、甚く尊む物なるが、其說相かくの如し、大凡そ大乘といふ經々には、殊にかゝる類の慕何說ぞ多かる〕さて羅云が生れたる時の事を。智度論に。有人言。太子出家。何得有娠。汙辱我門。釋種欲以火坑焚燒母子。耶輸立誓言。我若邪行。母子隨火消化。卽投火坑。於是火滅母子俱存。生兒似菩薩。父王大喜。作百味歡喜丸奉佛。佛變五百比丘皆如佛身。羅睺羅持丸。與佛鉢中。方驗不虛と云ひ。(嘉祥義疏に、佛出家後、耶輸有身、諸釋詰之、耶輸云、乞待生子、後當證驗、生子巳後、燒大火聚、抱子而立誓曰、若非佛子、當母子俱燒、遂投火聚便滅、而母子無他、とあるはいさゝか異なり〕また佛本行經に。苑內有大石。耶輸陀羅將羅睺羅。臥息彼石。於後捉石。擲著水中。遂立誓言。我所生子。是太子息。是不虛者。今此大石在於水上。浮遊不沒。時彼大石水上浮泛。如芭蕉葉。於時大衆見聞此已。生希有心。とあり。是等の說。もし實ならば。彼の樂行の間に。密々に來り住て。娠ませたる故に。餘人は知らずて。巽み詰りけむ故の事なるべし。(これら凡て、我が朝の故事にも似たる事どもにて、古意にかなひて見ゆれば、必しも僞り說とは言がたし〕

印度藏志未定稿卷之六

平篤胤撰述

○發心出家品第八

於時太子遊觀林野。於其中路。見一老人。頭白齒落。面皺身僂。拄杖羸歩。喘息而行。太子顧問侍者。此爲何人。答曰此是老人。復問。云何爲老。答曰夫老者生壽向盡。餘命無幾。故謂之老。太子復問。吾亦當爾不免此患也。答曰然。生必有老。無有豪賤。於是太子悵然不悅。即廻駕還。靜默思惟。念此老苦吾亦當然。爾時父王問彼侍者。太子出遊歡樂不耶。答曰。道逢老人。是以不樂。爾時父王念言。昔日相師占言。太子當出家。得無爾乎。當使處深宮娛樂。令不出家。更嚴飾館。揀擇婇女。令悅其心。

此は。長阿含大本經の佛說に採りて載せり。(但し本つ籍にては、過去毘婆尸佛の事に挂たれど、猶次々に、我まで七佛の名を擧て、諸佛の常法と說て、自にも懸たるに、餘の諸經々に、佛祖の發心を說るにも、只この說を委くせる耳なれば、古き阿含の方を採れるなり、次々の三章も此に傚ふべし。)餘の經々に。此の老人次なる病人死人。沙門などを。みな淨居天の所化とせるは。後人の幻妄なり。阿含に然言ざるを以て。其の古なる事を知べし。(故前品なる傷蟲をも、本籍には、淨居天の所化と有れど、其の妄を知りて、然は載さゞるなり。)

又於後時太子出遊。於其中路逢一病人。身羸腹大。面目黧黑。獨臥糞穢。無人瞻視。病甚苦毒。口不能言。顧問侍者。此爲何人。答曰。此是病人。復問何如爲病。答曰病者衆痛迫切。存亡無期。故曰病也。又曰。吾亦當爾不免此患耶。答曰然。生則有病。無有貴賤。於是太子悵然不悅。即廻車還。靜默思惟。念此病苦吾亦當然。爾時父王復問侍者。太子出遊。歡樂不耶。答曰。道逢病人。是以不樂。於是父王默。自念昔日相師言。復更飾館揀擇婇女以娛樂之。

此の時悉達が。病人の事を聞て。悵然たりし事を。

因果經には。深生恐怖。身心戰動。譬如月影現波浪水。勢從者言。如此身者。是大苦聚。世人於中。横生歡樂。愚癡無識。不知覺悟。今者云何。欲往彼國。遊歡嬉戲とて。車を廻して還れりとあり。

又於異時太子出遊。於其中路逢一死人。雜色繒旛。前後導引。宗族親里。悲號哭泣。送之出城。太子復問。此爲何人。答曰。此是死人。問曰何如爲死。答曰死者盡也。風先火次。諸根壞敗。存亡異趣。室家離別。故謂之死。又問。吾亦當爾不免此患耶。答曰然。生必有死。無有貴賤。於是太子悵然不悅。即廻車還。靜默思惟。念此死苦吾亦當然。爾時父王復問侍者。太子出遊。歡樂不耶。答曰。道逢死人。是以不樂。於是父王默。自念昔日相師占言。即復飾館。揀擇婇女。以娛樂之。

因果經に。此の時白淨王。優陀夷と名くる婆羅門の。聰明なるを友として。出し遣り遣を厭ふ心を發させし。と計れる由云へり。其は然も有べけれど。死人を例の。淨居天の所化と云へるは妄なり。

又於後時太子出遊。與優陀夷婆羅門俱。於其中路逢一沙門。法服持鉢。手執錫杖。視地而行。即問侍者。此爲何人。答曰。此是沙門。又問。何謂沙門。答曰。沙門者捨離恩愛。出家修道。攝御諸根。不染外欲。慈心一切。無所傷害。逢苦不慼(厭)過樂不欣。能忍如地。故號沙門。太子曰善哉。此道眞正。永絶塵累。微妙淸虛。唯是爲快。即廻車就之。即問沙門曰。剃除鬚髮。法服持鉢。何所志求。沙門答曰。夫出家者。調伏心意。永離塵垢。慈育群生。無所侵擾。虛心靜寞。唯道是務。太子曰。此道最眞。我當決定修學是道。作是語已。即便索馬還飯宮城。於時太子心生歡喜。而自念言。我先見有老病死苦。晝夜常恐爲此所迫。今見比丘。我情開悟。作此念已。即自思惟。求出家緣。爾時白淨王問優陀夷言。太子出遊。有樂不耶。優陀夷言。太子於道見一比丘。而共語言。語言既已。顏容歡悅。還至宮中。自念言。太子決定。捨家學道。即敕耶輸。行止坐臥不離太子。復增諸妙妓女。以娛樂之。

此の一節は。長阿含經と因果經とを併せて載せり。

○沙門は

爾時太子心自思惟。我今正是出家之時。便往至父王所。而白王言。恩愛集會。必有別離。唯願聽我出家學道。不見留難。時白淨王執太子手。不復能言。如是良久。微聲而言。汝宜息其意。年既少壯。而便委我不懷願耶。太子白王。欲得四願。一者不老。二者無病。三者不死。四者不別。父王假使與此四願。不復出家。白淨王言。此四願者古今無獲。爾時太子。既見父王流涙不許。還歸所止。思惟出家。愁憂不樂。

此の章は。因果經と。普曜經とを併せて載せり。此の四願は。凡人の曾て得がたき願なれば。父王に云ふとも。叶はざる事は知つゝも。言出て其の留難を防げるなり。(因果經に、此の時迦毘羅國の諸の相師ら、太子もし出家せずは、七日を過て後に、轉輪聖王の位を得て、四天下に王となり、七寶おのづから至らむ事を知りて、王に白せる故に、城の四門を嚴しく固めて、七日を過るまで、太子を門外に出すことを警めて、太子の所に至り、國嗣の重き由を云て、汝一子を生せば、出家を許さむと云に、太子答へて、敕の如くせむと、其の妃の腹を指さしたる事、また身より光明を放ちて、淨居天まで照けるに、彼の諸天ら來りて、出家の時至れる由を勸たる事、また耶輸陀羅が、太子の出家すべき夢見たる事、また淨居天らが、神力を以て、館中の諸男女を熟臥せしめたる事、また諸女の睡れる狀を見て、不淨を觀じたる事、など見えたれど採らず、其は例の幻妄說なればなり、)

爾時太子心念言。是二月七日宜應方便求出家。夜更人靜。卽從座起。徧觀妓女及耶輸陀羅。皆如木人。或有倚伏樂器上。臂脚垂地。更相枕臥。鼻涕目涙。口中流涎。內外眷屬。皆悉昏臥。今當出家之時。卽便自往至車匿所。而語之言。汝可爲我鞁犍陟來。車匿卽便牽馬而來。太子乘之從門而出。爾時太子師子吼言。我若不斷生老病死憂悲苦惱。終不還宮。說此誓已至於天曉。所行道路已三由旬。

此の章は。因果經に採て載せり。(なほ車匿が出家を諫めたる事、また諸天の神力を以て、北門を自然に開かしめ、出家を讚歎して、隨從せる事など見たれど、例の採らず、)

爾時太子次行。至跋伽仙人苦行林中。見園林寂靜無諸諠鬧。心生歡喜。即便下馬撫背而言。所難為事。汝作已畢。又語車匿。我既捨國來此林中。唯汝一人。獨能隨我。甚為希有。汝便可與揵陟俱還宮也。車匿啼泣悲號而言。我違王敕。輒鞁揵陟。使至此所。失太子故。父王憂惱。宮中內外亦應騷動。況復此處。多諸險難。猛獸毒蟲。交橫道路。而捨太子獨還宮中也。太子即言。世間之法。獨生獨死。豈復有伴。又有生老病死諸苦。我為欲斷其諸苦故。而來至此。是苦斷時。得為汝侶。車匿復言。太子生來長於深宮。身體手足皆悉柔軟。眠臥牀褥。無不細滑。如何一旦。履藉荊棘瓦礫泥土。止宿樹下。太子答言。誠如汝語。然我住宮。乃得免此荊棘之患。老病死苦會當不免。車匿聞之。悲泣垂淚默然而住。

此の章も。因果經を採て載せり。(なほ言る事ども有れど、無用の文飾と、幻妄の說をば、凡て省きて擧たり。)さて跋伽仙人とは。

爾時太子便脫寶冠。髻中明珠以與車匿。而語之言。以此寶冠及此明珠。致王足下。為我白王。我今不為生天樂故。亦復非不考順父母。亦無忿恨瞋恚之心。但以畏彼生老病死。為斷除故。汝以我語。復啓大王。老病死至豈有定時。人雖少壯。得免此耶。太子即復脫身瓔珞。授車匿言。汝此瓔珞奉大愛道。我今為斷諸苦本故。出宮城也。勿復於我更生苦。太子又脫餘莊嚴具。以與車匿。亦復語言。人生於世。愛別離苦。我今欲斷此苦。故而出家學道。勿以我故恒生愁憂。便以利劔自剃鬚髮。即發願言。今落鬚髮。願與一切。斷除煩惱及以習障。

此章も。因果經を採て載せり。(なほ車匿が戀々と、去がてに、且つ諫め且つ止りて、仕へむと歎けるを、悉達が慰めたる事、また剃髮せる時に、諸天の燒香散華して、異口同音に、善哉と讚たりなど、云ふ事ども見たれど、例の幻說、また然しも用なき說なる故に、今は洩しつ。)

爾時太子剃鬚髮已。自見其身。所著之衣猶是七寶。時有獵師。身服袈裟。太子見已而語之言。汝所著衣與我。持此寶衣與汝貿易。獵師答言善哉。

如告。太子即脫寶衣而與獵者。自被袈裟。車匿既見太子剃除鬚髮。倍增懊惱。太子語言。汝還宮城具宣我意。即徐前行。車匿遠望擧身顫掉。不能自勝。涕泗交流。即牽犍陟。執持寶冠嚴身之具。車匿號咷。犍陟悲鳴。緣路而還。

此章は。因果經を本とし。阿含に據りて。妄說を省き載せり。

爾時太子。即便前至跋伽仙人所住之處。仙人遙見來進而坐。太子坐已。觀察彼諸仙人之行。或有以草而爲衣者。或以樹皮樹葉以爲衣者。或有唯食草木華果。或有一日一食。或二日一食。或三日一食。行自餓法者。或事水火。或奉日月。或翹一脚。或臥塵土。或臥荊棘之上。或臥水火之側。太子既見如此苦行。甚爲奇特。問仙人言。欲求於何等果報。仙人答言。修此苦行。爲欲生天。太子又言。諸天雖樂。福盡則乃輪迴六道。終爲苦聚。何修苦因以求苦報。即復念言。商人爲寶故入大海。今諸仙人爲生天故。修此苦行。作此歎已。默然而住。

「此章も。因果經に採て載せり。」

爾時跋伽仙人聞太子言。仁者何意。默然不言。我等所行。非眞正也。太子答言。汝等所行非不至苦。然求果報。終不離苦。太子仙人。說此議論。言語往復乃至日暮。太子即便停彼。一宿既至明旦。復更思惟。此諸仙人。雖修苦行。皆非解脫眞正之道。我今不應止住於此。即與仙人辭別欲去。時仙人言。今者何故而忽欲去。太子答言。我今學道爲斷苦本。是故去耳。時諸仙人俱作此言。所修道異。不敢相留。若欲去者。可向北行。彼有二大仙。名阿羅々鬱陀羅。可就語論。於是太子即復北行。是時太子年二十五。從是五年。使在外道之中學也。

此の章も。因果經に採て載せり。（但し是時太子年二十五、從是五年、便在外道之中學也、此二十字は、增一八難品に採れり。）

印度藏志未定稿之七

平篤胤撰述

○求道樂行品第九

爾時太子既出宮已。至於天曉。耶輸陀羅及諸婇女。從眠而覺。不見太子。悲號啼泣。即便往啓白淨王。及大愛道。王及大愛道。聞此言已。若喪四體。舉宮內外皆亦如是。諸大臣即案行城中。見城北門。自然已開。又復不見車匿犍陟。即問門司。皆云不知。太子必當從此而出。絡繹四出。追求太子。不知所之。爾時車匿步牽犍陟。悲泣而還。諸宮屬白大愛道。及耶輸陀羅言。車匿與犍陟俱還。太子不歸。大愛道言。我養太子。至年長大。一旦捨我不知所在。耶輸亦言。我與太子行住坐臥。不相遠離。今者捨我莫知所趣。古昔諸王入山學道。皆將妻子。不暫相棄。世間之人一遇相識。別不相妄。夫妻之情。恩愛之深。而乃反更如是之薄。

此の章も。因果經に採て載せり。(此に用なき文飾は、例の如く。皆略きて記せり。)さて、此の耶輸陀羅が語に。古昔の諸王の。山に入て道を學ぶに。皆妻子を將て。暫くも相棄ずと云るを以て。恩愛を捨ると云こと。佛祖成道後の。新法なる事を悟るべし。(然れば佛祖も、出家して後も、暫く其の妻に通ひ住けむ事は、さも有べき事にこそ、)

復語車匿言。寧與智者。而作怨讐。不共愚者以爲親厚。汝癡頑人。盜送太子。置於何處。車匿泣言。我於爾時。以大高聲而諫太子。欲使夫人及諸婇女。聞此驚寤。皆悉眠臥。都無覺者。城北門復自然而開。彼門每開。聞四十里。當爾時而又無一聲。豈非天力。具語始終。捧彼嚴具。時大愛道及耶輸陀羅。聞此語已。心小醒悟。默然無聲。

此の章も。因果經に採りて載せり。(なほ車匿が言に、神妙に託して、幻說ども多かれど、今はみな省きて、此に用ある事のみ載せり。)

爾時白淨王。亦復俱聞車匿語。心自思惟。太子出家必不可迴。即語言。我今當自往尋求太子。隨其

所在。我復何忍獨生活也。爾時王之師及大臣。俱諫王言。唯願大王。不須自出。我今當與大臣。尋其所在。王聞此語。善哉可去。於是王師大臣。即便辭出。而追尋太子之所在。

王師とは。白淨王に道を敎ふる梵志にや有む。

爾時王師共與大臣。至跋伽仙人苦行林中。除去從者及諸儀飾。前仙人所。仙人請坐互相問訊。於是王師語仙人言。我是白淨王師。今來於此故者。我王太子。厭惡生老病死之苦。出家學道。路由此林。大仙見不。仙人答言。近一比丘。來入此林。共我議論。遂經一宿。不知王子。鄙我修道。從此北行。詣彼阿羅邏仙人所。王師大臣聞此言已。即疾往彼仙人所。而於中路。遙見太子在於樹下。端坐思惟。即便下鞍前太子所。坐於一面。互相問訊。於是王師白太子言。大王久知太子願出家意難迴。然於太子。愛情盛火常自燒然。須太子歸以滅之耳。願返宮城。不令太子棄道業。靜心之處不必山林也。

此章も。因果經の文なり。

爾時太子聞王師語。以深重聲。答王師言。我豈不知父王。於我恩情深也。但畏生老病死之苦。是以來此。世間之人在大苦中。爲小樂故。耽湎不能暫捨。我今棄之還就於惡。古昔諸王入山學道。無有中路還受欲者。父王若欲必令我歸。便是違於先王之法。王師又言。生死果報。尚不可知決定有無。云何乃欲求解脫果。唯願還宮。太子答言。我今不爲希慕果報而來至此欲免生老病死苦耳。我此志願終不可迴。還啓父王說如此也。作此言已。即從座起。與王師大臣辭別而向北行。王師大臣見太子去。互共議言。既被王使。而復不能移轉其意。今者空歸。云何奉答。當留所從五人。密令伺察。看其進止。見憍陳如等五人。而語之言。汝等共能留止此不。五人答言。善哉。如命當密伺察。即辭別而趣太子所。王師大臣還歸宮城。

此の章も因果經に採れり。

太子自去踰越山川。經摩竭國界。時餅沙王因出遊獵。遙見太子行山澤中。即與諸耆宿大臣。俱追見之。前問訊言。四大調和不。太子是累世相承。爲轉輪王。云何捨之來入深山。踐籍沙土遠至

此也。必有異見。願聞其志。太子答言。我今捨國來此由者。爲斷生老病死苦也。有阿羅邏。鬱陀羅二仙人。是最上道師也。欲往彼處。以修其志。故來於此。諸耆宿言。夫老病死。自世之常。而欲遁之不亦難乎。太子答言。夫天下有慈父孝子。愛徹骨髓。至病死時。不得相代。苦至日雖六親在側。如爲盲人設燭。何益於無目者乎。吾見衆行一切無常。皆化非眞。樂少苦多。身非己有。世間虛無難得久居。物生有死。事成有敗。安則有危。得則有亡。萬物紛擾皆當歸空。精神無形躁濁不明。死生尼(尼カ)非直一受耳。但爲貪愛蔽在癡網。沒在生死河莫之能覺。故我欲一心思四空淨。返其源而歸其本。始出其根。○萍沙王言。善哉志妙。若得佛道。願先度我。太子默然而逝。

此の章は。瑞應本起經と因果經とを併せて載せり。

太子度尼連禪河。行數十里。有二梵志。各與弟子索居溪邊。遇問其道。答曰。吾事梵天奉於日月。日修火祠。灌水是淨。太子言。是生死法。非眞道也。何以故水不常滿。火不久熱。日出則移。月滿則虧。道在淸虛。水焉能令心淸淨。傷之而云。(瑞應本起にとる)

爾時太子。往阿羅々伽摩羅所。問言。阿羅々我欲於汝法中。行梵行可不。阿羅々言。我無不可。汝欲行便行。太子復言。汝此法自知自覺。自作證耶。仙人答言。我度一切識處。得無所有處。是故我法自知自覺作證也。于時太子復作是念。不但阿羅々獨有此信此慧。我亦有此信慧。阿羅々於此法。自知自覺。自作證。我亦證此法。獨住靜處。心無放逸。修行精勤不久。證彼法已。復往詣仙人所。語言。是法我亦自知自覺。自作證。度一切識處。得無所有處。阿羅々言。我於此法。自知自覺。自作證。汝亦然。來共領此衆。爾時太子復作是念。此法不趣智。不趣覺。不趣涅槃。我今寧可捨此法。更求無老。無病。無死。無愁。無穢。無上。安隱涅槃。即捨是法而去。

此の章と次章とは。中阿含羅摩經に採て載せり。

時太子復往鬱陀羅。々摩子所問言。鬱陀羅我欲於汝法中。學梵行可不。鬱陀羅言。我無不可。汝欲學便學。太子復言。汝法何等法耶。仙人答言。度

一切無所有處。得非有想非々想處。我父羅摩。自知自覺。自作證也。于時太子便作是念。不但羅摩獨有此信此慧。我亦有此信慧。羅摩於此法。自知自覺。自作證。我亦證此法。獨住靜處。心無放逸。修行精勤不久。證彼法已。復往詣仙人所。語言。是法我亦自知自覺。自作證。度一切無所有處。得非想非々想處。欝陀羅言。我父於此法。自知自覺。自作證。汝亦然。來共領此衆。爾時太子復作是念。此法不趣智。不趣覺。不趣涅槃。我今寧可捨此法。更求無老無病無死無愁無穢無上安隱涅槃。復捨此法而去。

印度藏志未定稿卷之八

平篤胤撰述

○佛像品

一時佛。在舍衛國祇樹給孤獨園。與大比丘衆五百人俱。是時如來使作此念。今四部衆多有懈怠。皆不聽法。我今宜使彼衆渇仰法。不告四衆。不將侍者。自隱形體。使衆人不見我(其乎)所在。是時四衆不見佛久。至阿難所言。如來今在何處。渇仰欲見。阿難報曰。我等亦不知佛所在。是時波斯匿王。優塡王。亦至阿難所。問佛所在。阿難報曰。我亦不知。(增一阿含ニトル)

是時二王。思覩如來。遂得苦病。爾時諸臣白優塡王曰。今何所患。優塡王曰。我不見佛久。當命終。諸臣聞之。相議而言。我等宜作如來形像。使王不死。倶至王所白言。今作佛像。恭敬承事作禮云何。優塡王聞已。大歡喜告群臣曰。善哉。卿等所説至妙。群臣白王。當用何寶。作如來像。是時王即令國界之內。諸奇巧師匠。而以牛頭旃檀作佛像。高五尺也。是時波斯匿王。聞優塡王作佛像。而供養承事。復召國中巧匠。而以紫磨金作如來像。高五尺也。是時閻浮里。始有二佛像。是時四部衆。復至阿難所曰。佛所在云何。我等不堪渇仰。阿難報曰。我亦不知。今共至阿那律所問此義。彼者天眼第一也。彼能知見。爾時四衆共阿難。至阿那律所曰。願尊者以天眼。觀佛所在。時阿那律正身正意。繫念在前。以天眼觀三千大千世界。即從座起語曰。我今已觀三千大千刹土而不見之。是時阿難。及四部衆。默然而去。後復阿難共四部衆。至阿那律所言。今四部衆甚有虛渇。欲見如來。然如來不取滅度乎。阿那律曰。昨夜有天。至我所云。如來在忉利天。汝且止。吾今欲觀佛所在。阿那律即。結跏趺坐。正身正意。入三昧。以天眼觀忉利天上。即從三昧起。語阿難曰。如來今在忉利天上。與母說法。是時阿難。及四部衆。歡喜踊躍。爾時阿難告四部衆曰。誰能至忉利天上。問訊如來。阿那律曰。目連神足第一。願屈神足。往問訊佛。是時四部衆。

白目連曰。願尊者持四部姓名。問訊如來。如來在閻浮里得道。唯屈威神。還至世間。目連報曰。甚善。卽屈伸臂頃。至忉利天。爾時目連。復屈伸臂頃。還詣給孤獨國。告四部衆曰。却後七日。如來當來下至閻浮里地。」僧伽尸大池水側。爾時四部衆。聞此語已。歡喜踊躍、不能自勝。是時波斯匿王。優塡王。惡生王。優陀延王。頻婆娑羅王、及毘舍離人民。拘夷羅越人民。迦毘羅衛釋種等。聞此義已。歡喜踊躍。五王各集四種之兵。復四部衆。及迦毘羅衛釋種。諸國民象等。皆悉詣池水側。欲見佛來下。是時優鉢華色比丘尼。聞如來今日來下。念言。我以常法。往者非其宜。今當作轉輪聖王形容。往見如來。還隱其形。作轉輪王形。七寶導從。到池水所。是時五國王遙見已。自相謂言。甚奇甚特。世間出如來聖王。是時如來。將數萬天人。來至池水側。擧足蹈地。六反震動。爾時化轉輪王。漸々至如來所。還復本形。作比丘尼。禮如來足。五王見已。各々自稱怨言。我等今日。極有所失。應見如來。先見此比丘尼。

是時五國。王及四部之象、諸國之民象。雲集不可稱計。至如來所。各自稱名。我是迦尸國王波斯匿。我是拔耆國王優塡。我是五都人民之主惡生。我是南海之主優陀延。我是摩竭國。頻婆娑羅王。最尊長者。千二百五十人。到如來所。頭面禮足。在一面立。爾時優塡王。手執牛頭旃檀像。以偈問曰。

我今欲所問　慈悲護一切　作佛形像者　爲得何報福

爾時如來復以偈報曰。

大王今聽之　作佛形像者　眼根初不壞　後得天眼視　作佛形像德　形體常完具　意正不迷惑　勢力倍常人　造佛形像者　終不墮惡趣　終輒生天上　於彼作天王　造佛形像福　名聞徧四遠　餘德不可計　其福不思議

善哉大王。天人蒙祐。爾時優塡王。極懷歡悅。是時如來。與四部之衆及五王。演說妙論如常法。四部衆。及座上人民六萬餘人、諸塵垢盡。得法眼淨。爾時五王白如來曰。此處福妙最是神地、如來從忉利天來下。至此說法。今欲建立神寺。使永存不朽。如來告白。汝等五王。於此處造立神寺。

長夜受福。終不朽敗。諸王復曰。當云何造立神寺。爾時如來伸右手。從地中。出迦葉如來寺。當以此爲視五王而告之曰。欲作神寺者。當以此爲法。是時五王。即於彼處起大神寺。

「爾時如來。告諸比丘。過去如來。翼從多少。亦如今日。而無有異。使當來諸佛翼從多少。亦如今日。而無有異。今此經名遊天法焉。」(鍈云この處文のつゞき分りかたし)

一時佛より。不見其所在まで名義集に。諸經中標四衆者。自古皆以比丘。比丘尼。優婆塞。優婆夷爲四衆と云る如く。阿含經に。四衆と有るは是なり。(大論に、此の四衆に、沙彌、沙彌尼、學戒尼を加て、佛弟子の七衆とも云へり、なほ後の經論どもに、四衆と有るには、種々の別あれど、此に用無れば云ず。)四部の衆とは。下文に。四衆と云るも同じ。さて文の意は。其の四部の衆に。多く懈怠の者ありて。說法を聽ざる故に。方便に形を隱して。彼の象に渴仰せしめ。時を觀て現れ出て。說法を聽しめば。懈怠する者無らむと。念慮りて。隱形せる由なり。(但し不告四衆と

あるは、方便の本なれば、實に然有し狀なれど、大聲聞の倫には、密々に議合せての事と通えたり、其由は、下に委しく論ふを見て知べし、)さて本經に。此の品與五百人俱。の連次に。帝釋天王。忉利天上より。如來の所に來下して。如來の母。忉利天に在て。說法を聞むと欲すれば。忉利天に上りて。母に與に。說法し給へと請ふに。如來その請を受て。昇天せむと思ふ時に。難陀龍王。優般難陀龍王。須彌山の方に在て。此事を知て。瞋恚を興しつゝかの禿頭沙門。恒に我上を飛行するを制むべしと。大火風を放ちて。閻浮里內に火を然しけるに。阿難その變を畏みて。如來に問へば。如來の答に。彼の二龍王の。我が天上飛行を制めむ爲の所爲ある由云に。大迦葉阿那律を始め。大聲聞ども。我往て其の龍を降伏せむと云を止めて。神足第一なる。大目健連が往むと云ふ時に。許して遣けるに。大目連種々に變化して。終に彼の二龍王を降伏せしかば。二龍王忽に容貌端正なる人の形に化りて。目連に伴はれて。舍衞國の佛所に至りぬ。(目連と二龍と、變化を競へる趣、いとも目

覺しき幻説なるを、事長ければ、記し出ずなむ）時に二龍王。五戒を受持して。優婆塞と爲むと請ふに。如來その請をうけ。二龍王。諸比丘。人民等と坐に就て。法を聞むと欲する時に。迦尸國の波斯匿王。舍衛城を出て。佛所に來れるに。人民ら。共に起迎ひて坐に請す。然るに彼の二龍王のみ起迎へす。（こは二龍王いまだ人間の禮義を知らざる故なり）是時に。波斯匿王念言く。我は是の國の王にして。人民崇敬す。然るに此の二人のみ起迎へず。吾境に住む者ならば。此を取て閉べし。他境より來る者ならば。取て殺さむと念ふ時に。二龍王。とく王の心中を知りて。瞋恚を興し。我等この王に過なきに。我等を害せむと欲す。我等この國王。また迦夷國人をも。盡く取りて殺さむと。座より起て去る。時に波斯匿王は。二人が去るを見て。宮に還り。諸臣に令して。彼二人を求むるに見えず。時に二龍王は。佛の所を退き出て。また念言らく。舍衛國の人は。我等に何の過失なし。王宮の屬のみ。盡く取りて殺さむと。王宮の上に至る。是の時如來。また龍王の心中を知りて。目連に告て。往て波斯匿王を救はしむ。目連すなはち。王宮の上に至り。結跏趺坐して在りけるに。龍王は暴風疾雨。雷吼せしめて。或は刀劔を雨し。瓦石を雨すに。目連そを化して。天華となす。龍王瞋りて。大高山を雨すに。目連また化して。種種の衣服飲食と作す。龍王ます〳〵瞋りて。大沙礫石を雨すに。便化して七寶となす。時に龍王。大目揵連が。宮殿上に在るを見て。彼が所爲なることを知りて。退き去る。目連は。龍王の去を見て。神足を捨て。佛所に還る。波斯匿王は。斯る事とは知らず。彼の雨れる衣服。飲食七寶等を拾ひて。奇特の思をなし。まづ其品々を如來に供養せむとて來りけるに。如來上件の因を説きて。先の二人は。龍王なるが。汝を害せむと爲しを。目連が救へる也と告るに。波斯匿王甚く恐れて。如來また目連が足を禮して。便退而去（上件の幻説は、十行二十字にて、八枚ばかりの經文を、いたく切めてかく假字に記しつ、其は下に辨ふ如く、元より妄説にて、實には要なきいたづら説なればなり）と有て。是時如來。便作二此念一云々と。此

に採れる本文に連けり。故考ふるに。本つ經の說を。其の儘に採ときは。如來の此の時に。形體を隱せる由よし。前後と離隔せり。そは發端なる。帝釋天の請にて。母の與に說法せむとて。忉利天に上れり。と云說に依ときは。下文に。四部の衆に。法を渇仰せしめむ爲に。隱形せりと云るに合はず。また下文の說に依るときは。帝釋天の請に依て。遊天せりと云に應はず。爰に此の二說を採並べて思ふに。帝釋天の請を受て。と云へる說は。例の幻說にて實ならず。今此に採れる。四部衆に渇仰せしめむ爲に。隱形せりと云ふ說は。然も有べく通えて。實說なり。故發端の幻說を捨て。此の實說を採れり。(其由をなほ論はゞ、實に帝釋天の來て請へる故に、遊天せるならむには、其の事に依て、二龍王の甚じき荒びありて、五百の諸比丘は更にも云ず、五國王、四部衆、民衆も、普く知れる事なるに、此に採れる文に、不レ告二四部衆一不レ將二侍者一と見え、下に四部衆五王は更なり、阿難阿那律さへに、如來の、何所に往たりと云ことを知ざる由なるは、如何ぞや。)然れば本經に。如來舍衞國を隱形して。忉利天に上り。其母また帝釋天。諸天の與に。說法せりと有を始め。天上にて。くさ〴〵の事ども有し由を云るは。忘說なること明なり。なほ次々に辨ふを見べし。

是時四衆云々。阿難報曰。我亦不レ知。

是時如來の隱形せるは。四部の衆に。渇仰の思を興さしめむとの態なれば。二王また四部衆の。何處に往たりと云ことを。知ざりし事は論ひ無れど。阿難を始め。親近の比丘等は元より。知りて知らず貌に。振舞たること疑なし。其は下に云を見べし。

是時二王云々。始有二二佛像一。

牛頭旃檀とは。名義集衆香篇に。此方無レ故不レ翻。慈恩傳云樹類二白楊一。其質涼冷。蛇多附レ之。華嚴云。摩羅耶山。出二旃檀香一。名曰二牛頭一。正法念經云。此山峯狀如二牛頭一。於二此峯中一生。旃檀樹故。名二牛頭旃檀一とあり。(また華嚴經云、若以塗レ身、設入二火坑一、火不レ能レ燒とも、正法念經云、爲レ刀所レ傷、以二牛頭旃檀一塗レ之、卽愈とも、大論云、除二摩梨山一無レ出二旃檀一、白檀治二熱病一、赤檀去二風腫一、

とも見えたり、摩梨山やがて摩羅耶山にて、南天竺國に在とぞ)(本草にナキカ)

紫磨金とは。小補韻會に。後漢の孔融が。聖人優劣論を引て。金之精者。名曰紫磨。猶人之有聖。南史扶南夷人。謂金之精者爲陽邁。猶紫磨とあり。(また抱朴子黄白術の所に、成上色紫磨金と云る言あり、また續博物志に、華俗謂上金爲紫磨金、夷俗謂上金爲揚邁金とも見ゆれば、元より漢語なるを、佛經は、其の言を物せるなり、さて谷響集に、王符が潛夫論に、洗金以鹽といひ、其の註に、今之金工發金色者、皆淬之鹽水焉、と云るを引て、其の色を、似紫磨金と云るはいかゞ有む、)さて此金木二像の中に。金像はいかに傳はりけむ。詳ならず。木像は。後に唐土に傳はれるを。我が口口天皇の御世に、奝然といへる僧。彼國に渡りて。持傳へ歸れり。山城國嵯峨の。五臺山清涼寺なる釋迦像。卽是なりと。彼の寺の緣起には言へれど。彼の淸涼寺なるは。次々に摸像せるにて。優塡王が本の木像には非ず。其は近く。明和の年ごろ。山岡俊明と云し人の考說に。元亨釋書。奝然傳に。釋奝然。永觀元年入宋。遂於汴都西華門外啓聖禪院。禮優塡第二摸像。乃雇佛工張榮。摸刻而得之。其優塡摸像。今在嵯峨淸涼院。と云り。(善鄰國寶記も、是に同じ、但し二書ともに、優塡第二摸像と書るは、辭足らず、第二の像は、優塡王の制れるを摸せる物なれども、佛像の始は、彼の王なる故に、第二像にも、優塡と冠せし物なり、)然れば。奝然が禮せる佛像も。第一傳。初度の眞像には非ず。第二傳の摸像なり。(この第二傳の像を作れる事は、下に委しく見ゆ、)故に。張榮が摸刻せる像をば。第三傳と爲るなり。(今の世に、その張榮が造れる像を、第二傳と思へるは、癖事なり、)然ればこそ。奝然が持歸れる像を。三傳の。釋迦等身の立像と物に見えたれ。(靈山第三傳の、釋迦像と云しこと、扶桑畧記、帝王編年記、百錬抄、藤原敦基卿の詩注、また元亨釋書、善鄰國寶記等の、諸書に見えたり、)然るに緣起の說。寶物集。保元物語。埃嚢抄などには。其の時に。佛の告ありて。奝然が新に摸せる像と。古來相傳の像と。引替て持來

れる故に。優塡第一の像なり。と云へるは妄なり。其は此の時奝然が。新古の像を取替て。盗來れるにも有れ。第一傳初度の像には非ず。梁の武帝が時。天竺國にて二度摸せる像なりとも。又は舍衛王の作る。次の二像とも言へり。(そは內傳錄に、梁武帝夢檀像入國、天監元年正月八日、令決勝將軍郝騫等八十人、往中天迎佛、至彼國、王令三十二人重刻、從卯至午其像便就、天監十四年四月六日、達州、帝與百寮徒行四十里、迎入大極殿、云々と見え、天台止觀補註に、三寶感通錄、佛遊天竺記などを引て、梁武帝以天監元年正月八日、夢旃檀像入國、因發詔募人往迎、時決勝將軍郝騫等、八十人、應募往達具狀祈請、舍衛王曰、此中天竺像、不可將適邊方、令三十二匠更刻紫檀、人圖一相、卯時運手至午、便就相好具足云々、と有にて知べし、)何れの說に就ても。第一傳初度の像には非ず。二傳なるを。奝然が持歸れるは。其の摸刻なれば。第三傳なること明なり。また四分律の資持記に。鳩摩羅琰。從西天負像。欲來此方。路經四國。皆被留本國寫。(註云、令後傳者、即知第四寫本、非優塡王造者。)至龜茲國。王抑令返道以妹妻之。後生羅什。齋至姚秦。後南宋孝武破秦。躬迎此像。還于江左。止龍光寺。(故號龍光瑞像。)至隋朝。於揚州置長樂寺。有像奏請瑞像歸寺。(今在帝京。此據龍光壁記所載、若感通傳、天神云非羅什將來、未詳就是。)と有るに據れば。唐土に傳はれる佛像。これ四傳なり。と言へり。奝然が持歸れるは。其を摸刻せる像なれば。第五傳と云べし。と言へるは。實然る說なり。(埃囊抄に、三如來とは、善光寺の阿彌陀、嵯峨の釋迦、因幡堂の藥師なり、嵯峨の釋迦は云々、佛滅後二百年が中に、阿育王の孫、弗舍蜜多といふ惡王、佛法を亡ぼし、堂塔を破却し、僧尼を殺害し、佛像經卷を滅せしかば、一人の大臣出家遁世し、さしもの靈佛を失はむ事を悲みて、此の佛取て龜茲國へ渡り、晝は佛を負ふと云へども、夜は佛に負れけり、鳩摩羅焰とは是なりといひ、保元物語、寶物集なども、弗舍密多王が時と云り、然れど此は、時代違へりと聞ゆ、其由は、印度傳通品に、

此の王が事を註せれば、其の所に論ふを見べし、）さて此時造れる佛像を。毘首羯摩が作と云こと。書等に見え。人も普ねくしか言へど。今擧る本文に。令二奇巧師匠一とある。是ぞ正説なりける。

是時四部衆復云々。默然而去。（止本）

上に且々論へる如く。如來の隱形せる由は。謂ゆる四部の衆にこそ。令知ざらめ。阿難。阿那律を始め。新近の比丘等には。四部衆に。渴仰せしむる方便に。姑く形體を隱す由を告げ。また忉利天より還り下れる由にて。形體を現さむ方便をも。豫て阿難阿那律。その外も。大聲聞の比丘等に。調じ合せ置て。隱形せること疑なし。其は四部衆。また彼の二王などが。然ばかり如來の見えざる事を。歎き患ふるに。此の新近せる比丘等。もし實に。如來の所在を知ざらむに。安閑として在べくも非ず。唯一刻も。噪ぎ惑はで在べき物かは。然るに四部衆。また二王等に催されて。始めて其の所在を議しつれど。然しも驚き歎ける趣には。見えざるをや。（但し此は、此に探れる説の實にて、帝釋天の請に依てと云説は、後人の攪交たる僞説なるが、其の説を交ふる時に、此れ等の事に心著ずて、比丘等がいたく歎き患ひたる事をしも、加説せざるは、僞説者の、謂ゆる破漏にぞ有りける、然は有れど、帝釋天の請へる由を、發端に記せる事も、後人の更に種なき僞説には非ず、源これ、如來の方便説より出たる説には有りけり、そは下に云を見よ、）然れば阿那律が。正身正意に繫念して。三昧に入り。天眼を以て。三千大千世界を觀たりと有るも。態とさる法を行ふ狀など爲て。欺けるにて。三千大千世界に。如來は見えずと云るは。元より嘘言。また阿難が念言に。如來無二般涅槃一乎。とあるも。唯佛與二羅漢一のみ。密々に議り知れる事にぞ有ける。これ此の品を讀むの要説なりかし。

後復阿難云々。至二忉利天一。

阿那律が言に。昨夜我が所に。天の來りて。如來の忉利天に在るよし。告たりと云へるは。四部衆の。甚く渴仰するに。今こそ如來の現形すべき時なれと察して。羅漢と羅漢の。互に議り合て。云へる言なるは。云も更なり。（我所に、天の來り

てと云るは、如來のいつも物する方便に倣へるにて、此やがて如來の、豫ていひ敎へ置つる事なるべし。）然れば三昧に入るとあるも。虛三昧。また天眼を以て。如來の忉利天にて。母の與に說法して在りといへるも。佛祖の敎を受たる虛言。また目連が。忉利天に至るとあるも。例の幻術を行ひて。天より下る狀を示せて。欺けるにぞ有りける。但ししか計れる事ども。凡て如來の隱形して在つつも。指揮して爲しむる法なること。熟々事狀を味ひて知べし。（斯て本つ經に、目連忉利天に上りて見るに、如來は諸天を集めて、說法して在り、目連進みて。四部衆の言をもて問訊し、渴仰の由を演しかば、如來きゝて、四部の衆鬪訟なきや、異學に觸嬈すること無やと問ふ、目連報へて、行道倦こと無しと云りと有るなどは、目連忉利天より還れる由にて、衆を欺ける幻說なること、言ふも更なり。）

爾時目連云々。不レ能ニ自勝一。

目連は。神足第一と。名に負る者にし有れば。まづ天上すと。他には見ゆる術を行ひ。暫時して。また虛空より降ると見ゆる術を行ひ。還りて忉利天上にて。如來に相見たる事など。宜樣に言なし。却後七日ありて。如來は來下せむと言へりと。密に如來の隱形して在る所に往て。相談ひ來れる故に。四部衆に。かく言へりと聞えたり。○僧伽尸大池水とは。云々

是時波斯匿王云々。欲レ見ニ佛來下一。

此の五王の國々は。下文にて知らる。○四種之兵とは。云々

さて本經に。如來の忉利天を下らむとする。七日頭に臨て。諸天の與に說法せること。帝釋天の心と。自在天子に告て。須彌山頂より。かの池水の側まで。金銀水精の三徑路を化作せしめて。如來の下る道と爲たり。と云ふ事あれど。例の妄說なること。上に准へて著ければ。本文に擧ず。（されど實にも、須彌山の頂より懸れり、と見ゆるばかりに、三道を變現して、見せたりけむことは、必無しとは云ふべからず、然る變現は常の態なればなり、

是時優鉢華色比丘尼云々。出ニ如來轉輪聖王一。

この尼は比丘尼品に。我聲聞比丘尼中。神足第一と。如來の稱たる尼なれば。斯る人多き所にて。如來の形壯(狀カ)に劣らぬ。華々しき神足を現して。人目を驚かさむと。是の如き化術を行へりと見ゆ。此尼ぞ。謂ゆる尼天狗の始なるべき。(尼天狗のことは、妖魅考に委しく論へり)

於時如來。將數萬天人。梵天王在左。天帝釋在右。諸天在虛空中。散華燒香作倡妓樂。從須彌山頂。來至池水側。是時如來。擧足蹈地。世界六反震動。

此は如來の例の。神足を以て行へるにて。梵天王。帝釋天。數萬の天人は更なり。皆悉く幻現なること。神足品に准へて曉べし。

爾時化轉輪聖王云々。見此比丘尼。

五國王ども。優婆華色比丘尼が化たる轉輪王を。眞の物ぞと思へる事を。悔み恐れる趣なるは。最をかし。(さるにても、此の尼よ、かく忽に化を露さむには、化ずとも在りなむに、益なき幻を行へる事は、たゞ人の目を驚かせるのみにて、然すがに、尼天狗の所爲にぞ有ける)

是時五國王云々。在一面立。

凡て阿含經に。彼の國の禮として。我より貴き人には。對面の始に。まづ自名を稱すること。多く見えたり。かく古意に合へる風儀も有けり。

爾時優塡王云々。極懷歡喜。

如來の例の勸化語なり。此の方便說の。畏きや。神の御國までに率り來て。敏達天皇の御世に。始めて佛を造り給へるより。彼の奈良の大佛は更なり。次々に甚多く造り出つゝ。神國の痛き弊と爲しこと。眞の道に心有もの。誰かは長歎き思はざらむ。

是時如來云々。得法眼淨云々。

爾時五王云々。起大神寺。

過去の迦葉佛と云は。佛祖の方便に妄說せる。有名無實の佛なる由は。七佛品に。委しく諭せるが如し。然れば其の寺も無ことは。今更に云までは無を。地中に手を指入れて。其寺なりとて取出たるは。最も忌じき幻化なりかし。此の寺のこと。

西域記に云々。

三災品

有長久無量。不可以歲數稱計之四事。一者世災漸起。壞此世時中間長久不可計。二者此世壞已。中間空曠不可計。三者天地初欲成。時中間迥遠不可計。四者天地成已久住不壞。不可計。有三災而壞之。一者火災。二者水災。三風災也。若火災起時至二禪爲際。（本には光音天とあり、）若水災起時至三禪爲際。（本には徧淨天と有り、）若風災起時。至四禪爲際。（本には果實天とあり、）何爲火災。此世間人皆行正法。修十善行。時有人得第二禪者。卽踊身上昇虛空中。高聲唱曰。諸賢當知。無覺無觀。第二禪樂。第二禪樂。時世間人聞此聲已。仰語彼言願爲我說。時空中人卽爲說無覺無觀第二禪道。此世間人聞其說已。卽修無覺無觀第二禪道。身壞命終生光音天。（卽第二禪地也、）是時地獄衆生罪畢。而皆來生人間。復修無覺無觀第二禪。生光音天。畜生。餓鬼。修羅四天王。忉利天。燄摩天。兜率天。化樂天。他化自在天。梵天。衆生命終悉生人間。修無覺無觀第二禪。身壞命終生光音天。由此因緣諸趣悉盡。先地獄盡。次畜生盡。次餓鬼盡。次修羅盡。次四天王盡。次忉利天盡。燄摩天盡。兜率天盡。化樂天盡。他化自在天盡。大梵天盡。梵天盡。已然後人盡。無有遺餘。（梵天を除て、餘は皆欲界なれば、盡と云へるも、婆羅門等が傳へたる古說と通ゆるを、大梵天をさへに盡と云しは、婆羅門說を破らむと欲する、例の新作の幻說なり、見高からむ人は、自に知なむ物ぞ、）人盡已後此世敗壞。其後天不降雨。百穀草木自然枯死。（何か有べし、）以是當知。一切行無常變易。朽壞不可恃怙。當求度世解脫之道。其後久々有大黑風。暴起海水。深八萬四千由旬。吹使兩披。取日宮殿。置於須彌山半。去地四萬二千由旬。安日道中。緣此世間有二日出。其後久々。又大黑風暴起海水。吹使兩披。取日宮殿。安日道中。緣此世間有三日出。如是七遍。緣此世間有七日出。（法苑云云々、）時大海水稍々減淺。遂至涸盡。不漬人指。爾時暴風吹海底沙。令著兩岸。七日出已。此四天下。八萬天下。諸大山須彌山王。皆悉洞然。猶如陶家然竈燄起。一時四天王宮。忉利天宮。炎摩天。兜率天。化樂天。他化自在天。亦皆洞然。此四天下乃至梵天火洞然已。須彌山王漸々頽落。風炊火

燄ニ至ニ光音天一。彼初生天見ニ此火燄一。皆生ニ怖畏一言。咄此何物。先生諸天語ニ後生一言勿ニ怖畏一也。彼火燄曾到ニ此處一止。以念ニ前火光一。故名ニ光音天一。其後大地。及須彌山盡無ニ灰燼一。其後地下水盡。(此の水は謂ゆる水輪なり、)水下風盡。(謂ゆる訓輪なり、)如是火災誰當レ信者。獨有レ見者。自當レ知耳。

其後久々有ニ大黑雲一。在ニ虛空中一。至ニ光音天一。周徧降レ雨。滴如ニ車輪一。如レ是無數百千歲雨。其水漸長高無數百千由旬。乃至ニ光音天一。時起ニ大風一。令水動鼓蕩濤吹離水在ニ空中一。自然堅固。變成ニ天宮一。七寶校飾。由レ此有ニ梵迦夷天宮一。其水轉減。大風吹離水在ニ空中一。自然堅固。變成ニ天宮一。七寶校飾。由レ此有ニ他化自在天宮一。如レ是轉展。次有ニ化樂天宮一。次有ニ兜率天宮一。次有ニ炎摩天宮一。次有ニ須彌山一。高十六萬八千由旬。廣八萬四千由旬。次有ニ阿修羅宮殿一。次有ニ四天王宮一。次有ニ忉利天宮一。「皆是大風吹ニ離水沫一。自然變成也。」其(一)後有ニ伽陀羅山一。(二)次有ニ伊沙山一。(三)次有ニ樹辰陀羅山一。(四)次有ニ阿般尼樓山一。(五)次有ニ尼隣陀羅山一。(六)次有ニ比尼陀山一。(七)次有ニ金剛輪山一。次有ニ月宮殿一。次有ニ日宮殿一。次有ニ四天下及八萬天下一。其表成ニ大金剛輪山一。皆是亂風吹ニ大水沫一。自然所ニ變成一也。其後久々有ニ自然雲一。徧ニ滿空中一。雨如ニ車輪一。其水瀰漫沒ニ四天下一。及ニ須彌山等一。其後亂風吹レ地爲ニ大坑澗一。水盡入レ中。以ニ此因緣一有ニ四大海一。是爲ニ火災一也。(此に海水の鹹苦に三因緣ありとて說るは、一には自然の雲ありて、虛空に徧滿し、雨を降して、諸天宮四天下八萬天下、また諸山大山須彌山をも皆洗濯して、其中に諸處の穢惡鹹若、諸の不淨汁下流して海に入り、合して一味となる、故に鹹しと云ひ、二は昔大仙人あり、海水を禁呪して、永く鹹苦ならしめて、人に飮ことを得ざらしむと云ひ、三は彼の大海水に、雜衆生居りて、其身長大百由旬なるあり、二百由旬なるあり、七百由旬なる在て、大小便の中に、呼噏吐納する故に、鹹しと云へり、幻說の親王も、海水の鹹き因緣をば說得ること能はずて三說を擧たるは、可笑き事なり、海水の鹹味、いかで此の因ならむや、此は別に記せる物あり、)

云何爲ニ水災一。火災起時。(此世間人皆奉ニ正法一。修ニ十善業一。時有レ人得ニ第三禪一者。即踊レ身上ニ昇虛空中一。高聲唱曰。諸賢當レ知。無喜第三禪樂。第三禪樂。時ニ

世間人聞二此聲一已。仰語彼言願爲レ我說。時空中人。即爲說二無喜第三禪道一。此世間人聞二其說一已。即修二第三禪道一。身壞命終生二徧淨天一。（即是第三禪天の名なり）爾時地獄衆生罪畢。來二生人間一。復修二第三禪道一。身壞命終生二徧淨天一。畜生。餓鬼。修羅。四天王。忉利天。炎摩天。兜率天。化樂天。他化自在天。梵天。光音天衆生命終來二生人間一。修二第三禪道一。身壞命終生二徧淨天一。由二此因緣一。先地獄盡。次畜生盡。次餓鬼盡。次修羅盡。次四天王盡。次忉利天盡。次炎摩天盡。次兜率天盡。次化樂天盡。次他化自在天盡。次梵天盡。次光音天盡。光音天盡。已然後人盡無レ有二遺餘一。人盡已後此世敗壞。其後久々有二大黑雲一。暴起。上至二徧淨天一。周徧大雨純雨熱灰。其水沸涌煎二熬天上一。諸天宮殿皆悉消盡。無レ有二遺餘一。猶如三酥油置二於火中一。浸二光音天一。次梵迦夷天。他化自在天。化樂天。兜率天。炎摩天次忉利天宮。四天王宮。亦復如是。諸天宮殿皆悉消盡。無レ有二遺餘一。猶如三酥油置二於火中一。其後此雨復浸二四天下及八萬天下一。諸大山須彌山王一。消盡無レ遺。此水煎熬大地盡已。地下水盡。水下風盡。如是水災。誰當信者。獨有レ見者。

乃當知耳。其後久々有二大黑雲一。充二滿虛空一。至二徧淨天一。周徧降レ雨。滴如二車輪一。如是無數百千萬歲。其水漸長至二徧淨天一。有二四大風一。持二此水一住。何等爲レ四。一名住風。二名持風。三名不動。四名堅固。其後此水稍減。無數百千由旬。四面有二大風一起。吹レ水令レ動鼓蕩濤波起。沫積聚。風吹二離水一。在二虛空中一。自然變成二光音天宮一。七寶校飾。復其水轉減無數百千由旬。被風吹レ水漸。次諸天諸山大地變成。亦復如レ是。此爲二水災一。是故當知。一切行無常爲二變易一。不レ可二恃怙一。凡諸有爲甚可二猒患一。當レ求二度世解脫之道一。（本書に、火災の事を說る次に、水災風災の事を說たり、本書も火災の文に比べては、甚く其の說を約めたり、そは火災の趣に准へて、知しめむとの心と見ゆ、今は猶その本文をも多く略きて、要をのみ此の註に載しつ、其の由は、下に論ふを見て辦ふべし、後段に擧たる世界始の事を、火災過已云々と說出たるを思ふに、婆羅門の本說は、火災の事のみ也けむを、強て四大の變を說て婆羅門說に上たらむと欲して、水風の災をも作り說るなるべし、猶下にも論ふを見よ）

云何爲風災。風災起時。此世間人皆奉正法。修十善業。時有人。得清淨第四禪者。即踊身於虛空中。高聲唱曰。諸賢護念清淨第四禪樂。時世間人聞此聲。已仰語彼言願爲我說。時空中人卽爲說第四禪道。此世間人聞其說已。即修第四禪道。身壞命終生第四禪。爾時地獄衆生罪畢。來生人間。復修第四禪。身壞命終生四禪天。畜生。餓鬼。修羅。四天王乃至偏淨天衆生命終。來生人間。修第四禪。身壞命終生四禪天。由此因緣。先地獄盡。次畜生盡。次餓鬼盡。次修羅盡。次四天王盡。如是展轉。至偏淨天盡。偏淨天盡。已後人盡。無有遺餘。人盡已後此世間敗壞。其後久々有大風起。至第四禪。吹碎自第三禪以下。乃至四王天諸天宮。無有遺餘。其後此風。吹四天下及八萬天下。諸山大山須彌山王。置於虛空。山々相拍碎若紛塵。其後風吹大地盡。地下水盡。水下風盡。是爲風災。誰能信者。獨有見者乃能知耳。其後久々有大黑雲。周偏虛空。至四禪天。而降大雨。滴如車軸。霖雨無數百千萬歲。其水漸長至四禪天。時有四風。持此水住。（此をまた四風輪とも云へり、よく其の水を持ち、壞塵を持て、散しめざる由なり、）何等爲四。一名住風。（此の風に依りて、水の安住する由なり、）二名持風。（此の風に依りて、世界を持つ由なり、）三名不動。（此の風に依りて、世界を動かしめざる由なり、）四名堅固。（此の風に依りて、世界堅固を得る由なり）其後此水漸々減少。四面有大風起。吹水令動鼓。蕩濤波起沫積聚風吹其水。在於空中。自然變成諸天及此世界。亦如火災。是風災也。

○爰に熟々。此の三災の說を幻作せる。因緣を稽ふるに。火災の說は。上にも且々論へる如く。彼の婆羅門の徒が。早く說來れる事と通ゆるを。（但し其の本は、少かも古傳有し事か、世々に考へて婆羅門等說出せる說か、そは今知べからず、凡て婆羅門等が說には、眞の古傳に思ひ合さるゝ說の少からねば、其本は、いさゝか古傳ありし事ならむも知べからず、後の人よく彼の國籍を探ねて辨ふべし、）其の儘に竊して。自說と爲し。舊說には。決めて。更に種々の色相ども。附會せて初禪梵天宮は更なり。諸天宮まで。燒失ふと云說は無りけむを。

（其は婆羅門の舊說に、梵天王は、世間の祖父に

て、世間を造れる主と尊みては有れど、香もなく音もなく、寂として梵天に住し、世界の現在衆生は、帝釋、忉利天に住して治る、と云ふ說なりしと聞ゆるに、帝釋は更なり、梵天も燒亡せて、其天王も死たらむには、世間を再復すべき主なき謂なれば、此天王まで亡ふと云說の、婆羅門に本より有べくも非ず）上にも往々論へる如く。佛祖の本意は。梵天王の世間を造り、衆生の祖父たる由などは。本より腐說として信ぜず。さる婆羅門の舊說を推破りて。其の新ばり道を弘めむとの意なれば。舊說に。初禪梵天宮。また其の主まで亡盡とは無きを。推て梵天王盡と云說を立て。例の如く加上し。其の重を我に歸したる。新說なること疑なし。（心を圓外に置たらむ人は、よく事趣を思ひ通して辨ふべし、圓內ならむ人に、いふ言には非ずなむ）斯て本つ經に。三災の事を記し。餘事を記して後に。次に擧たる世界始の事を。火災過去。此世還欲ㇾ成時云々と。說出たるに因りて。猶案ふに。舊說は决なく。火災の事のみ也し故に。新に水風の災變を作り說つゝも。世界の始を。火災の後に係たるは。舊のまゝにて。此は覺えず。新說の證を露せるなり。（凡て佛說は、少かの舊說を種と爲て、多く妄說を作り加たる物なる故に、心を著て熟見れば、其妄說の顯に知らるゝ事いと多く、傍いたく、獨笑せらるゝ事の多かりけり、）さて火災の說は。幻妄ながらも。其方ざまには。打合て聞ゆるを。水風二災の說は。いと拙く見ゆ。然るは火災の說に。此を靜めて。世界を再興せるは。風水の力なる由說るは。然すがに。舊說なればにや。然も有べく覺ゆるを。水災をも。風水の力にて治め。風災をも。風水の力にて治むる由なるは。此の二說は。地水火風。四大の活用を示さむと欲して。作れりと見ゆるに。作れる趣いと拙し。何とて水災をば。火風にて始め。風災をば。水火にて治むる說に作らざりけむ。可惜しくこそ。（世を、其道に趣けむの心のみ進りて、さる道理までを、思ひ設けざりしにや）さて三災の處々に。誰當ㇾ信者。獨有ㇾ見者。乃能知耳と數云へり。（此には唯三處に記せれど、本經にいと數多あり、此の意を思ふに。最大なる災の。いとも信がたき說

相なる故に。誰信ずる者は有じ。覺束なさに。獨この事を。目のあたり見たる者ぞ。能知ると云るにて。此の大災どもは。我が前世に。よく見て知れる事にて。實は佛の所爲ぞと云ふ意を含みて。重を其法に歸する。例の幻說なり。(其は舊說に、無上至尊と立たる梵天王を卑みて、その無上至尊を、みづから稱して、世間豈梵自在天所造耶、造此世界非彼所及、唯佛能知之、過此事亦佛盡知ると言ひ、此の語は、本つ經の中なる、阿毘曇經に見えて、上にも引たりき、また本經に、諸天重々の事を說竟たる後に、比丘等に告て、有四大天神、一者地神、二者水神、三者風神、四者火神、昔者地神生惡見言、地中無水火風、時我知其念、卽往語言、汝謂地中無水火風、地中有水火風、但地大故得地大名、我爲彼地神、次第說法、演布開示、得法眼淨と云て、次々に、水神火神風神も、しか思へるを示教して、其の道に趣けたるに、四神共に優婆夷と爲れると、幻說せるを思ひ合せて辨ふべし、此の四神共に、優婆夷と爲れりとあれば、印度にては、皆女神の傳也と見ゆ、)

さて此の世界をしも梵天王の造化せる物といふ舊說に據ときは然しも難無れど。佛の所爲なりとしては論ひあり。然るは如來至眞は十二因緣四諦を悟り等正覺無上正眞道を得て優苦愛著をば潔く離竟たる由なるに如何なれば。世界の事に預るらむ。此いとも心得がたく。世界を成敗せしむるは。何の心ぞ。若くは世界の大く舊たる時々は。新に修造する態なるか。然らずは。寂默閑居を道と爲つゝも。時々はさる大變を起して。久遠の屈心を伸る戲遊の態か。此の二つを出じとぞ思ふ。然らでは。佛の世界を成敗せしむる因緣。詳ならねばなり。(何事にも、因緣のまた因緣を說く、佛祖の定法なるに、其の無比法たる、正經阿含に、其の因緣の見えざるは如何ぞや、大乘といふ經等に、いさゝか說たる因緣はあれど、凡て後人の附會にて論ふに足らず、)また一切衆生を觀こと。羅喉羅に等しと。常に云へれば。衆生に惡行有むには。憂悲なきこと能はず。善行有むには。愛歡すべし。如是にては。苦際を盡せりと云べからず。聊もさる憂悲苦惱ありては。如來至眞等正覺と言べ

からず。また世界を滅却すべき時に至りて。六趣の衆生を。一時に。二禪道。或は三禪道。或は四禪道を得しむる。大功德を有ながら。生子に等く。愛くし思ふ衆生をしも。或は地獄。或は餓鬼など。趣々に。久々長夜の冥闇に苦むること。何ちふ戲遊ぞや。如來至眞の心ともなく。甚く心得がたし。世界を佛の造れる物としては。如是き難あるをや。○また案ふに。本文二所に記せる。是故當レ知。一切行無常。變易朽壞。不レ可二恃怙一。凡諸有爲甚可二厭患一。當レ求二度世解脫之道一と云へる。(此の說法、三災品にはいと數所に見えたれど、煩ければ、唯二所のみ遺したり、)この語意は。□火災過已。此世天地還欲レ成。時有餘衆生。福盡。行盡。命盡。於二光音天一命終生二空梵處一。於レ彼生二染著心一。愛二樂彼處一。願三餘衆生共生二彼處一發二此念一已有餘衆生。福行命盡於二光音天一。身壞命終生二空梵處一。時先生梵天。卽自念言。我是梵王。大梵天王。無二造レ我者一。我自然有。無レ所二承受一。於二千世界一最得二自在一。善二諸義趣一。富有二豐饒一。我卽是一切衆生父母。其後來諸梵復自念言。彼先梵天。卽是梵王。大梵天王。彼自然有。無二告レ彼者一。於二千世界一。最尊第一。無レ所二承受一。善二諸義趣一。富有豐饒。能造萬物。是衆生父母我從レ彼有。彼梵天王。顏貌容狀。常如二童子一。是故梵王名曰二童子一。

此世還欲レ變時。猶未レ有二日月星辰晝夜一。亦無二歲月四時之數一。時光音天有餘衆生。福行命盡。來二生此間一皆悉化生。歡喜爲レ食。身光自照。神足飛レ空。安樂無礙久住二此間一云々。其後久々有二大暴風一吹二大海水一。深八萬四千由旬。乃使二雨披飄一。取二日宮殿一著二須彌山半一。安二日道中一。東出西沒。周二旋天下一云々。宮殿四方遠見故圓。天金所レ成。玻瓈間廁。二分天金。一分玻瓈。純眞無レ雜。內外淸徹。光明遠照。日宮殿縱廣五十由旬。宮牆及地薄如二革䩞一。宮牆七重。七重欄楯。七重羅網。七重寶鈴。七重行樹。周帀校飾。以二七寶一成云々。其日宮殿爲二五風一所レ持。一曰持風。二曰養風。三曰受風。四曰轉風。五曰調風。日天子所止。正殿純金所造。高十六由旬。殿有二四門一。周帀欄楯。日天子座縱廣半由旬。七寶所成云々。日天子自身放レ光。照二于金殿一。金殿光出照二于日宮一。日宮出光。照二四天下一。日天子壽天五百歲。子孫相承無レ

有ニ間異一。其宮不レ壞。終ニ于一劫一云々。日宮行時無數。百千諸大天神。在レ前導從。歡樂無レ倦。好樂ニ撻疾一。因レ是日天名爲ニ撻疾一云々。有レ人持戒。供ニ養沙門一。行ニ彼十善一。其人命終爲ニ日天子一云々。
月宮殿有レ時。圓質盈虧。光明損減。是故月宮名レ之爲レ損。宮殿四方遠見故圓。天銀瑠璃所成。二分天銀一分瑠璃。純眞無レ雜。内外淸徹。光明遠照。月宮殿縱廣四十九由旬。宮牆及地薄如ニ葦籜一。宮牆七重。七重欄楯。七重羅網。七重寶鈴。七重行樹。周市以ニ七寶一。乃至無數。衆鳥相和而鳴。其宮殿爲ニ五風一所レ持。月天子所止。正殿瑠璃所レ造。高十六由旬。殿有ニ四門一。周市欄楯。月天子座縱廣半由旬。七寶所レ成。月天子身放ニ光明一。照ニ瑠璃殿一。瑠璃殿光照ニ于月宮一。月宮光出照ニ四天下一。月天子壽天五百歲。子孫相承無數百千。諸大天神常在レ前導。歡樂無レ倦。好樂ニ撻疾一。因是月天名爲ニ撻疾一云々。世間有レ人供ニ養沙門一。行ニ彼十善一持戒命終。爲ニ月天子一云々
日月宮殿。日天子月天子などの事は。いさゝか古傳ありて云へる事にやとも見ゆ。猶その莊嚴の事も。委しく見えたれど。今は大抵を記せり。また日月の行道によりて。歲月を爲し。晝夜をなし。日月の蝕ある因緣なども委く說たれど。皆甚く違へる說の。眞を知ざる杜撰の說どもなれば。凡て記し出ず。（近頃圓通菩薩とか聞ゆる法師の、佛國曆象編ちふ書を著して、其說を首張せる由なるを、また其を論ひ直せる說どもゝ、彼是聞えて、皆宜なる說どもには有れど、彼の說は、元より法師が例の護法の念より、物せる態と聞え、眞の學びせむ人などの、其れに拘はるべき事にも非ざれば、我は知らず貞に見過しけるを、同法師の態とて、［　　　］といふ物の、世に行はるゝを見れば、近世邪見の士、佛敎の盛大を嫉謗して、動すれば愚人を誘ふに、吾邦は、日神月神の神孫なりと云ふ、我渠に對して言ふ、若爾らば、日月行度の實數、天地の實事を傳へ測ること、最詳なるべきに、諸の神書に、一つもこれを知べき者なし、印度支那西洋回々等に比するに、此等の事に至りては、此國最昧くして、一つも徵信すべき物なきは何や、と云を以て摧斥するに、金剛槌を以て、瓦氷を摧

に等し、と云へり、此の語を見れば、彼は狂亂の僧にぞ有ける、然るは皇國に、舊より日月の行度を測量する術を、傳へざるを以て、天皇の御祖は、日の神に坐ますと云古傳を、妄誕とせる狂說なればなり、抑世の乞士ら、釋子と稱ふと云へども、實は我神國の人なるに、斯る言をしも放ち出るは、狂亂ならずば言出まじき物をや、天皇もし日の神の神孫ならずは、誰の孫とかせむ、此は凡て、佛祖の其國なる古傳を誣て、日の神月の神などをも、惣て己が下司の如く言成せる、惡說に溺れて、自然に物狂とは成れるなり、外國々には、日月の行度を測量せる、末の事どもこそあれ、其の本源の傳なき故に、打見ては委しと見ゆるも、熟見れば違へる說ども多く、見るに傍痛きを、古傳は細しき測量などこそ、然しも用なき態なる故に、傳無れど、萬世無窮に通りて、動なき正說なること、古史傳に論へる如くにて、乞士らが、伺ひ知ざる事にこそ、因あれば云ふ、彼の策進に、吾が佛法中の、海內の諸兄弟に白すとて、西洋天文說の、佛法に害ある事を述て、梵網經に、聞二一言破法聲一、猶下如以二三百矛一刺上レ心、とあり、一言猶然り、況や今破法の事、洋々乎として、天下に滿り、三百矛には及ずとも、針を以て刺るゝ如くにも思はずして、佛子と思へるは何事ぞや、凡て我等が衣食住は皆盡く是如來の賜なり、いかむぞ其大恩を報じ、六趣衆生の永沈を救ふ事を思はざらむ、と云り、是れ此の乞士が、立言の素意と聞えて、其著せる書等を見るに、凡て此の意を演布せる說どもなり、我等が衣食住は、皆盡く如來の賜なりと云るは、其道を家業の如く心得たる言にて、卑くも、其の道の本意にも叶はず、道と業と甚く異なり、乞士は凡て然る物から、此一說にて、此の乞士の底意は露れたり、道の是非邪正を論ずること、豈衣食住の恩故ならむや、動まじき道理の歸する所にこそ就べけれ、もし衣食住を以て道として、策進せば農工商賈、其外般々の職業あり、兒非人ら、互に策進すべきにや、最も陋しき心にこそ、況て其衣食住豈佛の賜ならむや、神と皇との賜なるを、然る道理の本を知ざる故に、可畏くも、天皇の御祖をさへに、非ぬすぢに申し成し奉れるをや、故れ

れ狂乞士とは云なりけり〕然れど其の畧ける説等の中に。月有二黒影一。以三閻浮樹影。在二於月中一故月有レ影。と云るは可笑し。さるは餘の三大洲にも〕各々大木のある由なれば其の影も皆映るべきに。閻浮樹の影のみ映るは如何ぞや。謂ゆる黒影。いかで閻浮樹の影ならむ。此は佛の得知らぬ事ぞかし。偖また供二養沙門一。云々すれば。日天子月天子に生るゝ由言へるは。後の乞士らに。供養する者の多在む事を思へる。例の勸化言なり。また日天子月天子共に。壽天五百歳など云説は。論ふにも足らず。

其後衆生身光神足飛空皆止。轉生二鬪諍一。於是衆議。撰二立一人一。爲レ主給レ之。民主始是也。

是始の事は。世本品。世系品等に。具に載たる故に此處にたゞ大意を摘て。新に文を成せるなり。

一日月周二行四天下一。光明所レ照。如レ是千世界。是爲二小千世界一。如レ是千世界。是爲二中千世界一。如レ是千世界。是爲二大千世界一。如レ是世界。周市成敗。衆生所居名二一佛刹一。爾時諸比丘。聞二佛所説一。歡喜奉行。

彼の三略を千世界にては。百萬世界なり。是を小千世界と云ひ。其の小千世界を。千世界にては。千萬世界なり。是を中千世界と云ひ。其の中千世界を。千世界にては。千々萬世界なり。是を大千世界と云由なり。三千大千世界と云は。小千世界。中千世界。大千世界を。凡て稱ふにて。實は大千世界の事なり。(尤も其の一世界ことに、須彌山、四天下、日月、乃至諸天王、梵天王も何も、上に記せる如く、具はる由なれば、日月も、梵天王も何も、千々萬なること、云も更也〕さる千々萬世界の周市。衆生の所居を。佛刹と名けて。佛これを掌りて。成敗する由なるは。古往今來。唯有一人の幻説。最も忌々しき物語なり。諸比丘ら。此説を聞て。歡喜奉行せりと有るは。早く佛魔に化られて在れば。論ふに足らねど。皇國の人すら。此を信受奉行するが多く。神の坐とも知ざる人の多かるは。是また最も忌々しき事なりかし。斯る幻説の大言は放たれど。此の老終には。一工師の子に毒殺せられて。畜生道に墮てあるを。可笑と知得し人の無こそ哀なれ。

（増一高幢ニ我今於ニ三千六千刹土中一最尊最上無ニ能及者一といへる言あり、
○過去ノ因縁咄爾唐の古人の名はなく、みな天竺の人バカリナルハヲカシ
○因縁ノ因縁ナクテ叶ハズ、モシ此ノ世ノコトミナ前世ノ因縁ナラハ此ノ世ノ因………）
劫初に。天地成むと欲し。大水彌滿し。大闇にして。日月星辰。晝夜あること無く。また歳月四時の數もなし。時に衆生自然に化生し。（光音天より化生せりと云る論、）歡喜を食と爲し。身光自照し。神足空に飛び。安樂にして礙なく。男女尊卑上下なく。「また異名なく」衆共に生じたる故に。衆生と名く。是時に。自然の地水出て凝る。衆生試に嘗るに。味甜きこと蜜の如し。是を地味と名く。衆生常に此を食ひて含著す。後に身體麤び。光明滅して。神道譜なく。飛行すること能はず。是時いまだ日月なき故に。大闇なり。其の後久々にして大暴風あり。結構して日月始めて著はる。（こゝにて日月説のへボ論、）衆生かの地味を食ふこと多き者は。顏色麤悴け。其の食少き者は。顏色光澤あり。形貌の優劣に因て。相是非す。爾の時に地味消歇して。咸皆懊惱咄哉せり。爰にまた地皮を生ず。狀薄餅の如く。色味香美なり。後にまた此を食ひて。轉相輕慢す。爰に地皮また滅す。（註アリ譜ミルベシ）
後に地膚を生ず。色天華の如く。輭にして。天衣の如く。其味蜜の如し。衆生また共に食ふ。互に諍競せる故に。地膚また竭たり。其後また自然の粳米あり。調和を加へず。美味備れり。衆生これを食して後に。男女の形を生じ。互に相瞻視して。遂に欲想を生じ。共に屛處に在て。不淨行をなす。其の後衆生遂に婬泆を爲す。爰に始めて屋舍を造り。夫妻の道始れり。光音天の衆生。壽福盡て。此間に來生して。母の胎中に在（處カ）り。世間に始めて處胎の名あり。自然の粳米。朝に刈れば暮に熟し。刈て後に隨て生ず。（中阿含に長四寸ト）いまだ莖稈有らず。時に一人ありて。日（一日カ）糧を併せ取る。是の如く相效ひて。五日の糧を併取る。漸く糠糟を生じ。刈畢りてまた生ぜず。枯株のみ存れり。（樓炭經譜にあり、）時に衆生悲

泣して。各々田宅を封じ。彊畔を分ちて。彼我あり。其後遂に。自己の米を藏して。他人の田穀を盗む。故に諍訟を生じ。怨讐を致すに。能決むる者なし。時に衆中に一人あり。名を大人といふ。(ドンムトクリッ)形質長大にして威德あり。衆生共に議して。彼に語て云く。汝を立て主と爲む。善く人民を護めて。善を賞し惡を罰せよ。各共に減割して。供給すべし。と請ふて主と爲す。是に始めて刹利の名あり。(註アリ譜マタ其外ニモ)世界を成敗せしむるは何の意ぞ。世界の大く舊たる時々は。新に修造する態なるか。さては憂苦なきこと能はず。若然らずは寂默閑居を道と爲つゝも。時々はさる大變を起して。久遠の屈心を伸る戯遊の態か。また一切象生を観ること。羅喉羅に等しと。常に云へれば衆生に惡行あらば。憂苦すべく。善行あらば愛歡すべし。如此くにては。苦際を盡せりと云べからず。聊も憂苦腦の心ありては。如來至眞等正覺と云べからず。また世界を。滅却すべき時に至りては。六趣の衆生を。一時に二禪道。或は三禪道。或は四禪道を得しむる功德を有ながら。羅喉羅に等しく。愛く思ふ象生をしも。久々長夜の冥闇に苦むること。百千の衆虫を天器に盛て。其の種々の態を見つゝ。心を慰する人に似て。如來の至眞の意ともなく。甚く心得がたし。世界を佛の造れる物としては。如此き難あるをや。

須彌山頂上有忉利天。城縱廣八萬由旬。云々。帝釋宮殿縱廣千由旬云々。過忉利天由旬一倍。有夜摩天宮。(また炎摩天とも、焰摩天ともあり、大藏法數に、夜摩梵語、華言善時、謂其時々唱快樂故也、此天依空而居とあり、)過夜摩天由旬一倍。有兜率天宮。(大藏法數に、兜率梵語、華言知足、謂其於五欲境知止足、故此王依空而居とあり。)過兜率天由旬一倍。有化樂天宮。(本經には、化自在天宮とあり、今は婆娑論に從へり、大藏法數に、化樂天者、謂自化五塵之欲、而娛樂故也、此天依空而居とあり、)過化樂天由旬一倍。有他化自在天宮。(大藏法數に、他化自在天者、謂假他所化、以成己樂故也、此天依空而居、即魔王天也とあり、)自四王天至此天。

此爲欲界六天也。（以上、本文世記經に據れり、○云々）

他化自在天上。初禪有三天。（謂此三天、已離欲界之欲惡、得覺觀禪定、身心凝靜而生喜樂、故云離生喜樂地、地者從所依處姑言地也、下效之、）一名梵衆天。（大藏法數云、此天是初禪天主之民衆也、）二名梵輔天。（大藏法數云、此天是初禪天主之輔佐臣僚也、）三名大梵天。（大藏法數、云、此天是初禪天之主也、主領三千大千世界、名式棄、華言火、○婆沙論云、此大梵天無別住處但於梵輔天有層臺、高顯嚴博、大梵天王、獨於上住、以別群下、於此三天之中、梵衆是庶民、梵輔是臣、大梵是君、唯此初禪、有其君臣民庶之別、自是已上悉皆無也、とあり、）第二禪中有三天。（謂此三天、已離初禪覺觀動散、攝心在定、澹然凝靜、而生勝定喜樂、故云定生喜樂地也）一名小光天。（大藏云、此天光明少故也とあり、）二名無量光天。（大藏云、此天光明增勝無限故也、）三名光音天。（大藏云此天以光明爲語音故也とあり、）第三禪中亦有三天。（謂此三天、已離二禪天喜之踊動、因攝心諦觀泯然入定、而得勝妙之樂、故云離喜妙樂地也、）一名小淨天。（大藏に、此の天意識樂受清淨故也とあり、）二名無量淨天。（大藏に、此天淨勝於前不可量故とあり、）三名徧淨天。（大藏云、此天樂受最勝淨周徧故とあり、）第四禪中獨有九天。（謂此九天、捨二禪之喜、及三禪之樂、心無憎愛、一念平等清淨無雜故、云捨念清淨地也、）一名無雲天。（大藏云、以前諸天、空居依雲而住、此天在雲之上、居無雲之首故とあり、）二名福生天。大藏云、此天修勝福力、而生其中、從因得名故とあり、）三名廣果天。（大藏云、此天果報廣無能勝故とあり、）四名無想天。（大藏云、此天一期果報心想不行故とあり、）五名無煩天。（大藏云、此天離欲界苦、及色界樂、苦樂兩滅、無煩惱故とあり、）六名無熱天。（謂此天研究心境、無依無處、清涼自在、無熱惱故、）七名善見天。（謂此天妙見十方世界、圓澄無塵垢故、）八名善現天。（謂此天空無障礙、精見現前故、）九名色究竟天。（謂此天於諸塵幾微之處、研窮究竟故、）自初禪梵衆天。

至色究竟天。此爲色界十八天。（大藏云、色即色質謂、雖離欲界穢惡之色、而有淸淨之色、此十八天並無女形、亦無欲染、皆是化生 尙有色質、故名色界也、）上更有四天。一名空處天。（謂此天厭於色界色質爲凝不得自在、故加功用行滅一切色相心緣虛空、而入虛空處定、故云空無邊所地也、）二名識處天。（謂此天厭空處無邊、（於是即捨虛空）轉心緣識以識爲處、心定不動故、云識無邊處地也、）三名無所有處天。（謂此天厭於識處無邊、於是捨識入無所有處、亦名不用處、謂不用前空處識處故也、亦云無所有處地也、）四名非想非々想處天。（謂此天居無色界極頂、厭無所有處之如癡、而非前識處之有想、捨之而入非非想處、故云非々想處地也、）凡二十八天也。以上本文。據長阿含世記經。及婆娑論記之。

○瞿曇氏累祖

初の民主に子あり。珍寶と名く。（曇無德律に、善王、樓炭經に眞王、佛本行經に眞實とあり、互に翻譯の異なり、）珍寶が子を好味と名く。（律には樓夷王とあり、）好味が子を靜衰と名く。（律に齊王、樓炭經に穧王とあり○衰を一切經本に齋と作り、誰れか是ならん、）靜衰が子を頂生と名く。（律また樓炭經ともに頂生王とあり、）頂生が子を善行と名く。（律に遮羅王、樓炭經には遮留王とあり、）善行が子を宅行と名く。（律に、跋遮羅王、樓炭經には、和行王とあり、）宅行が子を妙味と名く。（律に微驎陀微王とあり、）妙味が子を味帝と名く。（律には鞞醯羅王とあり、）味帝が子を外仙と名く。（律に舍迦梨毘王とあり、）外仙が子を百智と名く。（律には樓脂陀王と有り、）百智が子を嗜欲と名く。（律には樓脂王、樓炭經には留至王とあり、）嗜欲が子を善欲と名く。（律に修樓脂王、樓炭經には曰王とあり、）善欲が子を斷結と名く。（律に波羅那王、樓炭經には波那王とあり、）斷結が子を大斷結と名く。（律に摩訶波羅那王、樓炭經には、大波那王とあり、）大斷結が子を寶藏と名く。（律に貴舍王、樓炭經には沙竭王とあり、）寶藏が子を大寶藏と名く。（律に摩訶貴舍王とあり、）大寶藏が子を善見と名く。（律に善見王とあり、）善見が子を大善見と名く。（律に、大善見王とあり、樓炭經も同じ、）大善見が子を無憂と

名く。(律には無憂王と有り。)無憂が子を洲渚と名く。(律に、光明王、樓炭經には提炎王とあり。)洲渚が子を殖生と名く。(律に梨那王、樓炭經には染王とあり。)殖生が子を山岳と名く。(律に彌羅王、樓炭經に遮留王とあり。)山岳が子を神天と名く。律に末羅王、樓炭經には摩留王とあり。)神天が子を進力と名く。(律また樓炭經共に精進力王とあり。)進力が子を牢車と名く。(律に、牢車王、樓炭經には、堅晟王とあり。)牢車が子を十車と名く。(律また樓炭經ともに十車王とあり。)十車が子を百車と名く。(律に百車王、樓炭經には舍羅王とあり。)百車が子を牢弓と名く。(律に堅弓王とあり。)牢弓が子を十弓と名く。律に十弓王、樓炭經に十才王とあり、○一切經本に十弓一世を脱せり、今は釋迦譜に引たるに據れり。)十弓が子を百弗と名く。(律に百弓王、樓炭經には百才王とあり、百弓が子を養收と名く。(律に、能師子王、樓炭經には、耶和檀王とあり、○牧釋迦譜に引るには枝とあり、誰か是なることを知らず。)養牧が子を善思と名く。(律樓炭經ともに眞閣王とあり、凡て三十三世なり、樓炭經には、二十五世なり、そは下に云を見べし。)善思より已來に。十族の轉輪聖王あり。相續して絕ず。(轉輪聖王と云こと、佛書に多く見ゆる稱なるが、其の原は長阿含經の轉輪聖王修行經、轉輪聖王品などに、委く見えたる、其の大略を記さば、大威德ありて、人民をよく治めて、慈悲の心深き王は、自然に金輪寶前に現はる、白象寶、紺馬寶、神珠寶、王女寶、居士寶、主兵寶といふ、寶具足し、此を轉輪王の七寶といふ、千輻光ありて、人間の所有に非ず、天匠の作る所なり、かくて謂ゆる、須彌の四洲を掌りて、福樂極なく、壽命長久にして、四洲を巡視むと欲すれば、金輪寶すなはち轉じ出るを、其の後に隨ひ行くに、四方服せずと云ことなく、還り路も是に隨ふ、かくて其の王の死むとする前には、輪寶忽に失る時に、王すなはち鬚髮を剃除して出家し、其子に、四天下の事を委付す、其子また前王の如く、大威德あれば、金輪寶また忽に前に現はる、是の如き輪寶を持て、其の轉じ出るに隨ひて、四洲を巡り治むる故に、轉輪聖王といふ由なり、須彌山は更にも云はず、四天下といふ三天下も、元より妄語なれば、

金輪寶の說も妄說なるは、云も更なれど、轉輪王といふ由を、知ざらむ人の爲にと、少か記し出たるなり。）第一族を伽菟遮王と名く。（律に伽菟支、樓炭經には迦那卑とあり。）第二を多羅業王と名く。（律に多樓毘帝王、樓炭經には多盧提とあり。）第三を阿葉摩王と名く。（律に阿濕卑、樓炭經には波々とあり。）第四を持地王と名く。（律に乾陀羅、樓炭經には健陀利とあり。）第五を迦陵伽王と名く。（律に伽陵迦、樓炭經には迦陵とあり。）第六を瞻婆王と名く。（律に瞻鞞、樓炭經には遮波とあり。）第七を拘羅婆王と名く。（律おなじ、樓炭經には拘獵とあり。）第八を般闍羅王と名く。（律おなじ、樓炭經には般闍とあり。）第九を彌私羅王と名く。（律に彌悉梨、樓炭經には彌尸犁とあり、下文に謂ゆる、大自在王是なり、具には、下に論ふを見べし。）第十を懿摩王と名く。（律に懿師摩、樓炭經には一摩彌、五分律には、鬱摩王とあり、釋迦譜に、懿一鬱、此三音相近シ、以レ音而推レハ懿摩是正ナリといへり。）是の王は。謂ゆる甘遮王也。（以上凡て、長阿含世本緣品に據れる中に、最末の一行は、佛祖統記に、懿摩王ハ即是甘蔗王ナリ、釋種、以二此王一爲二本始一といへる者に依れり、案ずるに樓炭經ニ云ク、眞闍王ニ有レ子、名二波延迦王一、後ニ諸王衆多、轉輪王有二十種一、第一ハ婆延迦王とあり、眞闍王とは、佛祖統記にも云る如く、善思王が事なれば、婆延迦王と云は、やがて第一なる、伽婆遮王が事にて、是より下彌私羅王と云まで九王は、共に善思王が子姪などにて、是時より九族に別りたると知られたり、然るを本書世本品の、此ニ採れる文の次に、迦菟遮王ニ有二五轉輪王一、多羅業王ニ有二五轉輪王一、阿葉摩王ニ有二七轉輪王一、持地王ニ有二七轉輪王一、迦陵伽王ニ有二九轉輪王一、瞻婆王、有二十四轉輪王一、拘羅婆王ニ有二三十一轉輪王一、般闍羅王ニ有二三十二轉輪王一、彌私羅王ニ有二八萬四千轉輪王一、懿摩王ニ有二百一轉輪王一、最後ニ有リレ王名曰テフ二大善生一ト云るは、過去の久遠なる由を說て其の世々に、過去六佛の出たる由を、方便說せる故に、後人其の世數を多く妄說して、攙入せるなり、然るは懿摩王ニ有二百一ノ轉輪王一、最後有レ王名曰二大善生一ノと云へれども、下に記す如く、佛祖はやがて懿摩王が六世孫にて、此は近き間（ほど）のこ

となれば、其の名ども丶、正しく胡亂なく傳はれるが上に、懿摩王が六世の孫、淨飯王を限にて、其子孫の國系は、毘盧釋迦王と云に滅せられし物をや、然れば懿摩王より以下、佛祖までの世系は、佛口より出たる隨の眞說にて、其の遠祖どもの世世には、後人の加へたる妄說多きこと明なり、佛本行經に、甘蔗苗裔已來、子孫相承、在二迦毘羅國一と云るも、甘蔗王より已來は詳なれど、其の以前は詳ならぬ趣なり、また長阿含四分律に、十大轉輪王王二四天下一、大方便紀に、白淨王劫初已來、作二轉輪王一、近世二世不レ作二輪王一、而作二閻浮提王一、阿摩晝品の佛說に、乃往過去久遠世時、有レ王名二懿摩王一云々と、甘蔗王を、甚く久遠なる事に云るを以ても、世數の少く、眞の佛說に、かゝる筋の事は、さしも妄說せざりしことを悟るべし、大抵平等王より、下に擧る茅草王と云が時までの間の世數は、四十世ばかりには、さしも過じとぞ思ふ、そは上なる三十三世も、樓炭經には、好味、妙味、味帝、外仙、百智、大寶藏、善見、無憂、牢弓の九世無して、二十四世なり、此は阿含經有て、後の人の記せる經なること著きに、外に妄說はいと多かれども、增べき世數に不足あるは、是ぞ正しく見ゆるをも思ふべし、後世の佛書どもに、平等王より、佛祖までの王數を、八萬四千二百五十王也、と云る類は、三藏に見えたる事をば、謾に信じて、護法を思ふ法師原の惑なりかし、大藏法數に、佛本行經に據りて、此の賢劫初建立已、有二大轉輪王一、亦名二刹利王一、有二長子一名二眞實一子孫相承二十七世、各有二千子一、計二萬七千皆大轉輪王、至二大須彌王一、子孫相繼、至二魚王一十七世皆小轉輪王、魚王有レ子名二眞生一、至二茅草王一三十一世、計一百八、皆粟散王と云るに據ときは、平等王より茅草王まで、七十五世なれど、此も實には信られず、然れども世々次々に、子孫の多く蕃息れる事は云も更なり、法數に、二十七世の王等に、各各千子ありて、二萬七千なりしと、云る、其數は例の信られねど、次々に生る子等は、二十七世の間には、然ばかり多くも蕃たりけむ、諸經論どもに、刹利種と云る是なり、斯て茅草王が時に、百八人の粟散王ありし由なり、此は國々處々を領居る、

酋分の者多きを、粟を散せる如くなるに、譬たる稱なり、釋迦譜に、劫初草昧肇ニ源民主一、迄ニ于善思一、父子繼レ業三十二王、自ニ善思一以後、云レ有ニ十族轉輪王一、第一伽菟至第十懿摩、或是兄弟支レ胤、異レ族別レ起、難ニ以意量一也、經擧ニ大數一、似ニ亦未レ周也といひ、佛祖統紀に、自ニ民主一至ニ善思一三十三世、正嫡相承、自ニ婆延迦一十族已降、或嫡庶互立、或兄弟迭興、分爲ニ十類一、必有ニ親疏始終之義存一焉、と云るは、尤なる説ながら、猶たど／＼し、さて大轉輪王は、須彌の四洲を統御すといふ言の、幻妄なる由は、既に辨たる如くにて、小轉輪王と云が、閻浮洲を悉治るよし云るも、印度の地界をのみ洲と思へる、印度限りの最狹き智見より出たる幻説なること、聊かも地理の學を知たらむ人は、腹を抱ゆる説なり、そは佛祖より六世の祖祖は、小轉輪王なる由見えたるに、支那などは、印度に近き國なるすら、彼の王どもの治を受たる事なく、其の外の國々にも、かつて聞えざる妄説なるをや、實は轉輪王を稱し王等は、おなじ印度の內にて、一國を立たる國を領ける、酋長なりし

こと、淨飯王が政化も、わづかに迦毘羅衞國限にて、印度中に及べりとは聞えざるを以て知べく、況て粟散王と聞えし王等は、小けき一處づゝ領分たるにて、信に粟散の酋どもなるを、王とは譯せるなり、酋を王と譯せる故に、其の妻をば夫人、或は妃など譯し、其子をば太子と譯して、其の筆の勢ひに、何事も、漢土の帝王后妃太子の風に、譯者どもの文飾せるなれば、打見には、漢土の王后太子など云もの〻趣に、事々しく思ひ成さるめれど、禽獸虫の類をさへに、或は大なる、或は舊たるなどを、師子王、象王、牛王、馬王、猿王、鳥王、龍王、鴈王、蟻王など云て、其の事をいふに、王めかせるをも思ふべし、されば佛書を讀むには、其心して、何王某王と云をば、師子王、鴈王などいふ王の字と、さしも替なく、平易に見るべし、酋立たるをば、皆王と云こと、印度語の僻にて、千五百王悉集ると云む、或は五百の王一時に來る、なども見えたる、皇國の趣より見れば、村長どもの集へる狀に、思はる〻をや、其が中に、佛祖は迦毘羅衞とふ、一小國を領ける酋の、家より出たる

にて、此は村長の類には非ずと見ゆ、されど父淨飯王は、其國の王なれば、王と云むもさる言なれど、其三人の弟どもをも、皆王と云るは、一國も領たるかと思ふに然らぬは是も村長の類にぞ有ける、ゆめ〳〵佛祖の父王、また母などを、漢土の皇帝皇后などの趣に、思ひ惑ふべからず、和漢の僧等の記せる書には、少かも尊大にせまほしと記作たれば、是また惑ふべからず。)第九族。大自在王が子孫相承て。最後の王を大茅草王と名く。(本には子孫相承、八萬四千王、最後王、名二大茅草一とあれど、此大自在王と云は、佛祖統紀に、即第九族彌戸利王也、と云る如くにて、此を佛祖の遠祖と立る故に、其世數を、中にも多く增たる物なり、第一第二族の王等に、有二五轉輪王一と見え、第三第四族の王どもに、有二七轉輪王一など見えたるに、九族の王の子孫のみ、かく多在べき由あらむや、殊に八萬四千といふ員數も、佛經の口僻なる物をや、故れこの世數は採ざるなり、見高からむ人、よく思ふべし、決めて大茅草王まで、五六七世には過ざりけむ。)老て子なし。國事を臣等に委ねて。鬚髮を剃除し。出家して。持戒淸淨に。專心勇猛にして。四禪を成就し。五通を具足せり。衆これを王仙と號く。(此の時いまだ佛法なき時なるに、かゝる修行を不審に思ふ人も在なむか、此は婆羅門の修行に習へるなり、上に婆羅門の處に云るを、合せ考ふべし、猶次々にも云べし、さて四禪とは、大藏法數に、內心湛然離レ樂不レ悔、正念分明、泯然凝寂、とある是なり、五通も同書に智度論、一天耳通、謂、於二世間一切衆生、苦樂憂喜、種々音聲一、悉能聞也、二天眼通、謂於二世間一切種々形色、及諸衆生、死レ此生レ彼、苦樂之相一、悉能見也、三宿命通、謂於二自身他身、多生所行之事一、悉能知也、四他心通、謂於二他人心中思惟、種々善惡之事一、悉能了知也、五神足通、謂隨レ意變現、飛行自在、一切所爲、無レ有二障礙一也、神足通、亦名二如意通一、とある是なり、凡て漢土に謂ゆる、仙の有狀なる故に、仙とは云なり、)衰老に至り。背曲りて。遠行こと能はず。諸弟子東西に往て乞食するに。王仙をば。虎狼の害に觸むことを畏れて。草籠に盛て。大樹の枝に懸てぞ往ける。

時に獵師あり。遙に王仙を見て。白鳥なりと謂ひて。射殺せり。(五通を得たるものゝ、斯る横害に逢ふ事をしも、豫に知ざりしは如何ぞや、但しかく言はゞ法師らは、例の因果をや說出なむ。)その血兩所に滴りて。後に甘蔗二莖を生ぜり。漸々に。長大に成熟して。日に炙れて開剖せる。一本より一童子を出し。一本よりは一童女を出せり。諸弟子これを養護して。諸臣に告るに。臣等喜びて。王種なりと云て。相師に占相せしめて。童易を善生と名づけ。(一摩彌、懿師摩、懿摩など有るは、善生の梵語か、或は日種の梵語か詳ならず、)童女を善賢と名けたり。印度の古俗、初生の兒に名を命るに、相師を雇へること、經論どもに往々見えたり。)遂に善生を立て王と爲し。甘蔗より出るが故に甘蔗王と號し。善賢女を第一の妃とす。甘蔗日に炙れて。出生せる由をもて。甘蔗を氏とし。また日種氏とも。瞿曇氏とも號ふなり。(十二遊經の說は、今と異にして、瞿曇婆羅門と云に從ひて擧べる故に、瞿曇姓を受て、小瞿曇といへるが、甘蔗園中に、舍を作りて坐禪せり、時に賊ありて、官物を盜みて、其廬邊によりて過ぐ、明日官吏ら賊を求むるに、蹤迹かの廬邊に在り、これに因て、小瞿曇を賊なりとして捕へて、木を以て身を貫きて射る、大瞿曇來り見て泣悲み、棺に斂め、餘血の泥を取て、團めて二丸となし。左右二器に盛りて持還り、是の道士の至誠を、天神知こと有らば、血化して人と爲むと云て、彼廬中に置けるに、十月にして、左器なるは男子と化り、右器なるは女子と成れり、是に於て瞿曇を姓とすとあり、○佛祖統紀に、梵語則曰瞿曇、此間則稱甘蔗、華梵互出、其實一義也と云ひ、翻譯名義集に、瞿曇古翻甘蔗とある、是れ正義なり、或は星の名といひ、或は泥土と云ひ、或は此云地最勝、在地人類中最勝故、といひ、或は純淑と翻せるなどは、後に佛祖の通號となれるを以て、云出たる說にて、皆正義には非ず、また日種と譯し、泥土と譯せるも有れど、其も正義とは聞えずなむ、)甘蔗王が第一の妃。善賢が生る子を長壽と名く。其骨相。王とするに堪ず。第二妃の生る子を。金色と名け。第三妃の生る子を。炬面と名け。第四妃の生る子を

象衆と名け。第五妃の生る子を別成と名く。其に端正なり。（本には、第二妃生四子、一名炬面、二名金色、三名象衆、四名別成、とあれど、下文に、時四王子所生之母、各求乞隨兒去、王報諸妃云々と見え、長阿含經にも、下に引く如く、四子諸母云々と見えたれば、其の母は各々異なること著し、故上の如く文を成せるなり、）時に善賢。その子長壽を立むと欲して。王に四人の庶子をして。國より遠く擯けて。我子を紹と爲む事を勸む。王善賢が言を聽容れて。四子を集めて。汝等我が治化の國を放れて。遠く他國に去べしと。擯遣しかば四子の諸母。各々兒に隨ひて去むことを求む。王きゝて。諸妃の意に任す。時に諸妃の眷屬。また諸臣。百姓等も。多く隨ひ去むことを求むるを。王悉く其意に隨す。四王子および。其の眷屬ども。國を出て雪山の北に至り。新に城を立て居し。數年ならずして。强國と爲れり。本國を去る時に。父王の言に。若婚姻せむには。他族を取こと勿れ。自家の姓の内にて婚せよ。と言るに因て。各々姨母。また其姉妹を納れて夫妻となり。數の男女を生り。甘蔗王是の事を傳へ聞て言く。王子等よく國計を立て。大に治化を好すと云ひて。歡喜せり。是故に。姓を立て釋迦と爲す。釋迦大樹の蓊蔚たる。枝條の陰に住せる故に。奢夷國と名け。また始め。迦毘羅仙の處に住せる故に。迦毘羅國と號く。時に三子沒して。別成王のみ存れり。（以上、菩薩本行經に採れり、○長阿含阿摩晝經には、乃往過去久遠世時有王、名懿摩王、有四子、一名面光、二名象衆、三名路指、四名莊嚴、其四子少有所犯、王擯出國、到雪山南、住直樹林中、其四子母、及諸家屬、皆追念之、即共集議。詣懿摩王所白言、我等與四子別、久欲往看視王、即告曰、欲往隨意時母眷屬・即詣雪山南直樹林中、到四子所、時諸母言我女與汝子、汝女與我、即相配匹、遂成夫婦、後生男女、容貌端正、時懿摩王聞其四子諸母與女共爲夫婦、生子端正、王即歡喜而發此言、此眞釋子眞釋童子能存立因自名釋、在直樹林、故名釋懿、懿摩王即釋種先也とあり、本文と大同小異なり、沙彌塞律は、本文と尤に同じ、○案ずるに、釋迦、奢夷、釋懿、

と同語にて、直樹の梵語なり、其は釋迦譜に引たる別傳にも、此國有釋迦樹、甚茂盛相師云、此處必出國王、因移四子立國、故號釋種、梵語呼直爲釋、と有るをも思ふべし、然れば釋氏要覽に、舍夷氏の下に、今詳必因樹命國、從國稱氏と云るは、正義なり、然るを能仁と翻し、仁者など譯するは、附會なり、〇迦毘羅國は、名義集に、迦毘羅窣宰都、迦毘羅此云黄色、伐窣都、此云所依處、上古有仙曰黄頭、依此修道とあれば、本文に、迦毘羅仙と云へるは是なり、此の仙の居たりし所なる故に、此の名あり、然るを佛祖統紀に、此云黄色、言土德尙黄、居中也と云るは附會なり、西域記に、刧比羅伐窣堵とありて、迦毘羅衞といふは、訛なる由見え、國周四千餘里とあり、謂ゆる六町の一里なり、俗此の國を、世界之中央なりといふ說は、いふにも足らず、〇四子の名、本文と阿含と異なるは、各々譯者の違へる故に、是の如し、其は譯者ども、互に其心の引く方に、翻すればなり、釋懿といふ一語を訛りて、釋迦とも舍夷とも云へるを、種々に譯せる故に、胡亂はしきを以ても辨ふべし、さて瞿曇、甘蔗、日種、釋迦、舍夷、剎利を、佛祖の六種姓と云よし、名義集に見えたり、）烏羅婆王に子あり。渠羅婆と名く。（烏婆羅は梵語にて、即上に謂ゆる別成王なり、）渠羅婆王が子を。尼求羅と名く。尼求羅王が子を師子頰と名く。師子頰王に四人の子あり。長を白淨と名け。二を白飯と名け。三を斛飯と名け。四を甘露飯と名く。白淨王に二子あり。（白淨王を、また淨飯王とも、淨王ともあり、）長を悉達と名け。二を難陀と名く。（悉達は即佛祖なり、）白飯王に二子あり。長を調達と名け。（調達は謂ゆる提婆なり。）二を阿難と名く。（缺）斛飯王に二子あり。長を摩訶男と名け。二を阿那律と名く（此の摩訶男が代になりて、同族の釋種、九千九百九十萬人、悉く毘盧釋迦王といふ、他國の王に殺されて、國滅びたり、委くは下に記すを見るべし、）甘露飯王に二子あり、長を婆婆と名け。二を跋提と云へり。（以上は、長阿含世本緣品、四分律などに據て記せり、）〇五分律には、鬱摩王庶子有四子、一名照目、二名聰目、三名調象、四名

尼樓、尼樓王有レ子、名二烏頭羅一、烏頭羅王、有レ子名二尸休羅一、尸休羅王有二四子一、一名二淨飯一云々、と有るは異說なり、なほ異說多けれど、煩ければ、さのみは記し出ずなむ、

○鹿苑說法

悉多往至仙人住處。鹿野園中。時五人遙見相約而云。瞿曇來多求食好飲食。及麨酥蜜麻油塗レ體。莫二起迎作一レ禮。莫二請令一レ坐。到已語曰二卿欲レ坐者自隨一レ欲。時悉多到二五人所一。時五人不レ堪二悉多之威一。卽起レ座。有下持二衣鉢一者上。有二敷牀者一。有二取レ水者一。有二欲レ洗レ足者一。悉多念。此癡人等違各約已。坐所敷之座。時五人呼二悉多姓字一。又稱レ卿。時悉多曰。汝等莫稱我姓字。亦莫レ卿レ我。所以者何。我求二無病。無老。無死。無愁。無穢。無上。安隱涅槃一得レ之。生知生見定道品法生死已盡。梵行已立。五人曰卿瞿曇本苦行尙不能得人上法況今日多求食二好飲食一。及麨酥蜜麻油塗レ體耶。悉多曰汝等本時見二我如レ是諸根淸淨。光明照耀一耶。五人曰本時不レ見。今卿諸根形色極妙面光照耀。爾時悉多曰汝等當知諸爲道者有二二邊行一。不當學一曰著欲樂二下賤業一。凡人所行。二曰自煩自苦非賢聖法。捨二此二邊行取中道成一レ眼成レ智。成二就於定一而得二自在智覺一。趣二於涅槃謂八正道正定一。我生知生見得二無上道一。定二此法一。生死已盡。梵行已立。汝等當知有二五欲功德一。何爲レ五。眼知色。耳知聲。鼻知香。舌知味。身知觸。汝等愚癡凡夫。而不知聖法。不御聖法。彼觸染貪著憍慠不見災患不見出要而取用之故隨弊魔。自作弊魔。墮二弊魔手一。爲可綱纏可罥所レ罥不レ得レ脫。猶如下野鹿爲レ罥所レ罥。墮二獵師一。自作獵師。墮二獵師手一。爲二獵網一纏。不レ得レ脫也。汝等見二善知識一。而知聖法御聖法於彼五欲。不觸。不染。不貪。不著。不憍慠。見災患見出要而取用之當不隨弊魔。若時如來出世者。離無量惡不善之法。無レ所レ著。等二正覺明行一號二佛衆一祐定心淸淨無レ穢無レ煩。善住者得不動心修學漏盡智通作レ證。知苦如レ眞而知二此苦集一。知二此苦滅一。知二此苦滅道一。如眞而知此漏如レ眞知二此漏集一。知此漏滅。知二此漏滅道一如レ眞。如レ是知如レ是見。欲二漏心解脫一。有漏無明漏心解脫。解脫已便知二生已盡一。

告二諸比丘一。過去有レ王名二鏡面一。卽敕二侍者一。使三將レ象來一。令二衆盲者（集二生盲人一ト始ニアリ）手自捫摸一。

中有ニ摸象得レ鼻者一。王言此是象。或有レ摸ニ其牙一者。或有下摸ニ其耳一者上。或有下摸ニ其頭一者上。或有下摸ニ其背一者上。或有下摸ニ其腹一者上。或有下摸ニ其髀一者上。或有下摸ニ其腨一者上。或有下摸ニ其跡一者上。或有下摸ニ其尾一者上。王皆語言。此是象也。卽却ニ彼象一。問盲子言象何等類。其諸盲子得象鼻者言。象如曲轅。得象牙者言象如レ杵。得耳者言象如レ箕。得象頭者言象如レ鼎。得象背者言象如丘阜。得象腹者言象如レ壁。得象髀者言象如レ樹。得レ象腨者言象如レ柱。得象跡者言象如レ臼。得象尾者言象如レ絙。各々共諍迭相是非。此言如レ是。彼言不レ爾。云々不已遂至ニ鬪諍一。時王見レ此歡喜大笑。佛告ニ比丘一。諸外道異學亦復如レ是。不レ知ニ苦諦一。不レ知ニ集諦。盡諦。道諦一。各生ニ異見一互相是非。謂レ己爲レ是。便起ニ諍訟一。若有ニ沙門婆羅門一。能如レ實知ニ四諦一。彼自思惟善共和合同一。受ニ同一師一。同一水乳熾然佛法樂法久住。汝當ニ勤方便思ニ惟四諦一。

佛告ニ比丘一。閻浮提人有ニ三勝事一。一者勇猛强記。能造ニ業行一。二者勇猛强記。勤修ニ梵行一。三者勇猛强記佛出ニ其土一。（案に、三の勇猛云々、一向に通えざる説なり、）三天下及餓鬼畜生阿須倫欲界諸天にまさる。

（○雲に白黑赤紅の四色あること、電に東南西北の異あること、雷鳴のこと、當レ雨不レ雨恩緣などを說る条りに怯くて記し出るも、面なき心地すれば記さず。

閻浮提洲品ニ入。

印度藏志未定稿卷之九

世本緣品又云。此世天地還欲成時、有餘衆生。福盡行盡。於光音天命終。生空梵處。於彼生染著心。願餘衆生共生彼處。有餘衆生福行命盡。於光音天命終。生空梵處。時先生梵天即自念言。我是大梵天王。無造我者。我自然有。無所承受、於千世界。最得自在。善諸義趣。富有豐饒。能造化萬物。我即是一切衆生父母。其後來諸梵復自念言。彼先梵天。即是梵王。大梵天王彼自然有。無造彼者。於千世界最尊第一。無所承受。善諸義趣。富有豐饒。能造萬物是衆生父母。我從彼有。是時此世還成。世間衆生多有生光音天者。自然化生云々。

○大本緣經

[一]過去九十一劫。人壽八萬歲時。世有佛。名毘婆尸如來。出刹利種。坐婆羅樹下成最正覺。三會說法。初會弟子有十六萬八千人。二會弟子有十萬人。三會弟子有八萬人。有二弟子。一名騫茶、二名躍沙。諸弟子中最爲第一。有執事弟子。名曰無憂。有子名曰方膺。

[二]次過去三十一劫。人壽七萬歲時有佛。名尸棄如來。出殺利種。坐分陀利樹下成最正覺。三會說法。初會弟子有十萬人。二會弟子有八萬人。三會弟子有七萬人。有二弟子。一名阿毘浮。二名三婆々。諸弟子中最爲第一。有執事弟子。名曰忍行、有子名無量。

[三]次彼劫中人壽六萬歲時。有佛名毘舍婆如來。出刹利種。坐博洛叉樹下。成最正覺。二會說法。初會弟子有七萬人。次會弟子有六萬人。有二弟子。一名扶遊。二名鬱多摩。諸弟子中最爲第一。有執事弟子。名曰寂滅。有子名曰妙覺。

[四]次此賢劫中。人壽四萬歲時有佛。名拘留孫如來。出婆羅門種。坐尸利沙樹下。成最正覺。一會說法。弟子四萬人。有二弟子。一名薩尼。二名毘樓。諸弟子中最爲第一。有執事弟子。名曰善覺。有子名曰上勝。

[五]次此劫中。人壽三萬歲時有佛。名拘那含如來。出婆羅門種。坐優曇婆羅樹下。成最正覺。一會說法。弟子三萬人。有二弟子。一名優婆斯多。二名鬱多羅。諸弟子中最爲第一。有執事弟子。名曰安和有子

名曰導師。
〔六〕次此劫中。人壽二萬歲時有佛。名迦葉如來。出婆羅門種。坐尼拘類樹下。成最正覺。一會說法。弟子二萬人。有二弟子。一名提舍。二名婆々羅。諸弟子中最爲第一。有執事弟子。名曰善友。有子名曰進軍。
〔七〕吾今亦於此劫中。人壽百歲時出刹利種。名曰瞿曇。坐鉢多樹下。成最正覺。一會說法弟子千二百五十人。有二弟子。一名舍利弗二名目揵連。諸弟子中最爲第一。有執事弟子。名曰阿難。有子名曰羅睺羅。此是諸佛常法也。
毘婆尸佛於閑靜處。專精修道。思惟十二因緣四諦二觀。(轉四諦法輪トモアリ)成阿耨多羅三藐三菩提。受梵王請。於鹿野苑。初轉法輪。教化頻沙褰茶及八萬四千人。即授具戒。具戒未久。又以三事示現。即得無漏心解脫。生無疑智。諸天世人所不能轉、使諸比丘分布遊行。教化六年。六年已滿還鹿野苑。爾時如來。於大衆前。上昇虛空。結跏趺坐。講說戒經。忍辱爲第一。說涅槃。諸佛常法如是。我昔時於耆闍崛山。以宿命智。知此因緣。復生是念我所生處。無所不徧。唯除首陀會天。於是又念欲至無造天上。時乃我如壯士屈伸臂。頃於此間沒現於彼天。時彼諸天見我頭面禮足。於一面立而白我言。我等皆是毘婆尸佛弟子。從彼佛化故來生此。具說彼佛因緣本末。又尸棄佛。毘舍婆佛。拘留孫佛。拘那含佛。迦葉波佛。釋迦牟尼(文カ)佛。皆是我師也。諸比丘聞佛所說歡喜奉行。
一時佛祖在舍衞國祇樹華林窟。與大比丘衆千二百五十人俱。時諸比丘於乞食後。集華林堂。各共議言。如來奇特神通遠達。具知過去諸佛種族。名號姓字。劫數多少。壽命脩短。亦知其戒法慧解住。斷諸結使。銷滅戲論入涅槃事。如來以解法性知如是事。諸天來語乃知此事。佛祖天耳。聞如是議。出華林堂。就座而坐。知而故問。汝等集此何所語議。時諸比丘具以事答。爾時佛祖告諸比丘。出家修道應行有二業。一曰賢聖講法。二曰賢聖默然。汝等所議如來神通弘大。盡知過去無數劫事。以解法性知如是事。以諸天來語故知耶。正應如是。汝等欲聞如來識宿命智。知於過去諸佛因緣不。諸比丘

言願樂欲聞。如來講說當奉行之。佛祖言。
毘婆尸菩薩。從兜率天降神母胎。從右脅入正念不亂。
（此時地震動して大光明を放ち、普く世界を照し、日月の及ざる處皆大明を蒙れり、四天子手に戈を執て其の母を侍護せり此れ諸佛の常法なり、など云るは余りに甚しき幻說なれば記さず、）
母身安隱無衆惱患。智慧增益。母心淸淨無衆欲想。當其生時。母手攀樹枝。不坐不臥從右脇出。
（此時四天子手に香水を捧げ其身淸淨にして穢惡の染汙なしなどあり、此も幻說の甚しきなり。故に記さず、）
墮地行七步。偏觀四方擧手而言。天上天下唯我爲尊。要度衆生生老病死。爾時二泉涌出。一溫一冷以供澡浴。父王召集相師。令觀吉凶。相師占曰。太子有三十二相。有此相者。若在家者當爲轉輪王王四天下。若出家者。當成正覺十號具足。父王問曰。三十二相斯名何等。諸相師曰一足安平。足下平滿。蹈地安隱。二足下相輪千輻成就。光々相照。三手足網縵。四手足柔輭。如天衣也。五手足指纖長無能及者。六足跟充滿。觀視無厭。七鹿腨腸上下臃直。八鉤鎖骨々節相鉤。猶如連鎖。九陰馬藏。十平立垂手過膝。十一一一毛孔一一毛生。其毛右旋紺瑠璃色。十二毛生右旋紺色仰靡。十三身黃金色。十四皮膚細輭不受塵穢。十五兩肩齊停充滿圓好。十六胸有卍字。十七身長倍人。十八七處平滿。十九身長廣等如尼拘類樹。二十頰車如師子。二十一胸膺方整如師子二十二口四十齒。二十三方整齊平。二十四齒密無間。二十五齒白鮮明。二十六咽喉淸淨所食衆味無不稱適。二十七廣長舌左右舐耳。二十八梵音淸徹。二十九眼紺靑色。三十眼如牛王眼上下俱眴。三十一眉間白毫柔輭細澤引長一尋放則右旋螺如眞珠。三十二頂有肉髻。是爲三十二相。
毘婆尸佛從兜率天降神母胎。從右脇入從右脇出。菩薩生時其目不眴。如忉利天以不眴。故得名毘婆尸。
（本書下文の頌に以道化天下決斷衆事務故號毘婆尸とあるは後の人の附會攙入なりと見ゆ、）
其母命終生忉利天。此是諸佛常法。
年漸長大以道開化恩及庶民。名德遠聞。於時菩薩（本

子）遊觀林野。於其中路見一老人。頭白齒落面皺身僂。拄杖羸步喘息行。太子顧問侍者此爲何人。答曰此是老人。復問何如爲老。答曰夫老者生壽向盡。餘命無幾。故謂之老。太子復問吾亦當爾不免此患也。答曰然生必有老。無有豪賤。於是太子悵然不悅。即迴駕還。靜默思惟念此老苦吾亦當然。爾時父王問彼侍者。太子出遊歡樂不耶。答曰不樂。王問其故。答曰道逢老人。是以不樂。爾時父王念言。昔日相師占言。太子當出家得無爾乎。當使處深宮娛樂令不出家。更嚴飾館揀擇婇女令悅其心。又於後時太子出遊。於其中路逢一病人。身羸腹大面目黧黑。獨臥糞穢無人瞻視。病甚苦毒口不能言。顧問侍者此爲何人。答曰此是病人。曰何如爲病。答曰病衆痛迫切存亡無期。故曰病也。又曰吾亦當爾不免此患耶。曰答然生則有病。無有貴賤。於是太子悵然不悅。即迴車還。靜默思惟念此病苦吾亦當然。爾時父王復問侍者。太子出遊歡樂不耶。答曰不樂。王問其故。答曰道逢病人。是以不樂。於是父王默自念。昔日相師言。復更飾館揀擇婇女。以娛樂之。

又於異時太子出遊。於其中路逢一死人。雜色繒旛前後導引宗族親里悲號哭泣送之。出城太子復問。此爲何人。答曰此是死人。問曰何如爲死。答曰死者盡也。風先火次。諸根壞敗存亡異趣。室家離別。故謂之死。又問。吾亦當爾不免此患耶。答曰然。生必有死無有貴賤。於是太子悵然不悅。即迴車還。靜默思惟念此死苦。吾亦當然。爾時父王復問侍者。太子出遊歡樂不耶。答曰不樂。又問其故。答曰道逢死人是故不樂。於是父王默思。念昔日相師占言。即復飾館揀擇綵女。以娛樂之。

又於異時出遊。於其中路逢一沙門法服持鉢視地而行。即問侍者此爲何人。答曰此是沙門。又問何謂沙門。答曰沙門者捨離恩愛。出家修道。攝御諸根不染。外欲慈心一切無所傷害。逢苦不戚。遇樂不欣。能忍如地。故號沙門。太子曰善哉。此道眞正永絕塵累。微妙淸虛唯是爲快。迴車就之。即問沙門曰。剃除鬚髮法服持鉢。何所志求。沙門答曰。夫出家者調伏心意。永離塵垢。慈育群生。無所侵擾。虛心靜寞唯道是務。太子曰此道最眞。即言侍者。齎吾衣鞶（服乘車）還白大王。我即於此剃除鬚髮。

服三法衣。出家修行（道本）欲求道術。於是侍者即以乘車及與衣服還歸（白カ）父王。太子於後即剃鬚髮。法服持鉢出家修道。見老病人知世苦惱。又見死人戀世情滅。及見沙門廓然大悟。捨國榮位。下車時間轉遠縛著。於閑靜處。專精修道復作是念。衆生可愍。常處闇冥受身危脆。有生有老有病有死。衆苦所集死此生彼從彼生此。流轉無窮。我當何時滅生老病死。（十二緣は方便經委シ）

〔一〕老病死因生有。復作是念。生死何從（因カ）何緣而有。即以智慧觀察所由。（因カ）從生有老死。
〔二〕然則生是老病死緣也。
〔三〕生從有起。然則有是生緣也。
〔四〕有從（因カ）取起。然則取是有緣也。
〔五〕取從（因カ）愛起。然則愛是取緣也。
〔六〕愛從（因カ）受起。然則受是愛緣也。
〔七〕受從觸起。然則觸是受緣也。
〔八〕觸從六入起。然則六入是觸緣也。
〔九〕六入從名色起。然則名色是六入緣也。
〔十〕名色從識起。然則識是名色緣也。
〔十一〕識從行起。然則行是識緣也。
〔十二〕行從癡起。然則癡是行緣也。

〔十二〕是則緣癡有行。
〔十一〕緣行有識。
〔十〕緣識有名色。
〔九〕緣名色有六入。
〔八〕緣六入有觸。
〔七〕緣觸有受。
〔六〕緣受有愛。
〔五〕緣愛有取。
〔四〕緣取有有。
〔三〕緣有有生。
〔二〕緣生。
〔一〕有老病死憂悲苦惱。此苦緣生而有。是爲苦集。

復自思惟。何等無則老死無。何等滅則老死滅。觀察所由。
〔一〕生無則老死無。生滅則老死滅。
〔二〕有無則生無。有滅則生滅。
〔三〕取無則有無。取滅則有滅。

〔四〕愛無則取無。愛滅則取滅。
〔五〕受無則愛無。受滅則愛滅。
〔六〕觸無則受無。觸滅則受滅。
〔七〕六入無則觸無。六入滅則觸滅。
〔八〕名色無則六入無。名色滅則六入滅。
〔九〕識無則名識無。識滅則名色滅。
〔十〕行無則識無。行滅則識滅。
〔十一〕癡無則行無。癡滅則行滅。
是爲癡滅故行滅。行滅故識滅。識滅故名色滅。名色滅故六入滅。六入滅故觸滅。觸滅故受滅。受滅故愛滅。愛滅故取滅。取滅故有滅。有滅故生滅。生滅故老死憂悲苦惱滅。是爲苦集滅。如是逆順觀十二因緣。如實知如實見已。即於座上成阿耨多羅三藐三菩提。
無生老病死(此苦則)一切永盡。十二緣甚深難見難知。唯佛能覺。若能觀察則無有諸入。深見因緣則不外求師。得四辨才獲決定證。解諸結縛色受想行識。猶朽車諦觀此法則成等正覺。如鳥遊虛空。
又初成道時修二觀。一曰安隱觀。二曰出離觀。修此二觀則度彼岸。心得自在。斷衆結使。除世憂苦。盡生死苦。我今已得此無上法。甚深微妙難解難見。智者所知。非凡愚之所能及也。是以初念由衆生。有異忍異見異受異學。我爲彼說依彼異見。必不能解更生觸擾。是念已時梵天王即知我念從梵天宮。忽然來下立於我前。頭面禮足却住一面。右膝著地。叉手合掌白我言。願佛說法。今彼衆生塵垢微薄諸根猛利。有恭敬心易可開化。畏怖後世無救之罪。能滅惡法出生善道。我告梵王如是如是如汝所言。但我思念我此(是カ)正法甚深微妙若爲彼說彼必不解更生觸擾。故不欲說我從無數阿僧祇劫勤苦不解。修無上行今初獲此難得之法。若爲婬怒癡衆生。說者必不承用徒自勞疲。此法微妙與世相反。衆生染欲愚冥所覆。不能信解。時梵王言。得此深妙法而不說。今此世間便爲壞敗。甚可哀愍。唯願敷演。勿使衆生墜落餘趣。勸請懇惻至于再三。我聞此言。即以佛眼觀視世界衆生。垢有厚薄。根有利鈍。教有難易。畏後世罪者。易受教能滅惡法。出生善道。譬如分陀利華出於汙泥。不所染著。如是。觀已告梵王曰。吾愍汝。故今當開演甘露法門。爲信受樂聽者。

說。不爲觸擾無益者說。爾時梵王歡喜踴躍。遶吾三帀。頭面禮足忽然去已。是時思念我今當爲誰說此法。云々。（鹿野ノヿ雜一ニモアリ

右ハ毘婆尸佛ノコトヲ轉シ擧タリメツタニコノママハ用ラレズヨク考フベシ。雜一觀請品ニモアリ合見ルベシ。）

一時佛在耆闍崛山。與大比丘衆千二百五十人俱。是時摩竭國阿闍世王。欲伐跋祇國。使大臣禹舍問之。爾時阿難在如來後。執扇扇佛。佛告阿難。跋祇國人（一）數相集會。講議正事。（二）君臣和順上下相敬。（三）奉法曉忌不違禮度。（四）孝事父母敬順師長。（五）恭於宗廟。致敬鬼神。（六）閨門眞正潔淨無穢。至於戲笑。言不及邪。（七）宗事沙門敬持戒者。如是則長幼和順。轉更增盛。其國久安無能侵損。禹舍言。彼國人民若行一法。猶不可圖。況復具七。揖讓而退。其去未久。佛起座。詣法講堂。就座而坐。告諸比丘。我當爲汝等說七不退法。一曰數相集會講論正義。二曰上下和同。敬順無違。三曰奉法曉忌不違制度。四曰多諸知識宜敬事之。五曰念護心意。孝敬爲首。六曰淨修梵行不隨欲態。七曰先人後己。不貪名利。如是則令長幼和順法不可壞。

復有七法。一者樂於少事。不好多爲。二者樂於靜默。不好多言。三者少於睡眠。無有昏昧。四者不爲群黨言無益事。五者不以無德而自稱譽。六者不與惡人而爲伴黨。七者樂於山林閑靜獨處。如是則令法增長無損耗。

復有七法。一者有信信如來。二者知慚恥於己闕。三者知愧羞爲惡行。四者多聞其所受持。上中下善義味深奧清淨無穢。梵行具足。五者精勤苦行滅惡修善。勤習不捨。六者昔所學習憶念不忘。七者修習知慧知生滅法。趣賢聖要盡諸苦本。如是則令法增長無有損耗。

復有七法。一者敬佛。二者敬法。三者敬僧。四者敬戒。五者敬定六者敬順父母。七者敬不放逸。如是則令法增長無有損耗。

復有七法。一者觀身不淨。二者觀食不淨。三者不樂世間。四者常念死想。五者起無常想。六者無常苦想。七者苦無我想。如是則令法增長無有損耗。

復有七法。一者修念覺意閑靜無欲。出要無爲。二者修法覺意。三者修精進覺意。四者修喜覺意。五者修

猗覺意。六者修定覺意。七者修護覺意。如是則令法
增長無有損耗。
佛告比丘。有六不退法。一者身常行慈。不害衆生。
二者口宜仁慈不演惡言。三者意念慈心不懷增損。
四者得淨利養與衆共之。平等無二。五者持賢聖
戒。無有闕漏。亦無垢穢。必定不動。六者見賢
聖道。以盡苦際。如是則令法增長無有損耗。
復有六不退法。一者念佛。二者念法。三者念僧。四
者念戒五者念施、六者念天。修此六念。則令法增
長無有損耗。
復次如來到巴連弗城。時諸比丘在左面坐。諸清
信士在右面坐。爾時如來告諸信士曰。凡人犯戒有
五衰耗。何謂爲五。一者求財所願不遂。二者設有所
得日當衰耗。三者在所至處。衆所不敬、四者醜名惡
聲流聞天下。五者身壞命終當入地獄。
復凡人持戒有五功德。何謂爲五。一者諸有所求。輙得
如願。二者所有財產增益無損。三者所往之處。衆
人敬愛、四者好名善譽。周聞天下。五者身壞命終必
生天上。諸淸信士即承佛敎。禮足而歸。
佛告諸比丘。有四深法。一曰聖戒。二曰聖定。三曰
聖慧、四曰聖解脫。此法微妙難可解知。我及汝等不
曉了。故久在生死。流轉無窮。爾時世尊觀此義。
已即說頌曰、

　戒定慧解上　唯佛能分別　離苦而化彼　令斷
　生死習

一時阿難在閑靜處默。自思惟。此那陀村十二居士今
者命終。復五十人命終。復五百人命終。所生何處作
是念。已至如來所。問之。佛告阿難十二人斷五下
分結。命終生天於彼即般涅槃。不復還此。五十人
命終者斷除三結。婬怒癡薄得斯陀含。還來此世
盡於苦本。五百人命終者。斷除三結得須陀洹。
不墮惡趣必定成道。往來七生盡於苦際。夫生
之有死者自世之常。此何足怪。若一一人死來問
我者非擾亂耶。今當爲汝說於法鏡。使聖弟子
知所生處。三惡道盡得須陀洹。不過七生必盡
苦際。亦能爲他說如是事。法鏡者謂聖弟子得
不壞信。歡喜信佛如來無所著等正覺十號具足。歡喜
信法眞正微妙自恣所說無有時節。示涅槃道智者所
行。歡喜信僧善共和同。所行質直無有諛諂。道果成就
上下和順。法身具足。向須陀洹。得須陀洹。向斯陀

含。得斯陀含。向阿那含。得阿那含。向阿羅漢。得阿羅漢。四雙八輩是謂如來賢聖之衆。甚可恭敬世之福田。信賢聖戒。清淨無穢無有缺漏。明哲所行獲三昧定。是爲法鏡。

(四觀)佛祖言。汝等比丘。當自攝心具諸威儀。內身々觀。外身々觀。內外身觀。受意法觀。精勤不解。憶念不忘。捨世貧憂。比丘可行知行可止知止。左右顧視。屈伸俯仰。攝持衣鉢。食飮湯藥。不失儀則善設方便除去陰蓋行住坐臥。覺寤語默攝心不亂。是謂比丘具諸威儀。

(五寶)佛祖言世有五寶。甚爲難得。何等爲五。一者如來至眞。出現於世。甚爲難得。二者如來正法能演說者。此人難得。三者如來演法能信解者。此人難得。四者如來演法能成就者。此人難得。五者臨危救厄知反復此人難得。是謂五寶。爲難得也。

(佛病)爾時佛於毘舍離國。隨宜住已告阿難言。吾欲詣竹林叢。阿難即嚴衣鉢。與諸大衆侍從佛祖路由跋祇。至彼竹林。時有婆羅門名毘沙陀耶。往詣佛所。問訊訖一面坐。即請佛祖及諸大衆。明日舍食。時佛默然受請。婆羅門即從起遶佛而歸。明日時到著衣持鉢。大衆圍遶往詣彼舍。就座而坐。時婆羅門(佛祖)設種々甘膳。供佛及僧。爲婆羅門說微妙法。示敎利喜已從座而去。于時彼土穀貴饑饉乞求難得。佛告諸比丘。此土饑饉乞求難得。汝等各分部詣毘舍離及越祇國。於彼安居可以無之。吾者與阿難於此安居。時諸比丘受敎即行。佛與阿難共留。爾時佛身疾生。擧身皆痛。佛自念言。我今疾生。擧身痛甚而諸弟子皆悉不在。若取涅槃則非我宜。今當精勤自力以留壽命從靜室出。坐清涼處。阿難見已。速疾往詣而白佛言。今觀尊顏如有少損。我心惶懼憂結荒迷。不識方面。佛告阿難。我所說法內外已訖終不自稱所見通達。吾已老矣。年且八十譬如故車。方便修治得有所至。吾身亦然。以方便力得留住壽。自力精進忍此苦痛。不念一切想。入無想定。時我身安隱。無有惱患。當自熾然云何自熾然。熾然於法。勿他熾然。當自歸依。歸依於法。勿他歸依。阿難觀內身々精勤無解怠。憶念不忘。除世貪憂。觀外身々觀內外身。受意法觀亦復如是。是謂自熾然云々。自歸

依云々ニ吾滅度後能有下修ニ行如レ是法一者上。則爲ニ我眞弟子第一擧著一。佛告ニ阿難一俱至ニ遮婆羅塔一。詣ニ一樹下一。吾患背痛。欲ニ於此止一。阿難敷座如來坐已。阿難敷ニ一小座一。於ニ佛前坐一。

此所に佛祖阿難に。吾四神足を得て。意の欲するまゝなれば。一劫有余は壽を延る法あり。汝其事を吾に請へと云ことを。再三まで云しかど。此時阿難早く魔の爲に。耳を塞れて其語をきかず。於是佛阿難をしりぞけて後に。天魔波旬來て。般涅槃をすゝめければ。此後三月世に居て。滅度せむと約しつれば。天魔歡びて去れり。其去こと未久しからず。佛即定意三昧に入しかば。地大に震動す。爾時佛大光明を放ちて、幽闇の處をさへに徹照せるに。阿難驚きて佛所に至り。地動の由を問ふに。凡て大地震動するに。八因縁ありて。其因を說ること見えたれど。前に吾已老矣云々。以ニ方便力一得レ留ニ住壽一。と云へる金言に合ざれば採らず。猶下にも論ふを見よ。また地震のこと。眞の佛說ならむも知べからねど。美く其理を知ずして。幻と妄とを以て。謾に云る說にして。採に足らねど。其辯こゝに用なければ。別に論へる物あり。

爾時佛告ニ(與カ)阿難一。俱詣ニ香塔一在ニ一樹下一。敷レ座坐言。諸比丘悉令レ集ニ講堂一。阿難受レ敎令ニ普集一。爾時佛祖即詣ニ講堂一。告ニ諸比丘一言。我以ニ四念處。四意斷。四神足。四禪。五根。五力。七覺意。賢聖八道之法一。自身作レ證成ニ最正覺一。汝等當下於ニ此法中一和同敬順。勿ニ生ニ諍訟一。同一師受同一水乳。於ニ我法中一。宜ニ勤受學一。共相熾然共相娛樂。「貫經。祇夜經。受記經。偈經。法句經。相應經。本緣經。天本經。廣經。未曾有經。證(譬イ)喩經。大敎經。」(淸淨經に比丘於ニ十二部經一自身作レ證當ニ廣流布一一曰貫經云々十二曰大敎經、)汝等當ニ善受持稱量分別隨レ事修行一。如來不レ久。是後三月當ニ般泥洹一。諸比丘聞ニ此語一已。皆悉愕然殞絕迷荒。自投ニ於地一。擧聲大呼曰。一何駃哉。佛言汝等勿レ懷ニ憂悲一。天地人物無ニ生不レ終。欲レ使ニ有爲不ニ變易一。不可得恩愛無レ常。合會有レ離。身非ニ己有一命不ニ久存一。

此所に阿難座を起て。佛に壽を延むことを請けるに。默然として答へず。再三に及びければ。吾が

前に再三汝に。延壽のことを請へと云へるに。汝其時に勸請せず。今に至りて請ふは過なり。吾已に天魔波旬に。此後三月にして。滅度すべしと約したれば。其約は背かれず。と云るよし見えたれど。前の忘說を結ばむと。後人の攙入せる說なれば採らず。

爾時佛祖與諸大衆。倶往波婆城闍頭園。

（其道すがら彼此にて諸大衆の爲に種々說法せる事あれど此に用無れば記さず、）

時有工師子。名曰周那。聞佛至此城。至其所頭面禮足。在一面坐。爾時如來爲漸說法。周那請佛明日舍食。爾時佛祖默然受請。周那歡喜禮佛而歸。明日時至。佛祖持鉢。大衆圍遶。往詣其舍就座而坐。是時周那。設飯食。供佛及僧。別煮旃檀樹耳。世所奇珍。獨奉如來。佛告周那。勿以此耳與諸比丘。周那不敢與。時彼衆中有老比丘。於其座上以飮耳器。爾時周那見衆食訖。拜除鉢器。行澡水畢。於佛前坐。佛爲說法大衆圍遶。侍從而還。中路止一樹下。告阿難言。吾患背痛。汝可敷座。阿難即敷座。如來止息。佛言。向者周那無悔恨意耶。設有此意。爲由何生。阿難言。周那供養無有福利。如來於其舍食。便取涅槃。

阿難が甚く氣まきたる趣に見ゆるは最もなることなり、

佛言。勿作是言。勿作此言。周那設食今獲大利。得大果報。佛初成道能施食者。佛臨滅度。能施食者。此二功德正等無異。汝今可往語彼。阿難承旨即詣彼處。具告周那以佛祖語。爾時如來抱病涉路。漸向拘夷城。

此條に甚も不審しき事ども多かり。其はまづ此の周那と云し者。工師子とあれば。番匠の屬と見えたるが。何なる見か有し者にて。信心の供養に託して。佛を毒害せると思はる。さるは彼栴檀樹の茸よ。世に珍奇とする物とあれば印度人の賞食ふ物とは聞えたれど。茸には其出る樹の異なるも。形の似たるが多かれば。其茸と僞りて。非ぬ毒茸を羮て食しめつと見ゆ。そは獨奉如來。と有を以ても。故ある事とは知られたり。然るに佛言に。此耳を諸比丘に與ふること勿れと云しは。早く毒

茸なる事を察りて。吾は食ふとも。其毒を解する法を知たれば。何でふ事は無れど。諸比丘は其法を知ざる故に。毒に中らむ事を思ひて。然は云しかと思ふに。中路に病臥せる時に。始めて毒なりし事を知れる趣なること。周那無悔恨意耶。云と云るをもて。前に毒なる事を察ざりしこと明なり。斯て彼衆中なりし老比丘が。施主の與へざるに。其座上に於て。飯茸器とあるは。其茸を。いさゝか心元なく思ふ由有て。獨進みて。其汁を飲驗たると見えたるは。佛祖の忠弟子にぞ有りける。さて佛祖の。阿難が言を制めて云る語は。其眞情とは聞えず。毒と知らで食へる物を。今いかにかもせむ。中々に然る言を云出たらむは。却りて大き恥なれば。言ざるに及ずと。負じ魂に。かかる説法をば言たりけむ。然るは謂ゆる初成道の時に。飢て腰起ざりし時に。供養を受て。力を得さしつる人の功德と。今毒味を與たる人と。功德の正等なるべき由有らめや。僧等が幻説に惑はず。平心に熟思すべし。周那もし信心を以て。供養せる食ならむには。傷られたると聞むには。驚きて來るべき事なるに。驚ける事も。訪來つる事もなきは。其心と毒害せること疑なし。今は用なき事なれば記し出ねと。本書に此事の下文に。周那と云が。佛祖より先に滅度を取こと見えたれど。彼は大衆之元首と頌文にも見え。中阿含に。大周那尊者とある者にて。此の周那とは別なり。思ひ混ふべからず。迦葉といふ者の。數人有し如く。周那といふ名の餘にもあるは。姓なるべし。抑他心智通を得たる佛祖の。工師がさる害心ある事を察ざりしは。年老て病に侵され。彼神通をも忘れたるにや。雙卷大般泥洹經に。華氏子淳と云ひて。此が供養せる食に。病を生じたる事は記せれど。茸の事は忌て記さず。大般涅槃經には。工巧之子純陀と云て。最後の設食したる事は記せれど。其食毒に中れる事をば除き。最後に供食せる功德の甚じき由を。一切菩薩天人雜類が。異口同音に譽たる由を忘説せり。釋迦譜本文には。その大乘説を擧て。阿含と雙卷とを異説とし。此二經。與大般涅槃所説不同。此大小乘經。現化之各見殊也。と云るは笑ふべし。今昔物語に。金峯山の一臈な

りける老僧。別當になりて有けるに。次﨟なる僧ありて。此別當早く死ねかし。我別當に成てむと思へども。別當の老僧は。年八十に余れども。强强として死氣なし。我も七十に成ぬ。もし我別當に成ずて。前に死る事もぞ有る。されば此別當を打殺さむも。聞え現なり。只毒を食せて殺してむ。と思ふ心付ぬ。其毒を思ひ廻すに。茸の中に。和太利といふ茸を食つれば。醉て必死ぬるなり。是をよく調味して。平茸ぞと云て。別當に食せてば。必ず死べし。然して我別當に成てむと謀りて。秋比なりければ。自ら山に行て。多く和太利を取來て。生夕暮方に。房に歸りて。人にも見せず。鑵に切入れて。羹物に調美して。別當の許に人を遣りて。御坐せと云はせたれば。別當程なく杖をつきて來りぬ。房主さし向ひ居て。昨日人の平茸を給へるを。羹物に爲たれば、參らせむとて申し候ひつるなり。年老ては。此樣の羹物の。欲く侍るなりなど語らへば。別當喜びて。打うなづき居たるに。彼羹物を温めて。汁物にて食せたれば。別當いと吉く食つ。房主は別に。平茸を搆へてぞ食ける。既に食畢て。湯など飲つれば 今は爲得たりと思ひて。今や物つき迷ひ。頭を痛がり狂ふ。と見居たるに。別當齒もなき口を。少しく頬咲て云く。年來この老法師は。未かく美く調味したる和太利を食ず候ひけり。と打云て居ければ房主さは知たりけりと思ふに。恥かしくて。更に物も得云ずして。迯入にければ。別當も房へ歸りにけり。早う此別當は。年ごろ和太利を役と食けれども。醉ざる僧にて有けるを。知ずて搆たりける事の。支度違ひて止にけり。と有り。阿波禮佛祖の神通も。年老ては。かつて此老別當にも及ずと云べくや。

爾時佛祖雖下食二栴檀耳一。患更增上。從レ座起。抱レ病而涉レ路。漸向二拘夷城一。小前行詣二一樹下一。告二阿難一言。吾背痛甚汝可レ敷レ座。阿難敷レ座則佛止息。

本書此間に。佛祖の面色和悦して。光色常に異なるを。阿難が見奇みて。其由を問ふに。初成道の時と。滅度に臨む時と。如是なる由云へる事なれど。例の幻說なれば採らず。

命二阿難一。吾渴欲レ飮。汝取レ水來。阿難言。向有二乘車一。於二上流一渡。水濁未レ清不レ中レ飮也。如レ是三告

阿難ニ。阿難言。今拘孫河去レ此不レ遠。清冷可レ飲。亦可ニ澡浴ー。

本書此間に。雪山に住る鬼神の。篤く佛道を信ずるが。八種淨水を鉢に盛り來て。奉れりとあれど。後人の例の幻説なり。さるは鬼神もし。實に其水を手向たらむには。下文の如く。拘孫河には至るまじき理をや。案ふに佛祖。是時已に甚く病苦して。阿難が答の耳に入ざりし故に。かく再三請へるにぞ有べき。其は口口經に。再三水を請たれど。其言を。阿難が聞取かねたりと有をも思ふべし。八耳なる阿難が。聞取ざりしは。然言し聲もほのかにゝ舌たみたりし故ならむと思はるゝをや。猶下に思ひ合すべき事ども多かり。

爾時佛祖即詣ニ拘孫河ー。飲已澡浴與レ衆而去。中路止息在ニ一樹下ー。是時阿難前白レ佛言。佛滅度後。葬法云何。佛告ニ阿難ー。汝欲レ葬レ我。先以ニ香湯ー洗浴。用ニ新劫貝ー。周偏纏レ身。以ニ五百張氎ー。次如ニ纏之ー内ニ身金棺ー。灌以ニ麻油ー畢。擧ニ金棺ー置ニ於第二大鐵槨中ー。旃檀香槨次重於外ー。積ニ衆名香ー。厚衣ニ其上ー而闍ニ維之ー。訖ニ救舍利ー於ニ四衢道ー。起ニ立塔廟ー。表刹懸繒使諸行人皆見佛塔。思慕道化生獲福利。死得上天。天下有ニ四種人ー。一者如來。二者辟支佛。三者聲門人。四者轉輪王。此四種人。應得ニ起塔香華繒蓋妓樂供養ー。

本書此間に。一梵士ありて。佛祖に一夜止宿せむ事を請しかども。疲極して勞嬈に堪ずと。否める事あれど。此に用無れば記さず。

爾時佛祖入ニ拘尸城ー。向ニ本生處ー。末羅雙樹間。告ニ阿難ー言。汝雙樹間敷ニ置牀座ー。使ニ頭南首面向ニ北方ー。所以然者。吾法流布當ニ久住ニ北方ー。阿難即敷レ座令ニ南首ー。爾時佛祖自ニ四褺僧伽利ー。偃ニ右脅ー如ニ師子王ー。累レ足而臥。

本書此間に。此樹間なる鬼神の。篤く佛を信ずる非時の華を地に布散せる由見えたれど。例の幻説なれば記さず。

爾時梵摩那在ニ於佛前ー。執レ扇扇レ佛。佛言。汝却勿レ在ニ吾前ー。爾時阿難前白佛言。此梵摩那常在ニ佛左右ー。供ニ給所須ー。當信ニ如來ー。視無ニ厭足ー。今者末後而命使レ去。將有ニ何因ー。佛告ニ阿難ー。此拘尸城外左右十二由旬。皆是諸大神天之所居也。此諸大神。皆嫌下此比丘

當我前立。今佛末後垂當滅度。吾等諸神欲一奉見。而此比丘有大威德。光明映蔽。使我曹不得親近。我以是緣故。命使却。阿難言。此比丘本積何等德。修何行業。今者威德乃如是乎。佛言毘婆尸佛時。此比丘以歡喜心。手執草炬。以照彼塔。由此因緣。諸天神光不能及也。

此條の趣を案ふに。是時佛祖。甚く病凝れて在ける故に。只何となく人忌ひして。此の比丘をば。我前に却けたりと見ゆ。然るを阿難が。きゝ難めたる故に。また此る方便說を作りて。辞美く遁れたる物なり。さるは諸大神の。梵摩那を恐るゝ因緣を說て。毘婆尸佛の時に云々と云る。其佛も早く方便に說出たる。有名無實の佛なること。前に委く辨へたる如くなれば。此に辨へずとも。准へて著けれど。少か云なり。

爾時阿難白佛言。佛莫於此鄙陋小城荒毀之土。取滅度也。所以者。何更有大國。瞻波大國。毘舍離國。王舍城。婆祇國。舍衛國。迦維羅衛國。波羅柰國。其土人民衆多。信樂佛法。佛滅度已。必能恭敬供養舍利。佛言止々勿造此觀。無謂此土以爲鄙陋。

本書此間に。昔此國に大善見と云し。轉輪聖王有しとて。其狀を。悉く長々と說たること有りて。下文に移りたれど。例の幻說にて。此に用無き說なれば。凡て漏しつ。下文の說を信にせむと。決めて後人の攙入なり。眼高からむ人と。自に知なむ。

我自憶念曾於此處。六反作轉輪聖王。終厝骨於此。今我成無上正覺。復捨性命。厝身於此。自今已後生死永絕。無有方土。厝吾身處。此最後邊。更不受有。

自憶念とは。謂ゆる宿命智をもて。覺れる由なり。案ふに此說法は。阿難が言を宜なりとは思ふ物から。今は甚く病勞れて。其國々へ往こと能ざる故に。かく遁辞したる也けり。阿難が謂ゆる。國々の中にも。迦毘羅衛國は。生國といひ。殊には三千大千世界の中央なり。と觀じて。彼處に生れたるよし云へり。とさへ聞ゆれば。滅度も必彼國なるべく。信に昔六反轉輪聖王と作れるならば彼國なるべき因緣にて。是ぞ佛祖の常法なること。凡

ての因緣談に。准へて辨ふべし。

爾時佛祖臨將滅度。告阿難曰。汝入城中。告諸末羅。如來夜半於婆羅園中雙樹間。當般涅槃。汝等可往問疑面受敎誡。無從後悔。阿難受敎與一比丘。垂淚而行。入拘尸城時。五百末羅集在一處。時諸末羅見阿難來。即作禮言。不審尊者今入此城。欲何作爲。阿難垂淚語如佛敎。時諸末羅聞此言已。擧聲悲號。是時阿難慰勞之曰。止々勿悲。天地萬物無生不終。佛不云乎。合會有離。生必有盡。時諸末羅各將家屬。拜持五百帳白氎出拘尸城。詣雙樹間。至阿難所。阿難將之　前白佛言。諸末羅等及其家屬。問訊如來起居增損。佛廻報言。勞汝等來。當使汝等壽命延長無病無痛。時諸末羅頭面禮足。於一面坐。爾時如來爲說無常。示敎利喜時。諸末羅聞法歡喜。即以五百張氎。奉上如來。佛爲受之。諸末羅即從座起。禮佛而去。

此條の本意は。葬事に必用なる白氎を。諸末羅に供養せしめむが爲に。阿難を城中に遣し。彼等を召よせて。說法を聞せたるなること。善く文義を味へて覺るべし。但し其說法の中に。汝等を壽命延長。無病無痛ならしめむと云るは。痿癖なる人の。痿癖を愈す藥を賣れる心地ぞする。〇本書此間に。拘尸城內なる。須跋梵士と云し者來りて。佛弟子となり。其夜に阿難漢果を得て。佛祖より先に滅度せる事を記し。是爲如來最後弟子。といふ事有れど。此に用無れば漏しつ。

是時阿難在佛後。立撫牀悲泣。不能自勝。爾時如來知而故問。阿難比丘今爲所在。諸比丘曰。阿難比丘今在佛後。撫將悲泣。佛告阿難。止々勿憂。莫悲泣也。汝侍我已來。身行有慈無二無量。言行有慈。意行有慈。無二無量。汝供養我。功德甚大無及汝者。復告諸比丘。過去諸佛給侍弟子。亦如阿難。未來諸佛給侍弟子亦如彼然。過去佛給侍弟子語然後知。今我阿難擧目即知。轉輪聖王有四奇特。我阿難亦有四奇特。汝等持之。何等爲四。阿難默然。入比丘衆中。比丘尼衆中、優婆塞衆中。優婆夷衆中。見俱歡喜若與說法。聞亦歡喜。觀其儀容。聽其說法。無有厭足。是爲阿難四奇特未曾有法也。

案ふに。阿難が佛祖に給侍せること。自語にも。我得侍二十五年と云へり。本は近き親族といひ。然ばかり久しく給侍せしかば。其別れの悲泣。まことに然も有べき事なり。佛祖の。此にかく慰め諭せる説法も。また最哀なる事なり。さて四奇特は。阿難が此四衆に。善く敬愛ある事を賞て。諸比丘も此に習へと云るなり。

爾時阿難白佛言。如來現在四方沙門。多知高行者來覲如來。我因問訊。佛滅度後彼不復來。無所瞻對當如之何。佛告阿難。汝勿憂也。諸族姓子常有四念。一曰念佛生處。歡喜欲見。憶念不忘。生戀慕心。二曰念佛初得道處。歡喜欲見。憶念不忘。生戀慕心。三曰念佛轉法輪處。歡喜欲見憶念不忘。生戀慕心。四曰念佛般泥洹處。歡喜欲見。憶念不忘。生戀慕心。我滅度後。族姓男女念佛如是。我得道時。轉法輪時。臨滅度時。遺法如是。各詣其處。禮諸塔寺。死皆生天。除得道者。

案ずるに。阿難が問は。佛祖滅度の後に。其法の廢れ果なむ事を思へるなり。佛祖の答は。我其爲に。處々に遺跡と塔寺を物したれば。族姓の男女ども。其古跡を尋ねて廢るまじ。是即わが。貴法ぞと云るなり。

佛告阿難。我涅槃後。諸釋種來求爲道者。當聽出家授具足戒。勿使留難。諸異學梵士。來求爲道。亦聽出家受具足戒。勿試四月。所以者何。彼有異論。若小稽留則生本見。

案ずるに

爾時阿難復白佛言。闡弩比丘虜扈自用。佛滅度後。當如之何。佛告阿難。我滅度後。若彼比丘。不順威儀。不受敎誡。汝等當共行梵壇罰。令諸比丘不得與語。亦勿往反敎授從事。

案に

阿難復白佛言。佛滅度後。諸女人輩來受誨者。當如之何。佛言莫與相見。阿難言。設相見者當如之何。佛言莫與共語。阿難言設與語者當如之何。佛言當自檢心。阿難汝謂佛滅度後。無復覆護。失所恃耶。勿造斯觀。我成佛來。所說經戒即是汝護。是汝所恃。阿難自今日始。聽諸比丘。捨小小戒。上下相和。當順禮度。斯則出家敬順法也。

案に

佛告諸比丘。汝者若於佛法衆（僧のことなり）有疑。於道有疑者。當速諮問。無從後悔。時諸比丘默然無言。佛又告如是。時諸比丘又復默然。佛復告曰。汝等若自慚愧不敢問者。當因知識速來諸問。無從後悔。諸比丘尚默然。時阿難白佛言。此比丘衆皆有淨信。無一比丘疑佛法僧。疑於道者。佛告阿難。我亦自知今此衆中。最小比丘皆見道跡。不趣惡道。極七往反。必盡苦際。即記莂千二百弟子所得道果。

案に

時如來披欝多羅僧。出金色臂。告諸比丘。汝等當觀。如來時々出世。如優曇華時一現耳。是故比丘無爲放逸。我不放逸故。致正覺。無量衆善由不放逸。一切萬物無常存者。此是佛末後說法也。

案に

於是如來即入初禪。從初禪起入第二禪。從第二禪起入第三禪。從三禪起入第四禪。從四禪起入空處定。從空定起入識處定。從識定起入不用定。從不用定起入有想無想定。從有想無想定起入滅想定。是時阿難問阿那律。佛已般涅槃耶。阿那律言未也。如來今者在滅想定。我昔親從佛聞。從四禪起。乃般涅槃。是時如來從滅想定起。入有想無想定。從有想無想定起。入不用定。從不用定起入識處定。從識處定起入空處定。從空處定起入第四禪。從四禪起入第三禪。從三禪起入第二禪。從二禪起入第一禪。起入第二禪。從二禪起入三禪。從三禪起入第四禪。從四禪起般涅槃也。

案ずるに。

○本經此間に。爾時に當りて。地大に震動。天人共に驚怖せしめ。有ゆる幽處。日月の照さゞる所も。大明にて。虛空より四種の華降りて。如來の上に散し。虛空中にて。梵天王。帝釋。四天王。其外諸天神鬼など。偈を唱へて。惜み悲めること見えたれど。凡て幻妄の說にて。後人の加文なること灼し。そは下文に徵と爲べき事あり。（佛母摩耶夫人、金毘羅神、密跡力士もあり。）

佛般涅槃已時。諸比丘悲慟殞絕。自投於地。宛轉號咷不能自勝。歔欷而言。如來滅度何其駛哉。如來

滅度何其疾哉。大法淪翳何其速哉。群生長衰世間眼滅。譬如大樹根拔技條摧折。又如斬蛇宛轉廻遑。莫知所湊。爾時長老阿那律告諸比丘。止々勿悲。諸天在上。儻有怪責。時諸比丘問阿那律。上有幾天。阿那律言。充滿虛空。豈可計量。皆於空中徘徊騷擾。悲號躃踊。垂淚而言如來滅度何其駛哉。大法淪翳世間眼滅。

案ずるに。阿那律が此語は。諸比丘の甚き悲慟を慰めて。止しめむとの方便語なりけり。其は阿那律が語に。諸天有上と云る語を。諸比丘等がきゝて。上有幾天と問へるを以て。虛空に。諸天神等の集へる徵もなく。四種の華の降り。大地震動して。大光明有しなど有ることとも。皆後人の幻妄なること知べし。若實に阿那律が言の如く。諸天上に集りて。佛の滅度を悲みなむには。況て親しく。諸敎を聞つる比丘等が悲號は。然ることなれば。諸天何の責る事か有む。阿那律が。諸比丘の泣を止むと。一時の方便に云る語より。上に論へる諸天及佛母など。虛空に集ひて。偈を唱たりとふ妄語を攙入し。後にます／＼。幻にまた幻を增來て。因果經に云々といひ。大般涅槃經に云々といひ。次々に。其妄語を增加せるにぞ有ける。

時諸比丘竟夜達曉。講法語已。阿那律告阿難言。汝可入城語諸末羅。佛已滅度。所欲施作及時。阿難即起。禮佛足已。將一比丘涕泣入城。五百末羅見阿難來。皆起白言。今來何早。阿難答言。我晨來至此。如來昨夜已取滅度。汝所欲施作及時。諸末羅聞已莫不悲慟。各相謂言。各自歸家。辨諸香華及衆妓樂。速詣雙樹供養舍利。而闍維之。作此論已。各自還家。供辨諸色。詣雙樹間。供養舍利。竟一日已。以佛舍利置於牀上。諸末羅等來共擧牀。皆不能擧。時阿那律語諸末羅。今者諸天欲來擧牀。諸末羅曰。天何以意欲擧此牀。阿那律曰。汝等供養舍利。竟一日已。以佛舍利置於牀上。使末羅童子擧牀四角。擎持旛蓋。燒香散華。妓樂供養。入東城門。徧諸里巷。使國人民皆得供養。出西城門。詣高顯處。而闍維之。而諸天意欲留舍利七日之中。入東城門出城北門。渡熙連禪河。致天冠寺。而闍維之。是上天意使牀不動。諸末羅曰諾。快哉

隨諸天意。以香華妓樂供養舍利。訖七日已。時日向暮。擧佛舍利置於牀上。末羅童子捧擧四角。擎持旛蓋。燒香散華。作衆妓樂。前後導從安祥而行。

案ずるに。末羅ども牀を擧て。擧得ざる事を。阿那律が語に。諸天是を擧むとの意なりと云へれど。此は佛意にて。生の程に。思ひ定たりし意と違へる故に。其靈の凝れる驗に動ざりけむ。然るは下に闍維せるに。火の燃ざりし驗も。其靈の。大迦葉を待たること。自ら是を出せるに思ひ合すべし。斯る例は。後世人にも。をり〳〵聞ゆる事にこそ。例に引出むは畏けれど。菅原大神の云々。また宇治拾遺に。或女の云々などなり。さて此間に。また諸天四華を降し。天栴檀末を。舍利の上に散し。街路にも充滿せしめ。諸天樂を作し。鬼神歌詠すなど云こと有れど。今は漏しつ。

於是末羅捧牀。漸進入東城門。止諸街巷。燒香散花。妓樂供養。時有一老母。擧聲讃曰。此諸末羅爲得大利。於佛滅度。擧國士民快得供養。諸末羅已出城北門。渡熈連禪河。到天冠寺。置牀於地。告阿難曰。我等當復應以何供養。阿難報曰。我親受佛敎。欲葬舍利。當如轉輪聖王葬法。諸末羅問其葬法云何。阿難以所聞報。時諸末羅各相謂言。我等還城。供辦葬具。即共入城。供辦已。還到天冠寺。以淨香湯洗浴佛身。以新劫貝周帀纏身。五百張氎次如纏之。內身金棺。灌以香湯。捧擧金棺。置於第二大鐵槨中。栴檀木槨。重衣其外。以衆名香而積其上。

案に此の葬法餘りに事々しく。實に然有けむとは覺えねど。姑く本のまゝに記し採つ。

時有末羅大臣。名曰路夷。執大炬火。欲然佛積。而火不然。又有大末羅。次前然積火。又不然。時阿那律語言。止々非汝所能。是諸天意。末羅又問。諸天何故使火不然。阿那律言。天以大迦葉將五百弟子。」從波婆國來。使火不然。

案ずるに。是また天意に非ず。即佛祖の意にて。大迦葉が來るを待たるなり。

是時大迦葉將五百弟子。從波婆國來。在道而行。遇一尼乾子。「手執曼陀羅華。」時大迦葉就往問言。汝從何來。報言。吾從拘尸城來。迦葉又言。汝

知二我師一乎。答曰知。又問。我師今在レ何耶。答曰滅度已來。已經二七日一也。

本には尼乾子が。天より降れる曼陀羅華を拾ひ得て。手に執り來つると有れど。例の幻妄の結なり。

迦葉聞レ之悵然不レ悦。時五百比丘聞二佛滅度一。皆大悲泣。宛轉號咷不レ能二自勝一。時彼衆中有二釋種子一。字跋難陀。止二諸比丘一言。汝等勿レ憂。如來滅度我得二自在一。彼老常言。當レ應レ行レ是。不レ應レ行レ是。自レ今已後隨二我所爲一。迦葉聞已悵然不レ悦。

案に

爾時迦葉告二諸比丘一。速詣二拘尸城一。及レ未二闍維一。可レ得レ見レ佛。諸比丘聞已即侍二從迦葉一。詣二拘尸城一。渡二煕連河一。到二天冠寺一。至二阿難所一。問訊已言。我等欲三一面覲二舍利一。寧可レ見不。阿難答言。雖レ未二闍維一。難二復可一レ見。所二以然一者。佛身既洗浴。以二香湯一纏以二劫貝五百張氎一。藏二於金棺一。置二鐵槨中栴檀香槨一。重二衣其外一。迦葉請至レ三。阿難不レ可。時大迦葉廻向二香積一。於時佛身從二重棺內一。雙二出兩足一。足有二異色一。迦葉見已怪問二阿難一。佛身金色。何故異耶。阿難言。向有二一老母一。悲哀而前。手撫二佛足一。淚墮二其上一。故色異耳。迦葉聞已。又大不レ悦。即向二香積一。禮二佛舍利一。四部衆同時俱禮。於是佛足忽然不レ現。

案ずるに。佛祖息在し限こそ。例の神通の術を以て。身を金色にも見せつれ。死ては神通も止たる故に。死骸の色も異れるを。阿難迦葉さへに。老女が涙落せる故と思へるは憐むべし。

時大迦葉繞レ積。三帀而作レ頌曰云々。

大迦葉有二大威德一。四辨具足。說二此偈一已時。彼佛積不レ燒自然。

本書此間に。火熾にして滅ざりしを。佛積の側に。娑羅樹神の居て。其火を滅たりと云こと有れど。舍利積共に然盡ては。滅べきこと元よりにて。曾て樹神の態には非ざるなり。

時諸國王。諸國民衆。皆悉集會。分二佛舍利一。均作二八分一。各分取已各歸二其國一。起レ塔供養。佛上牙摩竭國闍阿世王得レ之。

案に。舍利を分ち取る事の文繁き故に。此を畧せり。抑々此物をしも云々

時波婆國末羅民衆。聞下佛於二雙樹一滅度上言。我等宜下往求二舍利分一。自於二本土一。起レ塔供養上。嚴二四種

兵。「象兵。馬兵。車兵。步兵。」到拘尸城。遣「使者言。聞佛滅度。彼亦我師。敬慕之心來請骨分。拘尸王答曰。」
時遮羅頗國。羅摩伽國。毗留提國。迦維羅衞國。毘舍離國。等諸民衆。及摩竭國阿闍世王。各嚴四兵到拘尸城。慇懃遜言遣使者而求舍利分。拘尸王答曰。如來垂降此土滅度。國內士民當自供養。遠勞諸君。終不可得。時諸國王共立議。遣香姓婆羅門告曰。遠來拜首義而弗獲。四兵在此。當以力取。時拘尸國即集群臣。衆共立議。答曰彼欲擧兵。吾亦斯有畢命相抵未之有畏。時香姓婆羅門曉衆人曰。諸賢長夜受佛教誡。口誦法言。寧可爭佛舍利。共相殘害。但當分取。衆咸稱善。尋復議言。誰堪分者。皆曰香姓婆羅門。可使分也。議已香姓詣舍利所。頭面禮畢徐前取佛上牙。贈阿闍世王所。以一瓶受石許。即分舍利。均爲八分。已告衆人言。願以此瓶。自欲於舍起塔供養衆即共聽與。時有畢鉢村人。白衆人言。乞地焦炭。起塔供養。皆言與之。時諸國王及民衆等。得舍利分已各歸其國。起塔供養。如來舍利起於八塔。第九瓶塔。第十炭塔。第十一生時髮塔也。佛何等時生。何等時出家。何等時成道。何等時滅度。二月八日沸星出時生。二月八日沸星出時出家。二月八日沸星出時成佛。二月八日沸星出時滅度也。

○典尊經に。一時佛耆闍崛山に。大比丘衆千二百五十人と俱に在しに。忉利天の執樂天般遮翼子。於夜靜寂無人之時。放大光明。照耆闍崛山。來至佛所。頭面禮足白世尊言。近梵天王至忉利天。與帝釋共議。□□□□佛德を稱讃せることを。したしく聞る由を語れり。其梵天王語に。如來往昔爲菩薩時。大典尊と云しこと。(比丘一人を此事を知れる者なし、)

○典尊言に曾聞諸先宿言。於夏四月閑居靜處。修四無量者。梵天則下與共相見云て。此法を修し。以十五日月滿時。出其靜室。於露地坐。坐未久。頃有大光現。時梵天王即化爲童子。頭五角髻在典尊上虛空中。典尊見已即說頌曰。此是何天像。在虛空中光照於四方。如大火積然。時梵童子以偈報曰。唯梵世諸天知我梵童子其餘人謂我祀祠於火神とあり。然れば外道の火

に事ふると云は。梵天王に事ふる由なり。」
大典尊曰。今我當諦承奉。誨致恭敬。設種々上味。願天知我心。梵童子曰。典尊汝所修。爲欲何志求。今設此供養。當爲汝受之。若有所問。自恣問之。時大典尊即自念言。我今當問現在事耶。未然事耶。當問未然幽冥之事。即問曰。今我問梵童。能決疑無疑。學何住何法。得生於梵天。梵童子曰。當捨我人想。獨處修慈心。除欲無臭穢。乃得生梵天。時大典尊曰。除欲無臭穢。我未能解此。願今爲我說。梵童子曰。欺妄懷嫉妬。習慢增上慢。貪欲瞋恚癡。自恣藏於心。此世間臭穢。今說令汝知。此閉世間門。墮惡不生天。時大典尊復自念言。臭穢之義我今已解。但在家者無由得除。今我寧可捨世出家。剃除鬚髮。法服修道耶。時梵童子知其志念曰。汝能有勇猛。此志爲勝妙智者之所爲。死必生梵天。於是梵童子忽然不現。時大典尊云々。過七日已。即剃除鬚髮。服三法衣。捨家而去。時七國王七大居士。七百梵士。及四十夫人如是展轉。有八萬四千人。同時出家。從大典尊。時大典尊與諸大衆。遊行諸國。廣弘道化。多所饒益。大典尊豈異人乎。今釋迦文佛即其身也。汝等若於我言有餘疑者。如來今在耆闍崛山。可往問也。我以是緣故來詣此。彼大典尊即如來是耶。佛言。爾時大典尊豈異人乎。即我身是也。時大典尊有大德力。然不能爲弟子說究竟道。不能使得究竟梵行。不能使至安隱之處。其道勝者極至梵天。其次行淺者生他化自在天。次生化自在天。兜率天。炎天。忉利天。四王天。刹利婆羅門居士大家。所欲自在耳。今我爲弟子說法。則能使得究竟道。究竟梵行。究竟安隱終歸涅槃。我所說法弟子受行者。捨有漏成無漏心解脫。慧解脫。於現法中自身作證。生死已盡。梵行已立。所作已辦。更不受有。其次行淺者斷五下結。即於天上而般涅槃不復還此。其次三結盡薄婬欲癡。一來世間而般涅槃。其次斷三結。得須陀洹。不墮惡道。極七往返。必得涅槃也。

以下闍尼妙經

一時佛遊那提揵椎住處。與大比丘衆千二百五十人俱。爾時阿難在靜室坐。默然思念。甚奇。甚特。如來授人記莂。（楊升庵全集に此字儒家罕用惟佛家

借用記別字」とあり玉編に移蘵蒔。)佛弟子及十六大
國有命終者。佛悉記之。某生某處。某生某處。
「十六大國。鴦迦國。摩竭國。迦尸國。居薩羅國。跋
祇國。末羅國。支提國。跋沙國。居樓國。般闍羅國。
阿濕波國。阿般提國婆蹉國。蘇羅婆國。乾陀羅國。
劍浮沙國。摩竭國人皆是王種。王所親任。有命
終者。佛不記之。」於靜室起而白佛言。我向於
靜室。默自思念甚奇甚特。佛授人記。十六大國有
命終者。佛悉記之。唯瓶沙王獨不蒙記。彼瓶沙
王爲優婆塞。篤信於佛。多設供養。然後命終。
由此王故多人信解。供養三寶。而今如來不爲授
記。願當記之。勸請已起禮佛而去。爾時如來著
衣持鉢。入那伽城。乞食已至大林處。坐一樹下。
隨宜住。已喚阿難告言。汝向因摩竭國人諸記
而去。我尋於後入城乞食。乞食訖詣彼大林。坐
一樹下。思惟摩竭國人命終生處。時去我不遠。有
一鬼神。自稱己名。我是闍尼沙我是闍尼沙。(闍尼
沙は即瓶沙王也)阿難汝曾聞彼闍尼沙名不。阿難言
未曾聞也。今聞其名。及生怖畏。衣毛爲竪。此鬼神
必有大威德。故名闍尼沙耳。佛言我先問彼。汝
因何法自以妙言。稱見道迹。闍尼沙言。我不
於餘處。不在餘法。我昔爲人王。爲如來弟子。
以篤信心爲優婆塞。一心念佛然後命終。爲毘沙門
天王作子。得須陀洹。不墮惡趣。極七往反乃
盡苦際。於七生中常名闍尼沙云々。(音釋ニ闍
尼沙梵語此ニ云勝結使トアリ印度トハ因提ナラズ
ヤ帝釋ヲシカ云ヘリ)
(天五德)一時忉利諸天集在一處時四天王各當位
坐。然後我坐。復有餘諸大神天。皆先於佛所淨
修梵行。於此命終生忉利天。受天五福「一者天壽。
二者天色。三者天名稱。四者天樂。五者天威德。」時
諸忉利天皆ユヤク歡喜言。增益諸天衆。減損阿須
倫衆。爾時帝釋即作頌曰。
諸天受形福　壽色名樂威　於佛修梵行　故
來生此間　帝釋相娛樂　禮敬於如來
復一時諸天集法堂。其坐未久。有大異光。時忉利
諸天諸天神　皆大驚愕。今此異光將有何怪。時
大梵王即化作童子。頭五角髻。在天衆上虛空中
立。顏貌端正。與衆超絕。身紫金色蔽諸天光。時梵
童子譬如力士坐於安座。嶷然不動。而作頌曰。

調伏無上尊。致世生明處。大明演明法。梵行無等侶。使清淨衆生。生於淨妙天。

(梵音五種)時梵童子說此偈已。告忉利天曰。「其有音聲五種。清淨乃名梵聲。何等爲五。一者其音正直。二者其音和雅。三者其音清徹。四者其音深滿。五者周徧遠聞。具此五者。乃名梵音。」如來弟子摩竭優婆塞命終。有得阿那含。有得斯陀含。有得須陀洹者。有生他化自在天者。有生化自在天。兜率天。炎天。忉利天。四天王者。有生刹利婆羅門居士大家。五欲自然者。梵童子記如是。時毘沙門王歎言而言。如來出世說眞實法。甚奇甚特未曾有也。我本不知說如是法。於未來世。當復有佛說如是法。時梵童子告曰。汝何故作此言。如來是法爲甚奇特未曾有耶。如來以方便力說善不善具足說法。而無所得。說空淨法。而有所得。此法微妙猶如醍醐。時梵童子又告忉利天曰。如來至眞善能分別。說四念處。何等爲四。一者內身々觀。精勤不懈。專念不忘。除世貪憂。二者外身々觀。精勤不懈。專念不忘。除世貪憂。三者內外身々觀。精勤不懈。專念不忘。除世貪憂。四者受意法觀。精勤不懈。專念不忘。除世貪憂。內身觀已生他身智。內觀受已生他受智。內觀意已生他意智。內觀法已生他法智。是爲如來善能分別說四念處。復更說如來善能分別說七定具。何謂七。正見。正志。正語。正業。正命。正念。正方。便是也。復次。如來善能分別說四神足。何謂四。一者欲定滅行成就。修習神足。二者精進定滅行成就修習神足。三者意定滅行成就修習神足。四者思惟定滅行成就修習神足是也。過去當來現在沙門。婆羅門以無數方便。現無量神足。皆由是四神足。起時梵童子即自變化形。爲三十三身。與三十三天。一一同坐而告之曰。我亦修四神足。故能如是。無數變化時。梵童子還攝神足。處帝釋坐。告忉利天曰。如來至眞自以己力。開三徑路。自致正覺。何謂爲三。○或有衆生。親近貪欲。習不善行。彼人於後近善智識。得聞法言。法々成就。於是離欲。捨不善行。得觀喜心。淡然快樂云々。是爲初徑。○又有衆生。多於瞋恚。不捨身口意惡業。其人於後遇善智識。得聞法言。法々成就離身惡行。口意惡行。生歡喜心。淡然快樂云々。是爲第二徑路。○又

有衆生。愚冥無知不識善惡。不能如實知若集盡道。其人於後遇善知識。得聞法。言法々成就識善不善。能如實知苦集盡道。捨不善行。生歡喜心。淡然快樂云々。是爲第三徑路。時梵童子於忉利天上。說此正法。毘沙門天王復爲眷屬說此正法。闍尼沙神復於佛前說此正法。阿難復爲比丘。比丘尼。優婆塞。優婆夷。說此正法。是時阿難聞佛所說。歡喜奉行。

四姓經　增一の須陀品同じ、

諸婆羅門言。我婆羅門種最爲第一。餘者卑劣。我種清白。餘者黑冥。我婆羅門種出自梵天。從梵口生。於現法中得清淨解。後亦清淨。汝等何故捨清淨種。入異法中耶。悉達言。我無上正眞道中不須種姓。俗法須此。我法不爾。婆羅門自恃種姓。懷憍慢心。於我法中。終不得成無上證也。云々剎利種中有殺生。盜竊。婬亂。欺妄。兩舌。惡口。綺語。慳貪。嫉妬。邪見者。婆羅門種。居士種。首陀種。亦皆如是。雜十惡行。夫不善行有不善報。爲黑冥行則有黑冥報。若使此報獨在剎利居士。首陀種。不在婆羅門種者。則婆羅門種應得自言我最爲第一。餘卑劣。我種清白。餘者黑冥。我種出自梵天。從梵口生。現得清淨。後亦清淨。剎利種中有不殺。不盜。不婬。不妄語。□□□□者。居士種。首陀種。亦皆如是。同修十善行。夫行善法。必有善報。行清白行。必有白報。若使此報獨在婆羅門。不在剎利居士。首陀者。則婆羅門種應得自言我種清淨最爲第一。若使四姓同有此報者。則婆羅門不得獨稱我種清淨最爲第一。今現見婆羅門種。嫁娶產生與世無異。而自詐。稱我是梵種從梵口生。現今我弟子種姓不同。所出各異。於我法中出家修道。若有人問汝誰種姓。當答彼言我是沙門釋種子也。亦可自稱我是沙門種。親從口生。從法化生。現得清淨。後亦清淨。所以者何大梵名者。即如來號。如來。爲世間眼。爲世間智。爲世間法。爲世間梵。爲世間法輪。爲世間甘露。爲世間法主。

○篤信於佛。信如來至眞等正覺十號具足。○篤信於法。信如來法微妙清淨。現可修行說無時節。示泥洹要智者所知。非是凡愚所能及。○篤信於僧。性善質直道果成就。眷屬成就眞佛弟子云々。

戒定慧。解脫。解脫知見成就。向須陀洹得須陀洹。向斯陀含得斯陀含。向阿那含得阿那含。向阿羅漢得阿羅漢。四雙八輩是爲如來子弟衆也。可敬可尊爲世福田。應受人供養云々。

此世初欲成時。水變成天地。光音衆生福皆盡命終。來生此間。

此世初欲成(還成復中)時。水變成天地。光音(晃昱)衆生悉皆命終化生此間。(四姓經ヲ本トシ世本緣品ヲモテ校ス)

光音ノ譯

身光自照神足飛空。(自身光明昇於虛空)以歡喜爲食。安樂無礙。無有男女尊卑上下。衆共生故。各自稱言衆生衆生。於是時有自然地水。凝停於地。狀如酥蜜。有一衆生以手試嘗。轉覺其美。謂之地味。遂生味著。便以手掬。自恣食之。其餘衆生亦效食之不已。其後衆生身轉麤澁。身光轉滅。無復神足。不能飛行。履地而行。是時未有日月星象。以衆生光明滅故。天地闇冥也。其後久々有日月星象。現於虛空。然後有晝夜晦明日月歲數。衆生食地味。

其食多者。顏色麤醜。其食少者色猶悅澤。形貌優劣。於是始有。其端正者生憍慢心。輕醜陋者。其醜陋者生嫉妬心。憎端正者。衆生於是各共忿諍。是時地味自然涸竭。其後復自然生地皮。狀如薄餠。色味香潔。爾時衆生復取食之。其後地皮遂不復生。其後復自然生地膚。狀如天華。其味如蜜。爾時衆生復取食之。其後地膚遂不復生。其後復自然生粳米。無有糠糩。不加調和。備衆美味。是時衆生復取食之。久住於世。便生男女形。互相瞻視。漸生情欲。共在屏處爲不淨行。其餘衆生見已語言。咄此爲非。云何衆生。共衆生有如是事。即男子者擯驅於外。見其男子擯驅於外。「昔所非者今以爲是。」時彼女人。送食與之。時世間初有夫妻名。其後衆生悉習非法。以慚愧故。遂作屋舍。世間於是始有舍名。婬欲轉增。便有胞胎。從光音天來生此間。有母胎中。世間胞胎始於是也。時彼衆生食。自然粳米。朝刈暮熟。暮刈朝熟。無有窮盡。時衆生中有懈惰者。默自念言。朝食朝取。暮食暮取。於我勞勤。今欲併取。即時併穫積一日糧。餘人效之。或二日糧。或三日糧。乃至四日

五日之粮。競儲積已秔米荒穢轉生糠檜刈已不生。衆生見已。遂成憂迷。各相謂言。當共分地。別立標幟。即尋分地。別立標幟。由此因緣。始有田地名。爾時衆生別封田地。各立疆畔。漸生盜心。竊他禾稼。其餘衆生見呵嘖言。汝所爲非。自有田地。而取他物。勿復爾也。彼衆生猶竊盜不已。其餘衆生復重呵責。而猶不已。便以手打。告衆人言。此人自在田稼。而盜他物。盜者復言此人打我。時彼衆人見二人諍已。

此間に。生老病死を歎けることあり。辨ふべし。

各相謂言。因有田地。疆畔別異。致此諍訟。以致怨讐。無能決者。今寧可使立一人。以爲主治之。可護者護。可責者責。我等衆人各共減割。以供給之。時彼衆中有一人。形體長大有威德者。衆人告言。我等今欲立汝爲主。斷理諍訟。當共集米供給。其人聞之。即受爲主。應賞者賞應罰者罰。於是始有民主之名。是爲平等主。刹利種之始也。

案ずるに。

爾時有一衆生。作是念言。世間所有家屬萬物。皆爲毒刺癰瘡。寧捨此居家。獨在山林。閑靜修道。即遠離家入於山林。樹下思惟。時々持器入村乞食。衆人見已。恭敬供養歎喜。稱讃善哉。此人能捨離家。獨處山林。寂默修禪道。捨離衆惡。因是稱曰。始爲婆羅門。婆羅門中。有不能行禪思惟者。便出山林入於人間。即自稱言。我是無禪人。於是世人稱無禪婆羅門。復名爲人間婆羅門。因是世間有婆羅門種。

案ずるに。婆羅門の佛說。件の如しと云へども。諸經論に。婆羅門の事の所見たるを。集め稽ふるに。まづ長阿含四姓品の始に。婆羅門等が常の語を擧て。婆羅門種。出自梵天。從梵口生。と云よし見たるを始め。此の意ばへの語ども。往々に見えて。此は早く佛祖在世の時まで。しか云傳へたる耳ならず。其の世に在し趣を見るに。刹利も。彼等をば客位に置て。尊敬せる趣なり。また後世の趣を。西域記に考ふるに。まづ國號の處に。印度種姓族類群分。而婆羅門特爲清貴。從其雅稱。傳以成俗。無云經界之別。總謂婆羅門國焉。と記し。また族姓殊者爲四流焉。一曰婆羅門

「淨行也。守レ道居レ貞。潔二白其操一。二」曰剎帝利。「王種也。奕世君臨。仁恕爲レ志。」三曰二吠奢一云々。四曰二戍陀羅一云々とあり。然れば後世までも。此姓人を。第一と尊敬する國風なること知べし。

彼衆生中習二種々業一。以自營生。多積二財寶一。名爲二居士一。是故世間有二居士種一。

西域記に。三曰二吠奢一。商賈也。貿遷二有無一。逐二利遠近一とあり。居士は譯語。吠奢は梵語なり。舊曰二毘舍一訛也と同書に見ゆ。

彼衆生中有二機巧人一。多所二造作一。以自生活。是首陀羅工巧始也。於是世間有二四種名一也。

西域記に。四曰二戍陀羅一。農人也。肆レ力疇壠。勤二身稼穡一。舊曰二首陀一訛也。とありて。凡玆四姓清濁殊レ流。婚娶通レ親。飛伏異レ路。內外宗枝姻媾不レ雜。自餘雜姓寔繁。種族各隨二類聚一。難二以詳載一といへり。

世間先有二釋種一。然後有二沙門種一。剎利種中有レ人。自思惟。世間恩愛汙穢。何足二貪著一。捨レ家剃除鬚髮法服求レ道。我是沙門。於是始有二沙門名一。婆羅門種。居士種。首陀種。修二如レ是道一。名爲二沙門一。

案ずるに。鬚髮を剃除する事。剎利種の沙門より始まると云る。然も有べし。下なる大茅草王や始なりけむ。其處に云を思合すべし。是を習ひて。餘の三姓の輩も。沙門となれり。但しそは。鬚髮を剃除するこそ異なれ。實は其學ぶ道とては。婆羅門の道にぞ有ける。是を除て。本より道と云ふことなし。偖本書に。此末に於二五種中一爲二最第一一。梵天王頌曰。生中剎利勝。能捨二種姓一去。明行成就者。世間爲二第一一。此梵善說。我印二可其言一(四姓經也)とあり。其は沙門法は。佛祖の行ふ所なる故に。最第一の種と云つゝも。猶人の信引まじき事を思ひて。梵天王の頌を引て證せるなり。此頌實には。自らの作爲なること云も更なり。婆羅門の法を說破し。梵天王をいひ腐しつゝも。梵天王をは。世人の能信ずる大本の物なる故に。苦しき瀬には。毎も證人に引出ること。佛祖の大方便にぞ有ける。

(雜一十一ノ十二丁ゥ中阿含十三ノ卷ニモ 彌勒がこと轉輪聖王修行經の末に見えたり。)

(弊宿經)爾時童女迦葉。與二五百比丘一。遊二行拘薩羅

國云々。時有婆羅門。名曰弊宿云々。童女迦葉有六名。爾已得羅漢耆舊長宿。多聞廣博。聰明叡智。辨才應機。善於談論云々。弊宿問曰。今我論者無有他世。亦無更生。無罪福報。汝論云何。迦葉答曰。我今問汝。隨汝意答。今上日月爲此世耶。爲他世耶。爲人爲天耶。弊宿答曰。日月是他世非此世也。是天非人也。迦葉告曰。以此可知。必有他世。亦有更生。有善惡報。婆羅門言。我有親族知識。遇患困病。我往問言。諸沙門婆羅門。各懷異見。言有惡者。身壞命終。皆入地獄。我初不信。所以然者。初未曾見死已來還。說所隨處。若有人來說所墮處。我必信受。汝今是我所親十惡亦備。若如沙門語者。汝死必入大地獄中。今我相信從汝取定。若審有地獄者。汝當還來語吾使知。然後當信。彼命終已至今「不來。彼是我親不應欺我。許而」不來必無後世。迦葉報言。譬有盜賊。常懷奸詐。犯王禁法。王即敕左右。收繫其人。時將彼賊付刑人者。彼賊以柔輭言。語守衛者。汝可放我見諸親里。言語辭別。然後當還。云何彼守衛者。寧肯放不。婆羅門言不可。迦葉又言。彼同人類俱存現世。而猶不放。況汝所親十惡備足。身死命終。必入地獄。獄鬼無慈。又非人類。死生異世。彼若以輭言。求於獄鬼。寧得放耶。以此相方。自足可知。何爲守迷。自生邪見耶。

弊宿又言。我有親族。遇患篤重。我往語言。諸沙門婆羅門。各懷異見。說有他世。十善行者。身壞命終。皆生天上。我初不信。所以然者。初未曾見死已後來還。說所生處。若有人來。說所生處我必信耳。若如沙門語者。汝今命終。必生天上。今我相信。從汝取定。若審有天報者。汝當必來語我使知。然後當信。彼命終已。至今不來。必無他世。迦葉又言。譬有人墮於深廁。身首沒溺。王敕左右。挽出此人。以竹爲篦。三刮其身。澡豆淨火。次如洗之。後以香湯沐浴其體。細末衆香坌其身上。命除髮師。淨其鬚髮。名衣上服莊嚴其身。百味甘膳以恣其口。將詣高堂五欲娛樂。其人後能還入廁不。婆羅門言不可。迦葉又言。諸天亦爾。此閻浮利地。臭穢不淨。諸天在上。去此百由旬。遙聞人臭。甚於廁溷。汝親族知識

十善具足。然必生天。五欲自娯、快樂無極。寧當復背還來。入此閻浮廁。以此相方。自足可知。何爲守迷。自生耶見耶云々。此間百歲。正當忉利天上一日一夜耳。亦三十日爲一月。十二月爲一歲。如是彼天壽千歲。云何汝親族生天。已我初生。此當二三日中娛樂遊戲。然後來下。報汝言者。寧得見不。誰來告汝有忉利天壽命如是。

此品に。たましひ事を。精神とも。識神ともあり。人の魂の有無の論。其語に。收縛此人。生剝其皮。臠割其肉。截其筋脈骨間。出髓。髓中求其識神。而都不見とあり。

人生有顏色。柔輭而輕。死無顏色。剛强而重。熱鐵有色。柔輭而輕。冷鐵無色。剛强而重。(生ハ輕ク屍ハ重シ)

○火出於木。以斧破木。求火不得(小兒のわざなり)

○婆羅門言。謂行善生天。死勝生者。汝等則當以刀自刎。飮毒而死。或五縛其身。自投高岸。而今貪生。不能自殺者。則知死不勝生。迦葉復言。昔有一梵士。彼有二妻。一先有子。一始有娠。時彼梵士未久命終。其大母子。語小母言。所有財寶盡應與我。汝無分也。時小母言。汝爲小待須我分身。若生男則應有財分。若生女者。汝自嫁娶。當得財物。其子又語不已。時彼小母。即以利刀自決其腹。知爲男女。

○散陀那經に。梵志の學風を論ずること委し。(又裸形梵志經も委し、)其語中に。汝豈不戊從先宿梵志。聞諸佛如來。(これは古代の梵志をいへり、)獨處山林。樂閑靜處。如我今日樂於閑居。梵志云聞。(尼倶陀梵志と云ものなり、)

○衆集經に。佛於末羅遊行。とあるは。地名ときこゆ。此の經に。吾患背痛。欲暫止息。汝今可爲諸比丘說法と舍利弗にいへり。此に三佛所說と云ことあり。

○復有四禪法。除欲惡不善法。有覺有觀。離生喜樂。入於初禪。滅有覺觀。內信一心。無覺無觀。定生喜樂。入第二禪。離喜修捨。念進自知。身樂諸聖所求。憶念捨樂。入第三禪。離若樂行。先滅憂喜。不苦不樂。捨念淸淨。入第四禪云々。不得四禪。則梵行不具。得四禪。

則梵行具足とあり。

△十上經も舍利弗說法也。

○若入初禪。則聲刺滅。入第二禪。則覺觀刺滅。入第三禪則喜刺滅。入第四禪則出入息滅。入空處則色想刺滅。入識處則空想刺滅。入不用處則識想刺滅。入有想無想處。則不用想刺滅。入滅盡定。則想受刺滅。是爲九證法謂九盡。なりとあり。報一經佛說も同じ。

△方便經に。生是老死緣。有是生緣。取是有緣。愛是取緣。受是愛緣。觸是受緣。六入是觸緣。名色是六入緣。識是名色緣。行是識緣。云々。若使一切衆生。無有生寧有老死不。我以此緣。知老死由生云々。

△釋提桓因問經は。佛祖摩竭國の北。毘陀山中に在て。火燄三昧に入れる時に。帝釋天。執樂神。般遮翼を案內者として。忉利諸天と共に來て。諸天世人。及餘衆生等の怨結を生ずる由を問ふ。佛言怨結之生。皆由貪欲。貪欲之生。皆由愛憎。愛憎之生皆由於欲。欲由想生。想之所生由於調戲。無調者則無想。無想則無欲。無欲則無愛憎。無愛憎則無貪嫉。無貪嫉一切群生。不相傷害云々。調戲有三。一者口。二者想。三者求。云々帝釋白佛言。我本長夜所懷疑網。今者如來開發所疑。迷惑悉除。無復疑也。佛言汝昔頗曾詣沙門婆羅門所。問此義不。帝釋言。我自昔日曾詣沙門婆羅門所。諮問此義。皆不能報。逆問我云々。帝釋語忉利諸天曰。汝於忉利天上。梵童子前。恭敬禮事。今於佛前。復設此敬者。不亦善哉。其語未久。時梵童子忽然於虛空中天衆上。立向天帝釋。而說偈曰。天王淸淨行。多利益衆生。摩竭帝釋主。能問如來義。時梵童子說此偈已。忽然不現。是時帝釋即從座起。禮佛足。遶佛三帀。却行而退。

カバカリノヿ問ヘル帝釋コソタワケナレ天主タランヿ覺束ナシ

△善生經は。俗人の敎をよく說たり。

△淸淨經に。周那沙彌と云あり。また三佛所說。猶如朽塔不可朽色とあり。（▲譬新塔易朽色ともあり。）

○佛言比丘於十二部經自身作證。當廣流布。一曰

貫經。二曰云々。十二曰大敎經。當善受持。稱量觀察。廣流分布。諸比丘我所レ制衣。若塚間衣。若長者衣。麤賤衣。此衣足レ障二寒暑蚊虻一。足レ蔽二四體一。諸比丘。我所レ制食。若乞食若居士食。此食自足若身若惱非患切已恐遂至レ死。故聽此食知レ足而止。諸比丘我所レ制住處若在樹下。若在二露地一。若在二方內一。若樓閣上。若在窟穴。若在二種々住處一。此處自足レ爲レ障二寒暑風雨蚊虻一下至二閑靜懈怠之處一。諸比丘我所レ制藥。若陳棄藥。酥油蜜。黑石蜜。此藥自足若身生二若惱衆患一。切已恐遂至レ死。故聽二此藥一云々。

○如有レ人。去二離貪欲一。無二復惡法一。有レ覺有レ觀。離二生喜樂一。入二初禪一。如レ是樂者。佛所二稱譽一。

○如有レ人。滅二於覺觀一。內喜一心無レ覺無レ觀。定生喜樂。入二第二禪一。如レ是樂者。佛所二稱譽一。

○如有レ人。除レ喜入レ捨。自知二身樂一。賢聖所求。護念一心。入二第三禪一。如レ是樂者。佛所二稱譽一。

○如有レ人。樂盡苦稱。憂喜先滅。不若不樂。護念淸淨。入二第四禪一。如レ是樂者。佛所二稱譽一。

印度藏志未定稿卷之十

平篤胤撰述

△大會經に。一時佛在二釋翅搜國迦維林中一。與二大比丘衆五百人一倶。盡是羅漢復有二十方諸神妙天一。皆來集會。禮二敬如來及比丘僧一。とありて。佛告二比丘一。今者諸天大集。十方諸神妙天。無レ不三來レ此禮二觀如來及比丘僧諸比丘一。過去諸如來至眞等正覺。亦有二諸天大集一。如二我今日一。當來諸如來亦如レ是。○復有二金毘羅神一。住二王舍城毗富羅山邊一。無數鬼神恭敬圍遶と云ことあり。龍。悦叉。乾沓婆。羅刹。阿修羅。千五十婆羅門。

○此世界第一梵王。及諸梵天云々。復有二十萬餘梵天王一。各與二眷屬一圍遶而來。復越二千世界一有二大梵王一。見三諸大衆在二世尊所一。詩與二眷屬一圍遶而來。爾時魔王見三諸大衆在二世尊所一。懷二毒害心一。即自念言。我當將二諸鬼兵一。往壞二彼衆一。圍遶盡取。不レ令レ有レ遺。即召二四兵一。以レ手拍車轂聲如二霹靂一。諸有見者無レ不二驚怖一。放二大風雨雷電霹靂一。向二迦維林一圍二遶大衆一。佛告二諸比丘一。樂二此衆一者。汝等當レ知。今日魔懷惡而來。爾時諸天神鬼。五通仙人。皆集二迦維園中一。見二魔所爲一怪二未曾有一。佛說二此法一。時八萬四千諸天。遠塵離垢。得二法眼淨一。諸天龍鬼神。阿修羅。迦樓羅。眞陀羅。摩睺羅伽人與非人。聞佛所說歡喜奉行。

此經は決めて後の加入なり。

○彼摩納默然不レ對。如是再問。又復不レ答。佛至二三問一。語二摩納一言。吾問至レ三。汝宜二速答一。設不レ答者。密迹力士。手執二金杵一。在二吾左右一。即當下破二汝頭一爲中七分上。時密迹力士。手執二金杵一。當二摩納頭上一虛空中一立。若摩納不二時答問一。即下二金杵一。碎二摩納首一。佛告二摩納一。汝可二仰觀一。摩納仰觀。見三密迹力士。手執二金杵一。立二空中一。見已恐怖。衣毛爲レ竪。即起移レ坐。附二近世尊一。依恃云々。

是時摩納。遂に其の奴種なることを顯白せしかば。摩納が五百の弟子ども。輕慢心を起すを見て。佛便作二此念一。此五百弟子必懷レ慢。稱レ彼爲レ奴。今當二方便一。滅二其奴名一。即告二五百弟子一曰。汝等諸

人愼勿三稱レ彼爲二奴種一也。所以者何。彼先婆羅門。是大仙人有二大威力一。伐二懿摩王索女王一。以レ畏故即以レ女與。（密迹が士空にあらはる）

儀軌類の。僞書なる證據となるべき文。おびたゞし。必見るべし。專念一心のこと。委しく見ゆ。

また別行すべき名經。善生經。（中アゴン三十三丈品善生經コレナリ）阿摩晝經。梵動經。堅固經。倮形經。三明經。（前に青衣と婆羅門と通じて出來たる子といへり故にかく云ひ直したり）

○佛言。汝且置二是事一。但當レ求二汝所來因緣一。摩納即時擧レ目觀二如來身一。求二諸相好一盡見二餘相一。唯不レ見二二相一。心即懷レ疑。爾時世尊默自念言。今此摩納不レ見二二相一。以レ此生レ疑。即出二廣長舌相一。舐レ耳覆レ面。時彼摩納復疑二一相一。世尊復念。今此摩納猶疑二一相一。即以二神力一。使三彼摩納獨見二陰馬藏一。爾時摩納盡見相已。乃於二如來一無二復狐疑一。即從レ座起。遶レ佛而去云々。

師の婆羅門途に待て。且に其由をきゝて。悅びずして言く。汝勝む事をのみ欲して。瞿曇を毀呰して。悅ざらしむ。我に於て轉踈す。汝吾をして。地獄に入しむべしと怒りて。摩納を蹴て。車より地に墮しめ。自車に乘る時に。彼の摩納は。車に墮る時に。即白癩と成ぬ。明日に。婆羅門寳車に嚴駕し。五百の弟子を從へ。前後圍遶して。世尊の所に到り。問訊畢て。一面に坐し。仰て佛祖を見るに。諸相を具して。唯二相を見ず。是に於て疑ふ。佛祖とく其念を知て。また神力を以て。二相を示す時に。婆羅門具に。佛祖の三十二相を見て。心即開悟して。復疑なし。佛祖に告て。三寳に歸依せむ事を求む。佛默然として請を受く。時に婆羅門。座を起て。覺えず佛を禮し。遶り三帀して去り。歸りて飮食を設け。即に辨じて。時の到るを告れば。佛祖衣を著け。鉢を持て。諸大衆千二百五十人と。其舍に詣る時に。婆羅門手自斟酌し。種々の甘膳を以て。佛また僧衆に供ず。食已りて。婆羅門右の手に。弟子阿摩晝が臂を執へて。唯願はくは如來。其悔過を聽し玉へと。三に至る。佛婆羅門に告て言く。當に汝壽命を延長にし。現世も安隱なら使へし。汝弟子の白癩をも除くべし。と言訖る時に。摩納が白癩。忽に除けり。佛祖すなはち婆羅門の爲に。說法示敎利喜して。

婆羅門ます〳〵服して。佛祖及び大衆に。七日の供養せむ事を請ふ。過七日已て。佛祖人間に遊行す。佛去りて未久からず沸伽羅娑羅婆羅門。病に遇て命終せり。時に諸比丘此の由をきゝて。問佛言。彼婆羅門七日の中に於て。佛を供養し畢て命終。何處に生ずべき。佛言。此族姓子諸善普く集り。法々具足して。法行に違はず。斷五下結。於彼便般涅槃不來此世とあり。

△種德經に。佛言に剃除鬚髮服三法衣出家修道捨家財業棄損親族服三法衣。去諸飾好諷誦毘尼具足戒律不殺生。心法四禪現得觀樂。斯由精勤專念不妄樂獨閑居之所得也。

△究羅檀頭經に

佛爲婆羅門而作頌曰。

祭祀火爲上。諷誦讀(頌トモアリ)爲上　人中王爲上　衆流海爲上　星中月爲上　光明日爲上

上下及四方　諸有所有物　天及世間人　唯佛爲最上　欲求大福者。當供養三佛

△神通を重き物にせること。堅固經にて知らる。此の經に四大地水火風。何由永滅するの論あり。今

有大梵天王無能勝者。統千世界。富貴尊豪最得自在。能造化物。是衆生父母。彼能知四大何由永滅。(梵天語ノ也梵王ヲイヤシム)

○梵天王も知ざる事を。佛は知れりと云て。重を佛に歸せるなり。

○神通の趣も見えたり。

如是我聞。一時佛。在那難陀城波婆利菴次林中。與大比丘衆千二百五十人俱。爾時有長者子。名曰堅固。來詣佛所。頭面禮足。在一面坐。時白佛言。如來今者敕諸比丘。若有婆羅門長者居士來。當爲現神足顯上人法。所以者何。此那難陀城國土豐樂。人民熾盛。若於中現神足有多所饒益。佛及大衆善弘道。佛祖言。我終不敎諸比丘。爲婆羅門長者居士。現神足法上人法。但敎於比丘。空閑處。靜默思道。若有切德。當自覆藏。若有過失。當自發露。所以者何有三神足。云何爲三。一曰神足。二曰觀察他心。三曰敎戒。云何爲神足。比丘習無量神足。能以一身變成無數。以無數身還合爲一。若遠若近。山河石壁自在無礙。猶如行空。於虛空中結跏趺坐。猶如飛鳥。出入

大地。猶如在水。若行水上。猶如履地。身出煙燄。如大火聚。手捫日月。立至梵天。若有得信長者居士。見此神足。語未得信者。則必言。我聞有瞿羅呪。能現無量神變。彼不信者。有如此言。豈非毀謗言耶。我以是故。不敎現神變化。但敎於空閑所。靜默思道。若有功德。當自覆藏。若有過失。當自發露。此我諸比丘所現神足。云何名觀察他心。比丘現觀察神足。觀諸衆生心。所念法猥屛所爲。皆能識知。若有得信長者居士。見此神足。語未得信者。則必言。我聞有乾陀羅呪。觀察他心。猥屛所爲。皆悉能知。彼不信者。有如是言。豈非毀謗言耶。我以是故。不敎現神變化。但敎於空閑處。靜默思道。若有功德。當自覆藏。若有過失。當自發路。此我諸比丘所現神足。云何爲敎戒神足。若如來至眞出現於世。十號具足。於諸天世人中。自身作證。爲他說法。上中下言。皆悉眞正。義味淸淨。梵行具足。若長者居士聞已。於中得信。得信已於中觀察自念。我不宜在家。若在家者。鈎鎖相連。不得淸淨修梵行。我今寧可剃除鬚髮。服三法衣。出家

修道。具諸功德。成就三明。滅諸闇冥。生大智明。所以者何。斯由精勤樂獨閑居。專念不忘之所得也。此我諸比丘。所現敎戒神足。爾時堅固白佛言。頗有比丘成此神足耶。佛言。諸比丘成此三神足者。數多有。在此衆中。一比丘自思念言。此身四大地水火風。何由永滅。倐趣天道。至四天王所問之。四天王皆言。我等不知。我上有天。名曰忉利。當往彼問。比丘聞已。即倐往天道。詣彼天徧問諸天。彼諸天答言。我等不知。上更有天。名焰摩。彼天能知。即往就問。又言不知。如是展轉。至兜率天。化自在天。他化自在天。皆言不知。上更有天。名梵迦夷。彼天能知。彼比丘即倐趣梵道。詣梵天上。徧問梵天。彼梵天報言。我等不知。今有大梵天王。無能勝者。統千世界。富貴尊豪。最得自在。能造化物。是衆生父母彼能知。彼比丘問彼梵天上。今在何處。諸梵天言。不知所在。爾時梵王忽然出現。彼比丘詣梵王所問言。此身四大地水火風。何由永滅。彼大梵王告比丘言。我梵天王無能勝者。統千世界。最得自在。能造萬物。衆生父母。時彼比丘告梵王曰。

我不聞此事。自問四大地水火風。何由永滅。彼梵王猶報比丘言。我是大梵天王無能勝者。造作萬物。衆生父母。比丘復言。我不問此。我自問四大何由永滅。彼梵天王如是。至三不能報。即執比丘右手。將詣屏處語言。今諸梵天。皆謂我爲智慧第一。無不知見。是故我不得報汝言。我不知此四大何由永滅。汝爲大愚。乃捨如來。於諸天中。推問此事。汝當於如來所問此事。爾時比丘譬如壯士屈伸臂頃至舍衛國祇樹給孤獨園。來至我所。問以此事。我告言比丘。獨如商人臂鷹入海。於海中放。彼鷹飛空東西南北。若得陸地。便即停止。若無陸地。更還歸船。比丘汝亦如是。乃至梵天問如是義。竟不成就。還來歸我。今當使汝成就此義。應答識無形無量自有光。此滅四大亦滅時堅固長者子白佛言。此比丘名何等云何持之。佛言。此比丘名阿案。已當奉持之。爾時堅固長者子聞佛所說。歡喜奉行。

裸形梵志經。布陀婆樓經。露遮經三明論じ方妙なり。

沙門果經。阿闍世王歸道こと

増壹阿含經

序に。阿含傳來唐土のこと見えたり

序品第一に。佛滅後結集の事見えたり。妄說なり

十念品第二に。（廣演品三にも）十念の事委く見ゆ。

乾沓和（梵語なり亦云乾闥婆此云香隱）

弟子品第四。諸弟子の能をいへり

清信士品六に。優婆塞とある。則信士なり。清信女品に。優婆斯とある。則信女なり

（意馬心猿）一子品　我不見一法疾於心者。無譬可喩。猶如獼猴捨一取一。心不專定。亦如是。故凡夫之人。不能觀察心意。是故當降伏心意。令趣善道。云々。　禪學の所に引べし

（護心品）昔我自念七年。行慈心復過七劫。不來此世。復於七劫中。生光音天。復於七劫。生空處天。梵天處。爲大梵天。無與等者。統百千世界。三十六變爲天帝釋形（釋迦度々生レルコト）。無數世爲轉輪聖王。作福莫倦云々。

○（成道樹下）若有承順一法。不離一法。天魔不能得其便。何云一法。謂功德福業。我往昔在道

樹下。與諸菩薩。集在一處。摩魔將諸兵衆。數千萬億種々形貌。獸頭人身。不可稱計云々。不能得其便云々。

○不還品に堤婆（此說ヨリシテツヒニ地獄ニ落タリトイヒツケタラン）達兜。爲惡深重。受罪經劫」。諸罪之原首不可療治。猶如有人而墮深廁。形體沒溺無一淨處。有人欲救其命。無可捉之處。不見毫釐之善法。而可記者。作五逆罪。已身壞命終。生惡趣（一入品ニハアビヂゴクトアリ）受罪經劫。不可療也云々。彼比丘白世尊曰。是堤婆達兜比丘者。有大神力。有大威勢云々。

（內外心觀四禪）一入道品に。內自身觀。外自身觀等の事。四禪の事も委し。然れば。長阿含の。內身身觀の身は。自の說なり。

○大迦葉（迦葉コジキ）作（行トモ）阿練若行。到時乞食不擇貧富。一處一坐終不移徙。樹下露坐或空閑處。著五納衣。或持三衣。或在塚間。或時一食。或正中食。或行頭陀。年高長大。爾時大迦葉食後便詣一樹下禪定。禪定已從座起。至如來所。是時如來遙見迦葉來。告曰善來迦葉。汝今年高長大志衰朽弊。汝今可捨乞食乃至諸頭陀行。亦可受諸長者請。幷受衣裳。迦葉答曰。我今不從如來敎。敢捨本所習。更學餘行耶。如來曰善哉善哉。迦葉此頭陀行在世者。我法亦當久在於世。諸比丘當作此學云々。

○提婆達兜壞亂衆僧。壞如來足。敎阿闍世取父王殺。復殺羅漢比丘尼。在大衆中而作是說。何處有惡。惡從何生。誰作此惡。當受其報。我亦不作此惡而受其報。爾時諸比丘白世尊曰云云。

○利養品に。佛在耆闍崛山中。時釋提桓因日時以過。向暮往至世尊所。頭面禮足云々。また須菩提も。其の山にある時。帝釋來て。頭面禮足せることあり。拘翼と名を呼て。いとわうへいなり。

五戒品第十四委し

有無品第十五

火滅品第十六

○難陀が妻孫陀利を。魔天子欺ける事あり。委しき事實なり

○佛告諸比丘。有二涅槃界。云何爲二。有餘涅

槃界。無餘涅槃界。云何名爲有餘涅槃界。比丘滅五下分結。卽彼般涅槃不還來此世。是謂有餘涅槃界。比丘盡有漏成無漏。意解脫。智慧解脫。自身作證而自遊戲。生死已盡。梵行已立。所作已辨。更不復受有。如實知之。是謂無餘涅槃界。當求方便至無餘涅槃界。當作此學。（有餘ネハン 無餘ネハン）

○阿那律在拘尸那竭國本所生處。爾時梵釋四天王。及五百天人。並二十八大鬼神王。便往至尊者阿那律所。到已頭面禮足。在一面住。爾時有梵志。名曰闍拔吒。彼梵志問阿那律曰。我昔在王宮。生未曾聞此自然之香。有何人來至此間。阿那律報梵志曰。向者梵釋四天王。及五百天人。並二十八大鬼神王來至。梵志問曰。以何等故。我今不見其形。阿那律曰。以汝無天眼故不見也。梵志曰。設我能得天眼者。見此耶。阿那律曰。設當得天眼者見此也。然此天眼者。何足爲奇。有梵天王名曰千眼。彼見此千世界。如自於掌中觀其寶冠。然此梵王不自見身所著服飾。以無有無上智慧眼故也。若能得無上智慧眼者。則能見已形也。（梵天を卑めたる語）

○頂生轉輪王天帝釋を害して。天の王とならむとして。七寶失て地下に墮たること。是頂生王は即我也といへり。（安般品第十七ナリ）

○世典婆羅門と。周利槃特比丘と問答の時に。槃特が堪まじき事を察して。舍利弗即變身。作槃特形。隱槃特形。使不復現。語婆羅門曰云々。

此の章の世典婆羅門が念に。此迦毘羅越釋種。悉皆聰明。多諸技術。姦宄虛僞。無有正行。設吾與彼人論議而得勝者。何足爲奇。或復彼人得吾便者。便爲愚者所伏。思此二理。吾不堪與彼論議也とあり。然れば彼の國の釋種は。姦宄なりしと見ゆ。

○一時佛在羅閱城迦蘭陀竹園所。與大比丘五百人俱。爾時提婆達兜。便往至婆羅留支王子所。告王子言。昔者民萌壽命極長。如今壽不過百年。王子當知。人命無常。備不登位。中命終者。不亦痛哉。王子時可斷父王命。統領國民。我今當殺沙門瞿曇。作無上至眞等正覺。於摩竭國界。新王新佛不亦快哉。爾時婆羅留支王子。即收父王著鐵牢中。更立臣佐。統領人民。爾時王阿闍

世有象。名那羅祇梨。極爲兇弊。暴逆勇健。能降伏怨。緣彼象力。使摩竭一國。無不靡伏。爾時提婆達兜。便往至阿闍世王所而曰。此象能除衆怨。使飲醇酒。醉而放象。清旦沙門瞿曇必來。入城乞食。時當放此醉象。蹋蹈殺之。時王聞其教。即告令國中。明日清旦當放醉象。勿人民在里巷遊行。是時羅閱城內男女事佛者。聞此事。各懷愁憂。便往至如來所曰。明日清旦願勿復入城。王及提婆有如是工。如來告曰。汝等勿懷愁憂。如來之身非俗數身。然不爲他人所傷害。「遍滿三千世界中。伊羅鉢龍王。猶不能如來一毛。況復此象欲害如來哉。汝等各歸所在。如來自當知此變趣。衆人聞已。各頭面禮足而去。明日清旦如來欲入城乞食。爾時衆多比丘入羅閱城。乞食便聞此事。乞食已還語如來。爾時如來告諸比丘曰。王行非法。臣佐乃至國界人衆亦行非法。爾時神祇瞋恚風雨不時。穀子在地者。使不長大。日月運度差錯。日月已無精光。星宿現怪。壽命極短。若王法治正群臣乃至國界人衆。亦行正法。日月顧常。風雨以時。災怪不現。神祇歡喜。五穀熾盛君臣和穆。無有災害也。

是時に。梵天王。帝釋天。四天王を始め。二十八天。大鬼神王。各々其闘を觀に來り。虛空より花をちらしたりと云るは。例の幻說なれば採らず。

是時城內人民。遙見如來將諸比丘入城。皆擧聲喚曰。(脫文アリト見ユ)王阿闍世聞此聲。問左右曰。此是何等聲響。侍臣對曰。此是如來入城乞食。人民見已故有此聲。王卽敕象師曰。汝速將象飲以醇酒。鼻帶利劍。卽放使走。爾時世尊將諸比丘詣城門。適擧足入門。時五百比丘見醉象來。各々驚走莫知所如。時復暴象遙見如來。便走趣向。阿難見醉象來。在如來後。不自安處。白言此象暴惡。將恐相害。宜可遠之。如來告曰。勿懼吾今當降伏此象。觀察暴象不近不遠。便於左右化作諸師子王。於彼象後。作大火坑。時彼暴象。見左右師子王。及見火坑。卽失尿放糞。無走突處。便前向如來。爾時如來說偈曰。

汝莫害於龍　龍現甚難遇　不由害龍已
而得生善處

爾時暴象聞之偈。卽自解劍向如來。跪雙膝投

地ヽ以レ鼻舐ニ如來足一。時ニ如來伸ニ右手一。摩ニ象頭一而作ニ是說一。瞋恚生ニ地獄一。亦作ニ蛇蚖形一。是故當レ捨レ恚。更莫レ受ニ此身一。時彼醉象身中刀風起。身壞命終。「生ニ四天王宮一」。爾時諸比丘。比丘尼。諸優婆塞。優婆斯。見ニ如來降一レ象。男女六萬餘人。諸塵垢盡得ニ法眼淨一。

○難陀ウルハシキ裝束シテ叱ラレタルコトアリ。

○(難陀)一時佛在ニ舍衛國祇樹給孤獨園一。爾時尊者難陀不レ堪レ行ニ梵行一。欲レ脫ニ法衣一。習ニ白衣行一。爾時如來告ニ難陀一曰。云何難陀不レ樂レ修ニ梵行一。欲下脫ニ法衣一修中白衣行上乎。難陀對曰如レ是。如來告曰。何以故。難陀對曰。欲心熾然不レ能ニ自禁一。如來告曰。已捨レ家學レ道修ニ清淨行一。云何捨ニ於[illegible]。而欲レ習ニ穢汙一耶。婬欲飲酒之二法。終無ニ厭足一。不レ能レ得ニ無異之處一。即說レ偈曰。

蓋レ屋不レ密　天雨則漏　人不ニ惟行一　漏ニ婬怒癡一
蓋レ屋善密　天雨不レ漏　人能惟行　無ニ婬怒癡一

爾時如來復作ニ此念一。此族姓子欲意極多。我今宜ニ以レ火滅レ火一。即執ニ難陀手一。忽至ニ香熏山一。山上有ニ一瞎獼猴一。是時如來右手執ニ難陀一。而告レ之曰。汝此瞎獼猴。與ニ孫陀利釋種一。何者爲レ妙乎。難陀對曰。孫陀利釋女。以ニ此瞎獼猴一相比。不レ可レ爲レ喩。我念ニ彼釋女一。不レ去ニ心懷一。爾時佛復忽至ニ忉利天一。時諸天普集ニ善法堂一。去レ堂不レ遠。復有ニ宮殿一。五百玉女。自相娛樂。純有ニ女人一。無レ有ニ男子一。難陀見已問ニ如來一曰。此是何等天女。作ニ倡伎樂一。自相娛樂。如來告曰。汝自往問レ之。是時難陀便往ニ至五百天女所一。見ニ彼宮舍一。敷ニ好坐具一。若干百種。純是女人無レ有ニ男子一。是時難陀問ニ彼天女一曰。汝等是何。天女各快樂如レ是。天女報曰。我等有ニ五百人一。悉皆清淨。無レ有ニ夫主一。我等聞有ニ如來弟子一。名曰ニ難陀一。是佛姨母兒。彼於ニ如來所一。清淨修ニ梵行一。命終之後當下生ニ此間一。與ニ我等一作ニ夫主一。共相娛樂上。是時難陀甚懷ニ喜悅一。便作ニ此念一。我是如來弟子。且是姨母兒。此諸天女。皆當ニ爲レ我作レ婦。便退而去。至ニ如來所一。如來告曰。彼王女何所ニ言說一。難陀以ニ天女等之言一語ニ如來一。佛告曰汝意云何。孫陀利釋女妙耶。是五百天女妙乎。難陀報曰。猶如ニ山頂瞎獼猴一。在ニ孫陀利前一。無ニ光色一。孫陀利在ニ彼天女前一。亦復如レ是。如

來告曰。快哉善修梵行。我當證汝得此五百天女。爾皆當爲給使。難陀聞已歡喜踊躍。不能自勝。爾時如來便作是念。今我當以火滅難陀火。右手執難陀臂。將忽至地獄中。爾時地獄衆生。受若干苦責。中有一大鑊。空無罪人。見已便生恐懼。衣毛皆竪。前白佛曰。此諸衆生皆受苦痛。唯有此釜。而獨空無罪人。如來告曰。此者名阿毘地獄。無罪人者。汝自往問之。是時難陀便自往問曰。云何獄卒。是獄空無有人。獄卒報曰。比丘當知。釋迦文佛弟子名曰難陀。彼於如來所修淨梵行。命終生天上。於彼壽千歳。自極娛樂。復於彼命終生此阿毘地獄中。此空鑊者即是其室。是時難陀聞此語已。作大怖懼。即生此念。此之空釜正爲我耳。便來至如來所。頭面禮足白佛曰。願受懺悔。我自罪緣不修梵行。觸嬈如來。便說偈曰。

人生不足貴　天壽盡亦喪　地獄痛酸苦　唯有涅槃樂

爾時如來告難陀曰。善哉々々如汝所言。涅槃者最是快樂。今受汝悔過。後更莫犯。爾時忽手執難陀。從地獄至舍衞國給孤獨園。告難陀曰。汝今當修行二法。二法者所謂止與觀也。復修二法。云何爲二。生死不可樂。知涅槃爲樂。復更修二法。云何爲二法。所謂智與辨也。難陀受教。已退而去。至安陀園。在一樹下。結跏趺坐。正身正意。繋念在前。思惟如來言教。不去須臾。以信牢固。修無上梵行。生死已盡。梵行已立。所作已辨。更不復受有。如實知之。成阿羅漢已。即至如來所而白言。如來前許證弟子五百天女者。今盡捨之。如來告曰。汝今生死已盡。梵行已立。吾即捨之。諸比丘亦聞佛諸說。歡喜奉行。

△○「勸請品に。帝釋に告る語に。諸比丘聞此空法。解無用有則。得解了一切諸法。如實知之。身所覺知苦樂之法。若不苦不樂之法。即於此身。觀悉無常皆歸於空。彼已觀此不苦不樂之變。亦不起想已無有想。則無恐怖。已無恐怖。則般涅槃生死已盡梵行已立。所作已辨更不復受有。如實知之。是謂比丘斷於愛欲。心得解脱。乃至究竟安隱之處無有災患。天人所敬。帝釋禮而退云々。此條に。大目犍連。忉利天に上り。帝釋と對論せる言に。汝といひ。帝釋

は尊者といへり。また目連忉利天の福祐微妙なるを見て。帝釋甚〻放逸なり。我今恐怖を懷かしめむとて。左脚の指を以て。地を案けるに彼宮殿六反震動す。帝釋および四天王など。皆恐れおのゝきたること見えたり。

○佛告諸比丘。世間有二人。見雷電霹靂。無有恐怖。獸王師子。漏盡阿羅漢也といへり。師子を人と云はめづらし。

○(天乘行)梵士女須深と云が偈に。勇猛有所伏。求於大乘行。とあり。

○尊者摩訶迦遮延とあるは。迦毘延なるべし

△○(錠光佛)善知識品に。昔過去無數劫時。有錠光如來。在鉢摩大國。與大比丘衆十四萬八千人俱。云云。(毘婆戸とも通えず)爾時有梵志。名耶若達。在雪山側。住看諸祕識天文地理。靡不貫博書疏文字。亦悉了知諷誦。一句五百言。大人之相亦復了知。事諸火神日月星宿。敎五百弟子。宿夜不倦耶。耶若達梵志有弟子。名曰雷雲。顏貌端正聰明博見。靡事不通。恒爲耶若達所見愛敬。是時婆羅所行呪術。盡皆備學云々。卽以立名。名曰超術。是志梵極爲高才云々。此ノ一條御稿本ニ墨引テアリ

○此段に。誦三藏之技術。無有漏失とも。超術梵志。便誦三藏之術及一句五百言。大人之相ともあり。また此梵志。錠光如來の事を聞て。梵志祕記亦有此語。如來出世。甚難得遇時云々。

○また此段に。花をうる女がことありて。世々夫婦とならむ事を約せり。

爾時錠光如來。觀察梵志心中所念。便告曰。汝將來世。當作釋迦文佛如來至眞等正覺云々。

能々校して大議論を發すべし。

○佛告諸比丘。當修行二法。云何二法。所謂止與觀也云々。過去諸多薩阿竭阿羅訶三耶三佛。皆由此二法。而得成就。所以然者。猶如菩薩摩訶薩坐樹王下時。先思惟此法止與觀也。若菩薩摩訶薩得止已。便能降伏魔怨。若復菩薩得觀已。尋成三達智。成無上至眞等正覺云々。

此の菩薩は。自分のことをいへりと見ゆ。一生補處菩薩と云ことあり。

○(福田八双)如來聖衆悉皆和合云々。所謂聖衆者。

四雙。八輩。十二賢。此是如來聖衆。可敬可貴。
此是世間無上福田。
○佛在舍衞國祇樹給孤獨園。爾時瞿波離比丘白佛曰。舍利弗目揵連比丘所行甚惡。造諸惡行。佛告曰。二比丘所行淳善無有諸惡。瞿波離比丘再三白佛曰。二比丘甚惡無有善本。佛告曰。汝是愚人不信如來之所說。造此惡行。後受報不久。爾時彼比丘即於座上。身生惡瘡。大如芥子。轉如大豆。漸如阿摩勒菓。稍如胡桃。遂如合掌。濃血流溢身壞命終。生蓮華地獄。是時大目揵連云々。
○地主品に。過去久遠有王。名曰地主云々。有太子曰燈光云々。燈光如來と云あり。二十九にて出家す。七萬歲の中とあり。
○我自憶三十一劫。有式詰如來云々。
○尊者婆拘盧在山曲。補納故衣。是時釋提桓因。遙見婆拘盧云々。在婆拘盧前住。頭面禮足云云とあり。
○過去久遠迦葉佛時云々。△爾時如來著持鉢入羅閱城乞食。爾時提婆達兜。亦入城乞食。佛遙見提婆達兜來。便欲避而去。是時阿難白佛曰。何故欲遠此者云々。
○高幢品に。若有比丘有恐怖者。當念三尊佛法聖衆ともあり。(三寶を三尊とも云り)
○二十八大鬼神に。願祈せることあり。
○有五阿羅漢。佛爲第六。また云く有千阿羅漢。及五比丘。佛爲六師とあり。
○菩薩行また當授菩薩莂とあり。
○三齋法のことあり按すべし。
○十六卷に。垂仁天皇の古事によく似たる故事あり。
○(禪次第)初禪、二禪。三禪。四禪。空處。識處。不用處。有想無想處。滅盡定とあり。
○四諦品二十五に。四諦委し。五盛陰。是云何爲五。謂色痛想行識陰。是謂爲擔云々。若樹下空處露坐常念、坐禪莫行放逸云々。
○佛告諸比丘。有四生云何爲四。所謂卵生。胎生。混生。化生。離此四生。當求方便。成四諦法云々。

四意斷品第二十六ノ一

○「我今亦是人數父名眞淨。母名摩耶」と云るは。大涅槃經法花經などいふ說を破るに足れり。

○佛云過去諸佛盡非ニ滅度一乎云々。如下從ニ寶藏錠光一至レ今七佛及弟子衆上盡非ニ般涅槃一乎云々。

四意斷品第二十六ニ

○過去恒沙如來ともあり。

△聲聞品第二十八に。踐提長者が言に。此禿頭沙門善ニ於幻術一。誑ニ惑世人一。無レ有ニ正行一とあり。また大姉と云言あり。

○同品鹿頭梵志の段に、此梵志か星宿に明にて。醫藥の道を熟知り。衆病を治し、諸趣を解れる者なる故に。靈鷲山下なる塚間に死人の髑髏の多かるを取つゝ。是は如何。是はいかにと問ふに。其を。此は男ぞ女ぞと知ことは更にも云ず。何病にて死たる。或は命終して後に生天したり。或は人間に生れたり。或は三惡趣中に生れたり。(畜生餓鬼地獄是を三惡趣といふ)など云こと。或は持戒の人にて。八關齋法を持して。善處天上に生れたりと云ことまでを。委しく答へけるに。如來また一「東方境界普香山南なる」優陀延比丘といふ。阿羅漢果を得たる者の。般涅槃せる其の髑髏を取りて見せたるに。鹿頭梵志。手を以て擊驗て云く。此は男に非ず女に非ず。また生を見ず死を見ず。または八方上下を觀するに。都て音響なし周旋往來を見ず未審し、此は誰が髑髏ぞと云て。知ざりしかば。佛祖言く。此は終なく始なく。また死生なく。また八方上下の適べきところの處なき。無餘涅槃界にて。般涅槃を取れる阿羅漢の髑髏なりと云しかば。梵志大に歎じて。我は蟻虫の從來するところの處をさへに。悉く知り。鳥獸の音響。また其雌雄は更なり。九十六種の道の趣向する所の者も。皆盡く知る、然るに如來の法の趣向する所の者をば。分別すること能はず。如來の法甚だ奇特なり。願はくは如來。我をも道次に在しめ給へと云にぞ。佛祖言く、善哉。梵志諸天世人魔、若くは魔天も。終に羅漢の所趣を知こと能はず。快く梵行を修せよ。また人も。汝が趣向するところの處を知こと無らむ。と云しかば。梵志すなはち。鬚髮を剃除し。三法衣を著て。出家學道し。閑靜處に在て。道術を思惟し。生死已盡。梵行已立。所作已辦。更不復受レ胎。如レ實知レ之。即成ニ阿羅漢一。鹿頭尊者。と云る由見えたるを思ふべし。命終天上人間。

三悪趣に生るゝと云こと。八關齋法の事なども。元より婆羅門の説にて。般涅槃。阿羅漢果なと云説に。佛祖の始めて説出たる説なる故に。知ざる由の文なるをや。

○東方境界音香山南。優陀延比丘。於無餘般涅槃界云々。とあること大考すべし

○(四大)人身を四大にて説る言に。命終時。四種各歸其本とあり。

○兜術天。豔天。化自在天。他化自在天とあり

○佛告諸比丘。今有四事。先苦而後樂。云何爲四。一者修習梵行。「先苦而後樂」。二者誦習經文。「先苦而後樂」。三者坐禪念定。「先苦而後樂」。四者數出入息。「先苦而後樂」。行此四事者。先苦而後樂也。其有比丘行此法。則必應得四果報之樂。云何爲四。一者若有比丘。勤於此法。無欲惡法。有覺有觀念持喜樂。遊心初禪。是謂初得沙門之樂。○復次除有覺有觀。息內喜心。專精一意。無覺無觀。念得喜安。遊於二禪。是謂得第二之樂。○復次無念。遊心於護。恒自覺知。覺身有樂。諸賢聖所悕望者。護念樂。遊心三禪。是謂獲第三之樂。○復次苦樂已盡。先無有憂感之患。無苦無樂。護念清淨。遊心四禪。是謂有第四之樂。○復次若有比丘。行此先苦。後獲四樂之報。斷三內結。成須陀洹不退轉法。必至滅度。○復次比丘若永斷此三結。婬怒癡薄成斯陀含。來至此世。必盡苦際。○復次比丘斷五下分結。成阿那含。於彼般涅槃不來此世。○復次比丘有漏盡。成無漏心解脫智慧解脫。於現法中。身作證而自遊戲。生死已盡。梵行已立。所作已辦。更不復受胎。如實知之。修先苦之法。後獲沙門四果之樂。是故諸比丘當求方便。成此苦而後樂之法。「我以此三昧之心清淨。自識宿命無數劫事。(我以下增上品ニテ補ヘリ)、

○(諸天界)四王天。三十三天。豔天。兜術天。化自在天。他化自在天。梵天。計從四天下。至他化自在天之福。故不如一梵天王之福。是故比丘欲求梵天福者。當求方便成其功德。

○佛告諸比丘。衆生類有四種食。何等爲四。摶食。更樂食。念食。識食。是謂四食。如今人中所

食。諸入口之物。可食噉者。是謂摶食。〇衣裳繖蓋。雜熏華熏火及香油。與婦人集聚諸餘身體所更樂者。是謂更樂食。諸意中所念所想所思惟者。或以口說。或以體觸。及諸所持之法。是謂念食。所念識者。意之所知。梵天爲首。乃至有想無想天。以識爲食。是謂識食。衆生之類以此四食。流轉生死。是故比丘當共捨離此四食。

〇十二部經。如來所說所謂契經。祇夜。本末偈因緣授決已說造頌生經方等合集未曾有及諸有爲法。無爲法。有漏法。無漏法。諸法之實云々。

〇佛告諸比丘。有四辨云何爲四所謂義辨。法辨。辭辨。應辨。

〇如來身者。爲是父母所造耶。所以然者。如來身者。清淨無瑕穢。受諸天氣。爲是人所造耶。如來身者爲是天身耶。所以然者。如來身者不可造作。非諸天所及也云々。

△須陀品第三十

〇爾時世尊淸且從靜室起。在外經行。是時須陀沙彌。在世尊後經行。爾時世尊還顧謂沙彌曰。我今欲問卿義云々。（有無ノ說アリ。長ノ四姓經同シ）

〇爾時世尊與無數之衆說法。爾時有長老比丘。在彼衆中向如來舒脚而睡。爾時修摩那沙彌。年始八歲。去如來不遠。結跏趺坐。繫念在前思惟。

〇增一阿含は。いつも與大比丘衆五百人倶。ある中に。往々與大比丘衆千二百五十人倶。ともあり。

〇君頭波漢は。衆僧の上座にて。須陀洹を得たれど。結使未盡ずして。神足を得ず。均頭沙彌は。衆僧の中に。最下座の者なれども。神足あり。大威力あり。

〇取舍羅。また受舍羅と云ことあり。考ふべし。

〇大迦葉と。優毘迦葉と。二人出たり。別人と見ゆ。

〇此章に。過去久遠。此賢劫中有迦葉佛云々。

〇我義昔未成佛時爲菩薩行。恒作此念。在閑居穴處。甚爲苦哉云々。

〇我在閑居之時。使鳥獸馳走。此是大畏之狀云云。

〇諸有沙門。婆羅門不解道法。極爲愚惑。我解道法。加勇猛心。亦石虛妄。意不亂錯。恒苦

一心。無貪欲想。有覺有觀。念持喜樂。遊於初禪。是謂初心之樂。〇若「除有覺有觀。息喜樂心。」無覺無觀定念喜安。遊於二禪。是謂第二心樂。〇復次自觀知覺自快樂。〈而內無念欲〉。諸聖所求。護念歡樂。遊於三禪。是謂第三心樂。〇次苦樂已除。無復憂喜。護念清淨。遊於四禪。是謂第四心樂。

〇拘深瞿師園中。是過去四佛所居とあり。三所に

〇天禪定法。諸法中妙。難可覺知。無有形相。非心所測。此非常人所及。乃是智者所知と。一比丘いへり。〇四雙八輩十二賢士。と云ことあり。

〇一時佛在羅越城迦蘭陀竹園所。與大比丘衆五百人俱。爾時四梵志。皆得五通。修行善法普集一處。作此議論。此伺命來時。不避豪強。各共隱藏。使伺命不知來處。一梵志飛在空中。一梵志入大海水底。一梵志入須彌山腹中。一梵志至金剛刹。欲得免死。然不免其死。皆在其處命終。爾時如來以天眼。觀見其命終焉。佛告諸比丘。四人梵志。欲得免死。而一人在空。一人入海水。一人入山腹中。一人入地。皆共同死。是故諸比丘欲得免死者。當思惟四法本。云何爲四。一切行無常。一切行苦。一切法無我。滅盡爲涅槃。是謂四法本。當共思惟。使脫生老病死。愁憂苦惱。此是苦之元本。

〇「佛告諸比丘云々。四大を四毒蛇に。五陰を五人の持釼者に。欲愛を六惡家に」。四大毒蛇在一函中。若有一人。欲生欲樂。是時有王。喚此人曰。彼四大毒蛇極爲兇暴。汝今當令將養沐浴。是時彼人恐不敢進。王復曰。今使五人持釼者。隨汝後。有獲汝者。當斷其命。是時彼人畏毒蛇。畏持者釼。不知所向。王復曰。今復使六惡家。隨汝後。有得汝者。當斷其命。彼人益恐。求可隱處。便值空舍。欲入中藏。適有一友。便告之曰。此空舍中。有諸賊寇。不可入。是時彼人馳走東西。忽見大水。極深且廣。欲度彼岸。無人無橋。亦無船栰。是時彼人更作思惟。聚集薪草。作栰已。即從此岸得度彼岸。遂無恐怖。諸比丘我今作喩。當念解之。四毒蛇者。即四大是也。

所謂。地種。水種。火種。風種。是謂二四大一。
五人持劍者。此是五盛陰也。
所謂。色陰。痛陰。想陰。行陰。識陰。是也。
六怨家者。欲愛是也。
空舍者。內六入是也。
所謂。眼入耳入鼻入口入身入意入也。
若有二智者一而觀レ眼時。盡空無二所有一。亦不二牢固一。
觀二耳鼻口身意一。亦復如是。皆虛皆寂。
云レ水者四流是也。
所謂。欲流。有流。見流。無明流也。(四流ノコト
二十三ノ二十五丁ニ委シ、)マタ四樂ノコトモ同章
ニアリ此モ入用ナリ)
薪草栰者。八品道是也。
所謂。正見。正治。正語。正方便。正業。正命。
正念。正定。是謂二賢聖八品道一也。
水中求レ度者。善權方便精進之力也。
此岸者身邪也。魔王(波旬本)之國界也。彼岸者滅二身
邪一也。如來之境界也。
○佛言。有覺有觀禪。無覺無觀禪。念護禪。苦樂滅
禪。是謂二四禪法一。若有レ人習行者盡二有漏一。成二無漏
心解脫。智慧解脫一。生死已盡。梵行已立。所作已辨。
更不二復受レ胎。如レ實知レ之。
○二十三ノ二十三丁ニ。過去恒沙諸佛ト云コトアリ二タ
所ニ(二十四ノ十一丁ニモアリ)
○一切行無常。生者必有レ死。不レ生必不レ死。此滅
最爲レ樂。
○己が以前にありし事を。過去久遠とあり。いひご
となり。
○二十九丁に。契經阿毘曇律とあり。
○善聚品第三十二に。四果三乘之道言と云ことあり。
○七月十五日。是受歲之日。云々 我今欲レ受レ歲云
云。(二十四ノ十二丁)考へものなり。
○二十四ノ卷十四丁オに。尊勝陀羅尼の元本あり。
彼本へ書入べし。
○同卷二十三丁ウラニ。那羅陀尊者が言に。迦毘羅
衛國王有レ子。名曰二悉達一。出家學道。今自致二成佛一。
號二釋迦文一とあり。
△五王品(二十五ノマキ)○五欲者。眼見レ色。耳聞レ
聲。鼻臭レ香。舌知レ味。身知二細滑一。世人甚愛念。
所ニ希望一也。

○五丁オヨリ○舍衛城中有月光長者。以無見故。求請天神。請求日月。天神地神鬼子母。四天王。二十八大鬼神王釋。及梵天。山神。樹神。五道之神云々。然して生る子の生れし時に。手に摩尼珠を執て。顏色端正。世之希有也云々。さて末に此子の事を。佛祖に問ふ處に。爾時如來成佛未久。衆人稱號名大沙門。是時長者便作此念。我可以此因緣具向大沙門說之。抱此兒往詣如來所。云々とあり。沙門とは。釋迦文と云に同じ。

○說法の事をいふに。所謂論者。施論。戒論。生天之論。欲不淨想漏為大患。出要為妙。爾時世尊。以見長者心開意解。無復狐疑。諸佛如來常所說法。苦集盡道盡為長者說之。長者即於座上。諸塵垢盡。得法眼淨。云々といつもあり。○さて端語はいつも聞如是といへり。

○二佛最為尊とあり。○夏坐のこと考ふべし。

三寶の事を三尊といひ。○過去久遠九十一劫有佛。號毘婆尸如來とあり。

○三十一劫復有佛名式詰如來云々。於此劫中。復有毘舍羅漢如來云々。此賢劫中有佛。名拘樓孫如來云々。

○一時佛。與大比丘衆五百人俱。在人間遊化。爾時如來。遙見大樹為火所燒。更就一樹下。告諸比丘。云何汝等持身。投此火中乎。與端正女人共交遊乎。諸比丘白佛言。寧與女人共相交遊。不投身入此火中。如來告曰。是非梵行。非沙門行。寧投身入此火中。不與女中共相交遊。入火中者。受苦痛。不入地獄。交女人者。無苦痛。而地獄之苦痛。不可稱計云々。

○諸比丘問舍利弗曰。戒成就比丘。當思惟何等法。舍利弗告曰。戒成就比丘。當思惟五盛陰。無常為苦為惱。為多痛亦當思惟苦無空我。便成須陀洹道。須陀洹比丘。思惟此五盛陰(之)。時便成斯陀含果。斯陀含比丘。思惟此五盛陰(之)。時便成阿那含果。阿那含比丘。思惟此五盛陰(之)。時便成阿羅漢果。諸比丘問曰。阿羅漢比丘。當思惟何等法。舍利弗報曰。汝等所問何甚過乎。阿羅漢比丘。所作已過。有漏心得解脫。不向五趣生死之海。更不造行。是故持戒比丘。須陀洹。斯陀含。

阿那含。當レ思ニ惟五盛陰一也。
○如來成道未レ久。世人稱レ之爲ニ大沙門一云々。
○雞頭梵志が供養のとき。帝釋毘沙門など。佛に仕へて。事を行へることなど。みな後の幻説なり。
▲邪聚品二十七卷目なり。二丁に云
佛告ニ諸比丘一。如來出ニ現世一時必當レ爲ニ五事一。云何爲レ五。一者當レ轉ニ法輪一。二者當レ度ニ父母一。三者無信之人立ニ於信地一。四者未レ發ニ菩薩意一。使レ發ニ菩薩心一。五者當レ授ニ將來佛決一。是故諸比丘。當下起ニ慈心一向中如來上也。
○阿難語ニ僧伽摩一曰。已知ニ如眞法一乎。僧伽摩報曰。我已覺ニ知如眞法一也。阿難曰。云何覺知乎。僧伽摩報曰。色痛想行識。皆悉無常。此無常義。即是苦。苦者無我。無我者即是空也。此五陰是無常義。無常義者。即是苦。我非ニ彼有一。彼非ニ我有一。苦々還相生。度レ苦亦如レ是云々。阿難歎曰善哉。如眞之法。善能決了。即從レ座起而去。往ニ至如來所一具白。爾時如來告諸比丘。我聲聞中。能降ニ伏魔一者。僧伽摩比丘是也。
とりも直さず色即是空。空即是色の意なり。

○長には念言とあるを。增一には作ニ此念一とのみいへり。
○大目揵連。大迦葉。阿那律。阿難。離越。など。五比丘ら。舍利弗が所に至る。舍利弗まづ阿難を始め。五人の者どもに。次々に其志を問試けるに。離越が答言に。樂ニ閑靜之處一。思惟坐禪與ニ止觀一相應といへり。佛きゝて快哉といへり。入ニ三昧一。皆悉在前とあり。
○また正身正意。結跏趺坐。繫念在前。○修ニ行止觀一。樂ニ閑靜之處一とも。また當下戒德成就在ニ空閑處一。而自修行。與ニ止觀一共相應とあり。なほ止觀のこと委し。
○第三十の六重品。第三十七の二に。舍利弗が師子吼のこと。
○舍利弗白レ佛言。自レ出ニ母胎一年向ニ八十一云々。此地亦受レ淨。亦受ニ不淨一。屎尿穢惡皆悉受レ之。膿血涕唾終不レ逆レ之。然此地亦不レ言レ惡。亦不レ言レ善。我亦如レ是。水亦能使ニ好物淨一。亦能使ニ不レ好物淨一。然彼水不レ作ニ此念一。我淨是置是。我亦如是。火燒ニ山野一。不レ擇ニ好醜一。終無ニ想念一。我亦如是。

掃帚不擇好醜。皆除之。終無想念。我亦如是云々。

○汝不悔過者。頭便破爲七分とあり。下文に。悔過を懺悔といへり。

○我今當說第一最空法とて。十二因緣をとけり。そを委く記さば

佛告諸比丘曰。我今當說第一最空法。汝等善思念之。云何名爲第一最空之法云々。○(ヨク〱按スベシイトモ〱委しき也)

○一人身中骨有三百六十。毛孔九萬九千。脉有五百。筋有五百。蟲八萬戶云々。

四諦十二因緣ノ所ニカナラズ忘ルベカラズ。

○生漏梵志白如來言。

梵志問言。盜賊意何所求。佛言。賊意盜竊心在姦邪。欲使人類。不知所作。梵志問言。女人意何所求。佛言女人意在男子。貪著財寶。心繫男女。心欲自由。梵志問言。比丘意何所求。佛言戒德具足。心遊道法。意有四諦。欲至涅槃。是比丘之所求也云々。

○一時佛在毘舍離城外林中。與大比丘衆五百人俱。是時薩遮尼揵子。將五百童子。往至佛所。共相問訊。在一面坐。白如來言。云何瞿曇。有(以カ)何教誡。訓諸弟子。佛言。我之所說。色者無常。無常者即是苦。苦者即是無我。無我者即是空也。空者彼非我有。我非彼有。如是者智人之所學也。痛想行識。及(及ノ字心得ズ)五盛陰皆悉無常。無常即是苦。苦者即是無我。無我者即是空。空者彼非我有。我非彼有。我之教誡其義如是。是時尼揵子。以兩手掩耳。而作是言止止。我不樂聞此義。所以然者。如我所解義。色者是常也。佛言。汝今專其心意。思惟妙理。然後說之。尼揵子曰。我今所說。色者是常也。五百童子其義亦爾。佛言。汝今以己之辨說之。何爲引彼五百人乎。尼揵子曰。我今說色是常。沙門欲何等言論。佛言。我說色無常亦無我者。權詐合數有此名。亦無眞實。無固無牢。亦如雪摶。是磨滅之法。是變易之法也。汝今說色者是常。我還問汝。轉輪聖王於己國得自在不乎。尼揵子言。此聖王得自在也。佛言。此聖王當復老乎。是時尼揵子默然不報。如來再三問之不報。爾時如來告尼揵子。汝今見虛空中。

是時尼揵子仰觀空中。爾時密跡金剛力士。手執金剛杵。在虛空中而告之曰。汝今不報如來論者。於如來前破汝頭作七分。是時尼揵子見已。驚恐衣毛皆竪。白如來言。唯願瞿曇當見救濟。今更問論當相對。佛言聖王當復老乎。尼揵子曰。聖王許有老耶。佛曰轉輪聖王。常能於已國得自由。何以故。不能却老却病却死乎。是時尼揵子身體汗出。汗千衣裳。亦徹坐處。佛告曰。尼揵子汝在大衆中。而師子吼。汝等童子共我至瞿曇所與共論議。當降伏如提長毛之羊。隨意將東西。亦無疑難。使彼沸血從面孔出。而命終其中。爾時如來擧三法衣。示尼揵子曰。汝觀如來。脇無流汗。然汝今日反更有汗。乃徹於地。是時尼揵子曰。唯問義理。當更說之。如來言。轉輪聖王。欲使老病死不至。可得乎。尼揵子言。不果此願也。佛言欲使有此色。欲使無此色。此可果乎。尼揵子曰。不果也。佛言。尼揵子色者是常乎。無常乎。尼揵子曰。色者無常也。佛言設復無常。爲變易法。汝復見此是我。許我是彼有乎。對曰不也。佛言痛想行識爲是常。爲是非常。對曰

無常也。佛言設復無常。爲變易法。汝頗見有乎。對曰無也。佛言此五陰是常。無常也。尼揵子曰無常也。佛言設無常。爲變易法。汝頗見有乎。對曰無也。佛言云何。尼揵子汝言是常。此理不與義相違乎。是時尼揵子白佛言。我今愚癡不別眞諦。與瞿曇共論。言色是常。我狂惑而未明深義。乃敢觸嬈沙門瞿曇。止々猶如盲者得眼。我今自歸沙門瞿曇法。自今已後盡形壽。聽爲優婆塞。爾時如來說法如常。尼揵子卽於座上。諸塵垢盡得法眼淨。是時尼揵子五百弟子。聞師受佛敎化已。各々自相謂言。我等大師。云何師宗瞿曇出毗舍離城。在中道立。是時尼揵子聞法已。卽從座起頭面禮足。便退而去。爾時弟子等遙見師來。各々取瓦石而打殺之。時諸童子聞尼揵子爲弟子所殺。往至佛所白如來言。尼揵子今爲弟子所殺。爲生何處。如來告曰。彼是有德之人。四諦具足三結使滅。成須陀洹。必盡苦際。今日命終生忉利天。彼見彌勒佛已當盡苦際。此是其義當念修行。爾時諸童子白如來言。甚奇甚特。此尼揵子至如來所。欲捔議論以己論而自縛束。受如來化。爾時如

來與諸童子。說微妙法。令使歡喜。諸童子從佛聞法已。即從座起而繞佛三匝。頭面禮足便退而去。、

○名義集に。菩薩。正音云菩提薩埵。と有りて。種々の譯を擧たる中に。賢首云。菩提此謂之覺。薩埵此曰衆生。とあるこれ正譯なり。然れば菩提は。佛陀ともと同語なり。(そは佛法をも覺とも智とも譯するにて知られ、また三藐三菩提を三藐三佛陀と有にても菩提佛陀同語の轉訛なること知られたり。)薩埵は衆生と云ふ言なれば。佛に成むとして。未得成ざる衆生。といふ語になむ有ける。(此の外に諸註論に高妙なる義に解る說ども聞ゆれども皆いふに足らず、なほ阿耨多羅三藐三菩提の所に云ふを見るべし、かゝるいやしき名をしも神に負せ奉れる御世もありけり、あなかしこ、)

○釋迦文は。釋迦牟尼ともあり。文牟尼同音同語の轉れるなり。(然るに名義集に淨名疏を引て釋迦文を釋迦爲能文爲儒と譯き、釋迦牟尼を撫華云此云能仁寂默と譯したるは當らず、)釋迦は姓にて。直樹の義なること。既にいへり。文といひ牟尼と云は。本行經に。諸釋種憍慢多言。見太子皆默然。王云宜字牟尼と有りて。牟尼を寂默と譯せり。是正譯にて。寂默は父の負たる字なり。

力品第三十八之一

佛告諸比丘。有六凡常之力。小兒以啼爲力。欲有所說。要當先啼。女人以瞋恚爲力。依瞋恚已然後所說。沙門梵志以忍爲力。常念下於人。然後自陳。阿羅漢以專精爲力。而自陳說。諸佛以大慈悲爲力。弘益衆生云々。

○一時佛在摩竭國優迦支江水側。詣一樹下。躬自敷座而坐。正身正意繫念在前。爾時有一梵志。往至彼處。見如來脚跡極爲殊妙。己生此念。此是何人之跡。爲天龍鬼神乾沓和。阿須倫人若非人。爲是我先祖梵天耶。云々。

○阿那律在衆中睡眠。佛見阿那律睡云々。佛告耆域曰。療治阿那律眼根。耆域報曰。若阿那律小睡眠者。我當治目云々。

鴦掘魔比丘。もと人殺しの大賊なりき。舍衛城に入て乞食す。諸の男女見て。各々相謂て云く。此の比丘め。衆生を殺害せること。稱計すべからず

と。人民各々瓦石を以て打者あり。刀を以て斫者あり。頭目を傷壞し。衣裳裂盡て。流血體を汙し。卽舍衞城を出て。如來所に至る云々。
、過去久遠於二此賢劫之中一。有レ佛。名二迦葉如來至眞等正覺一云々。
○爾時有二女人一。名曰二嫉種一。盡明二六十四變一云々。太子を惑せり。

力品第三十八之二

○如來終不二妄笑一。笑時口中便有二五色光一。出二靑黃赤白黑一。
○無常無レ有下常存レ世者上。悉是幻僞無レ有二眞實一云云。カクイヘバ神通ハ殊ニ幻僞ナリ。
○是時毘舍離城。內有二六師一。在レ彼遊化。所謂六師者。不蘭迦葉。阿夷端。瞿耶樓。波休迦栴。先比盧持。尼揵子等云々。輸盧比丘尼に降伏せられたり。佛云無レ有下能與二六師一共論上。唯有二如來及此比丘尼一。といへり。
○所謂契經。祇夜。偈。因緣。譬喩。本末。廣演。方等。未曾有。廣普。授決生經。若有二比丘一。不レ知二十二部經一。此非二比丘一也。
○比丘當レ知。若賢聖弟子無二貪欲想一。除二不善法一。念二持歡樂一。遊二志初禪一。復次有覺有觀。息三內有二觀喜一。專二其一心一。無覺無觀。遊二心二禪一。復次無念而有レ護。自覺二身有レ樂。諸賢聖所二救護一。念具足遊二心三禪一。復次苦樂已盡。先無二愁憂一無レ苦無レ樂。護念淸淨。遊二志四禪一。復次盡二有漏一。成二無漏心解脫。智慧解脫一。於二現法中一而自娛樂。生死已盡。梵行已立。所作已辨。更不二復受レ胎。如レ實知レ之。是時戒德之香。徧聞二四遠一。無下不二稱譽一者上。四月之中自相娛樂。遊二心四禪一。具二定行本一云々。
○尊者童眞迦葉と云あり。童女迦葉かしらす。
○舍利弗報云。我名二優波帝舍一。母名二舍利一。諸比丘號レ吾爲二舍利弗一云々。
□七日品第四十一の十三丁ウニ 我本未レ成二佛 ○道一爲二菩薩行一坐二道樹下一云々トアリ。
△七日品の二に。一切諸行皆空皆寂。起者滅者皆是幻化。無レ有二眞實一。是故比丘當於二出入息中一。思二惟死想一。便脫二生老病死愁憂苦惱一。とあり。

○「波斯匿王見二七梵志一。白二如來一言。此諸人經過不レ住。皆是少欲知足。無レ有二家業一。今此世間阿羅漢者。此人最爲二上首一。所二以然一者。於二衆人中一。極爲二苦行一。不レ貪二利養一。佛曰大王竟未レ識二眞阿羅漢一云々とて。比丘をミソナリ。(本書ヨク考フベシ)

○「同品五丁オニ。梵天去レ此極爲二玄遠一。彼天帝身亦復レ如レ是とあり。

○我昔日未レ成二佛道一。在二優留毘一六年勤苦。不レ食二膳味一。身體極爲二羸瘦一。如二似百年之人一。皆由二不レ食之所一レ致。若我欲レ起時。便自墮レ地。時我復作二此念一。設我於レ中命終者。當レ生二何處一云々。復遊二在仙人窟中一。爾時有二衆多尼揵子一。在レ彼學道云々。

△八難品第四十二二に。過去時多薩阿竭阿羅訶三耶三佛亦有二如レ是侍者一。

外道六師のこと。賢聖八品道のことあり。過去恒沙諸佛ともあり。

○阿須倫及牟提輪天子來れることあり。七未曾有のこと。

○五諦四諦の論あり。四諦の處に必引べし。大論あり。(五諦四諦)。

○八大人念と云は少欲。知足。閑居。持戒。定。智。多聞。精進。

○賢聖八品徑路。所謂正見。正治。正語。正業。正命。正方便。正念。正三昧。

○過去世時寶藏如來云々。此寶藏如來が。其侍者滿願比丘といふに。汝將來無數阿僧祇。却當レ作レ佛號。曰二燈光如來至眞等正覺一と云ることと見ゆ。かくて此の比丘に。油を供給せる牟尼女といふ女に。將來無數阿僧祇劫に。佛出世にて。汝に決を授べしと云り。後無數阿僧祇劫に。燈光佛世に。出現しけるに。彌佉梵志といふが。手に五華を取て。佛の上に散し。我將來の世に。佛と作むと念じけるを。佛その念を知て告曰。汝將來の世に。當に佛と作て。釋迦文如來至眞等正等と號べし。と云ると云て。寶藏如來の時の長老比丘は。燈光如來是なり。寶藏如來の時の牟尼女は。燈光如來の時の梵志是なり。其の梵志は。今の我是なりと云へり。

○提婆達多已失二神足一。阿闍世太子日遣二五百釜食一。而供二養之一云々。佛告二比丘一。夫智慧者。於二此法中一

最爲第一云々。戒律之法三昧或就。神足飛行。共是世俗常法。智慧成就者。此是第一之義也。

こは提婆が極大威力ありと云につきて云るなり。

○佛告諸比丘。我昔未成佛道。坐樹王下。時便作此念。欲界之中誰最豪貴。我當降伏。已降伏此欲界之中天及人民。皆悉靡伏時。我復重作此念。聞有弊魔波旬。今當與彼戰。以降波旬。一切憍豪貴之天。一切靡伏。時我於座上笑。使魔波旬境界皆悉震動。虛空之中聞說偈聲。

捨眞淨王法。出家學甘露。設尅廣願者　空此三惡趣。我今集兵衆。蹈彼沙門顏。設不用我計。執脚擲海表。

是時弊魔波旬云々

是より三十九ノ巻にアリ。(波旬の一件はかく方便說に後に比丘に語れる語なるを前の事實に記者らが記せるなり、此類いと多しよく〳〵辨ふべし。)

△第四十卷。九衆生居品(七丁オ)に。晝夜稱佛名號。云何世尊獨不見愍云々。(佛名號チトナフ)

○朱離槃特愚痴云々。身形變化第一也。

○祀祠火爲上云々。供養三佛陀。

○我昔日爲錠光佛。見授決也といふことあり。(四十卷ノ十四ウラ)

○佛說に。四大依食得存。亦依於心所念法。諸善之法依心而生云々。

○佛告諸比丘。吾昔日時七歲之中。恒修慈心。經歷七歲劫敗劫。不往來生死。劫欲壞時。便生光音天。劫欲成時。生無想天上。或作梵天。統領諸天。領十千世界。又復三十七反。爲釋提桓因云云。

○十四丁オに更不復受後有。如實知之云々。彼人修梵行。三乘之行云々。また三乘之法ともあり。

○佛告舍利弗。我昔未成佛道。坐樹王下。便作此念。此衆生類流轉生死。不得至竟解脫。若得此空三昧。亦無所願。便得無願三昧。已得無願三昧。不求死此生彼。都無所想念。時彼行者復有無相三昧。可得娛樂。此衆生類。皆由不得三三昧。故流浪生死。觀察諸法。已便得空三昧。已得空三昧。便成阿耨多羅三藐三菩提。我當爾時以得空三昧。七日七夜觀視道樹。目未曾眴。

舍利弗以此方便知。空三昧者。於諸三昧最爲第一三昧。王三昧者。空三昧是也。(三昧三アル丁)

○十六丁ウより。羅閲城中の尸利掘長者といふ者。外道尼揵子に事へて。其敎に從ひ。佛に毒食を與へて。殺さむとて請じけるに。其城中の人民知て佛に告ぐ。佛きゝて。諸人恐怖を懷くこと勿れとて。長者家に至り。

世間有三毒　如來永無毒　至誠佛法僧　害毒無遺餘と說已て。其毒食を食ふ時に。諸比丘に。汝等皆莫先食。要須如來食已。然後乃食しむるに。害無りしことあり。△また此章の長者が言に。我是第七仙人。是釋迦文弟子と云ること有り。

○佛告諸比丘。有十念。云何爲十。所謂念佛。念法。念比丘僧。念戒。念施。念天。念止觀。念安般。念身。念死。修行此十念者。盡斷欲愛色愛無色愛。一切無明皆悉除盡。(道士とは婆羅門のことなり三所にあり)

○波斯匿王白佛言。尼揵子來語我言。沙門瞿曇知於幻術。能廻轉世人。此語爲審乎。爲非乎。佛告王曰。大王如向來語。我有幻法。能廻轉世人。王白佛言。何者名爲廻轉幻法。佛告王曰。其殺生者。其罪難量。其不殺者受福無量。其不與取者獲罪無量。其不盜者獲福無量。其邪見者受罪無量。其正見者獲福無量。我所解幻法者。正謂此耳云々。

○拘深婆羅城。優塡王所治之處。篤信佛法云々。

○打揵椎集比丘云々

△十不善品第四十八の二十二ノウラに。師子長者と云もの。五百の比丘を供養設食すと聞て。佛言。施一羅漢其福難限。何況大神妙天所敬奉。今五百人均是眞人。其福有何可量。今施五百羅漢之功德。不可云譬喩。爲比云々。此閻浮地極爲廣大。有四大河。一者恒伽。二者新頭。三者私陀。四者婆叉。一一河者。從有五百道云云。有十人云何爲十。所謂向須陀洹。得須陀洹。向斯陀含。得斯陀含。向阿那含。得阿那含。向阿羅漢。得阿羅漢。辟支佛。佛是謂十人。此十人皆從衆中出。非衆不成云々。如來聖衆可敬可貴。是世間福由。今此衆中。有四向四得及聲聞乘。辟支佛乘。佛乘其有善男子善女人欲

得三乘之道者。當從衆中求之。○菩薩所施
平等ともあり。
○舍利弗在耆闍崛山中屏隈之處。補衲故衣。爾時
有十千梵迦夷天。從梵天沒來。至舍利弗所。
頭面禮足云々。爾時諸天以見舍利弗默然可已。
即禮足退去云々。善鬼惡鬼が空を通りけるに。
惡鬼舍利弗が頭をうつ。金剛三昧に入れる時なり。
○施羅梵志が言に。我等經籍亦有此言。如來出家
(世ナルベシ)之時。實不可遇。猶如優曇鉢華
時々乃現。若成就三十二相八十種好。當趣二
處。若在家者。當作轉輪聖王。七寶具足。若出
家學道者。必成無上道。爲三界世祐とあり。
これ大論あり。
○上人法○時五百人諸漏永盡。得上人法とあり。
何の譯なるか。
○跋提婆羅と前に云て。下に吉護比丘といへり。
○佛告諸比丘。我恒一坐而食。身體輕便。氣力强
盛。汝等亦當一食。得修行梵行。若能一坐而
食。身體輕便。心得開解。心已得解得諸善根。
已得善根。便得三昧。已得三昧。如實而知之。

云何如實而知之。所謂苦諦。如實而知之。若
集諦如實而知之。苦盡諦如實而知之。苦出要
諦如實而知之。後以解此欲漏心。有漏心。無明
漏心。而得解脫。已得解脫。便得解脫智。生死
已盡。梵行已立。所作已辨。更不復受胎。如實
而知之。此名爲婆羅門要行之法。其有衆生行
此諸法。然後乃稱爲沙門。諸結永息。故名爲沙門。
復以何故。名爲婆羅門。盡除愚惑之法。名爲梵
志。亦名爲刹利。復以何故名刹利。以斷其婬
怒癡故。名爲刹利。亦名爲沐浴。以何故名爲沐
浴。以其洗二十一結故。名爲沐浴。亦名爲覺。以
何故名爲覺。以其覺了愚法慧法。故名爲覺。亦
名爲彼岸。以何等故。名爲彼岸。以其從此岸
至彼岸。故名爲彼岸。能行此法者。然後乃名。
爲沙門婆羅門。此是其義當念奉行。
○四十六の九丁才に。又傳此言提婆達兜。名德不
可具記と云ことあり。これ大きに考へものなり。
○同十七丁ウラ目連語に。釋迦文佛慇念一切。蜎
飛蠢動。如母愛子。心無差別とあり。

○四十五ノ四丁ウラに。阿難が四諦十二因緣の說法をきゝて。白如來言。如來與諸比丘。說甚深緣本。然我觀察無甚深之義。と云ることあり。いともおもしろし。（アナン十二因緣ノ說チ深甚トイハズ）卷第四十七禮三寶品第五十（阿含中に文字を書たる故事更になし、讀經ノコトモ）

○　靈山品　（カ品ノ二ヨリトル第三十二卷メナリ）

一時佛在羅閱城耆闍崛山中。與大比丘衆五百人俱。爾時如來告諸比丘。汝等見此靈鷲山乎。諸比丘對曰。唯然見之。汝等見此仙人窟山乎。此仙人山。恒有神通菩薩。得道羅漢。諸仙人。所居之處。又若如來不出世時。有五百辟支佛。居此山中。於中遊戲。如來在兜術天。欲來生時。淨居天子自來在此。相告普敕世間。當淨佛土。却後一二歲。如來當出現於世。是時諸辟支佛。聞天人語。已皆騰在虛空。即於空中。燒身取般涅槃。以一國之中終無二王。一佛境界無二佛號。故取滅度耳。

（此品ノ第三章ニモ辟文佛ノ修行委シ）

こゝに過去久遠に。此羅閱城に喜益王と云がありて。三惡道の苦を遁れむと念じて出家し。空閑處に於て。五盛陰を觀じ。無常を觀了して後に。辟支佛の道を成せる由見えたり。然れば

此山中恒。有神通菩薩。得道眞人。學仙道者。而居其中。是故名仙人之山。如來不出現於世時。諸天恒來恭敬。以此山中純是眞人無有雜錯者也。若彌勒佛出現世時。是仙人山更無異名。汝等比丘。當親近此山。承事恭敬。便當增益諸善功德也。

法華新註に。諸書を引て。耆闍崛山者。耆闍崛此云靈鷲。亦云鷲頭。亦云猿跡。山峰似鷲。將峰名山。又云。山南有尸陀林。鷲噉屍。竟棲其山。時人呼爲鷲山。前佛後佛。皆居此山。若佛滅後羅漢住。法滅支佛住。無支佛鬼神住。既是聖靈所居。因呼爲靈鷲山。

○頭書に云く。大論（三之四）耆闍名鷲。崛名頭。是山頂似鷲。○觀經疏云。諸聖仙靈依之而住。

○西域記（九之八）云。宮城東北行十四五里。至姞栗陀羅矩吒山。唐言鷲峰。亦謂鷲臺。舊曰耆闍崛山訛也。既棲鷲鳥。又類高臺。○應法師（經音義七之初）云。案梵本。無靈義。此鳥有

靈知二人死活一。人欲レ死時群二翔彼家一。待二其送一レ林。則飛下而食。以三能懸二知一故。號二靈鷲一也。○婆沙云。其山二峯。如レ仰二鷄足一。似二猨之迹一。亦名二猨迹一。（以上名義）○大論三（五右）云。王舍城南尸陀林中。多二諸死人一。諸鷲常來噉レ之。還在二山頭一。時人便名二鷲頭一。

○壽量品第十六偈に。

自二我得一レ佛來　諸劫數無量　百千萬億載　常敎二化衆生一　令レ入二於佛道一　爲レ度二衆生一故　方便現二涅槃一　而實不二滅度一　常住レ此說レ法　我常住二於此一　以二諸神通力一　令レ顚二倒衆生一　雖レ近而不レ見　衆見二我滅度一　而生二渴仰心一　質直意柔輭　一心欲レ見レ佛　不三自惜二身命一　時我及衆僧　倶出二靈鷲山一　我時語二衆生一　常在レ此不レ滅　汝等不レ聞レ此　但謂二我滅度一　我見二諸衆生一　沒二在於苦惱一　故不二爲現一レ身　令三其生二渴仰一　因二其心一戀慕一　乃出爲說法　神通力如レ是　於二阿僧祇劫一　常在二靈鷲山一　及餘諸住處　衆生見二劫盡一　大火所レ燒時　我此土安隱　天人常充滿　園林諸堂閣　種々寶莊嚴　寶樹多華果　衆生所二遊樂一　云々□□□□□我淨土不レ毀　云々□□□　而衆見二燒盡一憂怖諸苦惱　如是悉充滿　我智力如レ是

如是我聞。一時佛住王舍城迦蘭陀竹園。時有比丘。名優波先那。住王舍城寒林中塚間蛇頭巖下迦陵伽行處。時尊者優波先那獨一於內坐禪時。有惡毒蛇長尺許。於上石間墮優波先那喚舍利弗。語諸比丘。毒蛇墮我身上。我身中毒。汝等駛來扶持我身。出置於外。莫令於內身壞碎如糠糩聚。時尊者舍利弗於近處。住一樹下。聞優波先那語。即詣優波先那所語優波先那言。我今觀汝色貌。諸根不異於常。而言中毒持我身出莫令散壞如糠糩聚竟爲云何優波先那語舍利弗言。若當有言我眼是我々所耳鼻舌身意。耳鼻舌身意是我我所色聲香味觸法色聲香味觸法是我々所地界。地界是我々所水火風空識界水火風空識界是我々所色陰色陰是我々所受想行識陰是我々所者面色諸根應有變異我今不爾眼非我々所乃至識陰非我々所是故面色諸根無有變異。舍利弗言。如是優波先那。汝若長夜離我々所我慢繫著使斷其根本如截多羅樹頭於未來世永不復起云何面色諸根當有變異。時舍利弗。即周匝扶持優波先那身。出於窟外。優彼先那身中毒。碎壞如

聚糠繪時舍利弗即說偈言。
久植諸梵行　善修八聖道　歡喜而捨壽　猶如棄毒
鉢　久植諸梵行　善修八聖道　歡喜而捨壽　如人
重病愈　久植諸梵行　善修八聖道　如出火燒宅
臨死無憂悔　久植諸梵行　善修八聖道　以慧觀世
間　猶如穢草木　不復更求餘　餘亦不相續
時尊者舍利弗供養優波先那屍已往詣佛所。稽首禮足
退坐一面白佛言。世尊々者優波先那有小惡毒蛇如治
限纏墮其身上。其身即壞如聚糠繪佛告舍利弗。若優
波先那誦此偈者。則不中毒。身亦不壞。如聚糠繪舍
利弗白佛言。世尊誦何等偈何等辭句。佛即爲舍利弗
而說偈言。
常慈念於彼　堅固賴吒羅　慈伊羅槃那　尸婆弗多
羅　欽婆羅上馬　亦慈迦拘吒　及彼黑瞿曇　難陀
跋羅陀　慈悲於無足　及以二足者　四足與多足
亦悉起慈悲　慈悲於諸龍　依於水陸者　慈一切衆
生　有畏及無畏　安樂於一切　亦離煩惱生　欲令
一切賢　一切莫生惡　常往蛇頭巖　衆惡不來集
凶害惡毒蛇　能害衆生命　如此眞諦言　無上大師
說　我今誦習此　大師眞實語　一切諸惡毒　不能
害我身　貪欲瞋恚癡　世間之三毒　如此三惡毒
永除名佛寶　法寶滅衆毒　僧寶亦無餘　破壞凶惡
毒　攝受護善人　佛破一切毒　汝蛇毒今破
故說是呪術章句所謂
塢躭婆隸　躭婆　躭陸　婆羅躭陸　捺渧　肅捺渧
枳跋渧　文那移　三摩移　檀諦　尼羅枳施婆羅拘閇
塢隸　塢娛隸　悉波訶
舍利弗優波先那善男子。爾時說此偈說此章句者。蛇
毒不能中其身。身亦不壞如糠繪聚舍利弗白佛言。世
尊優波先那未曾聞此偈。未曾聞此呪術章句。世尊今
日說此正爲當來世耳。尊者舍利弗聞佛所說。歡喜作
禮而去。

一卷　中阿含經

○我聞如是一時佛遊ニ（長アゴンハ遊行經ト云ッ、モ在ニ□□ニトイヘリ）□□□□ニ（比丘ノ數ナシ）云々佛說如是。諸比丘聞ニ佛所說ー歡喜奉
○辨ニ阿含及所得ーヲ所々アリ（阿含ト云コト考フベシ）
○梵志といひ　○居士といひ
○比丘復有レ問レ經。有レ不レ問レ經。若問レ經者勝。不レ問レ經者不レ如也。經ト云コト考へ

△比丘の學入る順次委し（薔度樹經）
○阿羅漢を阿羅訶といへり。（神足ヲ如意足トイヘリ）
○不ニ更受レ有知如レ眞といへり
△逮ニ（得トモアリ）初禪成就遊一といへり。（城喩品）
△四姓ヲ云ニ刹利。梵志。居士。工師といへり。いく所もしかり。（水喩品）
△尊者摩訶周那とあり。（世間福品）
△木積經これは增一二十五ノ卷にもあり。中の方委し按すべし。

二ノ卷

○勝林給孤獨園トアリ（七車經）
○滿慈子と舍利子と出會。互に其名を知らず。各々尊者なり。
○地界水火風空識界。是謂ニ六界一とあり。然れども五大の由には非ず。混ふべからず。（度經）

三ノ卷

○伽彌尼天子夜將レ向レ旦。往ニ諸佛所一。稽首佛足云云。（末に定りの如く佛說如是伽彌尼及諸比丘聞ニ佛說一歡喜奉行とあり、されど結局より二字おきて、放してあり。）（伽彌尼經）

四ノ卷

五ノ卷

○舍利弗相應品等心經に。諸等心天云々。夜將向旦。來ニ詣佛所一稽首作禮云々。舍利弗が說法を譽たり。昨夜向レ旦諸等心天來ニ詣我所一。稽首して云々と譽たりと云り。
○成就戒經に。若於ニ現法一不レ得ニ究意智一。身壞命終過ニ摶食天一。生ニ餘意生天中一云々下には意生天とあり。
○六の卷二十一丁に。苦集滅道とあり。二所なり次次も。
○七の卷大拘絺羅經は。四諦十二因緣の註とすべし。
○象迹經に。無量一切善法。皆四聖諦所攝。來ニ入四聖諦一。謂四聖諦於ニ一切法一爲ニ第一一と云り。舍利弗語なり。
○八の卷末曾有經に。佛住ニ母胎一。不ニ爲レ血所レ汙。亦不ニ爲ニ精及諸不淨一所ら汙とあれど。然らば體は何によりて成たるにか。

○初生之時即行七步。觀二察諸方一と云ことあれど。師子吼のことなし。然れば□大師が一棒に。打殺さむと云ること眞に尤なり。

○十一卷九丁オ二。頂生王が語に。我曾從二古人一聞レ之。有レ天名曰二三十三天一。我今欲三往見二三十三天一。とうひく〱しくいへり。

○十二丁オ二色覺想行識とあり。

○十三卷十九丁ウ二佛說如是。彌勒阿夷哆尊者。阿難及諸比丘。聞二佛所說一歡喜奉行とあり。此段の末に魔波旬が嬈亂せむとて來り。說頌に若在二雞頭城一螺王境界中と三たび云るに。佛は彌勒境界中といひ直せるにても知られたり。

○十四卷初丁より。大天王といふ轉輪王のはなし。

○同卷同段の末に。爾時梵天色像巍々。光耀暐曄。夜將レ向レ旦。往二詣佛所一。稽二首佛足一却住二一面一云云。

○三十四卷め。大品商人求財經に。佛告二諸比丘一。乃往昔時閻浮洲中。諸商人等。皆共集會在二賈客堂一云々。ドウシテ皆集會セラル、物か

○阿含にもたま〱には。極樂の字見えたれども。たゞ何所にもあれ。極めて樂しき處といふ義にて。西方阿彌陀世界の事には非ず。

○同卷同品福經に。我往昔時七年行慈七反成敗。不レ來二此世一界敗壞時生二晃昱天一。世成立時來下生二空梵宮殿中一。於二彼梵中一作二大梵天一。餘所千反。作二自在天王一。三十六反作二天帝釋一云々。

○三十五卷め梵志品に。一時佛遊二王舍城一在二鷲巖山中一。時摩竭陀王云々。此條は長阿含遊行經にも在て。跋耆國を伐むと。大臣を遣して。問へる條なり。增壹にも在しと覺ゆ。

○三十四卷大品至邊經に。墨を以て墨を洗ひ。血で血を洗ふたとへあり。

○三十九卷婆羅婆堂經は。長阿含の四姓經と同じ。然して末に。梵天常童說二此偈一曰。

刹利二足尊　謂レ有二種族姓一求學明及行　彼爲二天人二稱梵天帝王此偈非二不善一也といへり。例の趣向なり。

○同卷須達多經に。歸二命三尊佛法一と所々見ゆ。三耶三佛の意乎

○四十卷黃蘆園經に。韓蘭若梵志と云が。年百二十歲

なりき。
○四王天三十三天。焔摩天。兜率陀天。化樂天。他化樂天。
○四十一巻め梵摩經に。瞿曇成二就三十二大人之相一。若成二就大人相一者。必有二二處眞諦不一レ虚云々。陰馬藏。及廣長舌といふ。於是世尊即如二其像一。作二如意足一。如二其像一作二如意足一。已優多羅摩納。見二世尊身陰馬藏。及廣長舌一。廣長舌者從レ口出レ舌。盡覆二其面一。優多羅摩納見已云々。
○同段に。梵志。梵摩。極大長老。壽命具足。年百二十六なり。
○如來爲レ彼說二呪願一曰。呪火第一齋。通音諸音本。王爲二人中尊一。海爲二江河長一。月爲二星中明一。明照無二過日一。上下維諸方。及一切世間。從人乃至天唯佛最第一。
○鸚鵡摩納都提子家有二白狗一。見二佛來一見已便吠云云。
○四十九巻め十七丁より。小空經大空經とて。ほゞ空を說たり。
○第六十巻に。拘薩羅王波斯匿が妻を。末利皇后といへり。

雜阿含經　（阿羅漢ヲ阿羅訶トイヘリ）。

○如是我聞。一時佛住二□□□一云々。佛說二此經一已。諸比丘聞二佛所說一。歡喜奉行とあり。五六行の條々までを大抵はかくいへり。
○五巻十二丁オニ那拘羅長者百二十歲とあり。
○同巻十六ウニ如來說二此法一。已入レ室坐禪とあり。
○同段云。何見色是我得レ地一切入處正受觀已作二此念一。地即是我。我即是地。我及地唯一無レ二。不レ異不レ別。如レ是。水火風。青黄赤白一切入處。正受觀已云々。四大四色なり。
○同巻二十二丁に。薩遮尼揵子と論議の所に。尼揵子猶默然。時有二金剛力士鬼神一。持二金剛杵一。猛火熾然。在二虚空中一。臨二薩遮尼揵頭上一。作二是言一。世尊再三問。汝何故不レ答。我當以二金剛杵一碎破二汝頭一。令レ作二七分一。佛神力故。唯令二薩遮尼揵子一見二金剛神一餘衆不レ見。薩遮尼揵子得二大恐怖一白レ佛言云々。とあるを見て知べし。
○第三經。亦如レ是所異者云々といひ。諸經皆如レ上說といひ。如是比十四經經如上說といひ。第二經

亦如是。差別者云々。第三經亦如是。差別云々など見ゆ。第二第三經。亦復如上などいひて。其いさゝか異なる所を。抄錄せる所々もあまたあり。八經亦如上。○二十四經如是。○九十六經亦如上說ナドモアリ。四十經亦如上說。○五十六經如上說 ○三十二經亦如上說

○九卷十七丁オニ。尊者優波先那。住王舍城寒林中塚間蛇頭巖下迦陵伽行處。時獨一於內坐禪時。有惡毒蛇。長尺許。於上石間。墮優波先那身上。於是優波先那。喚舍利弗。語諸比丘。毒蛇墮我身上。我身中毒。汝等駛來。扶持我身。出置於外。莫令於內身壞碎如糠糟聚云々。舍利弗卽周匝。扶持優波先那。身出於窟外。優波先那身中毒。碎壞如聚糠糟。時云々

○十六の二十一丁に眼藥丸の譬あり。

○十七の三丁に。三藐三佛陀とあり。○七十に三耶三佛說。無憂離垢句トアリ。

○同卷に非想非々想處トイクツモイヘリ。

○十八卷十七丁に。佛問舍利弗。汝能審如過去三藐三佛陀所有增上戒。不。舍利弗白佛言。不知云云。佛告舍利弗。汝復知未來三藐三佛蛇所有增上戒。云々汝復能知今現在佛所有增上戒。不云々

○二十二卷めに。二十余ばかり天子の來りて事問へることあるに。於後夜時來詣とのみあり。

○二十の二十五丁オニ。給孤獨長者。未曾聞佛名字云々。言何名爲佛。何名僧と云ることあり。

○二十九ノ十九丁ニ。二百五十戒と云こと。說波羅提木叉修多羅。と云ことあり。

○三十四ノ三丁に。時有異婆羅門。來詣佛所。白佛言。未來世當有幾佛。佛言未來佛者。如無量恒河沙。爾時婆羅門作此念。未來當有如無量恒河沙。三藐三佛蛇。我當從彼修諸梵行。從座起去隨路思惟。我今唯問未來諸佛。不問過去。卽還復問云。過去世時。復有幾佛。佛告言。過去世中。有無量恒河沙等諸佛。我曾不習近。設復未來如無量恒河砂。三藐三佛陀。亦當不與習近娛樂。我今當於沙門瞿曇所。卽出家。學具足云々。

○佛告比丘。劫長久者。譬如鐵城方一由旬。高下亦爾。滿中芥子。有人百年。取一芥子。盡其

芥子。劫猶不竟。如是。長久如是。長劫百千萬億。大苦相續白骨成丘。膿血成流。地獄畜生。餓鬼惡趣。是名無始生死。長夜輪轉。不知苦之本際。是故比丘。當如是學。斷除諸有。莫令増長。とあり。

○佛告比丘。過去劫者。譬如有士夫。壽命百歲。晨朝憶念三百千劫。日中憶念三百千劫。日暮憶念三百千劫。如是日々憶念。劫數不能憶念云々

○男より女をさして。姉妹と云てとあり。(三十五の二十七丁)

○諸天の身のことを。光明徧照 とおびたゞしくあり。(三十六に)

○四十四の初丁に。婆四吒婆羅門尼といふあり。

○別譯一の二十二丁オに。佛告比丘。諦聽云々。是身於父母。精氣四大和合。衣食長養。乃得成身。云々とあり。

○爾時如來。時到著衣持鉢。入城乞食。有一比丘。在天祠邊。時佛語言。汝種苦子。極爲鄙穢。諸根惡漏。有漏汁處。必有蠅集。比丘聞佛所說。而去。佛乞食已。還僧坊中。告諸比丘。我今見一比丘在天祠。告言。汝種苦子。極爲鄙穢。諸根惡漏。有漏汁處。必有蠅集。是時比丘聞佛所說。生大驚怖。身毛皆竪。疾々而去。佛說是已。有一比丘。從座而起。叉手合掌白佛言。云何名種苦子。云何名爲鄙穢。云何名爲惡漏。云何名爲蠅集。佛言諦聽々々。瞋恚嫉害。名種苦子。縱心五欲。名爲鄙穢。由六觸入。不攝戒行。名爲惡漏。煩惱止住。能起無明憍慢。無慚無愧。起諸結使。所謂蠅集即說偈言。

若有不攝諸根者　増長欲愛種苦子　作諸鄙穢常流出　若於己身修正定　修集諸道得三明　入於涅槃寂滅樂

諸比丘聞已。歡喜奉行。

○一時佛住舍衛國祇樹給孤獨園。爾時有一比丘。入得眼林中。在一樹下。敷草而坐。起惡覺觀貪嗜五欲。得眼林神。知比丘念。即作此言。比丘々々何故作瘡。比丘答言。我當覆之。林神復語汝瘡如項。以何覆之。比丘答言。念覺覆之。林神讃言善哉々々。今此比丘。善知覆瘡。是時佛以天耳。聞彼林神共比丘語。即說偈言。

世間嗜レ惡　邪意所レ作　瘡疣已生ニ　衆蠅唼食　嗜欲即瘡　覺觀即蠅　疑惑所レ著　不レ知ニ出要一　內心修足　具學ニ諸通一　此不レ作レ瘡　能得ニ涅槃一

說ニ此偈一已。諸比丘聞ニ佛所說一。歡喜奉行。

○卷二の十三丁オに。帝釋と夜叉鬼と。よく似たる由見えたり。

○卷三の十一丁オに。九十六種外道とあり。

△釋子唯有ニ四阿含一。是古書。所謂大乘諸經。皆是後世賣僧所作也。

三五本國考乃序

掛卷も。綾に畏き。高光る。日の大御神の。御子の繼々。萬千秋の長秋に。現御神と。神ながらしろしめす。天皇の。大御食國と敷坐る。皇大御國はしも。天下に在由る。千萬國の。本つ大御國になも有けるを。潮沫の凝て成ぬる。異國學びの倫は。其方に心向りて。國の差別にも。本末の相違有とは。思ひたらずて。我が古傳をさへに蔑如するは。忘々しとも。畏しとも。云む方なき禍事になも有ける。こゝに我氣吹廼舍の。神靈眞柱大人はも。八意思兼の神智坐まして。天雲の向伏極み。見霽し明らめまして。著し給へる書共の多なる中に。此書はしも。赤縣州に稱ふ所の。三皇五帝と聞由るも。正しく我が扶桑の神域より。渡り往坐る神聖たちに御在る由を。眞澄の鏡。眞清明に。解曉されたるなも。孔丘が。後世は可畏と云けるも。此大人をやさしつらむと。所思るばかりなり。皇國。蕃國。本末の理著くあらはれて。最も尊き此説はしも。白雲の墜居る限り。潮沫の留る極み。八十綱打延て。徐々に引寄る事の如く。彼酋長共の。臣と稱して。仰ぎ參來む導となる道のしをりにて。いとも太じき御有功の。天地に貫き徹る説なりけり。おのれ此大人に就て。かゝる古ことを伺ふ事はしも。去し天保の九年といふに。此御許にて。御教子の列に。かずまへられ奉たりしよりの事なるが。起とも寢とは。忘るゝまなく。其恩顧を歡つゝなも有けるを。同じ十四年の。閏九月二十日の夜の。曉のことなりけるが。夢とはなく。現ともなしに。大人の旅裝し給ひて。日向國まで來着給ひ。近きほどには。我が鄉にもとぶらひ給はむと。人して案内せさせ給へば。取ものもとりあへず。只いそぎに急ぎたちて。十四五里あまりも由きて。我が殿の所知めす。諸縣郡。高城といふ所に至れば。追及て。和田秋鄉も來れり。大人は宿りに着せ給へるに。御供と有る人二三人。御席の側に侍りき。健なる御面ざしは。常よりも。丹穗に。咲榮え在して。能もこゝまでは出來れりけるよ。予は神代の御陵に參詣。且は高千穗峯や。大宮の舊き跡所をも拜み見ばやと。年頃の思ひにて有つるを。今思ひ立ぬ。案内をと宣ふに。あれに見ゆるが。高千穗峰。西なるを

韓國嶽。また篶嶽ともいひ。此二峰の際の北なるを。雛守嶽となむまをす。明日御供にてときこゆれば。いなまづ火々出見命。葺不合命の御陵にまうで。返して其所かしこ見回り。汝が里。また鹿兒島にも出。瓊々杵命のときこ由る。新田宮を拜み奉り。肥の葦北より。筑紫豐國に至り。速吸名門にて。身滌をなし。出雲の杵築に參詣むと思ふなり其までは。汝等をも伴ひてをと宣ふに。うれしとも。忝しとも。まをさむは。中々なる思ひにて。吾平山。高千穗峯など。御先立まをして。即て我家に入御在せると思ひしが。其は夢にして。はかなくさめたりけり。されどさばかりなるは。現よりも。たしかなるやうに思ひなされて。奇しみつゝ有ける時しも。鹿兒島に物する事ありて。和田秋郷。兒玉利國などにも。其こと語れりければ。そは其大人を。尊みしたふ眞心にや。靈合ひ來つらむ。近く出おはしますこともや有なまし。然らむには。早く告おこせよと。其言のさまも。夢を語る答にはあらざりけり。其は同月の末になむ有ける。猶有やうあるべし。便りこそは待ましかばと思ふ間に。翌る二月。江戸に物したる池田武純の許より。鐵胤の翁。秋田より告おこせられしとて。去年の閏九月十一日といふに。彼所にて。岩かくれ給へるよしの消息なりき。先驚き。且歎くは世の常なり。世の長人と。思頼奉りて。今まで何となく怠りしが。其事を兼て悔とも。返らぬぞいきどほろしきや。いかで御靈屋をだにとは思ふ物から。遙けきほどのたやすからで。はや七とせも過しつるが。忍びかねて。此八月の末の九日の日より。草の枕は結初て。四百餘里の。海陸を凌ぎつゝ。東路さして急ぎにければ。十月二日といふに。大江戸には着たりけり。氣吹廼舍には。ありしごと睦しくきこえさせ給ふに。年頃結ぼゝれつる。心の緒ろもやゝ解て。大人の御前を拜み奉るにつけても。怠れりし罪も。少はあがなはるゝこゝちして。速吸名門のみそぎの。もし現にあらましかばかばかりの清々しさならましと。在し夢の趣を。翁に語りきこゆるに。あなとよ。其は父の深きねぎごとにて。豫てより聞もしたることなるが。終に事竟られざりしかば。世をかへて參詣られし者ならむか。と云はるゝにぞ。さてはさきの夢の夢ごゝちもせざりけるは。拙き己れをも。其

國人のよしみにて。入來坐るなりけりと。ふりたる夢合も。此むしろに。又更に物する事なりけるに。此書のはし書がてら。遙々來ぬる事の由をも。書記してよと。翁の言るヽに。彼馭戎の神眞の。御船だちせる日女島は。我が夢に契りきこえたる。速吸名門のわたりなるに。打合せて。おのが國あたりの事までをも。委曲に考へ著はし給へる。其説の。正身こそ人にはいませ。現世にも。眞に神にて坐けりと。いよヽ尊く。おむかしさの彌増りて。其歡び。云はではえしもあらざりければ。嘉永二年といふとしの。しもつき八日の日。薩摩殿人。竹内經成此をしるす。

三五本國考上卷

大壑　平篤胤撰述
門人　遠江國　櫻井信影　同校
備前國　志賀綿麿
豐後國　中根正義

三五とは。赤縣州の謂ゆる三皇五帝を云ふ。其みな彼處の產に非ず。その本國は皇國なるが。彼蠢化の民等を。敎養せむために渡り給ひし。我が神聖たちに御する由を。彼國の古書に徵して。論じ顯せる書なる故にかく名けたり。抑三皇と云ひ五帝と云ふことと彼國學びする人等の常稱ふ事なれど。其を能く辯明せる書は有ること無ければ。先その義を此に論はむに。三皇は天皇氏。地皇氏。人皇氏これ古說なるが。五帝とは。伏羲。神農。黃帝。少皞。顓頊を謂ふ。そは禮記月令に。春三月。其日甲乙。其帝大皞。夏三月。其日丙丁。其帝炎帝。中央土。其日戊己。其帝黃帝。秋三月。其日庚辛。其帝少皞。冬三月。其日壬癸。其帝顓頊。と有る是なり。(逸周書、呂氏春秋、尙書大傳、淮南子などに載する所も、これに同じ、○銕胤云、大皞氏、少皞氏などの皞字を、諸書に、多くは昊とかき、又皡とも皥とも書たり、昊は皞の譌りと見え、其餘いづれも、唯に音義を借り用ひたる迄にて、異なる義なく、且は混らはしければ、今は悉く皞と書改めつ、見む人本書と異なりとも訝る事勿れ、)此は五行の更王相生により。其神の五帝に配せる五帝にて。其の古說は。孔子家語五帝篇に。季康子問於孔子曰。舊聞五帝之名。而不知其實。請問何謂五帝。孔子曰昔丘也聞諸老聃曰。天有五行。木火土金水。分時化育。以成萬物。其神謂之五帝。古之王者易代而改號取法五行。五行更王。終始相生。亦象其義。是以大皞配木。炎帝配火。黃帝配土。少皞配金。顓頊配水。(大皞は伏羲氏、炎帝は神農氏、黃帝は軒轅氏、少皞は金天氏、顓頊は高陽氏、これ五帝なり、五行神の五帝に配して、此を五方の人帝と謂ふ、五行大義、また廣黃帝記注に見えたり、)康子曰。太皞氏。其始之木何如。孔子曰。五行用事。先起於木。木東方。萬物之初。皆出焉。是故王者則之。而首以木德王天下。其次則以

所生之行。轉相承也。と有る是なり。(先輩の既に論じ定めし如く、孔子家語は、魏の王肅が、諸書より孔子の履歴を抄錄して、孔家の自記に託せる物なれど、また中には、他書に漏たる珍しき說も何くれと出たるは、早く其の本書の失たるが、幸にして此の書に存れるなり、今の五帝の說など是なり、其の餘も取べき事ども少からず。)孔子知命の年頃に至りて。吾聞老聃。博古知今。通禮樂之原。明道德之歸。則吾師也と稱して。遠く周に往て其の門に入りたれば。卽老子の執古之道。以御今之有。能知古始。是謂道紀と立たる學則を受けて。其時に。右五帝の古說をも聞たる故に。昔丘也聞諸老聃とぞ云ひけむ。其は述而不作。信而好古。竊比於我老彭。と云へる語をも思ひ合せて所知たり。(孔子の知命の年頃にして、老子の教を受け初めし事、また老彭とは、老子と彭祖とを謂ふ事など、先輩すでに說ありて、三易由來記に記せるが如し。)また是に就て思ふに。孝經鉤命訣に。孔子曰。三皇設言。民不違。五帝畫象。世順機。また三皇無文。五帝畫象と有るは。右の三皇五帝の事とぞ聞えたる。(然て此の古三皇五帝は、決めて顓頊の後を受たる、帝嚳高辛氏の時に、定めし事と思ふ由あり、其は五行大義論諸官篇に依りて、赤縣太古傳の帝嚳紀に委く注するを見るべし。)然るに周代また別に立たる。三皇五帝の議あり。其は周禮の春宮に外史掌三皇五帝之書と有るは。其の語の所見たる始めなれど。鄭玄註に。楚靈王所謂三墳五典也とのみ言ひて。其三皇は誰々。五帝は誰々と註はず。(按ふに鄭玄が此註は、左傳昭公十二年の處に、楚靈王謂、左史倚相、能讀三墳五典八索九丘と有るを思へる註なるべし、隱公八年の穀梁傳なる五帝の范甯註に謂黃帝、顓頊、帝堯、帝舜也と云ひ、其疏に五帝孔安國云、少昊、顓頊、高辛、唐、虞、鄭玄、有黃帝無少昊、餘同と有れば、范甯が注は、鄭玄に從たるなり。)爰に尙書の孔安國が序に。伏羲。神農。黃帝之書。謂之三墳。言大道也。少昊顓頊。高辛。唐虞之書。謂之五典。言常道也と言へり。此を上の鄭玄註と合せて考ふれば。周禮の三皇五帝いと詳に所知たり。(古三墳と題せる書

に、天皇伏羲氏、人皇神農氏、地皇軒轅氏と記せるは、孔安國が此の序に依りて作れる妄說にて、古三皇の傳へを、失はむ爲にかく言るなり、此の書中に取べき說も無きに非ねど、都ては妄說多き物なり）さて文子道原篇に。古者三皇伏羲。神農。黃帝。得道之統。立於中央。神與化遊。以撫四方云々。禮稽命徵に。三皇三正。伏羲建寅。神農建丑。黃帝建子。至禹宗伏羲。商宗神農。周宗黃帝。所謂正朔三而改也。など有る三皇は。右に符へれど。猶訛れる異說多かり。其は春秋運斗樞に。伏羲。女媧。神農。是謂三皇也。禮含文嘉に。虙戲。燧人。神農。謂之三皇也。（尙書大傳に、燧人、伏羲、神農と云ひ、白虎通の一說に、三皇者謂伏羲、神農、燧人也とも見えたり）白虎通の異說に。伏羲神農祝融三皇也とも有れど。此等の說みな非なり。（然るは、女媧氏の入たる三皇は、帝王世紀、三皇本紀など、此を用ひたれど、女媧氏は、伏羲氏の婦なれば、此は三皇に入べきに非ず、次に燧人氏は、命歷序考に辨ふる如く、伏羲の別號を、異氏に訛れるなれば、此の名の入たる三皇の說みな非なり、次に祝融は、伏羲氏の後に其の名聞えたれど、諸侯の列にて王者に非ず、然れば、是れまた三皇に入るべきには非ずかし）偖また五帝と云ふにも異說多かり。其は尙書の序に。伏羲。神農。黃帝の名をのみ擧て。三皇とは言ざれど。稽命徵に。此を三皇と云へるを思へば。少昊。顓頊。高辛。堯舜を五帝と爲こと著く。此は儒家に謂ゆる五帝の本說と聞ゆるに。大戴禮記及び家語の。五帝德に載せる。孔子の語に。黃帝。顓頊。帝嚳。堯舜を五帝と爲たり。（史記の五帝本紀を始め、後世の史ども、多く此說を用ひて、尙書の序なる五帝をば用ひず）また或は周易の繫辭傳に。伏羲。神農。黃帝。堯舜の事を言へる說あるに依りて。此を五帝と立るなど。各各彼を取り此を取りて。他を是非しつゝ。今に其の說一定せざるは。言ふ詮なき事なり。（其は史記評林なる諸注家の說、また通鑑綱鑑の類なる諸書に、其の說紛々たるは更にも云ず、綱目前編の辨疑に、劉恕曰、梁武帝、以伏羲、神農、燧人為三皇、黃帝、少昊、帝摯、帝堯為五帝、舜非三王、亦

非二五帝一、與二三王一爲二四代一、其指不レ通、歴世紛々莫レ知二定論一と云るを以ても知るべし、）故今その定説を出さむに。天皇氏。地皇氏。人皇氏。伏羲。神農。黃帝。少昊。顓頊。これ三皇五帝の正古説なり。然るを周世に至りて。天地人の三皇の事蹟は。不經なりと思へるにや。此を捨て。伏羲。神農。黃帝を三皇と立て。少昊。顓頊に。高辛堯舜を加へて五帝を立たり。此は疑なく周公姫旦が存意にぞ出けむ。（其は周禮に、謂ゆる三皇五帝、やがて此の三皇五帝と所聞ればなり、然れども月令の五帝は、なほ古説のまゝに、伏羲、神農、黃帝、少昊、顓頊なる故に、少昊、顓頊、高辛、堯舜の五帝は、周代よりの事と知られ、此に依りて、伏羲、神農、黃帝を三皇と稱するも、周代よりの擧ちふ事も所知たり、）斯て大戴禮五帝德篇なる孔子の語に。右周代に立たる。三皇五帝の説を用ひず。三皇の中なる黃帝のみを取り。五帝の中にも少昊を捨て。黃帝。顓頊。帝嚳。堯舜の五帝を説たるは。是また此の人の存意なり。（其存意いかにと云ふ事は、末に論するを俟べし、なほ呂氏春秋の高

誘注に、三皇伏羲、神農、女媧、五帝黃帝、帝嚳、顓頊、帝堯、帝舜也、と云へるを始め、異説らしき言ども多かれど、其は都て論ふにも足らず、）抑斯ばかりの少事をし定論せむは。何計の事にも非ざるを。今まで判然たる説なきは。總て彼國の史學家に。英斷の才無りし故に。此を定論することと能はず。最も怯き事にこそ。（但し此は何にか有けむ、既にも論ひし如く、世々の史學家のみに非ず、謂ゆる六經諸子などを解するを見るにも、瑣瑣たる章句の間に於ては解し得たるも、一以て百に當る大義に於ては、解し得ざる事多かり、然るは彼國人の性元より鈍く、皇國人の、固より俊なるには似ざればなり、然るに此の皇國人も、常に彼の國籍にのみ淫する徒は、もと俊逸なる性變じて、其漢習つひに其性の如く成りて、芳蘭の質なるも、鮑魚の肆に久しく置ては、遂に鮑魚の臭に變ずる如く、俗の儒者など、また漢人のこと鴑才に成りて、世の限り、其の學の大義をば得知ずて、終る倫も多かるめり、）列子楊朱篇に。太古之事滅矣。孰誌レ之哉。三皇之事。若レ存若レ亡。五

帝之事。若覺若夢。三王之事。或隱或顯。億不識。と云へるは。然る語の如くも所聞れど。此は固より世に懶き性なる人の。却りて其を道と心得たるが。古へを稽ふる學をし。益なき事に思へるより。出たる語なれば。信るに足ざるを。儒者つねに。楊朱を異端と斥しつゝ。却りて此の語を用ふるは。是また何ちふ意ぞも。(史記の標註に、楊愼云。譙周古史考、以炎帝與神農爲一人、羅泌路史、以軒轅與黃帝、非是一帝、史皇與蒼頡、乃一君一臣、共工氏、或以爲帝、或以爲伯而不王、祝融氏、或以爲臣、或以爲火德之主、古云三皇之事、若存若亡、五帝之事若覺若夢至哉言乎、蓋洪荒之世、存之論可也、と云ひ、胡一桂が論にも、大抵、鴻荒闊遠、不可得詳矣、況孔子、於書首唐虞、於易首伏羲、伏羲以前、皆未嘗道、闕之可也など云へるは、共に楊朱が此の語に本づける怯說なりかし、)儒者また總て。其の考按に能はざる事をば。古書多く秦火に滅たる故に。故實明め難しと遁辭すれど。此を以て彼を按し。彼を以て此を考ふれば。古傳の正實。大義

の較畧。いと著明に知るゝを。其の知るゝ事をし存して論せず。闕如して在なむに。豈信じて古へを好む人と言むや、(彼國人にも早く、儒者の秦火に遁辭するを笑ひて、秦火の燒書も、生涯に讀得る者なし、と云へる人も有りき、)さて其の赤縣州の古籍どもに。謂ゆる三皇より以前に。上皇太一及び盤古氏夫妻と聞えしは。我が神典古事記の序に。乾坤初分 參神作造化之首と有る。參神を申せるなれど。此は固より在九天上 と云ひ。生于大荒と云へる傳へにて。其の國に出たる由に非ざれば。此はさし措きて。其の國の在世と爲たる天地人の三皇より辨へむに。先その天皇地皇と申せるは。卽古事記の序に。陰陽斯開。二靈爲群品之祖と有る二靈を申し。人皇は乃其の御子なり。然て都ての事實は。既に赤縣太古傳に出せれば。此の編には。唯その出自をのみ論へり。見む人まづ其意を得て。(但しそは三皇のみに非ず、五帝の事實を畧せる事もこれに同じ、)いでや。さひづるや戎の昔を祖國ゆ。馭めし道の本を見せばや。

〔一〕春秋命歴序云。天地初立。溟涬始芽。鴻濛滋萌。歳起甲寅。元氣肇啓。有天皇氏。十二頭。號曰天靈。以木德王。萬八千歳。地皇亦十二頭。號曰地靈。興于熊耳龍門等山。萬八千歳。人皇九頭。乘雲祇車。駕六提羽而出谷口。暘谷分九河。依山川土地之勢。裁度爲九州。謂之九囿。各居其一。因是而區別。各三千三百歳。

此の命歴序の文は。本これ周以前より有ける。易歴と云ひし古書の文なること。既に著せる春秋命歴序考に論へるが如し。○天地初立とは。天地已に分判して。成立し竟たるを謂ふ。○溟涬始芽とは。元氣の溟々と涬れる中に。自然に芽み生たる物の有るを云ふ。（そは我が神典の古傳に思ひ合すれば、葦芽なりけり。）○鴻濛滋萌は。淮南子俶眞訓に。萬物以鴻濛爲景柱と有る。高誘注に。鴻濛東方之野。日所出。故以爲景柱と見え。（是の高誘が注は、同書道應訓に、東開鴻濛之先とも有るに依れる注なり。）莊子在宥篇に。雲將東遊。過扶搖之枝。而適遭鴻濛。云々と有る郭象注に。鴻濛元氣也とあり。（こは鴻濛を東方の物となし、

雲を西方の物として雲將と名け、共に神人の如く寓言せるなり。）さて扶搖とは。乃ち扶桑木の異名なり。（其はすでに大扶桑國考に、門人らの言をあげて、記せるを見るべし。）○歳起甲寅とは。即ち天皇氏の。世に出始めし元年。やがて甲寅の元運に當れるを言ふ。其は既に剖れし天日。乃ち東方甲木の位方に建し。歳星また寅の方位に建し始まれる。年なりし故にかく傳へたるなり。（尚是の事に既に委く、三曆由來記、また太昊古曆傳などに說たれば、其の書どもに就て見るべし。）（○元氣肇啓とは。かの溟涬と始めて芽み。鴻濛と滋り萌たるは。是の甲寅の歳にて。是より肇めて。元氣の啓き運れる由なり。（說文解字に、東動也と有る、徐鍇が通釋に、東方萬物所甲坼萌動、平秩東作、故爲動也と云へり、思ひ合すべし。）○有天皇氏とは。其の東方日出鴻濛の本域より。元氣肇めて啓けし甲寅歳に。天皇氏始めて其の域に出たる由なり。○以木德王とは。我が神典の古傳に據るに。葦は生とし生ふる物の祖にて。東方日域より生始まり。木また此の域より生始まれるを。天皇氏こ

こに生じて王たりし故に。かく傳へたるなり。○地皇は卽ち天皇氏の姉なり。(是を以て洛書靈准聽、水經注などに、皆女面而相類と有り。)さて天皇を天靈と號し。地皇を地靈と號せるは。神典に男女の神を。天と國とに稱へし例に同じ。(そは風神の男女を、天之御柱命、國之御柱命と申し、水分神を、天之水分神、國之水分神、など申すたぐひ甚多かり、國は乃ち地と云ふが如し、)古事記序に。伊邪那岐伊邪那美二柱神の御事を。二靈と書れしは。諦に此の天靈地靈を牽當て。云はれし語と聞えたり。○興于熊耳龍門等山とは。天地二皇に通る文にて。此は其の東方日域より。赤縣州に渡り給ひし始めは。此れ等の山に出興せる由なり。其の山等の所在は本編に云へり。(凡て此の編中に、本編と云ふは、皆赤縣太古傳を謂ふなり、)さて二靈共に。十二頭と有るは。十二人と謂ふが如し。其は舊き注どもに。古語質。故以頭數言之。非謂一人身有十二頭也と云へるにて知るべし。斯て此は各その分形にぞ有ける。人皇九頭も準へて知るべし。(此を兄弟各々十二人、九人なりし事に謂へる後人の說は、取るに足らず、其由は、命歷序考に說たるを見るべし、)○二皇ともに。萬八千歲と有るは。天皇氏の萬八千歲畢りて。地皇氏また萬八千歲を經たる義には非ず。路史に引たる帝系譜に。天地二皇。俱萬八千歲と有る如く。此は夫妻にし有れば。二皇相耦びて。此歲數を經たる由なり。○雲祇車。六提羽など謂ふは。神典に天之岩船と有ると同じ類なり。(委くは太古傳を見て知るべし、)さて以木德王と云へるは。下の人皇氏までに係り。出谷口一曰暘谷は。上の二皇にも該たる文なり。司馬貞が三皇本紀にも。出谷口と有るは。乃是より採れる說なるが。谷口とは何所の谷の口と云ふこと諸注家の說なき故に。年來いぶかしみ思ひしを。命歷序に。一曰暘谷とも有るに依りて。同所の異名にて。卽ちわが皇國の域內なる事を知りたり。(此の暘谷は諸書に、湯谷また陽谷なども書きて、亦の名を大壑とも、玄牝之門とも、咸池とも、甘淵とも云ひて、乃ち我が神典なる速吸門にて、今現に長門と豊前との岬なる、速鞆の湍門なること、既に大扶桑國考に委

く說たるが、なほ下の第四條にも云を見るべし〕彼國の海內海外に。谷の多かる中に。わが陽谷をしも。打任せて谷と謂へるは。谷ちふ谷の元始なるゆゑと聞ゆ。そは毛詩に。東風を。習々谷風と詠じ。爾雅に。東風謂之谷風とあるも。扶桑の陽谷を。うち任せて谷と云へる故なるを思ひ合せ。かつ彼蜀志に。三皇乘祇車而出于谷口。と云へる傳へも有るを以て。三皇共に。皇國より出たる事を思ひ決むべし。(此事は、既に命歷序考にも論へるを思ひ合せてよ〕但し今時の學者ら。多くは智見狹ければ。然る大荒外の陽谷より渡れりと云ふを疑ひて。仍彼の地內なるべく思ふ倫も有なむか。然れど此は扶桑の陽谷より渡れるに疑なきこと。乘雲祇車駕六提羽。と有にても著く。かつ彼命歷序に。人皇氏の次に。六皇といふ諸氏あり。謂ゆる狟神。黃神。次民。辰放。離光。柏皇是なり。此は皆人皇氏の子孫にて。次々に其の後を襲たるが。最末なる柏皇氏の文に。登出槫桑。日之陽州。駕六蜚龍。而上下。以木紀德とあり。槫桑陽州また皇國の漢名なること。大扶桑國考に委曲に攷證せる如くなれば。此の六氏の本國も。皇國たること是また論ひなし。(雲車に乘り、六龍に駕すなど云ふ類の事をば、俗の學者らは信ずること能はず、妄誕のごと思へど、其は周の世に、儒といふ一派の學おこり、漸々に其說を信ずる徒の出來しより、始まれる狡意なり、かく云ふ由は、末に引く大戴禮記の、孔語の所に論ふを見て知べし〕豈此の三皇六皇のみ然らむや。伏犧氏。女媧氏も槫桑の神域より出たり。是をもて此の二氏をも木德と稱し。其姓を風姓と傳へたり。(此は次條に說くを俟つべし、〕然らば謂ゆる三皇は。神典の誰の神に當ると云はむに。天皇氏は伊邪那岐神。地皇氏は伊邪那美神。人皇氏は建速須佐之男神になも御坐しける。委くは本編を見て知るべし。

〔二〕王子年拾遺記云。春皇者。庖犧之別號。所都之國。有華胥之洲。神母遊其上。有靑虹繞神母。久而方滅。卽覺有娠。歷十二年。而生庖犧。長頭脩目。龜齒龍脣。眉有白毫。鬚垂委地。布至德于天下。元元之類。莫不尊焉。以木德稱王。

故曰春皇。其明叡照於八區。是謂太昊。位居東方。以含養蠢化。叶于木德。號曰木皇。
太昊伏羲氏を。また庖犧氏とも稱ふ。其都せる華胥之洲とは。乃ち皇國の事なり。然るは第四條の本文。大荒東經に。東海之外。大壑少昊之國と有りて。少昊氏は胡亂なき皇國の產なるを。其條に引たる河圖を始め諸書に。其の母女節と云へるが。華渚にて少昊を生たりと有り。然れば胥は渚と同音なるを以て假用せしなり。(胥は說文に、蟹醢也と有りて、更に由なき文なり。)華とは。扶桑木の華に因れる。皇國の美稱なること。大扶桑國考に論へるが如し。然るを通鑑綱目大昊紀の注に。華胥。今在陝西西安府。藍田縣と云へり。然るに其の陝西と云ふ地は。圖書編に依りて攷ふるに。雍州の域內にて。かの漢中といふに鄰れる處なるが。赤縣州の西極と云べき地なれば。今の本文に位居東方と云ひ。木德また春皇など稱するに叶はず。然れば其の陝西なる華胥は。後に東方の地名を擬せる名なり。殊に其の陝西ならむには。洲とは。謂まじき者をや。(また列子黃帝篇に、帝居大庭之館、齋心服形、三月不親政事、晝寢而遊於華胥氏之國、蓋非舟車足力之所及、神遊而已云々と有るは、東方の華胥に本づきて寓言せしなり、然るに其文中に、有弇州之西台州之地と云る語あるは、後人の注の錯簡せるなり、其は古書を能く見む人は、かく聞かば、文の趣にて忽に悟りなむ、抑その弇州台州は、淮南子地形訓、また河圖括地象に、正西曰弇州、西北曰台州と有りて、大荒外の西北に在る州名なるを、彼の錯簡せし人、華胥の本州を得知らで、臆度にしか云へる物なり、張湛注に、華胥の下に、不必使有此國也、明至理之必如此耳と云へるにても、張湛以前に、かの錯簡文の無りし事は、知られたり然は有れど、不必使有此國也と云へるは、張湛も、東方に華胥ある事を知ざるが故なり、實は此の寓言はも、東方の華胥州の神域なるに本づける、寓言なること明なりかし。)〇神母を。帝王世紀及び諸書に。母曰華胥とあり。地名を以て名と爲たり。其の上とは華渚の上なり。(生田國秀云、華胥とは雅名にて、實は神典に謂ゆる、天之冬衣

神の后神、剌國若比賣命なるべし、)○有二青虹一云云は。本書に或説を引きて。歳星十二年。一周天。今叶以二天時一と云へる如く。太昊氏を妊める祥瑞なり。(歳星は、東方分野の主星にて、青帝の上都なれば、然る祥瑞を降しけむは、然も有べき事にこそ、)抑太昊氏の事。かの三皇本紀を始め諸史に。太昊庖犧氏。母曰二華胥一。履二大人迹於雷澤一。而生二庖犧於成紀一。蛇身人首と云へる説は。飽まで知つつも。今の本文を取れる事は。數の古書に參攷して。動まじき按證の有ればなり。(其は命歷序考の第十二條に論へるを見て知るべし、)○長頭脩目云云は。春秋合誠圖に。蒼帝之爲レ人。渠肩達腋。山準日角。䨯目珠衡。駿毫翁鼠。龍脣龜齒。望レ之廣。視レ之專。而長九尺有一寸。孝經援神契に。伏羲大目。山準日角。衡而連珠。宋均注。伏羲木精之人。日角額有二骨表一。取二象日所レ出房所レ立也。珠衡衡中有二骨表一。如二連珠一。象二玉衡星一など有り。(蒼帝とは、もと五行の神の事にて、其を青帝とも蒼帝とも謂ふを、庖犧氏その祥瑞ありて、扶木の國に生れし故に、また蒼帝とも稱せるなり、)

○布二至德于天下一。元々之類。莫レ不レ尊焉とは。其の本國は更なり。赤縣州の元々萬民。みな尊奉せざるは無き由なり。(但しこは、豈その本國及び赤縣州のみならむや、萬國にても、其傳へし名こそ替れ、其の至德を蒙らざるは無きこと、本編に云へり、)○以二木德一稱レ王。故曰二春皇一云々は。まづ東方に木を稱する事は。前條に云ふ如く。元氣初めて立し所にて。草木の本所なる中にも。榑桑蟠桃など云ひし大樹の有りし故に。其域より出たる天皇氏を始め。柏皇氏庖犧氏など皆木德と稱し東の字また榑木より。日の出るに象形して作れり。(此れ等の事ども、委くは大扶桑國考に云へるを見るべし、)然れば春皇と云ふも。春はその東方より起るか故の稱なり。其は楚辭離騷に。吾遊二此春宮一兮の注に。春宮東方青帝舍と云ひ。葛洪枕中書に。扶桑太帝治二東方一。故世間帝王之子處二東宮一也。と有るにて知べし。(なほ韵會を始め字書どもにも、此の説見えて、春宮の春を、東の音に呼ぶも此の故なり、)また初發に引たる孔子家語に。季康子問曰。大皞氏其始二之木一何如。孔子曰。五行用レ事。

先起於木。木東方萬物之初。皆出焉。是故王者則之。而首以木德王天下。其次則以所生之行轉相承也と有るも。語は足らねど。太昊氏の東方に出興し。萬物また焉より出づと云ふ義は。能く聞えたり。(所生之行とは、生日の干を云ふ、其は路史に引たる五行書、また拾遺記に、黄帝以戊子之日生、故以土德稱王也と有り、是に准へて、炎帝を火德と稱せるは、丙丁などの日に生れ、少昊を金德と稱せるは、庚辛などの日に生れ、顓頊を水德と稱せるは、壬癸などの日に生れたる故にて、然て世を襲ぐことは、其の更王相生の次第を以て受たる事を知るべし、家語の太宰純が增注に、木生火、火生土之屬、とのみ云へるは委しからず、此の事は、猶此の餘の著書にも、往々云ふこと有るをも合せ考ふべし。)○位居東方。以含養蠢化云々とは。位高く東方華胥之國に居して。赤縣州に出張し。その蠢化の民を含養し給へること。東方榑桑木の仁德に叶へる故を以て。本皇とも號す由なり。(なほ委くは、大扶桑國考に論するを見るべし。)さて其蠢化の民を含養すと。出張して都せし地は。豫州と云ふ域内なる。宛丘と云へる所にて。陳とも云ひしこと。史記を始め諸書に出たるが如し。然るに是の陳と云ひし地名は。古くも皇國を中土と稱せるが。太昊伏羲氏。その神國より出張して。都せし所なる故に。號けし地名なり。其の由は說文に。𨻰宛丘也。(段注、按今河南陳州府治、是其地、許必言宛丘者、爲其字从𨸏也、毛傳曰、四方高、中央下曰宛丘、郎釋丘之宛中曰宛丘也、陳本太昊之虛、正字、俗叚爲敶列之敶、陳行而敶廢矣、)从𨸏从木。(太昊以木德王、故字从木、)申聲。(直珍切、)𨻰古文陳と有り。徐鍇が繫傳にも早く。陳者太昊之虛。畫八卦之所木德之始。故从木と言へり。(韵會に、州名、楚滅陳爲縣、漢爲淮陽國、隋爲陳州とも見ゆ、)斯て此の古文の下の段注に。按古文从申。不从木と云へるも然る言にて。此は集韵にも。古作𨻰。毛氏曰。从𨸏从木。从申省。於文當作東。从木中申。與東字不同。今文皆通作東矣と云へるが如し。(六書正譌には、𨻰に作りて、𨻰从𨸏、申聲、隷作陳傳寫之譌也

と云へり、）さて說文に。申神也。从レ臼自持也と有り。言ふ意は。申は古の神字にて。神の叉手自持せる象形字なる義なり。段注に。臼叉手也。當是从レ丨。疑奪字。失人切と云へるは然る說なり。（然れど其の說中に、神也と有るを、不レ可レ通とて、申申也の誤と爲たるは、段借後の義をのみ思ひて、其の古義を忘れたる說なりかし、）然らば皇國を指して。申國と云ひし古證ありやと言むに。淮南子地形訓に。世界の大九州を說たる所に。正東易州曰申土。とある申土これなり。然るに高誘注に。申復也。陰氣盡於此。陽氣復起東北。故曰申土と云へるは非なり。（其は是と同文を、河圖括地象に載せるには、信土とあり、此は申信同音通用にて、老子に、道之爲物、惟恍惟惚云々、其中有精、其精甚眞、其中有信云々と有る信は、信土と云へる信に同く、申と通じて、神の義なるに思ひ合せて辨ふべし、）さて陽州やがて皇國なる由は。地形訓右文の下に。扶木在易州日之所漬と云ひ。其の注に扶木扶桑也。在暘谷之南。漬猶照也。是易州東方也。と有るにて論なし。（なほ此等の事ども、本編及び大扶桑國考をも合せ見て、其の精しき趣を知るべきなり、）抑かの赤縣州の開闢は。我が神眞の次々に渡りて制馭し給へるが故に。まづ此方に號けし地名を。彼方に擬し名けたるが多く。そは十を以ても數ふべし。其のいと近き證を一つ言むに。尙書堯典に。命羲仲。宅嵎夷。曰暘谷と云へる文あり。此は彼の靑州の東端なる地にて。嵎夷と云へる舊名なりしを。日出の方なる故に。扶桑州の暘谷に擬へて。かく號たる由なり。（此は說文嵎字の所に、段玉裁も早く心づきて、發見せる事なり、）是に準へて。皇國の地名は更なり。凡て外國の地名を。其の國內の名に移せるも多きを知るべし。（そは同じ堯典に、命和仲、宅西曰昧谷と有るも、昧谷は悲谷とも云ひて、もと西洋地方の谷名なるを、赤縣州內なる雍州、陳倉山の邊に和仲を宅しめて、其所を昧谷に擬へて、かく曰たる由なること、暘谷の例の如し、此の類なる擬地名、また百を以ても數ふべし、）さて帝王世紀に。庖犧氏風姓也云々。女媧氏亦風姓也云々と有る姓は。說文に。因生以爲姓と云

へる如く。其の生所を稱する故實なれば。夫婦共に。東方扶桑木の國より出し故をもて。風姓を稱せしなり。其は素問の應象大論に。東方生風(王氷注、東日之始、風者教之始、天之使也、所以發號施令、故生自東方也)風生木。(風鼓草木敷榮、故曰風生木)云々と見え。八卦の巽は。古易にては。東北の卦なるが故に。風木を配せるを以て知るべし。(然れば字彙に、左傳注を引きて、姓者生也、以此爲父祖之相生、雖下及百世、而此姓不改也と云ひ、通鑑前編に、國語を引きて、風者天地之正氣、鼓動萬物之謂也、伏羲以木德王天下、故以風爲姓と云ひ、古今原始に、得姓始於伏羲、後稱、黃帝吹律定姓、則又因生賜姓之始也と云へるも、皆理たる說なり。)然るを路史に。鄭氏姓書云。伏羲東方之帝。木能生風。故爲姓豈其然哉。謂上世嘗有風國。因爲姓爾。故帝後有風后。風國之后也と云へり。然れど此は事の本末違へり。其は伏羲氏。その風姓なりし故に。其の後裔の國に風國あり。末を以て本を疑ふべきに非ざるをや。(なほ太古傳の太昊紀に論ふを見るべし、風后と云ひし人の事も、黃帝本行記に、乃夢見大風吹天下塵垢求其人得風后於海隅と見え、此の人よく太昊氏の道を知れり、とも有るに就て、考へたる說も有り、其は黃帝紀に云ふを見るべし。)さて天皇氏より始めて。次々に此の神木の國より渡りて。蕃化の民を含養し。種々に教導し給ひし故に。東を四方の首をおき風木を五行の首におくを始め。何事にも扶桑の神域を本處とは爲たりけり。(蔡邕が獨斷に、易曰帝出于震、震者木也、言宓犧氏始以木德王天下也、木生火、故宓犧氏沒、神農氏以火德繼之、火生土、故神農氏沒、黃帝以土德繼之、土生金、故黃帝沒、少昊氏以金德繼之、金生水、故少昊沒、顓頊氏以水德繼之、云々と云へり、此の類なる說は、春秋繁露、白虎通、五行大義などを始め、數の古書に見えて、今計ふるに暇あらず。)然るは彼の國の古昔はも。蒼生の行ひ禽獸の如く也しを。伏羲氏のまづ教導しける趣は。諸書に多く所見たる中に。易乾鑿度に。孔子曰。上古之時人民無別。群物無殊。

未有衣食器用之利。於是伏羲。乃仰觀象於天。俯觀法於地。中觀萬物之宜。始作八卦。以建五氣。以立五常。以正君臣父子之義。度時制宜。於是人民乃治。君親以尊。臣子以順。群生和洽。各安其性とあり。易の大傳に謂ふ所も此に同じ趣きなり。(なほ禮記禮運篇、管子君臣篇、墨子尚同篇。韓非子五蠹篇、潛夫論班祿篇、陸賈新語などを合せ讀て、彼國太古の人民の、穴居野處して、禽獸と群を爲し、謂ゆる五倫の道をも知らざりしを、伏羲氏よりして、次々に、敎へ立たる趣を見るべし。)抑諸蕃國は。固より榑桑本州の蘗生の繁茂せる如き。末派の國々なれば。其蒼生の生始め。いと卑しき故に。猥雜なる中に。彼の赤縣州はも。然すがに間近くて。本州の敎へを。最早く承賜はれる事は。神の此ゆなき恩賴と云ふべし。素問の方宜論に。東方之域天地之所始生也。五行大義に。人生始於東方木と云へるは。共に榑木の域を云ふこと。言ふも更なるが。豈天地人のみ然らむや。其の大道の本敎をも施與しつれば。彼の土は更なり。萬邦の師國と云はむも強言に非

ず。抑此考の前後に記す說どもよ、上士これを聞かば、速に悟りて必ず悅びなむ、中士これを聞かば、大に怒りて、吾を難詰する人も有るべし、其の人かならず道に至らむ、下士これを聞かば、强ひて笑ひ、敢て信はず、また敢て辨ずること能はず、只に群庸を煽惑して誹謗を傳へむ、其の云ふ言や、讖緯諸子玄學の書は、我が學の取ざる所なりなど云むか、然れども本編を通讀せむには、其はた終に止時も有らむ。)さて淮南の覽冥訓に。伏羲氏。女媧氏の。かの蒼生を敎化し竟て後に。隱沒せる古傳を載して。乘雲車。駕應龍。道鬼神。登九天。朝帝於靈門。(高誘注、言朝上帝之靈門也、)宓穆休于太祖之下。(太祖ハ道之大宗也、)と有れば。其の初め彼國へ渡りて。蠢化の民を含養すべき法を立給ひしは。天の太祖。及び上帝の詔命に依れる事なるが。功烈すでに竟て。かく朝せる事は。復命せる古傳なりけり。(然ればこそ、三皇は更なり、次々の六皇、伏羲氏をも正しき古書には沒すと云へれ、沒とは出に對して、何處にまれ、身を隱せる事にこそ有れ、死の事には非ざるを、史記をはじめ、然る古書には據

ながら、沒とありしを、崩と改め記せるが多かるは、皆古へを知らぬ、儒流の小智見にぞ有ける、委くは本編に云へるを見て知るべし。）然して後に。無窮の住所と定めたるは。扶桑本州なり。そは時則訓に。東至二日出之次榑木之地一。靑土樹木之野一太皞句芒之所レ司と有りて。此れまた上帝の命にぞ依れりける。（高誘注に、太皞伏羲氏、東方木德之帝、句芒木神司主也と云ひ、太皞氏を東方に居して、春を司る帝と云ふことは、禮記の月令、尙書大傳、呂氏春秋の春紀を始め、諸書に見えて、人の知れる事なり、此の文どもは、既に大扶桑國考に引きたりき。）其は漢武帝內傳なる西王母の語に。世の初發に。三天太上道君天降りて。天柱を立て五岳を植たる事などを語る所に。棲二太帝于榑桑之墟一。とある太上道君は上帝なるを以て知られ。且王逸が九思の疾世に。東遊訪二太皞一兮道要一と詠じて其の注に。太皞東方靑帝也。將レ問二天道之要務一と云へるも榑桑に帝たる故事に本づきて詠出せるなり。（太上道君を、また太上元君とも、太上君とも諸書に所見たる中に、老子中經に、太上元君曰二皇天上帝一と見えたり、此の事は殊に委しき考へありて、本編に記せり、後世の道家、老子を太上老君と稱するに、思ひ混へし說等多かり。）太皞氏かく扶桑靈域の神帝として。東方を司るより起原して。木生レ火と云ふ理を以て。其の次に功有りし神農氏は。火德と稱せるを赤帝と號けて。南方の帝に配し。火生レ土と云ふ理を以て。其次に興れる軒轅氏は。土德と稱せるを。黃帝と號けて。中央の帝に配し。土生レ金と云ふ理を以て。其の子少皞は金德と稱せるを。白帝と號けて西方の帝に配し。金生レ水と云ふ理を以て。其次に立たる顓頊は。水德と稱せるを。玄帝と號けて北方の帝に配せり。帝王の五運と云ふこと是より起れり。（但し此は、彼の國の古說に、五行を司る神々を、靑帝、赤帝、黃帝、白帝、黑帝と號くるが、各々別に、東、南、中央、西、北に位して、世に靈幸はひ、其の精は紫微垣內の、謂ゆる五帝座に在と云ふに依り、また太皞伏羲氏の、東方扶桑に住する事にも打合せて、其の方々に配せる物なり此は顓頊の子、帝嚳の時より定めし事なり、其

は本編に說たるを見るべし。）さて太昊伏羲氏。東方にしか隱身して御すが故に。東王父と稱せり。其は彼十洲記に。扶桑地方萬里。上有二太帝宮一。太眞東王父所治之處也と有り。こは太昊伏羲氏。やがて太眞東王父なるが故なり。抑太帝とは。大扶桑國考に云へる如く。伏羲氏の事なるに。其宮を東王父所治處と言ひ。玄學の諸書に。扶桑太帝とも。東王父とも稱し。老子中經東王父の條に。名曰二伏羲一とも有るを思ひ合せて悟るべし。（老子中經は、己未た其の全書を見ず、此は雲笈三洞部に引たるを、再引たるなり、）尙言はゞ今の本文に。庖犧以二木德一王。故曰二春皇一。位居二東方一。以含二養蠢化一。叶二於木德一。號曰二木皇一と有るに。東王父をまた木公とも言へり。（皇公ともに、君の義を取りて書たるにて、其の意ばへは異ることなし、）其は木公傳に。木公萬神之先也。亦云二東王父一。冠二三維之冠一。服二九色之服一。居二於雲房之閒一。以二紫雲一爲レ蓋。以二青雲一爲レ城。仙童侍立。玉女散香。眞僚僊友。巨億萬計。各有二所職一皆稟二其命一。故男子得レ道者。名籍所レ隸焉。校二定功業一。上二奏元始一。

稟二命於太上一也。と有るにて知るべし。（上に引たる淮南子覽冥訓に、伏羲氏、女媧氏の天に復命せる事を記して、乘二雷車一駕二應龍一、道二鬼神一登二九天一、朝二帝於靈門一、宓穆休二于太祖之下一、と有るに、熟く符へるを思ふべし、但し此事、わが神世に、大物主神の、八百萬之神を率て、天皇祖神に復命し給ひ、大物主として、無窮に、幽事しろし食す趣に似たるは、謂ある事なり、下に云ふを見べし、）また金母傳に。木公生二于碧海一。理二於東方一。亦號曰二王父一焉。金母生二于神州一。理二於西方一。亦號曰二王母一焉。與二木公一共理二二氣一而。育二養天地一。陶二均萬物一矣。仙凡有二九品一。其昇天之時。先拜二木公一。後謁二金母一。受事既訖。方得レ昇二九天一。入二三天一拜二太上一。覲二太元始天尊一耳とも有り。（また葛洪枕中書にも、扶桑太帝住二在碧海之中一、有二太眞宮一、碧玉城萬里、衆仙無量、諸群仙未二昇天一者在レ此也と見えたり、是を以て伏羲氏を、元より彼國の產に非ず、扶桑神州より渡れる神眞なりと云ふ說の、誣ざる事を辨ふべし、今の本文に、伏羲居二東方一云々と云へるも此由なり、太

眞宮とは疑なく出雲の大社なり、木公傳、金母傳ともに、薛太訓が列仙通紀に收たるを、皆甚く文を約めて引たるなり。)さて此の金母傳に。木公生于碧海と有る碧海は。我が邊海を云ふこと。既に大扶桑國考に說たり。金母生于神州とある神州は。河圖括地象。及び淮南の地形訓に。世界の大九州の名を擧たるに。東南神州曰晨土と有りて。此は我が筑紫國を謂ふこと。本編に委く說たるが如し。(三皇紀の第十三條を、披き見て知るべし、前に此の神州を、昆侖山の事と思ひしは、未しかりけり。)西王母を諸書に。大眞西王母とも見たるが。大眞東王父の伏羲氏なるに準へて思へば。是やがて女媧氏にぞ有りける。其は伏羲氏たる木公と共に。天地を育養し。萬物を陶均すと云ふべき女眞は。女媧氏を除きて誰か有らむ。彼の五色の石を煉りて天柱西岳を補ひし故事をも思ふべし。(然ればこそ、淮南子に、伏羲氏女媧氏ともに、上帝に朝し、復命せる由の古說は見えたれ、羅泌が路史、畢沅が山海經注、阮元が大戴禮記補注を初め、儒者の西王母を論へる說等多かれど、其は

皆非なる由は、取總て天柱五岳餘論に辨ふるを見るべし。)かくて伏羲氏は。碧海扶桑の域に生れて。東方に位する故に木公とも東王父とも稱し。女媧氏は神州に生れて。西方に位する故に金母とも西王母とも稱せり。是を以て老子中經に。乾神號曰伏羲。坤神號曰女媧と云へり。此の乾坤の方位は。謂ゆる先天後天などの方位に非ず。古八卦の乾坤にて。東西を云へり。其は木公理於東方。金母理於西方と有るに相發して辨ふべし。(今傳はる先天後天の卦位、ともに後世の法にて、伏羲氏の作れる八卦の眞面目に非ず、其の眞の乾坤は東西なること、及び八卦を作れる事の本は、彼の蠢化の民に、道を教ふる料に、設けたる物なる由も何も、太昊古易傳に、委く說き辨ふるを見るべし、○延喜祝詞式に、東文忌寸部獻横刀時の言に、左東王父、右西王母と云ふも、天皇南面して御坐すが故に、其左は東にて東王父、其右は西にて、西王母の守護する由なるは、偶中なるか、斯て其の咒文に、東至扶桑、西至虞淵、南至炎光、北至弱水、千城萬國、精治萬歲とあり、扶桑國に坐

つゝ、東至扶桑と哭せしめ給ふは、唐の呪文を其の儘に用ひ給へればなり〕さて斯の如く、内外の古書を考證して。扶桑の皇國なる事を知り。尙委曲に思へば。伏義氏東王父は。疑なく神典なる大國主神に坐し。女媧氏西王母は。疑なく其の后神須勢理毘賣命にぞ坐ける。（前には大國主神の和魂、大物主神と、其后神、三穗津姫命を當たりしかど、後に尙また深く考へて、かくは定めつ〕是を以て淮南子に。伏義氏女媧氏の。天に復命せる傳へあるも。神典の旨に符ひ。また女媧氏を。伏義氏の妹と傳へ。また其の姉とも傳へたり。妹とは彼の國にても。古くは妻の事を云へり。蓋こは我が古意の遇に遺れるなり、彼の國の古昔も、妻を妹と云ひし事は、易の雷澤歸妹の辭にても知るべし、俗の漢學者ども、我が古へに妻を妹と云へるを見て、妹を妻とせるは、禽獸に等しなど論へるも有るは、生涯よみ耽る、易の辭をさへに解し得ざるなり、憐むべし〕また是より延きて尙考ふるに漢武帝内傳。また太公金母の傳などに。太上道君とも。直に太上とも謂へるは。上に云ふ如く謂ゆる天帝上帝なるが。即これ天皇氏にて。我が神典なる伊邪那岐大神に坐し。元始天尊と申すは。即ちこれ盤古氏にて。皇產靈大神になむ御坐しける。右の說ども。總て本編に精しく考證せるを視るべし。（然れど其の端倪を云はむには、天帝やがて天皇氏なる事は、五行大義に、世記、星經などを引たるに見え、元始天尊やがて盤古氏なる事は、老子中經、葛洪枕中書、路史、世史などに所見たるに、猶他の書どもにも、委く考證せる說なり、斯て天皇氏は、伊邪那岐大神にまし、盤古氏は、皇產靈大神なりと謂ふ說は、彼國籍の事實を委曲に考證しをへて後に、神典に思ひ合せて定めたる事にて、小緣の說に非ずかし〕さて如此く攻證せる由來は。師の古事記傳に。少毘古那命の。常世國に渡り給へる事に。此の神初天上より。外國へ降坐せるを。前に海より依來坐るは。外國より渡り來坐るにて。後に渡坐常世國と有るはまた外國に還り坐るなり。此の趣に據りて按ふに外國は皆もと。此神の經營堅成し給へる物なるべし。（然れど諸の外國には、神世の正しき傳說なけ

れば、此の神の天より降りて、經營給へりし事を、ほのかにも知らざる國々も有るべく、また其の國の語のまゝに、異なる御名を以て、ほの〴〵訛りて傳へたる國も有るべく、また其の神靈を後の世まで、崇祀る社のある國々も有べけれど、其はまた異なる御名なるべければ、かにかくに何れの國にても、正き事は知らで在るなりけり。）抑今かく言ふを聞む人いかに思はむ。千年にも餘りて。普ねく外國の說をのみ聞なれて。心の底に染著たる世の人なれば。竝ては信ふ人もをさ〳〵有るまじけれども。然る徒は何にも有れ。皇御國の物學びせむ人は。此事心得居るべき物ぞと言れたるに驚されし。また後に大國主神も、外國に往來し給ひ。其の御子神たちをも。四方の外國へ班ち遣せる事あるに。年ごろ思ひを潭めて。其の御行方や何處ならむと。索隱せる說にも有りける。（師は始めて、神世の故實を解明されし無比の大業ありしかば、外國々の學びに於ては、さしも深くは究められざれし故に、右のごと敎を遺されしなり、然れど元より、宇宙萬國を透視すべき、古學の神眼を

具せる大偉人におはせるが故に、僅々たる此の一章、果して其の言空しからず、今しも篤胤が外蕃の古傳を網羅し明らむる考證の坤軸とぞ成にける、穴大じき眞誥なるかも。）さて其少毘古那命のこと。玄學の古書どもに。泰一小子。東海王淸華小童君。東華大神靑童君。方諸靑童君。靑眞小童君など見えて。人皇氏に傅ひて世界を造り。伏羲氏に三才の道を傳へ。神農氏に醫藥の事を敎へ。黃帝老子に。養神金丹の法を授たるを始め。（これらの事ども、本編この諸氏の所々に、委く考へ注せるを見べし。）其事實の多かる中に。漢武帝が時に。西王母と共に降れる。女眞上元夫人の語に。靑眞小童君。元始天王入室弟子也。形有嬰孩之貌。故仙宮以靑眞小童爲號。其爲器也。環朗洞照。聖周萬變。玄鏡幽覽。才爲眞僊。師于扶廣。權始運。游于玄圃。治仙職云々と。班固が記せる漢武帝內傳に見え。其祠も漢土は更なり。印度にも思ひ合さるゝ事ども多かり。師の見いかに神ならずや。（方諸扶廣は、同所にて山名なり、そは本公傳に、靑童君治方諸山、在東海中と云ひ、紫

陽眞人傳に、乃到桑林、登扶廣山、過青眞小童君、受金書祕字など有るにて知るべし、なほ委くは本編に就て見るべし。） 張果醫說に。帝王世紀云。太昊畫八卦。以類萬物之情。六氣六府。五藏五行。陰陽四時。水火升降。得以有象。百萬之理得以有類。乃制九鍼。孔叢子に。伏羲始嘗草木。一日而遇七十二毒など有り。謂ゆる神僊の方術。及び醫樂鍼灸の道。ともに。此の神眞たちの傳へたる事なるが故に。玄學の古書等に。其法方の傳來を云ふときは。多く扶桑太帝。西王母。小童君と稱へり。（なほ八卦は更なり、文字音律、謂ゆる五倫の道も何も、其本は皆この神眞等より出たること、本編に說くを見て知るべし、中にも方術醫藥の道を傳へし事の、神典によく符へるを思ふべし。）さて廣黃帝本行記に。黃帝の從ひて。眞一の道を問へる神僊に。天眞皇人と云ふ有り。此は扶桑君の所使として。峩嵋山の僊宮を治むる由云へり。扶桑君とは。扶桑太帝の事にし有れば。此は大國主神の御子神たちを。四方の國に班ち遣せりと有るが中の。一神なること知るべし。

（なほ記まほしき事は、今記せる考證の數十倍あれど、此の編はたゞ、三皇五帝の本國の、皇國なる事を記すが專要なるを、因にいさゝか記す事にし有れば、心ゆかずも大意を記せるなり。）

〔三〕春秋外傳晉語云。司空季子曰。昔少典。取於有蟜氏。生黃帝炎帝。黃帝以姬水成。炎帝以姜水成。故黃帝爲姬。炎帝爲姜。二帝用軍以相濟也。

黃帝本行記の本注に。伏羲生少典。少典生神農及黃帝と見え。賈誼が新書にも。黃帝者炎帝之兄也と云へり。（新書の文、史記の評林に引たるには、炎帝者黃帝之同父母弟也と見えたり、然れども同母には非ず。）此の事都ては。既に春秋命歷序。第十四條の考へに記せる如くにて。晉語の炎帝爲姜と云ふまでは。黃帝と炎帝神農氏とは。兄弟なる由にて。新書に謂ふ所もその意なるが。二帝用師と云ふより下は。先輩も謂へる如く。神農の曾孫楡罔と云ひしが。炎帝の號を襲て在りしとし。黃帝と師を用ひて。黃帝遂に楡罔を擠せる義にて。新書に謂ふ所も是の趣なり。（黃帝神農共に伏羲の

孫、少典の子にて、兄弟なるか上に、黄帝は兄なり、然るに神農氏、その父兄を除きて、伏羲氏の後を承たるは如何と云ふに、伏羲氏すでに、五行の更王相生を考へ定めて、帝王の五運を立し故に、木德なる伏羲の後を、火德なる神農の受たるなり、委くは命曆序考を見るべし。）さて伏羲氏の本都は。東方華渚の洲に有りしかば。少典は更なり。黄帝炎帝ともに。其の州にて生れしこと知るべし。其は命歷序に。有神人名石年。蒼色大眉。戴玉理。駕六龍。出地輔。號皇神農云々と有るにて。まづ彼の國の產ならぬ事を知るべく。殊に初條の末に云ひし。人皇氏の子孫。六皇の中なる辰放氏を。同書に。駕六蜚麐。出地郭とある地郭。今の地輔と音近ければ同所と聞え。かつ龍麐に駕してなど有るは。悉東海外より渡り來れる例なるを。思ひ合せて曉るべし。（地郭は、宋均注に、地名とのみ言ひて、彼國の何處と云ふこと無きは、海外なるが故なり、姫水と云ふは此ぞ、姜水と云ふは彼ぞなど云ひて、彼國に有りげに謂へる說の有るは、皆例の如く、外國の名を擬し名け

し物なり、（國考云、こゝに名石年とあるにも、多伎都比古命の御魂の、石神なりしとあるに符合して、いと尊し。）さて帝王世紀に。神農氏姜姓也。母曰姙姒。有喬氏之女。名女登。遊於華陽。有神龍。首感女登於尙羊。生炎帝。長於姜水。以火承木。故謂炎帝。都於陳。在位百二十年とあり。（漢王符が潛夫論に、有神龍首出、常感姙姒、生赤帝魁、身號炎帝、世號神農、代伏羲云々、孝經援神契に、任巳感龍生帝魁、鄭玄注に、任巳帝魁之母也、魁神農名、巳或作姒など見えたり、巳姒いにしへ同音なり。）さて古微書に出せる。春秋元命苞の文に。少典妃安登。游于華陽。有神龍。首感之于常羊生神子。人面龍顏。好耕。是謂神農とあり。（此の文路史に引たるには、神子の二字なく、神龍を神童とあり、また金樓子も同說なるが、有神龍、感女登、生炎帝、有聖德云々とありて、首字なし。）神母の名を。世紀に女登と有るを。元命苞に安登と有り。こは孰か是を知らず。其の生める所を。世紀に尙羊とあるを。元命苞には常羊と有り。尙と常とは。

古通用せし故に。互に誤れる例。古書に多かれど。此は常羊ぞ正かりける。(五行大義、五帝論に、母任姒、名女登、感神龍而生帝於常羊、とある年は、羊の誤寫なり。)其は淮南の天文訓に。宇宙の四維を云へる文に。東南爲常羊之維とありて。我が筑紫九州の方位を指せばなり。(彼の國より東南の荒外を云ふときは、必ず我が九州なること既に云へるが如し。)さて其母の華陽に游ぶとあるは。即かの華渚の陽と聞えたり。其は華と云ふ地名は。もと彼扶桑より謂ふ言なればなり、(是を以て、皇國を廣く指て、東華とも青華とも稱せれ、此の事既に委く、大扶桑國考に云へりき、)また黃帝は世紀に。黃帝少典之子姬姓也。母曰附寶。見大電光。繞北斗樞星。照郊野。感附寶而。生黃帝於壽丘。受國於有熊。居軒轅之丘。故以爲名。以土德王。在位百年と見えたり。(河圖握矩記に、黃帝名軒轅、北斗黃神之精、母地祇之女、附寶、之郊野、大電繞樞斗星、耀感附寶、生軒轅、文曰黃帝子と有り、說郛に、始開圖と引たるも此に同じ、潛夫論に、大電繞樞炤野、感

符寶生黃帝、代炎帝氏、其德土行云々と有り、五行大義、また金樓子、及び竹書紀年の沈約が傳また詩含神霧も同じ趣きなり、援神契の注に、附寶作付也と見えたり、)さて本文晉語に。少典取於有蟜氏。生黃帝炎帝と云へるは。同母兄弟の如く聞ゆれども。世紀を始め。諸書の說にては。其の母互に異なり。抑ふに此は安登符寶ともに。有蟜氏の女にて姉妹なるが。其の住所を別にせし故に。炎帝黃帝の生所。及び成長の所も各々別なり。此は其の母たちの處に育する。上代の趣に符へり。(其は神典に、神等各々その御母の許にて、成長し給へる趣、いと詳に見えたるを、思ひ合せて悟るべきなり。)斯て炎帝の馭戎に都せる際は。伏義氏の彼國に都せし所。また黃帝の傳に。受國於有熊と有るは。乾坤鑿度に。黃帝曰。太古百皇。闢基文籀。遽理微萌。始有熊氏と有る。蒼頡注と云ふに。有熊氏庖犧氏。亦名蒼牙也と見え。(乾坤鑿度は、武英殿叢書中に收りて、其第一に出たるが、首に清主の考說、及び諸臣の提要あり、只に乾鑿度と稱する書とは別書なり、譙周が古史

考に。黄帝有熊國君。少典之子也。と有るを合せ考ふるに。此また本は皇國内の地名にて。庖犧氏。少典氏。黄帝氏。相襲ぎて居まし、地と聞え。生於壽丘と有るは。其有熊域内の小地名なること炳焉く。彼國に有熊といふ所あるは。例の如く黄帝そこに徙りて後に。本邦の名を擬せること言ふも更なり。(史記の注に、皇甫謐云、壽丘在魯東門之北、今在兗州曲阜縣東北六里、有熊今河南新鄭是也とあるは、共に彼に擬せる地名なり、)また居軒轅之丘とは。赤縣州の地を遙に西に放りて。天竺といふ地方に有り。黄帝すでに赤縣を平治して。其の中世にかの天竺を取めて。久しく居しゝ所なる故に。軒轅之丘とも國とも稱すること。山海經。また黄帝本行記などに。所見たるか如し。(然るを上に出せる皇甫謐が帝王世紀に、黄帝居軒轅之丘、故以爲名と有るは、本末を違へし説なり、軒轅とは、北斗黄神の稱なるを、黄帝その精に因りて生れし故に、軒轅と云へるにて、此は固より其の名なるが、軒轅の居せる所なる故に、其の域を軒轅と稱せるなるをや、世史綱鑑の類なる後世の史等に、母感電光繞斗、而有娠、生帝於軒轅之丘など云へるは、皆故實を知らざるなり、委くは本編を見て知るべし、)さて史記に。黄帝者少典之子。姓公孫。名曰軒轅と見え。索隱に。本姓公孫。長居姬水。因爲姬姓と有り。此は東王公伏羲氏の嫡孫なる故を以て。公孫を姓と爲たりと聞えたり。(然るを公孫姓は周代の公孫たる者に、稱せるより始まれる姓なれば、黄帝の公孫姓たるべき由なしと、論へる説も聞ゆれども、彼と此とは、元より其由來の異なる者をや、)さて姬字は。説文に。黄帝居姬水。因以爲姓。从女𦣞聲と有り。下に引く姓字の文に。因生以爲姓と有るを思ふに。黄帝の母符寶と云ひしは。彼の女嶋の。徵てふ所の水邊に居せる故に姬氏と稱し。姜字は。同書に。神農居姜水。因以爲姓。从女羊聲と有るを思ふに。彼の常羊と云へる所の水邊に。その母安登の住める故なるべし。然れば常羊は主字にて。女は女嶋の名に因れる从字なり。(説文の段玉裁が注に、按姜姬字葢後所製と云へるは、其の姓もと叵羊なるが後に女を从たるなら

むと云へる意なり、本の由緒は然る事なれど、己は當昔の製ならむとぞ思ふ。)韻會に。姫婦人美稱。師古曰。婦人美號。皆稱姫。毛詩。彼美淑姫疏。美女謂之姫姜。黃帝姓姫炎帝姓姜。其後子孫盛。其家之女。美者尤多。遂以姫姜。爲美稱也と云へり。(姫は盈之切音與頤同と云へれど、古音は居之切なり、姜は居良切と有るぞ古音なる。)さて此の姫姜の姓の。作り始まりしより。凡て扶桑暘谷の域より。出けむと所思る諸姓の。多く女に从ふ文字なるに就て。また姓字を稽ふるに。說文に。姓人所生也。古之神聖母。感天而生子。故偁天子。因生以爲姓。从女生。生亦聲と有り。(段玉裁云、五經異義、詩齊魯韓、春秋公羊說、聖人皆無父、感天而生、左氏說、聖人皆有父、謹按堯典、以親九族、卽堯母慶都、感赤龍、而生堯、安得九族而親之、詩言感生得無父、有父、則不感生、此皆偏見之說也、商頌曰、天命玄鳥、降而生商、謂娀簡吞鳦子生契、是聖人感生、見於經之明文、劉媪是漢太上皇之妻、感赤龍而生高祖、是非有父、感神而生者

也、且夫蒲盧之氣、嫗煦桑蟲成爲己子、況乎天氣因人之精、就而神之、反不使子賢聖乎、是則然、矣、又何多怪、按此鄭君調停之說、許作異義時、從左氏說、聖人皆有父、造說文、則云神聖之母感天而生、不言聖人無父、則與鄭說同矣と云へり、然る言なり)、因生曰爲姓は。古今韵會に。春秋傳。天子因生以賜姓白虎通姓者生也。人所稟以生也。左傳注。以此爲祖父之相生。雖百世此姓不改也と云ひ。(段玉裁亦云く、因生以爲姓若下文神農母居姜水因以爲姓、黃帝母居姬水、因以爲姓、舜母居姚虛、因以爲姓是也と云へり、同說なり。)从女生は。許愼が文意。上に。古之神聖母感天而生子と云へるを思ふに。此は段注に。感天而生者母也。故姓从女生。會意と云へる意と聞えたり。然れど若是說の如くは。母生に从ふべきを。女生に从ふは。許說是に似て必す非なり。抑姓は大昊氏の扶桑女嶋の所在より出て。風姓を稱せるが首なること。既に謂ふ如くなれば。姓字決めて此の義に因りて製せる文字なり。(然るに其古說は、早く語り失ひ

し故に、許愼が決斷を以て、右の如くは說しならむ。）其は姓字の本來。もし許說及び段注の如くは。堯また契などは。第六條に注する如く。無父と云ふばかり。母に神感有りしかば。殊に女に從ふ字の姓なるべきに。伊祁また子姓なるは何ぞや。此は本より扶桑神州の產に非ざる故に。其姓字は女に从はざるなり。（是を以て姓字の女に从ふは、母に因る事に非ざること明なり、第六條に論ふ諸姓の、盡く女に从ふ字なるを思ひ合せ、心を平にして熟く思ふべし。）さて上に云ふべきを後れたり。孝經援神契。また玉海などに。伏羲の樂を。扶桑とも。扶來とも。立基とも云ひ。神農の樂を扶犂と云ひ。黃帝の樂を咸池と云るも。孫穀が古微書に。按扶桑歌。即神農之扶犂也。來犂音相同稱。是知神農因太昊之樂也と云るは然る言にて。咸池も大扶桑國考に云へる如く。扶桑の域內暘谷の一名なり。此の三氏共に扶桑より出し故に。其の樂をしか名けたり。此をも思ひ合はすべきなり。（此樂どもの事、なほ赤縣度制考にも、記せる說等あり、合せ考ふべし。）斯て少典氏は彼國に渡らず。

其の二子の中に。神農は前に渡りて。火德を以て。伏羲氏の木德に承け。黃帝はその後に渡りて。土德を以て。神農氏の火德に承たりと聞えたり。（少典氏の彼國に渡らざる事、正き證あり、次條嬴姓の所を見て、思ひ合すべし。）然らば少典。黃帝。炎帝は。神典に誰神たちに當ると謂ふに。少典は疑なく味鉏高彥根神。（亦名を事代主神と白す。）炎帝黃帝は。其子多伎都比古命。鹽冶毘古命ならむと思ふ由あり。其は本編の炎帝紀。黃帝紀に謂ふを見るべし。○上件第二條に出せる太昊氏及び東華小童君の考說はも。往年かの大扶桑國考の初稿を著述せし時に。其の中に込て論へる一節なるを。今度は彼より取り出て。因を以て。此の編に收たるに就きて。また因に此所に附錄すべき事あり。其は彼の草稿を。始めて門人等に示せける時に。川崎重恭頓に言けらくは。先に師の見せ給へる。黃帝本行記に。扁鵲定脈經。療萬姓所疾。帝與扁鵲論脈法。撰素書上下經と云へる事あり。（史記正義に、黃帝八十一難序曰、秦越人與軒轅時扁鵲相類、仍號之爲扁鵲と云へるは、此

の記に依れる物か）また近く平安の。滕惟寅と云ひし人の著せる。史記扁鵲傳割解と云ふ物を見侍るに。其の總論に。按扁鵲上古神醫也。周秦間。凡稱良醫。皆謂之扁鵲。其人非一人也。司馬遷。汎采摭古書稱扁鵲者。集立之傳耳。其傳中。載醫驗三條。文體各異。可以證焉。蓋雖司馬遷。而不知扁鵲非一人也。但受術于長桑君。治虢太子病。及著難經者。是即秦越人之扁鵲也。其診趙簡子者。見齊桓侯者。國策所謂。罵秦武王者。鶡冠子所謂。對魏文侯者。又爲李醯所殺者。皆是一種之扁鵲也。注者不知。而反疑年代齟齬。枉爲之說。可謂謬矣と言へり。（また其男正路と云ふ人、此文に標注して、按琅邪代醉曰、古善醫者名扁鵲、秦越人、因名爲扁鵲、雖既有此說、未論史記傳扁鵲非一人也、今家君始唱之、實看破千古、斯傳第一關、當與識者言耳とも云へり。）其全編を視るに。此の人右の黄帝記の傳は。得知らぬ趣なれど。周秦の世の扁鵲を。數人と見たる說は。實に卓見なりと所思はべり。其は扁鵲傳を披きて。

秦越人を扁鵲と稱せる趣を思ふに。彼の黄帝の時の扁鵲。及び周秦の世の數人の扁鵲。共に實の姓名は別に有りて。實にも扁鵲と謂ふは。良醫の通稱と聞えたり。然れば黄帝以前に。早く扁鵲と稱へる神醫ありし故に。其の名を襲ひ來つるにや有らむ。（此は秦越人を、扁鵲と稱せる一事を證として、餘の數人を准へ云はむに、子細なき事なれば謂ふなり。）さて其の眞の扁鵲と云ひしは。上の師說に據りて按へば。卽ちわが少彥名神。漢名。東華小童君ゆ。異稱には侍らじか。と。言出たるに。信然る事と思ふ時しも。京なる松浦道輔が許より。何くれと言遣せたる中に。神典に。大國主神平國の時に。少彥名神。波穗より天之羅摩の船に乘り。佐々伎の羽を衣服にして。海水の隨に浮び來給ひし故を以て。扁鵲と稱せり史記注に。黄帝時。有盧醫扁鵲。と云へる是なり。（戰國の時の秦越人をも、扁鵲と云ひしは、其の醫術の妙を賛めて、是を黄帝の時の扁鵲に比へしこと、丹波雅忠を、日本扁鵲と云ひし類なり。）扁は通雅に。唐劉崇龜傳。乘扁艖亡去。此卽今之淺船也。形扁。故呼

爲扇子とあり。羅摩の殼を割て作れる。最少けき船なる故に扇と言ふなり。鵲は韓語に。加佐々伎と云ふ。黄帝蝦蟇經には。鶣鵲とも作たりと言り。（なほ種々云へる事ども有れど、今の要に非ざる事は皆漏しつ。）篤胤いま。此の二人の説を合せて。尚考ふるに。扁鵲といふ稱は。實にも少彦名神の。御事よりぞ出けむ。其はまづ彼扁鵲傳に。扁鵲者。勃海郡人也。姓秦氏。名越人。少時爲人舍長。（割解云、劉氏云、守客館之師、故名云舍長也、）舍客長桑君過。扁鵲獨奇之。常謹遇之。長桑君。亦知扁鵲非常人。出入十餘年。（往來客舍、殆過十年、）乃呼扁鵲。私坐閒與語。曰。我有禁方。年老。欲傳與公。公毋泄。（方術之祕禁、不可妄傳者、謂之禁方、素問曰、得其人不教、是謂失道、傳非其人、慢泄天寶、言、桑君老、今幸得越人、欲傳禁方、又恐其妄漏泄天寶、故曰毋泄、）扁鵲曰。敬諾。乃出其懷中藥予扁鵲。飮是以上池之水。三十日、當知物矣。（當知物、猶言當知驗也、於物見其驗也、言汝飮此藥、日必當以

上池水、淺下一月、而知神驗也、上池水謂水未到地、蓋受取露及竹木上水、取之、以和藥服之、）乃悉取其禁方書。盡與扁鵲。忽然不見。殆非人也。（王維楨曰、殆非人、言乃神人也、以故傳方如此、）扁鵲以其言。飮藥三十日。視見垣一方人。（博雅曰、視明也、索隱曰、方猶邊也、言能隔墻見彼邊之人、則通神也、）以此視病。盡見五藏癥結。（明眼如此、以診病者、藏府洞然、上所謂知物也、○篤胤云、是所謂徹視之術也、）特以診脈爲名耳と有るを按ふに。此の長桑君やがて眞の扁鵲にて。乃東華小童君にぞ有りけむ。其は長桑君と稱ひしは。當時の寓名とは聞ゆれども。小童君の本國の扶桑なるに。符合せる名なればなり。（然るを割解に、姓長名桑君也と云へるは、中々に信られず、然れば此の名の桑も、其の音若にて、決めてサウには非ずかし。）但し此を小童君と爲ては。常の老翁と聞ゆるに。疑ひ有べけれど。此は越人に。其禁方を授けむ爲に現形せしかば。態と然る老翁と成てぞ出たりけむ。然れど斯の如き事はし。神眞の變化妙用を知

らざらむ人には。速には得信まじき事にこそ。（其は我が神典に見え給へる所は、羅摩の船に乘れると云ひ、大國主神の掌中にも乘り給ひ、また粟莖に彈かれて、常世國に渡り給ひしと見え、赤縣籍には、形如嬰孩と見え、小子とも小童君とも申せるを、また魏華存が許へ來りて、道を傳へ給ひし時は、二十ばかりの美少年なりしと、有るをも、思ひ合すべし、）是より遙後ながら。彼の葛仙翁に書を贈り。かつ仙翁の傷寒雜病論を著せる事をも密に想ひ合するに。長桑君の。眞扁鵲小童君たること疑なく所思れど。越人の扁鵲と稱せしは。此神眞の賜へる稱か。自稱なるか。或は他より。其驗を見て字せるか詳ならず。（此は後生なほ能く考へて定むべし、小童君の、葛仙翁に書を贈れる事などは、既に齊宗仲景考に載せりき、）さて道輔が說に。扁字を釋たるは然る事なれば。鵲の韓語加佐々伎なると。佐々伎の皮を。衣服と爲給へり。と有るに思ひ寄たるは。相ひ似たる語ながら違へり。其は皇國の佐々伎といふ言は。古く雀をも鷦鷯をも言ひし語なる故に。皇典に。仁德天皇の御名を。大雀命とも。大鷦鷯尊とも書れ。韓語に。鵲をかさゝぎと謂ふとは。固より別にて。鵲はもと皇國に無りし鳥なり。其は推古天皇紀。六年夏四月。難波吉士磐金。至自新羅而獻鵲二隻。乃俾養於難波杜。因以巢枝而產之。また天武天皇紀。十四年五月の下に。新羅王。獻鸚鵡一隻。鵲二隻と有るにて知べし。（朝鮮の訓蒙字會といふ書の、鳥部に、〇가치쟉とあり、然れば其の名は乃韓語なり、古歌に、「鵲の渡せる橋の云々など詠めるは、淮南子に、烏鵲塡河成橋渡織女など云へる類の故事に依れるなること、先輩の既に云へる如くにて、元より皇國の事に非ず、筑前の貝原氏が大和本草に、鵲は、畿內東北州になく、筑紫に多し、朝鮮より來りしにや、高麗烏と云ふ、鳩より小に鶫より大なり、羽に黑白ありて尾長し、本草に載たる鵲によく合へりと云へり、筑紫は朝鮮に間近ければ、後に渡り來し物なること著し、若古くも筑紫に在りし鳥ならば、新羅王が鸚鵡と共に珍鳥として、献るべくも非ねばなり、〇後に按ずるに、埃囊抄に、播磨風土記に、佐用郡船引

山の事を云ひて、此山有二鵲鳥一、世俗云二韓國鳥一、棲二枯木穴一、春見レ之、夏不レ見と云へる說あり、當時この國邊まで、來り栖たりと聞えたり、韓國鳥と謂へるを思ふべし、)然らば扁鵲に此の字を用ひしは。何由なると謂ふに。此は神輿に。佐々伎之皮と有るを思ふに。爵か或は雀を書べきを。同音の故を以て。鵲字を假用せるなり。然れど此は古字に非ず。其は說文鳥部に。舃鵲也。(段注謂、舃卽䧿字、此以二今字一釋二古字一之例、古文作レ舃、小篆作レ䧿、鳥部曰、雗鷽䧿也、言二其物一、此云二舃䧿也、言二其舃、本䧿字、自三經典借爲二履舃字一、而本義廢矣、)䧿篆文舃。从二隹昔一。(昔聲也、此亦上部先二古文一之例、昔隸變从レ鳥二)と有るにて知るべく。爵雀の通じて佐々伎の小鳥に用ふべき字なること。同書隹部に。雀依レ人二小鳥也。(段注、今俗云二麻雀一者是也、禮器象レ之曰レ爵、爵與レ雀同音、後人因書二小鳥之字一爲レ爵矣、月令、鴻鴈來、賓爵入二大水一爲レ蛤、高注二呂覽一曰、賓爵老爵也、棲二宿於人堂宇一、有レ似二賓客一、故謂二之賓爵一、又有二似レ雀而色純黃一者、曰二黃雀一、戰國策云、

俛啄二白粒一、仰棲二茂樹一、詩所レ謂黃鳥也、)从二小隹一。讀與レ爵同と有るにて著し。是を以て扁鵲は必す扁雀にて。鵲を用ふるは。同音假用なるが。其はた䧿を用ふべき故實なる事を辨ふべし。(なほ此の字等の事に就ては、他の字書どもに依りても、云はまほしき事は多かれど、煩はしければ漏しつ、)偖右の因に。復茲に錄すべき說あり。其は列子に。從二中州一以東。四十萬里。得二僬僥國一。人長一尺五寸。(張湛云、僬音、樵僥、短人國名也、史記云、僬僥氏三尺、短之至也、)東北極有レ人。名曰レ諍。人長九寸。(事見二詩含神霧一、)とある僬僥國を。其の謂ゆる含神霧に。僬僚國とあり。(そは古微書に出せる文に依りて言ふ、其文の異を挍するに、人長尺五寸也と有りて、一字なく、諍を竫に作れるのみの異なり、)故考ふるに。此は僬僚と有るが。舊なるを僚と僥とは其韻相近きが故に。僬僥とも書たるが。後には僥をのみ書く事と成りしと所思るなり。(僥は五聊切、音ゲウにて、蕭韻に入り、僚は力小切、音レウにて、篠韵に入りたれど、寮鷯嫽璙鐐撩瞭嘹簝など、蕭韵に入たるを思ふべく、

又尞の音の、堯の音に通ずる由は、同じ蕭韵の字なるが、翏に从ふ字ども、其音ケウなるも、レウなるも有るを、またベウと呼ぶも有るにて知るべし。)さて僬僥とは。乃鷦鷯を言ふ。此の鳥のこと。說文鳥部鷦字の說に。鷦鷯桃蟲也と云ひ。段玉裁注に。釋鳥曰。桃蟲鷦。毛傳亦云。桃蟲鷦也。按ニ單呼曰レ鷦。絫呼曰ニ鷦鷯一。鷦鷯謂ニ其小一也。取ニ義於焦眇一也。桃蟲之桃亦取ニ兆聲一謂ニ其小一。列子盜驪之馬。廣雅作ニ駣驪一。郭注ニ穆天子傳一云。爲ニ馬細頸一。此桃訓レ小之證也と云へり。(今此說に依りて按ずるに、蚊の睫に集り栖ちふ、焦螟といふ蟲の焦も、眇少の義なり、其は此をまた麼蟲とも云ひて、張湛注に字書云、麼小也とも有ればなり。)また鷯字の說に。刀鷯剖葦と有りて。其段注に論へる如く、鷦と鷯とは別鳥なれど。累呼して鷦鷯と云ふときは卽ち謂ゆる鷦鷯を稱し來れり。(按ずるに說文鷦字の說の鷦䳌を、鷦鷯に作れる本もあり、鷯は洛蕭切、䳌は亡沼切にて音は異なれど、其の韵の通ずる故に、䳌を書べきを鷯をも用ひ、鷯より僥とも轉せしにや有らむ、其は上に云へる翏字の、ベウ、レウ、ケウと、音韵の動くに准へて知るべし。)偖かく說出たらむには。其の短人を。此の鳥の眇小なるに比して。鳥を去り人を从へて、國名と爲たる者と。誰も思ひ著べき事なれど。其なほ委からず。此はかの。少彥名神始めて。外國より渡り來ませる時に。鷦鷯の皮を全剝に爲たるを著て。來ませるを思ふに。是より前に。彼所へ渡り給へる時も。さる有狀なりけむ故に。當昔の蠢民ら。東方に然る小人の國ありと。非心得して。僬僥國の說を爲たりしを。含神霧また列子にも託言と知らず。傳記せること疑ひ無し。(列子なるは湯問篇にて、殷湯が問に、夏革が答ふる古語中に出たれば、最舊き託說なること知るべし、此書また莊子などに出たる事は、都て寓言と心得ること、俗學者の常なれど、此は寓言に非ず託言なり。)偖しか短人を。僬僥と稱ふこと創まりて後に。其號を轉じて。佗方なるをも。長矮き人をば。僬僥と云ひしなり。其は山海經の海外南經に。周僥國在ニ三首國東一。其爲レ人短小冠帶。一曰ニ焦僥一と有り。郭注に。其人長三尺。穴居能爲ニ

機巧。有二五穀一也と云へる是なり。(また大荒南經に、有二小人一、名曰二焦僥之國一、幾姓嘉穀是食、と出たるも同じ國なり、畢沅が增注に、周饒卽焦僥、音相近也、周書王會、有二周頭國一、卽此括地志云、小人國在二大秦南一、人纔三尺、其耕稼之時、懼二鶴所一レ食、大秦助レ之、卽焦僥國、其人穴居也と云へり。)山海經より後の書にては。國語の魯語に。焦僥國氏。長三尺短之至也。(韋昭注、焦僥西南蠻之別名也。)淮南の地形訓に。西南方曰二焦僥一。(高誘注、焦僥短人之國也、長不レ滿二三尺一、)說文僥字の說に。南方有二焦僥人一。長三尺短之極也など見えて。皆赤縣州の南方と云ひ。今も其の國ありと聞及べり。(說文の段注に、焦魯語作レ僬、以二說文及山海經一、正レ之、則从レ人非レ是、人當レ作レ民、魯語作レ氏、氏民之誤也、據二郭注山海經一、兩引二魯語一、一作レ民、一作レ人、人皆唐避レ諱改耳と云へるは然る言なり。)南方の焦僥短人の國は。かく詳に聞えて、東方には所聞ること無ければ。列子舍神霧などの說は。訛言なること炳焉なり。然は有れども。此訛說あるに依りても。少彥名神の古傳の。此方彼方に聞え高き事を辨ふべし。故是を以て。先師また玉鉾百首にも。さひづるや常世の戎の八十國は。少名毘古那ぞ造せりけむ。」と詠れたり。吾が師に非で。誰かはかゝる玉鉾の。道の眞の歌の出めや。穴かしこ。(後にまた按ずるに、後漢書及び魏志の皇國の傳に、朱儒國、人長三四尺と云へる國を隷せるは、列子などに焦僥國と有る訛傳の由來を知らず、其の名を翻して、杜撰にかくは載たりけむ、其は皇國內は更なり、皇國邊海にも、大東海中に、古今に然る小人の國は、聞ゆる事の無ればなり、○銕胤云、皇國に古く、侏儒と云もの見えて、ヒキヒトと訓てあり、此者の事よくは知らねど、さる國ありて、其處の人、みな短人なりと云には非ず、稀にさる者の有しなるべし、予も既に三四尺ばかりの人は、二三人は見たる事有り、されどそは大抵病などに罹りたるなれば、其の身体恰好相應せず、いと醜き者なりき、又今昔物語に、いと小さき人の形したる物の出たる事あり、又さる物などの乘もすべき、いと小さき舟の有たることも見えたり、又漢籍にも、さる類の物の出たる事を記

せるもまゝ有り、是らは人の形ちしてこそ有れ、いと小さく眞の人には非ず、皆一種の靈鬼の現はれたる物なるべし。

三五本國考下卷

大壑　平篤胤撰述

門人　下總國　宮負定賢
美作國　太田朝恭　同校
筑前國　行弘正貞

〔四〕山海大荒東經二云。東海之外。大壑少昊之國。少昊孺二帝顓頊一。于レ此棄二其琴瑟一。有二甘山者一。甘水出レ焉生二甘淵一。

赤縣州にて。東西南北の方位を定むるに。最上古よりして。豫州の謂ゆる嵩岳の所を中と定め。周代こゝに中表を立て。西表を雍州の謂ゆる昧谷の所にたて。北表を冀州の謂ゆる恒山の所に立て。東表を徐州の謂ゆる淮水の傍にたて。南表を荊州の謂ゆる衡山の所に立たり。（此の事委くは、周禮の職方を讀み、かつ大扶桑國考に出せる、和漢方位の縮圖を見て知るべし。）故是を以て其東表の立たる徐州の。謂ゆる淮水の。楊州と界せる所の邊海は。乃ち彼國の東海なり。是を以て漢代に至りて。その東表ある所を東海郡と爲たり。故此の邊より正東大荒外を指して。眞直に海上三百里餘り推渉れば。我が豐前國と。長門國との間なる。謂ゆる暘谷たる速鞆の湍門に到る。此は神典に。速吸門とある門なること。大扶桑國考に既に云へるが如し。然れば謂ゆる大壑疑なく是なり。抑この大壑のこと。本書の郭注に。離騷曰。降二望大壑一。詩含神霧云。東注二無底之谷一。謂二此壑一也と云へるが。（但し此の注に引たる離騷の文、今傳はる諸本には、未見當らず、）其の委き趣は。列子湯問篇に。渤海之東有二大壑一焉。實惟無底之谷。其下無レ底。名曰二歸墟一。（張湛注、莊子云、尾閭、）八紘九野之水。天漢之流莫レ不レ注レ之。而無レ增無レ減焉。（八紘八極也、天之八方中央也、世傳天河與レ海通、〇天河の海と通ずる事實、博物志に見えたり、）莊子天地篇に。諄芒將三東之二大壑一曰。夫大壑之爲レ物也。注焉而不レ滿。酌焉而不レ竭。吾將レ遊焉。また秋水篇に。天下之水。莫レ大二於海一。萬川歸レ之。而不レ盈。尾閭泄レ之而不レ虛。春秋不レ變。水旱不レ知など見ゆ。（楚辭天問に。東流不レ溢、孰知二其故一と云へる注に、言百川東流、不レ知二滿溢一、誰有レ知二其何故一也と有るも、此事を文なせるな

り）此は海の本所にて。老子及び列子に出せる黃帝書に。谷神玄牝之門と云ひ。老子これを百谷王と稱し。初學記に天池。巨壑。朝夕池など言へり。精くは本編三皇紀。及び大扶桑國考に說述るが如し。（阿波禮この大壑よ、實に神眞の道の奧所をも伺ふべき、玄之又玄、衆妙之門戶なれば、見む人熟く其の微旨を思て、まづ大扶桑國考と、此の篇の前後に考記せる說等を、熟味暗誦、一句讀も滯らず、意必固我の妄念を忘れて、然して本編及び三神山考を熟讀し、然て後に神典を拜せむには、涇渭一滴の濁なく、燕石十襲の惑も解けて、神眞の道の衆妙門內をも、伺ひ得るに至るべし。）さて此の大壑を少昊之國と謂ふは。大壑の有る域。やがて其本國なる義なれば。其の生所は。彼速鞆の瀨門に近き所なること著し。少昊氏の生國の此域なるを以て。其父黃帝の本國も。亦この國なることと著明なるを思ふべし。（また黃帝此國の產なるうへは、其兄弟なる炎帝、其父たる少典氏の、皇國の產なる事も推て知るべし、）抑々是少昊と云しは。五帝の第四にて。黃帝の子なり。其は黃帝本

行記に。帝往天壽國居之。因名軒轅國。西至窮山女子國。娶西陵氏於大梁。曰嫘祖。爲元妃。生二子。玄囂。昌意。並不居帝位。玄囂得道。爲北方水神。昌意居若水。弟少昊。帝妃女節所生。名質。字青陽。後即帝位。號金天氏。黃帝之小子也と有にて知るべし。（若水を、本に弱水と有るは誤寫なり、今は下に引く諸書に依りて訂せり、また質字を本に摯と有は、同音より誤れるなり、其は逸周書の嘗麥解に、黃帝乃命少昊清、司馬鳥師、以正五帝之官、故名曰質、梭本注に、清少昊名也、見張衡集、と有る本文にて知らる、路史にも早く、名質と出して、其自注に、今の本文を引きて、質摯同、故史傳多云名摯、而以爲高辛之子誤矣、と云るは然る言なり、故今は諸史傳を引くに、少昊の名を摯と有をば、みな質字に改めて引たり、其は帝嚳高辛氏の次を承たる帝摯と、互に謬らむ事を恐れてなり、然て清とも稱ひし事は、漢志の三統歷譜に、考德曰、少昊曰清、清者黃帝之子清陽也立、土生金、故爲金德、天下號曰金天氏とも見えたり、然るに本志に、也

立の間に、是其子孫名摯の六字あるは、故實を得知らぬ淺人の攙文なり、其由は、別に著せる、前漢歴志辨に論るを見るべし、）然るに大戴禮に。少昦といふ名を出さず。玄囂。青陽の二名ありて。史記の五帝本紀。また漢書の古今人表に。玄囂是爲青陽と記し。帝王世紀に。少昦是爲玄囂と云ひしより。諸書に。玄囂。少昦。青陽を。一人と爲たる説多かれど。實は少昦青陽一にて。玄囂は少昦青陽に非らず。其は今擧たる黄帝本行記に。玄囂と少昦と二人なる耳ならず。史記にも。玄囂不得在位と有れば。少昦に非ざること明なり。然るは少昦の在位を得しこと。古五帝の例にて。白帝に配せるにて論ひなし。尙言はゞ。古今人表にも。少昦帝金天氏ありて。別に玄囂を出せる物をや。（然るを路史に、上に出せる漢志の、是其子孫名摯と云へる六字の攙文、また魏曹植が、是訛説に依りたりと見えて、少昦讃に、祖自軒轅、青陽之裔、と題せるとによりて、少昦を玄囂青陽の子にて、また其の號をも青陽と云へる由に說て黄帝の孫と

し、竹書紀年の徐文靖が注も是說を用ひ、帝嚳の阮元が補注に、玄囂をも青陽とし、少昦をも青陽として、黄帝子有兩青陽と云へるも惑なり、前に命歴序考を草稿せし時に、右の路史の說を用ひしは誤なりき、故今引く文ども、少昦青陽を玄囂とし、玄囂を青陽と爲たる說は、皆省きて引たり、少昦は東方に生れし故に、青陽といふ字は相應すれど、玄囂は北方水神と爲ると有れば、青陽と云はむこと相叶はず、況て泜水に居らむには、其地西蜀の地なりと言へば、青陽と云ふ名の、應はざる謂をも思ふべし、）さて春秋命歴序に。帝宣曰少昦。一曰金天氏。則窮桑氏。河圖握矩記に。大星如虹。下流華渚。女節意感。生白帝朱宣。帝王世紀に。少昦帝名質。姬姓也。母曰女節。有大星。如虹下流華渚。女節意感。而生少昦。邑于窮桑。以登帝位。都曲阜。在位百年など見えたり。（潛夫論に、大星如虹、下流華渚、女節夢接、生白帝質青陽、世號少皡、代黄帝氏、都于曲阜、其德金行也、金樓子には、少昦金天氏號窮桑、姬姓母曰女節、黄帝時、有大星如虹、

下流華渚、意感生少昊於窮桑云々と有り、五行大義また竹書紀年の、沈約が傳も、此と同じ趣きなり、）清の徐文靖が。竹書紀年統箋に。按易緯河圖云。女節生白帝朱宣。宋均曰。朱宣少昊字也。是女節乃少昊母。而五帝外紀曰。少昊金天氏名質。已姓。黄帝之子也。母曰嫘祖。以姫姓爲己姓。以女節爲嫘祖。是皆外紀之誤也と云へるは然る事なり。（此外にも、なほ諸書に、少昊氏の事には、誤れる説ども有れど、今は煩くて、大抵は漏しつ、）さて文靖また華渚の下に注して。此即ち華胥之渚也と云へるも。允當なる説にて。此は伏羲氏の都せる。皇國の地名なること。既に云へるが如し。然るに女節この渚にて。虹の如き輝に感じ。夢接して少昊を生たりと有れば。此の國の女人なること知るべく。大壑また同域なること灼然なるに。況て邑于窮桑と云ひ、窮桑氏とも號せる窮桑を。諸書に空桑とも穹桑とも書きて。是やがて扶桑なれば。少昊の皇國産なること。更に疑ひ無き事なり。（窮桑、空桑、穹桑、おなじ語にて、扶桑の異名なること、既に大扶桑國考に云

へるを見べし、）但し少昊氏。この國の産なるに依りて按へば。上に引たる黄帝本行記に。玄囂昌意などの弟にて。黄帝之小子也と云へるは。決て訛説にて。此は黄帝なほ皇國に居られし間に。生める子なるが。此の子を生遺きて彼國に渡り。王位に登りて後に。彼處にて正妃に立たる嫘祖の腹に。玄囂昌意の生れしかば。少昊は却りて小子の如く傳へけむ。其は周書に黄帝命少昊。正五帝之官と有るも。小子とは聞えず。又同じ事を廣黄帝本行紀には。少昊名質。字青陽。即帝位號金天氏。黄帝之子也と云ひて。小子と云はざるをも思ふべし。（もし此の考への如くは、黄帝は神典の靈治毘古命に當れば、少昊氏は其子大穗毘古命ならむも知るべからず、然るに顓頊以下は、誰神に當ると云ふこと、神典に考へ合すべき便なし、）さて少昊孺。帝顓頊于此云々と有れば。顓頊また此所に成人せしこと灼然なり。此は五帝の第五にて。昌意の孫黄帝の曾孫なるが。皇國に成人せし。由來。いかにと稽ふるに。上の黄帝本行記は更なり。大戴禮記の帝繫篇。及び史記の五帝本紀に。昌意

降居若水と云ひ。竹書紀年に。黃帝七十七年。昌意降居若水。產帝乾荒と見え。(徐文靖注に、水經曰、若水出蜀郡旄牛徼外、東南至故關、為若水也、又東北至僰道縣、入于江、史記索隱曰、降下也、言帝子為諸侯、下居若水也と云へり。)山海經海內經に。流沙之東。黑水之西。有朝雲之國。司彘之國。黃帝妻雷祖。生昌意。昌意降處若水。(畢沅云、史記作嫘祖、徐廣曰、祖一作俎、正義曰、一作傫、古今人表、作絫、史記索隱云、降下也、若水在蜀、即所封國也、)生韓流。韓流。擢首謹耳。人面豕喙。麟身渠股。豚止。(畢沅云、擢首長咽、謹耳說文云、顓頭專々謹也、此文云々疑顓頊所以名、以似其父與、渠車輞言胼腳也、大傳曰、大如車渠、止足也、)取淖子曰阿女。生帝顓頊。(郭璞注に、世本に、顓頊母、濁山氏之女、名昌僕と云ひ。畢沅注に、淖即濁字、古用淖也と云へり、然る事なり。)帝王世紀に。顓頊黃帝之孫。昌意之子。姬姓也。母曰景僕。蜀山氏女。為昌意正妃。謂之女樞。金天氏之末。瑤光之星。貫月如虹。感女樞幽房

之宮。生顓頊於若水。首戴干戈。有聖德。生十年而佐少昊。十二而冠。二十登帝位。以水承金。始都窮桑。後徙商丘。在位七十八年など有り。(河圖握矩記、また說郛に、稽命徵と引たる文も同じ趣にて、戴干戈の下に、有德文の三字あり、また顓頊渠頭、併幹通眉、帶牛と云ひ、詩含神霧には、搖光如蜺、貫月正白、感女樞生顓頊ともあり、○大戴禮五帝德篇に、孔子曰、顓頊黃帝之孫昌意之子也、帝繫に、昌意娶于蜀山氏、蜀山氏之子謂之昌濮氏、產顓頊黃帝本行記に、昌意娶蜀山氏之女、生顓頊、居帝位、號高陽氏、黃帝之嫡孫也と云り、史記を始め、諸書多く此說に依りて、顓頊を黃帝の孫、昌意の子と為たるは、乾荒を落せる訛說なり、金樓子また五行大義も、同く誤れり。)右の諸說を通考するに。黃帝久しく西域に居して。西陵氏の女嫘祖を取り。玄囂。昌意二人を生給へるが。其の母の國の緣にや因けむ。昌意を西方に留めて。若水に居しめけるに。此所にて昌意の生る子を韓流と云ふ。紀年に。帝乾荒と有るも同人なり。(帝位に登らぬ人と云へ

ども、帝子を、帝位に登れる人と同じ様に、帝某と稱せる例、堯の子丹朱を、帝丹朱と稱せるを始め、古書どもに數見えたり、さて乾韓同音なれば、通用なるが、流と荒とは甚く違へれば、此は字形の相似たるより、誤れりとは所思れど、何れ是と云ふことを知らず、）其母は詳ならねど。世紀に。景僕蜀山氏女。爲昌意正妃。と有る景僕の疑なく乾荒の母と聞えたり。然るに此を顓頊の母とせし傳へは。乾荒夫婦一世を落し。顓頊を直に昌意の子と誑りし故なり。（景僕を、大戴禮には。昌濮とあり、世本にも、昌濮と有れば、景は昌の誤字ならむも知るべからず、）さて山海經に。韓流取淖子。曰阿女。生帝顓頊。と有る阿女。また蜀山氏の女にて。世紀に。女樞と有るは。必すこの阿女なり。其は潛夫論に。搖光如月正日。感女樞幽防之宮。生帝顓頊。其相駢幹。自號高陽。代少皥氏。其德水行と有るを思ひ合せて知るべし。（昌意の妃には、既に昌僕といふ妃號あるに、女樞と云ふも、妃號と聞ゆれば、此は必ず阿女の號なるべくぞ覺ゆる、然て昌僕女樞共に、蜀山氏の女なるに、乾荒を脱せしかば、二女を併せて、一女を誑れるにや有らむ。）さて顓頊は然る西羌の女の腹に。卑しき域には生れ給へれど。其父祖固より神胤を出て遠からず。殊に然る天瑞をも錫はりて生れし故に。十才の孺子にして。既く聖德の顯はれしかば。少昊氏その世の末に養ひ取りて。榑桑暘谷の神邦に遣して。大人君子の風情を習はしめ給ひし故に。本文に。少昊孺。帝顓頊とは謂へるなり。（郭璞此の義を得知らず、孺義未詳と云へるを、畢沅が注に、帝王世紀云、顓頊生十年而佐小昊。是其義也と云ひ、紀年の統箋も同説にて、又十年而登帝位、謂之孺帝、猶後世之稱孺子王也と云へるは、共に然る言なり、）于此棄其琴瑟。と有る所の郭注に。言其壑中有琴瑟也と有り。諸注家も。何の由に棄たりと云ふ事の說なし。實や此は彼の國人ら。累世の力を極むるとも。絕て惟ひ得まじき微妙の旨ありて。大扶桑國考に云ひき。（かの第七條を拔き見て知るべし。）さて世紀に。顓頊始都窮桑と有るは。神邦を出て彼國に至り。即ちその神邦の地名を。かの地

に擬して。乃其所に都せる由なり。(かの伏羲氏の都せる地を陳と名け、黄帝の都せる域を有熊と號けしと同じ例なり、)○有甘山者。甘水出焉。生甘淵と有るは。其の少昊之國に。甘山といふ山ありて。其より出る水の。淵を生せる由の文義にて。實に然る山ありて。其の水の注ぐが故に。また甘淵と稱ふ名も有なれど。實は此の淵やがて既に出たる大壑咸池暘谷なり。(此事も既に、大扶桑國考の第七條に云へりき、)○偖今の因に。顓頊の裔の皇國より出たりと所思る諸姓を云むに。史記の秦本紀に。秦之先。帝顓頊之苗裔孫。曰女脩。女脩織。玄鳥隕卵。女脩呑之。生子大業。(索隱云、女脩顓頊之裔女、呑鳦子、而生大業、其父不著而秦趙以母族、而祖顓頊、非生人之義也、)大業取少典之子。曰女華。女華生大費。與禹平水土已成。云々。大費佐舜。調馴鳥獸。鳥獸多馴服。是爲柏翳。舜賜姓嬴。(正義云、列女傳曰、陶子生五歳、而佐禹、曹大家注云、陶子者、皐陶之子伯益也、此知大業是皐陶也、索隱曰、此卽秦趙之祖、嬴姓之先、名伯翳、尚書謂之伯益、系本、漢書謂之伯益、是也、○按ずるに路史の發揮に、伯益伯翳を、一人とするを非とせる說有れど、宋の金仁山、また其を非とせる說あり、其は路史發揮の附錄に出たり、合せ考ふべし、)帝王世紀に。秦嬴姓也。昔伯翳。爲舜主畜多。故賜姓嬴氏。說文女部に。嬴帝少昊之姓也。从女嬴省聲など有り。(古今韵會に、孝經序注、昔皐陶之子伯翳、佐禹治水有功、舜命賜姓曰嬴と有り、說文段注に、按伯翳嬴姓、其子皐陶偃姓、偃嬴語之轉耳、如女英、世本作女瑩、大戴禮作女匽、亦一語之轉とあり、轉語の語は、然る言なれど、皐陶を伯翳の子と云るは誤なり、然て春秋元命苞に、皐陶母曰扶始、升高邱、睹白帝上有雲虎、感巳生皐陶、堯立皐陶、爲大理、と有るは、甚く異なる傳なり、然れど扶始と云ふは、扶桑に由有げなり猶考ふべし、)今此等を合せて考ふるに。女脩と云ひしは。決めて顓頊の皇國に遺しし裔孫なり。然るは少典は。太昊氏の子にて。神農黃帝の父なるが。彼の國へ渡らず。此國に居せる神眞なるを。大業その子を娶れりと有ればなり。

（史記の頭注に、按考要云、大戴禮、少典生黃帝、黃帝生昌意、昌意生顓頊、之孫、何其子大業得上取六世少典之子、或曰、少典國號、或曰、子者本其所自出猶左氏顓頊之子犂、辛陽之才子、元愷也と云へるは、上古の年歷、神眞の久視を知ざる、例の儒見、元より論ずるに足らず、其の女華と云へるが、やがて黃帝の姉妹ならむも都て難なき事なるをや、）さて此の嬴姓を。伯翳が畜を主れる故に。舜の賜へる姓と爲たる說は。是姓の本義を失へる後の誣會にて信ずるに足らず。また說文に。少昦之姓也と云へるも甚く謬れる說なり。（此は早く路史の、少昦姬姓と有る所の自注に、古史攷云、窮桑氏嬴姓非、春秋諸紀系出可見、と云へるが如し、）然らば嬴姓は。何の因なると言ふに。此は少昦之國の近き開なる地名より起れる姓なり。其は大荒東經に。有青邱之國。有狐九尾。有柔僕民。是維嬴土之國。郭注に。嬴猶沃衍也。音盈と有り。青邱之國と。少昦之國とは。最近き開なること。大扶桑國考に論ふ如くなれば。嬴土と云も。其の近隣の一域なること此の文にて明なり。（かくて嬴土之國とは、謂ゆる三神山の中なる、瀛州の事なると思ふ由あり、其は本編三皇紀の、第七條に云へるを合せ見て知るべし、）上に擧たる嬴字の文に。从女嬴省聲と云ひ。贏を同書貝部に。賈有餘利也。从貝羸聲と見え。（段注に、按惟羸贏字、可云羸聲、贏字當云从貝羸、羸者多肉之獸也、故以會意、女部嬴、當云嬴省聲、今本多誤と云へるは、信に然る言なり、）廣韻に。贏を益也。財長也。受也。盛也など有るを思ふに。沃盛なる由の地名なるを。姜字の例の如く。謂ゆる少昦之國たる。女嶋に隷して女に从はしめ。舊音を用ひし故に。嬴省聲と云ひ。女脩こゝに住みて。大業を生けむ故に。嬴姓を稱せりと所知たり。（大業やがて皐陶、伯翳やがて伯益にて、皐陶の子なる耳ならず、五歲より伯禹を佐けて、治水の大功を立たる偉人なりし物を、いかでか主畜の賤職に用ひむやも、此は其後裔に、蜚廉、惡來など云ひし、世の憎まれ人ら有り、虎狼と憎める秦の姓なる故に、彼坑に埋漏されし儒輩のいひ出たる說に疑ひなし、其は此の事のみに

非ず、秦の事とし云へば、周末以來殊に惡ざまに云ふ世の習ひなればなり、)偖また此より延て。舜禹の姓をも攷ふるに。帝王世紀に。舜姚姓也。其先出自顓頊。顓頊生窮蟬。窮蟬生敬康。敬康生句芒。句芒生橋牛。橋牛生瞽瞍。瞽瞍妻曰握登。見大虹。意感而生舜於姚墟。故姓姚氏と有り。(大戴禮及び史記、また世本も同じ趣なり、)說文女部に。姚虞舜。居姚虛。因以爲姓。从女兆聲。史籀以爲姚易也と見えたり。此に據れば。舜より始めて。姓を得し如く聞ゆれども。其の先窮蟬より瞽叟まで。姓無かるべき謂なく。姚また女に从ふ姓なるは。窮蟬も。顓頊の女嶋に在りし間の子にて。易卜の兆を傳へ知れる人なりし故に。此の姓を得しならむ。其は史籀。以爲姚易也。とあるも此の義と聞ゆ。史籀は。王莽傳の孟康注に。史籀所作。十五篇也と有りて。古字書なり。(然るを說文に、出せる文に、女に从ふ姚字を書たるは、史籀の元文に、兆易と有けむを、後世の事を解せざる淺人の、生狡意に、女を加たること疑なし、)易卜ともに。其の源は太昊氏の始めて。彼國に傳へし術なり。然れば姚虛といふは。却りて舜の祖先代々の住みし故の。地名なること著明けし。兆に因こと無して。此の地名の起るまじき謂をも思ふべきなり。(然れど史記の正義に、括地志を引きて、越州餘姚縣、有歷山舜井、雷澤縣有歷山舜井、二所又有姚虛、云生舜處也、及嬀州歷山舜井、皆云舜所耕處、未詳也、と云へり、)さて禹姓の事も。同紀に。禹姒姓也。其先出顓頊、顓頊生鯀。堯封爲崇伯。納有莘氏女曰志。是爲脩已。見流星貫昴。又呑神珠。意感生禹於石紐。名文命。字高密。長於西羌。西夷人也。繼鯀治水。十三年而洪水平。堯美其績。乃賜姓姒氏。封爲夏伯。故謂之伯禹。(孝經援神契に、命星貫昴、修已夢接生禹と見え、河圖著命に、修已見流星意感生帝戎文、尙書帝命驗には、禹白帝精、以星感、修已山行見流星貫昴意感、栗然生姒戎文命禹、とも見ゆ、此の文を說郛には、尙書帝命期とあり、)吳越春秋に。鯀娶於有莘氏之女。名曰女嬉。年壯未孳。嬉於砥山。得薏苡。而呑之。意若爲人所感。因而妊

孕。剖レ脅。而產二高密一。家二于西羌地一。曰二石紐一。石紐在二蜀西川一也と有り。(なほ諸書に、少づゝ相違の說も有れど、此の二位に類せる中に、說郛に出せる遁甲開山圖に、女狄暮汲二石鈕山下泉一、水中得三月精如二雞子一、愛而含レ之、不レ覺而吞、遂有レ娠、十四月而生二夏禹一と有るは異なる傳へなり、同書の榮氏注文には泉字なく、大祠前水中と見え、水經注には、禹生二于蜀之廣柔縣石紐村一、今之石泉縣也と云へり。)然るに其の母薏苡を吞て孕めりと謂ふ說は。謬りて其の姓に。姒字を用ひしより。傅會せる妄誕にて。信るに足らず。然るは禹の姓は。もと姒字に非ず。㛄字なり。其は何を以て謂ふなれば。大扶桑國考の第六條に出せる。海外東經の毛民國は。我が蝦夷の域なること。其の所に云ふ如くなるを。大荒北經に。禹の末にて依姓と有り。(大扶桑國考に引たる全文を、立却り見て知るべし、)然るは此は㛄字なるべきを。古通用の例によりて依を用ひたり。其は說文女部に。㛄女字也。(段注、十四等充レ依、蓋可レ用二此字一、)从レ女衣聲。讀若レ依。(於稀切、十五部、)と見えたり。然れば禹姓は㛄なること炳焉けし。然るに早く㛄と姒と近音の故を以て。姒字をも假用せるが。假用の字のみ廣く行はれて。遂に禹姓の㛄たる古義をば。失ひ果たるなり。(然るを大荒北經に、毛民之國の禹の裔なる由を記せる因に、偶に其㛄姓なる事の、實義の存れるは、甚も希しく歡ばしき事ならずや、)然れど許愼も。此の古義を知らざりしと見えて。㛄字の下に。女字也とのみ云ひて。禹の姓なる事を云はず。また女部に姜姬の字を始め。古姓の女に从ふ字を盡く出せれど。姒字を出さず。また禹姓と云へる言も絕て無きは。古は此の字無りしかと思ふに。爾雅釋親に。長婦爲二姒婦一。稚婦爲二娣婦一と有れば。古字なるに論なし。韵會姒字の所に、爾雅の此の文を引きて疏云、長婦稚婦、止言二婦之長稚一、不レ言二夫之大小一、假令弟妻年大、稱レ之曰レ姒、兄妻年小、稱レ之曰レ娣、是以左傳成公十一年、穆姜謂二聲伯之母一爲レ姒、昭公八年傳、叔向之嫂、謂二叔向之妻一爲レ姒、二者皆呼二夫弟之妻一爲レ姒、豈計二夫之長幼一乎、今以二兄妻一爲レ姒、弟妻爲レ娣非也、又姓、禹母吞二薏苡一而生、因姓二

姒氏、本韵養里切とあり、然れば㚤字の於稀の切れると甚近し、是を以て古く㚤字に假用せしなり。〕さて禹姓に姒字を假用して永く反さず。實は㚤字なる事を忘れて。姒の以に从ふ由を求めて得ず。其母の神珠を呑たりと謂ふ傳へを。薏苡に薛珠と云ふ名も有れば。其の事に妄誕せるなり。〔淮南子脩務訓に、禹生於石と云ひ、其注に、禹母脩巳感石而生禹、拆胸而出と有る石は、乃謂ゆる神珠なり、薏苡ならぬを思ふべし。〕抑禹の㚤氏なる事は。その父鯀も。顓頊なほ女島に在りし間の子にて。衣は衣服の衣なるが。地名の一字なるかは知ねども。其の生出に。是の字に因ある事ありて用ひつゝも。例の如く女を从へて。其の姓と爲たるが本なりけむ。〔諸書に禹の姓を、堯の賜へりとも、舜の賜へりとも有れど、其の父の固より無姓なるべき由無れば、決めて此は伯禹より始れる事に非ざること知るべし。〕然れば禹を。西蜀の地に生れしと。諸書に所見たれど。實は皇國域内の產なるが。父と共に西蜀の地に移り住しを。後人その義を化め隱して。西羌の產と爲たるも亦知るべからず。〔然るは我が蝦夷の、其の末裔たるは更にも云はず、山海經なる、東方の故實を傳へし說の、因りて出たる本は、禹王なるに、其地理のいと委しきをも、思ひ合せてかく云ふなり。〕後に再按ずるに。路史に。十道記を引きて。禹生碣石東、斯繆矣。と有る。碣石は勃海中なる山の名なり。其の東は乃朝鮮の地。そを正東に打越ては。即皇國の域なり。然れば此は繆ならず。正說なるも知るべからず。〕尙右の姜姫姚嬴㚤五性の外にも、妘姞洗嬿妍娸など謂ふ古姓も、皆皇國に因ある事を知れども、所狹き事なれば漏しつ、また此に就て按ふに、梁の寶志が作と云ひ傳ふる、野馬臺の詩と云ふ物に、皇國は東海姫氏國と稱へるは、此の人僧ながらも、常人ならざりしかば、聞傳ふる古傳や有りて云ひ出けむ、然るに皇國人の古き注に、本朝は后稷之裔也、故云姫氏國也と謂へるは笑ふべし〕

〔五〕同大荒東經云。有黑齒之國。帝俊生黑齒。姜姓。黍食使四鳥。有中容之國。帝俊生中容。中容人食獸木實。使四鳥豹虎熊羆。有司幽之國。帝俊

生晏龍。晏龍生司幽。司幽生思士。思士不妻。思女不夫。

黑齒之國とは。乃黑齒の生國と謂ふが如し。斯て此の國は前條に。少昊之國と云ひ。次條に羲和之國とも有るに同じ。帝俊とは。帝嚳高辛氏の一名なること。既に。大扶桑國考の第五條に委く云へり。抑此の帝俊の出自は。史記の五帝本紀に。帝嚳高辛者。黃帝之曾孫也。高辛父曰蟜極。蟜極父曰玄囂。玄囂父曰黃帝。自玄囂與蟜極皆不得在位。至高辛即帝位。高辛於顓頊爲族子。高辛生而神靈自言其名云々。帝王世紀に。帝嚳姬姓也。其母不覺。生而神異自言其名曰夋。駢齒有聖德。年十五而佐顓頊。三十而登帝位。都亳以木承水。在位七十年とあり。（五帝本紀の文は、全大戴禮五帝德の孔語を取りて、載たるなり、五行大義に、夋を逡に作れり、）また五帝本紀に。玄囂。降居江水と記し。其注どもに。江水はかの昌意の居たる若水と共に。蜀地に有りと謂へり。（但し大戴禮には、降居泜水と見ゆ同所の異名なるか、）偖前條に引たる黃帝本行記に。玄囂得道爲北方水神と有るは。居江水と云ふ說と合ず。心得がたきに似たれど。玄囂その始は。江水の地に居けむが。後に道を得て水神と爲たるを。五帝本紀に。其始を傳へて後を傳へず。黃帝記には。後の事を傳へて。始の事を漏せるなり。（古傳には、斯の如き例いと多く、今逐一に數へ出るに暇あらず、）しか想ひ合さるゝ事は。まづ海外北經に。北方禺彊。人而鳥身と有り郭注に。字玄冥。水神也。莊周曰。禺彊立於北極。一本云。北方禺彊。黑身手足。乘兩龍と云へるは。列子三神山の文に。帝命禺彊。使巨鼇。擧首而戴之と有る神にて。北方固有の水神なり。（是を以て呂氏春秋に、禹北至禺彊之所の高誘注に、禺彊天神也と云ひ、淮南子に、禺彊不周風之所生也など、云へり、此神の事、なほ委くは本編の三皇紀に云へり、）然るにまた大荒東經に。東海之渚中有神。名曰禺虢。黃帝生禺虢。禺虢生禺京。禺京處北海。禺虢處東海。是惟海神と云へる傳あり。（但し此れまた畧文なり、郭注に、渚島、言分治一海、而爲神也と言へり、）此を上

の本行記と合せ考ふるに。玄囂やがて此禺彊にて固より天神の禺彊あるが上に。玄囂また其の海の水神と爲りし故に。禺彊と稱し。その玄囂といふ名も。禺彊の字を玄冥といふ玄に同く。北方水の緣をもて負たる名なること疑なし。(此の玄の字は、多く北方の事物に用ふる字にて、西羌に始終居たらむ人には、負まじき字なり、皇國人は更にも云はず、彼處の人も、古今に右の由來を明て禺彊、禺號、禺京の差別を知らず、混誤せる說ども多かり、右の考說を心留めて、然る惴說は一切に掃除すべし。)さて玄囂の子を蟜極といひ。帝嚳は其子と有れば。禺京とは乃蟜極の事かとも思へど。此は二人にて。禺猇玄囂。すでに東海に處して後に。皇國の域に蟜極を生み。蟜極また此に帝俊を生める故に。乃姫嶋に帝俊居れり。然れど蟜極の母。帝俊の母ともに。其名は諦ならず。(路史に、僑極取陳豐氏曰裒、履大跡而僑生嚳、と記して高堂隆、兆郊表曰、握裒履巨跡是也と自注し、竹書紀年統箋に、推頌諸詩、遡商周之母、止及稷契、而不及高辛、且諸史及世紀皆不載、惟荒史曰、高辛氏之母、陳豐氏名裒、と云へる事見えたれど信がたし。)さて帝俊も顓頊と同じく。黃帝の曾孫にて。神胤に近く。かつ生ながらに。然る神々しき聖德有りし故に。顓頊早く。其の孺子に養ひ取つれど。仍本域に留めて成人ならしめ。我かせし如く。神國の風儀を習熟せしめし。其逗留の間に。諸子を生りと聞えたり。(然らでは、皇國の域內に、然ばかり子を多く、生べき由無ればなり心を平にして熟く思ふべし。)さて帝俊は黃帝の裔にして。姫氏を承來れり。然れば其の生たる子は。姫姓を稱すべき事。これ當然の道理なり。(已に顓頊は、西羌の地にて生れしかど、共に曾祖父、黃帝の姫姓を稱せれば、其の父祖たち、昌意乾荒も、姫姓なりし事おして知るべし。)然るに此の黑齒なりし人に其姫姓を與へず。姜姓を授けし事は。姜姫の二姓ともに。皇國內の地名より起れること。炎帝黃帝の條に述る如くなれば。黑齒まさに。謂ゆる姜水の邊にて生れし故に。此の姓を賜ひけむ。然らでは此人の。姜姓なるべき謂なし。(是を以ても、神農氏の產れしは皇國にて、其の羌姓なるは、

皇國の地名なる事を思ひ定むべし、)さて中容之國。司幽之國といふも。皇國の邊海なる嶋等にて。その嶋々にも。帝俊の子孫を殘せる由の傳說なれど。其は今の何嶋と云ふこと考ふべき便なし。但し司幽之國と云ふは。八丈嶋などには非ざるか。後人なほ能く考へて定むべし。(諸本に、司幽生思士、不妻云々と有れど、此は疑なく、生思士、思士不妻と有りし、思士の字の落たりと見ゆれば、今私に補へり、博物志に、思士不妻、而感、思女不夫而孕と有るは、此の事と聞えたり、)なほ帝嚳の。我が神州の分内にて生める子多かり。其の子に種々の姓ある事など。取綜て次條に論ふを俟べし。

〔六〕同大荒南經云。東南海之外。甘水之間。有義和之國。有女子、名曰義和。爲帝俊之妻。生十日。常浴日于甘淵。

此の條今の諸本に。誤字錯亂あり。今は初學記に引たる文を挍合して擧たるなり。彼國より東南海外と指す所は。既にも往々云へる如く。我が筑紫の國なり。斯て義和之國と謂へるは。乃義和の本國と云ふが如し。即ち上に謂ゆる少昊之國。黑齒之國なり。(其は甘水之間と云ひ、日を甘淵に浴すと有るにて灼然し、なほ下に云ふを見るべし、)さて義和爲帝俊之妻。生十日とは郭璞注に。言生十子。各以日名名之。故言生十日。數十也と云へる如く。甲乙丙丁等の十干を以て。其の生める十子の名に命たるを言ひ。常浴日甘淵とは。十日を名とせし子等を。常にその國の閒なる甘淵に浴せしめて。育養せるを謂ふ。此を大扶桑國考の第五條。海外東經の文に。黑齒下有湯谷。十日所浴と有るに相ひ照し攷ふれば。甘水甘淵と謂は。湯谷の別名。義和之國と云ふは。即ち黑齒之國。また少昊之國なること。甚明に知られたり。然れば此は一國にして。三名を稱せるなり。然れど其はみな彼より稱せし名にて。實は神典に謂ゆる女嶋なること。既に云へるが如し。(大扶桑國考の第五條に委く說たるを見るべし、)さて史記の正義に引たる。(帝王世紀に。帝嚳有四妃。卜其子。皆有天下。元妃有邰氏之女。曰姜嫄。生后稷。次妃有娀氏之女。曰簡狄。生契。次妃陳

豊氏女。曰慶都。生帝堯。次妃娵訾氏女。曰常儀。生帝摯也とあり。（大戴禮帝繫、また金樓子また竹書紀年統箋に引たる世本も、此の文に同く互にいさゝか出入ある耳なり）此の中に。嫡子后稷の事。まづ毛詩生民篇に。此維姜嫄無子。履帝武。時維后稷。また閟宮頌に。閟宮有侐。實々枚々。赫々姜嫄。其德不回。上帝是依。無災無害。彌月不遲。是生后稷。降之百福黍稷と頌ひ。春秋元命包に。姜嫄游閟宮。其地扶桑。履大人迹。而生后稷。孔子曰。扶桑者日所出。房所立。其耀盛。蒼神用事。精感姜源。而生と有れば。扶桑の神域に産れたること著明なり。（史記の周本紀の發端は、此傳を取りて載せり見ゆるに、帝嚳元妃姜嫄出野。見巨人蹟。心欣然。說欲踐之。踐之而身動如孕者。居期而生子。以爲不祥棄之云々と記し、其弃たりし時に、禽獸の養ひ育めるを神み思ひて、收養せる事をも載し、吳越春秋にも委く載たれど、共に其野の扶桑なる事を載ざるは、然る荒外の國に生れたりと云を、例の生儒意に信せざりし故の事と見えたり）此の后稷を。東方蒼神の精に感じて生めりと云ふことは。毛詩の註疏は更なり。其の餘の書にも多く所見たれど。扶桑の事を省ける故に。巨人の迹を。蒼帝の迹なりとは說つゝも。其の本據詳ならず。靴を隔てく痒をかく如き。拙說のみぞ多かりける。（但し其巨人の迹を、扶桑の域にて履たる故に、孔子もこを蒼神青帝の迹なりと云へれど、實には何なる神の迹と云こと決めがたし、然るは扶桑は、神祇の本國にて、八百萬の神おはし坐ばなり）さて大荒西經に。有西周之國。姬姓食穀。有人方耕。名曰叔均。帝俊生后稷。稷降以百穀。稷之弟曰台璽。生叔均。叔均是代其父及稷。播百穀。始作耕と有り。西周とは。雍州の域内にて。后稷よりかの文王姬昌が祖父。古公と云ひしが時まで居たる地也。（大荒と云へば、必ず其の地を放れし、海外を云ふ例なれど、赤縣州は既にも云ふ如く、南西北には海なき國なる故に、眞の大荒外は東方のみにて、南西北は實の大荒海外ならず是を以て謂ゆる九州の一つなる、雍州の周をしも、大荒西と爲たり、南方荊州の末を、大荒南と爲し

北方冀州の奥を、大荒北と爲たるも此の例なり。）
抑百穀の種は。固より皇國に始めて成出し物なり。然るに后稷その皇國に生れて神農氏の後また以渡りて。弟姪と共に。耕作の業を興せる由なり。稷は乃禾なり。百穀といふ中にも。土地の理を相て。此の穀を專と播せし故に。后稷と稱す。是を以て禾粟は。彼國唐宋の世までの常食なりき。其は大荒北經に。叔均乃爲田祖と有れば。此の人始めて田を墾りて。稻をも作れりとは聞ゆれども。今に至るまで。彼州に稻の宜ざること。謂ゆる唐米の惡品なるを見ても知るべし。（此等の事ども、なほ赤縣度制考、また玉襷にも論へるを、合せ考ふべし。）然れば后稷の弟台璽と云ひしも。皇國の產にて。同母弟と聞ゆれば。其母帝嚳の元妃姜嫄と云ふは。皇國の產なること論ふも更なり。然れど其大人の迹を踐たりと有る。閟宮と云ふ所に。扶桑の地とは有れど。何處なりと云こと。未だ考へ得ず。此は後生の正しき證を得るを俟つなり。（姜嫄すでに皇國の女眞なれば、其父有部氏と云ふも、皇國の神人なること、是また論ひなし、吳越

春秋に、后稷、其母台氏之女姜嫄、爲帝嚳之妃、と有る所の注に、韓詩章句、姜姓、嫄字、說文部、炎帝之後、姜姓、封部國と有るは、中々に疑はしき說なれど、此をも合せて考べし、然れど、强說はいと惡し、もし知られずは、知らずとして存へきなり、門人穗井田忠友が言に、閟宮は、密義の宮殿と云ふ事にて、出雲の大社の事には侍らじか、と云ひ遣せたり、此は少く見る所なきに非らず。）さて次に。有娀氏の女簡狄と云るが。契を產める樣。また神異の事あり。其は史記の殷本紀に。殷契母曰簡狄。有娀氏之女。爲帝嚳次妃。三人行浴。見玄鳥墮其卵。簡狄取呑之。因孕生契。契長而佐禹治水有功。帝舜乃封於商。賜姓子氏云々と見え。（尙書中侯、また詩含神霧に、玄鳥翔水、遺卵于流、娀簡狄呑之、生契封商、推度災に、契母有娀、浴于玄邱之水、睇玄鳥銜卵過而墜之、契母得而呑之遂生契などあり、竹書紀年の沈約傳には、高辛氏之世、妃曰簡狄、以春分玄鳥至之日、從帝祀郊禖與二妃浴于玄邱之水、有玄鳥銜卵而墜之、五色甚好、二人

競取、覆以玉筐、簡狄先得而呑之、遂胸剖而生契、長爲堯司徒、成功于民、受封于商、とも云へり、商湯は契が十三世の孫に當れり、）毛詩商頌に。天命玄鳥。降而生商。宅殷云々、其傳に。玄鳥鳦也。楚辭天問に。簡狄在臺嚳何宜。玄鳥致貽。女何喜。王逸注に。言簡狄。侍帝嚳於臺上。有飛燕。墮遺其卵。喜而呑之。因生契也。淮南子脩務訓に。契生於卵。高誘注に。契母有娀氏之女簡翟也。呑燕卵。而生契。愊背而出。詩云。天命玄鳥。降而生商是也。また有娀在不周北。長女簡翟。少女建疵と言ひ。白虎通に。殷姓子。氏祖以玄鳥子也、などあるを思ふに。契は帝嚳已に彼國を取めて。後に彼所にて産れたる人なり。（毛傳また云く、春分玄鳥降。湯之先祖、有娀氏女簡狄、配高辛氏、帝率與之、祈於郊禖。而生契、故本其爲天所命、以玄鳥至、而生焉と云ひ、論衡にも此の類説あり、説郛に出せる、樂緯稽耀嘉に、殷湯德也、故以子爲姓、周陰陽也、故以姫爲姓とあるは、取るに足らず、宋の蘇洵が、嚳妃論とて、姜嫄の事、また簡狄の

事をも、妄とせる長文を作り、明の楊愼も、此因詩有天命玄鳥、降生禹之句、求其説而不得、從而爲之誣、蓋司馬氏好奇之過而朱子詩傳、亦因之不改耳と云ひて、此毛傳を引たれど、例の曲儒の淺見なり、朱熹の語類に、此等の異生の事を云ひて、非可以常理論也とも、當時恁地説、必是有此、今不可以聞見不及、定其爲必無也と云へるは、希しく云ひ得たる語なり、）次に帝堯は伊祁姓なり。其は古微書に出せる春秋合誠圖に。堯母慶都。有名于世。蓋大帝之女生于斗維之野。常在三河之東南。天大雷電。有血流潤。大石之中生慶都。長大形像大帝。常有黄雲。覆蓋之。夢食不飢。及年二十。寄跡於伊長儒家。（易緯坤靈圖に、堯母崩去、玄雲入戸、蛟龍守門と有る鄭玄注に、慶都天皇之女、天帝以玄雲覆衛之と有れば、大帝とは天皇大帝を申せり、慶都は父母なく、石中に生れし故にかく云へり、然れば帝嚳また世紀世本などに、慶都を陳鋒氏之女と有るは、中々に信られず、夢食不飢を、本書に、夢一作虔、注云、天地以氣食と見

えたり、)無夫。出觀三河之首。常若有神隨之者。有赤龍負圖出。慶都讀之。云赤受天運。下有圖。人衣赤光。面八彩。鬚髮。長七尺二寸。兌上豐下。足履翼宿。署曰。赤帝起成天下寶。奄然陰風四合。赤龍與慶都合婚。有娠。龍消不見。既視堯貌。如圖表。及堯有知。慶都以圖予堯。(なほ合誠圖に、大帝之精、起三河之州、中土之腹とも見え、詩緯含神霧に、慶都與赤龍合昏、生赤帝堯伊祁也と云ひ、淮南子脩務訓の注に、堯母慶都蓋天帝之女、寄伊長儒家、年二十無夫出、觀于河、有赤龍負圖而至、曰赤龍受天下之圖、有人赤衣、光面八彩、鬚冉長、赤帝起成元寶、奄然陰雲、赤龍與慶都合而生堯、視如圖、故眉有八彩之色、洞達聖道也とも見えたり、)帝王世紀に。堯伊祁姓也。母曰慶都。孕十四月而生堯於丹陵。名曰放勛。鳥庭荷勝　眉有八采。豐下銳上或從母姓伊祁氏。など有るにて。堯も彼國の產なること灼然なり。(金樓子も同じ趣きなり、なほ史記の索隱に、按皇甫謐云、堯初生時、其母在三河之南、寄於伊長儒之家、故從母所居爲姓也と云へるを始め、堯母のこと、諸書にも多く所見たれど、悉くは引出ずなむ、)次に。帝摯は史記正義に。帝王世紀云。帝摯之母。於四人中。班最在下。而摯於兄弟最長。得登帝位。封異母弟放勛。爲唐侯。摯在位九年。政微弱。而唐侯德盛。諸侯歸之。摯服其義。乃率羣臣。造唐而致禪。唐侯乃受帝禪。乃封摯於高辛とあり。(竹書紀年には、帝摯立九年而廢とあり、何れか是を知らず、)此は兄弟の中に最長と有れば。后稷にも兄なること知るべし。かつ帝嚳の嗣を承たるを思ふに。此は帝嚳の扶桑本州に在りし間の長子にて。姫氏なると所知たり。然れば其母娵訾氏の女常儀と云へるも。扶桑の女なりし事おして知るべし。(なほ此常儀の事は考へあり、次條に謂ふを見べし、)また按ずるに。帝摯は四子の中に。年長じてこそ有るめれ庶子なり。元妃姜嫄の生める。后稷の姫氏なるが有るに。そを降して世に立ざるは。何由なると考ふるに。此は扶桑に生れし故に。姫氏は稱れど。實は帝嚳の胤子ならず。大人の迹に感じて孕める子なれば。其の

後を令嗣ざりけむ。亦是に就て按ふに。契はその母玄鳥の卵を呑みて孕み。堯は慶都の赤龍と合婚して生める子なるを。帝嚳みな養ひて子となし。其母をも妃と爲たれば。實の胤子姫姓の故を以て。帝摯ぞ次に立たりけむ。(元妃の嫡子たる后稷さへに、嗣に立ざれば、況て彼の國產れの異種異姓なる、契と堯とは云ふも更なり、既に黄帝の元妃嫘祖の生める、玄囂昌意、その胤子には有つれど、西羌に生れし故に、其二人を降して、少昊氏に迹を嗣しめたるに、思ひ合せて辨ふべきなり。)さて帝摯の堯に世を禪りしより後は。姫氏にて嗣こと永く熄みて。堯は伊祁。舜は姚。禹は姒。殷は子姓を以て王たりしが。其の後に周また姫氏にて。秦は嬴姓なり。是より以來は論ふに足らず。

〔七〕大荒南經郭注云。羲和。蓋天地初生。主日月者也。故啓筮曰。空桑之蒼々。八極之既張。乃有夫羲和。是主日月。職出入。以爲晦明。其後世。遂爲此國。作日月之象。而掌之沐浴。運轉之於甘水中。以効其出入暘谷虞淵也。

此の條及び次條は。前條の浴日于甘淵と有る所の。郭璞が注文なるを。殊に標出せるなり。(然るに其の元文、また甚く錯亂して、其の後と云ふより以下の文、次條の四時と所謂との間に入れり、今訂正して擧たり、本書を披き見て、文のつゞきを熟く察すべし。)羲和蓋云々は。啓筮の文に據れる郭璞が言なり。啓筮とは。古く有りける繇文の類なる。古書の名と聞えたり。空桑とは即扶桑の別名なること。既に大扶桑國考に云へりき。郭璞が意。啓筮に。八極既に張り。空桑の蒼々たりし時より。羲和と云へる女子ありて。日月の出入。晦明の事を職と爲たりと有れば。其の後世つひに謂ゆる羲和の國を爲めて。日月の象を作り。そを甘水中に沐浴運轉して。天日の暘谷に出て。虞淵に入る趣を。常に効ひ驗みて在りける事を。かく言へりと云ふ意と聞えたり。然れど是は強說なり。(其はもし郭說の如くは、爭かは十日所浴とは云はむ、生十日と有る所に、言生十子、各以日名名之、故言生十日、と云へるに似合ざる拙說なり、生十日、と云ひ、常浴日於甘淵、といひ、湯谷を十日所浴と云へる、三句を照應すれば、日

名を以て名けし女子を、浴せる事に疑なき物をや、)さて呂氏春秋。また黄帝本行記などに。黄帝使羲和占日。常儀占月をと云へる事あり。大荒西經に。帝俊妻常儀。生月十有二浴之と言ひ。前條の本文に。羲和。爲帝俊之妻。生十日云云と有るを。啓蒙に羲和主日月と云へるに想ひ合すれば。羲和常羲は同じ女眞の。日月を推步する職を分てる。異名の如く聞えたり。然れば大戴禮記帝繫篇に。帝嚳の第四妃を。曰娵訾氏。產帝摯と見え。史記索隱に。娵訾氏女。名常羲と有るも同人ならむか。(竹書紀年統箋に引たる世本も、帝繫と同說なり、禮記の正義に、生民篇に、次妃娵訾之女曰常儀、生摯と有る帝は、常を誤れるか、檀弓篇には、次妃陬氏之女曰常宜と云へり、また淮南子覽冥訓に、羿請不死之藥於西王母、姮娥竊以奔月と云ふ事も有りて、常娥をまた常儀とも、恒娥とも書たる物の有るを思ふに、常恒は同義、儀義娥ともに、我に从ひて諧聲なれば、古音同借せりと聞ゆること、大戴禮記に、舜妃の娥皇を俔皇とあり、呂氏春秋に、尙儀を常娥とも

有るを思ひ合せて、後の人なほ能く考ふべし、但し常娥藥を竊みて、月に奔ると云ふ故事を引出たるは、其の名と月の事の、由有りげに聞ゆる故にこそあれ、常娥やがて常儀ならむと想ひ係たる事には非ず、思ひ錯ふべからず、○斯て後に、再路史の高辛紀を見れば、有陬氏曰常義、生而能言、髮追其踵、是歸高辛と記して、其の自注に、山海經の羲和の條と、常羲の條とを引きて、羲和者乃常羲有陬氏也、傳作尙儀、作常儀、又作常宜、士安作常耳失之、劉敬叔異苑云、陬訾氏生而髮與足齊、墮地、能言、及爲帝室、八夢日而生八子、皆有賢智、世號八元、伯奮、仲堪、叔獻、季仲、伯虎、仲熊、叔豹、季貍也と云へり、)假令この考說の當否は何にも有れ。羲和の微妙じき神女にして。我が姬嶋の產なるが。伏羲氏の後。また彼國へ曆法を傳へし事は論ひ無し。然れど何なる神の子なりと云ふ事。いまだ考へ得ず。(生田國秀が考へには、羲は卽羲皇の羲、和は其の妻女媧氏の媧を合せて畧稱せるにて、此は伏羲女媧の曆法を受傳へし故の名なるべし、其は伏羲

氏、即わが大國主神に坐こと、前說の如くなれば、乃ちその御子なるが、父神の暦法を傳へ持ちて、本國[illegible]に居つゝも、黃帝の時に、彼所へ渡りて其法を傳へ、其の後また本國に歸り居しが、帝俊の子を生み、其の子等に暦術を効はしめて、堯時に、其の子等を渡して、其の道を傳へしならむと云へり、然も有るべくこそ、然ては甚く時代の違へる事ぞなど思はむは、和漢の神世の實事を知らざる癡心なれば、其は論ふにも足ずなむ。)偖かの帝俊生黑齒とある。其母は羲和なりしか。他所なりしか詳ならず。

〔八〕同郭注云。啓筮曰。瞻彼上天。一明一晦。有夫羲和之子。出于陽谷。故堯因此。而立羲和之官。以主四時。所謂世不失職耳。

羲和之子とは。彼の羲和の生める。謂ゆる十日の子等をいふ。堯の時に。その十日みな。彼の陽谷の本國より出來て仕へしかば。堯その羲和の子等より傳へし。日月推步の術に因循して。羲和の官を立て。四時を主らしむ。是より世々其の職を失はずと云へるなり。(按ずるに、淮南子に、堯時十日並出、草木焦枯、堯命羿仰射十日、中其九烏、皆死、墮其羽翼、とあるは更なり、莊子、楚辭、離騷、呂氏春秋、その餘の書等にも、堯の時に十日の出たりと云ふ事の有るは、もと羲和之子の、十日等が出たる事の傳へを、後に誤りて、天日の十箇出たる事と心得しより、右の妄談の興れる者とぞ思はるゝ、王充が論衡に、所謂十日者、殆更自有他物、光質如日之狀、居湯谷中水、時緣據扶桑、禹益見之則紀十日、云々と云へるも、有佗物といふのみ叶へど、揔ては當らぬ說なり、山海經の郭璞注、また路史の餘論などに、强ひて張たる說あれど、其も共に非なり、また日に烏を云ふこと、神典にも八咫烏の事など、聊由なきには非ざれども、漢籍どもに、天日に由ある物に云へるは、烏ばかり日出をまち翔る物なき故に、其の景物となし來れるを、堯時に出たる十日の、烏なりしと云ふも、彼十日の子等が頭に烏を戴ける事を取り合せて、作り設けし妄說なること疑なし、但し此外に和漢の史類に兩日出鬪ふ、三日並出など云へる事も許多あるは、西川如見が怪異辨

斷に、こは日輪の象形、濕雲の氣に映じて、又別に假象をなす者なり、宋志に、日鬪、別有假象、共日鬪象、離而復合、合而復離、日魂失光、乍明乍晴と云へる如く、假象ありて、光映散亂するの形、日輪離合して鬪ふ如く見ゆる者なり、濕雲に、日の象形うつりて、數箇の假象を作こと疑ひなし、今世奇巧の眼鏡あり、一箇の物を見るに、其象數個となる、此の理を以て數日並出の義を發明すべし、又は妖星の類に、日の大きさの如きもの有りて、日輪と並ひ出るを、兩日と見るならむと云へるは實然る言なり〕太平御覽時序部に。尸子云。造歷數者。羲和子也と見え。前漢の歷志に。歷數之起上矣。書曰。迺命羲和。欽若昊天歷象。日月星辰。敬授民時。衆功皆美。其後以授舜曰。咨爾舜。天之歷數。在爾躬。舜亦以命禹云々と有れど。實は是より遙前に。大昊伏羲氏の。既に教へ遺たりしを。此の時更に。羲和の子等より再傳せるなり。(五行大義諸官篇に、堯以羲和四子、分掌四時方嶽之職、謂之四嶽と云へり、此れ等の事委くは別に著せる三暦由來記を見

て知るべし然て大國主神の御末の次々に外國々へ渡り行し、事の由來、また堯時よりのち、其の事の聞えざる由よし、また此邦も彼處も、同じ神等の開闢し給へるなれば、其の言語及び器械も、此方と一樣なるべきに、互に異なる由緣などの事は、弘仁歷運記考に云ふを見るべし〕抑歷は。民に時を授くる。政事の大本なる事は更にも云はず。孔子の謂ゆる所以論天常。志長久の道伏生が謂ゆる。所以揆天行。而紀萬國の道なるを。右の如く我が神眞の。傳へしを以て。其の餘凡て天下を經綸し。民用を綱紀して。一日も闕べからぬ道術の。みな是の皇國に出て。彼が君師の國たるに。疑なき事を思ひ定むべし。(右の孔語は、易緯乾鑿度に見え、伏生が語は、尚書大傳の鴻範五行傳を引きて、北堂書抄に見えたり、共に甚だ意味ある語等なりかし〕然るに俗の儒輩の。頑僻に。赤縣籍を讀耽ける倫は。右に引出る書等の故實を。見れども見えず。聞けども聞えずや有るらむ。古今に一人も右の異考を出せる者なく其の本我より傳へし事どもの。後に彼より歸り來りし事あるを。

却りて彼が賜物の如く諭ふめるは、最も拙き事なりかし。(此に就て思へば、林羅山先生の神社考に、相似たる譬論あり、其は、夫佛者一黥胡而夷狄之法也、變神國爲黥胡之國、譬如下喬木而入幽谷上君子之所不取也、我見兩部習合者、彼潛竊我古記之言、飾佛剝神、世人不之察也、遂至令神書殆乎絶、我見吉田家説、亦剽掠於兩部習合者、以爲己説、盜竊主人之財、主人之子孫、不知爲我財、而就盜乞其憐、是譬也と云はれたるは、仁の道とも稱ひつべく、近く取られし譬へなるが、我が上聖の彼に與へし敎道の、後に歸り來れるを、さる事とは得知らずて、彼に就て其憐みを乞得し如く思ふにも、期せずして相應ふ語なるは、然すがに、近世儒宗と有りし人の活論なりけり。)實やおのれ。今しこそ。右のごと。凡常の赤縣學者たちの怯きを嘆け。二十才餘に及ぶまでは儒學をのみ甚猛き事に思ひて。一向に其の學問にのみ勞きてぞ在りける。(其は我が曾祖父平玄胤と云ひしは、佐竹殿の由ある御内人にて、京なる淺見安正の門人なりし由緣によりて、祖父依胤、從祖父保胤と云ひしも其の學なりし故に、我が父祚胤も、その學風にて中山青莪先生と云ふ、同學の人につきて學ばれしかば、我等兄弟五男子共にその先生の弟子なりき、此の先生は、もと秋田の農家醫なりしを、我が從祖父保胤のふかく見る所ありしか、三年がほど江戸勤番の時に伴ひて、其の小屋に居しめ、勸めて若狹の酒井殿の儒士、小野鶴山と云ひし人の、曾祖父と同じ淺見流なるに入門せしめて、學成りて、從祖父の薦擧によりて、佐竹殿の儒官に召仕はれし人なり、此事を酒井殿の御内人に語るに、鶴山の名を道默といひ、呼名を忠一郎と云ふ、淺見氏の末年より、其の弟子若林強齋に專學びし人と云ふ、佐竹殿の御内より、此の弟子になれる人ありて、勤學のほど、江戸下谷の邸より、我が濱町の邸まで日日通へるが、其の途條より外に、少も江戸内を見ること無く、學成りて、秋田に歸れる人ありと、語り傳へしと云へり、當時別に秋田より、其の小野氏に入門せし人無ければ、此は疑なく、我が青莪先生にぞ有りけむ、其は寛延寶暦の間なりき。)故

是を以て。其の弱年なりし程は。人なみに孔子を
わが夫子とも。稱し。今はも恥を語るに似たれど。
論語を宇宙第一の書として。中にも。篤信好學。
守死善道。また視思明。聽思聰。疑思問。
また過則勿憚改。また見其過而內自訟。また
當仁不讓於師。また衆惡之必察焉。衆好之
必察焉てふ語などは更なり。子絕四。毋意
毋必。毋固毋我と有るなどは。師父の殊に懇
懃に敎へ諭されし故に。こは幼立より學問の骨法
となし。今に至りては從心所欲。不踰矩と云
ばかり。我が物と成れるも。固より然る本性の有
りし故には有れど。また孔子の賜物と云はざる事
を得ず。(また其弟子らの中には、殊に子路が爲人
を慕ひ感ること、今に變らず、是はた論語の賜物
と云ふべし。)偖しか久しく。孔子を信じては在り
つれど。後に皇國の道を學び得て。竊に自から省
れば。前に宜なりと思ひしは。我が過なりと思
はるゝ事ども往々あり。(故その過を憚らず、論
じ改めむと思ふに、衆かならず惡まむの恐あり、
止なむと思ふに、又かの當仁不讓於師、また

守死善道と聞たる、先入の語ども師となりて、
我心匪石不可轉、我心匪席不可卷と云ふ如
く、自から其の執志の、易べからぬを何とせむ。)
然るは孔子の。信而好古と云へるに就て按ふに。
いと心得がたき事あり。其は古文尚書の。孔安國
が序に。伏犧。神農。黃帝之書。謂之三墳。言
大道也。少昊。顓頊。高辛。唐虞之書。謂之五
典。言常道也。八卦之說。謂之八索。求其義
也。九州之志。謂之九丘。言九州所有。土地所
生。風氣所宜。皆聚此書也。(また此間に、春秋
左氏傳曰、楚左史倚相、能讀三墳、五典、八索、
九丘、即謂上世帝王遺書也と云へる語もあり。)
先君孔子。生於周末。覩史籍之煩文。懼覽之
者不一。遂乃讚易道。以黜八索。述職方。以
除九丘。討論墳典。斷自唐虞以上。訖于
周。擧其宏綱。撮其機要。讚訓誥誓命之文。凡
百篇。所以恢弘至道。示人主。以軌範也と
有る是なり。(此は今の要ある事のみを、略抄せる
事例のごとし。)此の中に八索を黜けて。周易を讚
せる事は。三易由來記に論じ。九丘を除きて職方

を述たる事は。本編三皇紀に論へれば此は措きて。三墳五典を討論して。唐虞より以下を用ひて。人主の軌範と爲たりと謂ふことも。思ひ合さるゝ事あり。(古文の尚書は、眞の古書に非らず、安國が譌託なれど、此人孔子の遠からぬ後胤なれば、是序に記せる趣意は、決めて諦に傳來せる、家説なるべきこと察るべし、然るに近世淸人の中に、此の序をも倂せて、安國より後の世人の、僞撰なりと論へるも有れど、其はなほ委しからず、己別に考へたる説有れど、此には漏しつ）其は尚書璇璣鈐に。孔子求レ書。得下黄帝玄孫帝魁之書。迄二于秦穆公一。凡三千二百有四十篇上。斷レ遠取レ近。定下可三以爲二世法一者。百二十篇上以二百二篇一爲二尚書一。十八篇爲二中候一と有るを思ふべし。(此は古微書、また孔子集語に出せるを再引たるなり、但し黄帝玄孫と有る四字は、路史に、帝魁を黄帝の玄孫と爲たる誣説に欺かれて、加へし文なり、削り去るべし、然るは黄帝玄孫と云ときは、帝嚳の子帝摯に當れども、帝摯の一名を、帝魁と云へること物に見えず、帝魁とは、神農の一名なること、第七條の小注に引たる、孝經援神契の文にて明なり、路史の非は、本篇に辨へたるを見るべし、）正に尚書の序に謂ふ所に同じ。上古の史籍煩文にして。之を覽る者の不一なるを懼るゝとも。斷棄るといふ道理の有むやは。能く訂正して眞説を傳ふべく。其もし能はずは。其の煩文不一のまゝ存して論せず。後賢の英斷を期べき事なりかし。(また是につきて思ふに、我が神典に、神世の傳への煩文不一なるを、一書曰とて、幾條も並べ載し給へる事の、いとも尊き事ならずや、）偖しか遠きを斷ち近きを取りしは。世法と爲べき事を定めしなりと云はむも。其世法の本は。上古に出れば。其を隱慝に存すること。本立ちて道生るとは云べけれ。然るに其の本を棄たる故に。虞書の文にても。其王者たる堯舜の出自は更なり。昊天上帝。文祖など稱ふも。何物と云ふこと諦ならず。寓託の如くも聞ゆめり。(是を以て後世つひに、天道理、理便天道也、且如レ說二皇天震怒一、終不下是有二人在レ上震怒上、是只理如レ是と云ひ、若レ說レ在二上帝之左右一、眞箇有二上帝一、如二世間所レ塑之像一、固不可、然聖人如レ此

説、便是有此理、また天者理而已、など云へる類の邪説起りて、昊天上帝を、有名無實に心得る事となりぬるは、儒經の最第一とする、尚書の撰に、遠きを斷ちて、本の立ざるに因る事なること、平心に深く思惟すべし。）抑人の實情はも。譬へば嬰兒の時に。父母を失ひし者の。年長じては自然に。其の父母を想ふ心起りて。其の自來を。知らまく欲く思ひ。既に父母を知りては。また其の先祖の出自をも知らむ事を思ひ。既に祖先の出自を知りては。其を生せし天地の事をも知らまく欲く思ふ。これ孝の端。道の本にて。早く孔子にも然る事ありき。（其は孔子の父、叔梁紇と云ひし人、晩年に、顔氏の女と野合して、孔子を生しめ、梁紇早く死たりし故に、母其の野合を恥て、孔子にその父の名を語らず、墓所をも告ざりしを、母死して後に、父と合葬せむとするに、其墓を得知らず、他の老嫗に問ひて知りたりとも、また父の本姓を知らまく欲く思へど、其の母實を告ざりし故に。律を吹きて考へ知りたりなども、諸書に所見たるを以て知るべし。）此は禮記の祭統に。夫鼎有銘。自名以揚稱其先祖之美。而明著之後世者也。稱美而不稱惡。此孝子孝孫之心也。顯揚祖先所以崇孝也と見え。（また同篇に、古之君子、論譔其先祖之美、而明著之後世者也、其先祖無美而稱之是誣也、有善而弗知不明也、知而不傳、不仁也、此三者、君子之所恥也とも云へり、此は共に其の要文をのみ抄せること例の如し。）また史記の禮書に。天地者生之本也。先祖者類之本也。君師者治之本也。無天地惡生。無先祖惡出。無君師惡治。故上事天。下事地。尊先祖而隆君師。是禮之三本也と云へるにも叶ひて。人道の本基なり。（此の語また荀子にも、大戴禮記にも見えたり、）然るに其の本基を知るべき。上古の事實を斷棄して。中古より以下を取りしは。述而不作。信而好古と云へる自語とも。齟齬して。最も不審しき事なり。（然れば斷遠取近と有るは、璇璣鈐の訛説なるかとも惟へど、尚書の序と、符合の説なれば然るに非ず。）偖かく疑へば疑ふ隨に。なほも訝しき事なむ有りける。其は大戴禮記五帝徳篇に。宰我問於孔子曰。昔者予聞諸榮伊。曰。

黄帝三百年。請問。黄帝者人邪。抑非人邪。何以至於三百年乎。孔子曰禹湯文武周公。可勝觀邪。夫黄帝尙矣。先生難言之。宰我曰。上世之傳。隱微之說。非君子之道也。則予之問也固矣。孔子曰黄帝。少典之子也。云々。(この間に百二十八字の文あり、今これを略せり、)生而民得其利百年。死而民畏其神百年。亡而民用其敎百年。故曰三百年。(孔子の此の答の臆說なる由は、既に春秋命歴序考の、第十四條に論へり、就て見るべし、)宰我請問帝顓頊。孔子曰。女欲一日辨問古昔之說。躁哉。予也。宰我曰。昔者予也。聞諸夫子。曰。小人無有宿問。孔子曰。顓頊。黄帝之孫。昌意之子也。云々と次々に一氏を問へば。一氏を答へつゝ。帝嚳堯舜禹まで。都て六氏の傳を語れるが。言ふに甚く難かる趣にて。末に。予大者如說民。說至矣。予也非其人也。(此の語の文義は、此は古說の大者にて、民に說かむ事は、至高に過たれば、說べからぬ事なり、然れど女は言を愼む人に非ざれば、語りやせむと誡めたる語なり、其は下文の趣にてしか聞えたり、然るに阮元が補注に、非其人、不足以說之と說たるは委からず、)宰我曰。予也。不足誠也。敬聞命也。(語意は、予はその師誡を、誠に守るに足ざる者なれども、敬みて命を聞て、此の事人に說かじと云へるなり、)他日宰我。以語人。有道諸夫子之所。孔子曰。吾以語言取人。於予改之。宰我聞之懼不敢見焉。とある是なり。(右の文、また今の要ある事のみを、抄錄せること云も更なり、家語には此の語れる人を子貢とあり、)孔子何の故を以て。斯ばかり古說を漏す事を難かりけむ。此を前には。諸氏の傳中。黄帝に。敎熊羆虎豹。與炎帝戰于阪泉之野。また乘龍扆雲。また死生之說。存亡之難。などの事あり。顓頊に。乘龍而至四海。とあり。帝嚳に。生而神靈。自言其名。また春夏乘龍。秋冬乘馬などの事あり。(史記なる此の三氏の本紀は、是の記を取り、家語の五帝德、また此五帝德篇を取れる物なるが、共に此れ等の事實を省きたり、史遷王肅の二人ともに、孔子學より出たる儒にして、孔子の言ふに難からざる、此れ等の事を省けるは、儒

より出て、儒よりも儒なる徒にぞ有りける）かくて堯舜禹の傳には。此れ等の怪事あること無れば。此は論語に。子不レ語ニ怪力亂神一。と有るを思ふに。雅は堯舜以來の詩書執禮を言ひて世法となし。帝嚳以上は。神怪の事多かる故に。罕にも人に言ふ事を離れるか。然にても。宰予が如く。慇懃に問ぬる弟子等には。兩端を叩きて竭すべき事なるに。如此く惜く思ふは。何なる意にやなど。尚種々に思惟せること多年なりしが。近頃その意を得てぞ有りける。（そは天保六年の夏、赤縣太古傳の三皇紀を、訂正せむとせし時なり）いで其の由は。帝嚳以上は。謂ゆる五帝三皇の世々にて。神怪の事ども多く。今世我が徒の。神代を語るに。凡俗これを異として信ざる如く。當昔の周人。なべて之を信せず。然耳ならず。實に隱微の説ありて。帝嚳以上に遡上りて。滋く其の美を論議すれば。自國の眞理は。一人だに有ること無く。みな東方君子之國の神眞なるが。彼域の蒼民を含養して。君師と在りし事の發顯し。かの國惡を諱ちふ禮に違ふ故に。堯舜以下の近を取り。帝嚳以上

の遠を斷ち。其の上古の傳説は。弟子にも言ふを憚かりしと聞ゆ。蓋此は周公旦が意を。固く守れる所爲にぞ有りける。（其は八索を黜けて周易を讃し、九丘を除きて職方を述べ、古三皇五帝の日を用ひざるも、皆周公旦が定めし、周禮の旨に符合するにて著明けく、其みな隱微の説ある事なれど其の説長ければ、概して云むに、國民を愚にして、古へを知らしめず、一向に周法を信せしむる所爲なるを、孔子は其の道を守れるにて、民可レ使レ由之、不レ可レ使レ知レ之と云へるも此義なり、斯て後に秦始皇が、書を燒き儒を坑にせしも、實は是の所爲に効へるなり、此は己別に委く論へる物あり）然れば其の語に。二三子。以レ我爲レ隱乎。吾爲レ隱ニ乎爾一。吾無下行而不レ與ニ二三子一者上是丘也とは言へれど。實は隱せる事の多かりき。中庸に。子曰。索レ隱行レ怪。後世有レ述焉。吾弗レ爲レ之矣と云へる語も有るは。後にその隱微の古説の。顯む世を畏れたるか。然れば彼の第六條に引たる。春秋元命苞に。周先祖后稷の事を。孔子曰。扶桑者日所レ出。蒼神用レ事。精感ニ姜嫄一。而生ニ后稷一

と云へる語は更なり。竊に宰我に語れる事の。大戴禮記に傳はり。季康子が問に答し古五帝の說を王肅何なる古文書よりや見出けむ。其集記せる。孔子家語に載たるなど。皆孔子の本意には非ずなむ。（其は論語に、作者七人矣と云へる說も有りて、堯舜禹湯文武周公、七人の事のみを、首張せれど、其の以前の聖王の名は、一所だに有ること無して、適に古聖王の事に及べる語の有るは、皆佗の書なるを想ふべし、作者七人の朱註に、作起也、言起而隱去者、今七人矣、不可知其誰何、必求其人、以實之則鑿矣と云へるは愚說なり、此は造作の作にて、樂記に、作者謂之聖と有る作者に同く、道の作者の義なるをや、然ればかの述而不作と云へるは、此七人の作れる道を述て、自作せざる意、また信而好古とは、堯舜以來の古へを好む由なり、余をもて之を見れば、甚卑き好古なりかし）然れど此は孔子の。儒聖孔子たる所にして。彼周代に生れし故に。其の周法を固く守り。其の表にこそ。其の國惡を諱みて。古帝王の。みな外國より出たる本說を祕し。また尊內卑外の義理をも立て。其の君師の本國たる皇國を。佗の戎狄と等及に。東夷と貶し卑めつれ。裏には其の父母の國の如く。甚く慕ひて在りし故に。七十二國を周遊すれど。用ふる人なく。生涯東西南北の人にて。其の慷慨に堪ざる時は道不行。乘桴浮于海。從我者其由歟と。穗にうち出し事も有り。（彼邦の周代までは、今時の如く、其の化の及ばざりし故に、南西北に海なく、海と云へば、必ず多くは東海を云へり、其は尙書の禹貢などに、うち任せて海と云へるは、皆東海なるにて知るべし、次に引く文と相發して、皇國に心を寄たる語なるを辨ふべし）また同書に。子欲居九夷。或曰。陋如之何。子曰君子居之。何陋之有と有る語も。思ひ裡に有りて人に問はれ。覺えず其の心腹の本情を吐露せる物なり。其は九夷とは。馬融が說に。東方之夷有九種と云ひ。前漢東夷傳の注に。畎夷。于夷。方夷。黃夷。白夷。赤夷。玄夷。風夷。陽夷。と有れど。實は我が筑紫國の。上古より自然の如く。九國に區別せる事を聞傳へて。斯の如くは名けしなり。（斯て夷字の大に從ふは、大人也

とも、大弓也とも有りて、其に尊稱せる字説なり、其は既に大扶桑國考の第三條に云ひき、）然れは。君子國君子居之。何陋之有。とある孔語の意は。君子國その九夷の域に在りて。眞君王それに居すれば。陋き事なしと云へる意なり。其は大扶桑國考に説たる。海外東經なる君子國の。筑紫國なるに思ひ合せて曉るべし。（孔子の時は、既に皇國の都は、大和國に定め給ひし頃なれど、孔子はなほ、皇都の筑紫に在りし意を以て、右の如くは言へるなり、）伊藤維楨が。論語古義の此の條に。夫子嘗曰。夷狄之有君。不如諸夏之亡也。由此觀之。夫子寄心於九夷久矣。此章及浮海之歎。皆非偶設也。吾大祖開國元年。實丁周惠王十七年。到今君臣相傳。綿々不絕。尊之如天。敬之如神。實中國之所不及。夫子之欲去華。而居夷。亦有由也。と云へるは然る言なるを。荻生茂卿が論語徵に。こを斥せる説ば却りて非なり。（其の説に、子欲居九夷、仁齋爲日本、此自謏言、不容辨説、竊疑九夷必是一夷、猶如大湖名五湖、不爾、欲居九夷、何其言之漫也、此

必孔子經過其地、因欲居之、[illegible]有孔聖山、相傳、孔子適鄭登此、乃東夷地、恐是即九夷、君子居之、何陋之有、馬融曰、君子所居則化、文意極是、仁齋乃謂、東方有君子國、故曰、君子居之、而不容孔子自稱君子、以濟其謏、殊不知何陋之有語意不相承、適見其不識文辭已、且君子士大夫通稱、孔子未嘗避之、但得見君子者斯可矣、指人君耳、若夫吾邦之美、外此有在、何必傳會論語、妄作無稽之言乎云々と云へり、孔聖山を九夷とする説は、岳瓊山に本づき、君子を孔子の自稱とせるは、馬融に本づける説なるが、共に非なり、且是の人その雅言する所の、君子てふ説の本來をも知ざるなり、また朱熹の註に、君子所居則化、何陋之有、と云へるは、馬融が説なり、朱熹すべて古説を盜襲して、其名を云ふことを好まず、當時に近き小輩の、何氏某氏といふ名は、煩さきまで出せれど、漢晉頃の古人の説をば、自説となしてぞ擧たる、此は何の意と言ふ事を知らず、）但し茂卿が。維楨の説を斥けし説こそ惡けれ。此の人また聊見る所ある

說をも爲たり。今の因に記し出なむ。其は論語徵に。吾邦之美。外此有在とて言へる言は更なり。其の文集に。舊事本紀解序と題せる文中に。不佞茂卿。生也晚。未聞我東方之道焉。雖然。竊觀諸其爲邦也。天祖祖天。政祭祭政。神物之與官物也無別。神乎人乎。民至於今疑之。而民至於今信之。是以百世而不易。所謂藏身之固者非邪。後世有聖人與于中國。則必取諸斯已。孔氏之徒。獨傳周禮。而儒者廼謂。先王之道。是而已矣。亦不深思也と云へり。是は既く自から。日本夷人物茂卿と稱せる人の言には希しき事なり。(上件維楨茂卿二人が文中に。彼國を指して、中國また華なども云へるは、此の間いまだ、正名の學の明ならざりし故なり、見む人言を以て、其の意を棄ること勿れ、舊事本紀解と云ひしは。久留里殿の撰なりしとぞ。)さて茂卿は。後世がしこに聖人興ること有らば。必すこれを斯に取むと云へれど。豈知らむや。謂ゆる三代以前。大同なりし世の道は。皆我が神聖の馭戒して。傳へ給ひし道なりとは。然るに周公孔子などの。右のごと化め作りて。其聖人の本國たる如く云へるは。彼祭統に。其先祖無美。而稱之是誣也。と云へるに當れど。此は恕すべき方の無きに非ず。(そは人の本情の上より云はむにも、己が本國、また先祖などの事は。誣ひても善ざまに云はま欲かる事、いづこも同じ効なるべく所思ればなり)此方の學者たちの。其の誣言に扇惑せられて。然る由來をば夢にも知らず。彼邦を聖國師國と稱して。父母の國の如く敬愛し。彼が君師の本國たる父母の國を、却りて彼が末國の如く。戎狄の如く。卑賤するは。彼の祭統に。其の先祖有善。而弗知不明也。知而弗傳不仁也。此君子之所恥也と有る。不明不仁は更にも云はず。悖禮とも悖德とも。云む方なき無情なりかし。(但し此は學者に取りては、此の上もなき恥なれど、意必固我の門を絕ざる俗學者流は、恥を知らざる物にし有れば、所恥なりとも思はでぞ在べき、淺見安正の、靖獻遺言講義といふ物に、唐の書物に、日本をも夷狄と云ひおけるを見て、とぼけた學者が、我は夷狄に生れたりと歎くが、偖も淺ましき見識

ぞ、わが生れた國ほど、大事の中國がどこに有うぞ、唐人が夷狄と書ておいた程にとて、最早はげぬ事と覺えて居るは、人に唾を懸られて、得拭はずに泣て居ると同じ事ぞ、其でも聖人も、夷狄と云つた物を云ふべけれど、大義を知らぬ者はそこで迷ふ、人にも親があり、我にも親がある、人の親の頭は擲るゝとも、我が親の頭は擲れぬ樣にするが、子たる物の義理ぞ、夫でも日本は小國じやと云ふ、國が小くと何か違はふと、我國は天地の初めよりして、佗國の蔭にて立たる國にては無く、神代以來の正統に、少も紛なく續き、萬世君臣の大綱變せざること、是三綱の大なる物にて、他國の及ばざる所なり、其外武毅丈夫にて、廉恥正直の風天性に根ざす。是れ我國の卓れたる所なり云々と云へり、こは講說の鄙語には有れど、然すがに、刀の鐔に赤心報國と銘じて帶せる、英士の言は愉快にこそ聞ゆれ〕篤胤固より。凡陋不敏の質なる事は勿論なれど。辱く此の萬邦の君師たる。日出仁風の神域に生れ。先師本居翁の蔭に賴りて。其の神賦の本性を琢出せるより以來。その

慷慨つねに止時なく。周孔の旨には相反すれど。彼の邦の隱れたる古說を索めて。我が神州の美を論譔し。この編中の議論すでに成りて。諸書に粗その端倪は漏せれど。其の精說は群小の怒りを難かり。匱に韞めて藏せること。茲に十有餘年なりしを。今年殊に憤悱する事ありて。其の兩端を叩き竭し。我が神聖の功德に揚稱して。明に後世に著すこと右の如し。其は謂ゆる崇孝の意に含み。君子に恥ざらむ事を思ひてなり。(然れど古人も、僞のなき世ならねば、と打出し如く、衆口金を鑠かし、謂ゆる浸潤の譖、膚受の愬、行はるてふ事もなき世ならねば、今これ等の大義論を世に出さむには益々異學の聞え高く、衆目の見るところ、衆心の思ふ所、みな予が二目の見るところ、予が一心の思ふ所とは異なれば、我が此の國美を顯揚して、彼が國惡に忌憚らず、尊內卑外の義理を立たる、議論の當否を撿する事なく、謗する者の多からまし、其は今時すでに一姦盲ありて、何風とか云ふ一編の譏策を著はし、卓確たる我が先師の正言をしも僻め破ると、彼白馬を以て白馬に非ず

と誣たる類の腐論を發して、聖人を誹り、此の國の道をなみする諂愬せるに、衆盲これに牽れて雷同し左袒を證する人多く、既にやごと無き邊りにも用ひ給ふと聞ゆるは、實にや、然れば予が此の說を見て、また何なる諂愬を企つる者の有むも計り難し。然れど上にも云ふ如く、學を好み、道を善して受けむ誹は、固より避ざる所なり、其は別に著はす孔子聖說考に、孔語に本據し、古說を集めて、諦かに、眞聖擬聖を辨論するを見て覗つべし)

毛路人の見る目やいかに篤胤が
見てしひが目か見る人もあらむ

天保六乙未年八月十五日

三五本國考跋

邈矣三皇之事。仲尼嘗斷諸墳典。邈矣五帝之蹟。史遷才載諸私史。其誌於諸氏。記於百家者。所謂若存若亡。若覺若夢。道家增以浮誕。儒氏斥爲異端。蛇足狗尾。追風捕影。周末漢初。已無定說。況於李唐以降之曲學乎。然吾師　大壑先生。天眼朗監。豈知我。

邦眞神。來往彼下國。敎養彼蠢化。考之　皇典。徵之漢籍。採其眞。辨其僞。削棄紛々。選述彰々。先著赤縣太古傳。繼著三五本國考。殆三千年來之狹霧。霏飛分散於　先生之一氣息矣。豈不愉快哉。或曰。先生嘗索古易踐古曆。諦三才之分。明五倫之敘。遡河洛之始源。究蘭臺之玄奧。山川艸木。耕稼戎兵。靡不講逮矣。而賢子令孫。彬々焉。祖之述之。門生流徒。駸々乎。憲之章之。然則謂三五再復出於吾木悳之。

神州。不亦可乎。嗚呼斯言。寘以不誣矣。玆歲　師家壽梓斯書。命跋弟子固辭不允。務力勉焉。胡慙捭

庸駑之毫。强叨驥駿驥之尾云爾。

慶應丙寅春正月

門人　馬嶋穀生謹誌

三五本國攷序

實嘗讀　本居先生古事記傳。崇信古道。其後讀靈眞柱。始知世有　平田先生。心竊嚮往之。天保戊戌之夏。祗役江府。遂執贄。謁　先生於氣吹舍。先生欣然。諭以古道原始。與其學的曰。荒鴻之時。參神作造化之首。二靈爲群品之祖。自是以來。神聖迭興。經緯天地。綱綱四方。神皇之道。自存其中。非如彼赤縣。擬聖擬造。所謂聖人之道。故欲學古道不可不知其古始。而。皇朝神典。幽深玄遠。不易窮測。是以世儒俗士。目爲荒唐不經。東之高閣。無用力於其間者。余自志斯道。潛心。神典。發先哲所未發。故立論之間。駭世取誚者不少。而雖及門之士。非聽余說。讀余書。暗通默契、無不說者。則不可與共語也。吾子其勉旃。實唯々而退。因思天地無二。日月同照。則宇內人類。悉出乎。參神之妙用。而飛潛動植。亦無非其賦命者。乃在赤

縣。其論剖判之始。述神異之迹。皆訛傳我。
神聖之事者也。然實見聞單淺。未得其可證。受是編
讀之。據彼經傳。以辨三皇五帝所出。證
我三本。而明五姓所由。旁及顓頊諸氏。考證精博。
論說確的。實
神典之所傳。足以破千載之惑。然後知三皇五帝。乃
我。
神聖往彼土。敎養其民者也。而彼所論者。即我。
神聖之所傳。而其所述者。亦我
神聖之迹也。於是
神州之所以祖于萬國者。斷然明白。無復可議者也。
嗚呼非　先生高才卓識。博涉古今。焉能如此哉。
由此觀之方今海外諸蕃皆我。
神聖所養之苗裔。而具首丘祭魚之性。故中世以還四
夷來。
王者。蓋非以其有德於彼。而欲來報於。
我哉。茲。
天祖以八十綱索引遠國。懷柔四方之意也。今因　先
生著論。亦可謂益彰然著明矣。　先生嘗屬實爲之
序。實以末學謭才。謹謝不敢。既而　先生歿矣。
今茲實又役于江府。令嗣　鐵胤君。奉　先生遺意。
出是編又以爲請。實不獲辭也。因忌僭越。次其始
所聞　先生之言。與讀是編所感發者。辨於卷首。

文久二年六月

越前　中根師質謹撰

三神山餘考

大壑　平篤胤撰述

門人　武藏國　碧川好尙
　　　下總國　向後盆正
　　　和泉國　井原正孝　同校

三神山とは。謂ゆる方丈瀛洲蓬萊なり。此三山の名はしも。周秦以前の古書どもに往々見え。我が皇國にも早く聞えて。日本紀には。謂ゆる常世國に蓬萊を當てられたり。今し此の諸越籍に據りて熟々考ふるに。三山共に彼の國の東海中に有る由にて。(門人碧川好尙云、拾遺記高辛氏の條に、東方朔作寶甕銘、曰望三壺如盈尺、視八鴻如縈帶、三壺則海中三山也、一曰方壺則方丈也、二曰蓬壺則蓬萊也、三曰瀛壺則瀛洲也、形如壺器、此三山上廣中狹下方、皆如工制、猶華山之似削成、登月館以望四海三山皆如聚米縈帶者矣と有れば、古くは三壺とも云へり)即ち我が神典なる大和多都美神の神境を稱へる傳說になも有りける。いで其由は。まづ列子湯問篇に。殷湯問夏革曰。物有巨細乎。有修短乎。有同異乎。(張湛註革莊子音棘、夏棘字子棘爲殷大夫。)革曰。渤海之東不知幾億萬里。有大壑焉。(渤海今樂安郡、山海經云、東海之外有大壑。○篤胤云、壑は廣韻に、谷也、阬也、虛也、また增韻に、大壑海也と有り、なほ此字の事は、大扶桑國攷、三五本國攷、及び本編に委く云へり、○好尙云、本編とは、謂ゆる赤縣太古傳を云へり、下是に效ふべし。)實惟無底之谷。其下無底。名曰歸墟。(事見大荒經、詩含神霧云、東注無底之谷、稱其無底者、蓋擧深之極耳、歸墟莊子云尾閭。)八紘九野之水。天漢之流。莫不注之。而無增無減焉。(八紘八極也、九野天之八方中央也、世傳天河與海通。)其中有五山焉。一曰岱輿。二曰員嶠。三曰方壺。(一曰方丈。)四曰瀛洲。五曰蓬萊。(史記曰、方丈、瀛洲、蓬萊、此三神山在渤海中、蓋常有至者、諸仙人及不死之藥皆在焉。)其山高下周旋三萬里。其頂平處九千里。山之中間相去七萬里。以爲鄰居焉。(篤胤云、此里數固より拘はること勿れ、)其上臺觀皆金玉。其上禽獸皆純縞。珠玕之樹皆叢生。華實皆有滋味。食之皆不老不死。(篤胤云、縞は白なり、其上の禽獸みな純白なること、史記にも云へり、珠玕は即珊瑚樹の類を云ふと聞えたり)所居之人。皆仙

豎之種。一日一夕飛相往來者不可數焉。（兩山間相去七萬里、五山之間、凡二十八萬里。而日夜往來者不可得數、風雲之捍翟不足喩其速。）而五山之根無所連著。常隨潮波上下往還。不得暫峙焉。（若此之山、猶浮於海上。以此推之、則凡有形之域皆寄於太虛之中、故無所根蔕。）仙聖毒之、訴之於帝。（毒病也。○篤胤云、帝即天帝也。）帝恐流於西極、失群聖之居。乃命禺彊使巨鼇十五舉首戴之。迭爲三番。六萬歲一交焉。五山始峙。（神仙傳曰、北方之神名曰禺彊、號曰玄冥子。大荒經曰、北極之神名禺彊、靈龜爲之使也。列仙傳曰、巨鼇戴蓬萊山而抃滄海中。玄中記曰即巨龜也。離騷曰巨鼇戴山其何以安也。迭爲三番、更代也。番音翻。）而龍伯之國有大人、舉足不盈數步。而暨五山之所。一釣而連六鼇、合負而趣歸其國、灼其骨以數焉。（以高下周圍三萬里山、而一鼇頭之所戴、而此六鼇復爲一鈞之所引、龍伯之人能幷而負之。又鑽其骨以卜。計此人之形、當百餘萬里。鯤鵬方之猶蚊蚋蚤虱耳。則大虛之所受亦奚所不容哉。）於是岱輿員嶠二山、流於北極、沈於大海。仙聖之播遷者巨億計。帝憑怒侵減龍伯之國使阨、侵小龍伯之民使短。

至伏羲神農時、其國人猶數十丈。（山海經云、東海之外、大荒之中有大人之國。河圖玉板云、從崑崙以北九萬里得龍伯之國、人長四十丈、生萬八千歲始死。○篤胤云、阨は說文に塞也、廣韻に限也礙也、又危也迫也と云ひ、他の字書どもに困也險也と有り。孟子に阨窮而不憫とも見えたり）從中州以東四十萬里。得僬僥國。人長一尺五寸。僬僥短人國名也。史記云、僬僥氏三尺短之至也。人長一尺五寸。事見詩含神霧。○篤胤云、本文に謂ゆる小龍伯、即ちこの僬僥國なる由の傳へなり、と有り。此を今の世の心をもて見るに。甚く荒唐不經の說のごと聞ゆれど。熟思へば。此は太古の傳說の遇に遺れるにて、謂ゆる寓言には非ざりけり。（凡てかゝる筋の事とし云へば、俗の學者たちは、悉寓言と心得ためれど。大抵そ彼國の古書に、此類なる荒唐に聞ゆる說どもに、古傳と寓言の二樣ありて、其古傳はいかに訛り混へる說ならむも、神典學の古眼を持らむには、必他に相證すべき事の出來り、寓言は相發し辨ふべき證據なくて、自づからに知り明さるゝ物なるを、斯の如き事どもをば、一向に寓言として、考へむ物とも思はざるは、

俗學者の目前なる淺理にのみ泥みて、太古の深理を知ざる故の事なり。然る俗習は周の末世頃より起り始めて、漸々に流行し、後漢の王充より盛りに成りて、宋儒に至りて大成し、今世まで俗學者らの通弊とぞ成れりける。）さて無底之谷とは。大地に溟海の圍繞せる。恐いと深き中にも。此の渤海の東なる大海は。殊に底深き故に。かく號けしと聞ゆ。然れば其の太古には。八紘九野の水。及び天漢の流れもまづ此に注ぎ。然して四方の海にも湛へたりけむ。（天漢とは神典に、天之安河とある河の、古説の遺れるにて、天學家に謂ゆる天漢には非ず、かの天漢を天漢と云ふも、古説の天漢の名を轉用せるなり。然れど彼に實には河ならず、微なる星の限りなく群がれる處なるが、河の流るゝ樣に見成さるゝ故に天漢と號くる由、星翁らの書等に見えたり、世の初發には、天地相去ること近かりし故に、天之安ノ河の水の墮流れ入けむも亦知るべからず。）さて帝とは儒書どもに。皇天上帝とも。天帝とも云へる即ち是れにて。天學家には天皇太帝と稱し。玄學家には太上元君とも。太上道君とも稱せり。（此事は、本編及び天柱五岳餘論、鬼神新論にも具に註し、扶桑國攷にも施々云へりき、猶下にも云を見べし。）五山の中に岱輿員嶠の二山は。北極に流れて。大海に沈沒せる由なれば、此は姑くさし置きつ。（然れど王子年が拾遺記に、員嶠山一名は環丘、上有方湖周廻千里多大鵲高十丈、銜不周之粟、粟穗高三丈粒皎如玉、鵲銜粟飛於中國、故世俗間往往有之、其粟食之歷月不飢、西有星池千里、池中有神龜、八足六眼背負七星日月八方之圖、腹有五岳四瀆之像、時出石上、望之煌煌如列星矣、有草名芸蓮色白如雪、一枝二丈夜見有白光、可以爲杖云々、また岱輿山有員淵千里、常沸騰以金石投之則爛如土矣、孟冬水涸中有黃烟從地出數丈、烟色萬變山人掘之、入數尺得燋石如炭、滅有碎火以蒸燭投之則然、而靑色深掘則火轉轉盛、有草名莽煌葉圓如荷、去之十步炙人衣則燋刈之爲席方冬彌溫、以枝相摩則火出矣、云々と見え、なほ此二山の事を種々記せるは、本存しほどの傳への遺れるを拾ひ記せるか、或は太古に沈沒して後に、また現はれて、衆仙の住ふべく成れる傳への、諸書に洩れて拾遺記にのみ遺れるか、任昉が述異記その

餘の書にも、此二山の事をも載せれど詳ならぬ事なり。）其存れる三神山のことは、史記、禪書、前漢郊祀志などに、始皇東游海上、行禮祠名山川及八神、求僊人羨門之屬。（應劭云、羨門名子高、古仙人也。）八神將自古而有之。其祀絶莫知起時。一曰天主。二曰地主。三曰兵主。四曰陰主、祠三山。（師古云、三山即下所謂三神山也。）五曰陽主。六曰月主。七曰日主。八曰四時主祠琅邪。琅邪在齊東北。蓋歲之所始。（師古曰山海經云、琅邪臺在勃海間。謂臨海有山形如臺也。）皆各用一牢具祠。而巫祝所損益、圭幣雜異焉。（師古曰言八神牲牢皆同、而圭幣各異也。）及秦帝而齊人奏之。故始皇采用之と云ひ。（こは此に要さなき文を皆切めて引たり、此祀の起れる時を知こと莫しと云へば、最舊き祀りと聞ゆるが、齊に傳はれるを思ふに、また或説を擧て、太公以來作之と有るは信に然も有べし。其は呂望が學は、もと玄學より出たること、劉向が列仙傳に、呂尙者冀州人也。生而內智、預見存亡。武王伐紂、尙作陰謀百餘篇。服澤芝地髓。且二百年而告亡。有難而不葬、後子伋葬之無尸、唯有玉鈐六篇在棺中云、と有るを見れば尸解仙と聞えたり。）其下文に、蓬萊方丈瀛洲。此三神山者其傳在勃海中。去人不遠。蓋嘗有至者。諸僊人及不死之藥皆在焉。其物禽獸盡白。而黃金銀爲宮闕。未至望之如雲。及到三神山反居水下。臨之風輒引船而去、終莫能至云。世主莫不甘心焉。（師古曰、甘心言貪嗜之心不能已也。）及秦始皇至海上、則方士爭言之。始皇自以爲至海上而恐不及矣。使人齎童男女入海求之。船交海中、皆以風爲解。曰未能至、望見之焉。（索隱曰皆自解說、遇風不至其處也。）其明年始皇復游海上、至琅邪、過恒山、從上黨歸。後三年游碣石、考入海方士。（師古曰考、按其虛實也。）從上郡歸。後五年始皇南至湘山。遂登會稽、竝海上。冀遇海中三神山之奇藥。不得。還至沙丘崩。とあり。（此文は一字を略せず引たり、然れど史記と漢書と互に挍して、本文注ともに其宜しきに從へり。）三神山の見えつ隱れつ、到り難き趣を形容せる文筆、まことに然も有べしと覺ゆれど、始皇が海上に至り、かつ方士に仙藥を求めしめたる趣は、其本紀及び淮南王劉安傳に記せるぞ精かりける。（かくて其山々の、然しも到りがたき處なる由緒は、下に委

く云ふを待て見るべし、）其は劉安傳に、昔秦使徐福入海求神異物。還爲僞辭曰。臣見海中大神。言曰汝西皇之使邪。臣答曰然。神曰汝何求。曰願請延年益壽藥。神曰汝秦王之禮薄。得觀而不得取。即從臣東南至蓬萊山。見芝成宮闕。（こを印本どもに、見芝成宮闕と訓たるは非なり、此は謂ゆる靈芝延年藥の、宮闕の形を成せるを見たる由なり、）其は抱朴子に、五德芝狀似樓殿。莖方其葉五色各具而不雜、上如偃蓋中有甘露。紫氣起數尺矣と有を以て知べし。）有使者銅色而龍形。光上照天。於是臣再拜問曰。宜何資以獻。海神曰以令名男子若振女與百工之事。即得之矣。（此文に使者と云へるも、海神と云へるも同じ神にて、海中の大神とある大神の使者なり、文によく心を著て見辨ふべし、○本の註に、徐廣曰。西京賦曰。振子萬童。振子童男女と見えたり、）秦皇帝大說遣振男女三千人。資之五穀種種百工而行。徐福得平原廣澤止。王不來。（正義曰括地志云、亶州在東海中。秦始皇遣徐福將童男女遂止此州、其後復有數洲萬家。其上人有至會稽市易者と云へり。）始皇本紀に、三十七年親巡天下過呉從江乘渡。並海上北至琅邪。方士徐市等入海求神藥。數歲不得。費多恐譴乃詐曰蓬萊藥可得。然常爲大鮫魚所苦故不得至。願請善射與俱見則以連弩射之。（大鮫魚とは、劉安傳に使者とある者是なり、委くは下に說くを待て見べし、徐市は即ち徐福なり、今本に市とあるは市の誤字なり、福市いにしへ通音なりし故に書きたりと見ゆ、）始皇夢與海神戰如人狀。問占夢博士。曰水神不可見以大魚蛟龍爲候。今上禱祠備謹。而有此惡神當除去。而善神可致。（此まで占夢博士が語なり、徐市が返りて大鮫魚に苦められて藥を取得ざる時しも、右の夢を見し趣なり、）乃令入海者齎捕巨魚具。而自以連弩候大魚出射之。自琅邪北、至榮成山弗見、至之罘見巨魚。射殺一魚。遂並海西至平原津而病　七月丙寅始皇崩於沙丘平臺とあり。（始皇が死は、まさに海神の祟りと思はる、其は下に云ふを見べし。）本紀と劉安傳に載せると、互にかく事實の相違せるは、司馬遷が採れる本書の二部ありて、元より傳聞の別なりし故なり。史記には往々さる相違どもあり。（抑かゝる大史を撰するには、數の古書を聚集して、編立

つる物なる故に、世々の史にも然る相違の多かる中にも、史記は殊に撰び能き記なり、後の世に史遷と云ばへ挂ても及ぶまじき良史の才ある者に思へど、其は文章こそ有れ、事實を撰ぶ才はなほ短くぞ有ける、此は序に驚かし置くなり。）今この二傳を和會して說かむに。先つこの徐福が還りて云へる語を。文に爲偽辭曰くと記し。費多恐譴乃詐曰と記せるは。司馬遷が神仙の境界を知ざる。儒見のさかしら語にて。本よりの文には非ず。こは實には我が皇國の地方に至れるを。大和多都美神の神異を示して。其蓬萊山をも見せしめ給へる其時の神語を。徐福が有のまゝに始皇に言へるなり。然るは其言へる語ども、能くも我が神典の趣に符ひて。却りて彼國史の語には疎く似ざるを思ひて知るべし。（然れど劉安傳なると、始皇本紀なるとの相違は、上に云ごとく、本書の別なりし故なるが、下に引く十洲記祖洲の說も、また一本の說を採れりと見ゆ、然して互に訛と實と混淆せること云ふも更なれば、照し合せて、實事に符ふ傳へを採べし、なほ後漢書その餘の書等にも異說あり、本編に云ふを見るべし。）其は海中大神と有るは。即ち大和多都美神なり。其使者を龍形なりと云へるは。大海神の使者は鰐神なる故に。龍と見紛へしならむ。始皇本紀に大鮫魚とも。大魚蛟龍とも有ると。相發して辨ふべし。（大海神の本體、また其使者も鰐なることゝ、神典を見て知るべし、總て漢國人のみならず、印度人も古く海神の鰐神なるを、龍と爲たること、印度藏志に記せり、思ひ合すべし、蛟龍の事は、なほ下にも云ふを見よ○好尙云、水經濡水注に引く三齊略記に、始皇於海中作石橋海神爲之竪柱、始皇求爲相見、神曰我形醜莫圖我形、當與帝相見、乃入海四十里見海神、左右莫動手、工人潜以脚畫其形、神怒曰帝負約速去、始皇轉馬還、前脚猶立後脚隨崩、僅得登岸、畫者溺死於海、衆山之石皆傾注、今猶岌々東趣と有も其本體の鰐なる由と聞えたり、）さて海神の御言に。童男童女云云を資らせば、藥を得てむと宣はむには、其如くせむに。必すその藥を得て還るべきに。其後徐福が返らざるを想ふに、徐福をば再發せ遣つゝも。始皇が例の性急なる。海神と戰ふ夢を見て。占夢博士に占はせ。負氣なくも海神を捕むと打出て。其には非ねど其なり

と爲て。巨魚を射殺せるを。神の怒りて。徐福をば返し給はず成にけむ。(徐福が海に出たること、下に引く十洲記祖洲の文にては、徐福返りて再出たるに非ず、初め出たるまゝにて返らざるなり、始皇本紀の傳へは、返りて再は出ざるなり、まづ出て立返り、再出たりと云ふは、劉安傳の説なり、彼是思ひ合せて考ふるに、劉安傳の説ぞ正しく思はる。其は下に云ふを見よ、)なほ思ひ合すべきは、史記及び漢書の張良が傳に。張良その舊主の仇なれば。始皇を刺さむと欲し。壯士を求めたる事を記して。東見滄海君。得力士。爲鐵椎重百二十斤。秦皇帝東游至博浪沙中。良與客狙撃秦皇帝。誤中副車。秦皇帝大怒大索天下。求賊甚。良乃更名姓亡匿下邳。とある倉海君を。漢書註に晋灼曰海神也と云へるは然る説にて。此は下に擧る十洲記滄海島の文に。九老仙都とある海神なること灼然なり。(史記漢書の外の註どもに、東夷君長也と云ひ、或は當時賢者號也など云るを始め、説々多かれど皆非なり、)張良此時は撃損じて有しかど。滄海君のさる祐ありし故に。また黄石公に相見して兵書を授かり。其術を以て漢高祖が謀士さ

爲り。遂に舊主の仇を報じたりけり。其は張良元より黄老の古道を好み。(○好尙云、張良元より道骨の人にて、黄老の古道を好みし事を少か云むに、雲笈七籤卷之一百十四に出せる、墉城集仙錄の西王母傳に、漢初有四五小兒戲於路中、一兒謌曰、著青裙入天門、揖金母、拜木公、時人皆莫知之、唯張子房知之、乃往拜焉曰、此乃東王公之玉童也、自非沖虛登眞之士莫知其津矣と見え、抱朴子内篇至理篇に、昔留侯張良吐出奇策一代無有、智慮所及非淺近人也、而猶謂不死可得者也、其聰明智用非皆不逮世人、而曰吾將棄人間之事以從赤松游耳、遂修道引絶穀一年、規輕擧之道、坐呂后逼蹴從求安太子之計、良不得已爲畫致四皓之策果如其言、呂后德之而逼令強食之、故令其道不成耳、按孔安國祕記云、良得黄石公不死之法、不但々兵法而已、又云良本師四皓角里先生、綺里季之徒皆仙人也、良悉從受其神方、雖爲呂后所強飲食尋復修行仙道密自度世、但世人不知、故云其死耳、如孔安國之言則良爲得仙也とも有り。思ひ合すべし。)かつ忠義の心ある人なる

故に。海神また張良に靈幸ひて。始皇を罰たるなり。（漢高祖に事へし名臣どもの中に、張良は更なり、陳平曹參なども、黄老の道を執りて事へたる徒なり、其傳どもを見て知べし、良が張氏となれるも道家の法なり。其は醫宗仲景攷に記せり。また始皇が甚く儒道を嫌ひて其書を焼き、儒者四百六十餘人を坑に投れて殺せるが、神仙の道をば深く信じて、上件の如く物しつるに、遂にさる祟罰に遇けるなど、悉く然るべき由縁ある事なり、其は本編に記せれば、此には大約を云ふのみ、○好尚云。陳平曹參なども、黄老の道を執りて事へたることは、史記世家に、陳平曰、我多陰謀是道家之所禁。また太史公曰。陳丞相平少時本好黄帝老子之術、方其割肉俎上之時、其[illegible]固己遠矣と云ひ、曹相國世家に、參聞膠西有蓋公善治黄老言、使人厚幣請之、既見蓋公、蓋公爲言治道貴清靜而民自定、推此類具言之、參於是避正堂舍蓋公焉、其治要用黄老術、故相齊九年、齊國安集大稱賢相など有るを以て、師も斯く云はれたるなり。）

○門人碧川好尚云ふ。此草稿をかく清書する時に思ひ出しぬ。師の既く言れしは。總て世の中の事をば。海神の教へ諭し給ふことの少からぬ中に。其軍旅術策の機要はも殊に多しと謂はれたるが。其時は予も廿あまり三つ四つの齢なりしかば。最も不審く心得がたき事と竊に思ひたりしを。其後神典は更なり。赤縣籍をも少か窺ひ見たるに思ひ符さるゝ事なむ多かりける。故今其事迹を拾ひ聚めて。師の眞語の誣ひざる事を知らしめむとす。其は挂卷も畏けれど。天津日高日子穗穗手見命。その兄火須勢里命と釣し給ふ時しも。其釣鈎を失ひて愁ひ吟ひ給ふを、鹽椎神の善く議らして海宮へ趣せ奉りしかば。綿津見神の種々計ごちて。失たる鈎をも得させ給ひ。また其兄火須勢理命を惚苦しむる所業どもを教へ申し。潮滿珠潮涸珠を獻りし事。（此は古史第百五十一段傳より、第百六十段傳及び鈴の屋の翁の古事記傳、海宮の下に委曲に解れたれば就て見るべし。）また古事記神武天皇段に。吉備國より大倭國へ上幸事を記せる下に。乘龜甲爲釣乍打羽擧來人遇于速吸門。爾喚歸問之汝者誰也。答曰僕者國神。又問汝者知海

道乎。答曰能知。又問從而仕奉乎。答曰奉。郎賜名號橋根津日子云云と有り（また書紀には、此神その後に、天の香山の社の中の土を取りて、八十平瓮を造りしを始め、なほ種々の謀計をも奉りて、手向ふ敵ども悉く征伐め、都て皇軍の事に甚く勞かれたる功績の高く尊きこと云まくも更なり。）抑この神は。海神の御末裔なるが。（この橋根津比古命は、大綿津見神の御子、振魂命の御末、武位起命の御子にて、大和の國の造等が祖なること、古史百六十三段の傳に辨へられたるが如し。）其御祖綿津見神の。天神の御子の御軍を。助成しまつらむと思欲して。仕へ奉らしめ給へる事と推量らる。然ればこそ龜の甲に乘りて來ると云ひ。（初學記天部引王烈之安成記に、縣人有謝奚者、行日歸路中忽遇雲霧、霧中有一人、乘龜而行、奚知神人、拜請求隨去、父曰汝無仙骨、不得去也と見え、また鱗介部引續搜神記に、鄱陽人黃赫入山采荊楊、遂迷路數日、忽見大龜、赫便呪之曰、汝是靈物、而吾迷不知道、今騎汝背頭向便是路、龜卽回右轉、赫卽從行十許里、便得溪水卽估客行舟者也と有り。思ひ合すべし、なほ龜の奇靈なる事は、今數ふるに暇あらず。）能く海道を知るとも有りて。其御勳功も許多有けむ。然れど皇典に委き傳へ無れば、いま詳に知るべき由なし、後の人なほ能く考へてよ。）速吸門は。列子に謂ゆる八紘九野の水の流れ入るべき無底たる大壑の門窟にて。其中に神仙の幽境なる三神山の有る事。師の太古傳に委く教へ記されたるが如くなれば。旁、由有りて聞え。また打羽擧來人と有る打羽は。師の說に後に羽扇と云ふ物にて。其を振り擧て遙に招きつゝ來るを謂ひ。固より天皇の軍師とも稱ふべき神なれば。此を以て皇軍を指麾する事は更にも云はず。なほ種々の用ひ方ども多かる事と知られたり。然れど此後皇國にて。羽扇を軍旅に用ひたる人。已が讀たる書どもにはいまだ見當らず。赤縣にては。蜀の諸葛亮を初め。用ひたる人も往々有りき。（孔明が用ひし事は、初學記器物部に、裴啓が語林を引て、諸葛武侯持白羽扇指麾三軍と云ひ、世說雅量篇、明何良俊が增補に、諸葛武侯治軍渭濱、克日交戰、宣王戎服莅事使人視武侯、獨乘素輿、葛

巾毛扇指麾三軍隨其進止宣王歎曰諸葛君可謂名士矣ともあり、晉書顧榮傳に、周玘與榮及甘卓紀瞻潛謀、起兵攻陳敏、榮發橋斂舟於南岸、敏率萬餘人出、不獲濟、榮麾以羽扇其衆潰散、また吳猛傳に、吳猛豫章人也、年四十、邑人丁義始授其神方、因還豫章江波甚急、猛不假舟楫、以白羽扇畫水而渡、觀者異之などあり、なほ多かるべし、崔豹古今注に、殷高宗有雊雉之祥、故有雉尾扇、西京雜記に、天子夏設羽扇と有るは、玩物に等しければ、今言ふ限りに非ず。）此はもと神仙より傳來せし物にて。今も幽境の異神等は專と用ひ給ふ由なれど。（神界にて羽扇を用ふる事は、師の著されし仙境異聞に就て見るべし。）現世に其用法を知得たる人は有りや無しや知らず。（因に云ふ、師翁も右等の故事をも慕はれ、また予が同門の八に、石井篤任と云へるは、或る神仙に伴はれて、幽境をも委く伺ひたる者なるが其仕へし神の教へ授けたりし、意味深長なる旨をも備に受け得られて、最も美麗き羽扇をぞ製作られたる、其は桃樹の東方へ指たる枝を伐りて柄となし、中心へ雁俣の鏃の如き物を仕附け、羽には鷲の尾を用ひ、柄に上に出せる古き羽扇の造り狀は知らねど。凡世に書きし天狗の持たる羽團扇と云ふ物の形に同じく作り構へられたり。此は何の料に用はるる事と尋ね申たることは無けれど、おほけなくも皇位を覬覦する逆賊の有らむ時は、此を以て征伐められむとの意にや、尋常人は、唯に翫好の如く思ふめれど、斯る因緣有れば、謂ゆる武士と有らむ者の、治に亂を忘れざる所爲とぞ云ふべき。）偖また古事記に。息長帶比賣命に。新羅國を平給へと。多くの皇神等の教へ覺し給ふ下に。今如此言教之大神者。欲知其御名。即答詔。是天照大神之御心者。亦底筒男中筒男上筒男三柱大神者也。今寔思求其國者。於天神地祇亦山神及河海之諸神。悉奉幣帛。我之御魂坐于船上而眞木灰納瓠。亦箸及比羅傳多作。皆皆散浮大海以可度。故備如教覺。整軍雙船度幸之時。海原之魚不問大小。悉負御船而渡。（また古史百五十六段に、海神悉召集大小之魚等。而著有取此鉤魚乎邇問之時

云云と有るをも思ふべし。）爾順風大起御船從浪。故其御船之波瀾。押騰新羅之國。既到半國云云。卽以墨江大神之荒御魂。爲國守神而祭鎭還渡也と見えたり。抑住吉大神は伊邪那岐命の。橘之小門にて御禊し給ふ時に成坐して。青海原潮の八百重を。御心の隨にうしはき給ふ大神なれば。かゝる御稜威を輝し給ひしは。然も有るべき事なりかし。（東方朔が東洲記に、方丈洲の文に、上有九原丈人宮、主領天下水神及龍蛇巨鯨陰精水獸之輩とある九原丈人は、やがて海つ神なるが、海河の魚どもは、總て此神の主宰し給ふ物なれば、其御所爲の思ひ符されて、いとも尊き事ならずや、都のこの比賣命の、新羅を征伐給へるに就ては、諸の神等の御諭ども多かる中に。別て住吉大神の御意なる事、鈴屋翁の古事記傳に、抑天照大御神は、殊に坐せば申すも更なり。此れをおき奉りては、住吉大神ぞ此度の事は專ら行ひ賜ひつれば、此の記には下の文にも。其の荒御魂を祭り賜へる事のみ、殊に見えだりと云れたるが如し。なほ此事には師の古史傳にも、委曲に辨へられたるを見るべし。）また後の世の事ながら太平記に。源義貞朝臣の北條高時等を攻められし事を記して。去程に極樂寺の切通へ向はれたる。大舘次郎宗氏。本間に討れて。兵共片瀨腰越まで引退きぬと聞えければ。新田義貞逞兵二萬餘騎を率して。廿一日の夜半ばかりに片瀨腰越を打廻り。極樂寺坂へ打臨み給ふ。明行月に敵の陣を見給へば。北は切通まで山高く、道險きに。木戸を搆へ搔楯を搔て。數萬の兵。陣を竝べて竝居たり。南は稻村が崎にて。しやさう道狹きに。波打際まで逆茂木を繁く引懸て。沖四五丁が程に大船共を竝べて。矢倉をかきて。横矢に射させむと搆へたり。實にも此陣の寄手。叶はで引ぬらむも理りなりと見給ひければ。義貞馬より下り給ひて。冑を脫て海上を遙々と伏拜み。龍神に向て祈誓し給ひけるは。傳へ承る日本開闢の主伊勢天照大神は。本地を大日の尊像に隱し。垂迹を蒼海の龍神に顯し給へり。（大樓炭經、起世經などに、海つ宮を龍宮と云ひ、海つ神を龍神と稱へるに據れりと聞えたり、此事はなほ師の本攷にも云はれたれど、委くは印度藏志大千世界品に就て

見るべし。また天照大神に、可畏くも本地垂迹の佛說を混淆したるは、當時たゞに佛道をのみ尊崇して、皇神の道をたどらぬからの非事なるが、海宮の事は、大義に採りては變る事なし。况て此太平記は、玄慧の書綴りしと云ひ傳ふれば、然も有べきものなりかし。)我君其苗裔として。逆臣の爲に西海の波に漂ひ給ふ。義貞今臣たる道を盡さむ爲に。斧鉞を操りて敵陣に臨む。其志偏に王化を佐け奉りて。蒼生を安からしめむとなり。仰ぎ願くは內海外海の龍神八部。臣が忠義を鑒みて潮を萬里の外に退け。道を三軍の陣に開かしめ給へと。至信に祈念し。自帶給へる金作の太刀を脫て海中へ投給ひけり。誠に龍神納受やし給ひけむ。其夜の月の入がたに。前々更に干る事も無かりける稻村が崎。俄に廿餘町干あがりて平沙渺々たり。(火火出見命の潮滿珠潮涸珠の故事は更なり、彼の皇后の新羅を征伐給ふ時に、其御船之波瀾押騰新羅之國、既到國半、と有るをも思ひ合するに、尊きかも可畏かも此海つ神の御所爲よ、いかに奇靈なる事ならずや、酉陽雜俎事感篇に、李彥佐在滄景、太和九年有詔、詔浮陽兵北渡黃河、時冬十二月至濟南郡、使擊氷延舟、氷觸舟舟覆詔失、李公驚懼不寢食六日、鬢髮暴白至貌侵膚削、從事亦訝其儀形也、乃令津吏不得詔盡死、吏懼且請公一祝、沈浮于河、吏憑公誠明以死索之、李公乃令具爵酒言、祝傳語詰河伯、其旨曰明天子在上、川瀆山岳祝史咸秩、予境之內祀未嘗匱、爾河伯泊鱗之長、當衞天子詔、何返溺之、予或不獲予齋告于天、天將謫爾吏酹氷、辭已忽有聲如震、河水中斷可三十丈、吏知李公精誠已達、乃沈鈎索一釣而出、封角如舊唯篆印微濕耳、李公所至令務嚴簡、推誠於物著於官下、如河水色渾駛流、大木與纖芥頃而千里矣、安有舟覆六日一酹而堅氷陷一釣而沉詔獲、得非精誠之至乎と云へるは、粗似たる事なり、なほ河伯の事は、下に委く云ふを見るべし。)橫矢射むと構へぬる數千の兵船も落行潮に誘引れて遙の沖に漂へり。不思議と云ふも類なし。義貞是れを見給ひて。傳聞後漢の貳師將軍は。城中に水盡き渇に攻られける時。刀を拔て巖石を刺しゝかば。飛泉俄に涌出き。(此

事後漢書耿恭傳に見えたり、然れど貳師將軍李廣利は、漢武帝の時の人なれば、後漢と云へるは誤りなり。)我か朝の神功皇后は。新羅を攻給ひし時。自ら干珠を取て海上に投給ひしかば。潮水遠く退きて。遂に戰に勝つ事を得せしめ給ふと。(此は火遠理命の事を訛り傳へたるか、皇典には干珠を擲給ひし事は記されねば、若くは作者の誣言にや有らむ、然れど斯有る靈しき事も絶て無とは云ふべからず。)是れ皆和漢の嘉例にして。古今の奇瑞に相似たり。進めや兵共と下知せられければ。江田。大舘。里見。鳥山。田中。羽川。山名。桃井の人々を始として。越後。上野。武藏。相模の軍勢共。六萬餘騎を一手に爲して。稲村が崎の遠干潟を。眞一文字に驅通りて。鎌倉中へ亂れ入る。數多の兵是れを見て。後なる敵に懸らむとすれば。前なる寄手後に付て攻入らむとす。前なる敵を防がむとすれば。背の大勢道を塞ぎて討むとす。進退度を失ひて。東西に心迷ひて。はか〴〵しく敵に向て。軍を致す事は無かりけりと有り。抑、此義貞朝臣は。後醍醐天皇の綸旨を賜りし後は。一向に其事にのみ勞かれて。高時等を討亡されし勳功の高く雄々しきは更にも云はず。其後足利氏と數度の戰にも。是ぞ怯く後めたき所爲なりと思はるゝ事は少も聞えず。此鎌倉の役より。彼の黒丸の軍に果られしまで。全く天皇に忠誠なりしこと。太平記を初め。其餘の書等にも記して普く人の知れるが如し。然れば大綿津見神も。幽に其意を感させ給ひて。微妙き御助の有りしこと。疑ひ有まじくこそ。(なほ義貞朝臣の事は、其自記せられし義貞軍物語、一名義貞記と稱ふ書有りて、群書類從武家部に收たり、己其異本どもをも參攷して誤謬を訂し、少か論辨をも加へむとするなり、此朝臣の事は其書にも就て見るべし。)斯て諸越には。師の既に論はれたる如く。張子房に靈幸ひて。秦始皇を訓しめたる倉海君の。海神なるは更にも云はず。彼太公が兵法を授たる黃石公も。亦海神ならむも知るべからず。(晉書羊祜傳に、祜年十二喪父、孝思過禮、事叔父琇甚謹、嘗遊汶水之濱、遇父老謂之曰、孺子有好相、年未六十、必建大功於天下、既而去莫知所在と有は似たる事なり、

若くは同人にや有らむ、因に云劉向が列仙傳に、呂尚者冀州人也、生而内智、預見存亡、避紂之亂、隱於遼東四十年、西適周匿於南山、釣於磻溪、三年不獲魚、比閭皆曰可已矣、尚曰非爾所及也、已而果得兵鈐於魚腹中、また涓子者齊人也、好餌求接食、其精至三百年、後釣於荷澤、得鯉魚、腹中有符、隱於宕山、能致風雨、受伯陽九仙法、など有るを、磻溪荷澤に幽居せる神の心と、授與せしにも有るべく、なほ魚腹の書を得たる人は、今計ふるに暇あらず、また伏羲氏、黄帝氏、及び堯舜の時にも出たりと云ふ河圖洛書も、海河の神等の御所爲ならむと所思たり、此河洛の事は、師の赤縣太古傳を初め、太昊古曆傳、太昊古易傳に就て見るべし、)また僖公二十八年の左傳。城濮の戰の下に。楚子玉自爲瓊弁玉纓未之服也。先戰夢。河神謂己曰。畀余余賜女孟諸之麋。(杜注曰、孟諸宋藪澤、水草之交曰麋、)弗致也。大心與子西使榮黄諫。(大心子玉之子、子西子玉之族、子玉剛愎故因榮黄、榮黄榮季也、)弗聽。榮季曰。死而利國猶或爲之。況瓊玉乎。是糞土也。而可以濟師將何愛焉。(因神之欲以屬百姓之願、濟師之理。)弗聽出告二子曰。非神敗令尹。令尹其不勤民。實自敗也。(盡心盡力、無所愛惜爲勤、正義曰劉炫云、神道冥昧、與人不交、楚師之敗、未必由此、但於時戰在河旁、河神許助、若子玉從神所求、不惜瓊玉、則國人以爲神得所欲、必將助己、自當三軍用命、戰士爭先、亦旣不逢神心、人謂神必不助、則衆意皆阻、莫不畏敵と有るは、俗儒の通論採るに足らず。)と見えて、此河の神も。謂ゆる海つ神九原丈人の主領し給ふ部の中なれば、斯有る御所爲も無きに非ず。借また軍法の蘊密を授け、勝敗を知るのみに非ず。國家の興廢世人の生死をさへに。未然に知りて告諭し給ふ事も有りき。(師の下に云はれたる如く、方丈洲に太上天帝の本府有りて、長生久視の生籙を出し賜へる事をも、熟く思ふべし、)其は酉陽雜俎諾皐記に、平原縣西十里舊有杜林。南燕太上末有邵敬伯者。家於長白山。有人寄敬伯一函書。言。我吳江使也。令吾通問於濟伯。今須過長白。幸君爲通之。仍教敬伯。但於杜林中取葉投之於水。當有人出。敬伯從之。果見人引出。

敬伯懼水。其人令敬伯閉目似入水中。豁然宮殿宏麗見一翁年可八九十。坐水精牀。發函開書曰。裕興超滅。侍衞者皆圓眼具甲冑。敬伯辭出。以一刀子贈敬伯曰。好去但持此刀當無水厄矣。敬伯出還至杜林中。而衣裳初無沾濕。果其年宋武帝滅燕。敬伯三年居兩河間。夜中忽大水。舉村俱沒。唯敬伯坐一榻牀。至曉著履。敬伯下看之。牀乃是一大黿也。（一曰龜。）敬伯死刀子亦失。俗傳杜林下有河伯家と有り。抑、河伯の事は。楚辭九歌河伯篇に。魚鱗屋兮龍堂。紫貝闕兮朱宮。乘白黿兮逐文魚。（王逸が注に、言河伯所居、以魚鱗蓋屋、堂畫蛟龍之文、紫貝作闕、朱丹其宮、形容異制、甚鮮好也、大鼈爲黿魚屬也、逐從也、言河伯遊戲、遠出乘龍、近出乘黿、又從鯉魚也。）韓非子內儲說上篇に。齊人有謂齊王曰河伯大神也と云ひ。竹書紀年に。帝芬十六年。洛伯用與河伯馮夷鬭。（此を水經注に引て、洛伯用を洛水之神と云へるは然る事なり。）また穆天子傳に。天子西征鶩行至于陽紆之山。河伯無夷之所都居。山海經に。從極之淵深三百仞。維冰夷恒都焉。冰夷人面乘兩龍。また抱朴子○○篇に。馮夷以八月上庚日渡河溺死。天帝署爲河伯など見えたり。（なほ諸皐記に、河伯人面乘兩龍、一曰冰夷、一曰馮夷、又曰人面魚身、金一匱言名馮循、河圖言姓呂名夷、淮南子言馮遲、聖賢記言服八石得水仙とも云へり。）曩昔天帝の命を承賜りて。河伯と爲るは更なり。河伯無夷之所都居。また冰夷恒都焉など有るを思へば。さまで賤しからぬ神なり。然ればこそ上件に載せる如き。奇異き事の迹も疑ふべきに非ず。また世人の卒れるを未然に知たる事は。史記始皇本紀に。三十六年秋。使者從關東夜過華陰平舒道。有人持璧遮使者曰。爲吾遺滈池君。（集解曰、服虔曰水神也、孟康曰、長安西南有滈池、索隱曰、按服虔云水神是也、江神以璧遺滈池之神、告始皇之將終也、正義曰括地志云、滈水源出雍州長安縣西北滈池、）因言曰今年祖龍死。（集解曰蘇林曰、祖始也、龍人君象謂始皇也、）使者問其故。因忽不見。置其璧去。使者奉璧具以聞。始皇默然良久曰。山鬼固不過知一歲事也。退言曰祖龍者人之先也。使御府視璧。乃二十八年行渡江所

沉璧也。於是始皇卜之。卦得游性吉。遷北河楡中三萬家。（正義曰、言徙三萬家以應卜卦游徙吉也。）拜爵一級と見ゆ。（なほ水經渭水の注に引たる春秋後傳に、使者鄭容入柏谷關至平舒置、見華山有素車白馬、問鄭容安之、答曰之咸陽、過鎬池曰、吾華山君使、願託書致鄗池君、子之咸陽過鎬池、見大梓下有文石、取以款扣梓、當有應者以書與之、勿妄發致之得所欲、鄭容行至池、見一梓下果有文石、取以款扣梓應曰、諾、鄭容如睡覺而見宮闕若王者之居焉・謁者出受書入、又見頃聞語聲言祖龍死、神道茫昧理難辨測、故無以精其幽致矣とも有るは少か異なり、）果して始皇三十七年と云ひける年の七月に、沙丘平臺に死りき。最も奇しき事なりかし。（なほ此の事に就ては、師の翁の委く攷へられし言ども有り、本編に載されたれば、此處には洩しつ、）猶かゝる事實ども、諸越籍は更なり。皇國書にも多く有めれど。今はたゞ近く想ひ據れる事のみを記し出つ。後によき證を見得たらむには。次々書加ふべし。さて負氣なくも。斯く一トこと書添へしは。弘化二年と云年の五月の初なり。

さて徐福得平原廣澤止。王不來とある平原廣澤は。地名の如くも聞ゆれど。得と云へる文の趣を察るに地名に非ず。何處にまれ。平原廣澤なる地に止りて。返らざる由を聞傳へて記せる文なり。また王とあるは。多人の中に長立て在るを王と云こと漢籍の常にて。此は彼の童男童女三千人を率て。其長と在しを云へるなり。（徐福が出たるまゝに返らざるに、平原廣澤に止りて、王の如くにて居ことも知べきに非ざれども、此は由ありて後に知られたり、下に云を見るべし、）抑も始皇が神仙道を信じたる事は。上に引たる史記漢書の說の如く。齊人の其說を奏せるより事起れど。神藥を得むと欲して。徐福を遣たる由縁。また徐福が止まれる處の事は。十洲記に祖洲近在東海中地方五百里。去西岸七萬里。上有不死之草。草形如菰苗長三四尺。人已死三日者以草覆之。皆當時活也。服之令人長生。昔秦始皇大苑中多枉死者橫道。有鳥如烏狀。以草覆死人面。當時起坐而自活也。有司聞奏始皇。遣使者齎草問北郭鬼谷先生。（この先生がこと、神仙通紀、列仙全傳

などに、鬼谷子晋平公時人、姓王名詡、不知何所人、受道於老君、入雲夢山採薬合服、得道顔如少童、居青溪之鬼谷、因以為號と有りて、かの蘇秦張儀二人が、此先生に事へたること、及び彼二人が朝露の榮を好みて、長久の功を忽にする事を諫めし事、また始皇が此草を問へる事をも記して、先生在人間數百歳、後不知所之とあり、鬼谷子と云ふ書あり。蘇秦か此先生に託して作れる物なり。○好尚云。この先生の事は、杜光庭が録異記にも、鬼谷先生者古之眞仙也、云姓王氏自軒轅之代歴於商周、隨老君西化流沙、洎周末復還中國、居漢濱鬼谷山、受道弟子百餘人、惟張儀蘇秦不慕神仙、好縱横之術、とも見えたり、)先生曰此草是東海祖洲上有不死之草、生瓊田中、或名為養神芝。其葉似菰。苗叢生。一株可活一人。始皇于是慨然言曰、可採得否。乃使使者徐福發童男童女五百人、率踰樓船等入海。尋祖洲遂不返。福道士也字君房。後亦得道也とあり。(雲笈本には童男童女各三百人と見え、踰字を載に作り、漢魏叢書の本には攝と作たり、)是にて始皇が蓬萊の神薬を欲せる事本。また徐福が止まれる平原廣澤も所知たり。然れど徐福遂に返らず音響なくば。其止まれる處また道を得たる事をも。世の人誰かは知らむ。此は東方朔が師仙に伴はれて。正に其在所を知れる故にかく記し。史遷も其說に從ひてこそ。得平原廣澤止王不來とは記たりけめ。(封禪書の索隱に桓譚新論を引きて、太史公造書、書成示東方朔、朔為平定、因署其下太史公者、皆東方朔所加之也と有るを以て、史遷が東方朔の說を用ひし事知らる、斯て徐福が仙せる事を、世に普ねく知れるは、神仙紀の徐福傳に、尋祖洲不返後不知所在、遇沈羲得道老君遣徐福迎羲、是後人始知徐福為仙とあり。徐福來りて沈羲を迎へし事は、稚川翁の神仙傳にも見えたり、)さて祖洲と云ふ國は在東海中と言ひ。其名の皇國の萬國に祖國たるに叶へるは。上古の神仙その由を思ひて。號たる洲名にて。疑なく皇國の事なり。(なほ此等の事ども、本編に委く云へれば、就て見るべし。)徐福が至れる地を皇國なりと云へる說の多かる中に。後周の世に記せる義楚六帖に。日本國東附中。秦時徐福將五百童男。五百童女。止此國。今人物一如長安。有山名富士。亦名蓬萊。其山峻三面是

海一朶上聳。頂有火燄。日中上有諸寶流下。夜即上。常聞音樂。徐福止此謂蓬萊。至今子孫皆曰秦氏。彼國古今無侵奪者。龍神報護と云へる是なり。(富士山の趣を云ことゝ大抵は合へり、上より諸寶の流下るとは、都良香物語の富士山記に、富士山者在駿河國。峯如削成。直聳属天。蓋神仙之所遊萃也。承和年中從山峯落來珠玉。玉有小孔。蓋是仙簾之貫珠也、又貞觀十七年十一月五日、吏民仍舊致祭。日加午天甚美晴、仰觀山峯、有白衣美女二人、雙舞山嶺上。去嶺一尺餘。土人共見云々と有る、承和年中の事などを聞き傳へて記せるにや。日中に流れ下れる沙石の夜中に却り上ることは、今も然にて、人の普く見聞するが如し、但し富士を蓬萊と爲し、徐福が子孫今に有りて、秦氏と曰ふと云へるは、違へり、秦氏の事は、古史傳に委しく註せるを見るべし。)其止まれる地は。松下見林の異稱日本傳に。相傳紀伊國熊野山下。飛鳥之地有徐福墳。又熊野新宮東南有蓬萊山。山有徐福祠。此祠屬熊野神宮。熊野神神代神。書於國史式條昭昭也。徐福觀國之光。來止脫於虎豹之秦。死爲神在熊野三山之間。亦匪直人也と云ひて。斷じて紀伊國と爲たる說を用ふべし。(また同書に、義楚六帖なる右の說を擧て、案史記、唯言平原廣澤不言地名。後漢書、以爲夷洲澶洲。北史及隋書以秦王國爲夷洲云。不能明也。圖書編、載徐福島。然義楚六帖、歐陽全集、太平御覽、羅山集、世法錄等書、指爲日本之地。故引義楚六帖、擧其所因循也。近沙門絶海入明、太祖召見指日本圖顧問海邦遺跡。勅賦熊野詩。海詩曰、熊野峯前徐福祠、滿山藥艸雨餘肥。只見海上波濤穩、萬里好風須早歸、賜和曰、熊野峯高血食祠。松根琥珀也應肥。昔時徐福求仙藥。直到如今竟不歸。見蕉堅稿。所謂徐福祠者謂蓬萊山祠也とも云へり、然る語どもなり。)然れど此人いまだ神仙の道をば能くも知ざりし故に、徐福が墳の在るを以て。死たりと思へるは違へり、然るに徐福が皇國に來れるは。孝元天皇の御世始めに當れり。若實に熊野にて死たらむには、彼が將たる五百の童男女の子孫かならず遺りて、今に其由を語り傳ふべきに。然らぬは。其童男女を率て。共に仙去せる故なること著し。(孝元天皇の御世ごろの事は、古記の精きが無しと云へども、然ばかり多き或人の渡り來て

永住し、子孫の蕃息せむに、少かも其傳へなくは有べからず、然るに其處に墳ありて、徐福が住る處とのみ口碑に存れるは、早く仙去せるが故なり、然れば彼墳は、仙去せる後に、里人その遺物などを收めて、造れる墳なるべし、然る例はいと多かり、○好尙云、神仙通記の徐福が傳に引たる仙傳拾遺に、唐開元中有士人患半身枯焦、御醫張上客等不能活其人、聚族言曰形體如是、寧可久全、聞大海中有神仙、正當求仙方可愈疾、宗族留之不可、因與侍者齎糧至登州、大海側遇空舟、乃寘所攜、掛帆隨風、可行十餘日、近一孤島、上有數百人、如朝謁狀、須臾至岸、岸側有婦人洗藥、問彼皆何者、婦人云、中心牀坐鬚髮白者徐君也、又問徐君是誰、婦人云、君知秦始皇時徐福耶、曰知之、曰此則是也、頃之衆各散去、士人遂登岸致謁、具語始末、求其醫理、徐君曰爾之疾遇我即生、初以美飯哺之、器物皆奇小、士人嫌其薄、徐君曰、能盡此爲佳餐也、但恐不盡爾、士人連啖、如數甌物、至飽而竭、復以一小器盛酒飲之至醉、翌日又以黑藥數丸與食、利黑汁數斗、其病乃愈、士人求住奉事、徐君云爾有祿位未宜即留、當以東風相送、毋愁歸路遠也、復與黃藥一袋云、此藥善治一切病、還遇疾者、可以刀圭飲之、士人還數日至登州、以藥奏聞、時玄宗令有疾者服之皆愈、と有るにても、仙去せる事を辨ふべし、）熊野に元より。蓬萊と稱する山の有べくも非ざれば。徐福まづ此地に著てしばらく住し。然して遂に蓬萊に仙去せるを以て。其住る處を蓬萊と號けたりと見むに難なし。（また富士山にさる名の有ことは、熊野なる山の名よりも、なほ後なることは云ふも更なり）

或人問ふ。上なる神山どもを。皇國の屬海中なりと云ふ說は然も有べし。祖洲を皇國なりと云說は全信られず。然るは其洲に。菰に似て叢生する長生不死の草ありと云ふに。皇國に然る草の無きは如何。答ふ。祖洲の說は國にこそ現より云へ。其草の事は。神仙の境界ぞ。神仙の見て語れる說にて。現界の事にあらず。（凡そ神典仙籍を讀む者は。まづ早く此心得なくては思ひ混ふる事多ければ。常によく心得て在るべし。其は神典に、海宮のさま委く見えたるが、今見むとするに見こと能はず、俗人は見ざれども、神仙はよく見て、十洲記に記せるが。神典の趣きによ

く符ふを以ても知べし）然るは菰に似たる藥艸の。凡俗の眼に見えざる事は、此を養神芝とも云ひて。神仙の藥草なる故に。俗人には漫に得しむる事を幽に禁じてなり。其は抱朴子に。山無大小皆有鬼神。其鬼神不以芝與人。人則雖踐之不可見。と有るを以て知べし。（是をもて仙藥卷に、其靈芝を得る方術をも記せり、就て見るべし）さて其蓬萊山などの在所を。列子には、渤海之東不知幾億萬里と云へるを。史記には直に。渤海中に在りと云ひ。山海經海內北篇には。蓬萊山在海中。とのみ載せれど。其郭璞が註にも。上有仙人宮室。皆以金玉爲之。鳥獸盡白。望之如雲在渤海中也と云へり。（但し此註は、列子史記などによりて註せるにも有べし）此は何れに從ひて宜けむと思ふに。右の說どもは。共に傳聞に據れる說なれば捨て。十洲記に。東海中に在りと云へる說に從ふべし。其は此記なる三神山の說どもは。東方朔その仙師谷希子に伴はれて。親しく周り見たる趣を載たればなり。（俗學者こそ得知らね、凡身なりとも、神仙の倫に伴れては、到り得まじき神仙の境域にも、しばしが間に到らるゝものなり、

下に引く浦嶋子が故事をも思ふべく、また今の世にも、神誘ひに過ふなど云こと有りて、一日の間に、數百里放れる處々を、見周りなどして歸る者いと多かり、凡そ和漢の書に書傳へたる、然る事實を摭ひ記さむには、數卷にも充しむべけれど、煩しければ記さず、況て東方朔は、固より凡骨の拔たりし人なること、天柱五岳餘論に記せるが如し）其は蓬萊のことを。　丘蓬萊山是也。對東海之東北岸。周廻五千里。外別有圓海。繞山圓海。水正黑而謂之冥海也。無風而洪波百丈。不可得往來。上有九氣丈人宮。則固在海之中也。唯飛仙有能到其處耳とあり。（余が藏たる十洲記は、漢魏叢書の本、神仙通紀の本、雲笈七籤の本とを校合せたる本なるが、其三本もはら同本なるを、山海經の廣注に引たるは異本なり、右の藏本に、九氣丈人の下に、九天眞王の四字あり、宮の下に、蓋し太上眞人所居と云ふ七字あるは、後人の攙入なり、然して則固在海之中也、の七字を脫せり、廣注に引たる本に、唯字より下九字、及び不可得往來、の五字を脫せり、）瀛洲の事、瀛洲在東海中。地方四千里。大抵是對會稽。去西岸七十萬里。上生

神芝仙草。又有玉石。高且千丈。出泉如酒味甘。名之爲玉醴泉。飲之數升輒醉令人長生。洲上多仙家。風俗似吳人。山川如中國也と記し。(玉醴泉を。雲笈本には、玉一泉とあり。何れか是を知らず、また括地象に、瀛洲多積石。其名曰昆吾。鍊之成鐵、以作劍。光明如水晶。石蓋鐵升也ともあり。)方丈の事は。方丈洲在東海中心。西南東北岸。正等方丈方面。各五千里。上專是群龍所聚。有金玉瑠璃之宮。三天司命所治之處。群仙不欲昇天者。皆往來此洲。受太玄生籙。仙家數十萬耕田種芝草。課計頃畝如種稻狀也。亦有玉石泉。上有九源丈人宮。主領天下水神。及龍蛇巨鯨。陰精水獸之輩。と云へり。(雲笈本には。太玄生籙を、太上生籙とあり。孰れか是を知らず。)東方朔が親見する所かくの如くなれば。三山共に東海にこそ有れ。彼國の北方の渤海中に在りと云ふ說は。傳聞の誤りと爲べし。葛稚川翁の枕中書を始め諸書に。皆東方に在りと云へり。(なほ王子年が拾遺記にも、三神山の事を載せれど、其說精々に過ぎて、信がたき心地せらるれば抄し出ず。但しそれも東方に在る由にて、蓬萊山をまた雲來山とも云ひ、方丈の一名を鎮雉と云ひ、瀛洲をまた魂洲とも、環洲とも云ふ由見えたり。)さて東海中なる神仙境。たゞ此三山のみに非ず。なほ生洲。滄海島と云ふ神山あり。此また同記に。生洲在東海丑寅之間。接蓬萊十七萬里。地方二千五百里。去西岸二十三萬里。上有仙家數萬。天氣安和。芝草常生。地無寒暑。安養萬物。亦多山川。仙草衆芝。一洲之水味如飴酪。至良洲者也と云ひ。(至良洲者也の五字、通紀の本には缺たれど、漢魏叢書の本、雲笈の本などに有る故に、補ひてかく記たれど、其義はいまだ思ひ得ず、見む人考へてよ。)滄海島在北海中。地方三千里。去岸二十一萬里。海四面繞島。各廣五千里。水皆蒼色。仙人謂之滄海也。島上俱是大山積石。有名石象八石。石腦。石桂。英流。丹黃子。石膽之輩百餘種。皆生于島。服之神仙長生。島中有紫石宮室。九老仙都所治。仙官數萬人居焉と云へり。(雲笈本に丹を月とあるは誤なり、凡て雲笈本は、取べき事もまゝ有れど、錯亂誤脫いと多く、其任には用ひがたし。用心して見べし。)さて上の件の山々は。盡く天帝の世界を草創する時に植始めたるなり。其は漢武帝內傳なる西王母の語に。

昔上皇清虚元季、三天太上道君下觀六合。瞻河海之長短、察丘山之高卑。立天柱而安於地理、植五嶽而擬於鎮輔、貴蓬丘以館眞人、安水神於極陰之源、於是方丈之阜爲理命之室。滄海之島養九老之堂云々と有るを。列子なる天帝の五山を鎮めたる古説と。相發して辨ふべし。（十洲記に載する所も、此邊に同じ、抑、此王母の眞誥は、都て神典の古傳に符ひて、最も尊き言どもなるが、本編の三皇紀、及び天柱五岳餘論に委く云へれば、此處には漏しつ。）さて蓬萊より以下すべて五山の中に。方丈洲のみ現國に一（此洲の事も、本編に委く云へり。）餘の四山は蓬萊を始め。みな海神の幽界にて。列子に。無底大壑の中に在りと云へる如く。海底に在つゝも。或時は海上に處を定めず出現すれば。世人の見ることも有れど。實には隱顯定り無く常に見こと能はず。また凡俗の到り得べき域に非ず。其は史記に未至望之如雲。及到三神山反居水下。臨之風輒引船而去。終莫能至云と言ひ。（此全文は、既に上に引たるを見べし。）十洲記にも。百川極深水靈居之。其陰難到。故治無常處。非如丘陵而可得論。爾上聖觀方緣形而著爾。

と有るにて辨ふべし。（水靈とは、即ち上に引たる文どもに、九氣丈人、九原丈人、九老仙都など有る海神たちを云へり。）さて其海上に現はれ見ゆるを。海市また蜃樓など云めり。海市のこと。山海經海內北篇に。蓬萊山と並べて。大人之市在海中と見え。史記天官書。漢書天文志にも。海旁蜃氣象樓臺。廣野氣成宮闕。然雲氣各象其山川人民所聚積。と有る頭註に。登州志西南去海五里。春夏時遙見水面。有城郭市肆人馬往來。土人謂之海市。とも有り。（海內北經の楊愼が補注にも、今登州海市也、登州四面皆海、春夏時遙見水面、有城郭市肆人馬往來若交易狀、土人謂之海市と謂るも見えたり、）好尚云、晉書天文志に、自北夷之氣如牛羊群畜穹廬、南夷之氣類舟船幡旗、自華以南氣下黑上赤、嵩高三河之郊氣正赤、恒山之北氣靑、勃碣海岱之間氣皆正黑、江淮之間氣皆白、東海氣如圓簦、附漢、河水氣如引布、江漢氣勁如杼、濟水氣如黑㹠、渭水氣如狼白尾、淮南氣如白羊、少室氣如白兎靑尾、恒山氣如黑牛靑尾、東夷氣如樹、西夷氣如室屋、南夷氣如閣臺、或類舟船と云ひ、また史記の頭注に、按海市春夏之景、即太史公所謂樓臺

小海角樓

仙洞遊人
仙洞

漏大銀雨

宮闕之氣也、而人馬往來之狀、即晉志所謂魯雲如馬、秦雲如行人也者と有るは、少似たる事なれば因に記し出たり。)此は彼國人の普く知る事にて。文人の詩賦も多きを。彼處にて圖と共に板に彫たる海市帖と云もの有り。今其圖等を縮寫して視す事左の如し。

予が見たる此海市帖は。屋代輪池翁の祕藏なるが。其中に。蘇軾が詩も收りて。初に。禱海市と題して。余聞登州海市舊矣。父老云常見於春夏。今歲晚不復出也。余到官五日而去。以不見爲恨。禱於海神廣德王之祠。明日見焉。乃作是詩と云ひて。數首を擧たる中に。

東方雲海空復空　群仙出沒空明中　蕩搖浮世生萬象
豈有貝闕藏珠宮　心知所見皆幻影　敢以耳目煩神工
歲寒水冷天地閉　爲我起蟄鞭魚龍　重樓翠阜出霜曉
異事驚倒百歲翁　人間所得容力所　世外無物誰爲雄
率然有請不我拒　信我人厄非天窮　潮陽太守南遷歸
喜見石廩堆祝融　自言正直動山鬼　不知造物哀龍鍾
信眉一笑豈得易　神之報汝亦已豐　斜陽萬里孤島沒
但見碧海磨靑銅　新詩綺語亦安用　相與變滅隨東風

元豐八(一作元)年十月晦書

また觀海市記とて擧たる文に。登州海市舊矣。居茲地者以見爲恒。經茲地者以遇爲難。以不得遇爲徒遊。以故古今人過此留題多長嘆去。[illegible]奉[illegible]命巡茲土。竊有意於海市遇焉。未必也。今年夏五月念一日。入登州。公餘閒及海市。告者曰見。當是時若曉起霧集爲見之蒙。余聞其言。而竊有意於霧集焉。未必也。連日晴明。念八日辛未。更絕無雲翳。余偶疾飮藥臥門闔焉。日午有擊門鼓者。再啓視之。告者曰市見。良久報無由。因擊鼓報。余聞而喜之。且怪鼓擊不早也。乃呼騶奴促肩輿行。比上北城門。吳少參從岷盛僉憲德己先至。北望海洋島嶼。恍惚市如在。須臾大竹山圍以黃牆門。向陽山隈。一木圍松形迤西爲小竹山。山形如殿。又迤西爲牽牛島。島變平樓東南窓啓不閉己。而傍起圍亭頂大如斗。又迤西爲北洋山。山樹蓊鬱。若十里餘遠望之城郭。而山之東。島之西又北平水中。突出山林未顯也。佇立者久之。市幻化不暇計。左顧蓬萊閣基。山瀨海突兀如畫。告者曰。閣高登閣。望市加詳。且名公題詠俱在。不登不見。余聞而喜其助余也。遂下城出

城西入水城。潮初退漁童三五。捕蠏蛤不去。自西而北路漸高。又高爲海廟門左右壘然。入門怪石四立如人狀。廟塑海神傍有廊。廊多繪事。將入覽之。告者曰。市仍在。遂東出小門行轉北。摳衣上石磴。磴盡爲平巒。即丹崖。山絕頂處閣居其上。乃步梯次第登閣中。彩扉開天光入。佳果列海鮮烹。鼓吹動衣冠。集顧海市獻巧如初。眼空懷放情暢神清恍。如身在雲霄之上。不知廣寒。清暑。方丈。瀛洲何若也。北望遼海茫無際涯。東望扶桑日出之鄉。如在咫尺。而其西則田橫島。達珠璣嵓不遠。屹立不阿。令人感慨。又極目而南。齊王信祠。重山障蔽。心且不取也。乃坐而飫酒數行。閱閣中題詠。多佳句。閱既談論。城中奇景。至於不可知處。共無言少焉。平水山林變爲城市。樓臺三疊。下上分明。倚扉送目。海風涼入懷抱不暇顧。日轉申。市仍不散。欲歸未舍也。引壺觴再酌。酒欲酣。繼以苦茶。醒乃下搜石刻讀之多苔繡未明。東廟棟宇巍然。爲三清殿。入揖三清。又東爲觀音閣。閣僅一楹。金碧眩目不俗出倚石欄視晩潮。憑風勢作聲。撞岸石。石安不動。再顧海市。惟山島在。而城郭樓臺山林亭樹。絕無影像可怪也。斯時也斷霞明飛鳥還。樵檐漁臂浴徑登岸。若龍王宮太平樓仙人洞。皆不暇登覽遂歸焉。歸詢日晴市見之由。告者曰雨非也。數日後當雨。余聞而喜。益滋且驗之。明日陰。又明日陰。皆不雨。越三日。辛己夜雷電交作雨如傾。然未廣也。又越三日甲申雨。一日夜乃晴。四野沾濡稿禾用蘇。農夫荷鉏懽聲在途。告者曰昔子瞻寓此。禱而市見。留有諸今不禱而見。而久而雨而可無言。余曰不然。子瞻一代文人。隆冬禱應因爲詩。遂爲故事。迨今傳固宜。若余之來此。當見時日晴而見者偶然也。自己至申。移時不散者偶然也。見而天雨雨足一方。轉枯回生偶然也。余以偶然來。市偶然見。亦奚必哉而可言也。告者曰吳盛二君俱有詩。王憲副汝鄰後至。亦補作續。有賡和宜多焉。而可無言。余不獲已。而應之姑記之爲群玉引。○壬申閏五月望。恒山張璿記と見え。(また流水集と云へる書より抄出せる由にて、海市圖に讃せし語の中に、登州有雲氣。其名爲海市。海市之中宮室臺觀、城堞人物、車馬冠蓋。歷歷可見・其事出於天宮志。旁見於蘇翰林之詩。云々とも云へり)なほ多く擧たれど。所狹き事なれば。

悉は抄さねど。世に珍しき圖卷にぞ有ける。○好尙云なほ登州の邊にて、海市を見たることとは、神仙通紀の玉陽王眞人の傳に、先生赴琅琊村誘化船戸。盡焚魚網。遂感海市現於東南。重樓翠阜、貝闕珠宮、驚駭數郡。因借東坡韻書一篇。文多不載、また馬鈺傳に、金世宗大定二十三年四月、師欲往芝陽高莊。平途逐者百餘人、或曰海市從旦至午、見而未滅、曩者雖間有之、非淸旦不可得而見也。今師之來有此非常。里之漁者鞠斌郭亭欒周翟、不待勸誘。聚網焚於桑島。過午復有龍東鶴駕、旌幢羽蓋之應。と云り、さて魚網を焚くと云は、漁獵を禁ずる事なりとぞ。）また蜃樓と云ことは。本草綱目に蛟龍の下に。時珍曰蛟之屬有蜃其狀亦似蛇而大有角如龍狀。紅鬣。腰以下鱗盡逆。食燕子能吁氣。成樓臺城郭之狀。將雨卽見。名蜃樓亦曰海市と見えたり。（然れど其樓臺城郭の狀を成すを、蜃の吁く氣なりと云へるは、俗說に從れる僻說なり、史記と合せて考ふるに、海神の宮殿の現出せるなること、疑なき物なり）此は皇國の人も往々見ること有りて。海邊の國々なる人は能く知れる事なり。また山野にも現はれ見ゆ

る事あり。是謂ゆる山市なり。こを奧羽の國々にては狐盾とぞ云なる。伊勢國にては狐の森といふと國人云へり。東海道名所圖繪と云ふ書に。四日市の海面を那古浦といふ。此浦より春夏の間蜃樓海上に立つ。諺に云。伊勢太神宮。尾の熱田宮へ神幸有ると云ふ。其形鳳輿行幸旗蓋前後に在り。又は諸侯行列の體。又は樓臺宮殿の相鮮に見えて。漁人時々見る事あり。忽須臾の間に消々となる。又尾州鳴海の浦などにも。春の頃見ゆるとなり。按ずるに潮水の氣。陽精に乘じて立昇るなり。陽炎の類にや有らむと云ひ、また那古浦浦蜃樓記とて出せる文に。吾鄕四日市驛之爲地也。在勢灣北畔而遠望東南數十里、面于大洋海門矣。是海門也。南界勢之熊岳。北則尾州海嶠也。其間亦數十里。有蓄州及小洲數所。點點如盆池設。有然吾鄕所望有能把取其微而已。春夏之交數月中。一日晴霄和氣。雲靜風收、將雨之前。自熊岳至尾之嶠。忽爾烟靄鬖鬟。失海門所在。而地如連接。靄上有物。如雲烟變態。或臺觀或門闕。前有于旐。後有輦路。行伍排列。森森子子奇觀不可說也。須臾湮滅。而山海景象復平常矣。其顯見也發南而移

轉而失レ北。古今不レ違。歲率五七回。若二三四。或不レ見焉。不レ過二吾鄕畔數千步一。蓋所三以爲二吾鄕名勝一也博物者云。勢灣之畔北產レ蜃也尙矣。蓋以爲二其所一レ吐也。寬政七年乙卯夏五月。勢州四日市驛廳馬曹。西村貞節甫と記せり。(この名所圖繪と云物は、をさなげ無き書には有れど、此蜃樓の事などは、疑ひなき實說と思ゆれば引出つ、然るは予が敎子なる川村篤行は。尾張の國人にて、那古浦近き者なるが、直に其形狀を見たりしに、此圖繪に記せると、少も違無しと云へり、また橘谿南が東遊記に。越中國魚津と云處に。每年三月の末より四月の間に、天氣のどかに風收まり、海上霞み渡りて一面の鏡のうち曇れる如き日に蜃樓あり、每年一兩度、或は三四度もあり。誠に唐土の人の云へる如く。海上に煙の如く雲の如く、次第に結び來りて、遂には樓臺の如く、城郭の如く。人馬の往來する狀など。歷歷然として見ゆ。北地にて我が親しく交りし。宮島某と云ふ社人の。魚津にて見たるは。初めは幕を引たる如なりしが。見る間に城郭の如く。矢倉高塀矢間など見え。松原の如く。また天の橋立の樣なるも見えしが、夕つかたに。風すこし出たれば、漸々に消て。迹なく成れりと云ひ。また糸魚川にて。松山茂叔と云ふ人は。其所の海上の遙に。山の出來しを見たりと云へり。漁人に語れば。其はしほ山と云ふ物にて。時々見る事なりと云ひしと記せり。彼此の書に見えたる。又見たる人の語るを聞くも。大抵この趣きなり熟くも海市帖などに云へると符合せり)。又近く門人なる。豐後杵築の殿人中根正義が許より。左に出せる圖を遣して。此は其國内なる高濱と云ふ海邊にて。或人の目前見たる趣を圖たるを。又寫せる由いへり。其見たるは。去し文化十年五月九日の事なりとぞ。(陸より大抵十里餘り沖に在りて、其長さは三里ばかりも續きたり、殊に九日の日は風も有りて、波も穩ならざりしが、八ッ時頃より見え初め、八ッ半時頃全く消失せたるよしなり。)俗の學者等の說には。此は潮水乃濕氣薰滿する時に當りて。近き邊なる樓閣市肆山水などの。映じて見ゆる物ぞ。など事も無げに云ふめり。(〇好尙云、錄異記異水篇に、益陽縣在二長沙郡界一。秦時立二此縣一。至レ今不レ改。地理志云、益水在二其陽一。今則無レ聞、北臨二資水一。源出二邵陵武崗縣界一。東北

此山後如下図
此邊如尾屋
後如下図
東
杉丸ノ如シ
穴ノ如ク中青シ

遠山亦蜃氣

最初如檣後變形

其日海面風波

高濱

流入洞庭縣。治東望時見長沙城隍。人馬形色。悉可審辨。或平旦或平午、寶矚移晷、仍漸散滅、縣去長沙道徑三百里、跨越重山。理絕表顯將是山嶽、炳靈冥像所傳者乎。其土謠曰。長沙益陽一時相印。昔光武中元元年。封泰山禪梁父。是日山靈秉成宮室。秦始皇帝遣方士徐福。浮海採藥於波中見漢家堵堞樓觀參差。宛然備矚。公侯第宅皆滿目。班超在渾耶國。平旦雲霞鮮朗見天際。宮館嚴列侍臣。左右悉漢家也。如斯之類難可審論と有るは、俗學者流の說にも似たる事なれど、なほ然には非ざるべし。)然れど此を見たる人々に精く尋ぬるに。絕て世に無き樓閣市肆人物を見る由にで。海上のみかは山野の邊。また小川。或は池邊などにも見たりと言へば。潮氣薰滿の故には非ずと知べし。(和蘭天說と云ふ物に、予前に西遊して、防州岩國を過ぎて、水止呂村の海邊に至りて、蜃樓を見たり、濕氣海中に起り、風なくして霞のごとし、山樹或は樓臺その氣に映じて狀をなす、薄墨にて畫くが如し、春分の後、天朗かにして、地氣上升する時にあり、かならず雨氣を催すと云ひて、其樓閣は何處なる樓閣の映れるなりと、云ことの議なし、友人最上常矩が語れるは、芝野邦彥、人と伴ひて江戶の御茶ノ水と云ふ、切通し川の邊にて見たる事ありと語りしと云へり、或人は筑波山にて見たりと云ひ、或人は那須野にて見しと云ひ、或人は陸奥國なる、何とか云ふ池の邊にて見つと語りき、また尾張の殿人平野廣臣が云けるは、其友なる小林弘充ある雪の日岩間藤作と云へる人を伴ひて、築地より深川へ舟にて物するをりしも、今の六萬坪邊より、品川沖の泊船へ、陸より雪の間の海上を貴人の往來せしを見たりとて、最も不審き事など談りきとへ云り、また虞初新志筠廊偶筆條に、一閔人山居。門前忽現宮闕數重。巍煥插天。須臾不見。蓋山市也と云へる事も見えたり。と同人云へり。神仙境は何處にも有なれば、然る處々にて見しと云こと、信に然も有べくこそ。)さて右十洲記の五山の中に、方丈洲のみ現國なりと云よしは。上に引たる漢ノ武帝內傳なる西王母の語中に。方丈之阜爲理命之室とある理命之室は。方丈洲の文に。有金玉之宮。三天司命所治之處也。群仙不欲昇天者。皆往來此洲。受太上玄生籙と云る。金玉之宮是なり。斯て其宮を治むる三天

司命と云ふは。三天太上君の所使として。其三天に住しつゝも。此洲の宮府に往來して。群仙に生籙を賜ふ事を司理むる由の稱號なり。(是を以て群仙の昇天を欲せざる者は。何國の仙にまれ、此宮府に往來して、長生久視の生籙を賜はる神例なり、故其籙を太上玄生籙とは云ふ司命とは、理命とも云ふも同義なり。故に其宮を理命之室とも云へり。玄學の古書諸神仙の傳に、此宮に往來して。生籙を受たる事實あげて計ふべからず。)然るに其三天太上君と云ふは。上に云へる如く。謂ゆる皇天上帝にて。また天帝とも稱し。卽わが伊邪那岐大神におはし坐ば。其方丈洲と云ふは。決めて淡路國にて理命之室と稱せる金玉宮は。彼國なる伊佐奈伎神社を云ふと所思たり。其は此社は。神代紀に。伊弉諾尊神功既至。構幽宮於淡路之洲。寂然長隱矣。とある宮にて。本體は神功畢て後に。天上に昇りて。皇產靈大神に復報命して。天に留り坐つゝも。此宮を御親造り置して。天より御靈を通はして治め給ふ處なればなり。(また若くは、同國に、石屋神社と云ふ有り、今も石屋村と云ふに在りて、伊邪那岐伊邪那美ノ二神を祭ると云へば、此社ならむも知べからず。其は生籙のみならず死籍と云ふも有りて。罪ある者に死を賜ふ事をも、司命神の司るよし。彼國籍に多く見ゆるが。伊邪那美神の人草を、一日に千頭絞り殺さむと宣へるを。伊邪那岐命いひ消して。汝しかせば。吾は一日に、千五百の產屋を立てむ。と宣はへる御言どもに由ありて聞ゆればなり。)其は方丈洲在東海中心。西南東北岸正等。方丈方面各、五千里と云ふも。淡路洲の大體に合ひ。かつ此洲の西北の隅に。少し放りて。天柱と見立給へる於能碁呂嶋あり。是かの三天太上君の。天柱を立たりと云ふ。西王母の語に符合し。(此天柱を立たる事を云むには、中々に此に盡すべくも非ねば、本編及び、天柱五岳餘論に、委く說たるを見るべし。)また其語中に安水神於極陰之源。滄海之嶋養九老之堂とあるが。伊邪那岐神筑紫國にて御禊し給へる時に。海神を生し坐せるに符合すれば。十洲記に九氣丈人。九原丈人。九老仙都と云へる三神は。和多都美神なること。炳焉なり。其は方丈洲の文に。上有九原丈人宮。主領天下水神。及龍蛇巨鯨陰精水獸之輩。と有るを思ひ合せて決むべし。

（此物どもは、我が神典の古傳に依れば、みな大海神の治看す物どもなり、斯てその大和多都神は、其生坐せる時は、上津綿津見、中津綿津見、底津綿津見とて三神なるが、御身を合せて、大綿津見神とて一神にも坐なり、然れば十洲記は更なり、玄學の書どもに、九氣丈人、九原丈人、九老仙都と云ひて、三神なるも能く符ひて聞ゆ、また庶禁集を始め道書どもに、三山九候先生と稱せるは、此三神の一神と爲れる時の名と聞えたり。）其九原丈人宮と云ふも。神名式に思合さるゝ事無にしも非ねど。其國の案内を能くも知ざれば。後人の追考を待なり。然れど假令其宮の現に無らむも難なき謂あり。其に下に論ふを見べし。（誠や彼方丈洲たるべき淡路洲はも、大倭豐秋津島の胞として、生坐る島にて、其在所も小緣の所にあらず、大倭島根と、四國とに包まれたる如き國にて、東海の中心と云ふも、符合するは然る物にて、我が神國第一の切所なるに、司命の神の幽宮ありて、群神仙の生籙を授け給ひ、また海神の幽宮さへに有るを、なほ此の幽府よりして、四方に海陸の神仙宮を物して、神仙の官を班ち遣はし治め給ふこと、下に論ふ如くなるは、奇異に妙なる神の御慮りになも有ける。）或人問ふ。蓬萊瀛洲等の島島の說は理たれど。方丈洲を。淡路洲ぞと云ふ說は全信られず。然れは其三天司命の所治たる宮は。金玉宮なりと云ひ。仙家數十萬ありて田を耕し。芝草を種ること。稻を種るが如しと云へるに。淡路洲なる宮は金玉ならず。況て田に芝草を種るなど云ことは。神典にも見及ざばる事なるは如何。答ふ。右の仙說は。國をこそ現より云へ。宮府及び仙家芝草などの事は。神仙の境界を。神仙の見て云へる說にて。現界の事には非ず。（凡て神典仙籍を讀む者は、まづ早く此心得なくては、思ひ惑ふこと多かれば、常によく心得居べきこと旣に上にも云へりき。）抑神仙の境界はしも。現世人こそ常に見ざれ。有ゆる神仙悉く有ゆる山々は更なり。然らぬ海原野原をも領き座して。金殿玉宮その處々に在るなれど。凡人は容易に見ること能はず。若偶にも。一山の神仙界に入ること有りて。明日また其境に入らむと尋ねて。よし其山を掘くづし索るとも。神仙の許容なくては。見ること能はず。（和漢の書等に、ゆくり無く神仙の幽境に

至りて歸れるが、後にまた其處に至らむと欲して、其の邊を尋ぬるに、都に得見ざりし事實とも往々見えたり、其趣に心を著て思ふべし。)然れども。神の深く所欲し看す御心ありて。其寶宮を稍久しく顯はし置て。凡俗に普ねく示し給へる事も。はた無にしも非ず。そは淳和天皇紀。天長九年五月の處に。伊豆國賀茂郡に坐す。伊古奈比咩神の神宮二院を現じ。仁明天皇紀。承和七年九月の所に。同國の上津島に坐す阿波神の。神宮四院を現じ。淸和天皇紀。貞觀七年十二月の所に。駿河國淺間明神の。神宮を現じ給ひし事を。載給へるなどを見るべし。悉く金玉をもて作れる。其形微妙難レ名とも。眩曜之狀不レ可二敢記一とも。彩色美麗不レ可二勝言一とも云へるをや。(其文ども甚長ければ此に抄さず、みな取總て、古史第五段の傳に引きて註したれば、披き見て知べし、驚くに堪たる珍事どもなりかし。)かくて此神宮ども、其世の人々。現に其地に至り見て。其狀を奏せるを。國史に載給へるにて。年久しく在しと聞ゆるを。何時となく消たる如く。幽に藏めて。今は得見ること能はず成りぬ。然は有れど。其は凡人の眼に示する事こそ止め給へれ。今も神界にその宮々ありて。各々神の住給ふこと言ふも更なり。

〇好尙云。赤縣にも師翁の右に記されたる。金殿玉閣とも稱ふべき神仙の幽境を現見せる人後の世にも多く有り。今其一つ二つを言はゞ。神仙通紀に。蓬球字伯堅。北海人也。晉武帝太始中。入二貝丘西玉女山中一伐レ木。忽覺二異香一。球遡レ風尋レ之。此山廓然自開。宮殿盤鬱樓臺博敞。球入レ門窺レ之。見二五株玉樹一。復稍前有二四仙女一。彈二棊堂上一。見レ球俱驚起謂曰。蓬君何故得レ來。球曰尋レ香而至焉。言訖復彈棊如レ初。球於二樹下一立饑。以レ舌舐二葉上垂露一。俄有二一女一。乘レ鶴而至。曰。玉華云。汝等何故有二此俗人一。王母即令三王方平按二行諸仙室一。可レ令二速去一。球懼出レ門廻頭忽然不レ見。及レ還レ家已是建中矣。(王方平は神仙傳に見えて、漢桓帝の時の人なり、建中は唐德宗の世なれば、晉の大始より五百餘年後なり。)と云ひ。また雲笈七籤神仙感遇傳に。宋文才者。眉州彭山縣人也。文才初與二鄕里數人一遊二峩眉山一。已及二絕頂一。偶遺二其所レ賫巾履一。步求レ之去伴稍遠。去二一老人一引レ之徐行。皆崖陌平厚奇花珍木。

數百歩乃到宮闕。玉砌瑤堂雲樓霞館。非世人所覩。老人引登蓼臺。顧望群峰。碁列於地。有道士奕棊。靑童採藥。清渠瀨石靈鶴翔空。文才驚駭問老人曰。此爲何處也。答曰名山小洞有三十六天。此峩眉洞天。眞仙所居。第二十三天也。揖坐之際有人。連呼文才之名。老人曰同侶相求不可久住。他年復來可也。命侍童引至門外。與同侶相見。廻顧失仙宮所在。同侶曰相失已半月矣。また彭城劉景因遊金華山。尋眞訪道。行及山半。覺景物異常山川秀茂。見崇門高閣勢出雲表。入門左右池沼澄徹。嘉樹垂條棊布行列。披蔓柔弱其實如梨。馨香觸鼻景顧望無人。因摘擷其實於懐袖中。未暇啗食。俄有犬子數輩。馳出吠之。競欲搏噬。景乃倉惶支捂。四顧無瓦石可投。探懐中所摘之果以擲之。果盡而犬亦去也。廻顧前之宮宇。但林谷榛莽而已など有り。なほかゝる類ひの事は多く有れど。所狹ければ抄し出さず。

然れば方丈洲に仙家數十萬あり。田に芝草を作る事などの。凡眼に見ざるを以て。仙說を信ざるは愚昧と云べし。神仙の境界に入りては。互に其中に在る故に。凡人の得見ざる處の事をも說く事あり。（余が弟子に石井篤任と云ふ若者あり、此は七歲なりし時より十四歲まで、神仙界に伴はれて、所使たる者なるが、語りけらく、彼境に在しほど、金殿玉閣の微妙なるに住むと思ふに、何時となく野山の曠々たるに遊び居ることあり、また野山に遊ぶと思ふほど、其所たゞちに玉闕の樓閣なる事もあるを、始めは心著ず在けるが、後に思ふ旨ありて、密に樓閣の柱を削りて、其木をとり。また弓矢の數ありける中の鏃を一つ取り、庭の築山なる松の小枝を、一とふさ手折りて、何となるらむと袂に收れて持たるに、其樓閣築山など例のごとく變沒せれど、其削りたる柱の木、松の枝など常に異りなく、火に入れたるに煙たち燃たり、また彼矢ノ根は、鐵にて作れる常のにて有りきと云へり、此は庭木また家財のみならず何にまれ神仙の物なる間は、現沒その幽に從ひて定まり無く、許して示さゝる限りは、凡人の見ること能はざるを、元は神仙の物と云へども、人に渡りては、尋常の物に異ならずまた凡人と云へども神仙の倫に伴はれては、譬ば今かく云ふ傍に來居たらむも、其

現身を見ざる物なるが、現世に歸りては、また更に本の如し、いとも奇異なる物ならずや、右の若者が始末は、別に委く記錄せる、仙境異聞と云ふ物あり）俗の學者らの、成人の學を務ざるが。小智を振ひて何くれと論する說ども、總て論ふに足らず。（然るは此屋みな神仙なる中に居るとも、機緣なき限りは、かつて其境界を見こと能はず、故に其說を信せず吾また其境界を窺へるには非ねども、父の遺訓によりて、成人の學に志ざし、信ずべきを信ずる計りの事は學び得て、如此は論ふなれど、元より信せざる人を、信せしめむとの事は非かし。）さて方丈洲に、太上天帝の本府。大海神の本宮ありて、神仙の生籙をこれより出し給ひ。彼蓬萊、滄海嶋、瀛洲生洲、などには各々に神府を立置て大海神の攝治むる處々に聞えたり。誠や陸には扶桑太帝の神府。崑崙金母の靈域を安じて。道を得たる男女の功業名籍を司隷せしめ。海には右の嶋々有りて。神仙遊觀の處と爲し賜ふは。最も奇異き神態ならずや。（其陸上なる扶桑の神府、崑崙の靈域などの事は、既に本編及び大扶桑國攷、天柱五岳餘論に委く論へれば、此處には漏しつ。）是を以て老子。徐來勒。安期生を始め。大仙たち。悉く此嶋に集會し、かつ方丈洲にて。生籙を受ざる仙人は。一人だに有こと無し。其事實こゝに勝て計へ難ければ、博く神仙の傳を見て知べし。○好尙云、今其ひとつを云はゞ、神仙通紀、樂子長傳に、總仙記曰、眞君名子長齊人也、少好道、到霍林、遇仙人韓衆、受靈寶符傳巨勝赤松散、眞君服藥、年一百八十歲色如少女、妻子九人皆服此藥、入勞盛山昇仙、住方丈之室、於神州受太玄生籙、以五芝爲糧、太上補爲修門郞、位亞神と有る一つを以ても辨ふべし。）斯て彼國人の。古く蓬萊山に往來せる事實は、黃帝傳に。黃帝造五城十二樓、以候神人、訪道遊東之泰山、時與神仙通接。訪神人於蓬萊、云々と有ぞ物に見えたる始なる。（事物紀原に、黃帝內傳を引きて。王母旣會帝於蓬萊、帝歸乃築圓壇以祀天、方壇以祭地、則圓丘方澤之始也と有は、此時の事と聞えたり、其後に諸仙の此に到れる事實、また勝て計がたし。）抑々その蓬萊等の渡嶋々を。領き坐す大神の生始はしめ。伊邪那岐大神の。日向の小戸にて禊祓ひ爲たまふ時に。三柱の海神成坐るが

御身を合せて一柱とおはし坐を、大綿津見神と申して。元より海宮に坐ませり。其海宮の有る海底の島々を、漢土の神仙たちは、蓬萊瀛洲など號け傳へしなり。）然るに天照大御神の御曾孫、穗々出見命、その海宮に御幸ましゝて。海神の御女。豐玉毘賣命を嫡后と爲給ひて。鵜草葺不合命を生しめ給へるが。豐玉毘賣命ゆゑ有りて。海宮に還り給ふ時に、今より後は、現國と海鄕との往來を止めむとて。海坂を塞給へり。（此等の事ども、委くは古史傳を見て知べし。）海宮の美しく。其鄕の奇異なる趣など、十洲記を始め、仙籍どもに。蓬萊瀛洲などの趣を云ふに能くも似たり、斯在し後は。現世人の往來は止たれど。神仙の道を修し得ては。此處に其集遊處として。往來せしめ給ふ事は更にも云ず、凡人と云へども。神仙に伴はれては。往來せる例もまた多かり。其は黃帝いまだ仙道を得ざる程に。神仙と通接して蓬萊に至り。徐福が初め海神に從ひて到れるも。未仙を得ざりし以前也。（此は既に史記を引きて論へるを見べし。なほ此後にも。然るためし數ふるに暇あらず。博く仙書を讀て知べし。）また我が皇國の神世に、穗々出見命の御幸ませるは。挂卷も畏き天皇の御祖にし坐せば申すも更なり。凡人にも然る例あり。其は本朝神仙傳に。浦嶋子者。丹後國水江浦人也。（丹後國風土記には。與謝郡日置里有筒川村。日下部首等先祖。名云筒川嶼子。爲人姿容秀美風流無類。斯所謂水江浦嶼子者也と云へり。）昔釣于濱得大龜。變成婦人。閑色無雙。即爲夫婦。被婦引級到於蓬萊。金闕銀臺。錦帳繡屏。綻鏤彌日。（丹後風土記には。長谷朝倉宮天皇御世。嶼子獨乘小船。汎出海中爲釣。乃得五色龜。心思奇異。置于船中。即寐。忽爲婦人。其容美麗更不可比。嶼子問曰。人宅遙遠。詎人忽來。女娘對曰。就風雲來。嶼子復問曰。風雲何處來。女娘答曰。天上仙家之人也。君宜廻棹赴于蓬山。嶼子從往。女娘教令眠目。即不意之間。至海中博大之嶋。其地如敷玉。闕臺映淹。樓堂玲瓏。目所不見。耳所不聞。携手徐行。到一大宅之門。女娘曰君且立此處。開門入內。即七竪子來相語曰。是龜比賣之夫也。茲知女娘之名龜比賣。乃女娘出來。即立前進入于內。女娘父母共相迎揖而定坐。于斯稱說人間仙都之別。議談人神偶會之喜。乃薦百品之芳味。兄弟姉妹擧坏獻酬。

隣里幼女等、紅顔戯接、仙歌寥亮、神舞逶迤、其爲歡宴萬倍人間。於玆不知日暮。但黄昏之時。群仙侶等漸漸退散。即女娘獨留。雙眉接袖。成夫婦之理とあり。」居之三年。春月初暖。群鳥和鳴。煙霞漾蕩。花樹競開。聞歸鄕之計。婦曰。列仙之陬。一去難再來。縱歸故鄕。定非往日。浦嶋子爲訪親舊。强催歸駕。婦與一筥曰。愼莫開此。若不開者。自再相逢。(丹後風土記には、于時嶼子遺舊俗遊仙都。既逕三歳。忽起懷土之心。獨戀二親。吟哀日益。女娘問曰。君欲歸乎。嶼子答曰。暫還本俗。奉拜二親。女娘拭涙歎曰。何眷鄕里。棄遺一時。即相携俳佪相談慟哀。遂接袂退去就于岐路。於是女娘父母親族但悲別送之。女娘取玉匣授嶼子謂曰。君終不遺賤妾。有眷尋者。堅握匣愼莫開見。即相分乘船。仍敎令眠目。忽到本土筒川鄕。とあり、」浦嶋子到本鄕。林園零落。見舊悉亡。逢人問之。曰。昔聞浦嶋子仙化而去。漸過數百年。忽將歸神女所。向海。不知在何許。悵然如失。歩於邯鄲。心中大恠。開匣見之。紫雲忽出騰。於是浦嶋子忽變衰老皓白之人。不去而死。」有るを以て知べし。(丹後風土記には、即瞻眺村邑。人物遷り易無所由。爰問鄕人曰。水江浦嶼子之家人今在何處。鄕人答曰。君何處人。問舊遠人乎。吾聞古老等相傳曰。先世有水江浦嶼子。獨遊蒼海。復不還來。今經三百餘歳者。何問此乎。即銜弃心。雖廻鄕里。不會一親。既逕旬日。乃撫玉匣而感思神女。於是嶼子忘前日期。忽開玉匣。即未瞻之間。芳蘭之體。率于風雲。翩飛蒼天。嶼子即乖違期要。還知復難會。廻首踟蹰。咽涙徘徊。于斯拭涙哥曰。等許余邊爾、久母多知和多留、美頭能睿能、宇良志麻能古賀、許等母知和多留。神女遙飛芳音哥曰。夜麻等弊爾、加是布企阿義天、久母婆奈禮、所企遠理等母與、和遠和須良須奈。嶼子更不勝戀望哥曰、古良爾古非、阿佐刀遠比良企、和我遠禮波、等許與能波麻能、奈美能等企許由。とありて死たりと云ふ事は見えず。○本朝神仙傳には、江匡房卿の撰なり、按今は釋日本紀、また後撰の日本後紀に引たるは、して擧たり。なほ此事を記せる書は、日本紀浦嶋子傳、扶桑略記、帝王編年記などを始め、數の書等に見えたり。」この浦嶋子が海鄕に入たる事を。日本紀に。雄略天皇の二十二年七月の事とし、其還れる年

を。扶桑略記を始め。淳和天皇の天長二年の事と爲たり。此間三百四十餘年なり。(但し日本紀に此事を載せるは。日本紀の出來てより後に書加へたる文なること故大人たちの既に辨へられたるが如し。)さて浦嶋子が往たりし海郷を。諸書に蓬萊山と云へるは。風土記に見えたる如くにて。然も有るべけれど。海神の本宮に至れるには非す。海中の仙境何處にまれ。數萬の列仙家あるが中の。一仙民の富に到れるなり。其は事の狀を以て思ひ辨ふべし。(然れば浦嶋子は眞仙には非す、仙中に入りて、其仙風に牽れて長命せるのみにて、元より修し得たる道骨なき故に、生緣をも受ず、僅に仙女の玉匣を得て返りつれど、自然にその期をさへに忘れて匣を開き仙緣をも失へりしなり。)抑々皇國の屬海中に。仙境多きことは。列子に謂ゆる五山。みな我が屬海なること。十洲記と相發して知らるゝが。獨仙說に傳へざるも多しと聞ゆ。そは彼の記の始めに。漢武帝既聞王母說八方巨海中有十洲。乃人跡所稀絕處。又始知東方朔非世常人。(西王母の武帝に見えて、種々の事ども語り傳へたる事は、漢武內傳とて、彼班固が記せる物あり。披き見るべし、なほ天柱五岳餘論に委しく云へり。)是以延之曲室。而親問十洲所在所有之物名。故書記之。朔云臣學仙者耳。非得道之人。未若凌虛之子。飛眞之官上下九天。洞視百方。臣所識乃及於是。愧不足酬廣訪矣と云ひ。(此文をもて見れば、東方朔なほ未仙道を得たる人には非ず、然れば獨行しては右の洲洲に到ること能はず、其師仙に伴はれて見たる、其大約を十洲記には記せる也、師仙の名は下に引く文に見えたり、然れど漢武帝外傳に、西王母指東方朔言。帝曰、此我鄰家小兒。性多滑稽。曾三來偷桃、此子昔爲太上仙官。太上令到方丈山。但務遊戲。擅動雷電。激波揚風。致令蛟龍陸行。山崩境壞。沈湎玉酒。失部御之和。虧奉命之科。於是九原丈人廼言之太上。太上遂謫斥使在人間。去太淸之輕。令處塵濁之鄕。近金華仙及九嶷君。爲陳乞以行原之、於是帝乃知朔非世俗之徒と有り。然れば東方朔は、もと方丈の仙官なり、)また末に至妙玄深幽神難盡。眞人隱宅靈陵所在。六合之內豈唯數處而已哉。此蓋擧其標末爾。臣朔所見不博。昔

嘗聞之子得道者説。此十洲大抵靈阜皆是眞仙隠墟神官所治。其餘山川萬端並無觀者矣。さ有るを以て十洲記に記し洩せる仙境の多き事を辨ふべし。(謂ゆる十洲は、東海に祖洲・瀛洲、生洲あり、方丈、蓬萊扶桑などは其の外なり、西海に流洲、鳳麟洲、聚窟洲あり、南海に炎洲・長洲あり、北海に玄洲、元洲あり、此等の洲々も、大抵みな隱顯定りなき、仙境どもと聞えたり。○好仙云、雲笈七籤神仙感遇傳爾。顧野王云、天地之内名山之中、神異窟宅非止一處。則桃源、天台皆其類也と云へるは、信に然る事なり。)また是より末に。臣師谷希子者太上眞官也。昔授臣崑崙鍾山蓬萊山。及神洲眞形圖。昔來入漢留以寄之。故人此書。又尤重于嶽形圖矣。(谷希子のこと、諸仙傳に所見なし、太上とは扶桑君を云こと、扶桑國の所に辨ふる如くなれば、谷希子その眞官と云ときは、扶桑君の所使たることを知べし、然るに漢地に入りて、東方朔に、蓬萊等の眞形圖を授けたりと云へば、朔を伴ひて、其洲々を見しめたるも、谷希子なるべし、然れば東方朔と云ふ名は東方元より姓なりとは云へど、少か東方に思ふ旨ありて屬たる名ならむも知べからず、偕嶽形圖とは五嶽眞形圖を云ふ、其よりも蓬萊等の眞形圖は重しとなり、然も有べくこそ、なほ五岳餘論に論へる趣をも合せ考ふべし。)陛下好道思微。臣朔區。區亦何嫌惜而不上所有哉。然術家幽其事。道法祕其師。術洩則事多疑。師顯則妙理散。願且勿宣臣之意也。(此文殊に、思ひを深めて熟讀すべし。)武帝欣聞至説。明年遂復從受諸眞形圖。常帶之肘後八節。常朝拜靈書以求度脫焉。(常に朝拜せる靈書は、西王母の傳へたる神術の祕錄なり、內傳を見て知べし、書を以て度脫を求むとは、靈書を即ち神と祭り、其前に人間を度脫して、神仙道を得まほしき由を書して祈願せる由なり。)朔雖滑稽預觀帝心。故弄萬乘傲公侯。不可得而師友。不可得而喜怒。故武帝不能盡至理於此人。と有を讀通して、古人の道を重むずる趣をも辨ふべし。(東方朔が滑稽にして、其帝王を弄し、公侯に傲れること、漢書の彼が本傳を見て知るべし。其はみな武帝が道に厚きや否やと、其心を觀むが爲の術計にぞ有ける、○古今僞書考と云ふ物に、神異經、十洲記二書、稱東方朔撰。陳直齋

曰、二者詭怪不經者假託也。漢書本傳敍朔之辭。亦言云々と論へれど、凡て儒者は識の狹きもの故に、常に有ことと見る事をのみ信じて、常に遠く、己が識の及ばざる事をば、妄誕との思へり。史記に。徐福が語を僞辭と謂へるも其故なり、神仙の界の事は、凡人の見聞する所とは遙に異りて在る故に。實なる事をも僞辭と誣られ。僞辭と云へるは妄意なれども、凡人の思ふ所に近き故に、人は然も有るべしとぞ思ふなる、是をもて俗の諺に。僞に似たる實をな語りそと云ふめり、其は世に俗人多く、實語を實語と聞得る者の無れば、此は信に理たる諺になも有りける

○好倘云、四庫全書提要、海內十洲記一卷、舊本題漢東方朔撰。其言或稱臣朔似對君之詞。或稱武帝又似追記之文。又盛稱武帝不能盡朔之術。故不得長生。則似道家夸大之語。大抵恍惚支離不可究詰。考劉向所錄朔書無此名。六朝詞人所依託。觀其引衞叔卿事。知出神仙傳後。引五岳眞形圖事。知出漢武內傳後也、然自隨志已著於錄。文選李善注引其文爲證。唐人詞賦引用尤多。固錄異者所不能廢也。諸家著錄或入地理。循名責實未見其然。今與山海經同退置小說家と云へれど、衞叔卿また眞形圖の事は、却りて內傳神仙傳に、十洲記を採れりと思はる、此提要の文は、甚く約めて引たれば、委くは本書に就て見るべし。）さて十洲記は。其境界を親しく見たるが。記せる書なる故に。蓬萊の右の如く。委しき趣は知るゝを。其より古き山海經に。在海中とのみ記せるは。此經の全文をつらく察るに。悉く古來の傳說を集記せる者にて。同じ所の同じ事實を。西にも東にも記せる如き謬り。今數ふるに暇あらぬを思ふに。此經の撰者よく其傳說を辨知せざる故に。略記せる物と見えたり。（因に云此經を、みな妄誕寓言と云へる說も有れど、其は神仙の學なき儒者らが、例の狹見なり、廣注にも、往々然る趣に云へる說どもあり、元より傳聞の誤りこそ有べけれど。妄誕には非ず。然すがに郭璞が注は、此人其道に志ざして、仙名をも得たる人なる故に、然る僻說をば云ずぞ有りける。）〇或人問ふ。海神の本體は和邇に坐ますと聞くに。また浦島子が傳を見れば。釣得たるは龜なるに。化して仙女と成りて。其住所へ伴ひたるを思ふに。方丈蓬萊の仙境に住て

ふ。謂ゆる神仙なる者は、みな人の然る海物に、生を轉じたる物のごと思はるゝは如何。答ふ誠に和多都美神に。その本體相通に坐ませども、總て海中なる物の主領に坐まして。其神威もとも類なく、常は人容の大神に坐なり。然れども事とある時は。其本體をも顯はし給ふ事なり。(此等の事實は、神典に昭々と見えたるが上に、前節に引たる、史記の徐福が語をも、合せ考へて云ふなり。)さて人の神仙道を修して。其道を得たるは。元より其本體の人容を改めず。然れども神術また自在を得るが故に。萬里の遠きも一瞬の間に往來し水上を行こと地を行くが如く。地に入こと水に入が如く。巖石に入こと物なきが如く。水も溺らすこと能はず火も燒こと能はず形を變ずることもまた自在なり。故に或は鳥とも魚とも獸とも化る事あり。(そは神典にて云はば、伊邪那岐命の御鬘を蒲萄と化給へる、須佐之男命の櫛名田比賣を櫛に化し給へる、武甕槌神の健御名方命と戰ひて、其神の手を立氷に取成し給へる。大物主神のしばし小蛇と化給へる、事代主命のしばし鰐と化りて水に入り給へる健角見命の大鳥と化り給へる類、今計ふるに暇あらず、また水上を行き地に入り、其餘も自在なること、仁明天皇紀に、伊豆國上津島に坐す阿波神の其島に神宮を造り給へる事を記せる文に、十二人の神童ありて、取炬下海中火、諸童子履潮如地、入地如水、震上大石以火燒摧云々と有りて、然して金銀珠玉の五采を爲せる、美麗なる神宮四院を造り給へるなどを思ふべし、然る神態は、國史になほ數多見えたり。但し此は我が神祇の御態なるが、もろこしの神仙の術も、よく其道を得たるは、即これに似たるあり、其はもと我が神祇より傳へたまへる道なればなり、其由は、予が著書どもに、委く云へるが如し、○新尚云、赤縣の神仙道を得たる人の事を少か云はば、神仙傳に、太元女姓顓名和少喪父、遂行訪明師、洗心求道得王子之術、行之累年、遂能入水不濡、盛雪寒時單衣氷上而顏色不變身體溫煖可至積日、又能徙官府宮殿城市屋宅於他處、視之無異、指之即失其所在、門戸櫃櫃有關鑰者指之即開、指山山摧、指樹樹折、更指之即復如故、將弟子行山間、日暮以杖叩石即開門戸、入其中屋宇床褥幃帳廩供酒食如常、

雖行萬里所在常爾、能令小物忽大如屋、大物忽小如毫芒。或吐火張天、噓之即滅、又能坐炎火之中。衣履不燃、須臾之間或化老翁、或爲小兒。或爲車馬所無不爲、行三十六術甚効、起死廻生救人無數、不知其何所服食、亦無得其術者。顏色益少鬢髪如鴉、忽白日昇天而去。また孫博者河東人也、治墨子之術。能令草木金石皆爲火光照數里。亦能使身成火、口中吐火行水火中不沾灼。亦能使千百人從己蹈之、俱不沾灼。又與人往水上布席而坐、飲食作樂使衆人舞於水上。又山開石壁地上盤石博人其中。漸見背及兩耳良久都沒。又能呑刀劍數千枚。及壁中出入如孔穴也、後服神丹而仙去とも見えたり、なほ委くは玄家の書どもに就て見るべし。)故是を以て。海鄕なる仙女の。しばし龜と化りて。浦嶋子が釣せるに縁みより。然して其本體の仙女に復りて契れるなり。(また案ふに風土記に、其名を龜比賣と云るよし見えたれば・其本體は龜なるが、常は人容を成し居る・海神の類なる。神仙ならむも未だ知べからず。)さて本體は。人と物との異有れど。其體の物なるも。神の位を得たるは。

常も人形にて在るが故に。互に相接するに至りては言語は更なり。形容動作も替ること無し。(そは穗々出見命の、海宮におはし坐て、其の大神と應接し給へる御有狀を思ふべし。其御女に御合まして、御子をさきに生たまひ、また彼浦嶋子が、彼處に至りて、應接せる趣をも思ふべし、人と物との隔なき趣なり)此は皇國の神仙のみ然るに非ず。萬國の人物ともに。神仙の域に入りては。其言語も一にして違ふこと無し　然れば萬國言語を異にするは。凡俗の間のみと見えたり。(其は海大神の語の、徐福と譯を用ふる事なくして、通ぜるを思ふべし、然るは鳥獸などは、神界に屬する物なる故にや、其鳴聲の萬國かはり無きをも思ひ合すべし。)また問ふ。浦嶋子。その仙界に三百四十餘年居たるに。其を唯三歲ばかりの間に思へる由なれば。仙界の一年は。現世の百十餘年に當り。彼の一日は此の數月に當れり。長き年月を。長き年月と思ひてこそ。長生せる詮は有れ。三百四十餘年の間を。三歲ばかりと思ひては。長生したる詮なし。(其は浦嶋子のみならず、彼王質と云し我人が、思ほえず仙境に入りて、仙人の圍碁するを見こ

と半日ばかり、持たる斧の柄の腐て折たるに驚きて、歸れば、七世の孫に逢へりと云ふも同じ。）浦嶋子仙境に入らずは。僅に五六十歳の壽なりとも五六十年間なる事を覺えて。長生せると思はむを。中々に仙境に入れる故に。其往たる年を二十歳と見むにも。仙境の三年を加へては。僅に二十二三歳にて。若死せるに同じ。然れば神仙境は。好みて益なき域に非ずや。（是を以て和漢朗詠集に、謬入二仙家一雖二半日一客。恐歸二舊里一纔逢二七世之孫一と云へり、謬入と云へるは、悔る心を作れるに似たり、實然る語とぞ所思えたる。）答ふ。神仙の壽は天地と共なり。然れば凡人百年の壽を。神仙の一日に當むも。なほ相應せざれば。然も有べしと思はるれど。年月日時の運びに於ては。神仙界も人間界も。替ること無し。其は大名牟遲少彦名神の御世にも。年數日數を云こと。今に替りなきを以て辨ふべし。（然るを人間の年日よりも神界の年日は長しと、其級々を說たるは、佛祖が妄說より出たる事なり。其由は印度藏志に委しく云へれば、今此に云はず。）然も有らば。浦島子が三百四十餘年を。三歳ばかりに思へるは如何にと云ふに

此は元より道骨なき凡俗にして。偶に仙界に入れる故に仙風に迷惑して。然は思へるにこそ有れ。仙境の年時の實に然るには非ず。（そは今時をり〳〵、異境に伴はるゝ者あるを見るに、十八に九人は、大かた痴人の如く成りて、往たる所をも知らず、又年月日時などをも、詳には覺えず、そは皆異境の氣に厭れて、迷惑せるにて甚しきに至りては、痴死に死ぬるも多かるに、思ひ合せて辨ふべし。）然れば浦島子の如き凡俗ながらも。彼界に居通し在むには。天地と共に畢べきを。其界を出たる故に。出ては前に入たるが不幸の如く。俗人は思ふなり。然る不幸の者の有しを以て。眞の神仙の。永久なる幸を希はずと云ふは。豈達者の論ならむや。（此は譬へば、糞壌を食ひて、僅に一旬の壽を持ちたる蟲の、人に畜はれて米飯を食ひ、數旬生延たるを、其養ひの宜しき故に、數旬生延たる事をえしらず、本に歸れば、我さ同化せる蟲ども、みな既に死失たるを見て、人界希ふに足らず、と云ひたらむが如し。）また彼もろこしの王質が如き。仙境に入りて。仙境たる事を知らず。斧の柄の腐たるに。數百歳を經たりこしも悟らず。

仙に對して仙とも知らざる如き痴人は。元より論ずるに足らず、鄉に歸りて泣哭きけむは。然も有べき事ぞかし。（又もろこし梁と云し世の、曇鸞と云ける僧。もと陶隱居に從ひて。長生の仙方を學びたりしが。後に仙術を棄て唾を吐き。觀經と云ふ佛經を讀み、無量壽を希へりと云こと、彼が傳に見えたるを、佛者は引出れど。無量壽佛と云ふは。佛祖が云はざる後世の作名にこそ有れ。其佛祖さへに。七十九歲を最期として。毒殺せられたる物をや。笑ふべし。）都て三神山の事は。本編太古傳及び古史傳に。其本源は述たれど。末派枝流の說に至りては。上の件に引洩せる。赤縣の籍どもにも多く見えたれば。採都て。此餘考に論ふべきを。漏せる事のあまた有れば。如何ぞや思ふ人も有べけれど。かにかくに。他し著書どもの急がれて。續へ綴るに暇無ければ。事足らぬ心地すれど。暫く毫をさし措くになむ。（なほ印度藏志、三五本國考、大扶桑國考、天柱五嶽餘論にも、此の考へに關係る事とも許多あれば、合せ見て、其趣を悟り辨ふべし。）

宮比神御傳記序

源の石川篤記ぬしはも。我が父のふるき教へ子なるが。道に志ふかく。言よりはまづ。其行ひを先にする人にて。父の講説をきくごとに、手筆をはなたず。説示さるゝ事を。もらさずかき取る人なり。故この宮比神の御傳を。二たびまで聞もちて。大かたに綴りなし。此をいかで板にゑりて。世に傳へまほしと乞るゝに。父の見うべなひて。然もあらば。我なほ言加へてましと。直ちに筆とり。更に漏たる事ども。かき入れて與へ給ふに。篤記ぬし悦びて。やがてかく板に彫しめて。おのれに此よし一くだり書てと云るゝに。宮比神の御いさをしは。今更に云べくもあらねば。唯このゆゑよしをのみ記すになむ。

文政十二年といふ年の五月

ひらたの鐵胤

宮比神御傳記

平篤胤大人講説　門人　石川篤記　打聴

この御傳記は。我師の宮比の御神の。奉公宮仕へする男女の人々を守り給ひ。歌舞ひ音曲ごと。狂言綺言の類ひ。惣じて諸人の愛敬。また滑稽風流のわざ。壽命長延の事までを守護し給ふ本縁を。貴賤上下の人々に弘く知しめん爲に。わざと俗語に解さとされしを。其儘にかき記せる書なり。

宮比神と申し奉るは。女神におはし坐て。またの御名を天宇受賣命とも。大宮能賣命とも申すなり此神の御由來を古事記。日本紀。古語拾遺。延喜式など始め。朝廷の正しき御書物どもに考ふるに此天地世界萬物を始め給ひし。皇産靈大神の御子に天太玉命と申す神の。奇靈に妙なる故ありて。此宮比神を生給へり。

是らの事ども。委く知らむと思はむ人は。上にいへる古書どもによりて見べし。

さて世人の普く聞傳へたる如く。伊勢內宮に御鎮座まします。天照大御神。高天原にて。甚く怒り給ふ御事ありて。天岩屋戸をさして幽居り給ひしかば。天上天下ことぐく晝夜の別ちなく。常闇となりけるに。萬の惡神妖鬼ども。時を得たりと喧ぎたち。惡事しつゝ起り出けり。

神代卷に。螢火なす光く神。五月蠅なす惡神どもの。荒び起たると有るは。此時の事なり。

八百萬神たち憂ひなげきて、岩屋戸より。大御神を出し奉らずは。此妖氣やまじと。樣々に工夫し給ひ。岩屋戸の前に庭火を燒き。神樂を奏して。その音樂を怪ませ奉りて。出御ならせ奉らんと。神たち某々に音樂の役をつとめて。琴。笛。太鼓。つゞみ。笏拍子をはじめ。色々のなり物も。此時より起れる中にも。琴は弓六張をならべて。菅をとりて搔鳴せり。是謂ゆる倭琴の始め。須賀加幾といふ事本なり。と古書に見えたり。

今世までも琴曲に。すがゝきと云ふ手のあるは。此由による事なり。惣じて彈物のたぐひは。悉くその本は倭琴より出たるが故に。三味線の曲にも。祝儀にはすがゝきの手あること。世人も普ねく知れるが如し。然れど菅搔と云ふ詞のわけを知たる人はなき物なり。さて笏拍子は謂ゆる拍子木の始めなり。

さて此神樂の時しも。宮比神は。天香山の。日蔭の蔓を鬘となし。眞栝の蔓を手繦にかけ。左の御手には。天香山の笹葉を手草にゆひ。右の御手には、鐵鐸の鈴を付たる茅まきの矛をもち。かの岩屋戸の前に。宇氣槽を伏せて蹈轟かし。拍子を取りて。神遊びの長をつとめ給へり。

今世にも朝廷の重き御神事の時に。雲客たちに。日蔭蔓と云ふ物を。冠に著しめ給ふこと是より起れり。また弁簪など。凡て女の髪の鬘にかざりを爲ることも。神世の鬘より起れる事なり。倩また神子の手に。笹葉をもちて祈念し。舞に鈴を持こと。神前に鈴を掛ることも。此時より始れり。また內侍所の御神樂に。人長と云ふ役ありて。進退の事をまかなふ事あり。即この宮比神の。神遊びの長となり給ひしより起れる事なり。

爰に八百萬神たち。共に樂器を合せてうち囃し給へば。宮比神いとも妙に美しき御聲にて。ひとふたみよ。いつむゆなゝ。やこゝのたり。もゝちよろづ。と六言四句の歌を。謠ひて舞たまひ。神懸とて。憑物のせし如く。女神のはぢて得爲まじき。胸乳をかき出し。内股さへに顯はし給ひ。裳の紐を陰の邊までおし垂れ。わざと可笑しく物狂はしく。舞をどり給ひけり。

神世の語に。女の陰所をほどゝ云へるは。含處といふ言にて。股の間に含まれる處なる故の名なり。女には此上もなき大事の處なるを。其邊まで顯はして。しどけ無く裳紐を垂れ給へるは。實に洒落の極みと云ふべし。今の凡人のみならず。神世の神等も。かゝる態にはうかれ笑ふぞ眞情なりける。然れば中世までも。神子にこの故實を傳へしと見えて。無住法師が砂石集といふ物に。和泉式部が。貴布禰社に。祈ごとしける事を云る處に。年長たるみこ。赤幣たて並べたる周りを。樣々に作法して鼓をうち。前をかき上てたゝき。三邊めぐりて。是體にせさせ給へといふに。和泉式部。面うち赤めて。「千早振神の見る目も恥かしや。身を思ふとて身をや捨べき。」と詠たる事あり。今の世に縫物すとて。針を失ひたる時に。その女ひそかに。信仰の神を念じて。前の毛を三遍かき上げ。三遍たゝけば。失たる針かならず出るを。出たる時に。前の毛を三遍かき下すと云ふまじなひも、此わざの殘れるなり。

偖その御歌の末句に。もゝちよろづと宣へるは。實には股乳宣しと綺語して。神たちを笑はせ。その笑ひに大御神の怪みまして。岩屋戸を出給はむ事を思ひはかりてなり。是に八百萬神たち。その所作の面白さ可笑さに堪かね給ひ。大きにうかれて。諸聲あげて。淤受賣。於計猿女。戯ものよと。高天原の動くばかりに。賞め笑ひ給ひけり。此由緒によりて。宮比神のまたの御名を。天宇受賣命とは申せり。そは此の如き大切の時に。人に面勝ち。餘の神たちの。恥てえすまじき戯わざを爲たまひし故なり。

また是より後に。猿田彦神と申す。いと嚴めし

く恐ろしき有状なる神に向ひて。少かも畏ること無く問答して。其名を顯はし給へる事もあり。是を以て神世の御書に。此神强悍猛固き故に。於須賣とも。宇受賣とも申せり。世に强女を於須志と云ふは。是緣なりと見えたり さて於計猿とは。猿の年老たるを云ふ。老たる猿は。よく舞をどり。戲わざを能する物なる故に。宇受賣命をそれに准へ。八百萬神たちも。しやれ浮れて。右の如くほめ給ひしなり。此由によりて。宮比神の御子孫の女を。猿女君と名に負せて。此時の神樂より事始まれる。鎮魂祭の御神事。また内侍所の御神樂にも。仕へ奉る事なるが。今に至るまで御神樂の囃し詞に。阿知女於計。阿知女於計といふは。於須女獲と云ふ言にて。此由による事なり。借しやれと云ふ詞を。むげに俗語のごとく思ふ人多かれど。昔よりある詞にて。清少納言の冊子。また紫式部の物語などを始め。古き物語歌書どもに。さればみ。され者。され舞。されくつがへり。戲歌など云ひ。或はさるがらがまし。さるがう態などいふ詞のあるは。皆是より出たる詞なるにて知るべく。猿と云ふ名もさるゝ物なる故の名なり。また猿樂と云ふ名も是より出たり。

實にも宮比神の案にたがはず。彼石戸を内よりさして。幽居ませる天照大御神は。八百萬神たちの。諸聲に賞とよもし。笑ひ饒はふ樣をきこし召されまた宮比神の舞をどり戲れ給ふ俳優の面白く聞ゆるを。怪しく床しく思召され。自づからに。御怒りも和らぎ給ひて。天石戸を細目に明けて。御透見ありけるを。神たち遂に石戸をひき明け。その御手をとりて引出し奉り。かねて新につくり置たる御宮に。遷座なし參らせしかば。世間ふたゝび照り明るく。かの妖孽しける惡神ども。ちり／＼這々の體にてぞ逃失ける。爰に八百萬神たち。大きに悦び給ひて。面を見相せるに。始めて明白に見えしかば。手を伸して歌ひ舞ひ。ともに覺えずまた諸聲あげて。天晴あな面白し。あなたのし。あなさやけ。於計。と唱へて。この姫神のされ舞わざをきを褒たまへり。

天晴とは。日神もとの如く。石屋戸より出給へ

る故に。天の晴渡れる意にて。俗にあつぱれ剛の者よ。あつぱれ名人よなど褒むる。そのあつぱれと云ふ詞は。此時のほめ詞より始まれり。また面白とは。常闇に暗かりし世間の。また明るく成れる故に。面の白々と見えたる意。さやけと云ふは。分明に物の色目の分りたる意。たのしとは。世間やみにて。心も伸やかならず縮みたるが。日神出御ならせ給へる故に。縮みたる手足の伸やかに舞たる意にて。樂字をたのしみと訓むは。此ゆゑに依れり。また凡て神樂をはじめ。諸藝にほめ詞といふ事あるも。是より起れり。偖またわざをきとは。右の如くわざと可笑しく舞をどり給ひし故に。わざをかしと云ひし言葉なるを。後にその詞をつゞめて。わざをきと云ひ。俳優の字をあてゝ。此二字を。わざをきと訓ずる事とはなれり。神樂舞。また猿樂能狂言をはじめ。何によらず舞をどり。芝居の狂言づくしまでを。俳優といふ其もとは。みな宮比神の。此時のわざをきより。起れる故なること。古き書どもにも云るが如し。然れば其より出たる祭々の放免出しもの囃し。また年の始めの萬歳と云ふ戯舞。また俄狂言。茶番狂言など云ふ類ひ。すべてしやれ舞しやれ歌。しやれ踊も。いと古く有しは。是より起れること勿論の事なり。

さて此時に。宮比神の諷ひ給ひし。ひとふたみよの御歌は。歌といふ歌の始めにて。是より以前に。歌といふ物あること無ければ。古の長歌。また三十一字の本歌は云ふに及ばず。旋頭歌。俳諧歌。狂歌。連歌。發句。地口に至るまで。凡て言葉に句をなし。章を調へて吟ずるもの皆是より起り。また謠曲の類ひ神樂歌。催馬樂。今樣。また今の謠は云ふに及ばず。長謠。端謠。めりやす。淨留理節も何も。皆これより起らざるは無きなり。

なほ此餘にも。巨細にその名を擧むには。限なく多ければ。今はその大略を云ふなり。一言に云んには「惣じて曲節を付て謠ひ語る事ども。一つもこの本緣に洩たる事は無しと知るべし。

偖また右の御歌の。もゝちよろづと云ふ。末の一句の意を。股乳宜しといふ。戯言ぞと釋たるは。

此句の意を解ざれば。戯笑歌なることを。知しむる由なき故なれど。上の三句は殊にやんごと無き故ありて。天照大御神。皇産靈大神の。いとも大切になし給ひ。是よりはるか後に。櫛玉饒速日命と申すを。天降し給ふ時に。十種の神寶を賜ひてもし病しき事あらば。此寶を振ひて。ひとふたみよ。いつむゆなゝ。やこゝのたり。と唱へよ。然せむには。死人も生返らむと宣ひて。人體より離れ遊るゝ。魂神を鎭めとゞむる。鎭魂祭といふ大切の神法を傳へ給ひしかば。饒速日命。この御法を行ひて。數千歳の壽命を保ち給ひ。後に神武天皇に傳へ申せるを。御々世々この御祭りを行ひ給ふに。宮比神の御裔たる猿女君。うけ槽の上にたちて。矛をもつて衝動かし。高らかに此御歌をとなふる事は。この時の由緒によること。古語拾遺に。鎭魂の祭は。天宇受賣命の遺迹なり。と有にて知べし。然れば此神は。人の壽命を長延ならしめ給ふこと勿論なり。

抑この御歌の句を。一二三四五六七八九十百千萬といふ。數の名となしたるは。右の尊き由よしあるが故に。世の人にしらず知らずも。日々にこれを唱へしめて。身の守りとなし給ふ神慮なり。そは此を唱たらむには。死人も生返らむと。教へ給へるほどの。大切なる事を。數の名とし給へるに。深く心をひそめて考ふれば。朝おきて今日は幾日といふを始め。何に付ても。數を云ざる日は無きを以て知られたり。しかるに世間の人ども。大凡は古の道を知らず。我が身の本たる神にそむきて。他國の道々を信じ。神のさる御惠みを知ざるは悲しき事なり。心有らむ人々。いかで天津神たちの右の御言を思ひて。常に唱へむ由もがな。其はこの御歌は。善神たちの御前に申せば。倍々に利益をたまひ。惡神は心和みて災難をなさず。實に幸福を招き災禍を消し壽命を延る神歌なればなり。この由緒によりて朝廷の御守護と祝ひ給へる。八神殿とまをす中にも。此ひめ神入らせ給ひ。造酒司と申すにも。此神をあつく祭らせ給ふことありさて此を唱へむには「ひとふたみよ。いつむゆなゝ。やこゝのたり。もゝちよろづ」。とたしか

に六言四句に唱ふべし。或は「やこゝのたり」までにても宜し。なほ此らの事に付ては。書まほしき事ども多かれど。今はそのあらましを云ふなり。

さて天照大神。すでに岩屋戸を出御ありしを。新宮に遷座なし奉りて。宮比神その御前にさむらひて。よくその御心をとり申し。なぐさめ奉りて。善き神たちは。益々によく仕へ申さしめ。惡き神の入來らむとするは追しりぞけ。荒ぶる神をば。能くさとし云ひ宥めて心を直させ。御伽まをしつゝ。御側の事ども執まかなひ給ひし故に。大宮比咩命とも。大宮能賣命とも申せり。その宮仕し給ひし御有樣を。古語拾遺に。今世の内侍たちの。善言美詞をもつて。君臣の間を和し宸襟を悅懌め奉るが如しとあり。

内侍はふるく「うちつみさむらひ」と訓せたり。言の意は。内の御侍と云ことにて。内裡に侍ひて。御側の事どもを勤むるよしの名なり。世に。さむらひと云へば。「腰に兩刀を帶する。武士をのみ云ふことゝ心得居れども。實には男女を別さず。宮仕へをなし。主に侍ひて。その御用を勤むる人を。ひろく云ふ詞なり。是故に女藏人たちを諸侍と云ふことも有り。偖また世には内侍とのみいひて。女官の一役と思へども。差別ある事なり。そは職員令。また職原抄などいふ書物に。内侍司といふ女官の御役所に。尙侍二人。典侍四人。掌侍四人とありて。その位階つとめ方に高下あるを。惣じて内侍といひ。其中に。掌侍の第一の内侍を。句當内侍とし給ひ。今世に長橋の局と申すは是なり。また惣じて婦人の。任官して宮仕ひするを宮人といふ。内侍といひ。宮人といふ號は。天照大御神。天岩屋戸を出御ありて。大宮能賣命。その御側に侍ひ給へるより始まると。故實家の書どもに云るが如し。但しこれは大内のみならず。其より次々大名小名たちの家々にも。御局中老御側など。なほ某々の役目ありて。其勤め方も大かた同じ趣なり。

然れば延喜式の八卷めに。朝廷にて。毎年の六月と。十二月に神今食の御祭。また十一月に。新嘗

祭の御神事ある日に。大殿祭とて。内裡を言壽ぎ。祝ひ給ふ御祭ある時に。かならず殊更に。此神を祭らせ給ふ祝詞あり。その御詞に。大宮能賣命と御名を申す事は。天子の御同殿におはしまして。參入罷出る人の善悪を選び知して。悪神の荒ぶる態を和し静め。内裡に仕へ奉る男女の官人等に。手躓ひ足躓ひ有しめず。また己が乖々ならしめず。邪意穢心なく。宮進めに進め。宮勤に勤めて咎過在らむをば、見直し聞直し坐て。平らけく安らけく仕奉らしめ給ふに依りて。大宮能賣命と。御名を稱へ申し奉るとやうに見えたり。

此はもと謂ゆる宣命がきにて。萬葉がなを交へて書たるを。今は人の見易からむ状に。ことばを略してかくは記せり。

是を以て古き御世には。高き卑しき男女をいはず。宮仕へする人のかぎり。年ごとの正月と。十二月との初午の日に。諸家にて。宮咩祭りとて。風雅やかに此神を祭れること。古書どもにこれかれ見えて。拾芥抄といふ物に。その祭文を載られたるが。其文はなはだ可笑みあり。戯たる詞なるは。此神元より。宮比の御神德なる故に。その御心に合せて御蔭を蒙らむとの意なり。また伊勢内宮の。建久年中行事といふ古書に。大神宮の御神事に仕へ奉る始めに。男女の神官たち。何れもまづ此神を祭りて。大神宮の神事を。平穏に障ること無く。勤めしめ給へと。祈り申すこと見えたり。されば此らの由緒を尋ねて。男女を云ず。宮仕へする人々は。大切なる御奉公のをりは云ふに及ばず。日々に主の御前に出る時など。この御神に祈念まをして出べく。また職業家業に。人の愛敬あらむ事を思はむ人は。常に此神の御靈を。幸ひ給はむ事を。念じ申すべき事なり。

おのれ常に。世の宮仕へする男女の人々。また歌舞および音曲の道をもつて業となし。愛敬を求むる人たちの。此ひめ神の御神德をしらず。更にその道に縁なきを信仰するが氣の毒さに。いかで此神の御功德を世に告知しめむと。その拜みの仕方また御祭りの式をも下に出して傳ふる事なり。

さて此ひめ神を。また宮比神とも申し奉る。その宮

比といふ言葉のこゝろは。宮人の始めなる。宮比神の風なる故に。宮人ぶりと云ふ語を。つゞめてみやびと云へるなり。そは鄙ぶりを鄙びと云ひ。里ぶりを里びと云ふに同じく。其ふりをいふすなはち振字。また風字のこゝろなり。

惣じて世に何風何ふりと云こと。みな是におなじ。そは男には男の風あり。女には女の風あり。貴人には貴人の風あり。賤しき者にも。また某々相應の風なくては。叶はぬ事なる故に。伊勢流。小笠原流などいふ家にては。躾方とて其とりなりを敎へ。また芝居狂言などにも。振付とて。其役わり相應のとりなし。神祇釋敎戀無常の所作につき。喜怒哀樂の情によりての。儀勢をも敎ふる事なるが。其本はみな此ひめ神の。とりなり躾より出たることなり。

さて其みやびの趣は。男女によらず。常のもの言ざまは云に及ばず。立ふる舞に自からに威儀ありて。優美にうるはしく。立居につけて手の麁相。足の麁相ある事なく。見る人ごとに愛敬ひしたひ懐き。主親はいふに及ばず。凡て貴人に侍ひては。能く常の御心をさしくみて。事をとゝのへ。或はわが下にたつ朋輩など麁相あやまち有ときは密に心をつけて人に知しめず。もし上の御機嫌をそこねたる人あらば。よく御前を執なし申して。その御きげんの直るべく實の心をもつて和し參らせ且その仕ふる人の。上を恨み奉るまじく。其事となく和め諭して。ます〳〵奉公に誠ならしめ。人の善事はともに喜び。その惡事はともに憂ひて頼もしく。或は上に御物思ひのある時などは。物によそへ事になぞらへて。自然にその御憂ひの止むべく。御はなしなど申し。また時により事によりては。綺語をも交へて慰めまゐらせ。また上を守り奉る心は。かの强悍猛固にして。其をおもてに顯はさず。御側ちかく參るまじき者など。忍びて近よらむとするは。おひ退ぞけ。また何さまの化物不敵者にも。面がち向ひて恐るゝ事なく。たゞし顯し。又然るべき時に當りては。人の恥てえすまじき狂言をも憚らず物して。並ゐる人をとよもし笑はせ。親子。夫婦。兄弟。朋友の中らひも睦まじく。和やかなるが眞のみやびの大凡にて。大宮能

賣命は。其趣なる御神德の。奇妙にすぐれ給へる故に。又みやびの神とも申せり。そは上に記せる。此神の神世にありし。御功績の樣にて知るべし。然るを俗の和學者たちは。眞のみやびの趣きを知らず。萬葉集に。みやびをと云ふに遊士とかき。伊勢物語に。かのまめ男が狩に往たる時に。うるはしき女を見て。狩衣の袖をきりて。歌をかきて贈れる事を。むかし人はかくいち速きみやびをなむ爲ける。と有るたぐひを引出て。または後の書どもに。風流閑雅などの字を。みやびと訓たるなどを引て。宮比といふ言葉のこゝろを說くなれど。宮比神のまことの宮風は。夢にも知らず。心に實なく勇みなく。心にごりつゝ表べをかざり。優艶の容貌づくりて。宮仕へもせぬ凡俗の女子が。かの更科日記にはやく云ひおける如く。浮舟夕顏などの眞似をなし。雲客また俳優の人ならぬ常のむくつけき髭男が。光源氏の氣どりに。いやみなる聲づかひ。扇子をつかひ。煙管をとるにも氣色ばみ。月にうかれ花にすきて實なき腰をれなど詠ちらし。それを好色の媒として。かのまめ男のごとく。人のついぢの崩れを伺ふ類ひの態を。みやびの本意と思へるは。いとも淺ましき事なりかし。今俗間にて。歌人よ物語家よと云るゝ人々。多くは此つれの人どもなり。夢々さる輩のしわざを。眞の宮風と思ふべからず。

然ればいかにも〳〵。宮比神の御有趣をしたひ奉りて。男子はその才にほこらず。出すぎる事なく。いやみ無く。女子は利口を鼻にかけず。才はぢけず。萬づにへり下りて內はなる中に。實意と滑稽とをかねて。常に此神を信仰し奉るべきなり。古語にも。男は賢愚となく。朝に立ちて謗られ女は美惡となく。宮に在りて妬まる。と云へるはげに然る事にて。此神の守護なきは。思はぬ無實の讒言などうくる事あり。藤原實方朝臣の歌に。「天にます笠間の神のなかりせば。舊にし中をいかて問はまし。」と詠る笠間の神とは。この比賣神の御事にて。此神の御守りに依りて。舊くむつびし中の絕たるを。また睦ましく問あふべく。中をなほす由なり。然れば朝起るより。夜寢るまで人につき

合ひ。諸用を辨ずる。何から何まで。愛敬なく人づきなくては成就せざるを。此神を信ずる時は。その中をとり持て和合せしめ給ふ御守護あり。然れば縁結び和合の神と申さむも。强言にあらず。凡てこの愛敬といふは。生れ付たる目鼻だち。また器量のよし惡のみに非ず。かの見目よりといふ團子のごとく。丸く角なくむつくりとしたる中に。實情のうまみあり。何につけても憎氣なく。强みもあり。おどけも交りて。どこと無く笑をふくみ。身のとり回しきりゝとして。我は顔ならず。樣子のよきが愛敬なり。世には容貌も相應にて。心だても惡からねど。何となく頬にくしと。人に嫌はるゝ人あるものなり。さやうの人々よく信仰あらば。忽にその惠みあり。況て元より愛敬あらん人の祈り申さば。諺にいふ鬼にかな棒。にしきに七寶をかざれる如き愛敬を賜ふ事なり。

但しこれは御奉公人。宮仕する人のみならず。諸藝能を業となす人など。その藝に身を入れて。實に上手なるも。人の用ひの惡きあり。また諸商賣の家々にて。所柄もよく。品物も宜しけれど。繁昌せぬあり。此はみな此ひめ神の御守りにもれて。愛敬なき故なり。然れば。貴賤老若男女をいはず。誠のみやび愛敬を得て。主親の心にかなひ。博く他人の愛敬をも得まほしく思はむには。上に記せる事どもを能く思ひて。其上にこの御神の御有樣に。似むことを祈り申さば。そのしるし響きの聲に應ずるごとく著明かるべし。然れど世には。生さかしき人も多かれば。吾はいま始めてこそ。此神の事を聞たれ。昨日まで御名をだに知ざれど。人の最負を受たれば。今更に信仰に及ばずなど云ふも有べし。されどそは我慢心とて。遂には人に愛相つくる本なり。其わけは。神の惠みはいと大きなる物にて。人の生れながらに。愛相こぼるゝ許りなるも。實には其人の然るべき縁ありて。此神の始め給ひし道々を以て勤めとなし。業とする故に。人こそ知らね。幽(ほのか)にその惠みある故なり。然るを其人のさる事とは知らで。我が持まへの德のごとく心得て。信心の行ひなきは。遂に神の御にくしみを受て。後には人の用ひのうすくなり

行く物なり。此事古今の世人にひろく當て考へ見るに違ふことなし。下ざまにて。愛敬を要とする家業の者など。はじめ人の贔負を得たるが。後に用ひられず成ゆくか。さなきは夭死などして。其志ざしを果さゞる者おほきは。皆この故なり。和漢のむかしを云むに。漢の文帝に寵愛せられて。類なく榮曜をきはめし。鄧通といふ美男が。のちに餓死せる。かの小野小町が盛りの時に。もて囃されし有さまの類ひ無りしも。後には頼む方なき獨人となりて。人にうとまれ。前には地下の人とて賤めたりし。文屋康秀に。「侘ぬれば身をうき草の根をたえて。誘ふ水あらば往んとぞ思ふ。」と詠しかど。此人にも捨られて。遂には野山にて死けると。諸書に見えたるも。その諸人に愛敬ありしを。我が器量とのみ思へる慢心ゆゑに。この御神の御惠みを賜はず。かくは成はてしなり。然れば人々よくこの道理を思ひて。行住坐臥につきて。實のみやびの心を忘れず。此神を信仰せむには。立身出世の御守りなどか無らむ。惣じて信心と云ふは。神に

祈るばかりを云ふに非ず。能そのわざに實をつくして。其及ばぬ所を。よく及ぼし守り給ふべく。祈り申すが信心なり。世の諺に笑ふ門には福きたると云ひて。人相のよきを褒め。おかめの面といふ物を。またお多福ともいひて。諸人の愛敬をのぞむ家々に祝ふことは。或説に足利の末頃とか。ある神社の巫子に龜女とて。その見目はかの面のごとくなるが。宇受賣命を信仰し。愛敬こぼるゝ計にて。見物の山をなすのみならず。見目よりも心の實ありて。何なる澁つら惡玉も。この龜女が顔をみしほどは。其惡心のやみし故に。其かほを面につくり。お多福と名づけて弘めしが始めなりと云ひ。また一説には。直に受宇賣の命御かほに。擬へたる物なりとも云ふは。何れがまことの說ならむ。後によく考へて定むべし。然れど何れにしても。此御神の功德は放れず。然ればこのお多福を祝ふ心を種として。宮仕への方々御奉公の人々。謠舞狂言白拍子遊女に至るまで。惣じて愛敬なくては叶はぬ事と思はん人々男女によらず。此神を

信仰せんこと肝要なり穴かしこ。

附　録

右の如く宮比神を信仰し奉るには常に拜したてまつる時に。申す詞をしらずば有べからず。是によりて。其詞をこゝに記して。普ねく男女の人々に知らしむ。そはまづ朝ごとに神前に向ひ座して。平手を二つ拍ち。其さま何の事もなく。貴人に御辭儀をする如く拜し奉りて。左の詞を白すべし。俗の神道學者など。平人は謂ゆる神拜式の傳を受ざれば。神の納受なきごとく云ふは妄談なり。聽入るゝ事なかれ。

天宇受賣命。亦御名大宮能賣命。亦御名宮比神乃御前爾。愼美敬比。主親乃心爾不違受。過事無久。家内平穩爾。朋輩親族睦志久。夜守日守爾。宮比乃御靈乎幸幣給比弖。壽命長久。身乎立弖名遠毛揚志米給閉止。畏美畏美毛拜美奉留。

かく白し畢りて頭をあげ。また手を二つ拍て拜すること。右に云ふが如し。此上に心靜にさはりなき時は。かの「ひとふたみよ」の神歌を。幾へんにても數おほく唱ふべし。また今御奉公に出る。家業に出るといふ。急ぎの時には略して。宮比乃御神宮比乃御靈乎幸幣給閉。と申して出て。歸り來ては。御蔭によりて。障りなく勤め歸れる由を。御禮申し奉るべし。是をかへり申しと云ふ。俗には拜むと云へば。念珠をもみ。合掌して向ふことゝ。心得たる人多かれど。それは佛前に向ふ時の禮にこそ有れ。皇朝の正しき御書物には。神前にて。合掌する禮式はなきことなり。偖また經行の女は。神前の間の敷居そとか。もし同じ間ならば。常の正面より少しとほく。少しよこの方に倚りて。一寸御禮のみして在べし。これ遙拜とて。遙に拜む心ばへなり。

○偖また上に記せる如く。古へ正月と十二月との初午の日に。宮咩祭を執行へるに傚ひて。此祭を行はむと思ふ人々のために。是にその略式を記して敎へ知しむ。そは此兩月は。事多くいそがしき月なれば。初午にかぎらず。二の午三の午。また其餘の日にても。差支なき吉日を擇びて。祭るべし。人々うち寄り自身にする事な

り。床の間を淸く掃除して机をなほし。其上に。菅薦か眞薦を敷くは本式なれど。淸き毛氈にても敷て。其左右に。花斗(はないけ)に榊にしてと麻とをつけ並べ。時の花を交へたるも宜し。さて其間に香をたき。不淨をよけて御神像を掛べし。其御像は。古書どもに委しく考へて。極彩色に圖せると。石摺にしたると。兩樣の掛軸あり。望みの人々には進する事なり。

供物の品々

一赤絹白絹　疋にても反にても、或は三尺ばかりにても、巻て紙につゝみ、水ひきをもつて結ふべし。　一臺

一結綿　絹わた、木綿わた、二品ならばことによろし、かみに包み水引をかけて。　一臺

一御飯　高坏にもり

一御酒　上品の淸ざけ　とくりにて　一對臺にのせ

一甘酒　堅きまゝにて　茶碗に盛り　一對臺にのせ

一橘實　高坏に　一盛

一備餅　一供　三方か八寸何れにても

一鯛魚　生にても　鹽にても　一臺

一鰆魚　上に同し　一臺

一鯛魚　上におなじ　一臺

一鮑貝　其まゝ貝ともに　一もり

一蠣貝　そのまゝ貝ともに、むきたるもよろし。　一もり

一薺菜　にはなとは、なづなのことなり、一握ほどづゝ三把、あとさきを切りて、わらにて結ふ。　一もり

右何れも皿か好き土器に。笹葉にても。南天の葉にても。しきて盛たるを臺にのせ。置ならべて献る。これ定例の供物なり。但し鯛以下六しなは。大きなる平鉢一つに盛たらむも宜し。此外にも甜きもの珍しき物の。献りたく思ふ物あらば。随分に供へ奉るべし。但し目那太とも赤目とも云ふ魚と。海鼠は神にたてまつらぬ古法なり。此は神世に故ある事なり。

○右の如く神前の供物畢りて後に。常のごとく拜みをして、此御まつりの時に申し上る祝詞あり。尤これはその祭り主のよむ事なり。もし差支へあらば。餘人によませんも苦しからず。然れどその讀む間は。自分の申し上る心もちに謹

みて在るべし其祝詞左のごとし。

八十日日波有禮杼母。今日乃生日能足日乎。吉日止擇比定米弖。是乃小床乎掃比淸米弖。奥山乃賢木能枝乎打折持來弖。時能花乎毛取加弖。神籬那須二所爾差立弖。掛卷毛畏伎。宮比乃御神止稱辭竟奉留。天宇受賣命。亦御名。大宮能咩命能御靈乎招奉里弖。古昔乃例乃任爾。種々乃多米都物等備奉里弖。畏美畏美毛申佐久。絹波編乍。綿波結乍。進物波。高坏能彌高爾。飯乃堅盛仁。淸酒能速仁。堅酒乃堅久。橘能忽爾。餅乃持榮仁。鯛魚能平仁。鱒魚乃益々仁。鰶能好々仁。鮑貝乃片岡仁。蠣貝能搔寄弖。薺乃庭去受。御祭仕奉留乎。嚴志久聞食志受納米給弖。壽命長久身爾恙無久。天地乃不祥有斯米受。内外能惡事未萠前爾遠久。拂比退介給弖。常爾仕奉留神等乃御心。主親能御心仁令違受。衆人能愛敬布。風流乃趣乎得志米給比。我爲須業乎。彌進米爾進米給比。願布事等。如意仁叶志米給比。集布人等睦比親美。萬世爾繁昌延弖。惠々良良爾笑比饒波布門止在志米。咎過有遠婆。見直之聞直之坐弖。夜乃守。日乃守仁。堅石爾常石爾。守幸閉給幣止。鹿自物膝折伏世。鵜自物頂根突拔弖恐美恐美毛白須。

かく白しをへて。祭のぬし拜むこと例のごとく。かの神歌をほど能く幾遍にても唱へ。また殊さらに願ふことあらば。能く祈り申して傍にしりぞき。是よりその祭りに集れる人々。かはる〳〵拜すること例のごとし。斯て酒宴をはじめ。暫くありて神酒を下しいただき。歌舞をどり。凡て音曲何によらず。また俄狂言茶番など。何れも宮比やかに睦しく。機嫌よく戯れ遊びて。神をなぐさめ勇め奉ることなり。是を直會のあそびと云ふ。この御祭りの時に。或は腹立ち。あるひは人のため善からぬ事などせん人は。かならず願望叶はざらん。愼むべし畏むべし。

右宮比神の御神德。世に委く知辨へたる人なきが憤ろしくて。かく目易く平假名にしるし。板に彫て。師の文庫にをさめ進らせて。世に普ねく傳ふる事とは成にたり。其は同じ人に勸むる人も多かればなり。

文政十二年己丑七月　源あつのり記す

舊事紀疑問の卷首に記すこと

天保の初ごろに。三吉野勾當沼田道意と云人ありけり。此人盲目ながらに。學問の聞えありて。級戸の風と云書を著はして。鈴屋大人の直毘の靈。其を市川匡丸の論へるまがのひれ。また其を論ひ返されたる葛花と共に。三つの書を考へ合せて、其當否を論ひ定めたる由なるが。其説を見るに。少かは當れるもなきには非ねど。多くは非説のみなるは。いと怪きに付て思ふに。もと世才はかしこかれど。盲人なるけにや。學問の道は深からずて。世人のいと貴むめる。金銀かし借の業に巧なるよし聞え高く。其事よりして。權家に取入りて。其威勢をかり。はた金銀を以て人を懐くる故に。世の心穢き事識乍ら。其黄白の色に愛つゝ寄集ひ。博學なりげに褒め稱へ。こだまなす鼻高やかに。進り立たる故に。學者てふ名は聞えたるになむ有ける。かくて又東叡山に立入りて。御出入御目見など云事を願出て。其事叶へりければ。講釋をさへに。聞え上たき由をも願ひつるに。其は孰れの道をか聞ゑ上むとにかと問しめ給へるを。神儒佛何れにてもと申上たるに。大王聞し食て。彼が言過分なり。道知らぬ者にこそ。佛道の事はきくに及ばず。儒道の事も。佐藤一齋はじめ。御出入の人々あまた有れば。これはた聞し食に及ばず。とことわらしめ給ひ。唯神祇の道をこそ聞むと思はすなり。然るは其道まちまちにて。其據どころも異なる由なるが。其は何れによれる事にや。と問しめ給へりしに。舊事紀に依て。神祇道の古義を講じ奉るべきよし申上たりければ。人々怪み思はるゝ所から。進藤隆明ぬし。舊事紀疑問。と云を書記して贈られたるを。答ふること能はずて。空しく年月を過せる程に。かの初めに。かなた此方の人々を語らひて。多くの金銀をかり出し。また中に。慾ふかき輩の。過分の息利を得むの心にて。我より預けたるも少からず有けるをそれこれ合せては。三四萬兩の金子なりとか。其奸計の端の。かつ〳〵見えたるに就て。件の財主ども。俄に返金の事を徴れるを。元より猥りに。遣ひ捨たる事の多かりし故に。返し辨ふる事能はず。是に於て

その財主等。公邊へ願ひ出たるを。何くれと拷め給へるに。謝し奉るべき道なくて。其御吟味の央にして。亡名したりつるを。公よりは。尋ね出べき旨を命せ給へる故に。遂に西國邊に。身を潜め居たりしとぞ。此事は。進藤隆明ぬしと。齋川の發三とに聞たるなり。かゝりし後は。彼金銀に雇はれて。方人たりし者ども。翅折れたる屎鳶の。爲むすべ無なむなかりければ。其學風も。是を限に絶ぬめり。かくてかの盲人は。天保十四年の冬の頃。貸借弃捐の命ありし後に。密に大江戸に歸れりとは聞しかど。其後は。いかに成けむ知らずなりにき。此はよしなき人の噂には有れど。舊事紀疑問の出來つる由縁を。知らせまほしく。序に其後の事をも。少か記し添るになむ。

平田銕胤

舊事紀疑問

御著述國意考辨妄。級長戸風等の書。彼此より獻上に相成。小子儀も一部宛拜領致し。一覽に及候所。御立說の趣に付。逐一御疑問に及び申度儀共數多御座候へ共。餘り多端に相成候故。其內專要の儀一二件御尋申候。御繁多にも可有之候へども。宜鋪御開示被下度候。

國意考辨妄第二葉。本末の序失ふべからず。先後の序亂るべからざれば。先舊事紀を始とし。漸く讀て六正史に至るべきなり。舊事紀は聖德太子と。島の大臣と勅を奉て撰び給ふ處なり。天地開闢天讓日尊に始り。人皇三十四代推古天皇に終る。(以上)また級長戸風端書の所に。推古天皇の二十八年といふに。天皇厩戸の皇子。馬子の宿禰に。詔まし〳〵て。天皇紀及國記臣連伴造國造及八十部公民等の本紀を撰ばしめ給ふ。まづ天皇紀を撰び給はむやとて。やがて種々の古記舊辭をとりつどへ。硯の海の淺からぬ智もて初をばものし給へれど。政にひまなくや自餘をば撰びも未しきに年

もくれて。明れば同じき二十九年。夾鍾朔の夜半ばかりに。みづぐきの露ときえさせ給ひければ。馬子の宿禰もふぢ衣ほしあへずや有けむ。其年もむなしく終て。同き三十年といふに撰び正して。書はじめて成りぬ。名づけて先代舊事本紀といふ。云々(以上)

學問に本末の義失ふべからず。先後のついて亂るべからずとの御誨し。至極御尤の事につき御尋申候。右舊事紀の御說は。全くかの書の始に出候。馬子が序と申すに御より被成候事と相見え候が。右は先年一覽に及び候。舊事紀辨妄と申すものに。全く僞書に候よし論辨有之候。其說抄錄いたし置候を。左に書うつし御目にかけ候。誤字など候半歟と憚入候。

先代舊事本紀序

先代舊事の四字は。古事記の序に。敕二語阿禮一令レ誦二習帝皇日繼及先代舊辭一とあるを取て。辭の字を事の字に代て。古事記に比したるものなり。

大臣蘇我馬子宿禰等奉勅修撰

此の序文馬子が自序としては。其位署の書ざま法に違へり。實に奉勅の書にて。馬子が自署ならば。大臣蘇我宿禰馬子奉勅修撰とこそ書べけれ。馬子宿禰とかきて。臣の字を書ざるは不敬なり。其故は蘇我は氏なり。宿禰は姓なり。馬子は名なり。他人より人の名を喚には氏と名を先にして姓を後にす。譬へば藤原基俊朝臣と云なり。其自稱には。氏と姓を先にして名を後にす。譬へば藤原朝臣基俊と云なり。是古へより稱呼の通法なり。名の下に姓を付て喚は。人を敬ふ義なり。然れば身自ら名の下に姓を付て稱するは非禮なり。もし實に馬子が自署ならば。蘇我宿禰馬子と書べし。蘇我馬子宿禰と書たるは。僞作する人心付ずして。書紀にて常に讀なれ口馴たるに任かせて書たるなり。是僞作なる故に斯の如きの誤あり。また奉勅の書ならば。臣蘇我宿禰馬子と書べし。凡歷代の國史。すべて奉勅の書には。皆必ず臣の字あり。臣の字を忘るゝは僞作の故なり。また宿禰等と云ふ等の字も誤なり。聖德太子と。馬子と撰びたると云

ふ意にて。等の字を加へたるか。然れども序文に。修撰未竟太子薨と書たれば。太子も撰者なりしが。其功を終ず。半途にして薨じ給へれば。其書全部成就したる當時は。唯馬子一人にて。序を書たるなれば。等の字を加ふるに及ばざるなり。これ僞作の誤なり。また奉勅と云ふも僞なり。書紀には二十八年の終りに。是歲皇太子島大臣共議之錄天皇記及國記臣連伴造國造百八十部並公民等本記と見えたり。共議之とは。兩人共に相議りて。私に錄したるを云なり。舊事紀もし聖德太子と馬子が撰にて。日本紀より前にあらば。奉勅を共議之とは云べからず。然るに奉勅と云へるは。其僞書を貴くせむが爲なり。また位署を序の前に書くこと。通例に違ひたり。序の終り年號月日の下に書く例たるを。序の前に書て。通例に違へる事をしたるは。上古の書なる故に。後代の書とは違たる事ありと。人に思はせむが爲に巧みたる僞作なり。

夫先代舊事本紀者。聖德太子且所撰也。于時小治田豐浦宮御宇。豐御食炊屋姬天皇即位廿八年。歲次庚辰。春三月甲午朔戊戌。攝政上宮廐戶豐聰耳聖德太子尊命。大臣蘇我馬子宿禰等。奉勅定。宜錄先代舊事。

此の序文發端の趣きは。推古天皇即位より。二十八年目の三月五日戊戌日に。其時の攝政聖德太子と。大臣蘇我馬子等に。舊事本紀を撰むべき旨を。勅ひ付たる由なり。是日本書紀に合ざれば僞說なり。そは書紀に。推古天皇二十八年紀に。是歲皇太子。嶋大臣共議之錄天皇紀及國記。臣連伴造國造百八十部。並公民等本記とありて。月日を記さず。凡て是歲とばかり有るは。月日詳に知れざるが故なり。(書紀を初め。凡歷代の國史には。月日を定めて指がたき事。また月日の詳に知れざる事をば。其年の十二月の事を。盡く記畢て。其後に是の歲何の事ありと記すこと。是國史の書例なり。)然れば正史の書紀に。月日を錄さゞるを以て正とすべし。舊事紀上古の書にて。書紀よりも前の書ならば舊事紀に出たる月日を以て、書紀にも錄すべし。何ぞ月日の知れたるを省略して。錄さゞる事あらむ。

然れば今の序文に。月日を詳に錄したるは僞說なり。また序にはかく。廿八年歲次庚辰。三月甲午朔戊戌。云々とあり。其本書の帝皇本紀には。推古天皇二十八年。春二月甲午朔甲辰。上宮厩戸豐聰耳皇太子命。大臣蘇我馬子宿禰奉勅撰錄先代舊事。天皇紀。及國記臣連伴造國造及八十部公民等本紀也とあり。(此は上に引たる書紀の文を作り替たる文なること。比べ見て知べし。但し書紀に嶋大臣とあるは。乃ち馬子が事なり。)序には三月甲午朔戊戌と錄し。帝皇本紀には。二月甲午朔甲辰とあり。二月と三月と相違し。戊戌と甲辰と相違せり。皇朝の古曆を以て攷ふるに。此の年は二月甲午朔。三月甲子朔なり。二を三に誤り。子を午に誤るは。字形の相似たれば。傳寫の所爲とも云べし。戊戌と甲辰とは、字形相異なれば。必ず寫し誤りには非ず。かく同事を記すに。序と本書と相違するは。僞作せし者の心を用ざるなり。馬子が實記ならば。當時の事を記すに。かく誤る可からず。○上宮厩戸豐聰耳聖德太子尊命と書たるも。簡古の文に非ず。書紀に厩戸皇子。更名耳聰聖德。或名豐聰耳法天王。或云法主王と見えたり。上古の文ならば。是れ等の中何れにても。一號を稱すべきに。數號を積重ねて記したるは何の意ぞや。世に普く名を知られざる人をば。氏姓名字號まで悉く擧て。人に知らする事も有べし。當時の皇太子にて。天下に隱れもなき人を數號を擧たるは不敬なり。是れ後人の僞作なるが故なり。(書紀に。厩戸豐聰耳皇子薨と記たる所あり。凡て國史の書法。人の薨卒を記すには。其の官位氏姓名を。悉く擧て記す事ある故に。其の例を以て厩戸豐聰耳と。號を二つ重ねて記されしなり。自餘の例と爲べからず。)また尊命の二字を用ふること。古事記書紀などに見えず。是また僞作の證なり。大臣蘇我馬子宿禰等云々。初めも此所も位署の書ざま法に違へり。實に奉勅の書にて。馬子が自署ならば。大臣蘇我宿禰馬子奉勅修撰と書べし。馬子宿禰と書き。臣の字を書ざるは不敬なり。等の字のこと前には難じたれど。此文には有るべきなり。○奉勅修理

は僞なること上の如し。○先代舊事の事も既にいへり。

上古國記。神代本紀。神祇本紀。天孫本紀。天皇本紀。諸王本紀。臣連本紀。伴造國造百八十部公民本紀者。謹據勅旨。因脩古紀。太子爲儒。釋說次錄。而修撰未竟太子薨矣。撰錄之事輟而不續。因斯且所撰定。神皇系圖一卷。先代國記。神皇本紀。臣連伴造。國造本紀十卷。號曰先代舊事本紀。

是れ日本書紀と違へり。書紀には。天皇記及國記臣連伴造國造百八十部并公民本紀とありて。神代本紀。神祇本紀。天孫本紀。諸王本紀の名なし。また書紀には天皇記とあり。天皇本紀とはなし。此等みな僞作なり。また此序には。百八十部公民と有りて。本文帝皇本紀に百の字なし。是また本書と序文と相違せり。○修撰未竟太子薨矣と。此こと書紀に見えず。書紀には。推古天皇二十九年。春二月己丑朔。癸巳半夜。厩戸豐聰耳皇子命。薨于斑鳩宮とあり。其いまだ薨じ給はざる二十八年の紀に。天皇記國記以下を錄し給へる由見えたり。修撰未竟して薨たること。二十八年の紀にも。二十九年の紀にも見えず僞作なり。此事は下文に。于時三十年と書べき爲に。かく作れるなり。猶下文に云べし。

所謂先代舊事本紀者。蓋謂開闢以降。當代以往者也。其諸皇王子。百八十部公民本紀者。更待後勅可撰錄。于時三十年歲次壬午。春二月朔己丑是也。

開闢以降。當代以往とは。本書卷一謂ゆる神代本紀に。天祖天讓日天狹霧國禪日國狹霧尊と謂ふより。馬子が當代推古天皇に至るを謂ふ。然るに此天讓日云々といふ神名は。數の一書ども。また古事記。古語拾遺。その外有ゆる神典に。見ゆる事なき僞名にて。天讓日國禪日てふ言。わが古言に聞きも及ばぬ妄語也。天狹霧國狹霧といふ言は。古事記に。大山津見神。野推神因山野而持分而生神と云ふ八神の中に。天之狹霧神。國之狹霧神とて。男女の二神あり。此二名を合せて。右の天讓日云々の神名を僞作せるなり。斯て此を天祖と稱

して。高天原に坐す神と爲たるは。舊事紀を僞作せし者は。物部氏の末輩などにて。我が曩祖天火明饒速日尊は。天照大御神の太子。天忍穗耳尊の長子にて。天津彥瓊々杵尊は。其弟なり。斯て饒速日尊。天祖天讓日尊の御言を奉て。前に大倭國に天降りて坐ませるを。瓊々杵尊は。後に筑紫國に天降り坐し。然て神武天皇の大倭國に征入ませる時に。此の天下は讓り參らせしなり。然れば我が家こそ尊けれ。と云むとする張本に作れる說なり。其由は書記の初めに。至貴曰レ尊。自餘曰レ命といふ文例を立て。臣列の神には。尊の字を用ひ給はぬ例なる故に。饒速日命と書れたるを。舊事紀には。尊の字を用ひて。其裔を記せる卷を。天孫本紀と號けて。皇統の御祖瓊々杵尊の本紀より前に出せるを以て知べし。(委くは天皇本紀の辨に論ふを俟べし。)○其諸皇。王子云々、此の語前文と齟齬せり。そは既に前に。上古國記より。公民本紀までを錄すべき由の勅を奉りしと云ひて。此段に至りて。更に後の勅を待て。撰錄すべしと云ふは前の勅語をば忘れたるか。忘れずして撰錄せずば違勅の罪なり。これ僞作の掩はれざる所なり。○于時三十年。歲次壬午春二月朔己巳是也とは。此年月日に。舊事本紀を修撰し畢たると云ふ事なるべし。然れば二十八年に勅を奉り。三年を歷て成就したるなり。是も書紀に違ひたれば僞言なり。書紀には二十八年の紀は。天皇記以下を錄し給ひし由見えたれば。此の年に成就せるなり。(其の本文すでに前に引たるを見るべし。)然るに二十八年に撰び始めて。後三十年に修撰畢ると云ふ事は。書紀に見えず。此の序に。三年かゝりて。修撰を畢たる趣に書たるは。何ぞと攷ふるに。舊事本紀十卷に。神皇系圖一卷。すべて十一卷に造りたれば。撰修に二年月を送る程を慮りて。三年かゝりし樣に書たるなり。(三年かゝれば。二十八年より三十年までなり。)さて二十九年に。聖德太子薨じたれば。前文に修撰未レ竟太子薨去と書たり。是れ三十年に。修撰畢ることを云むための僞言なり。殊に推古天皇三十年二月の朔は。皇朝の古曆によりて攷ふ

るに癸丑なり。己と癸は字形相似たらば。傳寫の説とも云ふべし。少も相似ず。書誤まるまじき字なり。馬子が自書ならば。其當日の支干を取違ふべからず。此はその僞作せし者の。古曆日を求むる事を知らで謾りに。二十九年二月朔己丑と有る書記の文を見て。そを掠め用ひたるなり。何に笑ふべきの甚しきに非ずや。○さて年月日の下には。大臣蘇我宿禰馬子と位署を書べき事なるに。然は無して。是也と書たるは何の事ぞや。馬子いかに學の闇えも。歌の譽もなき者也とて。時の大臣なるに。爭ては己が位置をかく書法を知ざらむ。然れば此の序を僞作せるは。位署などを書ことも無き。いと賤しき者の所爲なりけり。(以上)右序の辨論この趣にて猶委く相記し。扨本書の神代本紀と云なり。國造本紀までの眞擬。及び神名どもの妄。また此の書僞作の氏人。また彼の供奉三十二神と云ふは。饒速日命を入れて三十三神。こは佛書の忉利天上なる。三十三天子を擬したる妄誕にて。中には妄作神名の多く有之よし。三十四代推古天皇の御世の修撰と云つゝ。其より後の孝德天皇。天智天皇。天武天皇。文武天皇。元正天皇。聖武天皇の御宇にありし事も相見え。舊事紀を獻りしと云ふ。推古天皇の三十年より計ふれば。百七十二年後なる。五十一代嵯峨天皇の。弘仁十四年の事もあり。殺る時代の合ぬ事のあるをば。或は傳寫の誤りなり。後の旁書の錯りたる也など誣る人も有れど。さる類を旁書の錯亂として刪去れば。文章事柄みな不具無用の物となれば。然はしひ難き由まで。明亮に論じ候樣に相覺え申候。さて帝皇本紀の末なる論中より。二件かき拔き置候を。こゝに書しるし御目にかけ候。

帝皇本紀崇峻天皇段末の文に。五年冬十月。癸酉朔丙子。有獻山猪。天皇指猪詔曰。何時如此猪之頸。斷朕所嫌之人。多設兵仗。有異於常矣。大伴嬪小手子。恨寵之衰。使人於蘇我馬子宿禰曰。頃者有獻山猪。天皇指猪而詔曰。如斷猪頸。斷朕思人。且於內裡。大發兵仗。於是馬子宿禰聽而驚矣。壬午蘇我馬子宿禰聞天皇所詔。恐

嫌於己。招聚儻者。謀弑天皇。十一月癸卯朔乙巳。馬子宿禰詐於群臣曰。今日進東國之調。使東漢直駒乃殺于天皇。是日葬天皇于倉梯岳陵。

是の文これ舊事紀は。聖德太子蘇我馬子等が記したるに非るの明證なり。聖德太子とは。常に心を同くして。相互に水魚の交りを成せり。崇峻天皇は。太子の爲に君なり。叔父なり馬子が崇峻天皇を弑し奉りしに。太子君の仇叔父の仇を報いずして。共に天を戴きて。親しく交りを結べり。然れば舊事記。實に太子と馬子が撰びし書ならば。兩人心を同くして。崇峻天皇を弑し奉れる一件をば。記すまじき事なり。兩人共に其大惡事を記し置て。大惡名を萬年の後世に傳へむ事をば好むべからず。然るに其の大惡事を。少しも掩ひ隱さず。明に詳に記したり。是を以て舊事紀は。太子と馬子が手より出たるに非ずして。後人の僞作なる事を知るべし。或は愚人の此書を信ずるがありて。是は後人書紀の文を取て。後に加へたる也とも云むが。然れど此の文なくては。舊事紀にては。崇峻天皇の御終りを知るべき由なく。推古天皇の御世に立せ給へる故よしも知られず。豈さる不具なる史典あらむや。然れば是の書に此文なくて叶はず是の文ありては。太子と馬子が作に叶はず故考ふるに。舊事紀は。弘仁の末年頃に。我が爲にする者ありて。書紀。古事記。古語拾遺の文。また他の書をも取合せて。作者を誰ともなく作り出たるを。上の序は。其れよりまた後なりし。何なる嗚呼のことにか。時代の考へもなく。謾りに太子と馬子にあてゝ。僞作し添たること。疑なきものなり。猶同じたぐひの事は。帝皇本紀。推古天皇の段元年の所に。聖德太子の厩戸にて生れ給ひし事を載せて。生而能言有聖智。及壯一聞十人訴以勿失能辨。兼知未然。且習内敎於高麗僧慧慈學外典於博士覺哿。並悉達矣とあり。此文太子の自記ならば。憍慢にして不遜なり。馬子が記す所ならば。太子何ぞ削り去ざらむ。舊事紀實に太子と馬子が撰ならば。斯の如き文有べからず。是後人の僞作なる故に。

心付ざりしなり。此文書紀にありては善し。太子の作なりと云ふ。舊事紀に在ては惡し。此は書紀に取り來て。舊事紀に入れたる故に。太子馬子が文には不相應なり。然るに近頃出たる書に。右の序文に。太子と馬子が奉勅修撰とあるを信用して。書紀。古事記。古語拾遺は。かへりて舊事紀の文を取れるものと論じ。中にも古事記を生さかしき男の。作り出せる僞書なりと云ひ。厩戸の皇子は。勝なる德まし〱ても。智もいと深ければ。世にも聖人といひもて傳へり。大臣馬子の宿禰の撰び給へり。書は道をふくむを以て貴とし。文面にかゝづらふ事かは。これ己が舊事紀を愛る心ばへ也など誇りかに云へり。然れど此は己が爲にする事ありて云ふ言なれば。論ふに足らぬ事なれど。何がし某がしとて。世の木鐸とも成りつべく人に名をも知られたる人々の。然る人に導かれて。其の後方につき。腰を押すが多かるは。いとも笑止のことにこそ。舊事紀に元より何の道を含める事があらむ。其道をふくめる事實のあるは。みな書紀古事記をはじめ。他書より竊み掠めたる事どもにて。其の大趣意は。すでに云ふが如く。その作者の家系の。皇統にまされる由を世に示さむと欲する。逆意をさし夾める書なるを。また或はかの大惡事を隱さず載せるを。道のために我が惡事をも蘊まず。これ道を含める直道なりなど云むか。假令さる意にまれ。大臣にまれ。聖人にまれ。大君を弑しまつりて。其日にはふり奉れる如き穢き人らの。爭てか道をしる事あらむ。此はおのれ始めて云ふ事には非ず。早くも林羅山翁の書たる物に。我惟馬子之意。立女王令太子委政。然則太子之政者馬子之心也。不即位而有其威者馬子也。其後果弑崇峻。太子何黨馬子不討賊哉。親見馬子之弑殺。而因循以從則馬子之罪。亦有所分耶。於戲太子。無孔子沐浴告而有歸正不武之名。季子然問。仲由冉求可爲大臣歟。子曰。大臣者以道事君不可則止。今由與求也可謂具臣矣。曰然則從之者歟。子曰。弑父與君亦不從也。太子之於馬子從之耶非耶。其後馬子疾。太子

勸レ之剃髪出家。又相共戮レ力修二纂國記一。然則太子馬子者同志之人也。太子無二獻王好古之心一。而有二蕭衍崇經之質一。若令下太子好レ神如上レ好レ佛。則豈費二多少之財一立二若干之寺一哉と云へり。然れば水戸殿の大日本史にも。馬子を逆臣傳に收られ。舊くは舊事紀をも引書となし給へるを。先年塙保己一に宣ひつけて。校合せしめ給ふ時に。屋代翁と相語らひ。新井若美。荻生茂卿。谷重遠。伊勢貞文。僧契沖。荷田東滿。加茂眞淵。本居宣長など。達見の先輩たち。其外諸名家みな。僞書なるよしの說ありと白せしかば。然る事に聞し召て。書紀。古事記。古語拾遺と同文なるをば。其の本書に改めて。舊事紀をば引給はず。此は塙の翁が功なりけり。然れど僞書ながらも古きを以て。文字の異同を校合し。又あだし古書の。今傳はらぬが入たるなどをば。取用ひ給ひしたり。今し我が徒がらの。舊事紀を用ふる趣きも是におなじ。(以上)

古は略文ながら先年かき拔置候を掛御目候御說の趣とは甚以て齟齬いたし候て愚心何とも辨へ難く御座候宜しく御解敎被下度候

進藤隆明

三芳野ぬし御許に

沼田道意といふ盲人は。もと上州沼田の者なりとか。後に武州河越に住て。横田何某と云へる豪家を語らひ三吉野勾當と云に成て。科戸の風を上木し。猶も多くの金銀を出させて。其を盲人の官金と稱して。高利貸付。また權家に立入り。非望をなしたるに。其黄白の光りに依て。其言自然と行はれ。殊にかへしの風。ますみの鏡。葛根。花のしがらみ。など云もの出來たれど。孰れも事ゆかず。一向なる論ひどもなる故に。却りてしなどの風の勢ひ強くなりて。本居流は左道にて。いよ〳〵聖人を誹謗し。御制度に違ふと云を口實とし其學を。停止せしめ給はむ事を。公に密奏しけるに。其言通りて。既に命令の出むとするに。及びたるが。又怪らく思はず旨ありとて。執政の或御方より。其實否とくと。糺し見るべき由を。屋代輪池翁へ。内々命ぜられしよし。即翁より云々と聞たるに付て。

本居翁。及び其門流の者は。擬聖人こそあれ。眞の聖人に於ては。決して誹謗する事なく。却りて尊信する由を。小册に記して。差出したる。其一册左之通りに候なり。

天保二年辛卯十二月

鐵　胤

師匠本居宣長聖人を誹謗いたし。門人等も同様の由を申立候者有之に付。禰々左樣に候哉之旨。御尋に付御答申上候。

右は全く孔子の謂ゆる浸潤之譖。膚受之愬相行はれ候にて。朱註に。毀レ人者。漸漬而不レ驟。則聽者不レ覺二其入一而信レ之深矣。愬レ寃者急迫切レ身。則聽者不レ及レ致レ詳而發レ之暴矣と。申置候語等存じ合せ。私ども常に戰々兢々。恐怖いたし居候事に御座候。先師いかで眞聖人を誹謗仕り候半や。其儀は常々門人らに申聞候自歌に。「うつそみの世人あざむく聖人の。類ひならめや孔子はよき人」。「聖人と人は云へども聖人の。偷ひならめや孔子はよき人」と詠出も仕候て。今に門人等の耳底に相殘る而已ならず自撰の家集にも載せ候事に御座候。但し右詠歌は。孟軻以來に。聖人々々と世に稱へ來り候面々を。其行實の上より見候へば。聖人と申す名稱の。實に叶はざるが多く。中には言善く天命に託して世を欺き。其の主君を亡して王位を簒ひ候。逆賊なども數相錯り。彼れ等に同臭の族こそ。其を聖人とも申さめ。本朝に於ては。決して規則と致すまじき倫に候を。舊く眞聖人に混じて。然る輩をも聖人と唱へ來り。村落の蒙士ら。其眞擬の辨別是なく。世に聖人と申來り候をば。一向に信仰雷同仕り。動すれば代レ天行レ命など樣の儀を。口實と仕候者も是あるを。一々辨論に及び難く候ゆゑ。孔子は皇朝に於て。王號をも授け賜ひ候。至善の人に候へば。此人一箇を聖學の目當と仕り。其餘はまづ姑く俗稱のまゝに。打任せて聖人と稱し。然る聖人と一列にこそ云へ孔子は彼の天命に託せて世を欺き。君を弑し國を簒へる。愚聖人の類ならず。好人なりと稱譽いたし候にて。實は世俗に。聖人の大稱を許り。來り。聖の眞擬を知らざる事を。痛く慷慨いた

し候。激言に御座候。さて先師こと。右樣に自見相定まり候故に。其聖人と稱する中に。擬聖なる倫の言行に。皇國人に憲と致し難き事等を論じ。或は俗儒輩の。諛りにさる他邦の擬聖を尊稱し。却て我が神皇を蔑視仕り候論說などに對し候議論には。殊更に尊內卑外の義を示し。此方を高く彼方を貶して。聖人等など記せる類の。耳立候言も御座候を。嫉妬姦猾の徒は。さる文法に心著なく。並て聖人を誹謗仕り候樣に。譖愬を企て候にて。是頃世に聞え候。科戸の風と申す書など。專ら右の結構に候。私など常に戰々兢々罷在候は。朱熹の謂ゆる聽者不レ及レ致レ詳。而發レ之暴矣の怒怖を懷き候故にて候。抑學者の道德修行仕り候に。皇國の憲は。帝道唯一の皇詁。及び我御世之事能神習と有る。古語などに相據り。赤縣學の則は。聖人の言行に相據り申べきは勿論の事に候へゑ。第一に聖賢の眞擬其の擇び無ては叶はず候事なるに。世に然る書典も是なく候ゆゑ。先師右等の大義を問ふ者に答へて。孔子は皇朝より王號を賜ひ。釋尊を

も行はせ給ふ大偉人なり。故まづ此の人の言行を研究し。然て聖賢の擇びは。孟軻以來の謬言は取るに足ず。孔子の聖說。決めて往古に承る所ある說なれば。彼此の議論がなく。一向に此の人の說を固く執り。俗に謂ゆる諸聖の行實を正し攷へ。孔說に符ふを眞とし。孔說に合ざるを擬と定むる。是公論なりと申し聞せ候ひき。其聖說は孔子家語に。哀公問曰。何謂二聖人一。孔子曰。所レ謂聖人者。德合二於天地一。變通無レ方。窮二萬事之終始一。協二庶品之自然一。敷二其大道一而遂成二情性一。明竝二日月一。化行如レ神。下民不レ知二其德一。覩者不レ識二其隣一。此謂二聖人一也。(易の文言傳にも同語あり。大戴禮記。荀子などにも。大同小異の語等あり。)公曰。何謂二賢人一。孔子曰。所レ謂賢人者。德不レ踰レ閑。行中二規繩一。言足三以法二於天下一。而不レ傷二於身一。道足三以化二於百姓一。而不レ傷二於本一。富則天下無レ宛レ財。施則天下不レ病レ貧。此賢者也と相見え候是なり。實にも此の孔說を。金鈴本鐸と固く相守り。また所レ謂士人者。心有レ所レ定。計有レ所レ守。雖レ不レ能レ盡二道術之本一。必有レ

率也。雖レ不レ能レ盡ニ百善之美一。必有レ處也。是故知不レ務レ多。必審ニ其所一レ知。言不レ務レ多。必審ニ其所一レ謂。行不レ務レ多。必審ニ其所一レ由。智既知レ之。言既道レ之。行既由レ之。則若ニ性命之於一ニ形骸一。不レ可レ易也と有る語をも按ひ候に。誠に百善の美を盡すこと能はず。道術の本を盡すこと能ざる者も。彼の聖説に據り候へば。心定むる所あり。計守る所ありて。三審の旨また諦なるが故に。孔子再興ること有りとも。易べからず拔べからぬ。眞擬の擇び確然と定まり候事にて。謂ゆる天地人の三皇は更なり。太昊。神農。黃帝。少昊。顓帝の五帝たち。皆右の孔説に相符ひ。其の創業し給ひし事ども。悉く經世の大本。かつ民用を綱紀するに。一日も缺べからぬ事等にて。民今至るまで。其の恩頼を蒙り候事ゆゑ。私ども此を尊信仕り候こと。中々世儒の口にのみ。聖人々々と唱へて。其の眞擬をも知らず。龐淵に相過し候類に候はず。朝夕兩度の拜禮隔月甲子日の祭奠。相缺不申候なり。然るにこの五帝よりのち。孔子の必也聖乎堯舜と稱し。朱註に。

乎者疑而未レ定之辭と云へる堯舜氏。また是より後にも。孟軻以來の俗説に。聖人と稱し候が數御座候へども。何れも右孔子の聖説に應はず。本朝の皇綱を以て申候はむにも。堯舜の受禪。湯武の放伐など。和漢の古人の既に論じ候如く。皆彼國後世に。惡弊を殘し候事にて。聖者の所行とは申し難く。是を以て孔子も未定の辭を用ひ候にや。是れにても右聖説の正しく。かの孔子の。謾に人を聖と稱せざる事も諦に被知候。堯舜すら未定の聖に候へば。其後に聖人と稱せられ候族には。擬聖の殊に多かること。申す迄も無御座候。斯の如く三審を極めて。道の討論に及び候なれど。淺人さる事とは辨へず。謾りに聖人を誹謗いたし候樣に申成し候こと。扨々是非に及ばざる次第に御座候。野生覺悟の處御尋に付荒々申上候。宜鋪御推覽被下度候以上。

右はかねて草稿いたし置候。孔子聖説考と申すもの丶大略を相記し候ゆゑ。文意詳ならず思召し候儀共も可有之と奉存候。猶御再問も被下度候。

天保二 卯八月　　篤　胤

輪池先生 臺下

かくて屋代翁。此書もて。或御方へ差出されたる由は聞たれど。其後に。何らの事も聞えざりしは。此事の通れるにや有む。然るに此後にも。何くれと。密に取拵へたる事等の多かりしを。其事顯はれて。公邊より拷め糺し給へる事有しに。謝し奉るべき道なくて。其儘亡名したりとなむ。聞及びし。抑この人盲目にして。學問の道を好める由なるは。殊勝にも聞えたれど。彼塙保己一檢校などゝは。甚く違ひて。道の爲よからぬ所爲の有けるは。いとあぢきなき人になむ。

鐵　胤

入學問答

平田篤胤 著

或人問曰。貴所の敎導いたされ候學風を。古學と稱し。その祖述せられ候道を。古道と稱せられ候こと。是は何のほどに。誰が創め候學風にて。如何なる事を學び候事に候や。また和學に古學と云ことは。儒學に古學起り候に傚ひたる。名稱のやうに申候者も有レ之候。此等の事。委しく承り度候。

答て曰。御尤の御尋に候。抑古道と申候は。何の事もなく。古の道と申す事にて。其は。天皇祖神の。この天地を御造りなされ候を始め。天皇祖神の。天地を造り給へる事は。古史傳。また靈のみはしらに委く論へり。披見るべし。さてその。天皇祖神とは。漢土籍に。天帝。上帝。皇天など云へる是なり。この事は。鬼神新論にいへり。上代の事實の上に。備はり候眞の道を。聊も外國風の說を混へず。純粹なる古意古言字を以て。すなほに說明し。其事實の上にて。天皇命の。天下を治め給ふ御政の本をも。人道の本をも知り候學問ゆゑ。古學と申し。その道を指して。古道とは申候事に候。

序なれば申候。一體眞の道と申候物は。實事の上に。備はり有るものにて候を。世の學者等は。とかく敎訓の書ならでは。道は得られぬ事のやうに。心得居候へども。甚の誤に候。其故は。實事が有れば敎はいらず。道の實事が無き故に。敎は起り候なり。されば敎訓と申候物は。實事よりは。甚卑きものに御座候。老子の書にも。大道廢れて仁義あり。と申候は。此をよく見ぬき候語に候。但し老子の此語を。儒者は。左道のやうに申なし申へども。孔子の語にも。これと同樣のこと有レ之候。それは禮記に。大道之行也。謀閉而不レ興。竊盜亂賊而不レ作。今大道既隱。禮義以爲レ紀。以正二君臣一。以篤二父子一。以睦二兄弟一。以和二夫婦一。以設二制度一。と見え候なり。此等にて御合點あるべく候。殊に敎と申候ものは。人の心に。親く染まぬ物に御座候。其は近く申候は

ど。武士の心を勇め候に。軍に出ては先駈せよ。人に後れなと記し候。敎の書を見せ候よりは。古の勇士等の。人に後れず。先駈高名したる事實の。軍書を讀せ候方が。深く心に感じ入候て。我も事に當りては。昔の誰々が如くならむと。猛心の振起り候へども。敎訓の書にては。さしも憤慨の志は發らぬものに御座候。かの。君の仇には。倶に天を戴かず。など申候敎言よりは。大石内藏助などが。千辛萬苦の難儀をして。吉良殿を討たる事實の。身にしみ〳〵と髮も逆立ち。涙もこぼれ候程に。感じ入候にて察せらるべく。是は誰も覺え有べき事と存じ候。なほ申候はど。敎と云ものは。其心ざま。其人となりの善からぬ者の。申置候訓言といへども。書に記し有る所は。尤らしく見え候物にて。漢土の敎訓書には。それが多く候。或は君を弑して。國を奪ひ候者などの。言ひ置候敎言にさへ。金科玉條と云べき事ども御座候へども。其行の實を察候へば。主殺し國賊に候ゆゑ。其尤らしき敎言どもは。みな口先の空言に御座候。世の學者等の。斯樣の意味をば夢にも知らず。敎訓を書たる。漢籍によらでは。道は得られぬ事と思ひ居候は。片腹いたき事に候なり。漢土にても。此等の趣をよく心得候は。まづ孔子一人のやうに相見え申候。さてこそ其申候語に。我欲載之空言。不如見之於事之深切著明也。と申候き。孔子はこの心に候ゆゑ。敎訓の事とては。一部一冊も作らず。たゞ春秋をのみしらべ正して。此記錄をよむときは。自づからに惡を懲し。善に勸み候やうに。書取候事にて。孔子生涯の骨折と云は。この春秋に候なり。其ゆゑ我が志春秋に有とも。また我を知る者は。それ惟春秋か。我を罪する者は。其たゞ春秋乎。とも申候也。斯やうに心をこめて撰み候書ゆゑ。漢籍にては。春秋ほど實の有る書は無く。孔子の心のよく見え候は。此書に越候もの無御座候。然るを世の儒者など。儒書の上にても。此の如く著明なる意味のこれある事を辨へず。只々敎訓を記し候漢籍に據らでは。道は知れぬ事と。狹く心得候は。吾が本尊と致し候。孔子の本意を

會得せず。春秋をよく讀まぬ誤にて候なり。春秋を熟讀いたし。孔子の意をよく得候へば。此方の學風に不審を起し候事。一ッも御座なく候なり。

扨また。古道と申す言の物に見え候は。皇極天皇紀に。天皇順二考古道一而爲レ政也。と御記し遊され候が始にて。此天皇の。古道に順考して。御政を爲し給ひ候事は。その御紀を拜讀して知らるべく候。

すべて道の本は。古に稽へ求め候が眞の事にて。旣く漢籍にも。尙書の說命に。學二古訓一乃有レ獲。事不レ師レ古。以克永レ世匪。と見え候を始め。孔子もかゝる類の語は。しばしば申候ひき。古に稽へ徵せず道を說候は。謂ゆる無稽に候也。たゞ政事のみならず。德行言語文學も。みなこれより出申候。苟くも此道に據らず候事は。すべて無稽と申候はむも。非言ならず候。

又この學風の起り候事は。　東照宮の御神德に依て。その御孫。水戶中納言光圀卿の　やゝ其糸口を御開きなされ候事にて。

但し。　東照宮の御神德に依る事なる由は。別に委く記し奉れる物ある故に。今は大略いたし候なり。

其頃には。唯々外國の學びを爲る者のみ有て。皇朝の上古の事などをば。專と學び候者のこれなき事を。　光圀卿ふかく慨み歎かせ給ひ。皇朝の學問を第一として。數多の學士を御招きなされ候て。有らゆる古書は本より。國々の　神社佛閣。及び民間までを御尋なされ。古文書の類をば。少の物をも集めさせられ。其を明細に順考し給ひ。

神武天皇の大御世より。

御小松天皇の御世まで。御代は百代餘り。年數二千餘年の事實を。委く御撰なされ。大日本史と云フ史。二百四十卷を御作なされ。また　堂上方の世々の記錄を始め。數百部の古書の中より。朝廷の御禮儀に關りたる事等を。類聚せられ候て。五百餘卷の書と爲給ひ。右二書。御大業の御入用として。御高三十五萬石の內。三萬石を分け置せられ。

一說に。五萬石とも云ひ。或は七萬石とも云ふ。數十年の御心勞にて。遂に御成功なさせられ。朝廷へ進献られ候所。叡感斜ならず。右五百卷の御書をば。禮儀類典と。題名を勅し賜はせられ候。また其ころ。攝津國難波に。契沖と云人これ有り。此人故ありて。眞言僧とは成たれども。厚く我が古を信じ學び候て。中世より誤り亂れ候。古言の假名遣ひを。古書に徵してこれを糺し。和字正濫抄と云書を著はし。此餘にも。種々の書を著して。其名高く。　光圀卿の御耳に入り。殊の外に感じ思召し。御地へ召され候へども。契沖の辭退申せし故に。御内人安藤爲章（號を年山と云）と云を。その門人に遣はされ。かつ萬葉集は。奈良の御世の古き歌集にて。歌のみならず。博く古を考ふるに。助となる書なれども。其頃まで。世に有る所の注解は。何も宜からねば。古に叶ふべき注を。仕るべき由を。御賴みなされたる所。契沖畏まりて。萬葉集の代匠記と申す注解の書。五十卷を作りて。さし上られ候。是が抑我が萬葉學の創にて候也。光圀卿。その書の卓見を。殊の外に御滿悅有て。御自分の御考へと共に。御大成なされて。釋萬葉集と云ふ書。五十卷を御作りなされ候とぞ。

此等の事。委くは爲章の年山紀聞。千年山集などを見て。知るべく候。

さて契沖は。元祿十四年正月廿五日。行年六十三歲にて。身まかりたるが。其著書凡て二十五部。卷數百二十卷餘あり。此人に追すがひて。荷田東麻呂。（通名は羽倉齋宮）と云ふ翁の出られ候て。大きに。皇國の學問を弘められ。既に　公の御免を蒙り。御國學びの學校を。京都東山に建むと。其地をトせられ候に。其事果さず。病に依て身罷られ候。此翁も著書五部。百卷あまりこれ有り候。

此翁の著書は。故有りて。世に傳れる物少けれども。凡て吾が古學の規則は。此翁にて相立初申候。

此次に。賀茂眞淵翁（通名を。岡部衞士と稱し。家號を縣居と云。）の出られ候て。是は荷田翁の上を。一層高く見解を爲し。始めて。古の道を明らかに知らむとするには。漢意佛意を。淸く捨果ざれば。其眞を得がたく。歌を

詠も。古言を解釋するも。凡て古道を明らむべき梯(はしだて)なる由を。言ひ諭(さと)され候。
此事は。萬葉集の大考。またにひまなび。また國意考などを見て知らるべく候。
後に。　田安中納言殿に召出され。皇國學の御師範を申上られ。世に普く古學の弘まり候は。全く此翁の力にて候。明和六年十月晦日に。七十三歳にて身まかられ候。其著書すべて四十九部。卷數百卷ほど有レ之候。此次は。この篤胤が師と仰ぎ候。本居宣長翁（通名を中衞と稱す。平姓なり。家號を鈴屋と云。）に御座候。此翁の學問の太じき事は。實に生民有てより以來比類これ無く候。但し斯やう申候はゞ。師に心酔の餘り。稱過(ほめす)ぎ候やうに。思召さる可候へども。是は天下の公論に御座候こと。唯今申す迄もなく。其著はし置れ候書どもを。熟讀せられ候て。篤胤が過言ならぬ事を。察せらるべく候。此翁は。紀伊中納言殿へ召れ候て仕られ。享和元年九月廿九日。七十二歳にて身まかられ候。其著書すべて五十五部。百八十卷餘これ有り。何れも學問する者の。常に左右を放れぬ書どもにて。一部一冊として。學者の規則とならぬ書は無レ之候。
なほ右に申候翁たちの傳。及び其著はされ候書等を。是は何なる事を記せる物と云まで。詳にいたし候は。吾徒(わがとも)堤朝風と申す人の撰び候。古學道のしをり。と云書に。篤胤が增補いたし候物これ有り。それ等を見て知らるべく候。
さて我が古學の本は。畏くも　東照宮の御神意に依て。　光圀卿の御開きなされ候へば。いかで其より後に起り候。古文辭家の儒者の。謂ゆる古學に傚ひ候名稱と申すべきや。强て申候はゞ。儒者の古學と申候が。此方の古學の起り候を見て。相眞似候事ならむも知べからず候。さて此古を學び候を。世人和學と申候こと。甚以て不相當なる名稱に御座候。其故は。吾が師の玉がつま。またうひ山踏(ぶみ)などに論じ置れ候如く。世に學問と申候は。漢學のことを申候て。
皇國のいにしへを學び候を。分けて神學。和學。國學など申すは。すべて漢土を宗として。
御國を傍にいたしたる言ざまにて。斯くは有まじき事に候へども。古はたゞ。漢籍の學びのみこれ

あり。
御國の學を專と致す者は。無レ之候ひし故に。自づから。斯やうに申習ふべき勢ひに候。然れども近世と成候ては。皇國の學びを。專といたし候徒も多く候へば。漢籍の學をば。分けて漢學とか儒學とか云ひ。此
皇國の學をこそ。宗と唯に。學問と申べき事に候なれ。佛學なども。他よりは別けて。佛學と申候へども。法師の徒は。唯に學問と云ひて。佛學とは申さず候。これは實に然有るべき理に候なり。
和學と申候へば。外國にて。此
御國の事を學び候事に相成候也。能々御合點有べく候。

此ことは。篠崎東海と申候儒者の。和學辨と申候ものにも論じ置候が。尤なる事に御座候。
また國學と申候へば。尊ぶ方にも取成さるべく候へども。國字も事にこそ依れ。猶うけばらぬ言狀に候なり。世人のもの言ざま。凡て斯やうの詞に。内外の辨を知らず。外國を内に爲たる言のみ。常に多く候は。漢籍をのみ讀なれ候故の非言に候。

是ら尤も關係の大きなる事に候故に。御問の詞に和學とこれ有るに付て。先申候なり。

問て曰く。然らばその。
皇國の學びを致し候には。いかゞ學び入り候て宜く候や。また漢學の。諸派に分り候如き事も御座候にや。此等の趣。つぶさに承り度候。

答て曰く。世に學問の筋あまたこれ有る中に。
皇國の學問ほど。廣大なる學問はこれ無く候へども。世の人さしも思はず居候事ゆゑ。御問につきて。まづ諸の學問の大抵を申候て。さて。
皇國の學問のいたし方を申べく候。それはまづ。此方の祖述いたし候古學を。巨細に分け申候へば。七ッ八ッに相分り申候。まづ神道を宗と學ぶ一派あり。また歌學といふ有り。又律令の學。さては國史の學。または物語書の學。さては故實諸禮の學。また武士道の學が一派あり。この中にも。俗にいふ神道と云ふに諸派あり。歌學にも二派三派あり。又故實の學にも。二派三派御座候。さて儒者の學び候漢學にも。經書の學。歴史學。諸子の學。詩學など云を始め。種々に派が分り。また佛學。これは

諸宗ありて。各々其宗旨の差ひ候上は。學び方も差ひ候は申す迄もなく。またその佛道儒道を以て。作り建候道學。また心學など申候。生ちよこ才なる學。又天文地理の學び。さては近頃始まり候蘭學。また醫者の學問にも。種々の差別これあり候。斯の如く。學問は種々御座候中に。何の學問が廣大なると申すに。我が古學ほど。大なる學びはこれ無く候。其故は。近く儒學と佛學との上にて申候へば。儒者はまづ四書五經とか。十三經とか云類の書を。生ずましにも。讀むことを覺え。また左國史漢の史籍を。あら〳〵讀み覺え。さて漢文を綴るすべを學び。其常のさへづり種に。詩を作る事など覺え候へば。御儒者樣にて通り候。貴公には。いまだ漢學をのみ致され候事ゆゑ。御怒りもあるべく。是は甚大言のやうにも。思はるべく候へども。心を平らかにして。御考へなさるべく。大概の儒者が。皆此くらゐの物に候なり。扨その儒生に比し候ては。僧徒の學は。よほど廣き物に御座候。其故は。渠等が是非によまむと致し候佛書。いはゆる一切經が。五千餘卷これあり。尤もそれを十分一讀ても。右に申す儒者の。專と讀み候書の一倍もこれ有り。其上に儒生は。佛書を見ずとも。事かけず候ゆゑ。讀候者少く候へども。僧徒は。儒者の宗とする書をば。文字を知る爲に。小僧の時より讀おぼえ。詩も漢文も。儒者と同じやうに作り覺え候ゆゑ。却りて儒者より弘く書を讀み候事。これにて御察し有べく候。また 皇國の學問ほど。廣大なるは無しと申す故は。右申候如く。儒學佛學を始め。種々の學問これあり候て其道々の意と事とが悉く。
皇國の學びごとに混入いたし候て。譬へば大海へ。諸〻の川々より落來る水の。交り居候如くにて。人の心も多くそれに移り。彼れを非とも。此を是とも別ちかねて。惑居候なり。それ故その混雜を。具に別ち候はでは。眞の道の尊き事も顯はれ難く。扨その混雜を。能く別たむと致すに付ては。彼をも己をも。能く知らでは申し難く。また外の道々の。古道に害となる由を。申諭さむと爲るに付ては。譬へば。僧徒等の説き候道の非を。呵責いたし候には。佛書に依て申候へば。言句も出ず。漢

學者の非說を諭し候には。經書の說。さては孔子の語にて申候へば。猫に逐はれし鼠の如く。畏まり居候。外の道々も。是に準へ御察し有べく候。かの蘇子由と申候者の云へる語に。善與人言者。因其人之言而爲之言。則天下之辨者服矣。與其里人言。而曰。吾父以爲不然則誰肯信以爲爾父之是。云々。排夫異端。而終以不明者。惟不務辨其是非利害。以其父屈人也。と申候如く。凡て異端を辨じ候に。家言を以て申候ては。屈伏いたさゞる物にて候を。先の家言を以て辨じ候へば。謂ゆる我が室に入り。わが棒を以て。吾を擊候事故に。屈伏いたし候事に候。

皇國の純粹と正き道を。說明さむとする學問ほど。廣太なる學びはこれ無く。と申候故は。あら〳〵此の如くに御座候。殊にもろ〳〵學問の道は。たとひ外國の學に候とも。其好事は選びて。御國の用に致さむ爲に。學び候事ゆゑ。實は漢土。天竺。淤蘭陀の學問をも。凡て御國學びと申候ても。違はぬ程の事にて。是が御國人にして。外國の事をも學び候者の。心得にて候。若この意味を心得誤り。世の儒生等が如く。漢土を本とし。御國を末と致し候はゞ。道の罪人にて。儒道を以て申候ても。春秋の。尊內卑外の旨と相反し。いはゆる左道の學者に候なり。

問て曰く。然らばその古道を學び候には。まづ何事より學び候て。宜しく候や。其次第御示教賜り度候。

答て曰く。日本紀は。御正史に候へども。初心の者には。紛らはしき事も御座候へば。まづ初めに。古事記を熟く御學びなさるべく候。但し此書は。太朝臣安麻呂主の表序に記され候如く。畏くも。天武天皇の。深く厚く思召し立せ給ひて。古意古言を。上代の儘に傳へむと。御自ら重むじ選ませ給へる御典に候が。容易くは解し難く入り難き事故に。古より注解とても是なく候所。先師本居翁。はじめて此御典の。古道を學び候には。宇宙第一なる事を發明いたされ。數十年の功勞を積て。古事記傳。四十四卷を選み著され候より。世の人始めて此書を解し候事を覺え。その尊き事をも知り候ことに御座候。その古事記傳の首卷に。すべて

古書どもの論。また此書の讀法。また世の人の。日本書紀をのみ尊み。此書の尊き謂を知らざること。及び其御撰ありし御趣意。また日本書紀の論。また古道の趣をも。精密に説明され候。此を熟讀せられ候へば。古道の上もなく。尊き事は知らるべく候。先師生涯の著書。五十部餘これ有り候へども。多くはこの書を作られ候。枝流餘材に成り候物に御座候。其中二三を申候はゞ。古言の正音を論辨せられ候に付て。諸外國の音韻を明辨せられ。禽獸萬物の音韻迄も。論じ及ばれ候て。漢字三音考を著はし。また 皇國の音のしるしに。漢字を借用ひ候に付ては。其字音の然る所以を明らめて。字音假字用格を著はし。またその漢字音を借て。國名に用ひ。牟邪志の邪志に。藏の字の音を轉じ用ひて。武藏と書き。佐加良加に。相樂とかくなどの所以を辨じて。地名字音轉用例を著はされ候。此三書を熟讀せられて。吾師の音韻の學の。精密にして。往昔より。此學を專門と致し候輩も。吾師の音韻學に比べては。片手の力にも及ばざる事を知らるべく。又古言の言ひざまつかひざま。其結びの弖爾遠波を明辨して。詞の玉緒七巻を著はされ候。此書の尊きこと。堂上地下ともに。詞花言葉を學ぶ者は。誰も掌中の玉に比して。規則と致し候にて。御察し有べく候。また上古より。近く天正慶長の頃まで。、漢土と通信ありし事どもを。年を追てこれを考へ。かの國籍の妄言。及び

御國の書にも誤り多く。かつ內外の差別正しからず。甚國體を損じ候事どもの候を。逐一に實を考へ名を正し。尊內卑外の理を。委曲明細に。論辨せられ候て。馭戎慨言四巻を著はされたり。此は後の世四海の蕃國を統御し給ふ。皇國の御規範とも申すべき書にて御座候。是等すべて。古事記傳の枝流餘材に成り候へども。悉く世の癖學者流の心肝に砭して。睡を覺させ候書どもにて候。此外に。數十部の書も。是に準へて知らるべく。其中にも。今は古道を學び候に。まづ早く讀べき書等を申候なり。○さて古事記傳四十四巻を。熟讀玩味せられ候上にて。上件申候書どもを。融會貫通して。讀明められ候へば。始めて舊來の非を覺え。雲霧

を排きて。漸に白日を見初め候心地に相成申候。此時に。日本紀を御讀みなされ候へば。紛らはしき所なく。古事記に勝りて。甚委く明らかに。實に皇朝の御正史たる所以も。能く知らるべく候。扨此次に。萬葉集を御學びなさるべく候。かやうに讀むに。序次を立候所以。また其讀べき心得等の事は。具に先師著作の。うひ山踏と申す書に誨し置れ。猶漏たる事は。篤胤が別に記したる物も有レ之候へば。今逐一には申述ず候。斯の如く。篤實勤行に相學び候上にて。始めて倶に。古道を談られ候事に御座候。但し斯やうに。書は御讀なされ候ても。一點も。漢意の習氣相殘り候へば。道は見え難く候なり。此事は。右申候先師の書どもに。委曲諭し置れ候へども。是は道を得るも得ざるも。此意一つに關係いたし候事ゆゑ。申候なり。師は人を諭すごとに。返す〳〵此事は申候て。或人に贈られ候手簡にも。

皇朝の古道御執心之段。何よりも悦敷奉存候。唯々漢の習氣を除き候こと。第一儀と存候。此習氣甚抜がたき物に御座候。と言れ候なり。

問曰。御國の學問を致し候へば。外國の事をば。學ばずとも宜く御座候や。

答曰。隨分に御學びなさるべく候。凡て世の古學者流。儒者佛者の。吾道をのみ狹く域りて。他を知らざる管見をば。笑ひ居候へども。吾もまた。吾が古學をのみ知りて。固陋なる事を顧みず。それ故わが聞知らぬ。外國説を聞ては。驚き惑ふ者も間々これ有り。身方より見るに。心苦しく候ゆゑ。拙子が弟子を教授いたし候には。その倭心を堅固に致し候上にては。手の及ぶ限り。他をも能く學び候やうにと。誨し候事に御座候其故は。凡て外國々の説。また他の道々の意をも。能く尋ね比考いたし候はでは。我が道の實に尊き事を。知らざるにて候へばなり。外の道々をも。よく知り候上にて。信じ候こそ。實に知りて信ずると申す物に候なり。拙子は右の心得に候ゆゑに。他の道々の意。及び其説くをも。及ばむ限りは。明らめむと致し候事に候。されば。儒學佛學蘭學に依らず。何にても他の道々を。御精究なさるべく候。師もうひ山踏に。漢籍をもまじへ讀べし。學問の

爲に益多し。倭魂だに熟く堅固(かたま)りて。動く事無ればᐤ晝夜からぶみをのみ讀むといへども。かれに惑はさるゝ患はなきなり。然れども世人とかく。倭魂かたまり難き物にて。漢籍をよめば。其ことよきに惑はされて。たじろぎ易きならひ也。ことよきとは。其文辭を麗(うるは)しと云には非ず。詞の巧にして。人の思ひ付き易く。惑はされ易き樣なるを云なり。凡てから書は。言巧にして。物の理非を。賢く云廻したればᐤ人のよく思ひつく也。凡て學問すぢならぬ。世の常の。世俗の事にても。辨舌よく。賢く物を云ひ廻す人の言には。人の靡き易き物なるが。漢籍もさやうなる物。と心得居べし。

問(テ)曰。然らば漢籍は。いかゞ學び入候て宜しく候や。

答(テ)曰。漢學の致し方は。まづ初入は。文字を見覺え候迄の事ゆゑ。世の並に。四書五經の句讀に授かり。文字を記臆致し候上にて。伊藤東涯の著書等を。御覽なさるべく候。其故は。漢學にも。朱子學。陽明學。古學などと。宗派相分り候へども。朱子學は。既く先輩も論じ候如く。古に叶はず。二程氏朱熹。その世に背く。佛道の流行いたし候て。儒學の廢れ候を歎き。我道も斯の如しと。世に示さむとその所爲(しわざ)に候が佛意を以て。建立いたし候學風にて。孔子の正意に相合はず。全く新説に候へば。新學と申候事。その謂ある事に候也。また陽明學は。實に王氏が學にて。是また孔子の正意に叶はず候事。論ずる迄も無之候。次に御國に於て。古學と申候に二派これ有り。一は伊藤仁齋に起り。其子東涯これを繼て。ます〳〵委く。一は荻生徂徠に起り候て。門人太宰純が羣(ともがら)。これを繼て說ひろめ候。此二派を並べ考へ候に。徂徠が學は。古學とは稱へ候へども。多く漢儒の說に依りて。建立いたし候ゆゑ。實は古學とは申がたく候。其文章も古文辭などと申候へども。韓柳を祖といたし候へば。眞の古文とは申し難く。殊にわざと。黠屈なる語を拾綴りて。人をおどし候など。實は見解もいと卑(ひく)き事に候。但し性質怜悧の男に候ひしかば。其著書論語徵を始め。間々取るべき事も候へども。書遺し候說の中には。害になり候

事多く候へば。まづは無用の書どもに候なり。次に太宰純が書どもは。大抵一部一冊として。有用の物なく。と思召さるべく。實は此者の云ひおき候言どもは。志ある者の。風上にて讀上げ候も。穢らはしき事に候なり。荻生太宰等が學は。決して孔子の本意に叶はず。世に漢國を稱め尊み。御國を卑め譏り候儒者どもの。多くなり候は。全く此者どもの學の。起り候より初まり候事に候。なほ朱熹。陽明。荻生らが學の。云々の謂に依りて。あしきと申す事までを。委く申たく候へども。旅中の事なれば。心も忙がはしく。其概略をのみ申すなり。

文化十年正月

鐵胤云。上件文字を知べき爲に。漢籍を讀せむも。あしきには非ざれども。此は御國風なる。古き漢文を讀せむぞ。學の道に。便宜き事なれば。かねて其用意せられたる物等あり。就て見るべし。また學事に付て。問答の書數多あれども。今は此上木を急ぐが故に。さしおきつ後に暇有らむ時に。清書して此末に連ぬべし。

赤縣度制考卷之上

應輪池屋代翁需、平篤胤撰述

門人　新庄道雄　同
　　　鹿子田清臒
　　　上條巨枝　校

赤縣とは。世に舊く諸越また迦羅。或は漢土唐土など云ひ。俗儒輩の華夏中華など稱し。佛者の震旦と稱し。西洋學の徒の。支那とも稱する國を云ふ。皇國にて迦羅諸越など云ふは。然云ふべき由緒あれど。其の餘の稱は皆允當ならず。故今は彼の國の古代の總號を用ひて。赤縣とは謂ふなり。(諸越とも迦羅とも云ふ由は古史傳に云ひ。中華といふ事の非なる由は。先輩すでに之を辨じ。震旦とも支那とも謂ふ由は。印度藏志に云へれば今更に云はず。)抑、是の國號は。史記また鹽鐵論にも出たれど。河圖括地象に所見たるを始めとす。人皇氏の。大九州を區別せる時に命せしにて。當昔かしこの赤地なりし故の名と聞えたり。斯て此の名を用ひし樣は。黃庭內景經の序に。扶桑太帝の。暘谷神仙王を遣して。魏華存に。是の經を授けし事を記せる文中に。玄雲之錦。鳳文之羅。是神鄉之奇帛。非赤縣之所有也と言へる類。佗書にも彼此見えたり。(河圖括地象は。夏の禹王の水を治むる時に。玄夷蒼水使者といふ東海の神に受たる書なること。吳越春秋を見て知らる。)然るに史記に。赤縣神州とも有る神の字は。後人赤縣の字を惡みて加筆せるなり。然て黃庭經に神鄉と云へるは。赤縣に對して扶桑の神界を云へり。)さて是の赤縣州の度制も。皇國の度法と同じく。其の初めは彼の國籍に。古明王と稱する神眞の身度より起し始め。そを十二中氣に合せ。禾粟に法りて度器に摸し傳へ。夏の世を終るまで。沿革なく襲用せしを。般周の二代に至りて。其祖王等。の隨意に。各々先代の制度を變じ。右古尺の寸度を減じて施用せしかど。其の二尺共に普くは世に行はれず。秦を經て後漢に至るまで。古尺の度確乎として傳へ來にけり。(上卷に論ずる所即ちこの沿革なり。)然るに後漢の末世に至りて。始めて訛長の尺あり。晉代に至りて。其訛りを覺り。典故に校

正して。古尺に復せしかど。彼の國の風として。歷代相殺し相纂ひて變革する間に。訛轉新制の度尺の出來つゝ。唐代に至りて。既に二十種計りに及べり。(中卷に論ずる所即ちこの沿革なり。)斯て五代の末より次々に。なほ新制の異尺出來て。今の清代までに。尚また十數種に及ぶ。その歷代の間に古尺を尋ねて。周々尺々と攷究するに紛紜聚訟かつて決せず。其の諍ひ延きて皇國に及び。先輩碩儒各々眼を張り肱を折りて反覆推衍すでに今日に至りて。其の說未た定まらず。古尺は更なり。周尺をも其の眞度を知ること能ざるは。最も傍いたき事にこそ。(下卷に論ずる所。即ちこの沿革なり。)然は有れど。余は固より。赤縣の學を主とする者に非ざれば。此等の事は。いつ考覈せむとは。思ひも懸ざりしを。今年故ありて。屋代翁の需めに應じ。今かく頓にこを考ふる事とは成りぬ。茲に始めて。諸書に散見せる歷代の尺議を探索するに。まづ身度ありて後に制度あり。然して後に。律法を立たる故實なるを。周代よりして。度は律より生ずと云ふ說興りて。漢代この謬說に依り。歷代これを增長して。今論ずる黃尺。一も其の議に涉らざるは無ければ。律を併せて說くことの故實ならぬ事は知つゝも。淨く其の議を放れては。解釋の照應し難き事等ありて。已めむと欲するに止ること能はず。是を以てまづ律呂の起原を說きて度制に及び。歷代樂律の沿革にも粗及べり。見む人その繁衍を厭ふこと勿れ。(實や宋の蔡元定が律呂新書なる朱熹の序に。季通之爲二此書一。詞約理明。初非レ難レ讀而讀レ之者往々未レ及レ終レ篇。輒已欠伸思レ睡。固無レ由レ了二其歸趣一。獨以二予之頑鈍不敏一乃能熟復數過而僅得二其指意之彷彿一季通於レ是亦許二予爲下能知二己志一者上と云へり。己この度制考に於ても亦言く。此は世の古學者たちの中に。一向にから說を嫌ひ。殊に此れ等の事はも。無用ごとゝ。露もえ知らで漫にその荒魂のすゝむに任せて。云ひ腐さむと欲るが有るを。彼處に心ひく徒の。こゝに傳ふる唐音樂は更なり。神樂催馬樂の曲節にも。かしこの音律を用ひ。また我が朝の尺度も。かの國誰が世の尺に効へり。某が代の度を用ひつと云ひ詰るに。彼をもしらず此をも知

らねば。清く論ひ明らむる力なく。ちり捻りつゝ默止するを。見るに傍いたく所思ゆれば。今よりのち我が教へに從はむ人らに然るつたなき耻をば見せじ物をと。例の謂ゆる老婆心もそひて也けり。哀れ後進の人等。こを讀見む時に。そを繁術の厭はしく。欠伸して睡らむ事を思はむには。此をかく書き調へし勞きの。何に厭はしく。幾千計りの欠の出けむと想ひやりて。仍更に考へをそへ。我が誤りの有なむをも。正し明らめ賜はむには。能く己が志を知る者となも爲べかりける。）

（一）呂氏春秋大樂篇云。音樂之所由來者遠矣。生於度量。本於太一。太一出兩儀。兩儀出陰陽。陰陽變化。一上一下。合而成章。渾々沌々。離則復合。合則復離。是謂天常。萬物所出造於一太。化於陰陽。萌牙始震。凝寒以形。形體有處。莫不有聲。聲出於和。和出於適。先王定樂。由此而生。凡樂天地之和。陰陽之調也。

此の篇は古先王の定めし音樂の由來を探ぬれば。天地の大樂に本づける由を著せる篇なる故に。かく名付しと聞えたり。（呂氏は卽ち秦の始皇が實父にて、名を呂不韋と云へり、頗る尚古の志ありし者にて、秦の相國となり、食客三千人を招致して、其客等の所聞せる、天地萬物古今の事を集論せしめて、此の書に著はし、秦の都咸陽の市門に布きて千金を其の上に懸け、諸侯の游士賓客を延て、能く一字をも增損する者あらば、千金を予へむと云ひて訂正を請しと云ふ。然れば諸子の中にも、殊に心を留めて、能く見つべき古說も多く、中々に擬聖賢らの言ふに難かり、雅馴ならずと古傳を斥け世法の近事を專とせる遺教腐說の類には勝れる事ぞ多かめる、故是をもて漢人禮記を撰するに其の月令は、此の書の十二紀を掠取して擧たること、早く隋志に載せる梁の沈約が言に、月令取呂氏春秋、樂記取公孫尼子云々と云へり、猶委く

は隋志を見るべし、)さて今の本文は。此に要用ならぬ文は。皆省きて擧たるが、其の取用せる本は。淸の畢沅が輯校本なり。(普通の本に異なる字句も有るを訝る事勿れ、)○生於度量。本於太一とは。度は尺度を云ひ。量は嘉量を云ふ。音樂の度量に生ずと謂ふ故は。律管に寸分の度あり。其の竅中に粒を容るゝ多少の量あり。此の度量の寸分長短に由りて。十二律呂をなし。其の律呂に依りて。音樂に章曲を成せば。生於度量といふ謂著明なり。(度量を律呂より生ずと云ふ後說の本末違へる說なること、先是にて知るべし、)さて太一とは。道の太祖上皇太一を謂ふ。こは老子に。有物混成。先天地生と有る、北辰の主宰にして。始なく終なく。臭も無く聲もなき物から。無中に始めて有を出し。天地を鎔造せる神にて、鶡冠子に中央者太一之位、百神仰制焉と見え、史記の封禪書に。天神貴者太一也と有る卽ち是なり。(蓋こは我が神典なる天之御中主神の上を彼處に傳へし漢名なり、委くは西蕃太古傳を見て知べし、)斯て此の二句は。古先王の音樂を作せる事は。其の律呂を度量に定め生せし故には有れど。太一の道に本づける事ぞと先言ひて。是より下文は。其の太一の道より起る。大樂の趣を傳へし古說なり。○太一出兩儀。兩儀出陰陽とは。禮運に。夫禮必本於太一。分而爲天地。轉而爲陰陽。易大傳に。易有大極。是生兩儀。兩儀生四象などゝも見えたり。(月令の疏に。老子云。道生一、則與易之大極、禮之太一、其儀不殊皆爲氣形之始也と云へるをも思ふべし、)兩儀とは天地を云ふ。太一已に天地を分出し。天地已に分りて。陰陽の道是より出たる義なり。易の大傳には、此を四象と云へり。(四象とは、少陽太陽少陰太陰にて、四時と云ふが如し、)○陰陽變化。一上一下。合而成章とは。陰陽四時に變化して。陽氣は上昇左行し。陰氣は下降右行し。しか昇降左右する間に。合和して。風聲自然に章曲を成す由なり。(高誘注に、章猶形也と云へるは非なり、)○渾々沌々云々とは。陰陽合和して渾沌たると言へども。或は離散し或は合會し。往復して窮まる事なき。是ぞ天道の常なると云へるなり。○萬物所出。造於太一

云々。高誘注に。造始也とあり。天地は萬物の始なり。然るに其の天地は太一より出せり。是を以て萬物の所出を太一に始るとは云へり。然れど其は陰陽の變化に因りて。初めて萠牙し。始めて震動し。凝寒して其の形を成となり。○形體有處。莫不有聲云々とは。萬物已に形體ありて。其の處あれば。聲なき物なく。其の聲は陰陽の和諧に出で。其の和諧は陰陽の適合に出る故に。先王の定樂これに由りて。生せし者ぞとなり。(なほ同篇に。大樂君臣父子長少之。所歡欣而說也。歡欣生於平。平生於道。道也者視之不見。聽之不聞。不可爲狀。有知不見之見。不聞之聞。無狀之狀者則幾於知之矣道也者至精也。不可爲形。不可爲名。彊爲之名謂之太一。故一也者制令兩也者從聽。先聖擇兩法一是以知萬物之情。故能以一聽政者樂。君臣和。遠近說。能以治其身者免於災。終其壽。全其天。能以一治其國者。姦邪去賢者至。成大化。能以一治天下者。寒暑適。風雨時。と有をも合せ考ふべし。斯て此の文老子の語にいと能く相似たり。此は其に大道の本義を述たる故なり。古書として大道の玄義を謂ふ語に。太一を本と爲ざるは有ことなし。)○凡樂天地之和。陰陽之調也は。上件大樂の義を反復して。其の意を盡せる語なり。

(二) 同書音律篇云。大聖至理之世。天地之氣合而生風。其風以生十二律。仲冬日短至則生黃鐘。季冬生大呂。孟春生大蔟。仲春生夾鐘。季春生姑洗。孟夏生仲呂。仲夏日長至則生蕤賓。季夏生林鐘。孟秋生夷則。仲秋生南呂。季秋生無射。孟冬生應鐘。天地之風氣正則十二律定矣。

謂ゆる大聖は。前條に先王と有るに同じ。其に其の名を云ざれど。疑なく太昊伏羲氏なり。(其は次條に擧る本文にて知られたり。)至理之世とは。至治之世と云ふに同じ。(劉向說苑に、同文の出たる

には至治とあり、)然る大聖至治の世には。天地陰陽の氣合和して。風聲自然に一上一下。離合その常を得て。十二律呂の章を生ずる由なり。(前條と合せ考へて此の義を知るべし、)斯てその十二律を生ずる趣は。淮南子天文訓に。帝張四維運之以升。(高誘注云帝天帝也、)指子律受黃鍾。黃鍾者鍾已黃也(黃鍾十一月律、)指丑律受大呂。大呂者旅旅而去也。(大呂十二月律、)指寅律受大蔟。大蔟者蔟而未出也。(大蔟者正月律、)指卯律受夾鍾。夾鍾者種始莢也。(夾鍾者二月律、)指辰律受姑洗。姑洗者陳去而新來也。(姑洗者三月律、)指巳律受仲呂。仲呂者中充大也。(仲呂者四月律、)指午律受蕤賓。蕤賓者安而服也。(蕤賓者五月律、)指未律受林鍾。林鍾者引而止也。(林鍾者六月律、)指申律受夷則。夷則者易其則也。(夷則者七月律、)指酉律受南呂。南呂者任包大也。(南呂者八月律、)指戌律受無射。無射者入無厭也。(無射者九月律、)指亥律受應鍾。應鍾者應其鍾也。(應鍾者十月律、)其加卯酉則陰陽分日夜平矣と有るを。本文に合せ見て。十二律の在位をも知るべし。(但し此の文太昊古曆傳にも出して、云へる說等あり合せ考ふべし、)さて是の十二を總て律とは言へど。實には差別あり。其は諸書に。律謂六律六呂也。陽爲律陰爲呂。六律黃鍾。大蔟。姑洗。蕤賓。夷則。無射也。六呂林鍾。仲呂。夾鍾。大呂。應鍾。南呂也とある如くにて。六律は乾の卦に象どり。六呂は坤の卦に法れる者なり。(こは次條に出せる本文に、宓羲作易紀陽氣之初、以爲律法云々と有るを今引く周語の章昭が注に思ひ合せて辨ふべし、)斯て律說の古にして且精きは。國語の周語に。周景王問律於伶州鳩。對曰律所以立均出度也。(按ずるに、陰陽變化、一上一下合して章を成す是天常の律呂なり、此の律呂を管に摸象せる是れ音樂の律呂なり、然るに其の管を定むること全く度にあり、故、是を以て度ありて然して後に、音樂の律呂あること論を俟ず、然れば此の語は、其の本末を誤れるなり。同語の是より前に、單穆公が語にも黃鍾の事を云ひて、律度量衡於是乎生と云へるも共に非なり、)古之神瞽考中聲而量之以制。度律均

鍾。故名黃鍾。所以宣養六氣也。(周語の今本に、誤文あり。今は五行大義の所引に從へり、韋昭云神瞽古樂正知天道者也、死爲樂祖祭於瞽宗、謂之神瞽、考合也、合中和之聲而量度之以制樂也、黃鍾乾初九也、黃中之色也、鍾之言陽氣鍾聚於下也、宣徧也、六氣陰陽風雨晦明也。十一月陽伏於下物始萌於五聲爲宮、合元處中所以徧養六氣也と云へり、)二曰。大蔟所以金奏贊陽出滯也。(韋昭云、大蔟乾九二也、言陽氣大蔟達於上也。贊佐也、大蔟正聲爲商、故爲金奏、所以佐陽發出滯伏也、)三曰。姑洗。所以脩潔百物。考神納賓也。(姑洗乾九三也、姑故也、洗濯也、考合也、言陽氣養生。洗濯枯穢、改柯易葉也。於正聲爲角、是月百物脩潔、故用之宗廟合致神人用之享宴可以納賓也、)四曰。蕤賓。所以安靖神人。獻酬交酢也(蕤賓乾九四也、蕤委蕤柔貌也、言陰氣爲主委蕤於下陽氣盛長於上、有似於賓主、故可用之宗廟賓客以安靖神人行酬酢也。酬勸也。酢報也、)五曰。夷則。所以詠歌九

則。平民無貳也。(夷則乾九五也、夷平也。則法也、萬物既成可法則也、故可以詠歌九功之則成民之志使無疑貳也、)六曰。無射。所以宣布哲人之令德。示民軌儀也。(無射乾上九也。射出也。宣徧也、軌道也、儀法也、九月陽氣收藏萬物無射見者、故可以徧布前哲之令德示民道法也、)爲之六間。以揚沈伏。而黜散越也。(六間六呂。在陽律之間也。呂陰律所以侶間陽律成其功。發揚滯伏之氣。而去散越者也。伏則不宣散則不和陰陽序次。風雨時至所以生物也。)元間大呂。助宣物也。(大呂坤六四也、元一也、陰繫於陽以黃鍾爲主、故曰元間助陽宣散物也、天氣始於黃鍾、萌而赤。地受之於大呂、牙而白成黃鍾之功也、)二間夾鍾。出四隙之細也。(夾鍾坤六五也、隙間也、夾鍾助陽鍾聚也。四隙之細。四時之間。氣微細者。春發出之、三時奉而成之、故夾鍾出四時之微氣也、)三間中呂。宣中氣也。(仲呂坤上六也、陽氣起於中、至四月宣散於外也、)四間林鍾。和展百事。俾莫不任肅純恪也。(林鍾坤初六也。林

衆也言萬物衆盛也、鍾聚也、於正聲爲徵、展審也、俾使也、肅速也、純大也、恪敬也、言時務和審百事、無有僞詐、使之莫不任其職事速其功大敬其職也、)五間南呂。贊陽秀也。(南呂坤六二也、榮而不實曰秀、南任也、陰任陽事、助成萬物也、贊佐也、)六間應鍾。均利器用俾應復也。(應鍾坤六三也、言陰應陽用事、萬物鍾聚、百嘉具備、時務均利百官器用、程度庶品使皆應其禮復其常也、)律呂不易。無姦物也。(律呂不變易其常各順其時則神無姦行物害無生也、)と有るは。上の本文に謂ゆる。陰陽變化一上一下。合して章を成す。天常の律呂なるが。此を十二管に撲象せる是音樂の律呂なり。(黄鐘林鐘の鍾を古書どもに鐘とも鍾とも通用せり。今も其の引用する本書に任せて敢て拘はらざるなり。)

(三) 後漢書律歷志云。宓羲作易紀陽氣之初。以爲律法。建日冬至之聲。以黄鍾爲宮。太蔟爲商。姑洗爲角。林鍾爲徵。南呂爲羽。此聲氣之元。五音之正也。

此は本志京房が律說中の語なり。(但し京房說中には有れど、彼が臆說には非ず、旣く樂緯動靜儀に同文有れば、京房それを取りて云へるにや有らむ。)さて宓羲は諸書に。虙戲。伏羲。伏戲。庖犧。なども有れど別義に非らず。彼の國人に始めて。庖厨犧牲の事を敎へし故の名にて。亦の名を太昊氏とも春皇とも。太眞東王父とも。扶桑太帝とも。木皇とも稱せるが。實は我が神世に顯幽已に別りて後に。其の幽冥の主宰たる大國主神。しばし彼處に君師として統馭ありし間の漢名なり。(此の事を委曲に知むと欲せば、春秋命歷序考、西蕃太古傳、太昊古歷傳、太昊古易傳等を見るべし。)さて此の神聖の易を作れる事は。旣に古易傳に說竟たれば。彼の傳に就て視るべし。○紀陽氣之初云々とは。一歲の陽氣の起る初首を紀識して。律呂の法を爲れるを謂ふ。○建日冬至之聲云々。古くは冬至を日冬至と云ひ。夏至を日夏至と謂へり。其冬至に入る刻は。陽氣の發り初まる時なるが。其の時の風聲を。中宮の音と聞定め。律原に建て黃

鐘と名けたる義なり。(五行大義に、樂緯云々と擧たる説も是に同じ。)さて黄鐘。大蔟。姑洗。林鐘。南呂は。十二律中の五なり。宮商角徵羽は五聲なり。此をまた五音とも謂ふ。然れど實には差別あり。其は韵會に。説文云。聲音也。音聲也。生於心有節於外謂之音。宮商角徵羽聲也。絲竹金石匏土革木音也。毛詩序。聲成文謂之音。禮記月令疏云。審聲以知音。審音以知樂。則聲音樂三者不同矣と見え。(禮の樂記。また史記漢書等にも、知聲而不知音者禽獸是也とも見えたり。)前漢志に。五聲宮商角徵羽也。角觸也。物觸地而出。戴芒角也。徵祉也。物盛大而繁祉也。商章也物成就可章度也。羽宇也物聚臧。宇覆之也。宮中也居中央暢四方。唱始施生。爲四聲綱也。夫聲中於宮觸於角祉於徵。章於商。宇於羽。故四聲爲宮紀也と有るにて知べし。(また同志に、協之五行則角爲木、五常爲仁、五事爲貌、商爲金、爲義爲言、徵爲火爲禮爲視、羽爲水爲智爲聽、宮爲土爲信爲思、樂緯に、宮爲君、商爲臣、角爲民徵爲事、

羽爲物、素問に、木音角、在聲爲呼、火音徵、在聲爲笑、土音宮在聲爲歌、金音商在聲爲哭、水音羽在聲爲呻など有るは、遂に用ある事等なれば。今其の大約を著はすになむ。)さて近世清の毛奇齡が韻學指要に、五部宮商角徵羽是也。所謂喉齶舌齒唇。喉音即爲宮音。齶音商音也。舌音角音也。齒音徵音也。唇爲羽。故曰羽音。此五部也。と云へるは。實然る言なり。(なほ清の戴震が聲考にも、古人の相類せる説を何くれと抄し出たり。)○此聲氣之元。五音之正也は。實にも是の言の如く。黄鐘より南呂に至る五律は。五音の正。十二聲氣の元にして。是ぞ太昊伏羲氏の。天地大樂を摸せる音樂の原始なる。斯て其の樂曲のこと。孝經援神契に。伏羲樂名扶來。亦曰立本。亦曰立基。神農樂曰扶犂。亦曰下謀と見え。(孫が古微書に、按辨樂論云、昔伏羲氏、有罔罟之歌、神農繼之有豐年之詠、按扶桑歌即鳳來之頌。乃神農之扶犂也、扶鳳來犂音相同稱、是知神農因太昊之樂也と云へり。)玉應麟玉海に。宋史を引きて。伏羲以一寸之器。名爲含徵。其樂

曰扶桑。女媧以二寸之器。名爲葦籥。其樂曰充樂。黄帝以三寸之器。名爲大卷。其樂爲咸池。三三而九。乃爲黄鐘之律。至唐虞未嘗易云々とも見えたり。(此は本書に、崇寧三年。魏漢津言と有りて。玄家に出たる說と聞ゆれば承る所ある事とは所思れど。伏羲は一寸の器を用ひ。女媧は二寸。黄帝は三寸の器を以ひしと云へる言は訛傳と聞ゆ。そは伏羲氏よりして。黄鐘の管は。皆九寸なること。下の條々に論ずる如くなればなり。猶是の全文は、下卷第四十四條に引くを見るべし。)太昊氏は。もと。扶桑州の神眞なる故に。其の樂を扶桑とも扶來とも云ひ。神農黄帝ともに其孫なる故に。其の樂名を扶桑咸池などは稱せり。(咸池もまた扶桑域內の地名なること。淮南子地形訓に見えて。太古傳に說たるが如し。)さて其の樂器の數多は物に見當らねど。蔡邕が琴操に。昔伏羲氏削桐作琴。所以脩身理性反天眞也。琴長三尺六寸六分。象三百六十六日也。廣六寸象六合也。文上曰池。下曰巖也。前廣後狹象尊卑也。上圓下方法天地也五絃象五行也。宮爲君。商爲臣。角爲民。徵爲事。羽爲物也とあり。(前會に引たる琴論には、伏羲氏削桐爲琴、頂圓法天、底方象地、龍池八寸通八風。鳳池四寸合四氣云々と見ゆ、)樂器の謂ゆる八音の中に。已に琴有れば。金石竹匏土草木の七音も。有りしこと言ふも更なり。然て其の樂器に。各々分寸の法あり。然れば其の作樂の以前に。既く度量の制有りし事灼し。是を以て前條に。音樂を度量に生ずと云へる意も知られ。其定樂せしと謂ふ先王の。伏羲氏なる事もいと炳焉に所知たり。斯て又按ふに。其の琴は乃ち謂ゆる律準の創造ならむも亦知べからず。(其は同じ後漢志の京房が語中に、竹聲不可以度調、故作準以定數、準之狀如瑟長丈而十三絃、隱間九尺以應黄鐘之律九寸、中央一絃下有畫分寸、以爲六十律淸濁之節云云、截管爲律、吹以考聲列、以物氣、道之本也、術家以其聲微而體難知、其分寸不明、故作準以代之準之聲明暢。易達、分寸又麤、然絃以緩急、淸濁非管無以正也、均其中絃令與黄鐘相得案畫以求諸律、無不如數而應者矣

とあり。是に依れば。其の說は京房に出たれど、術家云々と云へるを思ふに、制作は京房に肇れるに非ず、古昔より有りしこと著明なり、五代の末に、王朴が律準尺と云ひしは、京房が律準を祖と爲たる物なり。）○或人問ふ。今の本文に擧たる後漢志の文を。本志と校訂するに。本志には。南呂爲羽とある下に。なほ應鐘爲變宮。蕤賓爲變徵と云へる文あり。（また五行大義に。樂緯と引たる文もこれに同じ。）京房即是に依りて。音樂を論じたるを。今取れる本文に。此の二聲を擧ざるは何の意ぞ。抑京房のみ。此の七聲を取れるに非ず。其の以來歷代の音樂にも。五聲のみを用ひしこと絕て無く。皆七聲を用ひ。皇朝に傳はる音樂も。其の聲なるをや。答ふ。その變宮變徵の二聲は。後世謂ゆる淸樂の祖聲にして。太昊古樂の正音に非ず。周代に加へし聲なり。余は努めて。太昊氏の古へを明さむと欲する故に。今の本文には其の文を省けり。其は周代に此の二聲を加へし故は。周語の伶州鳩が。景王に對ふる言に所見たるが。其の概略を云はゞ。武王伐殷。歲在鶉火。

月在天駟。自鶉至駟七列なるを始め。日辰星の相距る數。適に七列なりしを。例の天時の應として。樂聲をも七律と爲たる由を云へるが始めにて。左傳の晏子が言に。五聲。六律。七音。八風。九歌。以相成とある七音即ち是なり。（詩の大雅大明の孔疏に、此の周語の韋昭が注を引きて。武王旣見天時如此、因此以數比合之其數有七、以聲昭之聲亦宜有七、故以七同其數五聲之外加二變也と云ひ、五行大義杜氏通典などにも、此の事を論じて殷以前は、五聲を以て十二次に配せるを周の武士が殷に克て後に、文武二變の聲を加へむとて、五聲を體となし、二變を和と爲たる由を云へり。）五絃の琴を七絃と爲たるも。是の時なること。桓譚が新論に。五絃第一絃爲宮。其次商角徵羽。文王武王。各加一絃。以爲少宮少商。蔡邕が琴操に。文王武王加二絃合君臣恩也。など有るにて知るべし（此の外にも禮斗威儀通典、通志、廣雅を始め後世この說を載せる書の多かる中に、玉海に、隋盧賁曰。殷人以上通用五音、周武克殷得鶉火天駟之應、其音有七、

通典謂、自商而上。但有五音、至周加文武二聲、遂爲七音、撥觀琴制。舊惟五絃、少宮少商加二爲七、琴書所載、起于文武、實自周始、即小觀大、可證、非誣、故曰如琴瑟之専一、誰能聽之と有るは、殊に理れたる説なり。）周代も是より以前は五律の説なること。六韜五音篇に。武王問太公曰。律音之聲。可以知三軍之消息。勝負之決乎。太公曰。深哉王之問也。夫律管十二。其要有五音。宮商角徴羽。此其正聲也。萬代不易。五行之神。道之常也。金木水火土各以其勝攻也。と有るにて知らる。然るに前漢律志なる劉歆が説に。虞書の僞古文に。予欲聞六律五聲八音七始詠。以出内五言。女聽と有る七始を。天地四時人之始也と釋して。虞舜の時。已に七始の説ある趣に云へるは。例の誣妄にして取るに足らず。其の由は既に三統歴譜辨に論へり。（近く尾張の秦鼎が、國語定本の伶州鳩が語の頭書に、或云論樂有七音、始于武王、蓋樂家所傳之説、其實非始武王、舜時已有七始、見于漢書と云へるは、僞古文と、劉歆が説とに欺かれしなり、伶州鳩は周代の樂家にして、其の言ふ所は、當代の故實なり、豈僞古文の尚書、劉歆が誣妄の類ならむや、）また是より古く黄帝に。清聲を誣たる説もあり。其は玉海に。五代會要云。昔黄帝。吹九寸之管。得黄鐘之聲。爲樂之端。半之爲清聲。倍之爲緩聲。三分損益之以生十二律。十二律旋相爲宮。以生七調。爲一均。凡十二均。八十四調而大備。十二律之變。以五變者成六十律。以七變者成八十四變とある是なり。（なほ同書に、楊雄琴清英曰、舜彈五絃之琴而天下化、堯加二絃、以合君臣之恩也と云へる堯云々も共に甚くひが説なり。）さて周代に始めて。變宮變徴の二聲を加へて。七律と爲たる由來は。必ず伶州鳩が語の如くなるは疑ひ無けれど。其の實は。殷の代まで用ひし樂律を革めむと欲するに。古樂の五音は世俗の耳にふるく。且その音を極めず。感情も深からぬ故に。右の二聲を增して。其の音を極め。時好に適はせ。歡欣せしむる趣向なるを。偶々伐殷の歳月日時の七列なるに傅會して。其の新樂の口實と爲たる者と聞ゆれば。極音淫姦の樂聲。周より肇

まると云むも强語ならず。（禮の樂記に樂之隆非極音也、食饗之禮非致味也と見え、凡姦聲感人、而逆氣應之、逆氣成象、而淫樂興焉、正聲感人、而順氣應之、順氣成象而和樂興焉とも有るを思ひ合すべし。）是を以て今の本文に。其の二變の文を省けり。其は此の本文二變の文を隔てゝ。此れ聲氣之元。五音之正也と有る元正は。上の宮商角徵羽をこそ言へ。二變には係らぬ者をや。（然れば今の本文と爲たる五十字、これ周以前の古說にて、二變の文は、周に淫聲を始めし、以來の加文なることと疑ひなし。）なほ此の古義を言はゞ。春秋昭公元年の左傳に。先王之樂。所以節百事也。故有五節。（五聲之節）遲速本末。以相及。中聲以降。五降之後不容彈矣。（此謂先王之樂得中聲、聲成五降而息也、降罷退）於是有煩手淫聲。慆堙心耳。乃忘平和。君子弗聽也。（五降而不息則雜聲並奏、所謂鄭衛之聲。）と有るは。正樂に極音煩手を嫌へばなり。（是を以て律呂新書にも夫五降之後、更有變宮變徵、而曰不容彈者、以二變之不可爲調也と云ひ、また按宮與商、商與角、徵與羽、相去皆一律。角與徵、羽與宮、相去獨二律、一律則近而和、二律則遠而不相及、故宮羽之間有變宮、角徵之間有變徵云々、また變宮變徵、宮不成宮、徵不成徵、古人謂之和謬、所以濟五聲之不及也、變聲非正。故不爲調也とも云へり、古人謂とは、淮南子に宮生商、商生羽、羽生角、角生應鐘、不比於正音、故爲和、應鐘生蕤賓、不比於正音、故爲謬と有るを言へり、劉安も二變聲を取らず、古樂を信ぜしこと此の語にて知られたり、皇朝に傳はる隋樂にも、此の二變を吟變と稱し、南呂は呂聲の終りなる故に下無調と云ひ、姑洗は律聲の極にて此の上に調の名なき故に上無調と云ふも是の故なりとぞ。）また是に依りて按ずるに。論語に。孔子齊の國に在りて韶を聞き。三月肉の味を知らず。不圖爲樂之至於斯也と云ひ。人に諭へては。樂則韶武と云ひしかど。韶を盡美矣。又盡善也と稱し。武をば盡美矣。未盡善也と謂ひしも。密に淫聲の祖樂なるを。非とせる意なるも亦た知べからず。（此の人なほ似て非なる者を惡める語中

に、鄭聲の雅樂を亂るを惡むとも云へり、然れば周聲の古樂を亂りし事を惡めることと言ふも更なり。)さて史記に漢代の文始武德二舞の事を云ひて。文始舞はもと舜の韶舞なり。武德舞はもと周の武舞なり。秦を經て。漢に傳はりつれど。沿襲せざる事を示して。高祖が四年に。文始武德と更めたる由見えたり。然れば韶舞の古聲も。後には秦楚の淸聲とぞ變じたりける。斯て後に。栗原信充著せる律呂集義を見れば、七國の際もはら鄭衞の音を用ひて、謂ゆる雲門大咸の樂、一つも存する者なし、然るに韶武の二舞のみ現存して、秦漢まで傳はりしは奇なり。但し韶武共に舞の容のみ存して、其の樂は傳はらずと見ゆ、そは漢の文始武德の二舞は、秦の舊制を沿襲せし物にて、周の韶武なるに、其の舞に邯鄲、江南、淮南、巴兪、楚梁、臨淮、玆邡の鼓員あるときは、其の舞は韶武の遺にして其の音は蓋淸樂なり、抑淸樂と云ふは淸商淸徵淸角の屬なり、淸商と云ふは無射を宮とす、淸徵と云ふは仲呂を宮とす、淸角といふは、夷則を宮とす。皆黃鐘の精聲を用ふ。蓋後世黃鐘一均を用ふるの原なり、黃鐘一均の調、隋代に起れるが如しと云へども、其の因循する所を詳にすれば、淸樂の三調、及び晉の四廂四格、みな黃鐘一均のみにて、隋代までに及べるなりと論へり、信に是の說のごとし。)漢代の樂聲。すなはち秦楚の淫靡なること。第十一條の末に云ふを合せ考ふべし。

(四) 大戴禮記王言篇云。孔子曰。昔者明王之治民有法。必別地以州之。分屬而治之。布指知寸。布手知尺。舒肘知尋。十尋而索。百步而堵。三百步而里。千步而井。三井而句烈。三句烈而距。五十里而封。百里而有都邑。乃爲畜積衣裘焉。

此は赤縣度制の紀原を傳へし古說なり。(本書なほ甚だ長文なるを今は度攷に要とある文のみを抄出せり。)抑々古尺度の法は。實に是の孔語の如く。

古明王の身度より起れり。斯て其の謂ゆる明王また疑なく太昊伏羲氏なり。其の由は次下の條々に論ずるを見て知るべし。（儒者或は此の文を論じて、古明王未レ奪下其爲ニ黄帝一、爲ニ堯舜一、爲レ禹爲レ湯爲中文武上耳、五帝德篇曰ニ夏禹聲爲レ律身爲レ度、則明王蓋謂レ禹歟と云へるも有れど委からず、其は度制は早く、炎帝黄帝の以前より有りしこと、下に論ふ如くなればなり。）さて別レ地以州レ之。分レ屬而治レ之とは。世界の大九州は。太昊以前に。旣に人皇氏の區別しつれば。其の義には非ず。赤縣に九州の郡縣等を區別して。其處屬を分治せるを謂ふ。易緯坤靈圖に。伏羲立ニ九部一。而民易レ理。蓋九州之始也とある是なり。（人皇氏の大九州を定めし事は、西蕃太古傳に委曲に記せり、彼の傳に就て見るべし。）布レ指知レ寸とは。一指を布伏たる橫徑の度を。一寸と定め知る由なれば。左右十指の橫徑にては。即ち十寸なり。寸の字は說文解字に。[illegible]と書きて。十分也。从ニ又一一と言ひ。又をヨと書きて。手也象形。三指者手之𠜂多。略不レ過レ三也。（段玉裁云、三岐象ニ三指一也以レ指記レ數者、或全用或用ニ三寽一者、言ニ其大略一也。）凡そ又之屬皆从レ又と有り。こは寸の又一に从ふと言ふは。指一に从ふ義の會意にて。今の孔語に能く叶へり。然るに本書。なほ寸の字の所に。人手卻一寸。動脈謂ニ之寸口一とも云へり。然れど此は今の本文に叶はず。其の義理もまた通せぬ說なれば取らず。（然るを徐鍇が繫傳に、此の文を注して、一者記ニ手腕下一寸一、此指事也と云ひ、段玉裁が注にも、距レ手一分、動脈之處、謂ニ之寸口一、故字从ニ又一一と言へる意は、又一の一は一二の一には非ず、手卻の橫文動脈の處を指し示せるなりと云へる說なれど、然らば其の動脈の所より何れの處までを指して、寸と定むるとせむ、都て孔語の古說に合ざる胡亂の說なり、また或說に、布指とは、醫家にて阿是の穴を求むるに、指を屈めて、其の節間を寸と定むる是なりと云ふも有れど、屈指を爭で布指とは云はむ、然れば說文に、从ニ又一一と云へるのみは、字體を見しまゝの正說にて、人手卻一寸動脈、謂ニ之寸口一と云へる說は、蛇足なりと知るべし然れど俗の說文家の一偏なるは、仍しひて

も許說を持重せむとや欲すらむ。)〇布手知尺とは。左右の手を並べて布伏たる横徑の度を一尺と定め知る由なり。尺は篆に𡰪と書きて。說文に十寸也　从尸从乙と見え。𡰪は同書に象臥之形とあり。人の字を篆に入に作れば。𡰪は人の臥たるに象れる字なり、然るに乙を从はせて。十寸に用ひし意は。一人十指にて十寸ある由を會意せる文字と知られたり。(本書なほ尺の字の說にも、人の手卻十分、動脈爲寸口云々と云へる文あれど孔語の古說に合ざること、上に同ければ取らず。)〇舒肘知尋とは。左右の肘を舒廣げて。兩中指の末より末までの度を。一尋と定め知る由なり。尋を說文に㝷と書きて。从工口。从寸。工口亂也。　寸分理之也。彡聲。度人之兩臂爲尋とあり。此は手臂より起せる故に。又寸に从へりり。(また小爾雅にも、尋舒兩肱也と云へり、尙下に出す丈度咫などの文字は更なり、其の外にも、禮記投壺の篇に。矢の長を云に、室中五扶、堂上七扶、庭中九扶とある文の鄭玄注に。鋪四指曰扶と有るも、手に本づける度なり、中にも扶は皇國の都加と云ふ度に同じ。また周語に、其察色也。不過墨丈尋常之間と有る韋註に、五尺爲墨、倍墨爲丈、八尺爲尋、倍尋爲常とある墨常も言もて行けば身度より起れるなり。)〇十尋而索とは。阮元が補注に。索大繩也と云へり。尋までの度は。竹木の類にて作らるゝを。十尋の長度にては。索を引申て制るより外なし。斯て八尺を一尋とするに據れば。十尋は即ち八々六丈四尺なり。(然れば此は、皇國の天御度に、千尋拷繩と云へる索の類にぞ有ける。)さて以上は手に本づきて。知り定めし度なるが。是より以下は。足に本づきて知り定めし度なり。〇百步而堵は。此の上に決めて脫文あり。其は白虎通に。人踐三尺。再舉足曰步。禮記祭義の鄭玄注に。一舉足爲跬。舉足爲步とあり。(また周語に夫目之察度也不過步武尺寸之間と有る韋昭注に、六尺爲步、以半步爲武、論語の皇侃が義疏に、凡人一舉足曰跬、跬三尺也、兩舉足曰步、步六尺也なども見えたり。)百步の上に此等の語なくては。步と云ふ度の。幾許と云ふこと詳ならず。斯て堵は

疑なく畝の字を誤れり。其は韓詩外傳に。廣一步。長百步爲二一畝一と有ればなり。(堵の字の此に叶はざる事は、說文に、堵垣也。五版爲レ堵とあり、春秋公羊傳に、八尺爲レ板五板爲レ堵と有るにて知るべし。)〇三百步而里。千步而井。これも千步は。決めて方里の誤字なり。其は韓詩外傳に。廣三百步。長三百步爲二一里一。其田九百畝と見え。方里爲二一井一とも有ればなり。〇三井而句烈。三句烈而距は。阮元が補注に。書大傳曰。八家爲レ鄰。三鄰爲レ萠。三萠爲レ里。古者分レ田。八家同レ井。三井一萠之田也。三句烈一里之田也と云へるが如し。〇五十里而封。百里而有二都邑一も。補注に。近郊五十里。遠郊百里。封謂三近郊之四疆溝二封之一也。百里之外曰レ甸。甸有二都邑一。周禮。以二公邑之田一。任二甸地一是也と言へり。〇乃爲二畜積衣裘一焉は。補註に言使三居者畜積。以待二行客之有無一。周禮二凡國野之道。十里有レ廬。廬有二飲食一。三十里有レ宿。宿有二路室一。路室有レ委。五十里有レ市。市有二候館一。候館有レ積。亦其事也と云へるが如し。(三井而句烈と云より以下は、今の考へに、然しも要

用の事に非ざれば、字義などをも敢て委くは註さず。)さて昔者の明王まづ右の如く。度法の原を身度より起し傳へては有れど。此は謂ゆる己が長度にて。尙書に謂ゆる。同二度量一の道に非ず。其は人の身體各〻長短異にして。吾が尺とするを。彼は九寸とし。我が九寸とするを。彼は八寸とする如き相違ありて。末遂に諍亂の基たるべき事なれば。後に天道自然の物に法りて。度制の精器をぞ造られける。其は淮南子に出たる禾粟尺是なり。(但し今條の身度法も、實には今の謂ゆる明王の、始めて爲し出たる事には有まじく、其れより最古く生民ありし以來。誰敎ふとなく、自然に己が度度に、行ひ來れるに本づきて、此の明王の彼處に王たりし始め、まづ是身度を立たりけむ、其は人倫の道も、民の常ある性に率ひて、敎へ立たるに准へて知るべし、皇國の太古は更なり、何所の國にても度の初めは、人體に法れる事は、天竺にても然有しこと、西域記俱舍論を始め佛書どもに。搩は展二大拇指與一中指一、相去也と云ひ、或は七蟣を積て一虱となし。七穬虱を一麥となし。七穬麥を一

指節となし、三節を一指となし、二十四指横布を一肘となし、四肘を一弓となす、一弓は七尺二寸など見え、西洋も是に類せる度法なるを以て知るべし。蟣とは和名抄に　說文云蟣虱子也、和名伎佐々と出せるものなり。）然るを說文に。周制。寸尺咫尋丈仭諸度量。皆以人之體爲法と云ひて。身度の法を。周制に起れる事と爲たるは。是また許愼が誤りなり。（本書に丈の字を常に作れり、段注に或曰常當作丈と有るに從ひて改め引たり。）其はもし實に是の說の如くは。上の件の寸尺尋などの文字は更なり。丈咫度などの字も。周代の文字とせむか。古文變じて籀文大篆となり。大篆變じて小篆とは成つれど。尙古文の本體を存せり。古文の本體を存する上は。周代以前の古字なること著く。周代以前の古字なる上は。始めて身度の制を立たる。明王の制字なること論ひ無きを。周制と云へるは非ならずや。（凡て說文なる篆字を、みな周秦の制作と思はむは非にて、中には古文の儘なるが多かること、同書酉の字の下に、段玉裁が注せる說に准へて知るべし。）かくて後に又惟ふに。同書叉の部に。度の字を[illegible]と書きて。法制也。从又庶省聲とあり。尺の部に。咫を中人手長八寸。謂之咫と有り。此は共に其の明王制字の古說なること著し。然れば右に引たる文にはふと誤りて周制と言へる也けり。（度の字の說は、衆庶の手に法りて度を作たる會意と聞ゆ、咫は手の長と云へば、手腕の横文の所より、中指の末までの長なり、然て咫の字の說の中人を諸本に中婦人と有れど、婦の字は衍なり、今は大戴禮記の補注に引たる文に從ひて婦の字を削れり、なほ此の咫の字の文に論あり。第十條に論ふを俟つべし。）

（五）淮南子天文訓云。古之爲度量輕重。生乎天道。秋分蔈定。蔈定而禾熟。律之數十二。故十二蔈而當一粟。十二粟而當一寸。十寸而爲尺。十尺而爲丈。其以爲量。十二粟爲一分。十二分而當一銖。十二銖而當半兩。衡有左右。因倍之。故二十四

銖爲一兩。十六兩而爲一觔。三十觔爲一鈞。四鈞爲一石。

本書に。天道秋分の間に。次條の全文入たるは錯亂なり。今訂正して二條と爲たり。（其は生乎天道と云ふまでの文、秋分蘽定云々と云ふに係る文なること、能く見む人は疑はじ、前には天道までの文を、次條の全文を隔てゝ秋分云々へ係ると思ひしは、錯亂に心著ざるにて拙かりき。）さて度は尺度。量は升合。輕重は衡なり。爲の字は作の義に見るべし。生乎天道とは。天道自然の禾粟に法れる由にて。彼の結繩を文字に易たる例の如く。身度を尺度に易たるを謂ふ。○秋分蘽定云々は。高誘注に、蘽禾穗粟。孚甲之芒也。定者成也。蘽古文作秒也とあり。（遠吉云、按說文解字、秒禾芒也、蓋正字應作秒、此借白花蘽之蘽當之、亦通用と云へり、隋志に此の文を引たるには、蘽の字を書たり。）禾は說文に。禾嘉穀也。㠯二月始生。八月而孰。得之中和。故謂之禾。（段玉裁云生民詩曰、天降嘉穀、爾雅謂之赤苗白苗、公羊何注曰、未秀爲苗、已秀爲禾。魏風無食我苗、毛曰、苗嘉穀也、嘉穀亦謂禾、民食莫重於禾、故謂之嘉穀、嘉穀之連稿者曰禾、實曰粟、粟之人曰米、米曰粱今俗云小米是也、）禾木也。木王而生。金王而死。（謂二月生八月熟也、）从木象其穗。（下从木上筆垂者象其穗、是爲从木而象其穗、禾穗必下垂、淮南子曰、夫子見禾之三變也、滔々然曰、狐向丘而死、我其首禾乎、高注云禾穗垂而向根、君子不忘本也、張衡思玄賦曰、嘉禾垂穎而顧本、古者造禾字屈筆下垂以象之、）凡禾之屬皆从禾と見え。粟は𠧪部に。㮚嘉穀實也。从𠧪从米。孔子曰。粟之爲言續也とあり。（さて稷と云ふも禾なり、說文を始め、諸書に別種と爲たるは皆誤なり、總て此の穀類のこと、鈴田興が黍稷稻粱辨といふ物に委く論へり就て見るべし、說文を始め字書ども、本草の類も多くは非說どもなり。）秋分の時に。禾熟し。其の蘽の成定まるを伺ひて。度量の原を作せる義なり。○律之數十二は。十二中氣の風聲に自然に甲乙あるを。十二に聞き別ちて。其の名等を設けし者な

れば。此にては十二節と云ふが如し。○故十二葉而當一粟とは。一歳の中氣十二なるが故に。其の數に合せて。十二葉を並べて。其の廣さを撿れば。一縱粟の度に當る由なり。今試むるに信に此の言の如し。(但し粟粒を意なく見ては、眞圓に似たれど、縱横長短いと諦にして、縱粟なれば、十二葉に當れども、横粟にては、九葉ならであたらず。)○十二粟而當一寸とは。右の如く十二葉を積みて得たる粟粒を。また十二粒つみて其の度を撿れば。一寸に當る由なるが。其の謂ゆる一寸は即ち彼の前に定めし。身度の寸なること言ふも更なり。(其は此の文唯に、十二粟而一寸とは云ずして、十二粟而當一寸と云へる、當の字に深く心をつけて察るべし、元より度量法の有りし趣いと著なり、況て次條に、八尺而爲尋と云へる語あり、然して寸尺丈尋度などの字みな身度より起せる字なるは、身度と天道とを啗合せしめて、其の字等を、其の儘に用ひたる事をも深く味へむに、誰も是の義は辨ふべくなむ)○説文なほ程の字の説に、十髮爲程一程爲分、十分爲寸とあり、隋の律志に、易緯通卦驗以十馬尾爲一分、孫子算術曰、蠶所吐絲爲忽、十忽爲一絲、十絲爲一毫、十毫爲一氂、十氂爲一分、十分爲一寸、など云へる説等あり、みな異説なり。)偖かく天道自然の物を以て。天道自然の十二氣に合せ制れる度量なるが故に。生乎天道とは云へり。故今また此の古例に效ひて。一粟に十二葉を當つゝ。十二粒を擇び得て。斯の如く縱に累ねて。其の度を撿るに。我が曲尺の七分五氂あり。(そは木に細き溝を彫りて、阿膠を以て著たるなり、然爲ずては、其の縱横よく見留むること能はず、然て試に、其の七分五氂の所に滿粟を排ぶれば十四粒並びて、縱粟に二粒多かり。)故是の七分五氂を。圖の如く十に刻みて分を造りぬ。今の本文に。分の説なきは。十二粟而當一寸の下に。もし分一寸而爲十分など云へる語の有りしが落たるにや。分の字は。篆に分と書きたり説文に。別也。从八从刀(段注會意。)以分別物也。(此釋从

刀之意也、)同書に。八別也。(段注此以雙聲疊韵、說其義、今江浙俗語、以物與人謂之八、與人則分別矣。)象分別相背之形とあり。(また韵會に、增韵判也、裂也、分者自三微、而成著可分別也、とも見えたり、)然れば此の字を度法に用ふるは假借なり。(また是に依りて按ずるに。身度を用ひし間は。分と云ふ度は無りしこと思はる。其は上の孔語にも分を云はず。且つこの分の字のみは假借の字にて。人體より起せるならず。其は人體に。分度を起すべき所なき故に。古く分と云ふ度は立ざりしが、此は我が皇國の度法にも、最古く身度のみなる世には分度の無りしに思ひ合すれば、決めて彼處も然にこそ有りけめ、)〇十寸而爲尺とは。上の十二粟を累ねて作れる寸の。十を積みて一尺となす由なり。故右の七分五釐に成れる寸を。十寸つみて尺を作れば。我が曲尺の七寸五分なる尺と成りぬ。今し新に其の名を設けて。太昊古尺と稱ふ。其は太昊伏羲氏の作り授けし。古尺を再興しつればなり。(此の由よしは下に次々論ひもて行くを視て見つべし。)抑穀類の多

かる中に禾粟をしも。天道自然の法として。此の古尺を作れる因緣を何と攷ふるに。先我が神世に。此の物始めて稗麥豆稻種などと共に。大宜都比賣神の骸に成しを。大國主神。少彥名神の。國造り堅めし御世頃は更なり。天孫降臨以前には。是の物なむ專とある作物なりしこと。粟島てふ地名の彼此あるは更にも云はす。粟ノ國を大宜都比賣と云ひしも。粟を食の專たる物とせし故の。名と聞ゆるを思ひ合せて知らる。然て少彥名神。こを伯耆國粟島に植ゑて。其の熟く實れる時に。其の莖に緣りて外國へ渡り往給へり。(是らの事ども、委くは古史傳につきて見るべし。)茲に其の往坐せる國は。何所ならむと搜索せるに。赤縣州にぞ有ける。そは彼の國籍に。東華大神靑童君。泰乙小子。など申せる神眞。やがて此の神なるにて所知たり。(然れば彼處を始め外國々に、穀物の種ある初めは、早く此の神の持渡し給へる事とぞ推慮らる、周書を始め、古書どもに、神農氏の時に天より粟を降せしとて、神農作天錫之粟穀など云へる事も有れど、此は後の事なり、)偖其より後に、

大國主神も渡りて。彼の邦を統馭し賜ひしを。東方日出の國より出興して。其の明叡八區を照す義を以て太昊氏と稱し。扶桑の神州に居して。幽冥の本府を知する由を以て。扶桑大帝とも申せり。其の馭成せし時。かの國民等に人倫の道を始め。種々の事ども教ふるに。皆泰乙小子と相議りて。皇國の風儀を準則と爲給ひたり。（此れ等の事ども、委くは西蕃太古傳に著せるを見へし。）然れは此の禾穀をしも。其の國民の常食と定めしも。皇國當昔の風に則れる政なること知べし。此の嘉穀のもと我が皇神の錫物なりし事は。是の後神農の時に。天より降せる事も有りしは更にも云はず。遙後ながら。周の遠祖棄と云ひし人も。皇國扶桑の產なるが。生ながら。此を種藝する道に賢くて。後に稷神に祀はれて。后稷と名に負たるをも思ふべし。（稷は說文に、齋也、五穀之長也と見え、韵會に、神名也、古者祭祀以爲穀神、列山氏之子曰柱、爲稷自夏以上祀之周棄亦爲稷自商以來祀之など見えたり、列山氏とは神農氏を謂ふ、然れど柱及び后稷を祭るは後の配祭にて、其の本は

直に禾を神として祭れるなり。其は孝經援神契に、五穀衆多不可徧祭、稷乃原隰之中能長、五穀之祇、故立稷而祭之と有にて知るべし、）是に就て龜田與が黍稷稻粱辨に。彼邦江北少稻。故貴賤常食黍稷之雜穀。又或雜之。以彫菰黄豆之類。給食之不及也。江南常食稻米。貴賤共不食麥粟也。古者江南爲中國之外。（篤胤云彼の地にては江南江北と云ふは、其の西端雍州と云ふ地より、荊楊の二州を經て、東海に注ぐ大江あり、此の江を界として、雍荊楊の半國より南方を江南と謂ひ、其の半國より北方、預靑充冀幷幽などの州を貫く江北と云ふ、太古三皇の時より以來、歷代の都せる所は、皆北方の地にて、此を中國と稱し江南の地をば。凡て外蕃と爲たりし故にかく言へり、）而其中國之人。賤者不得食稻米。唯官有稻人。稻田使者。掌供於祭祀禮食耳。論語曰。食夫稻。衣夫錦。於汝安乎。以稻對錦。且三年不食者。則佳品珍膳。而非常食也。朱氏詩集傳曰。稻即今南方所食稻米也。可見稻者。南方貴常食也。上古以來。至李唐五季。北方此

物至少。平民不得常食也。授時通考載丘瓊山言曰。宋太宗詔。江南之民種諸穀。江北之民種秔稻。又眞宗朝。取占城稻種。散諸民間。今世江南之民。皆雜蒔諸穀。江北之民。亦兼種秔稻。昔之秔稻。惟秋一收。今又有早禾焉。二帝之功。利及民遠矣。然則趙宋以前。北方之王公士民。皆以黍稷供常食。而以稻供佳品珍膳而已。(本草綱目謂。稻即人常所食者。李時珍者。産于南方。而不知北方以是爲珍膳也。夫北方則皆以粟爲民命。故稷總稱禾。又稷穀也。即指粟而已。堯舜時棄爲田正。稷曰后稷者。粟雖下品。以民之常食而命之所賴也。且古五穀不偏祭。以稷該之者。亦此義也。說文所以稷爲五穀之長者。其義本于此。近讀張習孔雲谷臥餘。曰。少嘗疑孔子食稻衣錦之言。謂居喪固不御華美。豈能絕粒不食乎。蓋孔子江南人。無貧富貴賤。皆飯粳米。後歷抵北土。始知民間皆飯粟。惟貴者方購粳米爲飯。故孔子以稻對錦而言也。且春秋時。漕運未通。稻米尤爲難得。由此觀之則古之中國無稻米。斷然而可知也。)

と言ひ。また彼邦北方無稻種。古之所謂中國。與今之中國。延袤大小不同矣。江南則於禹貢周官。在于荒服之例。故周有稻人。別掌稻米之政。而漕運轉輸。又甚難矣。是以北方此物至乏。縱有此物。供宗廟禮食耳。故古者五穀品目。不收稻米。至稱六谷。則始收之。而江南及我邦以稻成常食。後儒以今料古。以我推彼而云。中華則聖賢所出。秀氣所鍾之邦也。其今當出我邦之上。歆羨渇望。欲染指而嘗之。是以反疑古書。欲求其說以塞之。毋乃鑿乎。可爲浩歎矣と云へるは。悉理れたる說なり。(こは往年或人に借たる、寫本をもて抄錄せるなり、頃者聞けば、此書旣に板に彫たるが有りと云へり。)太昊氏の都せし地は。乃ち北方豫州の域にて。陳と云ひし處なるが。此は彼の邦の字書ともを攷ふるに。古くは申の字を書きて。申は古への神の字なり。然るを後に木を从せて東と書き。また後に言を从へて陳に作れるにて。太昊氏の本國扶桑州を申土と稱せりし。木德神邦の號に擬へる地名と聞え。(この事委くは旣に扶桑國考の附錄に

云へり、)かつ禾の字は。木を變じて作り出たる。文字なる事をも思ひ合するに。乃ち當昔本國にて。禾粟を尊と種たりし風のまゝに。此を廣く蒔作らしめ。倘次々に土地の宜きを察して。佗の穀類をも令種たるが。禾粟は最初より。民命の頼る所と充し物なる故に。民等常に親しく。其の自然の樣をも見知り居れば。此の物に準を取れること。大抵穀類の字の禾に从ふを以ても。疑ひ有まじくぞ所思ゆる。(稻は穀類の長なれど、赤縣と云ふ許りの磽地には、水田の物なる故に速には種かたし、是を以てまづ最初に、禾黍などを蒔けむは。然も有べき事にて其つひに習風となりて、北方には禾粟を尊と種けむも知らず。)さて本文に十尺而爲丈とある丈は。篆文に[illegible]と書きて。說文に十尺也。从又持十とあり。(徐鍇が繫傳に、又手也隷作丈と云へり、)持十といふ義。諸家の說審ならず。故考ふるに。次の本文に。中人脩八尺。故八尺而爲尋と有るに據れば。大人の長の一丈なるは。其の兩臂を伸たる尋。また一丈ある故に。大人の尋に依りて此の字を制せるか。或は十は數の十ならず。丈矛の象形にて。男子そを手に執る義を以て。制せる文字かの二を出じとぞ思ふ。(前漢書に、宜從丈人所勸を有る師古が注に、丈人嚴莊之稱、故親而老者皆稱焉、淮南子に、丈人老而杖於人など有るをも思ふべし、)是の二のうち何れを取るとも。男子を丈人丈夫と稱ふ事の本是にて。身體より起せる義は離れず。(說文夫の字の所に、周制八寸爲尺、十尺爲丈、人長八尺故曰丈夫と有るは、周尺に依れる說にて、古義に叶はず、其は周の短尺にてこそ、其の丈は八尺なれ、古尺の丈豈八尺の丈ならむや、从又持十と云へる字解にも、抵牾せる說と云ふべし、然るに段玉裁が从又持十を注するに、此の文を引きて、然則伸臂一尋周之丈也、故从又持十と云へるは阿黨の說なり、)さて此の太昊古尺の一寸は。我が曲尺の七分五釐に當るに。其の一尺は我が曲尺の七寸五分なるが。天文訓に。律管の分寸を云へる度は更なり。測景の事を載して。日冬至八尺之脩。日中而景丈三尺。日夏至。而八尺之景脩。徑尺五寸とある尺寸も。是の禾粟尺なること言ふも

更なり。(そは同じ天文訓に、律呂の分寸を記し竟て後に、此の度法を出せるにて著く、かつ律數の十二なる故に、十二蘖粟の寸尺を作たりと有るにて論ひなし、然るに度を律管の長より出し如く云ふは、此の本末を謬れるなり。)斯て是の晷景を測る術。また太昊氏の誨へ始めたる事なり。其は王子年が拾遺記に。伏羲氏規レ天爲レ圖。矩レ地爲レ法。視二五星之文一。分二晷景之度一と有り。こを思ひ合すれば。天文訓なる尺度晷景ともに。太昊氏の古法なること疑ひなし。抑淮南子の作者劉安は。思ふ旨ありて漢制を用ひず。また周制をも用ふる事なく。其の天文訓の歴法は。太昊氏の古暦を取れり。然れば同篇なる律原。尺度。景測の術も。その遺法なること論ふ迄もなき事なり。(そは周暦は八十一分律暦にて、漢の太初暦、やがて其周暦を襲用せし法なるに、劉安その周暦を用ひず、また周尺は下に論ずる如く、古尺の八寸なるに、其の尺を用ひず、漢尺は秬黍十粒をもて寸を作ると云ふに、其の說同じからず、今の禾粟十二粒の寸を用ひしを以て知るべきなり。)さて說文禾の部。稱の字の下に。春分而禾生。日夏至晷景可レ度。禾有レ秒。秋分而秒定。律數十二。十二秒而當二一分一。十分而寸。其以爲レ重。十二粟爲二一分一。十二分爲二一銖一と有るは。諦に今擧たる劉安の本文に依れる說なり。(然るに是の文に誤脫あり。許愼が舊には決めて、十二秒而當二一粟一。十二粟而當二一寸一とぞ有けむ、そは其以爲レ重。十二粟爲二一分一。十二分爲二一銖一と云へるが正しく今と同文なるを以て、甚著明なる事なりかし。)さて度の制すでに定まりては。量衡また從ひて定まる故に。本文の其以爲レ量と云ふより以下は注を下さず。後人の定補を俟つなり。(其は今急に成し竟ずば、有まじき書等の草稿うち嵩みて、甚く心の閙るればなり。)但し其の量衡の輕重。また太昊の制なる事は。管子輕重篇に。桓公問二於管子一曰。輕重安施。管子對曰。自理レ國。虙戱以來。未レ有下不レ以二輕重一而能成中其王上者也。公曰。何謂。管子對曰。虙戱作二六峜一。以迎二陰陽一。作二九々之數一。以合二天道一。而天下化レ之云々と有にて知らる。(また此の下文に、周人之王循二六峜一合二陰陽一而天下化レ之とも云へり。)

其はまづ尺度ありて後に。九々の數法を作り。其の數を以て量衡をも定めし事と所通ればなり。字典にも。器正字通古器切音計と云ひて。此の文を引きて。王若谷曰。六器其前周髀算法乎。正字通。諸家器義未詳。字書皆不載。委宛編以六計解之。器當讀如計。以企有跂音也とあり。實にも六器は。他書に參攷すべき文無れば。姑く六計の義とも爲べけれど。迎陰陽とも。合陰陽とも有るを思ふに。六律の齊語とこそ所聞たれ。(そは六律は乾の卦の六爻に配し、六呂は坤の卦の六爻に配して、陰陽相迎ひ、相合へる道なることと第二條に論へる如くなればなり)僭しか陰陽を合せ迎へて。六律六呂を造るとしては。一は北方子に位して。萬物の初め。數の始めなれば此は天元にして二を生じ。二より三を生じ。三より萬物を生ずる義を以て。三々九をなし。九々八十一にて。積數極まるが故に。謂ゆる九々之數を作りて算元となし。其の極數を以て黃鐘の長を定めて。量衡をも制せるを。合天道とは云へるならむ。(猶次下の二條に云ふをも合せ考ふべし)さて劉向說苑尊賢篇に。齊桓公設庭燎。爲士之欲造見者。期日而士不至。於是東野鄙人。有以九々之術。見者。桓公曰。九々何足以見乎。鄙人對曰。臣非以九々爲足以見也。夫九々薄能耳。而君猶禮之。況賢於九々乎。桓公曰善。乃因禮之。期月四方之士。相攜而並至と有り。算術を古くは九々術と稱ひしなり。後には此の稱斷ゆる事なし。

(六) 音以八相生。故人脩八尺。故八尺而爲尋。有形則有聲。音之數五。以五乘八。五八四十。故四丈而爲匹。黃鐘之律脩九寸。物以三生。三九二十七。故幅廣二尺七寸。匹者中人之度也。

此は布帛の長を定めし古說なるが。傅會の語等も少からず。其はまづ音以八相生とは。宮商角徵羽の五音。絲竹金石匏土革木の八器を以て。樂聲を生ずるを云ふ。○故に人の脩八尺は。傅會の語なり。人の長の八尺あること。豈樂器の八なる故な

らむや。(強ひては、中人の長八尺なる故に、八の樂器を用ふとは言ひもしつべし、)さて脩は長なり。本書の高誘が序に。以父諱長。故其所著諸長字皆曰脩とあり。然れど脩を長に用ひしこと淮南子ならぬ他書にも多く見えたり。○八尺而爲尋とは。下文に依るに。是中人の度なり。人ごとに。其の尋は必ず身の長ありて。其の手尺の八尺ある物なるが。其は毎人の謂ゆる己が長度なるを。此には中人と限り。其の長を八尺と云へるは。即ちかの禾粟尺の八尺なること知べし。(此はなほ下に論ふべき事どもあり、)○有形則有聲音之數五は。初條に。形體有處。莫不有聲と有るに同じく。形體あれば必ず五音あるを云ふ。○以五乘八。五八四十云々。是また傅會の説なり。此はただ長八尺の人。それに。五倍の布帛を用ひて、衣服に量宜き故の制なるべきをや。○黃鐘之律。脩九寸云々も傅會の説なり。是また唯に中人の身體にほど宜く定めし物と知るべし。(劉安の、すべて古説に據りて、道紀を立たる、俊秀の性なるすら、其の手書中に、かゝる傅會ども往々あり、況て此の人に若ざる人等が書にさる傅會説の多きを思ひやるべし、)○匹者中人之度也とは。布帛の幅廣二尺七寸。長四丈を一匹として。是中人の衣服の度なりと云へるにて。これ彼の禾粟尺の度なれば。其の幅二尺七寸は。我が曲尺の二尺三分五釐に當り。其脩四丈は。曲尺の三丈に當れり。(中人の長八尺と云ふは、曲尺の六尺なり、其長尋に甚く餘るべく、計り定めし匹と聞えたり、)○或人問て言く。太昊氏もし。我が國の神眞にして。暫くかしこに渡れる者ならむには。何の故にか。其の本國の尺度を傳へずして。新に今の粟尺を制れる。答ふ。その聖慮は如何とも曉りがたし。然れども強ひて試に云はゞ。伏羲氏馭戎の當昔まで。彼國に王者と聞えしは。悉わが神眞たちの交替しつゝ馭めし故に、かの國人ら皇國を君子之國と稱し、また大人之國とも稱し、かつ王者を大人と謂ふ言も是より起れり。(此の事はすでに西蕃太古傳、また扶桑國考にも云へれば、今更に委くは云はず、)然るに皇國より渡れる神眞たちは。固より彼の國に蠢化せる人民らより。丈の高かりし故に。其の蠢

民どちの。丈の短きに對へて稱せりと聞ゆるを惟ふに。度制は人體に準とる物なれば。本國扶桑の中人の丈を計りて。其を彼の地產れの長人にも用ふべく。尺度を切めて傳へし者と見えたり。(其は太昊氏元より皇國の神眞にして、皇國の神度は厭まで知り用ひ在しを、其の度より二寸五分短き尺を、彼の國に傳へしは、大凡かゝる故よし無くては叶はず、今比挍するに、彼の國の古粟尺の二尺にて、我が曲尺の一尺五寸に當れり、大抵わが國の古人と、彼の國の古人と其の丈斯許りの相違こそ有つらめ。)しか思ひ合さるゝ事は。淮南子も精神訓には。吾生也有二七尺之形一と云ひ。列子に七尺之骸と見え。周禮考工記に。人長八尺。また鄉大夫職に。國中自二七尺一以及二六十一。野自二六尺一以及二六十有五一。皆征レ之。其疏に。七尺謂二年二十一。六尺謂二十五一と言ひ。(茂卿云く、此以二七尺一爲二中人度一也、以レ此推レ之、則考工記所レ謂八尺爲二中人之魁梧者一審矣と云へるは然る言なり、其は論語に六尺之孤と見え、淮南子に五尺童子とも有ればなり、)また靈樞骨度篇に。黃帝問二於伯高一曰。願聞二衆人之度一。人長七尺五寸者。其骨節之大小長短。各ゝ幾何。伯高曰。頭之大骨。圍二尺六寸。肩至レ肘長一尺七寸。肘至レ腕長一尺二寸半。腕至二中指本節一。長四寸。本節至二其末一。長四寸半。此衆人骨之度也と云へる語もあり。(此は本書の文を大約して、手腕の度をのみ抄せるなり、張介賓が注に、常人之長多以二七尺五寸一爲レ率、如二經水篇一岐伯云、八尺之士、周禮考工記亦曰、人長八尺、乃指二偉人之度一而言、皆古黍尺數也と云ひ、また其の附翼には、孔子荀子皆謂二七尺之體一、爲二中人之率一、素問周禮所レ謂八尺者、蓋言二魁偉丈夫之身一、非二衆人之度一也と云へるも然る說なり、其は漢書に、霍光長財七尺三寸、白皙疏二眉目一、美二須髯一と有るは、茂卿も云へる如く、財の字を觀れば、其長の中人に過ざるを謂へる言なるを思ひ合せて辨ふべし、)然れば。八尺は。實にも偉人丈夫の長。七尺は中人に微短の者。七尺五寸は中人の長にて。共に古粟尺の度なること疑なく。其の七尺五寸は。わが曲尺の。五尺六寸二分五釐に當りて。大抵今時なる中人の長に合へり。彼處の古代皇國

の今時。中人の長の同じきを以て。太昊氏の馭せる世頃の人の。皇國より渡れる神眞等に比べては丈の短かりし事を辨ふべし。(其は伏義氏の長を彼の國の古書どもに、九尺有一寸と有るは、我が曲尺の六尺八寸二分五釐に當るを、彼の國にては甚く大人と爲つれど、皇國にて、大國主神と申し、、當昔を攷ふるに、然しも大人と爲たる趣には聞えず、然るは人の世となりても、七拳脛、八拳脛など云へる名も聞え、九尺一丈計りなる人は、許多ありしかば、況て神世には、六七八尺なる人は常なりし故なり、彼の國にも、九尺或は一丈など聞えし人の無きには有らねど、其の一丈は彼處の古尺にても、我が曲尺の七尺五寸なれば、都て古今共に、かの國人の、皇國人よりは、丈の短き事を知り辨ふべきなり。)然るを。山田圖南子の權量撥亂に。彼方と此方の古人の長短を論じて。余親見二朝鮮荷蘭之客一。其人皆魁梧。不下與二本邦人一相類上。因顧二後漢書一。稱二我邦一爲二倭奴倭人一。本取二諸短矮之義一矣。其以二朱儒國一。附二之倭國下一。亦爲レ是故也。倭字本音猥。與二矮字一幷係二喉音淸行一。蓋古字通用也已。否則倭奴倭人之名。遂不レ可二得而曉一也。後世字書。皆讀レ倭爲二烏禾切一。以爲二日本舊名一。大非二古人命名之意一。舊唐書日本傳曰。倭國自惡二其名不雅一。改爲二日本一。新唐書日本傳亦曰。咸亨元年。遣レ使賀レ平二高麗一。後稍習二夏音一。惡二倭名一更號二日本一。可レ見倭奴倭人。果爲二矮奴矮人一。若讀レ倭如レ字。卽順貌焉。有二可レ惡之義一哉。亦何不雅之有。由レ此觀レ之。華夏古人。與二本邦今人一。其長短不レ同者諦矣と言れしは。狂說謬妄の極みなり。(大抵近世の先輩、今時の學者らの、赤縣學を主とする徒、その父母の國たる神國に、何なる野心か存する如く、動すれば彼處を褒め揚げて、斯ざまに此方を陋しめ貶さむと、恒に力むる弊風にし有れば。そを逐一論ふに足ねども、此はしも大義に關かる事にて、見捨べき事ならねば、少その由を辨へてむ。)其はまづ倭ちふ地名の。彼國籍に古く所見たるは。山海經海內北篇に。蓋國。在二鉅燕南。倭北一。倭屬レ燕とある是始めにて。燕に屬せる小島なるが。王充論衡に。周時倭人貢二鬯艸一と有るも、此の地を云ひて。皇國の事には非ず。

(そは山海經に、朝鮮の前に擧たるにて知るべし、皇國は朝鮮よりも遠き、海外荒東にこそ有れ、豈かの國の海內屬島ならむや、然て論衡に、倭人と云へるを松下見林をはじめ、先輩みな皇國の事として、其の鬯草を貢せりと云ふを、譽の如く云へるが多かるは、傍いたき事なり、)然るを前漢書の地理志に。班固いかに惑ひたりけむ。此を皇國の事と爲たるより。後漢書魏志など其の謬りを承て。倭を皇國の總名と爲つれば。是より後の書等に倭國と有るは。皆皇國を稱ふこと。扶桑國考の附錄に。委曲に論へるが如し。(但し彼の燕の屬地なる倭を、倭と名けし義は詳ならず、字の正面より云はゞ、柔順なりし地風にや有けむ、然るに其の名を皇國に轉じて後は、其の地を倭と云こと永く絕たり、偖また山海經の倭屬レ燕とある文の郭注は、晉代すでに、皇國を倭と心得たる故に、皇國の風を傳聞せる、其の趣をもて注せる說なれば、取るに足らず、)さて倭奴と云へるは。實にも皇國の地なれど。此を皇國の總號と爲たるには非ず。乃ち筑紫の怡土郡を云へり。其は倭奴ちふ名の始めて所見たるは。後漢書の東夷傳に。倭在ニ韓東南大海中一。依ニ山島一爲レ居。凡百餘國云々。光武帝中元二年。倭奴國奉レ貢朝賀。使人自稱ニ大夫一。倭國之極南界也。光武賜以ニ印綬一と有る乃ち是なり。(此の文に倭と云ひ、倭國と云へるは、既に誤りて、倭を皇國の名と爲たるなり、)そは倭國之極南界也と云ふ事の。筑紫に能く叶ふが上に。天明四甲辰年十二月に。筑前ノ國那珂郡の民。地を掘りて金印を得たるに。其の文に漢の委奴國王と有りしを。國主に獻れる事あり。(此の事委くは藤貞幹が好古小錄、皆川愿が文集などに載たれば、就て見るべし、)是疑なくも光武賜ふとある印と聞ゆれば。倭と云ふは皇國を指たれど。倭奴と云へるは怡土郡にて。當昔この邊を知たりし人の。私に彼處に物して。然る印綬を受來れるが埋もれ在りしこと。又更に論ひ無き者なり。(貞幹が言に說文に、倭从レ人委聲、於爲切と見え、委从レ女从レ禾於詭切とあり、倭は平聲、委は去聲なり、然れども倭委聲と云ふに據れば、古は倭と委と聲相通せり、然れば委奴國即ち謂ゆる倭奴國なること知る

べし。而して東夷傳に、倭國之極南界と云ふときは倭は是れ本邦の總名にして、倭奴國は即ち邦中の一國名なり、按ずるに魏志の倭傳に、至二末盧國一東南陸行五百里、到二伊覩國一と末盧は今の肥前國松浦郡なり、伊覩國は即ち筑前國怡土郡なり、委奴、倭奴、伊覩怡土みな通ず、仲哀天皇紀に、筑前國伊覩縣主祖五十迹手と云へるあり、疑らくは伊覩縣主、使譯を漢に通じ、漢授くるに、此の印を以するかと云へるは、信に當れる考説なり。)然るに圖南子。倭を矮の義に誣ふるに。其の倭國傳に。南四千餘里。至二朱儒國一。人長三四尺と有るをも證となし。倭與レ矮古字通用也己。否則倭奴倭人之名。遂不レ可二得而曉一也と云へるは慢語なり。然るは皇國内は更なり。皇國外にも東海中に。古今に然る小人の國は無ればなり。然るに後漢書また魏志などに。皇國に朱儒國を附せるは。列子に僬僥國とある訛説の由來を知らず。朱儒國と翻名して。倭國傳に附たるなるを。圖南その義を得曉らず。自から強ひて。矮奴の辱しめを受むと欲る證と爲たるは。豈狂妄の甚しきに非ずや。

(列子なる僬僥國の説は、訛言ながらも自來ある説なること、三神山考に委く論へり披き見るべし。)さて新舊唐書二傳の説。また殊に古へに聞き說れるを。珍しげに取出たるも可笑し。そは日本と云ふ名も。元來は皇國人の。唐の世頃などに稱ひ始めし名には非ず。いと早く軒轅黃帝記に。乘黃と云ふ獸の事を。出二日本國一。壽三千歲と見え。梁の任昉が述異記に。日本國有二金桃一。其實重一斤なども見えて。彼の國より尊み稱せる名なるをや。(猶此の外に、諸の古書に、日下、扶桑、華胥、君子國、大人國、若木國など尊稱し河圖括地象には、昜州とも申土とも尊める名等あり、日下は日本といふに同じく、申土は神國と云ふに同じ、なほ右名等のことは、扶桑國考の附錄に云へりき。)偖また朝鮮荷蘭の客を親見するに。皆魁梧にして。本邦の人と相類せずとて。此をも皇國を矮奴とする。一證と爲たるは殊にいやし。其はおのれ朝鮮人は親見せねど。長崎人また對馬人などに。其の樣を探ぬるに。皇國人に比べて。長は大抵同等なるが。凡ては皇國の人より卑弱に見ゆと云へ

り。（然れば圖南子は、明和元年に、彼の國人の來朝せる時に、一人二人は、長高き人も有けるを見て、例の韓人をかしこむ目に、概して魁梧なる如く見惑へるにぞ有るべき。）また和蘭陀人は。己も親見せるに。强ひて言はゞ。魁梧とも云ふべけれど。皇國赤縣韓地などとは。地脈元より異にして。其の人類また異種なる故に。其の容貌の異かる者なれば。此に引出べき事とも所思ざるを。何をかな皇國を。かの紅毛戎より卑劣れる。矮奴にせむと欲する意に引出しなり。（茂卿が度考に、宛委餘編曰、苻堅時有中香、夏默、護磨那、倶長一丈九尺。爲拂蓋郎、則長之極者、然是外國人也、又大秦人長一丈五尺、好騎駱駝、以魏晉尺言之、一丈九尺則今一丈四尺三寸一分、大秦國濱西洋、今西洋固有若此者。不足怪と云へるは然る言にて、此れ等は皇國赤縣などの人種の上に準ふべきには非ずかし。）さて右の論説どもは。假令左まれ右まれ。彼此ともに。人體に法りて立たる尺度の。長短甚く異にして。彼の古尺を。此の尺に比校すれば。四之三に當るを以て。今時は知らず。太昊氏の尺度を制めし。當昔の蠢民等が皇國人より長の矮短なりしこと論ひなく。此は何に彼處を最屓むと欲とも。屓ひ課すまじき事にざりける。（其は後漢書に、謬りて倭國の下に朱儒國を附せるを證として倭を矮短の義と爲たる、圖南の説に類せれど、淮南子山海經ともに、東方皇國の域に、大人國君子國を並べ擧たるをも思ひ合せて、此の旨を曉り辨ふべし。）抑俗の漢學者流の所説はも。元より彼處の忠臣たらむと欲して。皇國の事にも及ぶと見ゆるを。余は元より神國の神民たらむと欲して。外蕃の事にも及ぶ。これ余が世俗の學者と學則氷炭相反して。虎狼の如く憎み譏られ。獨り机上に氣を吐きて。唯神明の幽鑒を仰ぎ。苟くも我を知る人あらむ事を。今世に期せざる所以なり。

（七）數始於一。一而不生。故分而爲陰陽。陰陽合和而萬物生。故曰。一生二。二生三。三生萬物。以三參物三三如九。故黄鐘之律。九寸而宮音調。因而九之九

九八十一。故黄鐘之數立焉。律之數六。分爲雌雄。以副十二月。十二各以三成。故置一而十一。三之爲積分十七萬七千一百四十七。黄鐘大數立焉。

本書に初句の數の字を落せり。今は五行大義に引たる文に依りて補へり。○三生萬物と云ふまでは。第一條に同義の文あり。彼處に云へるを合せ考ふべし。(前漢書律志に、黄鐘之數、始於一而三之、三三積之と有る、橘春暉が注に、一者泰極之謂、强言其形、則圜也、天地日月及一滴水、一點火、未著人力者、其形皆圜、亦可以見泰極之形、凡形圜者其徑一而其圍三、是自然之數而所謂泰極元氣、含三爲一者也と云へるは信に然る言なり、是をも思ひ合せてよ。)○以三參物云云とは。三才を以て萬物を參出する趣は。三に三を乘じて。九と爲たる如くなる故に。北方子の一に始まる。黄鐘の律管を。九寸と爲しかば。宮の音調和せる由なり。(五行大義に引たる三禮義宗に、凡黄鐘之管、本長九寸、九者陽數之極也、所以管用九寸、以度陽氣、陽氣應時而發、此自然神驗者也と云へるも此の義なり。)○因而九之九々八十一。故黄之鐘數立焉。周語の韋昭解に。黄鐘六律之首。乾之初九。陽之變也。管長九寸。徑三分。圍九分。律長九寸。因而九之。九々八十一。故黄鐘之數立焉。林鐘六呂之首。坤之初六。陰之變也。管長六寸。法云九分之六。故九六陰陽。夫婦子母之道。大蔟乾九二也。管長八寸。法云九分之八。と有るは。疑なく此の文に本づけるなり。(陽之變とは老陽を云ひ、陰之變とは老陰を云ふ。九六は陰陽の老數なる故に變といふ、黄鐘は六律の首、林鐘は六呂の首にて、陰陽夫婦の如く、其の餘の律呂は、子の如くにぞ有ける。)さて因而九之とは。史記の律書に。律數九々八十一。以爲宮。黄鐘長八寸十分一と有るを合せ考ふるに。上の如く。三を以て物に參して。三々九の如くなる故に。律管の寸は。彼の古尺の九分を。一寸に取れる義なり。(こは韋昭が注に法云九分之六、法云九分之八など云へるは、九分寸の六寸、九分寸の

八寸なる由を明せる、古法語なるを思ひ合せて知べし。)是を以て九々八十一分あるを。黄鐘の數に立たるなり。林鐘の六寸も此れに准へて。六九五十四分なるを。其の數に立たる事を辨ふべし。(史記の索隱に、律書云黄鐘長九寸者、九分之寸也、九々八十一、故云長八寸十分一、劉歆鄭玄等、皆以長九寸、即十分之寸、不依此法也と云ひ、朱熹も律呂新書の序に、寸以九分為法則淮南、大史。小司馬之説可推と云ひ、史記の頭注に、考要云、黄鐘之管九寸、毎寸九分、故曰九々八十一とも、黄鐘九寸、毎寸九分、九々乘之、凡八十一分而又以十約之とも云へり、秦鼎が周語定本の頭注に。黄鐘九寸毎寸九分、九々八十一、而為宮必如是者、以此置算、算無奇零故也と云へるは然る言なり。)〇律之數六。分為雌雄云々は。雄雌は律呂と云ふが如し。もと六律にて。雌雄を分ざりしを。後に十二律呂と為せるを云ふ。(そは年中十二節の消長、及び雌雄の鳳聲に象れること次條に注ふが如し。)〇以副十二月とは。十二律呂を。各々十二月辰に副せる義にて。其の在位は既に第二條に注せるが如し。〇十二各々以三成云々は。大極の元氣子に始まりて。十二辰を行り。十二律呂を成すに。其の數次々に三倍して。亥に至りて此の如き大數に至る由なり。(前漢の律志に太極元氣、函三為一、行于十二辰、始動于子、參之於丑得三、又參之于寅得九、又參之於卯得二十七、又參之于辰得八十一、又參之于巳得二百四十三、又參之于午得七百二十九、又參之于未得二千一百八十七、又參之于申得六千五百六十一、又參之于酉得萬九千六百八十三、又參之于戌得五萬九千四十九、又參之于亥得十七萬七千一百四十七、此陰陽合德、氣鐘于子、化生萬物者也と有るは、今の本文を精説敷延せる者なり、史記の律書にも、此の説を擧たれど精に過ぎて、却りて通え難ければ抄し出ずなむ。)但し此は律數の學を專とする人々の嚴しく議する事には有るなれど予をもて是を觀れば。眞の古説とは思はれず。周以來の傳會なるべくぞ所思る。

(八)凡十二律。黄鐘爲宮。大蔟爲商。姑洗爲角。林鐘爲徵。南呂爲羽。物以三成。音以五立。三與五如八。故卯生者八竅。律之初生也。寫鳳之音。故音以八生。黄鐘爲宮。宮音之君也。

南呂爲羽と云ふまでは。既に第三條に。同文ありて注せるが如し○物以三成は。前條に同義の文あり。准へて知べし○音以五立とは。宮商角徵羽の五音を以て。律聲の定立する由なり。○三與五如八。故卯生者八竅とは。萬物三を以て成り。其の音は五を以て立ゆゑに。卯生の者は。眼耳鼻口の七竅と。二便一竅に出て。八竅なる由なり。(然れど此れも古法語とは聞えず。周以來の例の傅會と聞えたり。)○律之初生也。寫鳳之音。故音以八生とは。律法に順八と云ふ事あり。其は黄鐘より順に數へて。林鐘は第八に當り。林鐘より順に數へて大蔟その八に在り。大蔟より順に數へて南呂は第八に當り。南呂より順に數へて姑洗その八に在り。こを音以八生とは云へり。(また逆六と云ふ事ありそは黄鐘より逆に數へて、林鐘は其の六に當り、林鐘より逆に數へて大蔟その六に在り、大蔟より逆に數へて、南呂その六に在り、南呂より逆に數へて、姑洗は其の六に當る、以下は是に准へて知るべし。)さて寫鳳之音とは。鳳凰の鳴聲を。十二律呂の管に寫せる由なり。抑律管の初生は。まづ身度ありて後に。度器の制あり。度器ありて後に律管の制あり。律管ありて後に。音樂の曲節あり。其は皆伏羲氏に創れること。上の件々に辨ふる如くなれば。其の律管に鳳音を寫せるも。此に誰とは云ざれど。伏羲氏なること論ふも更なり。然るに古書どもに。是を伏羲氏と爲たる説は有こと無く、黄帝に係たる説々多かるは訛傳なりけり。(そは軒轅黄帝記をはじめ、呂氏春秋古樂篇、説苑脩文篇、前漢書律志、風俗通聲音篇、晋書律志、隋書律志、その以來の諸書に、此の説の見えたるは今計ふるに暇あらず。)今其の諸書を折衷して著さむに。黄帝使伶倫往大夏之西。崑崙之陰解谷。采鍾龍之竹。取其竅厚均者。

斷兩節間。其長九寸。律而吹之。以爲黃鍾之宮。曰含少。聽鳳凰之鳴。以別十二律。其雄鳴爲六。雌鳴亦六。比黃鍾之宮。而皆可以生之。故曰。黃鍾之宮律呂之本也と有る是なり。(其長九寸を黃帝記に、七寸七分と見え、呂氏春秋には三寸九分と有り、晉志隋志通鑑外紀も三寸九分と云へるは、呂氏を取れるにて、共に訛傳なること、上に論へるにて知るべし、其餘の諸書はみな、九寸とあり。)太皞宓戲氏の彼の國に王たりし間に。生める子を少典氏と云ふ。黃帝は其の子にて神農氏と兄弟なること。既に著せる書等に考へ記せるが如し。太皞氏の樂を扶桑と稱へるに。神農氏の樂を扶犂と云ひ。黃帝の樂を咸池と云へるは。共に太昊氏の樂曲を承襲せし者と聞ゆれば。太昊の樂律を黃帝には修爲を加へけむを。右の如くも傳へ來れる事とぞ思はるゝ。(後に明の李文芳が太古遺音といふ書を見れば、伏羲樣の琴の所に、伏羲見鳳集于桐。乃象其形。立高三尺。增六寸六分。制以爲琴法。六律六呂之會。取期之數。索神謫爲絃。修眞理。性反其天眞。斷琴者。則而象之。絲桐之制自此始也と云へり、其の本何に出る說なるか知ねども、此は今の考へに符合して古說とこそ聞えたれ、)

(九)黃鍾位子。其數八十一。下生林鍾。林鍾之數五十四。上生大蔟。大蔟之數七十二。下生南呂。南呂之數四十八。上生姑洗。姑洗之數六十四。下生應鍾。應鍾上生蕤賓。蕤賓下生大呂。大呂上生夷則。夷則下生夾鍾。夾鍾上生無射。無射下生仲呂。下生者倍以三除之。上生者四以三除之。其以爲音也。一律而生五音。十二律而爲六十音。因而六之。六六三十六。故三百六十音。以當一歲之日。故律曆之數天地之道也。

此の條も天文訓に取れるが。本書に錯亂誤字等あ

るを。今は皆訂正して出せるなり。（そはまづ律呂の數を云ふこと、古説は疑なく姑洗六十四迄なるを、應鐘以下にも、其の數を載せるは、後人の所爲なり、其の由は、下に云ふべし、また大呂以下の上下の字、互に誤れり、また其以爲音也と云ふより以下五十字、生仲呂の下、下生者と云ふより上に出たるは、錯亂なること著明ければ訂正せり）さて上生者四以三除之と云ふまでの文は。呂氏春秋音律篇。及び劉向説苑脩文篇に。黄鐘生林鐘。林鐘生大蔟。大蔟生南呂。南呂生姑洗。姑洗生應鐘。應鐘生蕤賓。蕤賓生大呂。大呂生夷則。夷則生夾鐘。夾鐘生無射。無射生仲呂。三分所生益之一分以上生。三分所生去其一分以下生。黄鐘。大蔟。姑洗。蕤賓。夷則。無射底上。林鐘。南呂。應鐘。大呂。夾鐘。仲呂爲下と見え。（但し呂氏説苑共に。黄鐘、大呂、大蔟、夾鐘、姑洗、仲呂、蕤賓爲上、林鐘、夷則、南呂、無射、應鐘爲下と有るは、本文の上下は、所生の上下なるを、十二節に在位の上下と思ひ錯りて、後人の譌寫せるなれば、今は改めて引たるなり）五行大義に。樂緯云。黄鐘中宮數八十一。增治上生。減治下生。上生者三分益一。下生者三分減一。益者以四乘之。以三除之。減者以二乘之。以三除之と有るに。同義の文なるを。古今の學者多く其の義を解し謬れり。（然るは呂氏の本文なる高誘註に、律呂相生、上者上生、下者下生と云へるは畢沅が校本に、此注當作上者下生、下者上生と云へる如く誤りなるに、また天文訓の今の本文の高誘注に、鐘律上下相生誘不敏也と云へれば、解し得ざりしこと著し、かくて畢沅が、右の注文を校せる説は然る事なれど、本文の爲上爲下といふ文を、十二辰に在位せる上下の事と、思ひ錯れる注を爲たり、また淮南子の劉績が增注も共に通えず。近世逵吉が校本すらも。大呂以下の上下の字を互に錯れり、是を以て古今の學者の、此條を熟く解し得ざりし事を知れり）然れど此は前漢の律志に。黄鐘之長。參分損一。下生林鐘。參分林鐘益一。上生大蔟。參分大蔟損一。下生南呂。參分南呂益一。上生姑洗。參分姑洗損一。下生應鐘。參分應鐘益

斷兩節間。其長九寸。而吹之以爲黃鍾之宮。曰含少。聽鳳凰之鳴。以別十二律。其雄鳴爲六。雌鳴亦六。比黃鐘之宮。而皆可以生之。故曰。黃鐘之宮律呂之本也と有る是なり。(其長九寸を黃帝記に、七寸七分と見え、呂氏春秋には三寸九分と有り、晋志隋志通鑑外紀も三寸九分と云へるは、呂氏を取れるにて、共に訛傳なること、上に論へるにて知るべし、其餘の諸書はみな、九寸とあり。)太皞宓戲氏の彼の國に王たりし間に。生める子を少典氏と云ふ。黃帝は其の子にて神農氏と兄弟なること。既に著せる書等に考へ記せるが如し。太皞氏の樂を扶桑と稱へるに。神農氏の樂を扶犂と云ひ。黃帝の樂を咸池と云へるは。共に太昊氏の樂曲を承襲せし者と聞ゆれば。太昊の樂律を黃帝なほ修爲を加へけむを。右の如くも傳へ來れる事とぞ思はるゝ。(後に明の李文芳が太古遺音といふ書を見れば、伏羲樣の琴の所に、伏羲見鳳集于桐、乃象其形、立高三尺、增六寸六分、制以爲琴法六律六呂之會、取期之數、索神繭爲絃、修眞理性反其天眞、斷琴者、則而象之、絲桐之制自此始也と云へり、其の本何に出る說なるか知ねども、此は今の考へに符合して古說とこそ聞えたれ、)

(九) 黃鐘位子。其數八十一。下生林鐘。林鐘之數五十四。上生大蔟。大蔟之數七十二。下生南呂。南呂之數四十八。上生姑洗。姑洗之數六十四。下生應鐘。應鐘上生蕤賓。蕤賓下生大呂。大呂上生夷則。夷則下生夾鐘。夾鐘上生無射。無射下生仲呂。下生者倍以三除之。上生者四以三除之。其以爲音也。一律而生五音。十二律而爲六十音。因而六之、六六三十六。故三百六十音。以當一歲之日。故律曆之數天地之道也。

此の條も天文訓に取れるが。本書に錯亂誤字等あ

るを。今は皆訂正して出せるなり。〔そはまづ律呂の數を云ふこと、古說は疑なく姑洗六十四迄なるを、應鐘以下にも、其の數を載せるは、後人の所爲なり、其の由は、下に云ふべし、また大呂以下の上下の字、互に誤れり、また其以爲音也と云ふより以下五十字、生仲呂の下、下生者と云ふより上に出たるは、錯亂なること著明ければ訂正せり〕さて上生者四以三除之と云ふまでの文は。呂氏春秋音律篇。及び劉向說苑脩文篇に。黃鐘生林鐘。林鐘生大蔟。大蔟生南呂。南呂生姑洗。姑洗生應鐘。應鐘生蕤賓。蕤賓生大呂。大呂生夷則。夷則生夾鐘。夾鐘生無射。無射生仲呂。三分所生益之一分以上生。三分所生去其一分以下生。黃鐘。大蔟。姑洗。蕤賓。夷則。無射底上。林鐘。南呂。應鐘。大呂。夾鐘。仲呂爲下と見え。（但し呂氏說苑共に。黃鐘、大呂、大蔟、夾鐘、姑洗、仲呂、蕤賓爲上。林鐘、夷則、南呂、無射、應鐘爲下と有るは、本文の上下は、所生の上下なるを。十二節に在位の上下と思ひ錯りて、後人の謬寫せるなれば。今は改めて引たるなり〕五行大義に。樂緯云。黃鐘中宮數八十一。增治上生。減治下生。上生者三分益一。下生者三分減一。益者以四乘之。以三除之。減者以二乘之。以三除之と有るに。同義の文なるを。古今の學者多く其の義を解し謬れり。（然るは呂氏の本文なる高誘註に、律呂相生、上者上生、下者下生と云へるは畢沅が校本に、此注當作上者下生、下者上生と云へる如く誤りなるに、また天文訓の今の本文の高誘注に、鐘律上下相生誘不敏也と云へれば、解し得ざりしこと著し、かくて畢沅が、右の注文を校せる說は然る事なれど、本文の爲上爲下といふ文を、十二辰に在位せる上下の事と、思ひ錯れる注を爲たり、また淮南子の劉績が增注も共に通えず。近世逵吉が校本すらも。大呂以下の上下の字を互に錯れり、是を以て古今の學者の、此條を熟く解し得ざりし事を知れり〕然れど此は前漢の律志に。黃鐘之長。參分損一。下生林鐘。參分林鐘益一。上生大蔟。參分大蔟損一。下生南呂。參分南呂益一。上生姑洗。參分姑洗損一。下生應鐘。參分應鐘益

一。上生蕤賓。參分蕤賓、損一。下生大呂。參分大呂益一。上生夷則。參分夷則損一。下生夾鐘。參分夾鐘益一。上生亡射。參分亡射損一。下生仲呂。陰陽相生、自黄鐘始而左旋。八々爲伍。と有るを參考して。其の義いと諦に所知たり。（なほ其の注に、晉灼曰、蔡邕律曆記云、凡陽生陰曰下、陰生陽曰上也、孟康曰、從子數辰至未得八、下生林鐘呂、數未至寅得八、上生大蔟律、上下相生皆以此爲率、伍偶也、八々爲偶と見え、五行大義に、黄鐘初九下生林鐘初六、又上生大蔟九二、又下生南呂六二、又上生姑洗九三、又下生應鐘六三、又上生蕤賓九四、又下生大呂六四、又上生夷則九五、又下生夾鐘六五、又上生無射上九、又下生仲呂上六、所以同位象夫妻、異位象母子、所謂律娶妻而呂生子者也と有るをも思ひ合すべし。）さて黄鐘宮は子に位して。其の管の長九分寸の九寸にて。其の數八十一分なるを。三分すれば。二十七分づゝと成るを。一分去れば九分寸の六寸にて、五十四分あり。此を下林鐘徵の數と爲して。黄鐘と夫妻となす。（即黄鐘乾初九と、林鐘坤初六と相偶せり、五行大義に、同位象夫妻と云ひ、律娶妻と云へる是なり、）次に林鐘の五十四分を三分すれば。十八分づゝなり。故其の五十四分に十八分を加ふれば。九分寸の八寸にて。七十二分あり。此を上大蔟商の數となして、林鐘の子となす。（五行大義に、異位象母子といひ、呂生子と云へる是なり。）さて大蔟の七十二分を三分すれば。二十四分づゝと成るを。一分去れば。九分寸の五寸三分にて。四十八分あり。此を下南呂羽の數と爲して。大蔟と夫妻となす。（乃ち大蔟の九二と、南呂の六二と相偶せり。）次は南呂の四十八分を三分すれば。十六分づゝなり。故其の四十八分に。更に十六分を加ふれば。九分寸の七寸一分にて。六十四分あり。此を上姑洗角の數と爲して。南呂の子と爲なり。（管子に、凡將起五音首先主一、而三之四開以合九々、以是生黄鐘首以成宮、三分而益之、以一、爲百有八、爲祉、有三分、而去其乘、適足以是生商、有三分、而復於其所以是成羽、有三分、而去其乘適

足以是成角と有るも。熟く視れば、此の法に異ならず、大抵算家の語は古へより斯の如く迂遠にして、我が如く無算の人を、甚く惑はしむる物なり、後世の算家の語は殊に然なり、心得て在るべし。)然るに此の姑洗までは。如此く寸分を云るれども。是の次應鐘より以下は。奇零盡ること無く。絕て寸分を云ふこと能はず。(そは姑洗の六十四を三分すれ、ば二十一分三釐不盡づゝと成るを、其の一分を去れば四十二分六釐不盡にて、終りの仲呂まで其の不盡止ことなし。)玆に律呂新書を見れば。律書曰。律數九々八十一以爲宮。三分去一。五十四以爲徵。三分益一。七十二以爲商。三分去一。四十八以爲羽。三分益一六十四以爲角。○通典曰。古之神瞽。攷律均聲。必先立黃鐘之均。(五聲十二律、起於黃鐘之氣數。)黃鐘之管以九寸爲法。(度其中氣、明其陽數之極。)故用九自乘。爲管絲之數。(九々八十一數。)其增減之法。又以三爲度。以上生者皆三分益一。下生者。皆三分去一。宮生徵。(三分宮數八十一、則分各々二十七、下生者去一、去二十七、餘有五十四、以爲徵、故徵數五十四也。)徵生商。(三分徵數五十四、則分各々十八、上生者益一。加十八於五十四、得七十二、以爲商、故商數七十二也。)商生羽。(三分商數七十二、則分各々二十四、下生者去其一、去二十四、得四十八、以爲羽、故羽數四十八也。)羽生角。(三分羽數四十八、則分各々十六、上生者益一、加十六於四十八、則得六十四以爲角、故角數六十四也。)此五聲小大之次也。是黃鐘爲均。用五聲之法。以下十一辰。辰各有五聲。(十一辰とは十一律を云ふ。)其爲宮商之法亦如之。辰各有五聲。合爲六十聲。是十二律之正聲也。按宮聲之數八十一。商聲之數七十二。角聲之數六十四。徵聲之數五十四。羽聲之數四十八。是黃鐘一均之數而十一律於此取法焉。通典所謂以下十一辰。辰各五聲。其爲宮爲商之法。亦如之者是也と云へるは。早くも今の意を得たる說なり。(斯て後に橘春暉が前漢志の解を見るに、九々八十一是黃鐘之數也、是爲五聲之本、三分損一、以下生徵、徵數五十四、三分之益一、以上生商、商數七十二、三

一 黄鐘 宮 八十一分 九寸

二 林鐘 三分黄鐘去其一分 徵 五十四分 六寸

三 大蔟 三分林鐘加其一分 商 七十二分 八寸

四 南呂 三分大蔟去其一分 羽 四十八分 五寸三分

五 姑洗 三分南呂加其一分 角 六十四分 七寸一分

六 應鐘 三分姑洗去其一分

七 蕤賓 三分應鐘加其一分

八 大呂 三分蕤賓去其一分

九 夷則 三分大呂加其一分

十 夾鐘 三分夷則去其一分

十一 無射 三分夾鐘加其一分

十二 仲呂 三分無射去其一分

	天文訓	國語注	史記律書	改正律數
黄鐘	九寸八十一分	九寸八十一分	八寸七分ノ一	八寸十分ノ一
大呂	七十六分	八寸四分	七寸四分三分ノ一	七寸五分三分ノ二
大蔟	七十二分	八寸	七寸七分ノ二	七寸十分ノ二
夾鐘	六十八分	七寸五分	六寸一分三分ノ一	六寸七分三分ノ一
姑洗	六十四分	七寸一分	六寸七分ノ四	六寸十分ノ四
仲呂	六十分	六寸七分	五寸九分三分ノ二	五寸九分三分ノ二
蕤賓	五十七分	六寸三分	五寸六分三分ノ一	五寸六分三分ノ二
林鐘	五十四分	六寸	五寸七分ノ四	五寸十分ノ四
夷則	五十一分	五寸六分	五寸四分三分ノ二	五寸口口三分ノ二
南呂	四十八分	五寸三分	四寸七分ノ八	四寸十分ノ八
無射	四十五分	五寸	四寸四分三分ノ二	四寸四分三分ノ二
應鐘	四十二分	四寸七分	四寸二分三分ノ二	四寸二分三分ノ二

分之ニ損レ一、以下生レ羽、羽數四十八、三分之ニ益レ一、以上生レ角、角數六十四。至ニ角聲之數六十四ニ以ニ三分之ニ、不レ盡ニ一算ニ數不レ可レ行此聲之數所ニ以止ニ於五ニ也と云へるも、信に然る言なり）故是れに依りて尚考ふるに。律數の古法は。たゞ上の五律のみ。五音の本なる故に。其の數を定め。其の餘の七律は。所生の長を三分損益する耳にて。其の數を立ざりしと聞えたり。（然るを本書天文訓の文に、應鐘之數四十二、蕤賓之數五十七、

大呂之數七十六、夷則之數五十一、夾鐘之數六十八、無射之數四十五、仲呂之數六十と有るは、其の不盡を平均したる數なれば、後人加添の文なること疑ひなし。)今其の古法に因準して。黄鐘の九々八十一分を本數となし。三分の損益しつゝ。太昊古律の十二管を制ること四〇頁の圖の如し。上の諸書を參攷するに。律管の古法は、必ずかくの如くなりし事疑なきを。今世に用ふる律管は。いかが有らむ知らず。今因に本書天文訓。また國語の韋昭か注史記の律書。及び律呂新書の改正律數を。こゝに聚めて其の異同を示すこと四一頁の圖の如し。○律呂新書に。按律書此章所記。分寸之法。與佗記不同。以難曉故多誤。蓋取黄鐘之律九寸。一寸九分。凡八十一分。而又以十約之爲寸。故云八寸十分一。作七分一者誤也。隋志引此章中黄鐘。林鐘。大簇應鐘四律寸分。以爲與班固。司馬彪。鄭氏。蔡邕。杜夔。荀勗所論。雖尺有增減。而十二律之寸數並同。則是時律書尚未誤也。及司馬貞索隱。始以舊本作七分一爲誤。其誤亦未久也。沈括亦曰。此章七字皆當作十字。誤屈中畫耳。大要律書用相生分數。相生之法。以黄鐘爲八十一分。今以十爲寸法。故有八十一分。漢前後志及諸家。用審度分數。審度之法。以黄鐘之長。爲九十分。亦以十爲寸法。故有九十分。法雖不同。其長短則一。故隋志云。寸數並同也と云へり。(此の外にも、史記律書の誤を正せる説なほ長かり皆理たる説なり、委くは新書に就て見べし。)さて今類聚する所の律數。すべて四家の中に。天文訓と國語の注とは。全く同數にて。天文訓は九分寸の本分をもて言ひ。國語の注は九分寸の寸をもて云へる耳の違なるが。新書の改正と共に。黄鐘。林鐘。大蔟。南呂。姑洗の五律數みな能く合たり。(其の餘七律の數の、準と爲すに足ざること、上に論ふ如くなれば。此は議に及ばずなむ。)○さて本文に。其以爲音也と云ふより以下は。前漢の元帝が時に。京房その説を傳へし以來。歴代これを口實とする。三百六十音律の古説なり。一律而生五音とは。十二律の一律ごとに。各々宮

商角徵羽の五音を生ずるを云ふ。是を以て十二律而爲六十音とは云へり。禮記の禮運に。五聲六律十二管。還相爲宮也と云ふ者乃是なり。（鄭玄注に。五聲宮商角徵羽也、始於黃鐘、管長九寸下生者三分去一、上生者三分益一、終於南呂、更相爲宮凡六十也と云へり、律呂新書に南呂を仲呂と引誤れり。）孔穎達が疏に。黃鐘爲第一宮。下生林鐘。爲徵。上生大蔟爲商。下生南呂爲羽。上生姑洗爲角。○林鐘爲第二宮。上生大蔟爲徵。下生南呂爲商。上生姑洗爲羽。下生應鐘爲角。○大蔟爲第三宮。下生南呂爲徵。上生姑洗爲商。下生應鐘爲羽。上生蕤賓爲角。○南呂爲第四宮。上生姑洗爲徵。下生應鐘爲商。上生蕤賓爲羽。上生大呂爲角。○姑洗爲第五宮。下生應鐘爲徵。上生蕤賓爲商。上生大呂爲羽。下生夷則爲角。○應鐘爲第六宮。上生蕤賓爲徵。上生大呂爲商。下生夷則爲羽。上生夾鐘爲角。○蕤賓爲第七宮。上生大呂爲徵。下生夷則爲商。上生夾鐘爲羽。下生無射爲角。○大

	宮	徵	商	羽	角
第一	黃鐘	林鐘	大蔟	南呂	姑洗
第二	林鐘	大蔟	南呂	姑洗	應鐘
第三	大蔟	南呂	姑洗	應鐘	蕤賓
第四	南呂	姑洗	應鐘	蕤賓	大呂
第五	姑洗	應鐘	蕤賓	大呂	夷則
第六	應鐘	蕤賓	大呂	夷則	夾鐘
第七	蕤賓	大呂	夷則	夾鐘	無射
第八	大呂	夷則	夾鐘	無射	仲呂
第九	夷則	夾鐘	無射	仲呂	黃鐘
第十	夾鐘	無射	仲呂	黃鐘	林鐘
第十一	無射	仲呂	黃鐘	林鐘	大蔟
第十二	仲呂	黃鐘	林鐘	大蔟	南呂

呂爲第八宮。下生夷則爲徵。上生夾鐘爲商。下生無射爲羽。上生仲呂爲角。○夷則爲第九宮。上生夾鐘爲徵下生無射爲商。上生仲呂爲羽。上生黃鐘爲角。○夾鐘爲第十宮。下生無射爲徵。上生仲呂爲商。上生黃鐘爲羽。下生林鐘爲角。○無射爲第十一宮。上生仲呂爲徵。上生黃鐘爲商。下生林鐘爲羽。上生大蔟爲角。○仲呂爲第十二宮。上生黃鐘爲徵。下生林鐘爲商。上生大蔟爲羽。下生南呂爲角。是十二宮。各有五聲。凡六十聲と有るにて甚詳にぞ聞ゆめる。故是れに據りて今の圖を著せり。（律呂新書にも是の説を擧て、按聲者所以起調畢曲爲諸聲之綱領也、禮運所謂還相爲宮、所以始於黃鐘終於南呂也、後世以變宮變徵參而八十四調其亦不攷矣と云ひ、此の書の朱熹が序に、變宮變徵之不得爲調、則孔氏之禮疏因亦可見と云へるは共に然る言なり。）○さて本文の因而六之。六々三十六と云ふより以下の義は。後漢書律歷志に出せる京房が言に。此の六十律の數を小黃の令焦延壽に受たる由にて。以六十律。分朞之日。黃鐘自冬至始。及冬至而復。陰陽寒燠風雨之占生焉と云へるに就て。栗原信充説あり。其の較略を著さむに。六十律を朞三百六十六日に配し。冬至の日を黃鐘とし。大寒の日を大呂とし。雨水の日を大蔟とし。春分の日を夾鐘とし。穀雨の日を姑洗とし。小滿の日を仲呂とし。夏至の日を蕤賓とし。大暑の日を林鐘とし。處暑の日を夷則とし。秋分の日を南呂とし、霜降の日を無射とし。小雪の日を應鐘として。十二月中氣また全く一旋して。また冬至に至る。固これ陰陽消息風雨の占の爲に。朞三百六十六日に分配せし者なれば。聲音の爲ばかりの謂には非るなりと云へるが如し。（委くは其の著せる律呂集義と云ふ物に記せるを見るべし。）

（十）蔡邕。獨斷二代建正條云。夏以十三月爲正。十寸爲尺。律中大蔟。殷以十二月爲正。九寸爲尺。律中大呂。周以十一月爲正。八寸爲尺。律中黃鐘。

十三月とは、建寅の月、乃ち今の正月を云ふ　此は夏代のみならず。太昊氏作暦以前。天皇此の時よりして。今の正月を正月として。夏代の末まで相續し來れるにて。謂ゆる夏正是なり。(なほ委くは、三暦由來記を披き見て知るべし。)十寸爲尺とは。凡て此の條の十寸九寸八寸共に。蔡邕が當時。後漢の尺より云ふ事勿論なるが。其の後漢の尺も古尺の寸分に違ふ事無ればは。蔡邕が此の說は。決めて承る所ありし古說にて、夏の代の末までは。上の十二粟寸の一尺を其の隨に用ひたる由なり。○殷以十二月爲正とは。建丑月。すなはち今の十二月を。正月と爲たる由にて。是謂ゆる殷正なり。然て九寸爲尺とは。上の古尺を一寸約めて。九寸を一尺に作れる由なるが。此の事佗の古書に會て議なき事なれど。決めて疑ひ有るまじき事とおぼゆ。(古尺の九寸を一尺に作れば。曲尺の六寸七分五釐にて、一寸は六分七釐五毫づゝに當る。)其は逸周書の周月解に。夏數得天、百王所同。其在商湯。用師于夏。順天革命。改正朔。變服殊號。一文一質。示不相沿。以建丑之月爲正。易民之視。若天時大變。と有るにて知べし。(此の文の中にも、一文一質、示不相沿とあるが。殊に要文なり、尺度は制度の本なれば。此を改めずば如此く云ふべきに非ず、猶下に論ふを合せ考ふべし。)○周以十一月爲正とは。建子月すなはち今の十一月を。正月と爲たる由にて。是謂ゆる周正なり。然て八寸爲尺とは。右の殷尺を更に一寸約めて。八寸を一尺に作れる由なり。此も周書の周月篇に。我周王致伐于商。改正異械。以垂三統。敬授民時。巡狩祭享。猶自夏焉と有るにて知られ。(異械とは、器械を改革せる義なれば尺度を改めし事も此の中にあるなり、)其の尺は古尺の八寸なりし事は。說文尺の部。咫の字の說に。中人手長八寸。謂之咫。周尺也と有るにて知らる。古尺の八寸を一尺に作れば。曲尺の六寸にて。其の一寸は六分づゝなり。(說文に、中人手長八寸と云へるは、許愼が當時の漢尺にて、八寸、の義なるが、其の尺はやがて古尺と同寸なること、次條に云ふが如し、然れば右の文義は、中人の手長古尺の八寸あるを咫と謂ふ。こ

は周代の一尺なりと云へるなり。)また同書の夫部に。周制八寸爲尺。十尺爲丈。人長八尺。故曰丈夫と有るも。周代の度制は。古尺の八寸を一尺となし。其の十尺を丈と爲すを。人長。古尺の八尺なるは。周代の一丈なる故に。丈夫と曰ふと云へる義なり。(此の文の義は、なほ前にも論へりき、合せ考ふべし、然て周尺の一丈は、わが曲尺の六尺なるを、此を長人の丈とせるなり、上第六條に、八尺を中人之度と有るは古尺にて、我が曲尺の六尺に當れば、周代に長人と云へる度に同じ、太昊氏の度を定めし時より、周の世の初まで大凡二千年許りにや成ぬらむ人の長の甚く縮りてぞ有ける、然れば周禮の考工記に、人長八尺と有るは、古尺にて、實にも先輩の說の如く偉人を云ひ、七尺五寸と云へるは中人の長なること疑ひなし、然るに皇國には此頃と云へども猶周尺の一丈五六尺許なる人は、然しも珍からずぞ聞えける。)さて此の周尺は。文王姬昌まづ其の始めを作して周公姬旦が世に頒布せるにぞ有ける。其は姬昌元より。殷王に反する心有りて。謂ゆる受命の年より。其の王の正朔を奉せず。自法八十一分の新曆を作りて頒布し。爾前の易法を革めて周易を作り。天下の耳目を新にすとか。何事も殷まで用ひ來し事をば。改革するを心とせしかば。周尺も必ず是の人の創めし事なりとは謂ふなり。(文王が古易を改めて、周易を作れる事は、三易由來記に論ひ、古曆を革めて周曆を作れる事は、三曆由來記に論へり、披き見て知るべし。)また姬旦がこを頒ちし事は。禮記明堂位に。周公相武王以伐紂。武王崩成王幼弱。周公踐天子之位。以治天下六年。制禮作樂。頒度量。而天下大服。七年。致政於成王。と有にて知られたり。(かの古樂の五音に、變宮變徵とて、文武に象れる二音を增して七律と定め、古琴の五絃に、二絃を加へて七絃とせしも、姬旦が是の作樂の時なりけむ、大抵周代の初めに物せる事ども、此の人の心なりしこと、呂氏春秋尊師篇に、文王武王師呂望周公旦と有るにても知べし、是を以て我が師の言に、聖人といふ中にも姬旦といひし者殊に小ざかしき男なりとは云れけり。)さて此の文に。頒度量。而天下大服。

とは有れど。此もかの暦法と同く。世に全くは。行はれざりき。(其周暦法の僅に齊魯などの國々に行はれし耳にて、世に普くは通せず、往古より傳へ來れる、夏暦のむねと行はれし事は、三暦由來記に委く說たるを見べし。) 其は何を以て知なれば。天文訓に。日冬至。八尺之脩。日中而景丈三尺。日夏至。八尺之景脩。徑尺五寸とある尺寸は。既に云へる如く。太昊古尺の度にて。其の一尺五寸は。周尺の一尺八寸四分五釐に當れり。然るに周禮考工記に玉人に土圭尺有五寸。以致日以土地。(鄭玄云、夏日至之景、尺有五寸、冬日至之景、丈有三尺、土猶度也、建邦國以度其地。而制其域。) 司徒に。以土圭之法。測土深正日景。以求地中。日南則景短多暑。日北則景長多寒。日東則景夕多風。日西則景朝多陰。日至之景。尺有五寸。謂之地中。天地之所合也。(鄭玄云、土圭之長、尺有五寸、以夏至之日、立八尺之表、其景適與土圭等、謂之地中。) と有る土圭尺は周尺ならず。天文訓の尺度と符合すれば。太昊氏の古尺なること疑なく。かつ鄭玄が當時後漢の尺も同度なり。(然るは此の土圭の尺。もし鄭玄が當時の尺と相違あらむには、必ず今尺の幾計に當ると注せでは叶はぬ事なるに、其の議なきを以て、周の土圭尺と漢尺の同じき事知られ、天文訓の土圭と、周禮の土圭と同度なるを以て、同じ太昊古尺なること知られたり。) 然れば此は太昊氏の往古より二千年來。周代に至るまで普く世間に流布せし古尺なるが故に。衆人これを用ひ馴しを變改すること能ざりしなり。(また是に准へて殷代に九寸の尺を作れるも、名のみにて、世間には用ひざりしこと知るべし、其は晷景の測法は、太昊氏の始めし事なれば、土圭の度法も、太昊の制なる事は云ふも更なるが其の古尺の尺寸にて、周代まで傳はれるを以て明なり。) 然れば周以前の事を云へる書等に。尺度の數を云へるに。古尺と周尺との二樣ぞ有ける。其は孔叢子に。堯身修十尺。舜身修八有尺奇。帝王世紀に。禹身長九尺二寸など有るは。古尺の傳へなること著きを。孟子に。文王十尺。湯九尺と云ひ。史記世家に。孔子長九尺有六寸。人皆謂之長人。而異之と見え。

晏平仲が傳に。其の僕御の妻が。夫に云へる言に。晏子長不滿六尺。身相齊國。名顯諸侯。今子長八尺乃爲人僕御と有るなどは。決めて周尺なり。其は文王が十尺は。その始めてし周尺なること炳焉く。齊魯の二國は。能く周制を奉ずる風なれば。晏子孔子及びその僕御の長も。周尺を以て傳記せしこと勿論なり。(此の輩の長をわが曲尺にて度れば。文王は六尺。湯は五尺四寸。孔子は五尺六寸五分許りあり。斯ばかりの人は。皇國にては。今も長人と異むに足らず、晏子が六尺不滿は、三尺六寸不滿に當る。實にも短人なりき。是を以て楚國に使せる時に、狗門より入しめむとは爲たりけり、若この人々の長を。周尺ならず古尺なりと爲ては、晏子が長はわが曲尺の四尺五寸となれば。然しも短人とは云ふべからず。是を以て文王湯王孔子僕御らが長も。周尺なることと疑なくおぼゆ。然て僕御が八尺は。四尺八寸にて、周代にては。中人と定めし長なること。上に云ふ如くなるに、孔子はこれに八寸五分許り高かりし故に、其の世の人の異みけむは實然も有べき事にこそ)さて太昊氏。往昔かしこに尺度を傳ふるに。皇朝の神尺を二寸五分減じて。彼處の人體に相應せしめ。彼の咫尋肘扶などの身度。また自然に起れる道なる故に廢ること無く。尺度と並び行はれて相悖らず。田畝量地など大要の事には。却りて身度を用ひしと聞えたり。(是を以て第四條に擧たる大戴禮記に。孔子曰、布指知寸。布手知尺。舒肘知尋。十尋而索。百步而堵。三百步而里。千步而井云々と有るも。里井封邑の事に就ての語なりけり思合すべし)然るに殷周の代々に至りて。又更に尺度を約せるは。何の由なると謂ふに。彼の古尺を創せる太昊の時より。二千歲を經るほどに。人體漸々に短小に成れる故に。其の度に法ひて。殷に一寸。周にまた一寸を約たりけむ。然思ひ合さるゝ事は。禮記王制篇に。古者以周尺八尺爲步。今以周尺六尺四寸爲步。古者百畝。當今東田百四十六畝三十步。古者百里當今百二十一里六十步四尺二寸二分とあり(鄭玄注に。周尺之數。未詳聞也、按禮制、周猶以十寸爲尺、蓋六國時。多變亂法度。或言周尺八寸。

則步更爲二八々六十四寸一以レ此計レ之、古者百畝當今百五十六畝、二十五步、古者百里當今百二十五里と云へり)古者とは殷世以前をいひ、當今とは周代を謂ふ。周尺は、古尺の八寸を、十寸に作れる尺なる故に、其の尺にて八尺は、古尺の六尺四寸なり、然れば、周尺の六尺四寸も、古尺の五尺二寸なり。此も殷の代までは、太古の長人なりし時の制度のまゝに、變改なく襲用し來れるを、周に至りて步の長を約めしなり。是に准へて尺度を約たる由をも知へきなり。(また孟子。夏后氏五十而貢。殷七十而助、周人百畝而徹と有るも、夏后氏の五十畝と云へるこそ信られね、殷代の七十畝は、周の百畝に當る義なれは、然も有べくぞ所思ゆる。○後に按へば明の朱載堉が律學新說に、周禮以爲二人長八尺一與二岐伯云八尺之士一相符。則是上自二黃帝一至二成周一數千年間人與二尺度一未二嘗異一也。成周至二於今一亦不レ過二數千年一耳、豈人體輙異哉、抑尺度有レ增耳、尺度增則顯二人體小一、其實未二嘗小一也　故千金方凡例云、世之妄者乃謂、古今之人大小有レ異、無稽之言莫此爲レ甚、雖レ然周禮岐伯所レ云蓋魁偉丈夫之身、非二衆人之度一也、故黃帝問二於伯高一曰。衆人之度長七尺五寸是也と云ひ、また肘後方鹿鳴山序云、古方藥品分兩灸穴分寸與レ今不レ類、爲二古今人體大小或異一、血脉亦有レ差焉此說非也、林億所レ謂無稽之言莫二此爲レ甚者一也、是故至載二孫氏之說一、於レ此以破二其惑一云々とも云へるは、載堉固より眞の古尺周尺をも知らず、深く故實を考へざりし故なり)、然るに王制の鄭玄が注に、周尺之數、未二詳聞一也、按二禮制一周猶以二十寸一爲レ尺云々、と云へる義を考ふるに、鄭玄實にも周尺の數を詳に聞知らで、周には八寸を尺と爲すと謂ふは、古尺の八寸八十分を、百分十寸に作りて一尺に用ふる由なるを、八寸の儘にて通用せる事と心得たる故に、禮制を按ずるに、周もなほ十寸を以て尺と爲たり。然るを六國の時に法度を變亂して、或は周尺八寸と言ふ事も起れりと云へる意にて、甚く謬れる說なり、其は八寸の周尺、もし無き物ならむには、明堂位に頒二度量一と有るをば、何の事とかせむ。(凡そ殷尺九寸、周尺八寸とに言へども。豈その九寸八寸のまゝ、尺と稱し

て通用せむやも、即ちその九寸八寸を百分して、尺に作れる物なること、後世小尺大尺と並べ行ふを、小尺の尺二寸は、大尺なりと云ふは、其の一尺二寸を百分して、一尺に作れる物なるに、思ひ合せても知べし、然るに殷の尺は九寸、周の尺は八寸と云ふは、古尺の九寸八寸なりと云ふ義なる物をや、）但し鄭玄がかく謬れる事は、周に右の尺を制して、姫且これを世に頒つれど、既に論ふ如く、古尺普く行はれて在る故に、新制度は行はれず、是を以て其の數世に詳に聞えず、鄭玄も知ざりしなり、（然るに此の數の、今かく詳に知るゝ事は、正に王制の文、及び許愼蔡邕が賜物にぞ有ける、〇後に或人の抄錄せる、古今釋疑といふ物を、屋代翁の見せられたるに、春秋正義引説文云、手長八寸謂之咫周尺也、陳詳道曰、周十寸八寸皆爲尺、考工記于案言十有二寸於鎭圭言尺有二寸、此十寸尺也、説文王制所云此八寸尺也とあり、彼處にはやく予が意を得たる人も有りけり、）さて周尺は有れども無が如くにて、當代にも尺と用ひしは古尺なりし故に、後學の周尺周々と議する尺は、實にも古尺の議にて、眞の周尺を問ぬる者なく、却りて王制の説、また許愼蔡邕等が言を疑ひ、鄭説を是とする倫多かるは最も疎漏の事にこそ、（其は荻生茂卿が度考、栗原信充が度考補正、寰上常德が度量衡説統なども、皆其の説なる中に、松崎復が尺準考に、右王制の文を擧て、此れ則漢儒許愼蔡邕八寸尺之所本也、王制作於漢文時、其言何足以徴乎、鄭君辯之是也、書曰、同度量、論語曰、謹權量、此乃明王同天下之法也、周豈用兩等之尺惑於天下云々、王制曰、古者以周尺八尺爲步、今以周尺六尺、惑於天下云々、王制曰、古者以周尺八尺爲步、今以周尺六尺四寸爲步、六尺四寸乃八尺耳、此以十寸八寸二尺混用、一篳中、同謂之周尺、文無此法也とも云へるは、王制の文の以周尺八尺爲步と有るは、古尺の六尺四寸を云ひ、下文に周尺六尺四寸と云へるは、古尺の五尺二寸なる事をさへに、思ひ得ざりし言にこそ、

（十一）前漢書律歴志云、度者分寸尺丈

引也、所以度長短也、本起於黄鐘之管長、以子穀秬黍之中者一黍之廣度之、九十分黄鐘之長、一爲一分、十分爲寸、十寸爲尺、十尺爲丈、十丈爲引、而五度審矣、其法用銅、高一寸廣二寸、長一丈、而分寸尺丈存焉、

此の條傍に圈點せる三字は、尙書の正義に引たる文に依て補へり。是は早く劉向が說苑辨物篇に、度量權衡、以黍生之爲一分、十分爲一寸、十寸爲一尺、十尺爲一丈と云々と有りて、謂ゆる累黍尺の起原說なり。(隋志の律曆志、また宋の蔡元定が律呂新書に、說苑云、度量權衡、以粟生之一粟爲一分と有り。古本廣韻に、寸字の下に、說文、曰、度量衡、以粟生之一粟爲一分、十分爲一尺と有るは共に此の辨物篇の文を引錯れるなり、また韵會尺の字の下に、說苑に度量衡、以粟生之十粟爲一分、十分爲一寸、十寸爲一尺と云へるは、右の二書を再引して謬れるなり。)後生の度攷類に、此の謬りを受たるが多きこと、計ふるに暇非ず。抑古尺の起原は、十二粟子縱累して作れること、淮南の天文訓に見えて、既に論へる如くなるが、其の說は劉安獨りこれを傳へて其の子書に載し、そも武帝の世に、朝にも捧げたれど、劉安後に謀反の名を負ひし故に、其の書に用ひられず、(此の書を用ひざりし故に、武帝の世に成れる太初歷といふ歷の拙かりしこと、三曆由來記に委く論へるを思ひ合すべし。)是をもて劉向、その當時に用ひ來れる尺度の原の、禾粟に起れる事は知りつゝも、其の說淮南の書に有る耳なれば、著すこと能はず、故其の古尺の寸分に合せて、更に秬黍十粒を横累する新法を工夫して、古法の如く、その說苑に書遺せるを、其の子劉歆が、例の律說を傳會して、今の本文を作れる者なり。(累黍の說は決めて古說ならぬ事は、次々に云ふを見るべく、律說を交へしは大劉ならず、小劉なること、說苑の文には、律の事を云ざるにて著明なり。)然るは

本志の初發に班固が、元始中、王莽秉政。欲燿名譽、徵天下通知鐘律者百餘人、使羲和劉歆等典領條奏言之最詳、故刪其僞辭、取正義著于篇と記して、數聲度量の事に及べるを以て知るべし。（元始は前漢の第十二世平帝が年號なり、羲和は劉歆等が官名なり、食貨志に羲和魯匡といふ人もあり。）天下の鐘律を通知する者、百餘人を徵たるに、古尺の禾粟に作れる故實を知る者無りし故は、劉向父子が臆作の累黍の說を用ひしを、班固また其の古法を知らざる故に、こを律志には取れるなり、（然れば謂ゆる正義は、班固が意に正義と思へるにこそ有れ、實の正義には非ずなむ。）さて謂ゆる五度の末なる引と云ふ度は、疑なく小劉が杜撰なり、然るは此の度名、この文にのみ見えて、他書に有ることなく、大劉が說苑にも無ればなり。○本起於黃鐘之管長とは、說苑に無き文なれば、劉歆が意なること勿論なるが、此は國語の單穆公伶州鳩らが說に依れるにて、本末を違へし說なり、然るは上に次々云ふ如く、まづ度の制ありて、後に其の度にとりて、律管を制せること論ひ無く、度は本にて律管は末なる物をや、然れば此は先輩も云へる如く僻說なり、（そは明の朱載堉が律學新說に、近代凡爲律呂之學者、蓋皆取法於班志、然班志所述乃劉歆僞辭、刪之未盡者也、沈約宋志云、班氏所志未能通律呂本源、徒訓其文、而爲辭費、欲符劉歆三統之數、假託非類以飾其說、皆孟堅之妄矣、唐太宗晉志云、劉歆三統以說左傳、辨而非實、班固惑之、采以爲志、觀此二家之論、蓋皆不取班志と云ひ、荻生茂卿が度考に、劉歆造三統曆、文之以律而度量衡一本諸黃鍾、以輝其學、孟堅眩其文辭、收載志中、遂爲萬古定說耳、と云ひ、また律既定之後、假度以傳其聲、度豈生於律哉とも云へり。）其に然る言なり。○以子穀秬黍之中者、一黍之廣度之は、顏師古注に、子穀猶言穀子、秬卽黑黍、中者不大不小也、言取黑黍穀子大小中者、爲分寸也と云へり。（此方へ舊く傳はれる漢書の活字本に、此の注より前に、孟康云、子北方、北方黑、謂黑黍也、師古曰此說非也云々とて、今の注に及べり、實に師古が言の如し、孟

麻は黒黍を知らざりしにこそ、〕說文禾部に、黍禾屬而黏者也、以大暑而種、故謂之黍、从禾雨省聲、孔子曰、黍可為酒、故从禾入水也、鬯部に、秬黒黍也、秬或从禾と有れど、此より度を起せる由は見えず、〔禾粟を以て尺度を超す事は、古法なる故に載たれど、黍を以て尺度を定むる事は、古法に非ざる故に載ざる者なり、〕我が知名抄に、本草云、丹黍一名赤黍、一名黃黍、和名阿加岐々美、秬黍一名黑黍、和名久呂岐々美ありて、黃黍黑黍うち見るには、黑黍は黃黍より小粒に見ゆれど、累ねて其の長を度れば互に大小なき物なり、〔また秬黍の類に爪黑黍と云ふあり、其は全は黑からず、周邊の黑ければなり、然て周邊の黑き故にこれも黃黍より小粒に見ゆれど、累ねて見れば異ることなし、〕さて一黍之廣とある廣は、橫と云ふが如し、其は韵會に、說文、一曰、闊也、廣韵に大也、禮檀弓、廣輪揜坎注、輪從也、橫量曰廣、從量曰輪、周禮廣車之萃注、廣車橫陳之車也と有にて知るべし、〔なほ古書どもに、縱橫と在べきを縱廣と書たるもいと多かり、〕○一為二一分一云々とは、

秬黍一粒の横徑を、一分となす由なれば、十秬黍を横に累ねて、其度を察るに、我が曲尺の七分五釐ありて、十二粟寸に異無れば、百黍を累ねて尺を作るも差はず、曲尺の七寸五分と有なる、〔但し此は黍の少か大粒なるを取りて累ねむには、七寸六分にも成ぬべく、また少か小粒なるを擇びて累ねむには、七寸四分にも縮まるべし、然れど今は本文の如く、不大不小その中なる者を、よく擇びて累ぬる所かくの如し、〕然れば劉向、當時傳はる古尺を取りて、其寸に十黍、其の分に一黍の横合するを、親しく驗みて此の度原の法を作て、古法に擬託せること疑なく、劉歆これを傳へて、元始中に、王莽が徵に應じて條奏せるを、班固その案を得て、漢志に載たるにて、其は度を起す法こそ替れ、其の尺に於ては、當時通用する古尺の尺寸に、毫も差ざりし故なること著明なり、〔先哲の說に、漢志の累黍尺は、漢制を改めて、王莽が用ひし尺なりと、云へるも有れど然らず、然るは班固漢の律志を撰るに、漢の賊たる王莽が度制を、漢制として載さむ物かは、

王莽が條奏せしめたるには有れど、其は秉政の時にて、實には漢制なるが故に載たるなり。）さて此の尺度の、古尺に密合すること右の如くなるが、漢代に用ひし尺の、同度なりし事は何を以て知るなれば、食貨志に。自孝武元狩五年、三官初鑄五銖錢、至平帝元始中、成錢二百八十億萬餘云、王莽居攝變漢制、以周錢有子母相權、於是更造大錢、徑寸二分、重十二銖、文曰大泉五十、小錢徑六分、重一銖、文曰小泉云々と見え。（變漢制とは、攝に居るが故に、其の意を恣にして、漢の先王等の錢制を變改して、周錢に効へる、子母の大錢を鑄たる由なり、是の時度を變じたる事とな思ひそと、莽が傳に百姓便安漢五銖錢、以莽錢大小兩行難口と有るも、此の時鑄たる錢の事にて、王莽が世を奪へる後に制せる錢の事には非ずかし、さて周錢とは、景王が時の錢なること同志に見えたり。）其の下文に、國師公劉歆言、周有泉府之官、收不讐、與欲得、即易所謂、理財正辭、禁民爲非者也、と云へる勸めに依りて、罷大小錢、改作貨布、長二寸五分、廣一寸、

首長八分有奇。廣八分。其圜好徑二分半、（師古曰、好ハ孔也、）足枝長八分、間廣二分、其文右曰貨、左曰布、重二十五銖、當貨泉二十五、貨泉徑一寸、重五銖、文右曰貨、左曰泉、枚直一、與貨布二品並行、とある漢錢どもを、弄錢家の藏する中に精好なるは、其の寸分の、古尺及び漢志の黍尺に、脗合するを以て是を知れり。（其は皇國に舊く傳はり。今に現存する大泉五十は。其の徑り已が曲尺の八分七八釐なるあり。或は九分に餘れるあり、或は九分なるあり、また貨泉の徑り一寸と有るを、此も皇國に現在すれば、其の徑りを度り檢るに、或は曲尺の七分弱なるあり、或は七分五釐なる有り、或は七分六釐なるあり、また貨布の長け二寸五分、廣一寸と有るに就て、今現存する貨布の長を校るに、或は曲尺の一寸九分、廣さ七分六釐、或は七分五釐なるあり、或は朽木龍橋君の泉貨分量考、栗原信充が度考補正。また太田璧海翁、狩谷望之など、其の餘の人々も親から校り檢たる說をきゝ聚め、己もかつ一ツ二ツは自から其の寸分を度り驗みをして、かくは記せるなり。）然は有れど玆に

心得べき事あり、其は明の朱載堉が律呂精義に、凡錢、初鑄與ニ制度一合、再入摸則縮小、選者考レ焉と云へる説を信じて、後鑄は初鑄より薄小なる者とのみ、僻み執する倫ひも有れど、我友寰上の常德が言に、再入摸の縮小なるは、鑄工の銅を姦するに依る事にて、實は同じ鎔型を次々用ひもて行くに、何時と無く研耗りて、目力及ばず、其の錢の漸くに重大になり行きて、母錢また初鑄に比すれば、其の分量の差ふ者なりと云へり、鑄家に問ふも同説なり、(なほ巨細に聞たる説あれど、慨ければ記さず、人々或は後鑄縮小の説を執り或は後鑄重大の説を執りて、議論の決せざる事は、共に一偏の論と云ふべし。)故是を以て、右の漢錢どもを選ぶに、其の寸分の中を擇び、弄泉家の精好と稱し、珍と稱する者を取りて度れば、其の一寸と云ふ者、わが曲尺の七分五釐あり、此に十を乘ずれば、七寸五分にて、古栗尺及び漢志黍尺の一尺に密合せり、然れば彼處と此方と、禾黍共に粒に大小なきこと炳焉なり、實に奇偶と云べくなむ、(然れど人或は粟黍の粒の、彼此同じきを信ぜず、かつ或は其の錢の過分を取り、或は不及を取りて、異議を生ずる倫ひも有むか、其は人々の意に任かすより外なし。)さて中根璋が律原發揮に、本邦黍有ニ三四種一、甚細小而不レ足ニ以考一レ之、其中者百粒重一分二釐五毫、積至ニ千二百黍一、一錢五分大率居ニ異邦之平一と云へるは、朱載堉が得たりと言へる、大黍の説に欺かれて、此方の黍を彼より細小也と思へるなり。(朱載堉が藏たりと云へる大黍の辯は下卷の第四十六條に論ふを俟べし。)然れど其の重さは假令さも有らば有れ、其の粒は彼此共に同じきこと、我が黍を以て作れる尺の、彼の泉の分寸に合ふを以て、論ひなき事なりかし。○九十分黃鐘之長とは、右の尺にて、九十分は即ち九寸なり、此は黃鐘の管には甚く伸たり、然るは古法は既に云ふ如く、九分寸の九寸なる故に、實は九々八十一分にて、曲尺の六寸一分許りに當るを、九十分にては、六寸八分五釐許りなる故に、既に云へる黃鐘管よりは、曲尺にて七分五釐ばかり伸たればなり、(また餘の十一管は、黃鐘の管より損益して、其の長を定むれば、次々に長じたる事も准へて知

べし。）さて此所には、九十分は黄鐘之長と云ひつつ、同志曆説の所に至りては、九々八十一分の説なるは、何なる事にか、○其法用銅云々は聞えたるが如し、尺樣は銅にて作る古法にや據けむ、（但し引は下文に用竹爲引、高一分、廣六分と見えたり）此の五度の名義を、本志の下文に、分者可分別也、寸者忖也、尺者蒦也、丈者張也、引者信也、夫度者別於分、忖於寸、蒦於尺、張於丈、信於引、引者信於天下也とあり、（師古が注に音約信讀曰申、言其長と云へり。）さて上第三條に論ふ如く、周代始めて雅宮變徵の清聲ありし以來、次々に鄭衞楚秦などの淫聲盛りに行はれて、秦漢以來の樂みな古昔の雅頌に非らず、（其は風俗通に、周室陵遲、禮崩樂壞、桑間濮上、鄭衞趙宋之聲、彌以放遠滔湮心耳と云ひ、史記の樂書に、雅頌之音理、而民正、嘄噭之聲興而士奮、鄭衞之曲動而心淫、及其調和諧合、鳥獸盡感、而況懷五常、含好惡、自然之勢也、治道虧缺、而鄭音興起、自仲尼不能與齊優遂容於魯、雖退正樂以誘世、作五章以刺時、猶莫之化、陵夷以至六國、流沔沈佚、遂往不反、卒於喪身滅宗、幷國於秦、秦二世尤以爲娛、丞相李斯進諫曰、放棄詩書、極意聲色、祖伊所以懼也、輕積細過、恣心長夜、紂所以亡也、趙高曰、五帝三王樂、各殊名、示不相襲、上自朝廷、下至人民、得以接歡喜、合殷勤、非此和説不通、解澤不流、亦各一世之化、度時之樂、何必華山之騄耳、而后行遠乎、二世然之など有るにて、秦樂の鄭衞に等き淫聲なること最著明なり。）漢代の樂乃ち鄭衞の遺聲なりし事は、史記の樂書に、高祖時、叔孫通、因秦樂人制宗廟樂云々又有房中祠樂、高祖樂楚聲、故房中樂楚聲也など有るにて論ひなし、然れど其の律度に於ては、三代以前よりの古尺を、其の儘に因襲し來れる故に、制尺の議は都て聞ゆる事なし。（此は史記の丞相張蒼が傳に、此の人秦時の御史として、柱下の圖書計籍を主りて、算律曆を善せしが、漢代に至りて、郡國の上計を領主せしむるに、律曆を緒正し、律を吹て調樂せる由見え、故漢家言律曆者、本之張蒼とも有れば、叔孫通が制樂の時に、共に議して律度を定めしこと著きを、制尺の議に及ばざるを思ひ合せて辨ふべし。）偖また律書に、武

帝定郊祀之禮、乃立樂府、采詩夜誦、有趙代秦楚之謳、以李延年爲協律都尉、多擧司馬相如等數十人、造爲詩賦、略論律呂、以合八音之調、作十九章歌云々とあり、（是の時定めし郊祀の樂、また叔孫通・張蒼らが制せし清樂なること、趙代秦楚の謳ありと云へる謳歌は、鄭衛の遺聲なるを以て知べきなり。）是より後の事は、隋書の律志なる、毛爽が律譜に、及孝武創制、乃置協律之官、用李延年、以爲都尉、頗解新聲變曲、未達音律之原、李延年は、もと好音と云ふを以て、嬖幸せられし者にて、其の頗解すと云もの、即ち新淫聲の變曲にして、古音律の原に達せざるなり。然れば班固が志にも、當時の樂を論じて、不協於鐘律、而內有掖庭材人、外有上林樂、皆以鄭聲施之於朝廷、と云へり。思ひ合すべし。）至于元帝、自曉音律、郎官京房亦達其妙、因使韋玄成等、雜試問房、房自敍云、學於焦延壽、用六十律相生之法、以上生下、皆三生二、以下生上、皆三生四、陽下生陰、陰上生陽、乃還相爲宮之正法也、（此の京房が語、後漢志には、十二律之變至於六十、猶八卦之變至於六十四也とて、第二條に擧たる本文に及び、然して故統一日、其餘以次運行、當日者各自爲宮、而商徵以類從焉、禮運曰、五聲六律十二管、還相爲宮、此之謂也、以六十律分朞之日、黃鐘自冬至始、及冬至而復、陰陽寒燠風雨之占生焉云々とあり、此はもと淮南王劉安の傳へし樂曲なること、第九條の本文にて知べし。）於後劉歆、典領條奏、著其始末、理漸研精、班氏漢志、盡歆所出也、司馬彪志、並房所出也、至于後漢、尺度稍長、魏代杜夔亦制律呂云々、（是より以下の文は、中世の初め、杜夔尺の處に引くを見るべし、）また玉海に、唐揚收傳云、漢郊祀宗廟樂、唯用黃鐘一均、章帝時、太常丞鮑業、始旋十二宮、夫旋宮以七聲爲均、均言韵也、古無韵字、猶言一韵聲也など有るにて其の大概を知るべし、）また同書に、通典なる荀勗が言に、京房始創六十律、至章帝時、其法已絕、蔡邕雖紀其言、亦曰今無能爲者云々と云へるをも引たり、章帝は後漢の第三世なり、其の時已に京房が律も、能く爲す者無りしなり。七聲やがて鄭衛の淫聲なる

こと、黄鐘一均の事など、既に第三條の末に注せり、立却り見るべし。）さて今時の人は更なり、魏晉以來の學者の說には、古尺を周尺と稱して、別に周尺ある事を知らず。（眞の周尺は、古尺漢尺の八寸に當る尺にて、こは後漢の世にすら、許愼と蔡邕より外に知る人なく、鄭玄さへに知ざりしこと既に前條に說たるか如し。）是を以て隋書の律志にも、周尺、漢志王莽時劉歆銅斛尺、後漢建武銅尺、晉の泰始十年の荀勗律尺とぞ云へる。此は漢と云ひ晉と云へども、太昊氏の時より相承し來れる、古度を摸して其の時々制せるを、王莽か時とも、後漢の建武とも、晉の泰始とも稱する迄の事なり。（然るを前漢志なる黍尺を王莽が尺とし、其の錢をも王莽が錢なりと爲て、其の分寸をも王莽が度制なりとする類は、上にも云ふ如く、深く古へを考へざる說等なり。）抑前漢書の律志なる度量衡、食貨志なる泉の類は、王莽にまだ漢祚を簒はざる以前なる故に、漢の制度なること論を俟ず、其は世說の注に引たる晉後略に、漢成哀之間、諸儒修而治之と有るは、王莽が執權の時なるを以て知べし。（この晉後略の全文は次條に引たり。）然して王莽、既に漢祚を奪へる後には、殷湯周武等が先蹤に効ひ、天下の耳目を新にせむと、漢制を變じ、別に制度を立たりけり、其は其の傳に、初始元年の文に、天下之號曰新、其改正朔易服色、變犧牲、殊徽幟、異器制と見え、建國元年の文に、正月策曰、考星以漏、考景以晷、考聲以律、考量以銓、など有にて所知たり、（また數變改不信とも、好變改制度とも見えたり。）然るに王莽世を知ること、僅に十五六年にして、漢の末葉劉秀に滅さる、是より東漢の世となりて、後漢の光武帝とは此の劉秀をいふ。斯て其の建武四年の紀に、帝徵候覇、朝廷無典故、舊臣覇、明習故事、收錄遺文、條奏前世善政法度、施行之と見え、第二代明帝が永平元年紀に、東平王蒼以爲、中興三十餘年、四方無虞、宜修禮樂、乃與公卿共議南北郊、冠冕、車服、制度とも有れば、此の世頃に王莽が制度を掃除して、前漢の舊制に復せること知へし、（次卷に論ずる旬勗が、晉の前尺の銘に、建武の銅尺と云へるは疑なく光武が時

の制尺と聞えたり、なほ次の卷其の下に云ふを見るべし。)抑太昊氏の古尺、殷周の世に其の度を減じて九寸八寸と爲せる厄は有りしかど、其の二尺つひに世に公行せず、古尺一貫して一日の如く、後漢の世まで異變なく通用せしを、其の末年頃に至りて、俗間に、古尺に四分餘り訛長せる尺の出來て、是の時に杜夔といふ尺を作れるが、其より次々に諸代の尺あり、隋志を始め、諸書より抄錄して次の兩卷に委曲に攷ふるが如し。

赤縣度制考卷之中

應輪池屋代翁需　平篤胤撰述

門人　新庄道雄　同
　　鹿子田清麗
　　上條良材　校

(十一)隋書律歷志云。魏尺杜夔所用調律。比晉前尺一尺四分五釐　魏陳留王景元四年。劉徽注九章云。王莽時劉歆斛尺。弱於今尺四分五釐、比魏尺其斛深九寸五分五釐。卽晉荀勗所云。杜夔尺。長於今尺四分半是也。

後漢の末世の主を獻帝と云ふ。此の世に魏曹操と云ふ者。世の權を恣にして。其の子曹丕と云へるが時に。遂に後漢の世を簒ひて。獻帝をも殺せりき。其の曹操が。杜夔と云ふ者に修定せしめて。其の世に用ひし尺なる故に。魏尺とも杜夔尺とも云ふ。其は本志に。董卓之亂。正聲咸蕩。漢雅樂郎杜夔。能曉樂事。八音七始。靡不兼該。魏武平荊州。得杜夔使其刋定雅律。魏有先代古樂自夔始也。自此迄晉用相因循。また漢末大亂。樂章淪缺。魏武平荊州獲杜夔以爲軍謀祭酒、使創雅樂、時散騎侍郎鄧靜。善詠雅樂、樂師尹胡能習宗祀之曲、舞師馮肅。曉知先代諸舞。總練研精。復於古樂自夔也と載し、なほ晉書の律志にも見えたり。魏武とは曹操が事なり。)さて本書に。一尺四分五釐の五を七に誤まり。弱於今尺。四分五釐の分を寸に誤まれり今これを改めつ。(茂卿が度攷に、本に四寸五釐と有るをば、四寸當作四分と云へるは然る言ながら七釐を當作五釐と云はざるは麁漏なり。)さて魏陳留王とは。曹丕より第五世の魏主にて。後には元帝と稱ふ。其の臣司馬炎といふ者。これを廢して陳留王となし。其の世を奪ひて。國號を晉と稱し。元を泰始と立たり。(曹丕が後漢の世を奪へるより、此の歲に至りて。僅に四十六年にして、晉にまた簒はれて亡びたり、我が神功皇后の攝政六十五年乙丑の歲に當れり。)さて本文に引たる九章の注に。王莽が時の劉歆が斛と云へるは。下の本文なる。荀勗が銅尺

の銘に。五曰銅斛と有る物にて。此は前漢の律志に。量者。龠。合。升。斗。斛。也。其法用レ銅。方尺而レ圜二其外一。旁有レ庣焉。(鄭氏云、算方一尺所レ受一斛ノ過二九釐五豪一、然後成レ斛。今尙方有二王莽ノ銅斛一。制盡與レ此同、師古曰庣不滿之處也。)其上爲レ斛。其下爲レ斗。(孟康曰。其上謂二仰斛一也、其下謂二覆斛之底受一二一斗一。)左耳爲レ升。右耳爲二合龠一。其狀似レ爵云々と有りて。前漢の末成帝哀帝などの間。王莽が政柄を執りし時に。劉歆が廣黍尺を用ひて。修治せる斛なる故に。王莽が時の劉歆が斛とは云へり。斯て其の斛を方尺といふを。當時用ふる杜夔尺にて度るに。四分五釐弱く。かつ其の斛の深さを。其の魏尺に比較するに。九寸五分五釐あり。魏尺の九寸五分五釐は。荀勗が調せる晉前尺の一尺なれば。其の斛を漢志に方尺とある漢の廣黍尺の。荀尺と同寸なること甚炳焉なり。即晉荀勗所レ云とは。下に出す荀勗が銅尺の銘を取て云へる。隋志の撰者らが文にて。是また漢尺と晉の前尺と同寸符合の旨を著せる語なり。(是にて、上文の一尺四分五釐を、本書に一尺四分七釐とある七の、誤寫なること著明に知られたり。)さて晉の前尺漢尺ともに同寸にて。我が曲尺の七寸五分に當るを。其の尺にて四分五長ければ。謂ゆる杜夔尺は我が曲尺の七寸八分强に當れり。斯て此の尺晉の代にも襲用せしこと。既に引たる本志の文の如くなるを。後に禮度に乖失せる尺なる事を覺りて。謂ゆる晉の前尺の作あり。其は世說の注に。晉後略云。鐘律之器。自二周之末一廢。而漢成哀之間。諸儒修而治レ之。至二後漢之末一復隳矣。魏氏使二協律知音者杜夔造一レ之。不レ能レ考二之典禮一。徒依二于時絲管之聲時之尺寸一而制レ之。甚乖二失禮度一。(また隋の律曆志に杜夔亦制二律呂一、以レ之候レ氣灰悉不レ飛と云へる事も有れば、善協律者に非ざりし事も知られたり、)於レ是世祖命二中書監荀勗一。依二典制一定二鐘律一。既鑄二律管一、募二求古器一。得二周時玉律數枚一。比レ之不レ差とあり。(世祖とは晉の武帝司馬炎が事なり。)その委き趣は次の二條に見えたり。(備この卷今の條より以下第二十六條水尺律の條まで、隋の律志の文なるが、今其の由來を論ずるに時代に從ふこと便宜ければ、必しも本志の次第

には拘はらず。見む人異むこと勿れ〕

(十三)徐廣徐爰王隱等晉書云。武帝泰始九年。中書監荀勗。校大樂八音不和。始知爲後漢至魏尺長於古四分有餘。勗乃部著作郞劉恭。依周禮制尺。所謂古尺也。依古尺更鑄銅律呂。以調聲韻。以尺量古器。與本銘尺寸無差。又汲郡盜發魏襄王冢。得古周時玉律。及鐘磬與新律聲韻闇同。于時郡國或得漢時故鐘。吹新律命之皆應。

此の條は。干寶が晉紀に。荀勗始造玉德大象之舞。以魏杜夔所制律呂。校大樂本音不和。後漢至魏尺長於古四分有餘。而夔據之。是以失韵。乃依周禮積粟以起度量。以度古器。符本銘。遂以爲式用之郊廟。と有るを引合せて會得すべし。(干寶が晉紀。己いまだ其の全書を見ず。諸書に引たるを再引たるなり。此の事今の晉書には。泰始九年光錄大夫荀勗以杜夔所制律呂。校大樂總章鼓吹。八音與律乖錯。乃制古尺。作新律呂。以調聲韵。律成遂班下太常。使大樂總章鼓吹。淸商施用。勗遂典知樂事。と見え。其の本傳に、初勗逢趙賈人牛鐸。識其聲。及樂音未調。因得趙之牛鐸師諸奐。遂下郡國。悉送牛鐸。果得諧者。とも見えたり〕杜夔尺は徒に隋の譌尺訛音に依りて。そを與故に考ふる事を知ざりし故に。度法に乖違して。後漢末の尺と共に。古尺に比するに。四分有餘長ければ。其を以て造れる鐘律の。韵を失へる故に。荀勗別に作れる由なり。依周禮制尺所謂古尺也とは。干寶が文に。依周禮積粟以起度量。と有るを。かき改めたる文と聞えたり。(干寶は晉代の人にて、荀勗に遠からぬ人なれば、其の說まさに見聞する所ありて、晉紀にかく記せるならむ。然るに本文に引たる王隱等が晉書は。積粟と云ふことの本原を知ずて。其の意に適せざりけむ故に、省ける者と見えたり〕先輩の諸度攷に。みな此の文は引つゝも。粟を積てと云ふ事は更なり。周禮に依りて。尺度を制すと云へる事をも。疑へるが多かり。實にも周禮の

今本に。粟を積て度を起せる事は見えねど。荀勗が尺を制せる當昔の本に。さる文の有けるに據りて作れるか。若然らずは。周禮の土圭尺。漢代を經て晉に傳はれるを本據となし。(周代の土圭尺は既に論ふ如く、太昊氏以來の古尺なるが、次に擧る本文に。金錯望臬といふ物。其の尺なるべきこと。其の下に引く三輔黄圖の文と相發して知らるめり。)其の土圭の尺寸と。天文訓の晷景表尺と同寸なれば。二書を參攷して。予がせし如く。粟粒を累積して制せる故に。かく云へるかの二を出じとぞ思ふ。然ては上に己が再興せる太昊古尺と同度にて。我が曲尺に比すれば。七寸五分の尺なることと論ひなし。是をもて所レ謂古尺也とは云へるならむ。(其は再興せる世こそ晉なれ、右の如く古法に據りて制せる上は、古尺と稱せむに咎なくなむ。)さて依二古尺一更鑄二律呂一云々は。其の再興せる古尺に依りて。律呂の管を鑄造りて。聲韵を調ふるに皆應ひ。周漢の古器どもの現存するを。其の尺にて量るに。本銘の尺寸と差ふこと無しとなり。汲郡盜發二魏襄王冢一云々は。乃晉書の束晳傳に見ゆる。太康二年に。周代列國の世なりし。魏襄王が冢を發きて。彼の竹書紀年。周書などを取出たる時の事にて。其の冢より出たる周時の玉律鐘磬ともに。其の荀勗が尺にて新制せる。律呂の管と聲韵闇に同じ。(太康二年は。荀勗既に古尺を作れる、泰始十年より七年後なり。)また或は漢時の故鐘を得し者も有りて。其の新律を吹合するに皆應じたり。是を以て遂に其の律管を本式となし。郊祀廟祭の音樂にそを用ひしとなり。(但し唐の太宗撰の晉書裴頠傳に。勗之修二律度一也。檢二得古尺一。短二世所レ用四分有餘。頠上言。宜レ改二度量大醫權衡一、不レ見レ省と見え律志に、荀勗新尺惟以調二音律一。至二於人間一未二甚流布一とも有れば、鐘律を調ふる外には、用ひられざりし事も知られたり、甚惜き事なりけり。)なほ次條に注するを視るべし。

(十四)梁武帝鐘律緯云。祖沖之所レ傳銅尺。其銘曰。晉泰始十年。中書考二古器一。揆二校今尺一長四分半。所レ校古法有二七品一。一曰姑洗玉律。二曰小呂玉律。三曰西京銅望臬。

四曰金錯望臬。五曰銅斛。六曰古錢。七曰建武銅尺。姑洗微强。西京望臬微弱。其餘與此尺同。銘八十二字。今尺者杜夔尺也。此尺者荀勗尺也。雷次宗何胤之二人作鐘律圖所載。荀勗校量古尺文與此銅同。而蕭吉樂譜。謂爲梁朝所考七品謬也。今以此尺爲本。以校諸代尺云。

梁の武帝鐘緯と云へる書今傳はらず。祖冲之は梁の世に荀勗が銅尺を傳來せる人なり。(今の本文祖冲之所傳と云ふより、此尺者勗尺也と云ふまで。其の鐘律緯の文なる中に、銘曰と云より、其餘與此尺同と云まで八十二字は、荀勗銅尺に刻める銘文なり、其の銘中に今尺と云へるは、荀勗が當時に用ふる杜夔尺をさし、此尺と言へるは、勗が新製せる此尺を指て云へりと、鍾律緯の撰者が文にて。雷次宗と云ふより以下は、隋志の撰者らが文なり。)さて其の尺の銘に。中書と有るは荀勗なり。考古器云々とは。下の古器七品を考へて。

當時用ふる杜夔尺を揆校ぶるに。四分半長しと云へるにて。此の四分半は。上の本文に四分有餘と云ひ。魏尺の條に。四分五釐と云へるに同じ。○一曰姑洗玉律。二曰小呂玉律。この二品は。古周代に用ひし律の殘管と聞えたり。(前條の本文に。汲郡盜發魏襄王冢、得古周玉律とあるは、此の謂ゆる小呂玉律、姑洗玉律なるにも有るべし。)○三曰西京銅望臬。四曰金錯望臬。こは共に前漢の景表と聞えたり。其は三輔黃圖に。漢靈臺。有長安西北四里。漢始曰清臺。有銅表。高八尺。長一丈三尺。廣尺二寸。題云太初四年造とある物にや。太初は前漢の武帝が年號なり。其の四年は。晉の泰始十年より遡りて。三百七十五年前なり。(韵會に、說文臬射準的也。从木从自。周禮辨方正位注、匠人建國水地、以縣。置槷、以縣、疏云、在地曰槷、以繩縣於槷上、然後從傍以水望縣、即知地之高下、而平之也云々とあり、また魚傑切にて槸とも通ずる字なり。)○五曰銅斛は。前漢の銅斛にて。上魏尺の條に。王莽時劉歆斛とある物に同じ。既に彼處に注せれば今更に云はず。○六曰

古錢は。乃ち漢代の錢なり。此は既に第十一條に委曲に論へりき。七曰建武銅尺。建武は後漢の光武帝が年號なり。後漢書に。建武四年。帝徵侯霸。朝廷無故典。舊臣霸明習故事。收錄遺文。條奏前世善政。法度施行之と所見たれば。王莽が弊政を改めて。西漢の政に復せりと聞ゆ。（此の事は既に前卷にも云へりき。）然れば是の時尺様をも數造りけむ。其が中の一にこそ。此の尺の古周の玉律。前漢の銅斛など丶相ひ同きを以て。前後漢の間に用ひし尺の。沿革なき事を知べし。（但し後漢の末に至りて。漸に訛長せしを、後の杜夔尺は、さる訛長をその儘に用ひて、定尺とせし物とぞ聞えたる。）さて右七品を。荀勗が周禮に依り。粟粒を累積して作れる尺と比校するに。姑洗玉律は微強。西京銅望臬は微弱なれど。其の餘の五品は。荀尺と同じと謂ふは。實に荀勗が名譽にぞ有ける。（抑此れ等の七品に。其の尺を揆校せる趣はいかに爲けむと謂ふに。まづ二の玉律は、黄鐘管の九分寸を上下損益して制れる物なれば、黄鐘の管を其の新尺にて九分寸に定め、そを損益して制れる姑洗に呂の寸と比校し、かつ其の韵を合せこゝろみ、望臬は高さ八尺、長さ一丈三尺、廣さ尺二寸といふ古法なれば其の新尺の寸とさし驗み、銅斛古錢等は、漢志にその寸分を記せれば事もなく建武銅尺は前漢の舊を守れる尺なれば、荀尺と符合しけむ事は、誠にさも有べき事にこそ。さて鐘律圖と云へる書も蕭吉が樂譜も今傳はらず。○今以此尺為本云々は。聞えたる如く。荀勗が作れる尺は。正しく古尺に符合すること。右の如くなる故に。此の尺を本と爲し。諸代の尺を校すと云へるにて。其の中に漢尺。魏尺は既に論ふが如し。（荻生茂卿が度考に。荀勗が尺の所に、按唐承周隋後。以玉尺為古周尺。以調律呂、作冠冕、又以此作量衡、湯藥用之、太宗晉書載荀勗尺略而不詳、房玄齡注管子亦以玉尺解之、唯魏徵心知其非而國是所在、口不能言、故其撰隋書獨詳其始末。又以晉前尺為本以校諸尺。所謂周尺王莽時銅斛尺、建武銅尺、荀勗晉前尺祖冲之銅尺一也。並稱徐廣王隱等晉書者。明諸家無異說也。載所校古法七品者。明荀勗所校定

精覈可據也、是其微意所在可知已。於後世古尺可考者乃魏徵之力也、魏徵人唯稱其善諫、以此觀之、其不能隱沒是非者亦性爲然、然此事非治世理民之所關、故當時不必爭其是非者、其識亦出後世諸儒之上一等と云へる、論は信に然る事なれど隋志は魏徵が撰に非ず、卷首に長孫無忌てふ名の有るをや、按ふに此は律呂新書に、魏徵隋志曰開皇元年平陳後云々と言へる誤りを承しにや有らむ。

（十五）晉後尺。實比晉前尺。一尺六分二釐。蕭吉云。晉氏江東所用。

此の尺のこと。晉書の律志にも。元帝後。江東所用尺。此荀勗尺一尺六分二釐。荀勗新尺。惟以調晉律。至於人間未甚流布。故江左及劉曜儀表。並與魏尺略相依準とあり。晉の世祖とも云ひし。武帝司馬炎が次を惠帝といふ。此時しも謂ゆる五胡の國々蜂起して。各々別に年號をたて。帝と稱し王と稱して。互に爭へる中に。匈奴國より出たる劉淵といふ者。はじめ國號を趙といひ。後に漢と稱せるが。殊に强く。劉淵死して其の後を嗣げる劉聰と云ふ者の時に。晉の都に攻入りて。惠帝が次に立たる。懷帝と云を擒にして遂に殺し。懷帝が次に立し愍帝が時に。其の都長安を陷して。愍帝が降參せるをも殺して。遂に長安に都せり。晉わづかに四代五十二年にして亡びたり。（乃ち我が仁德天皇の四年丙子の歲に當れり、）然るに其の翌年に。晉の宗室に司馬睿といふ者。江東の建康といふ地に都を立て。國を東晉と號し。年號を建武と改めて晉祚を再興せり。是をもて愍帝まで四代の世を西晉と云ふ。晉書に元帝とあるは是の司馬睿が事なり。是の元帝が世より。用ひし尺なる故に晉の後尺といふ。其はかの晉の前尺。是より四十年前に成つれど。年來遠からず。江東邊までは未流布せず。此の間なほ舊にまかせて。後漢末より久しく用ひ馴たる。杜夔尺の類ひを用ひし故に。略相依準せる。此の後尺を用ひてぞ有けむ。（其は杜夔尺は晉前尺に比すれば、一尺四分五釐、晉後尺は前尺に比して、一尺六分二釐と云へば、杜夔尺よりは、晉の前尺にて僅に一分七釐長し、

其の一分七釐は。わが曲尺の一分許りにあたる、然れば杜夔尺と晉後尺とは、いさゝかの差あり。）

（十六）漢官尺。實比晉前尺。一尺三分七毫。蕭吉樂譜云。漢章帝時。零陵文學史奚景。於冷道縣舜廟下。得玉律度。爲此尺。傳暢。晉時始平掘地得古銅尺。晉諸公讚云。荀勗造鐘律。時人並稱其精密。唯陳留阮咸。譏其聲高。後始平掘地得古銅尺。歲久欲腐。以校荀勗今尺。短校四分。時人以咸爲解。此兩尺長短近同。

此條本書に。晉時始平掘地得古銅尺といふ十字を。錯りて蕭吉譜云と云へる文の上に置たり。今訂正して引きたり。漢官尺のこと。晉書律志に。黃帝作律。以玉爲管。長尺六孔。爲十二月音。至舜時。西王母獻昭華之琯。以王爲之。（按するに此事また尙書大傳大戴禮記、說文解字、風俗通などにも見えて、互に傳への精麁あり。）及漢章帝時。零陵文學史奚景。於冷道縣舜祠下。得玉律度。以爲尺相傳謂之漢官尺と有るに同じ（近世淸の孔尙任が漢銅尺記といふ物に、章帝時冷道舜祠下得玉律。以爲尺、與周尺同、因鑄爲銅尺、頒郡國、謂之漢官尺と見え、松碕氏が尺準考に、奚氏得玉尺度私作此尺、以玉律之爲古器故後來漢庭遂取爲官尺。此漢官尺之所以名也と云たれど、章帝は後漢にて、明帝の次なるが、是の世にさる尺を頒ちしこと、他に證據あることなし、故考ふるに。官は官邊の官に非ず、クダの義にて、此は律琯に依りて作れる尺なる故に、官尺と云ふ、其は琯管もと同義にて玉作は玉に從ひ、竹作は竹に從へども、官の字その主たるを以て思ひ辨ふべし。）さて始平古銅尺の事は、晉書の律志に、荀勗造新鐘律。與古器諧韵。時人稱其精密。唯散騎侍郞。陳留阮咸。譏其聲高。聲高則悲。非興國之音。亡國之音哀以思。其人困。今聲不合雅。懼非雅正至和之音。必古今尺有長短所致也。會阮咸病卒。武帝以勗律與周漢器合。故施用之。後始平掘地得古銅尺。歲久欲

不知所出何時。果長勗尺四分。時人服咸之妙。而莫能厝意焉。（同書諸公讃には。所致也と云より以下の文を然れども本に鐘磬。是魏時杜夔所造。不與勗律相應。音聲舒雅。而久不知夔所造。時人爲之不足改易。勗性自矜。乃因事左遷。咸爲始平太守。而病卒。後得地中古銅尺。校度勗今尺四分。方服咸果解音。然無能正者とも見えたり。）史臣按。勗於千載之外。推百歲之法。度數既宜。聲韻又契。可謂切密。信而有徵。而時人寡識。據無聞之一尺。忽周漢之兩器。雷同臧否。何其謬哉とあり。實に然る言なり。

（茂卿が度考に。按阮咸素好音律。世傳樂器號阮咸者。謂咸所造。其器非雅樂所用。未知咸於音律如何。又傳咸譏荀勗之言。然未知以何尺爲是。咸死後。始平得古銅尺。於是世爭稱咸之妙。然非咸以此尺爲善。畢竟世人聽度之言無憑甚矣。と云ひ。また樂之不闕興亡久矣。是皆俗人之論不足道也と云へるも尤なる說なり。）然るに杜佑が通典に。晉志を取りて。荀勗造新律笛十二枚。以調律呂正雅樂。正會殿廷作之自謂。宮商克諧。然論者猶謂勗爲闇解。時阮咸善達八音。論者謂之神解。咸常心譏勗新律聲高。不合中和。勗常意異。已出咸爲始平相。後有田父耕于野地中。得周時玉尺。勗以校已所治鐘石絲竹。皆短校一米。於此服咸之妙。勗方修正鐘磬。未竟會薨。元康三年。詔其子藩修定金石。以施郊廟。尋值喪亂。莫有記之者と記せるは甚く異なる傳說なり。

（十七）雜尺。趙劉曜渾天儀土圭尺。長於梁法尺四分三釐。實比晉前尺一尺五分。

此の尺の事なほ本志に。梁武帝鐘律緯云。宋武帝平中原。送渾天儀土圭云。是張衡所作。驗渾儀銘題。是光初四年鑄。土圭是光初八年作。並劉曜所制。非張衡也。制以爲尺。長今新尺四分三釐。短俗間尺二分。新尺謂梁法尺也とあり是雜尺土圭尺は。晉前尺に比して一尺五分と云ふときは。杜夔尺に長きこと三釐なり。然れば彼尺の少く詘長せる者と見えたり。（即ち我が曲尺の七寸八分七釐許りに當れり。杜夔尺は。尺に

晉前尺一尺四分七釐と。既に上に見えたり。）さて劉曜は既に云へる。匈奴劉淵が族子なるが。東晉元帝が永嘉四年に劉淵卒して。其子劉聰これに嗣ぎ。光興と改元し。聰卒して劉曜これに嗣ぎ。光初と改元して。東晉の大興二年に。都を長安に移して。趙と改號せり。光初四年は。晉の大興四年に當れり。是劉曜が景表に用ひし尺なる故に。右の如く名けしなり。（斯くて劉曜は。光初十二年と云ける年に。石勒といふ者に亡さる。我が仁德天皇の十七年己丑歲に當れり。）尙本志に建武以後。言二律呂一者。司馬紹統。採而續レ之。炎歷將レ終。而天下大亂。樂工散亡。器法湮滅。（この建武は。後漢の光武が年號。炎歷とは。漢を火德とするが故の文なり。）魏武始獲二杜夔一。使レ定二音律一。依二當時尺度一。權備二典章一。及二晉武受レ命。遵而不レ革。（此の卷の初め杜夔尺の條と參考すべし。）至二泰始十年一。光祿大夫荀勗。奏造二新度一。更鑄二律呂一。元康中勗子藩。復嗣二其事一。未レ及二成功一。屬二永嘉之亂一。中朝典章。咸沒二於石勒一。及二帝南遷一。皇度草昧。禮容樂器。掃レ地皆盡。雖二稍加二採掇一。而多レ所二淪胥一。至二于恭安一。竟不レ能レ備。宋元嘉中大史錢樂之云々と有るを合せ見て。此の頃まで律度の大概を思ふべし。（錢樂之が事は次條に委く引くを見るべし。）

（十八）宋氏尺。錢樂之渾天儀尺。實比二晉前尺一。一尺六分四釐。此宋代人間所レ用尺。與二晉後尺、劉曜渾儀尺一。梁時俗尺一。略相依近。當由二人間恒用一。增損訛替之所レ致也。

東晉元帝江東に據りて國を建しより。十一代百四年が間相續せしが。其末世恭帝と云へるが時に。其臣劉裕と云ふ者。その主を弑して國を簒ひ。その國號を宋と云へり。宋武帝といふは是なり。（こは我が允恭天皇の九年庚申歲に當れり。）此の世に用ひし尺なる故に宋氏尺と云ふ。上の晉後尺よりは。荀尺にて僅に二釐長く。次の梁尺よりは。僅に七釐短し。是を以て與二晉後尺梁時俗間尺一。略相依近とは云へり。（晉前尺にて一尺六分四釐は。我が曲尺の八寸弱にあたれり。）さて錢

樂之渾天儀尺ともいふは。此の人の制律また測景に用ひし尺なるが故なり。其はなほ本志に。建武以後言律呂者。司馬紹統。採而續之。炎歷將終。而天下大亂。樂工散亡。器法湮滅。魏武始獲杜夔使定音律。依當時尺度。權備典章。宋元嘉中。太史錢樂之。因京房南事之餘。引而伸之。更爲三百律。終於安運。長四寸四分有奇。惣合舊爲三百六十律。日當一管。宮徵旋韵。各以次從。(元嘉は宋の第三代。文帝と云ひしが年號なり。京房が樂律の事は。既に第三條に云へりき。)至梁博士沈重。述其名數曰。易以三百六十策當期之日。淮南子云。一律而生五音。十二律而爲六十音。因而六之。故三百六十音。以當一歲之日。律曆之數。天地之道也。重乃依淮南本數。用京房之術。求之得三百六十律。各因月之本律。以爲一部。云々と有るにて知べし。(淮南子は天文訓なり。此の文の義は既に第九條に注せり。錢樂之が音律の事。なほ下の條々にも往々論ふ事あり。合せ考ふべし。)此の宋尺。後に北方後周に入りて。後周の鐵尺と稱し。其より隋に傳へて。開皇初調鐘律尺。平陳後調鐘律尺など聞えしは是なり。(なほ其の條に論ずるを俟つべし。)さて宋の武帝が晉の世を簒へるより。七世五十九年にして。其の臣蕭道成といふ者世を簒ひて。國號を齊と云ふ。南齊の高帝といふは此の蕭道成が事なり。(宋の亡びし年は、我が雄略天皇の二十三年己未歲に當れり。)然るに南齊また僅に二十三年四代にして其臣蕭衍といふ者に簒はる。梁の武帝と云ふは是蕭衍が事なり。(齊の亡びしは。我が武烈天皇の四年壬午の歲に當れり。)

(十九)梁法尺。晉田父玉尺。實比晉前尺一尺七釐。世說稱。有田父。於野地中。得周時玉尺。便是天下正尺。荀勗試以校尺所造。金石絲竹。皆短校一米。

梁尺の起原は。本志なる毛爽律譜に。至後漢。尺度稍長。魏代杜夔亦制律呂。以之候氣。灰悉不飛。晉光祿大夫荀勗。得古銅管。校夔所制。長古四分。方知其誤。乃依周禮。更造古尺。用之

定管。聲韵始調。左晉之後。漸又訛謬。至梁武帝時。猶有汲冢玉律。宋蒼梧時。鑽爲橫吹。然其長短厚薄。大體具存と有るをまづ思ふべし。(但し此の玉律は。本文に謂ゆる田父玉尺とは異なり思ひ混ふべからず。)さて本文の世說稱は其の術解篇に載せる說なり。皆短校一米を今本には。皆覺短一黍とあり。(今本なほ有田父の上に。荀勗調律呂正雅樂。阮咸心譏之不調。阮爲始平太守と云へる文あるは。前條なる始平古銅尺の事を混雜せる說なり删り去へし。)こを周時の玉尺と云ふは即ち世間の說。また爲天下正尺といふも世說の撰者が語にて。其に憑むに足らず。荻生茂卿が度考に。按此尺。晉時田父。掘地所得故名田父玉尺。梁武帝以此制通。故名梁法尺と言へれど。此は兩尺近同なる故に。併出せる耳こそあれ。梁法尺は。田父玉尺より出たる義には非ず。(按ふに茂卿が是說は汲冢玉律と、田父玉尺とを一つに思ひ誤れるより起れる說と聞えたり。)其は本志に。梁氏之初。樂緣齊舊。武帝思弘古樂。天監元年訪百寮曰。夫聲音之道與政通矣。魏晉以來陵替甚滋。卿等樂術通明。可陳其所見。於是尙書僕射沈約答曰。竊以。秦代滅學。樂經殘亡。漢氏以來。主非欽明。樂既非人臣急事。故言者寡。陛下以至聖之德。應樂推之符。實宜作樂崇德。而樂書淪亡。尋案無所宜。選諸生。分令尋討經史。帝既素善鐘律。詳悉舊事。遂自制定禮樂と見え。(また同志に。宋齊功成奮豫。功代有制作、莫不各揚。廟舞自造。郊歌宣暢。德輝光當世。而移風易俗。浸以陵夷。梁武帝本自諸生。博通前載。未及下車。意先風雅。爰詔凡百。各陳所聞。帝又自糾擿前違。裁成一代とも見えたり。)然して梁武帝鐘律緯稱。從上相承。有周時銅尺一枚。古玉律八枚。周尺東昏用爲章信。尺不復存。夾鐘玉琯。有昔題刻。未必是舜時白琯。觀其玉色。要非近物。(下廻)制爲尺。以相參驗。取中黍。而積次訓定。今尺最爲詳密。長祖冲之尺校半分。以新尺制爲四器。名之曰通。此兩尺長短近同と有るにて知べし。(茂卿も早く云へる如く。本書の文錯誤ありて讀がたし。今は玉海に引たる文を參考して。其の讀がたき文と

今の要なき文は。略き去て引たるなり。)少も田父玉尺の議なく。先代齊の東昏侯が章信を制せし。周時の銅尺と稱する尺ありしが、其は存せず。偶其の尺と倶に藏め有りし玉律の內。夾鐘の玉琯に。寸分の題刻ありしを以て。其法尺を制し。相參驗するに。中黍を取りて積次詶定すること。最詳密にして制し竟り。然して後に。祖沖之が傳ふる荀勗尺と校するに五釐ほど長かり。此の新尺を以て制れる四器を。通と名けたるが。其の法尺と田父玉尺と。長短近同なりと云へるなり。(茂卿が言に梁法尺未二嘗行一レ世梁步亦不三嘗制二樂器一と云へれど。本志に引たる鐘律緯の文に。なほ前代々の律呂の得失を論じて。參二校舊器及古夾鐘玉律一。更制二新尺一以證二分毫一。制二為四器一。名レ之為レ通。四器絃間。九天臨岳高一寸二分。黃鐘之絃。二百七十絲。長九尺。以レ次三分損益。其一以生二十二律之絃上。絲數及絲長谷以下律本所建之月。五行生王。終始之音相次之理上。為二其名義一。名レ之為レ通。施二三絃一傳推二月氣一。悉無二差舛一。以二夾鐘玉律一命レ之。則還相中。又制二為十二笛一。以寫二通聲一。其夾鐘笛十二調。以飲二玉笛一。又不レ差とある文などは見ざるにこそ。)

扨本文に。比二晉前尺一一尺七釐とある七釐。又其の引たる世說の文に一米。又今本世說に一黍。また鐘律緯の文に。長二祖沖之尺一。校二半分一と有るなど。皆同じ事を。かく樣々に書たるなるが。今是を考ふるに半分と云へるは大略の語。七釐と有るは度り撿たる正數。一黍と云へるは。其の七釐の廣さを直指たる語にて此の黍はその秠ながらを謂ふに非ず。人を以て云へる也。是をもて本文なる世說の文には。一米と云り。(說文に米粟實也。象二禾黍之形一とありて。段玉裁が注に。實當レ作レ人粟連レ秠者言レ之。米則秠中之人。如二果實之有一レ人也。果人之字。古書皆作レ人。後改為レ仁。去レ秠存レ人曰レ米。因以為二凡穀人之名一。是故禾黍曰レ米。稻稷麥菰亦曰レ米と云り思ひ合すべし。)然れば本文に謂ゆる七釐は。一黍米の廣なりけり。故また試に中黍を取りて秠ながら度れば既に論へる如く。古尺の一分あるを。秠を去りて米となし。十粒を橫累して度り驗むるに。過たず古尺漢尺晉前尺の七分そありける。(栗原信充が度考補正の此條に。

一黍と云ふも。一米と云ふも。皆一分に足らぬを云ふ也。見つべし累黍の古法にあらざる事をとて。此をも。累黍によりて。漢尺を作せるにあらずと云ふ。證と爲たるは粗濶也）扨彼の荀勗尺の銘に。汲郡の古冢より得たる周時の玉律の內なりと聞ゆる。姑洗の律を微弱と云へると。倘本志に。至梁武帝時。猶有汲冢玉律と云へるとを合せて思ふに梁步が本據と爲たりし。謂ゆる古玉律はかの汲冢より出たる物ならんも亦知べからず。

（二十）梁表尺。實比晉前尺一尺二分二釐。一毫有奇。蕭吉云。出於司馬法。梁朝刻其度於影表

蕭吉云とは。其の著せる樂譜の說なるべし。此の尺また梁の新制と聞ゆるが。此を司馬法に出づと謂へれど。彼の書に度法に取るべき語無れば。誤說にや有らむ。（或書に。司馬法云。步百爲畝。畝百爲夫。夫三爲屋。屋三爲井。と見えたれど。此の語さへに今本にはなし。假令異本に有りとも。是はた尺度には取るべくも非ず。）本志なほ此の條に。按此即奉朝請祖暅所算造。銅圭影表者也。經陳滅入朝。大業中。議以合古。乃用之調律。以制鐘磬等八音樂器とあり。（然れば。此は祖暅と云ひし人の算造せる尺なり。出於司馬法と云ふと愈信られず。）さて其の祖暅が表尺の傳來も。同志に毛爽律譜云。臣先人栖誠。學算於祖暅。問律於何承天。沈研三紀。頗達其妙。後爲太常丞典司樂職。乃取玉管及宋太史尺。並以聞奏。詔付太匠。依樣制造。自斯以後。律又飛灰。侯景之亂。臣兄喜于太樂得之。後陳宣帝詔荊州爲質。俄遇梁元帝敗。喜沒於周。適欲上聞。陳武帝立。遂又以十二管。衍爲六十律。私候氣序。並有徵應。至太建時。喜爲吏部尚書。欲以聞奏。會宣帝崩。後主嗣立。出喜爲永嘉內史。遂留家內。貽諸子孫。陳亡之際。竟並遺失。今正十二管。在大樂者。易下生含。始於黃鐘。含上生易。終於中宮。而一歲之氣畢於此矣。（毛爽が文こゝに止まる。是より以下は本志撰者の文なり。）其律大業末。於江都淪喪とあり。然れば

祖暅は其自制せる表尺を用ひしを。其の門人毛栖誠は宋氏尺を用ひ。其の子毛喜が傳を經て。その弟毛爽に傳はり。陳の代まで瀏景の表尺に用ひしが。終に隋に入りしを。煬帝が大業中に至りて。調律にも用ひたるが。其末年の擾亂に。江都に於てその律また淪喪せる也けり。(なほ第二十六條永尺律の下の末に引出る文をも見るべし。

(二十一) 梁俗間尺。長於梁法尺六分三釐。於劉曜渾儀尺二分。實比晉前尺。一尺七分一釐。

此は梁代の人間に用ひし尺なる故に。梁の俗間尺と云ふ。かの杜夔尺は。古尺漢尺の後漢末に訛長せる尺なるか。晉の後尺は是より長く。宋尺は晉の後尺より長く。梁尺は宋尺より長し。こは前々條に。當由人間巧用。增損訛替之所致也と有るが如し。(晉の前尺に比するに。一尺七分一釐は。わが曲尺の八寸强にぞ當りける。)さて梁の世も僅に四代五十五年にして。其の臣陳霸先と云ふ者に。國を簒はれて亡ぶ。陳の武帝といふは。是の陳霸先が事なり。(梁の滅びしは。我が欽明天皇の十八年丁丑の歳に當れり。)然るに陳の世も。五代わづかに三十九にして。隋の高祖文帝といふに亡されたり。(陳の滅びしは。我が崇峻天皇の元年戊申の歳に當れり。)

(二十二) 後魏前尺。實比晉前尺。一尺二寸七釐。中尺實比晉前尺。一尺二寸一分一釐。即開皇官尺。及後周市尺。後周市尺。比玉尺一尺九分三釐。開皇官尺。即鐵尺一尺二寸。此後魏初。及東西分國後。周末用玉尺之前。雜用此等尺。

東晉の第九世孝武帝と云ひしが。太元十一年に當りて。拓跋珪と云ひし者。北方に國都を建て魏と稱し。登國と年號して。頗强國なり。曹魏に對して後魏と云ひ。東晉宋齊梁などの都の。南方なるに對して。北魏とも云ふ。(此の拓跋珪が登國元年

は。我が仁德天皇の七十四年丙戌の歲に當れり。卽ち晉の太元十一年に當る。)さて謂ゆる前尺は。拓跋珪より六世。高祖孝文帝と云へるが時に。新に累黍して制れる尺なりと云ふ。其は魏收が魏書の律曆志に。大和十九年。高祖詔。以一黍之廣。用爲分體。九十之黍。黃鐘之長。以定銅尺と見え。(この大和十九年は。南齊の三世明帝が建武二年。わが仁賢天皇の八年乙亥の歲に當れり。)北史の元匡が傳にも。高祖以一黍之大用成分體。準之爲尺。宣布施行。暨正始中と有り。(荻生茂卿が度考に。按此尺乃後世大尺制也。と云へるは實然る說にこそ。)正始は。高祖が次に。宣明帝と云へるが年號にて。大和十九年より十年後なるが。四年つゞける其の五年めは。永平元年にて。是の時南方は既に梁の世となりて。武帝が天監七年に當れり。謂ゆる中尺後尺は。此時頃に成れり。其はなほ律志に。公孫崇永平中更造新尺。以一黍之長。累爲寸法。尋太常卿劉芳。受詔修樂。以秬黍中者一黍之廣。卽爲一分。而中尉元匡。以一黍之廣度黍二縫。以取一分。三家紛競。久不能決。大和十九年。高祖以一黍之廣。用成分體。九十之黍。黃鐘之長。以定銅尺。有司奏。從前詔。而芳。尺同高祖所制。故遂與修金石。迄武定末。未有論律者と有り。(武定とは東魏の世になりて。孝靜帝と云へるが年號にて。其の元年は永平元年より三十五年後なり。)劉芳が尺は同高祖所制と有れば、前尺と同度なること論ひなく。公孫崇が尺は一黍の長を分に定め。十黍を累ねて寸と爲す法なれば。元匡が尺より短く。元匡が尺は。二黎の廣をもて一分に取れる法なれば。公孫崇が尺より長きこと勿論なり。然れば中尺は公孫崇に成り。後尺は元匡に成れること論ひなし。(前尺は我が曲尺の九寸强にあたり。中尺は我が曲尺の九尺一分弱に當り。後尺はわが曲尺の九寸六分許りに當れり。)さて右の尺等を。後魏初及東西分國云々。と云へる文甚く心得がたし。然るは其の前尺は。孝文帝が制と云へば。此を後魏初とは云ふべからず。其は孝文は。其の初祖拓跋珪より六世にて。其の元年は。初祖の登國元年より。八十五年後なり。此の年數の間。尺を用ひざるべき

由なし。故この後魏初といふ、文に據れば、上に引たる律歷志及び元匡傳などに高祖孝文帝が、其の太和十九年に作れり、と云へるは訛説にて。拓跋珪が自制なりしを。孝文と訛れるにや。(其は後魏にて。高祖とは拓跋珪をこそ云ふべけれ。孝文を高祖と云むは。當らぬ事をも思ひ合せて。後人なほ能く考ふべし。)さて東西分國とは。拓跋珪が登國元年より。十一代孝武帝と云へるが。永熙三年まで百四十八年。南方梁の武帝が。大同といひし年號に。後魏の臣に高歡と云ひし者と。宇文泰と云ふ者と。互に主を廢し或は弑して。其に其の宗室を擁し。東西二流に國を立けるが。高歡が擁せしを東魏と號し。其の主を孝靜帝と云ふ。宇文泰が擁せしを西魏と號し。其の主を文帝といふ。北魏かく二に分りしを。東西分國とは謂ふなり。斯て東魏は北齊と代り。西魏は後周に替れる。其の周代に。玉尺と云ひし尺を用ひざる以前は。本文の前中後三尺を雜用して在ける由なり。(其の玉尺及び鐵尺の事は。下の條々に云ふを俟つべし。)さて即ち開皇官尺と云ふより以下の三十四字に議

論あり。然るは此の後尺を。即開皇官尺。及後周市尺と言へる開皇は。後周の世を過ぎて。隋初の年號なるが。其より以前。後周の保定中より。玉尺を官市に用ひ。其の後しばし。鐵尺を官市に用ひしかど、間なく廢て。隋を經て唐に至るまで。玉尺を常用せしこと。以下の條々に說著す如くなれば。此の謂ゆる後尺を。隋代に官尺に立る時無れば。開皇官尺と云へるは非なり。然れど即鐵尺一尺二寸ど云へるは能く叶へり。(其は鐵尺とは。謂ゆる後周鐵尺にて。此は我が曲尺の七寸九分八釐に當り。此後尺は曲尺の九寸六分なるを比べ見て知るべし。)さて周代に。其の鐵尺の一尺二寸を市尺と爲たる由。第二十五條に引く。隋志の副孝孫が言に見えたれば。後周市尺といふ名は聞えたれど。此を比玉尺一尺九分三釐と云へるは違へり。其は今この兩尺を作りて比較するに。玉尺より後尺を云ふときは一寸長く。後尺より玉尺を云ふ時は。九分半許り短ければ也。然れば此は比玉尺一長九分五釐とぞ云ふべかりける。(茂卿が度考に。其の開皇官尺。即鐵尺一尺二寸。者。比校明

白。可以爲正。則此尺當晉前尺一尺二寸七分六釐八毫。是本文所謂。比晉前尺。一尺二寸八分一釐者字誤也。因思。此時尺法不正。參訛本多。故文有不合己と云へるを始め。諸人の說ども皆是の旨は解し得ずぞ有ける。）さて本志に。此の下文に。甄鸞算術云。周朝市尺。得玉尺九分一釐。（本文と校するに。此は得玉尺一尺九分三釐と有りし。一尺の字を脱せるにて。是も正しくは得玉尺一尺一寸と云ふべき文なり。然て甄鸞は後周代の人なり。）或傳。梁時有誌公道人。作此尺。寄入周朝云。與多鬚老翁。周太祖。及隋高祖。各自以爲謂已。（こは茂卿が言に。誌は道人。鬚は實誌和尙。其言頗驗。世人信之。故周太祖隋高祖幷遵用其言と云へれど、此の說元より附會なり。後尺は元匡が所作なること。上に論ふが如し、豈實誌が所作ならむやも。）周朝人間行用。及開皇初。著令以爲官尺。百司用之。終于仁壽。大業中。人間或私用之とあり。實にも周朝の人間に。いまだ玉尺を行用せざりし以前は。本文の如く此れ等の尺を雜用しつれど。後周も保定五年より後は。玉尺鐵尺交々用ひられて。此れ等の尺は廢れ果たり。然れば隋代開皇初に。令に著さむ事は更にも云ず。百司これを用ひて仁壽年に終るなど言へるは。總て俗傳訛說なること。玉尺以下の條々に論ずるを見て知るべし。（但し隋の大業中に。人間に或は私にこれを用ふと云ふ事は。有まじき事にも非ずかし。）

（二十三）東後魏尺。實比晉前尺一尺五寸八毫。此是魏中尉元延明。累黍用半周之廣爲尺。齊朝因而用之。

此の條意得がたき事あり。其はまづ東後魏とは。上の東魏の孝靜帝が世を云ふこと勿論なるが。其の世に元延明と云ふ人聞えず。分國以前に。安豐王延明と云へる人あれど。制尺の事に預れること史に見えず。詳ならぬ事なり。然るに齊朝因而用之と云へるは。此の東魏を擁せりし。高歡が子の高洋といふ者。その孝靜帝を弑して國を奪ひ。齊と稱して。年號を天保と改む。北齊の文宣帝と云

ふは。是の高洋が事にて。東魏は一代十七年にして滅びたり。(此は南方は。梁の簡文帝と云へるが。大寶元年といふ年にて。我が欽明天皇の十一年庚午の歳に當れり。)然れば此はかの後魏後尺を。東魏にて此の如く切めて用ひしを北齊にて因襲せしを。文の如く訛傳せるにも有るべし　是また後人なほ能く考ふべし。

(二十四) 後周玉尺。蔡邕銅籥尺。實比晉前尺一尺一寸五分八釐。後周武帝。保定中詔。遣大宗伯盧景宣。上黨公長孫紹遠。岐國公斛斯徵等累黍造尺。從横不定。後因修倉。掘地得古玉斗。以爲正器。據斗造律度量衡。因用此尺大赦。改元天和。百司行用。終於大象之末。其律黃鐘與蔡邕古籥同。

前條に說たる西魏の文帝より三代。僅に二十三年め恭帝と云へるが時に。かの宇文泰が子の宇文覺といふ者。恭帝を廢して國を簒ひ。國號を周と稱せり。後周太祖孝閔帝と云ふは是なり。(こは南方梁の世も。陳霸先に奪はれし年にて。我が欽明天皇の十八年丁丑の歳なりき。)然るに此の宇文覺が從兄に。宇文護といふ者あり。其の世の宰臣として。彼の西魏の廢主恭帝を弑し。また其の主閔帝をも殺して。宇文泰が長子毓と云へるを世に立たり。此を明帝と云ふ。宇文護また此をも毒殺して毓が弟なる邕と云ひしを世に立て。自らは晉公と稱せり。後周武帝といふは其の宇文邕が事なり。(これが保定元年は。南方陳の文帝が天嘉二年。わが欽明天皇の二十二年に當れり。)さて前條の本文に。後周未用玉尺之前。雜用此等尺と有る如く。かの後魏の前中後尺を雜用せるが。仍厭ず思ひて。今の本文の如く新に累黍尺を造らむと欲すれど。其の從横を定め得ざりし頃に。倉地を掘りて古玉斗を得しかば。其を正器と爲して。律度量衡を作れる由なり。其の謂ゆる古玉斗は。宇文護

が得て獻れる也けり。（其は北史に、保定元年。晉公護得二玉斗一獻と見えん 隋志に。保定元年。辛巳五月、晉國造レ倉。獲二古玉斗一。暨二五年乙酉冬十月一。詔改二制銅律度一。遂致二中和一。累黍積籥同レ玆、玉量與二衡度一無レ差。准爲二銅斗一と有るなどを視て知るべし。樂律の尺にも是の尺を用ひしなり。）さて其律黃鐘與二蔡邕古籥一同とは、本志になほ。從上相承有二銅籥一。以二銀錯一題二其銘一曰。籥黃鐘之宮。長九寸。容圜九分。容二秬黍一千二百粒。稱重十二銖。兩レ之爲二一合一。三分。損益轉生二十二律一。祖孝孫云。相承傳。是蔡邕銅籥と有れば。此の籥に長九寸と銘あるに依りて。是を九寸として尺を作りしが。玉斗に依りて作れる量と。符同する故に。此の尺を用ひて。玉尺を制せると聞えたり。然れど。其を蔡邕が古籥と云へる。祖孝孫が言は信られず。（然るは蔡邕は三代の古尺及び漢尺を知りて其の度を傳へし人なること。既に出せる獨斷の文にて著明なり。然るを豈その古尺及び漢尺に一寸五分八釐長かる尺を用ひて籥を作り。長九寸と云ふ銘を記さむや。但しかく云はゞ、漢志に以二子穀秬黍中者千二百一實二其籥一とあるに受容同じければ。疑なく漢の古籥なりと偏するも有べけれど、受容も法となし難き由あり。其は本志に律管の容黍の不同を論へる條に。其の長短及口徑之闊狹並同。而容黍或多。或少。皆是作者。旁庣二其腹一。使レ有二盈虛一と云へる如くにて。長は外より度る者なれば。其の長よし玉尺の九寸ありて。古尺漢尺より長しとも。受容は其の籥器の銅の厚からむには。漢籥と同量にも容べき物をや。また假令その籥、まことに蔡邕が物ならむにも、既に出たる本文の銅斛の寸の。古尺漢尺晉前尺と符合せる物と、合ざる上は取るに足らず。）爰に栗原信充の說に。後魏の高祖。及び公孫崇・劉芳。元匡など漢志の說を沿襲し。上黨羊頭山の秬黍をもて、謂ゆる子穀百粒を以て縱橫布陳し。各その說を主張し、後周の保定中にも。本文に云ふ如く制せむと欲るに。縱橫の議論定まらず。然るに宇文護が獻れる玉斗と。かの銅籥と符同せしかば。其の玉斗を周漢の器と定め。銅籥をもて漢代の制と定めて、謂ゆる

玉尺を制せれど。其の玉斗銅籥ともに其の實は宇文護が僞造ならむも知べからねど。此の人宗室の貴戚にして。宰輔の大臣なる故に詳ふ者なく。遂に是を以て正器として 律度量衡を定めし也。と云へるは信に然る言なり。(こは其の著はせる度考補正に記せる說を。折衷して擧たるなり。)さて此武帝が建德元年といふ歲に。宇文護を殺し。其の六年といふに。かの北齊をも滅せり。(北齊わづかに五世。二十八年にして亡びたる。其年は南方陳の宣帝が大建九年。我が敏達天皇の六年丁酉の歲に當れり。)さて終於大象之末とは。武帝は北齊を亡せる翌年に殂して。其の子宣帝贇と云へるが立しかど。一年竟ざるに其の子靜帝闡と云へるに位を傳へき。大象は此の靜帝が年號なり。其の二年といふ年に。其の臣楊堅といふ者。自から隋王と稱し。靜帝を弑して國を奪へり。是を以て大象の末に終るとは云へり。(後周も僅に五世。二十五年にして。其の滅びたる年は。陳の宣帝が大建十三年。わが敏達天皇の十年辛丑の歲に當れり。)さて是玉尺を晉前尺に比すれば。一尺一寸五分八釐といふは。我が曲尺の八寸七分許りに當れり。

(二十五) 後周鐵尺。開皇初調鐘律尺。及平陳後調鐘律尺。此宋代人間所用尺。傳入齊梁陳。以制樂律。實比晉前尺一尺六分四釐。

此の條は前なる宋氏尺の條と一條なりしを。攷說の便宜を思ひて。都てこゝに一條と爲たるなり。抑後周鐵尺と聞えしは。實に宋氏尺なり。此の尺の北方に入たるは早き事にて。此を音律の校正に用ひしも玉尺より先なりき。其は本書同志に。西魏廢帝。元平元年。周文攝政。詔尚書蘇綽詳正音律。綽時得宋尺。以定諸管。草創未就。會閔帝受禪。政由家宰。方有齊寇。事竟不行。(廢帝は名を欽と云ひき。西魏の第二代にて。其の元平元年は。わが欽明天皇の十三年壬申の年に當り。周文とは宇文泰が事にて。こを後周の世になりて。高祖文帝と謚せる故にかく稱り。)後掘大倉。得古玉斗。按以造律及衡。と有るにて知らる。其は

北方固より南方の尺を傳へず。前に漢志に依りて作りし三の黍尺に。宋尺を比すれば。大きに短き故に。周漢の古尺なりと思ひ。こを準として。律の諸管を定めむと。草創いまだ就さる間に。西魏の恭帝その國を。後周の閔帝に禪る事に會し。かつ北齊の寇する擾亂も有りて。其の事竟に行はれず。然る間に。かの保定元年に得たる玉斗と。彼の銅籥とを準として。謂ゆる玉尺を定めて。律及び衡を造りて施行せしかば。蘇綽が得し宋氏鐵尺は用ひざりし趣きなり。(蘇綽が宋氏尺を校し始めたる元平元年より。玉斗を得たる保定元年まで既に十年なりき。)さて北齊を亡して後に。此の尺をも頒ちき。其は同志に。周建德六年。平齊後。即以此同律度量頒于天下と有にて知べし。(此は既に玉尺を頒ちし。天和元年より十一年後にて。即ち北齊を滅せる年なり。)然るに此の鐵尺を頒行せる後も。玉尺はなほ其の儘に用ひし故に。牛弘と云ふ者。其の事の議ありき。其は右の文のつゞきに。其後宣帝時。牛弘等議曰。竊惟權衡度量經邦懋軌。誠須詳求故實。考校得衷。謹尋今

鐵尺是太祖。遣尚書故蘇綽所造。當時檢勘。用爲前周尺。驗其長短。與宋尺符同。即以調鐘律。竝用均田度地云々。(其の後宣帝時とは。即ち建德六年の翌年にて。宣帝が位に即たる大成元年といふ歲なり。此の主だゞ一年にして位を退けりき。太祖とは。上に引たる文に。周文と有るに同じく。かの宇文泰を云へり。偖前周とは謂ゆる三代の姫周を指せり。當世を後周といふは。是の姫周に對せるなり斷て驗其長短與宋尺符同と云へるは。此の鐵尺は佗尺に法とらず。造れるが係らず宋尺と符同せる趣に書化たるなり。然て云々と約たるは彼の玉尺を作る時に。上黨羊頭山の黍を取りて。種々量りごちし事の趣を。煩々しく云へる文にて。此には要なき事なれば省約せるなり。漢書食貨志云。黄金方寸。其重一斤。今鑄金校驗。鐵尺爲近。依文據理。符會處多。且平齊之始。已用宣布。因而爲定。彌合時宜。至於玉尺累黍。以廣爲長。累既有剩。實復不滿。尋訪古今。恐不可用。其晉梁尺量。過爲短小。以黍實管。彌復不容。據律調聲。

必致二高急一。且八音克諧。明王廢範。同二律度量一。哲后通規。臣等詳按二前經一。揖二量時事一。謂用二鐵尺一。於レ理爲レ便。未及二詳定一。高祖受レ終。牛弘辛彥之。鄭譯。何妥。久議不レ決と見えたり。)こは於レ理爲レ便と云ふまで。牛弘等が後周の宣帝に上言せる議にて。其の以下は隋志の撰者らが言なり。)此は玉尺鐵尺を竝べ行ふ事を諫めて鐵尺の便を稱し玉尺の不便を擧て。停止せしめむと欲たるなり。然るに未詳定に及ばず。其より二年間ありて。隋の高祖楊堅しひて其の禪りを受て國を取り。是より隋の世と爲れるに。右の徒の議論なほ決せず。其の趣は同書音樂志に委く記せり。(故今その要を取りて。次々に抄し出なむ。)そは開皇二年。齊黃門侍郞顏之推上言。禮崩樂壞。其來自久。今太常雅樂。竝用二胡聲一。請馮二梁國舊事一。考二尋古典一。高祖不レ從曰。梁國亡國之音。奈何遣二我用一邪。是時尙因二周樂一。命二工人齊樹提一。檢二校樂府一。改二換聲律一。益不レ能レ通。(顏之推は。もと北齊に仕へし人なる故に。齊黃門侍郞とは云へり。其の言に今太常雅樂竝用二胡聲一と云へるは。後周に早く龜茲國の胡樂を用ひしを。隋に襲用して改めざるを非とし。梁の武帝が舊事の如く古典を考尋して。古雅樂を興し給へと勸めしなり。然るに高祖不レ從曰は。梁は南方にて。敵對の國なりし故に。其の樂を亡國の音と嫌ひ。後周は北方にて。我が受禪せし先代なる故に。其胡聲をも嫌はずと云へる我執なり。斯て其の樂の調を得ざるに。工人に命じて改換せしむるに。益その聲律を通ずること能はず。然るは其の律尺は。玉尺鐵尺竝用して。胡聲は合さむと欲る所爲なればなり。)俄而柱國沛公鄭譯。奏上請二更脩正一。於レ是詔二太常卿牛弘。國子祭酒辛彥之。國子博士何妥等一。議二正樂一。然淪謬既久。音律多乖。積年議不レ定。高祖大怒曰。我受二天命一七年。樂府猶歌二前代功德一邪。命二治書侍御史李諤一。引二牛弘等一下。將レ罪レ之。李諤奏曰。武王克レ殷。至二周公相一成王一。始制二禮樂一。斯事體大。不レ可二速成一。高祖意稍解。又詔。求二知音之士一。集二尚書一。參二定音樂一。(高祖がかく怒れる年は。天命を受しより七年と云へば。即ち開皇七年の事なり。開皇二年より此の議を論じて是の歲に至りつれば

信に待久しくぞ所思たりけむ。）鄭譯云。考ニ尋スルニ樂府ノ鐘石律呂ヲ。皆有ニ宮商角徵羽。變宮變徵之名ー。七聲之內。三聲乖レ應。每恒求訪。終莫ニ能通ー。先レ是周武帝時。有ニ龜茲人ー。曰ニ蘇祇婆ー。善ニ胡琵琶ー。聞ニ其所レ奏。一均之中。間有ニ七聲ー。因問レ之。答曰。父在ニ西域ー。稱爲ニ知音ー。代々相傳習。調有ニ七種ー。以ニ其七調ー。勘ニ校七聲ー。冥若レ合レ符。七音之外。更立ニ一聲ー。謂ニ之應聲ー。譯因作ニ書二十餘篇ー。以明ニ其指ー。於レ是以ニ其書ー。宣ニ示朝廷ー。竝立レ議正レ之。（此の件は殊に甚々略せる文なるが。其の大意は。後周の初め。その樂府を考尋せるに。鐘石律呂みな。宮商角徵羽變宮變徵の名有れど。其の七聲の內に三聲は應に乖ひて。恒に求訪せしかど。通じ得ざりしを。彼の武帝の保定中に。西域龜茲國の人蘇祇婆と云へるが來りて。胡琵琶の七聲を傳へしより。其の音樂を用ひしを。我また勘校して。其の書を作り持たりとて出せる義なり。然れば此の鄭譯が音樂は。後周にてかの鐵尺を混用せざる間の樂にて。其の律は玉尺を純用せる管なること知るべし。其は武帝が時よりして玉尺律を用ひ。胡聲をしも取つればなり。然るを後に鐵尺を混用せし故に。上件の如く通じ難たるを。鄭譯が今の議は。玉尺律を純用せむとの意なり。）時ニ邳國公世子蘇夔。亦稱ニ明樂ー。駁ニ鄭譯ー曰。韓詩外傳所レ載。樂聲感レ人。及月令所レ載。五音所レ中。竝皆有レ五。不レ言ニ變宮變徵ー。又春秋左氏所レ云七音六律。以奉ニ五聲ー。准レ此而言。每宮應レ立ニ五調ー。不レ聞下更加ニ變宮變徵ー爲中七調上。七調之作。所出未詳。（この蘇夔が論まことに理たり。既に第三條に論へる如く。殷代以前は。五音に法りて五調なりしを七調と爲たるは。周の姫旦が狡意より出たるを。其後相續し來れるなり。然るに七調之作所出未レ詳と云へるは委かず。偖しか其の所出を知ざりし故に。議論は道理に叶へれど鄭譯に陳せられて終に其の說に雷同してぞ有ける甚惜きや。）鄭譯答レ之曰。漢書律曆志。天地人及四時謂ニ之七始ー。黃鐘爲ニ天始ー。林鐘爲ニ地始ー。大蔟爲ニ人始ー。是爲ニ三始ー。姑洗爲レ春。蕤賓爲レ夏。南呂爲レ秋。應鐘爲レ冬。是爲ニ四時ー。四時之始是以爲レ七。今若不下以ニ二變ー爲中調曲上。則是冬夏聲闕。四時不レ備。是故每宮。須立ニ

七調。衆從評議と見えたり。（是の律曆志なる七始の説は。周の七音を祖として。劉歆が作れる説にて。眞古樂の旨に叶はざる事も。既に第三條に論へるが如し。然るを當時の謂ゆる知音家。一人も其の古義を知れる者なく。衆從評議と有れば。最も太常卿たる牛弘を始め。蘇夔も是に從へるは最も拙き事なりけり。）然るに是の鄭譯が議もまた用ひられず。高祖が意なほ決せざりしを。開皇九年に陳を平げし後つひに鐵尺律ぞ純用せられける。其は本書律志に。開皇初。詔太常牛弘。議定律呂。於是博徵學者。序論其法。久未能決。遇平江左。得陳氏律管十二枚。並以付弘。遣曉音律者。陳山陽太守毛爽等。作律譜。また同志に。旣平陳。上以江東樂為善曰。此華夏舊聲。雖隨俗改變。大體猶是古法。と云へる事も見えたり。）時爽年老。以白衣見。高祖授淮州刺史。辭不赴官。因遣協律郎祖孝孫。就受其法。牛弘又取此管。而定聲と見え。（この文に陳氏律管十二枚と有るは。即ち宋氏尺の律なり。其の由下文にて知られたり。然て此の事舊唐書孝孫が傳には。

爽時年老。弘恐失其法。於是奏孝孫。從其受律。孝孫得爽之法。一律而生五音。云々と見えたり。）音樂志に。開皇九年。平陳獲宋齊舊樂。詔於太常。置清商署。以管之。求陳太樂令蔡子元。于普明等。復居其職。など有るにて知らる。此は毛爽が傳へし陳氏の音樂を信せしより興れる事なり。毛爽が律尺の宋氏尺なりし事は。同志候氣の條に。毛爽律譜の文を出せるに。臣先人栖誠。學算於祖暅。問律於何承天。沈研三紀。頗達其妙。後為太常丞典司樂職。乃取玉管及宋太史尺。並以聞奏。臣兄喜。於太樂得之。遂留家內。貽諸子孫と有を以て知るべし。（此の全文は。既に第二十條に引たりき。宋太史尺と云へるは。宋の太史錢樂之が用ひて。彼の三百六十律を定めし尺なればなり。）さて本文に。開皇初調鐘律尺。及平陳後調鐘律尺と云ひ。傳入齊梁陳。以制樂律と云へる事も。これにて著明なり。（本書に平陳後調律水尺と有れど。水の字は衍なれば刪り去たり。茂卿が度考に。水尺上脫一尺字。平陳後調律尺與水尺と云へれど。然ては鐵尺と水尺と同

尺の義となりて。次なる水尺の條は。徒事となる物をや。〕また此の尺を鐵尺といふ由は。なほ本志に。俗間不レ知者。見二鐵作一爲二鐵尺一。見二玉作一爲二玉尺一と云へる如く。其の頽てる尺様の玉なりし故に玉尺と云ひ。鐵もて作りし故に鐵尺と云ひし者なり。然して此の鐵尺は。晉前尺に比して。一尺六分四釐と云ふときは。我が曲尺の七寸九分八釐許りに當れり。〔然れば八寸弱と云はむも難なくこそ。〕偖また本志に。祖孝孫云。平陳後廢二周玉尺律一。便用二此鐵尺律一。以二一尺二寸一。即爲二市尺一と云へる文あり。此の義は平陳までは。常用は更にも云はず。鐘律にも後周玉尺を用ひたりしを。平陳より後には。鐘律に玉尺を用ふる事を停廢して。鐵尺の律を用ひ。はた此の鐵尺の一尺二寸をもて市尺にも用ひしと云へるにて。玉尺の常用をも停たりと言へるに非ず。然て鐵尺は是より鐘律と常用とに用ひられたれど。間なく水尺の律を用ひて。鐵尺律廢られしかば。其の一尺二寸の市尺も共に廢れて。常用市尺の方は。本の如く玉尺のみ通用して。唐代まで連綿たりけり。〔此の由は次條の末及び其の次唐尺の所に委く考證すべし。〕栗原信充云く。茂卿が度考に。此の鐵尺律の所に。按此宋齊及宇文周初所レ用尺也と云へるは非なり。此の尺の北方に入りしは早けれど。保定の頃には。玉尺に牙られて行はれず。平齊の後に。此の尺を以て律度を制せれど。遂に行はれず。其の明年に牛弘等。この尺を便なりと議せるに。北方の人の長尺を好むこと。隋志に。魏及周齊。貪二布帛長一と云へる如くにて。其の樂もまた胡聲なれば。玉尺律より短き鐵尺律にては。琵琶の絃切れて。其の律調はざる故に。雅樂を立むとは欲すれど。詳定に及ばずして。周は隋に禪り。隋また周に受て。其の胡樂を用ひたり。是を以て開皇までは。玉尺の律を用ひしこと。祖孝孫が言の如しと云へるは。實然る言なりかし。〔篤胤按ずるに。隋書音樂志に。及二大業中一。煬帝乃定二清樂。西涼。龜茲。天竺。康國。疎勒。安國。高麗。禮畢一以爲二九部一。樂器工依。創造既成。大備二於茲一矣と記して。此の九部の傳來を奏曲せるに。中に清樂と禮畢とのみ。其の國の音樂にて。餘の七部は皆胡戎の音曲なる由

を云ひ。かつ今曲琵琶箜篌之徒。竝出西域。非華夏舊器と有るをも思ひ合すべし。）

（二十六）開皇十年。萬寶常所造。律呂水尺。實比晉前尺。一尺一寸八分六釐。今大樂庫及內出銅律一部。是萬寶常所造。名水尺律。說稱其黃鐘律。當鐵尺南呂倍聲。南呂黃鐘羽也。故謂之水尺律。

是の水尺律を用ひし事の起りは。同書音樂志に。蘇夔又與鄭譯議。欲累黍立分正定律呂。而何妥。舊以學聞。雅爲高祖所信。高祖素不悅學。不知樂。妥又恥己宿儒。不逮譯等。欲沮壞其事。非十二律旋相爲宮。牛弘總知樂事。不能精知音律。（蘇夔は前に鄭譯が議と相反せるを。鄭譯が答へに。衆と共に其の議に從へる後に。此時かく相和して。累黍の事を議りしなり。）何妥と高祖が樂を知ざる事は更に論に及ばず。牛弘はしも。先代よりの太常卿にて。樂事を總知しつゝ。音律を精知せざりし故に。徒に年所を經て。其の議の決せざりしなり。故是の人も前には玉尺を斥して。鐵尺を便なりと議し。其の律行はれて後。また鄭譯が議に從ひしこと。尙同志に。牛弘遂因鄭譯之舊。又請。依古五聲六律。旋相爲宮。雅樂每宮但一調云々と云へる事も見えて。嘗て特操の議は無りしなり。尤しこそ周隋の際多年の愚論に喧げる事よ。）又有識音人萬寶常。修洛陽舊樂言。知其上代修調古樂。是將競爲異議。各立朋黨。是非之理紛然淆亂。或欲令各修造。待成擇其善者。而從之。妥恐樂成善惡易見。乃請高祖。張樂試之。遂先說曰。黃鐘者以象人君之德。及奏黃鐘。高祖曰。滔滔和雅。甚與我心和。妥因陳用黃鐘一宮。不假餘律。高祖大悅。班賜妥等修樂者。自是譯等議寢と見えし（なほ何妥が傳に。太常所傳宗廟雅樂歷數十年。唯作大呂廢黃鐘。妥奏請用黃鐘。詔下公卿議從之と云ひ。玉海に。鄭樵通志を引きて。開皇二年云々。何妥牛弘沮抑。遂使隋人不聞七調之音ともあり。）また律志に。旣天下一統。異代

器物。悉集樂府。曉音律者。頗議考覈。以定鐘律。更造樂器。以被皇夏十四曲。高祖竟之曰。此聲滔々和雅。令人舒緩。然萬物八事。非五行不生。非五行不成。非五行不滅。故五音用火尺。其事火重。用金尺則兵。用木尺則喪。用土尺則亂。用水尺則律呂合調。天下和平。魏及周齊。貪布帛長度。故用土尺。今此樂聲是用水尺。江東尺短於土。長於水。（こは疑なく江東尺短於水長於土と有ける文の錯亂なるべし。）然て此の五行尺の說。是より以前に。かつて有と無き說なるは。高祖が附會の如く聞えたり。）詔施用水尺律樂。其前代金石。並鑄毀之以息物議と有るにて知らる。（また此の時まで傳へ來りし前代々の諸樂器どもの。皆毀り棄られし事も是の文にて知られたり。）さて本文に。說稱とて。其黃鐘律と云へるは。水尺律の黃鐘の管を云ふ。鐵尺南呂とは。まづ謂ゆる鐵尺は晉前尺の一尺六分四釐なれば。我か曲尺の八寸弱あり。此を百分すれば即ち宋尺にて。謂ゆる後周鐵尺なり。然て法の如く此尺の黃鐘八十一分を三分して。其の一を損て林鐘を作り。（この長五十四分あるなり。）此の林鐘を三分して。其の一分を益して大蔟をつくり。（此のたけ七十二分あり。）この大蔟を三分して其の一を損て南呂を作れば四十八分にて。我が曲尺の四寸二分五釐あり。水尺律の黃鐘は鐵尺の南呂の倍聲に當ると言へば。其の四寸二分五釐を一倍するに。八寸五分あり。此を八十一分して。水尺の黃鐘と定め。此の分十九を益して尺となし。此を曲尺に比すれば。九寸四分五釐ありて。本文に。水尺實比晉前尺一尺一寸八分六釐と有るに符はず。其は晉前尺の一尺一寸八分六釐は曲尺の八寸九分許りに當ればなり。然れば此は。本文に一尺一寸八分六釐と有るは誤りか。說稱の文に誤あるかの二を出ず。（校考ふるに。此の水尺律は。鐵尺の南呂を倍して作れりと云ふこと覺束なし。此は後生なほ能く考ふべし。）但し南呂は五音の羽に屬し。羽は水に屬するを。羽に屬する南呂の倍聲より。作り出たる尺なる故に。水尺と號けし義は著明なり。（また按ずるに。上に引たる五行尺の說は。此の尺を實常が思案にて。かく名けたるよ

り。又思ひ付たる高祖がさかしらにや有らむ。)さて同書萬寶常が傳に。開皇初。鄭譯等定樂。初爲黃鐘調。寶常請以水尺爲律。以調樂器。上從之。遂造諸樂器。其聲率下。鄭譯調二律。并撰樂譜六十四卷。具論八音旋相爲宮之法。改絃移柱之變。爲八十四調。一百四十四律。變化終於一千八百聲。應手成曲。無所凝滯。其聲雅淡。不爲時人所好とあり。(此の傳に依るに黃鐘の調を爲ことは。鄭譯等が初めし事なるを。萬寶常それに擬ひて。黃鐘一宮を用ふる樂を制せりと聞こゆ。蓋そは何妥が意よりぞ出けむ。)斯て高祖。後にまた此の樂をも。心に合はず成ぬと聞えて。通志の樂略に。帝召寶常。問以鄭譯所定之樂。可施用與否。寶常曰。此亡國之音。豈陛下所宜聞。上不悅と云へる事も見えたり。(然れど隋の音樂志に。牛弘遂因鄭譯之舊。又請依古。五聲六律。旋宮雅樂云々。高祖猶懷妥言。不許旋宮之樂。但作黃鐘一宮而已。於是牛弘等。但改其聲。合於鐘律。而辭經勅定。不敢易之とも有れば。高祖が世の限り。水尺律の廢られたりとは聞えざるなり。)然るに其の次煬帝が世に至りて。此の律しばし廢られし事あり。其は律志に。大業二年。乃詔改用梁表尺律。調鐘磬。八音之器。比之前代。最爲合古。と有るにて所知たり。(通志略に。寶常聽太常所奏樂。泫然而泣。人問其故。對曰樂淫厲而哀。天下其亂乎と云へる事の有るは。此のしばし廢られたる間の事ならむかし。)さて其の下文に。其制度文議。并毛爽舊律。竝在江都淪喪と有る制度文議は。乃ち梁表律の制度文議にて。此は毛爽が舊律と竝に江都に在りて喪びたる由なるは。大業十二年に。李密と云ふ者の亂起りて。煬帝江都に亂を避けし時の事と聞えたり。此の時にかの毛爽が定めし鐵尺の舊律。梁表律尺の音樂も。みな喪果たる由なり。(梁表律の事は。第二十條に出たるを見て知るべし。)是に於て水尺律の音樂ひとり存して。此は唐代の初まで循用し。宮市常用の尺は。玉尺ぞ行はれける。其は上下の條々に論ふが如し。

(二十七)唐雜令曰。凡度以北方秬黍中

者。一黍之廣爲分。十分爲寸。十寸爲尺。一尺二寸爲大尺。十尺爲丈。凡積秬黍爲度者。調鐘律。測晷景。合湯藥。及冠冕之制則用之。内外官司。悉用大者。

隋の高祖楊堅をまた文帝とも云ふ。南方陳を亡して。赤縣州を一統せるより十六年め。仁壽四年といふ年に。其の第二子楊廣と云へるが。父文帝を弑し。兄をも殺して自立せり。(我が推古天皇の十二年甲子の歳に當れり。)隋の煬帝と云ひしは是なり。其の翌年に年號を大業と建たるが。其の十三年と云ふ年に。其の[illegible]に李淵と云ものゝ煬帝を廢して太上皇と稱し。文帝が孫の侑と云ひしを迎へて。きみと爲たるが。間もなく禪を受て帝と稱し。國號を唐といふ。唐の高祖と云ふは是なり。(但し禪を受たりと云ふは。史書の文面のみにて。實には其の主の心ならぬを。強ひて禪らしめたるにて簒奪の議は免れざること。先輩も既に論へるが如し。)

さて是の令文度制の法。漢志の制法と同文なれば。彼と同寸の尺なるべしと。思ふも有べけれど然らず。彼の黍尺は既に云ふ如く。我が曲尺の七寸五分に當るを。此はかの古粟尺晉前尺に比すれば。一尺一寸六分許り。わが曲尺の八寸七分弱に當れり。其は何を以て言ふなれば。上にも云ふ如く。唐尺實には唐の新制に非ず。後周の玉尺を。其の儘に襲用せる尺なるを以て此を知れり。(此の事はやく荻生茂卿が度考に。後周玉尺。至于隋未平陳之前用之。唐又以此爲法尺。隋制律冠冕及醫藥用之。其佗則用大尺也と云へるは。無證に云ひ出たる說なれど能く叶へり。栗原氏が補正には粗其の說をも論へり。)今委曲に其の證を言むに。まづ今の本文は。唐律疏議に雜令と引たるを再引たる文なるが。凡て唐令は。高祖が世を取れる初め。武德中に成れるものなり。其の由は六典刑部の本文に。凡令二十有七。一千五百四十有六條焉と有る所の注に見えたり。(其の注文に。令武德中裴寂等與律同時撰。至貞觀初。又令房玄齡等刊定。麟德中源直心。儀鳳中劉仁

軌。垂拱初裴居道。神龍初蘇瓌。太極初岑羲。開元初姚元崇。四年宋璟並刊定と有る是なり。)斯て其の注文に時々刊定せる由云へれど。其は條々の出入。文章などこそ有れ。其の制度を易たるには非ず。そは何を以て知なれば。通典に開元八年二月の格制を載たるに。頃者以庸調無憑。作樣以頒諸州。闊八寸。長四丈。租調准武德二年之制と有るにて度量の制の武德二年に既に定まり。かつ其の後に變革無りし事も著明に知られたり。武德二年は高祖が隋の禪を受たる二年めなり。是にても其の尺度は前代より用ひ來れる尺を其の儘に襲用せること疑ひなし。(松崎復が尺準考に唐初史官。叙隋尺極爲詳備。而後之纂通典新舊唐書者。無及當時改尺之事。則唐初一循隋尺者可知也と云へるは信に然る言なり。然るに其の尺を後周鐵尺なりと以爲へるは惜むべし。)抑唐律疏議は。高祖より第三代。高宗が永徽三年五月に成りて。麟德儀鳳の時の刊定より前なるを。其の疏議に引たる雜令の文と。開元に成れる六典戸部の條。及び杜氏通典。舊唐書の經籍志等に載たる度制と同文なるを以て。武德の定制の改易なきこと知らるゝを。仍其の度の玉尺たる由を樂律の方より論ひ行かば。新唐書の樂志に。自漢魏之亂。晉遷江南。中國遂沒於夷狄。(後漢の末及び魏代の喪亂。また晉の江南に遷れる後は。漢以來都せし域をかの匈奴より起れる。劉淵劉聰等に押取られて。其の久しく中國と稱せる域に。劉曜が都せるを云へり。)至隋滅陳。始得其樂器。雖欲因而有作。而時君褊迫。不足以堪其事也。(隋主二代の間に。大樂を作さむと欲せれど。種々に褊迫せしこと。上の三條に諸書を參考して說たるが如し。)是時鄭譯。牛弘。辛彥之。何妥。蔡子元。于普明之徒。皆名知樂。相與撰定。依京房六十律。因而六之。爲三百六十律。以當一歲之日。又以一律爲七音。音律一調。凡十二律爲八十四調。其說甚詳。(かく云ては。是の徒固より同心一致にて。同音樂を撰定せし如く聞ゆれども。隋志を考ふるに。牛弘は後周の代より太常卿にて。樂事を總知すれど。音律に精からす。前に玉尺律を廢して。鐵尺律を用ふること。理に於て便なりと上言

せしを。衆人の傍難ありて其の事決せず。然る間に鄭譯は玉尺律を用ふる。龜茲の七聲樂を主張し。蘇夔と云るがそを難駁せれど。鄭譯が答へに。衆人雷同して從へれば。後に牛弘蘇夔らも同心せるに。彼の平陳の後に。隋主かの毛爽が議に從りて。玉尺律を廢し。鐵尺律を用ひしかば。鄭譯等が議息みて在けるに。間なく高祖また何妥が議に從ひて。萬寶常が水尺律を用ひて。鐵尺律を廢たるを鄭譯牛弘等。また其の玉尺の音曲に。鐵尺律の音樂を合奏すべく譔定せる。其の說甚詳なりと云へるにて。依京房六十律云々と言へる樂即ち鐵尺律の本樂なり。）

而終隋之世所用者。黃鐘一宮。五夏。二舞。登歌。房中等十四調而已。記曰。功成作樂。蓋王者未作樂之時。必因其舊而用之。唐興即用隋樂。（此の事舊唐書の樂志には。隋文踐祚。太常議正雅樂。九年之後。惟奏黃鐘一宮。郊廟止用一調。餘聲律。皆不復通。高祖受隋禪。軍國多務。未遑改創樂府。尚用隋氏舊文と見えたり。）武德九年正月己亥。始詔太常少卿祖孝孫。協律郎竇璡等定樂。初隋用黃鐘一宮。惟擊七鐘。其五鐘設而不擊。謂之啞鐘。唐協律郎張文收。乃依古斷竹爲十二律。高祖命與孝孫吹調五鐘。叩之而應。由是十二鐘皆用。（此の時はかの隋代の牛弘鄭譯なとは既に卒後にて。祖孝孫は前代の協律郎たりしが。唐代に至りて太常少卿たり。張文收が事は。舊唐書の張文瓘が傳に附錄して。尤善音律。嘗覽蕭吉樂譜。以爲。未甚詳悉。更博採群言及歷代沿革。裁竹爲十二律吹之。備盡旋宮之義。時太宗將創制禮樂。召文收於太常令。與少卿祖孝孫。參定雅樂。太樂有古鐘十二。近代惟用其七。餘有五。俗號啞鐘。莫能通者。文收吹律調之。聲皆響徹。時人咸服其妙。尋授協律郎云々と見え。通典また玉海にも會要を引きてかく云へり。）孝孫又以十二月旋相爲六十聲八十四調。其法因五音生二變。樂既成奏之と有るをまづ思ふべし。（なほ此の下文に。孝孫已に此の大樂を定め畢りて。十二和と云ふをも制して。大唐雅樂と號せる事も委く見えたり。本志に就て見るべし。）斯て舊唐書樂志の始にも。隋代の。音樂に惑

亂せる事を記せる下に。既而協律郎祖孝孫依京房舊法。推五音十二律。爲六十音。明六之有三百六十音。旋相爲宮。晉定廟樂。諸儒論難。覺不施用。隋末大亂。其樂猶全。高祖受禪。擢祖孝孫。爲吏部郎中。轉太常少卿。漸見親委。孝孫由是奏請作樂。時軍國多務。未遑改創樂府。尚用隨氏舊文。武德九年始命孝孫。修定雅樂。至貞觀二年六月奏之と云へり。(また孝孫が傳に所記もかくの如くにて。孝孫又以陳梁舊樂雜用吳楚之音。周齊舊樂。多涉胡戎之伎。於是斟酌南北。考以古音。作大唐雅樂。以十二律各順其月。旋相爲宮。制十二樂合三十二曲。八十四調。旋宮之義亡絶已久。世莫能知。一朝復古自孝孫始也と云ひ。通典また玉海にもかく見えたり。)抑孝孫は。後周の代より音樂の事に預りて。彼の玉尺を較勘せし時に。彼の鐵錯の銅籥を。蔡邕が銅籥と定めし人なれば。其の銅籥をもて校定せし。玉尺律を信用せること勿論にて。鄭譯が議に同きこと知らる。然るに隋の高祖平陳の後に。牛弘毛爽らが議に從ひ。玉尺律を廢して。鐵尺律を用ひし故に。孝孫本意ならずも。其の宮總に協律郎たれば。太常卿牛弘が指揮に從ひて。彼の毛爽に鐵尺の音律をも習ひて。默止在ける間に。また何妥萬寶常が議ありて。水尺律を用ひしかば。玉尺律の議ますます廢れ。其の間にかの同心一致なりし。鄭譯牛弘蘇夔らを始め。卒去しつるに。思ひ絶て在けむが。(此の趣きは。上に引たる舊唐書樂志の文。また孝孫が傳のさまにて所知たり。)此の時しも高祖に擢られたるに。本意を得て。水尺律を廢して玉尺銅籥の音律に復し。其の樂曲はなほ時人の好みに應じ。南北を斟酌して。南方宋梁の十二雅八十四調等に。北方周齊の七聲琵琶の胡曲を調合して。謂ゆる十二和の唐樂をなむ制りける。然れば雅樂とは言へど。唐代の樂また胡戎の音曲は免れず。(抑唐樂の。胡戎の音曲に本づける由來は。上に論へる後周樂。鄭譯が議は更なり隋の煬帝が定めし。九部の樂の七部は胡樂にて。其の文に。今曲琵琶竪篌之徒。並出西域。非華夏舊器と見え。舊唐志に高祖登極之後。享宴因隋舊制用九部之樂。其後分爲立坐二部と有る

にて著し。然るに孝孫その音曲に。かの旋宮の法を調合して。太樂と爲たるは名譽と云ふべし。）さて此の定樂の時に。張文收が。古に依り竹を斷りて。十二律を爲れりと有る。其の律管は即ちかの後周玉尺の律にて。本文に擧たる雜令の。謂ゆる小尺やがて其の尺なるを。新に累黍して制せる如く云へるは譌文なること。次條に其の證いと諦に所見たり。（但し譌文とは云へど。唐人の新文には非ず。後周の代に。かの漢志をまねびて書たりし玉尺の文を。隋代の令に其のまゝ用ひ。唐代また隋代の舊文に因循し。その條々を損益して用ひしなるが。度量衡の文などは。直ちに其の器を用ふれば損益なく用ひしと見えたり。其は唐令の武德二年に成れるが。甚遠なるは更にも云はず。六典の條々を見ても。彼の舊文を襲用して。然しも大き損益なしとは知るゝなり。）

（二十八）新唐書樂志云。文收既定樂復鑄銅律三百六十。銅斛二。銅秤二。銅甌十四。秤尺一。斛左右耳與臀皆方。積十而登。以至于斛。與古玉尺玉斗同。皆藏于太樂署。

文收既に唐の大樂を定め竟りて後また更にこの律斛秤甌尺などを鑄れるは。下に擧る通典の斛銘に依れば。貞觀十年なり。然て右玉尺玉斗とは。彼の後周の武帝が保定中に。宇文護が得て獻れりと云ふ玉斗。また其に據りて定めし玉尺の本樣を云ふ。然れば上の雜令に。調鍾律。測晷景。合湯藥。及冠冕之制則用之と有る黍尺は此の尺と同度なること論を俟たず。斯て今此に太樂署に藏すと有る器等は。皆その副器にぞ有ける。（其のよしは次に出す通典、斛銘の處に注ふを見るべし。）さて是より後に音曲の議は。同志に。十一年。張文收復請。重正餘樂。帝不許曰。朕聞。人和則樂和。隋末喪亂。雖改音律。而樂不和。若百姓安樂。金石自諧矣。（此事杜氏が通典には。及孝孫卒。文收復採三禮。加釐革。依周禮祭皇天

上帝。以圓鐘為宮。雅樂既成。文收復請重正餘樂云々と有り。共に年號を云ざれど、疑なく貞觀十一年にて、帝とは太宗を云へり、是の語すこぶる見識ありて甚快し、なほ是より前に、樂既成奏之とある所に、太宗謂侍臣曰。古者聖人沿情以作樂、國之興衰未必由此。御史大夫杜淹曰。陳將亡也。有玉樹後庭花。齊將亡也。有伴侶曲。聞者悲泣所謂亡國之音哀以思。以是觀之。亦樂之所起。帝曰。夫聲之所感。各因人之哀樂。將亡之政。其民苦。故聞以悲。今玉樹伴侶之曲尚存。為公奏之。知必不悲。尚書右丞魏徵進日。孔子稱。樂云樂云鐘鼓云乎哉。樂在人和不在音也。太宗然之。と云へる事もあり思ひ合すべし。唐為國而作樂之制尤簡。高祖太宗。即用隋樂。與孝孫文收所定而已。(高祖が時には。唐樂未だ成ざりし故に。かの水尺律の樂を用ひ。太宗の時既に唐樂は成しかと。唯た律の玉尺と替れる耳にて。其の曲名も何も。孝孫文收等が定めし隋樂を用ひて、尤も簡易なりしとなり。)また孝孫已卒。張文收以為。十二和之制未備。乃詔有

司。釐定。而文收考正律呂。起居郎呂才。叶其聲音。樂曲遂備。(此の事舊唐書には、及孝孫卒後。張文收復採三禮。言。孝孫雖創其端。至於郊禋用樂事。未周備。詔文收。與太常掌禮樂官等。更加釐改。とあり。此は太宗が世を過ぎて、第三代高宗が世となりし時の事と聞ゆ、なほ本志に。文收呂才等が音樂に勤める事何くれと見えたり。)自高宗以後。稍々更其曲名。開元定禮。始復遵用とも言へり。開元は高祖より第六代玄宗が年號なり。此の元年よりして次々に。令式禮儀を改定せしこと本紀に詳なり。定禮とは其の事を云へり。(なほ開元の定禮と云こと。本志に處々に見えたり。)さて文收呂才らが考正せし音樂。高宗より以後稍その曲名を更たりしを。玄宗が定禮の時に。始めて遵用せしとなり。(尚詳なる事は本志に就て見べし。)但し其は律呂音聲を能く其の樂曲に叶合せるにこそ有れ。鐘律を替たる義には非ず。然れば其の本律は。玉尺律なること言ふも更なり。其は舊唐書孝孫が傳に。孝孫卒後。張文收復損益樂章。然因孝孫之本音と見え。貞觀令開元令共

に。其の度量の同じきを以て知らる。仍次條に論ふを見るべし。

(二十九) 杜氏通典云貞觀年中。張文收鑄銅斛秤尺升合。咸得其數。詔以其副。藏於樂府。至武延秀爲太常卿。以爲奇玩。以律與古玉斗升合獻焉。開元十七年。將考宗廟樂。有司請出之。勅惟以銅律。付太常。而亡其九管。今正聲。

張文收が此れ等の銅器を鑄れるを。古玉尺玉斗と共に。太樂署に藏めし事は。唐志に見えて既に出せり。(但し彼の文にては。其の藏めし器等を副と云ざるを。此に副と有るは。誠に然も有べき事にこそ。)さて武延秀が。是の副器及び。古玉斗升合を獻れる事を。唐志には。武后の時太常卿武延秀。以爲奇玩。乃獻之とあり。貞觀十年より武后が時まで五十年許りにや成らむ。武延秀新に太常卿となりて。意はざるに。然る昔年に修定せる尺本樣を見し故に。奇玩として獻りしなり。(武后と云ふは。太宗に才人なりしが。太宗殂して後は。尼となりて寺に在りしを。高宗が世に還俗せしめて、其の妃とせるが。また后といふに爲せり。斯て高宗殂して後に中宗と云が立しを。武氏其の位をおし下して唐祚を奪ひ、新に國號を周と稱し年號を立て。世を恣にせること二十年餘り。八十歲餘にして死せり、武后の時とは此の時をいふ。また是の老嫗を唐の則天とも云ふなり。)○開元十七年云々開元は玄宗が年號なること上に云へり。此のこと音樂志には。及將考中宗廟樂。有司奏請出之。而秤尺已亡其跡猶存。とあり此の文にては。其の器とも皆既に亡たる由なれど。今通典と參考するに。而秤の間に文句あまた脫ち。秤尺の下に二字尺の三字ありしが二字の字を脫し。尺の字を已に誤り作れる文なり。(猶次條に云ふを見るべし。)偕また通典に。亡其九管とある九は。決めて四の字を誤れるなり。其は樂志に。初め大樂署に。副律を藏めたる所の文には銅律三百六十とあ

りて。通典の下文に。銅律三百五十六と有るは。其の副律なるに。藏めし時の員に四つ足ざればなり。(又もし九管とあるが正しくは。下文に銅律三百五十六と有る六は。一の字の誤にぞ有るべき。)さて今の正聲とは。其の銅律管の音律はしも。開元十七年の當時まで用ひ來れる律呂の正聲なる由なり。

(三十)有銅律三百五十六。銅斛二。銅秤二。銅甌十四。斛左右耳與臀皆方正。積十而登。以至於斛。銘云。大唐貞觀十年。歲次玄枵。月旅應鐘。依新令累黍尺。定律校龠。成茲嘉量。與古玉斗相符。同律度量衡。協律郎張文收。奉勅修定。秤盤銘云。太唐貞觀秤。同律度量衡。匣上有朱漆題秤尺二字。尺亡其跡猶存。以今常用度量校之。尺當六之五。衡皆三之一。一斛一秤。是文收所造斛。正圓而小。與秤相符也。

此の條の以至於斛と云ふまでは。第二十八條なる唐志の文と同文にして。彼には銅律三百六十と有るを。此に三百五十六と有るは。其の四管を亡へる故なり。また彼に秤尺一と云へる文の有るに。此に其の文なきは。下に其の秤尺を收たる匣のみ有りて。其の尺は亡たりと有る如くなればなり。○銘云は。即その銅斛の銘なり。然て其の銅斛の銘に。依新令累黍尺云々と云へるは、上に出せる雜令に。一黍之廣爲分云々と有る尺を云ふ。此の尺を以て律を定め龠を校し。茲嘉量をも成せる由なり。嘉量とは斛を謂ふなり。(そは同書に。魏初杜夔造斛。即周禮所謂嘉量也と云へり。)さて與古玉斗相符云々。此の玉斗は既に云ふ如く。後周の時に。宇文護が得て獻せしにて。謂ゆる後周玉尺の本據とせし物なるが。唐ま

で傳はりしを。文收が制せる銅斛秤尺升合と共に。太樂署に藏め有りしが。武德の新令に定め載せる新尺の。慮らずも其の古玉斗に符合せる由なり。(此は早く茂卿が量考に。律呂新書に。張文收所レ定度量權衡。與二玉斗一相符者即後周玉斗と云へる文を引きて。論らへり、山田宗俊の權量撥亂に。そを非とせるは却りて非なり。)然れど其の新令なる累黍尺は。文面こそ新制のごと書たれ。實には上に次々論ふ如く。後周の尺を。その盡に襲用せる尺なる故に。其の謂ゆる古玉斗と相符すること。固より然有べき謂にて。偶然の事には非ざるを。偶に相符せる如く云ひなし。新令の文面をも全く新制の如く文化めし者にて。此は彼の國後世の文僻なり。(是に相似たる事ながら皇朝大寶令の尺度は。かつて唐土の制を襲用せるに非ず、其の度の甚く異なるを。文のみは唐令の文を學ばれしかば。皇國の故實を得知らぬ倫は。彼が度制を襲用せりとなも論ふなる。抑人の物を取りて。我が物貌に化め隱すと。我が物を遏りて。佗の物の如く。人に云はるゝとの差別を以ても。彼處と此方と、人情に善否ある事を辨ふべきなり。)然ればば雜令に。以二北方秬黍中者一黍之廣一爲レ分と云へるはもと漢志に倣へる虛文にして。其の實はかの玉尺なる事疑なく。文收が鑄たる秤尺等に。其の謂ゆる古玉斗を副て在りしも。其の本物なる故と思はる。抑後周の玉尺は既に說たる如く。隋志に後周玉尺。實比二晉前尺一。一尺一寸五分八釐とあり。晉前尺やがて古尺漢尺と同度にて。我が曲尺の七寸五分ある一尺なり。其の尺にて一寸五分八釐をしばらく一寸六分として校するに。其の玉尺はわが曲尺の八寸七分に當る尺にて。唐の小尺は。即ち是なり。然るを本文雜令に。百黍を横累して得たる尺のごと書たるは。虛文に非ずして何ぞ。(其は誰にても。秬黍を横累して親から驗むべし我が曲尺の八寸七分に當る唐の小尺は。秬黍十二粒を積ずては其の一寸を得こと能はず。然れば其の一尺は横黍百二十粒に當る。然るを一黍之廣爲レ分と云へるは妄ならずや。もし實に十黍を累ねて爲れる寸ならむには。其の尺かならず晉の前尺と同度ならずは有まじき者なり。そは晉の前尺は

粟十二粒を縱累して作れる寸なれど。漢志の十黍を横累して作れる尺と。同度なることゝ。周漢の古器七品に校して。其の銘なる分寸に符合せり。と有るを以て思ひ辨ふべく。若しひて唐尺も。其の一寸は十黍を横累して。得たる尺なりと云はむには。唐代の黍は。漢代の黍より大粒なりと云ずは有まじく。然ては朱載堉が後代の黍は。古代の黍より小粒なりと云へると。反對せる事なるが。其にさる道理の有べくも非ずなむ。）さて秤盤銘云は事もなき文なるが。匣上有朱漆云々とは。其の秤盤を收たる匣の上に。朱漆を以て秤尺の二字を題せれど。尺は亡せて。其の匣內に尺を安せる跡のみ存せり。故其の跡及びかの銅斛。銅秤。銅甌ともに。當時常用する度量を以て校するに。符合の由にて。常用の度量とは。彼の武德雜令なる大尺大量を云ふ。（松崎氏が尺準考に。令の本文を論じて。其常用尺開元所改大尺也。文收所造尺。當開元大尺六之五。則與開元累黍小尺。長短吻合。據此則唐初既似行累黍小尺。然開元大小尺定於九年。而十七年初請出之。而秤尺已亡則文收黍尺貞觀中惟造之以藏於大樂署云爾。至於人間蓋未行用。仍舊用隋尺可知也。不然何請出之。又且校以常用度量哉。此余之妄意所以定唐大小尺俱有兩樣也と云へるは。今前後に論らふ旨を。思ひ漏せる非說なりかし。）斯て此の常用尺の本尺は。謂ゆる唐の小尺なるが。令の文に調鐘律測晷景。合湯藥。及冠冕之制則用之と載して常用せず。その一尺二寸當大尺と云ひ。內外官司悉用大者と有るが。即ち謂ゆる常用尺なり。然るに是の開元十七年に。樂府より取出たる文收が尺の譜に與古玉斗相符と銘せるが。右常用大尺と校して。六之五に當ると云へば。其の本尺たる小尺の後周玉尺たること又更に論ひなき者なり。（尺度まづ定まりて。量秤升合等の度は。是より起す物にし有れば。衡皆三之一と云へる事をも。準へて類推すべし。）六之五とは。令の小尺の五寸は。大尺の五寸を。六分せる五に當る事は云ふも更なり。文收が尺も。令の小尺と同度なる故に。しか符合せる由なり。然るを人々の說に。唐令の小尺は。後周の鐵尺なりと言ふは甚く誤れり。

其はもし此の說の如くは。總て六之五とは當るまじき道理なり。(然るは彼の玉尺は。我が曲尺の八寸七分に當り。それに二寸增たる大尺は。曲尺の一尺四分有釐に當る故に。六の五に當れども。今の小尺もし彼の鐵尺ならむには。其の長わが曲尺の八寸弱なれば。其に二寸を增たる大尺は。曲尺の九寸五分に當れば。玉尺に據れる張文收が尺を比して。五寸五分弱之五寸にこそ當れ。六之五には當らぬ者をや。)但し尺度に。大小を別けて頒行せる事の本來は。後魏の前中後三尺の中に。後尺は既に云ふ如く殊に長尺にて。我が曲尺の九寸六分にて。當時にさる長尺を好み用ひしをりに合せて。また彼の鐵尺を用ふるに。此は我が曲尺の七寸九分八釐にて。彼の長度を好む世間に相應せざるを。その鐵尺に二寸を增せば。偶にかの後尺と同じ度となる故に。鐵尺を本尺としつゝも。其に二寸を增して。始めて大尺の名を立て。俗間の市尺と爲たるに。隋代これに效ひ。唐代また玉尺の大小尺を立たるなり。(彼の鐵尺はもと。南方宋氏の尺にて短かるを。北方にては元より。長度を好める故に。二寸を增して。大尺を制せる事の委き由は。既に鐵尺の條に云へるが如し。唐尺を後周の鐵尺なりと云ふ說は。かゝる沿革に心著ざる故の惑ならむかし。尙次條を合せ考ふべし。

(三十一)四分律行事鈔云。震旦國法。尺寸從俗不同。而用律曆定勘。則以姬周尺斗爲定。通古共遵百王不易。故隋煬帝立斗尺秤。準古立樣。余親見之。唐朝御宇。任世兩用。不違古典。唐令云。尺者以尺二寸爲尺。斗秤二種。例準增加。

此は唐僧道宣が。佛法の謂ゆる戒律の。四分律といふ物を鈔せる書なり。彼の赤縣の國風として。世代により國處の俗に從ひて。尺寸同からざること諸書に何尺某尺と云ふが多きを以て知べし。然て上に次々論へる如く。南方には古法を主として尺を校し。北方には古法存せざる故に。漢志の累

黍を法として。尺を制せり。（南方は晉前尺梁法尺。表尺のたぐひ。北方は後魏の前尺中尺。後尺の類なり。）後周に至りて彼の玉尺を制するに。古法をかねて。累黍と玉斗銅籥との脗合を取れり。其の累黍を周漢の遺法とし。玉斗銅籥を周漢の古器とせしを。隋唐これを承て。鐘律を制し測景に用ふるに。玉尺を姬周尺と稱へし故に。道宣などこれを姬周の古尺なりと思ひ謬りて。通古共遵。百王不易と言へるなり。然れど。實には道宣が謂ゆる周尺は。唐令なる黍尺にて。其の尺の本は後周尺なることヽ疑なき物なり。（此方より求法のために航海せる僧徒の。將來せし尺度の。今に現存するも多く。みな周尺と稱す。謂ゆる東寺金蓮院の周尺。西大寺尺。南都法壽菴の律尺などの類なり。其の唐の模象によりて度り驗るに。互に長短ありて一定ならず。然れど皆謂ゆる唐小尺の訛轉せるなり。）さて道宣さきに隋の世に在りて。煬帝が斗尺秤の樣を立るを親く見たるに。是の尺斗を準とせるが。唐代も世に任せて尺二寸の尺と兩用し。斗秤も例に準じて增加せりと云へば。隋の世にか

の鐵尺を用ひし時に。二寸増たる人間尺をも。制せりとは有れど。其の本尺の廢られし後は。其の人間尺も共に停めて。樂には水尺を用ふれど。其の餘の事物には。玉尺を大小に定めて用たるを武德貞觀の間に唐樂を定め。新令を制する時に。雜令に記せる如く。玉升尺を大小に立て。純用する事と定めし也けり。（然るを宋の程大昌が演繁路に。開元九年勅。度以十寸為尺。尺二寸為大尺。以十升為斗。斗三升為大斗と云へるは。開元に始めて大尺を作りしと云へるなれど。大尺は早く高祖が武德二年に定めし尺なること。既に論ふ如くなるを。大昌その源に泝らずして。謾りに云へる訛說なり。然るを彼の尺準考に。此の說を據として。開元改尺の說を立て。唐大小尺。俱有兩樣也と云へるは。既にも論ふ如く非なり。）偖また王應鱗が玉海に。宋の景祐三年に。丁度と云へる人の上言の文を載たるに。今司天監景表尺。和峴所謂西京銅望臬者。洛都舊物也。五代不聞測景。此即唐尺。今以貨布。錯刀。貨泉。大泉等校之。則景表尺長六分有奇。略合宋氏周

隋之尺と云ひ。かつ其の尺を此晉前尺長六分三釐とも言へり。(こは略文なり。其の全文は次巻の本文に擧るを見るべし。)今按ずるに。是の尺を西京銅望臬也。と云へるは臆斷。また即唐尺なりと云へるは。殊に杜撰の説なり。然るは漢代の謂ゆる西京銅望臬は。かの祖冲之が傳へし晉の前尺の銘に。其晉前尺に校するに微弱とあり。然るに其の景表尺は。晉前尺に六分三釐長しと云へば。彼の舊物ならぬこと論ひなし。(但し漢代の貨布。貨泉。大泉等に校するに。其の景表尺の長六分有奇。と有るは實に然るべし。其はかの泉等は。みな晉前尺と脗合せしこと。彼の銘に與此尺同と有りしを以て著ければなり。)斯て唐尺は即ち後周の玉尺にて。晉前尺に比すれば一尺一寸五分八釐の長尺なるを。謂ゆる景表尺の。晉前尺に比して。六分三釐長き物を以て。唐尺なりと定めしは杜撰ならずや。(殊に此の文の五代不聞測景此即唐尺と云へる。文句の卑弱なるを思ふにも。)其丁度と云ひし人は。都て唐尺の正度を知ざる人なる事も知られたり。故考ふるに。其景表尺はも。

かの宋氏尺。後周の謂ゆる鐵尺の。比晉前尺一尺六分四釐なる尺に。略合と云へば。彼の匈奴の劉淵劉曜らが。晉を亡ぼして漢以來の謂ゆる洛都。長安の邊りを悉おし取りて。都せし間に用ひし。謂ゆる劉曜渾天儀土圭尺の。不思議に趙宋の世まで。殘り傳はりし物なるを。唐尺の眞度を知らぬ。和峴丁度らが臆度に。唐代の景表尺なりと。思ひ謬れるなること疑ひなし。其は彼の宋氏尺の條に。劉曜が尺を。宋氏尺に略相依近と。有るを思ひ合せて辨ふべし。)或人問ふて曰く。晉前尺は。わが曲尺の七寸五分に當ると云へる説に依り。其の晉前尺の一尺六分三釐といふを度れば我が曲尺の八寸弱あり。こを今の謂ゆる景表尺の一尺と定め。然して唐書の食貨志に。開元錢を徑り八分と有るに就きて。試に其の錢を度れば略一寸なり。然れば宋の司天監なる景表尺を。唐尺なりと云へるは。唐の小尺なる由にて。是に二寸長きが大尺なれば。開元錢の徑り八分と有るは。大尺の八分なる義と聞ゆれば。決めて杜撰ならじと思ふは如何。答ふ。開元錢の寸の事は。最上常德が度量衡

統に。余嘗所集之開元錢。撰尤精好者。其中者布十枚。度之。總計八寸一分。更秤之。其衡水平。而得八錢。大者十枚。總計八寸二分一釐。重八錢七分。小者十枚總計七寸九分六釐。重七錢七分。皆與先輩之説不合矣。（物茂卿云。雖有山田圖南。亦原於此。其撰甚疎矣。）唐食貨志曰。徑八分。重二銖四絫。積十錢重一兩。得輕重大小之中。由此觀之。唐時已有輕重大小。其文字有八分篆隷三體者。武德四年所鑄也。（其背有昌京洛楊益藍襄荊越宣洪兗潤鄂平興梁廣梓福丹桂并幽等郡名者、則不足爲準。皆後年所鑄而失舊法也。唐辟唐聖運圖。竝鄭處會粹、皆云錢上有掐文。雖然。其文或仰或伏不同。又泉志曰。有甲文者。制作精好。是亦不言其文之仰伏。且亦在右在左不一。孰爲是乎。或又元字第二畫。有左挑。有右挑。有兩挑。或又有通字下。若元字下。若寶字下有星者。此等皆雖精好。而不足爲考徵矣。）竊按輕重大小。蓋係於型鎔之初鑄後鑄。故欲驗秤尺。則宜先撰初鑄者。初鑄必小而

輕。唐六典曰。舊法每一千。重六斤四兩。近所鑄者多七斤。可以見矣。先輩不達此義。而撰不鎖毀尤精好者。故皆失乎長重也。按舊唐書。新唐書皆云。積十錢重一兩。此語非盡具之謂。唯示得輕重大小之中也。此錢未鑄時。以蠟樣作之。見于唐聖運圖也。夫蠟樣何先計成錢之輕重乎。後世有開元錢尺者。然其尺尚訛亦是故也。若斯則開元錢徑八分。以何尺言之耶。先輩云。唐大尺之八分也と云へるを用ふべし。（そは先年一日。常德と相對して。此の事の談ありし後に。老翁その藏する所の。開元錢を携へ來りて。度り示せけるに。其の分寸まことに説統にかき著せる如くなりしかばなり。中根璋が律原發揮に。按大學衍義補以爲開通元寶。或曰。凡錢文多以年號。此開元亦然也。曰此錢唐高祖武德四年鑄之。開元玄宗年號也。距武德九十餘年。何先用此年號乎。可讀開通元寶也と云へるは然る言なれど。今は姑く他書みな開元通寶と有るに從へり。）然も有らば。唐志に開元錢の徑り及び重さを載せる語は。絶て論ふに足ざる事かと云ふに。

然にも非ず。其はまづ志に。是の錢の徑りと重さとを記して。得二輕重大小之中一と謂りたれば。當時に傳はる開元錢の。大小輕重ありて一定し難く。かつ唐代の記錄に。止しき分寸をかき傳へし者もなき故に。謂ゆる其の中を得て。大概を載せる徑重なること知べし。(開元錢の徑八分と云ふ事は。六典通典など。唐代の正しき書に見ゆること無く。石晉の劉昫等が撰せる舊唐書に始めて記し。新唐書には、其の文を其儘に取れるものなり。)斯て其の八分としも云へるは。實にも唐の大尺をもて謂るなれど。常德が先輩と稱せる倫の。謂ゆる大尺には非ず。余が謂ゆる唐大尺は。かの後周の玉尺を襲用せる。小尺に二寸を增して。我が曲尺の一尺四分に當る尺を言ふなり。此の尺の八分は。大抵わが曲尺の八分三釐に當るを。唐志の撰者等。開元錢の或は八分弱。或は八分。或は八分二三釐あるを見て。其奇零を捨て。大凡に中を取りて。八分とぞ書たりけむ。(前には開元錢の徑八分と云ふは。鑄錢のことは。鐘律。晷景。冠冕を度る類の重事なれば。常用の大尺を用ふべきに非ず。決めて小尺ならむと思ひしは惡かりき。然るは其の小尺はわが曲尺の八寸七分に當れば。其の八分は曲尺の六分六釐許りに當るを。開元錢にさる小錢は有こと無れば。大尺の八分とは定めしなり。晷景鐘律冠冕等は。常用の事ならねば小尺を用ひ。錢は常用の物なる故に。常用の大尺を用ひし事と知るべし。)然れば開元錢の八分を。唐の大尺の分といふ說のみ然る事なれど。荻生茂卿。伊藤長胤。荷田在滿を始め。世に聞えたる人々の。我が曲尺を或は唐の大尺なりと云ひ。彼の說統にも。先輩皆云。日本の曲尺。乃ち唐の大尺也とて其の說を主張し。また近く或はわが曲尺は唐の小尺なりと云ふも有れど。今しも思ふに。此はみな彼をも知らず。此をも知らで。知ざるを知れりと爲たる誣妄の言とぞ云ふべかりける。(其は我が曲尺を。唐の小尺なりと云むと欲れば。彼より一寸三分許り長く。また彼の大尺なりと云むと欲れば彼より五分ばかり短かるを何にとせむ。)

(三十二) 同書云。唐朝文軌無二一。及論

用尺。五種不同。必以姫周尺秤。以定官市衡量。無事不平。故今藥秤古法不改。資持記云。五種者舊云。南吳尺。(短周二寸。)姫周尺(十寸爲定。)唐尺(加周二寸。尺二爲尺。)山東尺(加唐二寸尺四爲尺)潞州羅柯尺。(加山東二寸尺六爲尺。)國家不禁致此多。

資持記とは。右の四分律行事抄を。宋の僧元照と云へるが注せる書の名なり。さて謂ゆる姫周尺は。上に辨ずる如く。後周の玉尺にて。即ち唐の小尺なり。南吳尺は其の小尺に二寸短しと云へば。我が曲尺の六寸九分五釐許りに當り。山東尺は唐大に二寸を加ふと言へば。曲尺の一尺二寸四分五釐に當り。潞州羅柯尺は。山東尺に二寸を加ふと云へば。曲尺の一尺四寸九分八釐に當れり。(此れ等みな通典玉海などにこれを載せず。增損訛替の私尺どもにて。總て論ずるにも足ずなむ。)さて彼尺準考にも。此の尺等の事を論じて。開元改尺。鐵尺變爲黍尺。市尺變爲大尺。則南吳。山東。羅柯三尺亦皆加長不可知也。但南吳尺比唐尺八寸。孫思邈千金方載之。思邈與道宣同時。其云唐尺亦隋鐵尺耳と云へる。開元改尺の說は例の非なるが。千金方載之と云へるは。彼の書に夏家古尺。即江淮吳越所用八寸小尺是也と有る尺の事なり。(然れど是また當時の訛替異尺とぞ云べかりける。)さて新唐書樂志に。其の末代の音樂律度の事を載して。其後黃巢之亂。樂工逃散。金奏皆亡。昭宗即位。將謁郊廟。有司不知樂縣制度。太常博士殷盈孫按用法。求知聲者。得處士蕭承訓等校石磬。合而擊拊之。音遂諧と云へる事も見ゆ。昭宗と云ふは第十八代の主なり。黃巢と云へるは。前代僖宗の時に。唐の都長安を攻落して。大齊皇帝と稱せし强盜なり。然るに其の將朱溫と云ひし者。黃巢亡びて後に。唐に降れるを重く用ひて梁王に封せしが。幾程なく昭宗を毒殺し。その幼子を立て主となし。强ひて位を遜

らしめ。此をも弑して唐祚を亡せり。後梁の太祖といふは是の朱温が事なり。（唐の滅びたるは。我が醍醐天皇の。延喜七年丁卯の歲に當れり。唐の高祖が隋の禪りを受しより。二百九十年がほど世を保ちて亡びたり。）然るに其の臣に劉守珪と云ふ者あり。朱温を弑して自立せるを。温が子に朱瑱と云へるもの。守珪を殺して位に即たり。此を末帝と云ふ。是の時にさきに唐代に功有りし。李克用が子の存勗といふ者。唐の祚を嗣ぐ由にて後唐と稱し。後梁を滅して世を取れり。此を後唐の莊宗と云ふ。（後梁は僅に二代十七年にして亡びたり。）然るに後唐は。莊宗より四代相續せしが。其の臣石敬瑭といふ者に滅さる。（後唐もわづかに十四年なり。其の四代と云ふも。互に相奪ひてぞ立たりける。）さて石敬瑭は後晉と稱せり。石晉の高祖といふは是なり。其の次を出帝といふ。其の臣劉知遠と云ふ者これを弑して國を奪ひ。後漢と號せり。是を後漢の高祖といふ。（石晉は僅に二代十二年にして亡びたり。）この後漢の高祖が次に立しを隱帝と云ふ。此は其の臣郭威といふ者に。弑せられて國を奪はる（後漢もわづかに五年にして滅びたり。）茲（コヽ）に郭威國號を後周と立て帝と稱せり。後周の太祖と云ふは是なり。その嫡二代を世宗といふ。是の時に王朴が律準尺といふ。出來て。其（ソレ）より今の淸代に至るまでに。十數種の尺あり。皇朝の尺を論ずる徒（トモガラ）。また其の尺等をさへに。誣會（シヒアハ）せむと欲するあり。故（カレ）今その諸尺をも校すること。具（ツブサ）に次卷に述るが如し。

赤縣度制考卷之下

應輪池屋代翁需　平篤胤撰述
門人　新庄道雄　同
鹿子田清麗
上條圓材　校

〔三十三〕王應麟玉海曰。後周、世宗。顯德六年正月。樞密使王朴。依周法。以秬黍校定尺度。長九寸。虛徑三分爲黃鍾之管。以上下相生法。推之得十二律管。乃作律準十三絃。用七聲爲均。均有七調。聲有十二均。合八十四調。張昭等議。朴採京房之準法。練梁氏之通音。考鄭譯寶常之七均。校孝孫文收之九變。積絫黍。以審其度。聽聲詩。以測其情音律和諧。不相凌越。學士竇儼。編古今樂事。爲正樂。

後周は前卷の末に記せる。郭威が立たる國號にて。世祖と云ひしは第二世の主なり。然て依周法云々とは。彼の宇文周の世に。秬黍を絫積して。彼の玉尺る校定せし時の法に依たるを云ふ。〇長九寸。虛徑三分爲黃鍾之管云々。此の王朴が校定せる尺は。なほ本書に。律準尺。比晉前尺。長二分一釐と有れば。我が曲尺の七寸六分六釐許りに當る尺なり。其の九寸を黃鍾管の長となし。是より上下相生して。十二律管を作れる由なり。(其の上下相生の法は。既に第九條に委く說たるが如し。)〇乃作律準十三絃云云は。なほ本書に。五代會要を引きて。王朴疏曰。中書舍人竇儼。參詳太常樂事。調品八音。宣示古今樂祿。令臣討論。遂依周法。以秬黍。校定尺度。長九寸。虛徑三分。爲黃鍾之管。上下相生得十二律。衆管互吹調聲不便。乃作律準。十三絃。宣聲長九尺云々。(かく約たるは其の十三絃の尺寸分にて。各絃某の律呂に當ると云ふ事を。委曲に錄せる文なり。今は文の繁を厭ひて略せる也。)皆設柱。十二聲中。旋用七聲爲均。爲均之主者。惟宮祉商羽角。變宮祉次焉。乃成其調。均有七調。聲有十二均。

合八十四調。歌奏之曲出焉とあり。(七聲十二均。八十四調等の事は既に說たり。)○張松等が議に謂ゆる。京房が準法の事は第三條に。梁氏の通音の事は第十九條に。鄭譯萬寶常が七均の事は。第二十五第二十六條に。孝孫文收が九變の事は。第二十七條に既に說たり。(此の議なほ委くは。玉海に。五代會要云。張松等議月律有旋宮之法。備於大師之職。漢初制氏所謂。唯存鼓舞。旋宮十二均。更用之法。世莫得聞。漢元帝時。京房善易。探求古義。以周官均法。每月更用五音。乃立準調。旋相爲宮。成六十調。又以日法。析爲三百六十。傳於樂府。編垂復舊律呂無差。錢樂之空記其名。沈重但條其說。六十律法。寂寥不嗣。梁武帝自造四通十二笛。以叙八音。又引古五變爲正之音。旋相爲宮。得八十四調。與律□所謂同音數異。隋鄭譯因龜茲琵琶七音。以飲月律五正二變七調克諧。旋相爲宮。復爲八十四調。萬寶常又減其絲數。稍令古淡。高祖不重雅樂。所奏並廢。郊廟所奏。唯黃鍾一均。與五郊迎氣雜用蕤賓。但七調而已。唐大宗命祖孝孫張文收。整比譯寶常所均。七音八十四調絲管並施鐘石。俱奏七始之音。復振。四廟之均皆調とも見えたり。)○寶儼が謂ゆる正樂の事は。なほ本書に。其の上疏を載せて。自五帝迄於聖朝。凡樂章沿革。總次編錄云々。永爲定式。名曰正樂。儼判太常。乃校鍾磬筦籥之數。辨清濁上下之節。復擧律呂旋相之法。迄今遵用とも言へり。(此の人推步の術に精くて。乾德五年丁卯の歲に。五星の奎に聚まる事を。周の顯德中に前知して。人に語れること。通鑑に見えたれば。凡庸の人には非ざりけり。)さて後周の世宗と聞えしは。すこぶる頗英明の主なりしが。世に立てより六年にして殂せるに。其の子僅に七歲にして位に即たり。是を恭帝と云ふ。然るに其の年の內に。其の臣趙匡胤と云へるに國を禪れり。宋の太祖と云ひしは是なり。(後周わづかに三代。十年にして滅びたり。此は我が村上天皇の天德四年庚申の歲に當れり。七歲の幼兒あに受禪の道を知なむや。此はみな許多の開合ありし事なり。其は是の時この受禪を恚みて。節に死たる者も有りしにて知るべし。)唐代の亡びし後に。正統の如く謂ふは。上

の件後梁。後唐。後晉。後漢。後周なり。合せて僅に五十四年の間。これを五代の時と云ふ。此の五代の間は。なほ別に呉。閩。蜀。越。楚。南平。南唐。契丹など云ふ。國號を立る者ども多く。各々帝と稱し年號を立て。互に相凌奪しつゝ擾亂せしが。宋代に至り次々に亡びて。契丹といふ國のみ存れり。此は後に國號を遼とぞ改めける。(是より次々の本文四十四條まで都て玉海を抄出せるなり。)

〔三十四〕宋朝受命。儼仍兼太常。建隆元年。詔儼專其事。儼乃改周樂。文舞崇德之舞爲文德之舞。武舞象德之舞爲武功之舞。改樂章。十二順爲十二安。太祖謂。雅樂聲高。近於哀思。詔和峴討論。峴奏議謂。西京銅望臬。可校古法。即今司天臺影表。上有銅臬。下有石尺是也。今以王朴所定尺比。短於影表下石尺四分。知今雅樂之高皆由於此。帝乃令依古法。別造新尺。並黃鍾九寸管。令工人品校其聲。果下於王朴所定管一律。尋又內出上黨羊頭山秬黍。累尺校律亦相契合。遂重造十二律管。以取聲。由是雅音和暢。乾德四年十一月癸巳。日南至。御乾元殿受朝賀。始用雅樂。登歌禮畢。群臣上壽。

宋の太祖。後周の禪を受たる歳に。年號を建隆と立て。其の年直に竇儼に。周の樂を改むべき由を命ず。然れども。其の鍾律を改めしには非ず。たゞ其樂章の稱を易たる耳にて。律準尺の音樂なりし趣なり。○太祖謂云々。此は太祖が。王朴竇儼が定めし正樂を。聞て思へる旨なり。抑前代後周の樂は。彼の律準の短管なるが故に其の樂聲たかし。高祖そを哀思に。聞成せるを以て。和峴に討論せしめしなり。(但し此はかの周隋の世より。北方胡戎の低聲を聞馴たりし心耳にこそ。然は聞成るゝなれ。太古の樂聲は更なり。東漢以前は。か

の太昊古尺の九分寸をもて律呂を調へしかば。其の樂聲の高きこと。律準尺に二律にばかり勝れり。其は右尺漢尺晉前尺は同度なるを。律準尺その晉前尺に比すれば。二分有奇長と有るを。其の黃鍾管九寸と有るは九分寸ならず。眞の九寸なるを以て。其の聲の低きを知るべきなり。)○晛奏議謂云々。此の議の意は。西京の銅望臬は。古物なれば尺度の古法は。此にて校定すべし。卽ち今の司天臺に安置たる。影表の上に銅臬をたて。下に石尺あるが乃ち古物なり。故其の石尺をもて。王朴が律準尺を比量するに四分短し。周樂の聲の高きに過たるは。然る短き王朴尺をもて制れる鍾律を用ふるに由る事ぞと謂へるなり。(蓋これは和峴一人の意に非ず。竇儼固より其の事を專にせしかば彼もまた同議なること言ふも更なり。)茲に太祖實もと思ひて。右の影表石尺の古法に依り。別に新尺及び黃鍾九寸の一管を造りて。樂工の人に其の聲を校せしむるに。果して王朴が定めし管より一律下かり。(なほ本書に國初循用王朴竇儼所定周樂太祖患其聲高。遂令和峴減下一律とも見ゆ。思ひ合すべし。)故また内より上黨羊頭山の秬黍を出して尺を累ね。其黃鍾管と校するに。相契合せる故に。重ねて十二管を造りて聲を取るに。雅音和暢せしかば。乾德四年十一月冬至の朝賀に。始めて此の建隆新尺より起せる雅樂を用ひしと云へるにて。其は全く影表石尺を取れる由なるが。此の尺は尺劉宋の謂ゆる宋氏尺を宇文周にて後周の鐵尺と稱し。隋代には。調鍾律尺とも稱せる尺に同じく。我が曲尺の八寸弱に當る尺なり。(其のよし委くは。三十九條丁度等が上言に。今司天監景表尺云々。と云へる所に論ふを俟べし。)さて趙宋一代。こを唐の小尺に當て。晷景鍾律。冠冕藥劑の事に用ひ。その常用には。下に謂ゆる布帛尺を用ひしと聞えたり。其は次々に論ふを見て知るべし。

(三十五)景祐二年。二月戊午。金石一部成。觀於延福宮。李照請。製玉律。以候氣。上曰。試爲之。照遂請改制大樂。取京縣秬黍。累尺成律。鑄鐘審之。其

聲猶高。更用太府布帛尺爲法。照自爲律管。六月乙丑。照言。十二律聲已備。馮元等驗之。七月庚子。知杭州鄭向言。阮逸通音律。自撰琴準。上其所撰樂論十二篇。竝律管十二律管說一篇詔令逸赴闕。

太祖より第四代の宋主を仁宗と云ふ。景祐は此の世の年號にて。其の二年は。太祖が乾德四年より七十三年後なり。金石一部成とは。樂器の金石一部を。新に制作せる由なり。(そは彼の建隆年に成れる景表尺の度をもて。制せる樂器なること云ふも更なり。)是の時李照といふ者。新に候氣の玉律を倣らむと請ひて許を受け。遂に請ふて大樂を改制せむと。京縣の秬黍を取りて。尺を累ね鐘律を造れるに。其の聲なほ高かりしかば。更に大府布帛尺を用ひて法となし。自から律管を作りて。音律備はれりと上言するに。馮元と云ふ者などこれを驗せり。其の語本書につきて見るべし。(大府布帛尺は。下に云ごとく。我が曲尺の一尺一分あり。然るに此の尺をもて法となし。本書にまた李照が尺を。與大府尺合と云へる語も有れば。彼の尺と互に長短なき尺なり。)然るに此の頃また。杭州に知たる。鄭向と云ひしが許より。阮逸といふ者。音律に通じ自から琴準を撰し。律管を制して。其の論説をも著せるを出せしかば。召上せたる由なり。(律呂新書に。阮逸尺横黍一百黍。比大府布帛尺。七寸八分六釐。與景表尺同とあり。景表尺は即ち太祖が建隆新尺にて。實にも大府尺に比すれば。七寸八分五六釐あり。阮逸尺それと相同じとなり。)

〔三十六〕景祐三年。二月丙辰。詔翰林學士馮元。禮賓副使鄧保信。較定新舊鐘律。三月丙申。馮元等上秬黍新尺。詔別爲鐘磬各一架。六月丙寅。鄧保信。上所制樂尺。幷籥言。其法本漢志。可合律度量衡。詔馮元。聶冠。宋祁。同較定。

馮元が尺の事。なほ本書に。馮元言。古者横黍度

寸。今以縱亂橫。其法非是。上因出横黍新尺。示群臣。比縱尺。差二寸一分。而弱。以校衡斗皆不讐とあり。(此の馮元が尺は。横黍なりし故に。縦黍を非とせるにて。其の謂ゆる縦尺は。李照が校尺なり。其は大府尺と合ふ由なるに。其の尺に比して。二寸一分弱なるは。七寸九分强にて。我が曲尺の七寸九分弱に當れり。然れば建隆の年に。景表石尺を法として作れる新尺の。わが曲尺の八寸弱なると。僅に釐毫を爭ふ尺なり。)鄧保信が尺の事は。律呂新書に。鄧保信尺。縦黍百黍。短於大府尺一九分と所見たり。(大府尺は我が曲尺の一尺一分に當れば。其の尺に九分短きは。曲尺の九寸二分に當れり。)

[三十七] 景祐三年。七月己亥。命翰學丁度。高若訥。韓琦等。同詳定黍尺鍾律。九月丁亥。度等言。詳定。保信用圓黍。逸等用大黍累之。尺既有差。難以定鐘聲。漢志積分之法爲近。然逸等以大黍累尺。小黍實龠。自戾本法。保信以長爲分。雖合後魏公孫崇所説。然當時已不施用。臣等以王朴律準爲率。則大府寺鐵尺長三寸二分强。景表尺長四分。保信尺長一寸九分强。逸等尺長七分强。詔度等。以大府寺四等尺。比校詳定。可行用者以聞。

丁度等が上言の意は。命に依りて。上の件の黍尺鍾律どもを詳定するに。保信が尺は圓黍を用ひ。阮逸が尺は。大黍を選び用ひて累ねし故に。古法に差へば。此れ等の尺に依りて鍾磬を定め難し。漢志積分の法は。秬黍之中者の廣を取りて分度を定め。管籥の容受をも定むる法にて。是の法實に近し。然るに阮逸大粒の黍を取りて尺を累ね。小粒の黍を取りて籥に實すること。本法に戻り。保信は黍の長を以て分と爲せり。此は後魏の公孫崇が縦黍の説に合へど。彼の尺は當時已に施用せざりき。(公孫崇が縦黍尺の事は第二十二條に出たり合せ考ふべし。)臣等今試に王朴が律準を率として上の諸尺を校するに。李照が尺は。大府寺鐵尺を法と爲たるが。其の大府寺鐵尺は。律準尺より三寸二

分長く。(大府寺鐵尺と云ふも。實は大府布帛尺なり。其のよし次條に云ふべし。)馮元が尺は。影表石尺と近似なるが。其の景表尺は律準尺より四分長く。保信が尺は。律準尺に一寸九分强長く。阮逸が尺は。律準尺に七分强長しと謂へるに。尙その四等の尺を比較詳定して。孰か行用すべきと云ふ事を。以聞せよと。命ぜし由なり。

〔三十八〕景祐三年。十月丁卯。度等言。奉詔校四等尺。古之制尺。非特累黍。必求古雅之器。以參校之。晉泰始十年。荀公會以古物七品校尺度。隋志載前代尺度。十有五等。然皆以晉之前尺爲本。以其與周尺。劉歆銅斛尺。建武銅尺相合也。臣以爲。古物有分寸。明著史籍唯有錢法。

四等の尺とは。上の李照。阮逸。馮元。鄧保信らが尺を云ふ。古昔より制尺の法。特に累黍のみを用ひず。古器を求めて參校せること。實に丁度等が言の如く。司馬晉の世に荀勗が。謂ゆる前尺を制するに。古物七品をもて校せし事。また隨志に出せる。十五等の尺等の事も。既に論へれば。今更に云はず古物の分寸ありて。明白に史籍に著るゝは。唯錢法のみと云へるも。然る事なるか。其はた漢錢のみにて。其より古きは有こと無く。外に古尺の分寸の徵と爲べき物は。史籍に嘗て所見たる事なし。

〔三十九〕今司天監景表尺。和峴所謂。西京銅望臬者。洛都舊物也。五代不聞測景。此即唐尺。今以貨布。錯刀。貨泉。大泉等校之。則景表尺長六分有奇。略合宋氏周隋之尺。是銅斛與貨布等尺寸。灼然可用矣。今必求尺度之中。當依漢錢分寸。若訥以爲。太祖詔和峴等。用景表尺修金石。稽合唐制。以示貽謀。則可且依景表舊尺。俟妙達鐘律者攷正。

和峴所謂とは。上第三十四條。太祖が建隆新尺を定むる所の文に。峴奏議謂とある語を指せり。但

し今の文に。此の謂ゆる西京銅望臬を。洛都の舊物也と云へるは臆說。また此即ち唐尺と云へるは殊に杜撰なり。然るは洛都の舊物なる銅望臬は。荀勗が制尺の時に校せし。古物七品の內にて。彼の尺の銘に。荀勗が尺と校するに微弱とあり。(然れば。我が曲尺の。七寸五分弱に當ること云ふも更なり。)然るに是の司天監の銅望臬尺は。下の本文に。晉前尺に比するに。長六分三釐と言へば。荀勗が校せし。西京銅望臬ならぬこと論ひなし。斯て唐の小尺は既に云ふ如く。即ち後周の玉尺にて。晉前尺に比すれば。一尺一寸五分八釐の尺なるを。謂ゆる銅望臬尺の。晉前尺に比して。一尺六分三釐なる物を以て。唐尺なりと定めしは杜撰ならずや。(殊に今の本文の五代不レ聞レ測レ景。此即唐尺。と云へる文句の。卑弱なるを思ふにも。丁度等はかつて。唐尺の正度を知ざりし人なる事も知られたり。)さて今以二貨布。錯刀。貨泉。大泉等一校レ之。云々は。みな漢錢の名なるが。此の泉等の寸分に依りて尺を起せば。我が曲尺の七寸五分にて。古尺及び荀勗が制尺と同度なること。既に論へる如くなれば。丁度高若訥等も然して。漢錢の尺を造りて校するに。景表尺長六分有奇と云ふは。景表尺比二晉前尺一六分三釐とも有るに符合して。即ちわが曲尺の八寸弱に當れり。然れば。此の謂ゆる銅望臬の景表尺は唐尺ならず。後周の鐵尺の比二晉前尺一。一尺六分四釐と有る尺の聊か訛傳せるが。偶々に存せる物なること疑なし。其は隋合二宋氏周隋之尺一と云を思ひ合せて辨ふべし。(後周の鐵尺は。もと劉宋の鐵尺にて。其を宋氏尺と云ひしを。宇文周に傳へて。後周の鐵尺と稱し。其より隋氏に傳へて。調鐘律尺と云ひし尺なること。既に委く說たるが如し。)抑是の尺すでに彼の劉宋の時に。錢樂之渾天儀尺とも稱せるを。劉曜渾儀尺とも略相ひ依近と。隋志に所見たれば。景表に用ひしこと灼然し。(なほ此の事は第三十一條にも論へり。披き見べし。)然れば五代の何頃にや劉曜が渾儀尺の遺存せるを。銅望臬の石尺に用ひしが。趙宋の世まで存せるを。唐尺を知らぬ丁度等が。臆度に唐の景表尺ぞと。思ひ錯れる物とこそ思はるれ。(但し漢錢尺。晉前尺は。上に云ごとく

同度なり。然るに今の景表石尺を。漢錢尺より六分有奇長と云へるは。六分三釐とか。六分四釐とか云べきを大凡に云ひ。また其の渾儀景表尺と。宋氏周隋の鐵尺とは。相依近とも。略合とも有るに。景表尺比二晉前尺一長六分三釐と云ひ、宋氏周隋の鐵尺を、比二晉前尺一一尺六分四釐と有るは。僅に一釐の差なるが。其の一釐と云もの。古尺晉前尺の一釐なる故に。一禾藁強に當れば。目力及ばざる許の差なり。然れば同度と云むも難なき差にこそ。是を以て下四十一條に出せる本文には、景表尺比二晉前尺一長六分三釐、與二宋氏鐵尺樂之渾儀尺、後周鐵尺一並同とも言へり。)○是銅斛與二貨布等尺寸一灼然可レ用矣云々は。誠に理れたり。然れど當時古銅斛は傳はらねば。貨布等の漢錢の分寸に依りて。尺度の中を求めて制尺せむとなり。○若訥以爲云々。本書に訥の字を脱せり。今これを補へり。其の文意は。太祖の建隆中に。和峴等に命じて。司天監の景表石尺を用ひて。金石を修め。唐代の制をも稽へ合せて。彼の新尺を示貽されたり。然れば。今何くれと新制の議に及ばず。且その景表の舊尺に依りて。後に鍾律に妙達なる者の出るを俟て。改正せしむべき事ぞとなり。○然て高若訥が。是の時漢錢の分寸に依りて制せる尺を。次條に漢錢尺と稱し。其の度の劉歆銅斛尺。後漢の建武銅尺。晉前尺などに符合せる故に下の第四十一條には直に周尺とも稱し。また同世の司馬光が。これを周尺とて傳へたること。朱熹家禮の注に見え。同世の蔡元定が律呂新書に。今司馬公所レ傳。此尺者出二於王莽之法錢。蓋丁度所レ奉。高若訥所レ定者也云々と見えたり。(なほ次下の三條、また第五十條より第五十七條までに論ずるを合せ考ふべし。)

(四十) 其王朴律準尺。比二漢錢尺一長二二分有奇。比二景表尺一短四分。既前代未二嘗施用一。逸瑗保信。幷照所レ用。大府寺等尺。其制彌長。去レ古彌遠。又逸進二周禮度量法一。議欲三先鑄二嘉量一。其説疎舛。謹再定景表尺一。及以二漢錢一校定尺二一。詔二度等一以二漢錢尺。景表

尺各造律管比驗太常新舊鐘聲音韻高下以聞。度等言。律管非臣素習乃罷之。

次條の本文に。王朴律準尺。比晉前尺長二分一釐とあり。晉前尺はわが曲尺の七寸五分なれば。其の尺の一尺二分一釐は。曲尺七寸六分五釐に當る。これ律準尺の本度なり。斯て漢錢尺は。晉前尺と同度なれば。其の尺の一尺二分有奇は晉前尺の一尺二分一釐と云ふに同じ。然れば。此は密合の說と云ふべし。また次條に。景表尺與宋氏鐵尺。樂之渾儀尺。後周鐵尺。並同とあり。宋氏尺は。上に比晉前尺。一尺六分四釐と有れば。曲尺の七寸九分八釐ある尺也。然れば律準尺を景表尺に比するに。四分短と云へるも能く叶へり。〇既前代未嘗施用とは、律準尺を。前代郭周にも。音樂にのみ用ひつれど。世の常用には施行せざりし由なり。〇逸瑗。保信。並照云々。この徒の制尺。及び大府尺などの彌長く。古者に遠きことと上に說きたるがし。(然れば阮逸が。周禮の度量法によりて。嘉量を鑄むと欲せる。其の說の踈舛なりけむは。信にさも有むかし。)さて景表尺一。漢錢夜定尺二は。即ち是の時に丁度等が制尺なり。玆にその尺等をもて。各々の律管を造り。そを以て太常に集へる。新舊の鍾聲を比驗して。音韻の高下を以聞せよと命ずるに。律管を造る事は。臣等が素習に非ずと辭める故に。遂に新律の議を罷たる由なり。

(四十一)司天監景表尺。比晉前尺長六分三釐。與晉後尺同。與宋氏鐵尺。樂之渾儀尺。後周鐵尺並同。王朴律準尺。比晉前尺長二分一釐。比梁表尺短一釐。三司布帛尺。比周尺一尺三寸五分。

景表尺を晉の前尺に比して。長六分三釐とある三釐を或は四釐に作るべきか。(其は宋氏の鐵尺と並同とある。其の宋尺は隋志に比晉前尺一尺六分四釐と有にて知るべし。)また與晉後尺同と有る文は。誤なり。删り去べし。(そは上に出せる晉志隋志共に。晉後尺比晉前尺一尺六分二釐と有ればなり。)また本書に樂之を樂尺と誤れり今改めたり。其は隋志宋氏尺の條に。錢樂之渾天儀尺と有

にて知るべし。(此の餘の事はすでに前條に委くせり。)○律準尺の晉前尺に比して。一尺二分一釐に當る事は。前條に說たり。比梁表尺短一釐は。短一釐一毫有奇に作るべし。(其は隋志に。梁表尺。實比晉前尺一尺二分二釐一毫有奇と有り。律準尺は晉前尺に二分一釐長ければなり。)○三司布帛尺比周尺一尺三寸五分とは。まづ三司布帛尺と稱ふは。上の條々に。大府布帛尺。大府寺鐵尺など有ると同尺。周尺と云へるは。前條に論へる漢錢尺なり。其は上に引たる律呂新書の文と朱熹か家禮の潘時擧が注に。省尺乃是今尺。三司布帛尺者是也。周尺當三司布帛尺七寸五分弱。省尺又名京尺。當周尺一尺三寸四分と有る文とを參考して知べし。(此の家禮注の文は略なり。其全文は第五十一條に引くを見べし。)抑三司布帛尺は。本文に。其の謂ゆる周尺漢錢尺に比較して。一尺三寸五分と云ふときは。乃ち我が曲尺の一尺一分に當るを。また布帛尺より漢錢尺を較すれば。七寸五分弱に當れり。然れば家禮注に。周尺を布帛尺の七寸五分弱に當ると云へるは孰合へど。布帛尺を當周尺一尺三寸四分と云へるは四分強とか。五分弱とか云べきを誤れるなり。(若くは四分の下に强の字を脫せるならむも亦知べからず。)さて三司布帛尺。やがて大府寺鐵尺なる由は。前の本文丁度等が言に。以律準尺爲率。則大府寺鐵尺長三寸二分强と云へる。其の律準尺は。我が曲尺の。七寸六分五釐に當ること既に云へるが如し。然るに其の尺にて。三寸二分强は。大約曲尺の二寸四分五釐に當るを。七寸六分五釐と合すれば。曲尺の一尺一分に當りて。三司布帛尺と同度と成るを以て知るべし。(然るに玉海にまた。皇祐三年五月大樂府所造大府寺鐵尺と見え。また四年大樂所造新定中黍連三鐵尺と云ふ事も見えたる。度考補正にこを三司布帛尺とは別尺にて、皇祐三年に劉徽と云ふ者作れる由云へれど。既に景祐三年の文に。大府寺鐵尺と有れば是の說は非なり。尙次條にも論ふを見べし。)然れば此は一箇の尺にして省尺。京尺。三司布帛尺。大府寺鐵尺。大府布帛尺。大府寺尺。大府尺と凡て七名をぞ呼たりける。(但し此の尺は。かの景表石尺を模せる。建隆新尺に

比するに。二寸六分二釐長かるは。彼の尺より起せる大尺にも非ず。また別に宋代に新造せる由も聞えねば、何の世より轉傳し來れる尺とも知られず。或はいと舊く。俗間に常用し來れるを。其の儘に常用せるならむも知べからず。）

（四十二）皇祐二年。閏十一月丁卯。置局秘閣。詳定大樂。庚午。翰學承旨。王堯臣等。請借參政高若訥所校。古尺十五等。從之。此月用鳥圖小黍之廣。累百滿尺。其二云中黍之廣。大黍之廣。三年二月己丑。詔諸道漕臣訪民間有藏古尺律者上之。四年十一月。大樂所。造新定中黍。連三鐵尺。五年五月。大樂所奉詔以景表尺均通。爲皇祐中黍尺。

皇祐と云ひしも仁宗が年號にて。其の二年は。かの景祐三年より十五年後なり。彼の景祐の時に。丁度等に律管の比驗を命ぜしに。度等が辭みて。臣が素習に非ずと云へるに。乃罷之と有れば。其の後は其の議無りしかと思ふに。尙是の頃までも其の議止ざりしなり。高若訥が古尺を校せる事は。なほ本書に。宋の實錄を引きて。高若訥傳。景祐中。詔累黍定尺。以制鐘律。爭論連年不決。若訥。以漢貨泉度一寸。依隋書。定尺十五種上之。藏於大常寺とあり。王堯臣等この尺どもを請ひしなり。（其は既く此の倫に、律尺の詳定を命じおける故に、參攷のために請借せるならむかし。）さて鳥園黍はやがて秬黍なり。是の大中小の粒を撰び別けて。三品の尺を作り。また諸道の民間に令を下して。古尺律を訪求めて上らしめ。四年にその新定の中黍を以て。三鐵尺と連ね造り。（本書に此の所に三年五月、大樂所造大府寺鐵尺と云ふ文あるは甚く心得がたし、其は大府寺鐵尺やがて三司布帛尺にて、其の名既に是より十八年前、景祐三年の文に見えて、其よりも遙に以前より有り來れる尺と聞ゆればなり。）然て五年五月に至りて。大樂所にて。命を奉じて右の尺等に。かの景表石尺を均通して。皇祐中黍尺と爲たる由なり。其は。此の時新に。中黍を累ねて。制せる如

くは云けめど。實には景表石尺を模せる建隆新尺を。再かく名けし者なり。然るは本書にまた。皇祐五年四月乙未。知制誥王洙言。鑄鐘特磬制度。欲以皇祐中黍尺爲法。鑄大呂應鐘鐘磬各一とも。皇祐新律。劉羲叟律表曰。律初就以校尺寸。與司天景表正合。可謂得天。及以鑄鐘考其聲。下王朴一律。如太祖之素と有るを思ひ合せて辨ふべし。(太祖の素とは。即ちかの建隆新黍尺を云へり。)然れば此の尺は。景表石尺また建隆新尺と。異名同尺と言む強言ならずかし。

(四十三)元祐三年。閏十二月。楊傑言。范鎭。有元祐新定樂法。以爲。李照胡瑗。皆失於以尺而生律也。房庶之法。以律而生尺得古之制。鎭以謂世無眞黍。乃用大府尺爲樂尺。蓋出於鎭一家之言。而下今樂一律有奇。其實下舊樂三律矣。

元祐と云ひしは。第七代の宋主哲宗が年號にて。其の三年は皇祐三年より三十八年後にて。閏十二月は范鎭すでに卒れる頃なり。李照胡瑗等が律尺の事は既に出たり。房庶之法の事。なほ本書に。五代會要を引きて自魏以來。以尺起律。房庶言。尺當生於律とも見えたり。范鎭この説に依り。世に眞黍なしと謂ひて。大府尺を用ひて樂尺と爲たれば。是よなき。長尺なる故に。其の音律の下かりけむは、誠に然も有べき事にこそ。(なほ本書に、皇祐四年。六月乙酉。范鎭上書曰、周尺有八寸十寸之別。璧羨之制、長十寸廣八寸、同謂之度尺。今以百黍爲尺。不起於黄鐘非是。累黍爲尺。始失於隋書。房庶謂以尺生律不合古法と云へる事も有れど。實に此の人一家の樂尺なり。然れど周尺有八寸十寸之別と云へるは、聊所見なき事には非ずかし。)

(四十四)大觀四年。四月己卯。翰學張閣。請頒指尺于天下。政和元年。五月六日。頒大晟樂尺。(自七月朔日行之。)比官小尺短五分有奇。

大觀と云へるは。第八代の宋主徽宗が年號にて。

其の四年は。元祐三年より二十三年後なり。偖是の指尺はしも。此の張閣が制に非ず。是より先崇寧中に。魏漢津と云ひし者の說に依りて。徽宗が身度より起せる尺なり。其は本書に。崇寧三年。正月廿九日。魏漢津言。伏羲以一寸之器。名爲含微。其樂曰扶桑。女媧以二寸之器。名爲葦籥。其樂曰光樂。黃帝以三寸之器。名爲咸池。其樂曰大卷。三三而九。乃爲黃鍾之律。至唐虞未嘗易。（以上の文義は既に第二條に引きて。其の大意を說たりき。）禹效黃帝之法。以聲爲律。以身爲度。用左手中指三節三寸。謂之君指。裁爲宮聲之管。用第四指三節三寸。謂之臣指。裁爲商聲之管。用第五指三節三寸。謂之物指。裁爲羽聲之管。第二指爲民爲角。大指爲事爲祉。故不用。裁管之法。得三指合之爲九寸。則黃鍾之律定。餘律生焉。漢儒用累黍之法。晉末法廢。今請。聖人三指爲法。均絃裁管。從之とある是なり。（聖人とは、乃ち時の主をさして、下より崇まへ言へる詞なり。）さて是の指尺。大晟樂尺は。同尺にして兩名なり。其は蔡元定が律呂新書に。大晟樂尺。

徽宗皇帝指三節爲三寸。長於王朴尺。二寸一分。和峴尺一寸八分弱。短於大府布帛尺四分と見えたり。此尺まづ。大府尺より短きこと四分と有るに就て。試に大府寺尺の四分を去て。其大衍の數九十六分をもて一尺に造り。こを我が曲尺に比較するに。九寸七分八釐あり。故茲にこの尺を取りて王朴尺に比ぶれば。果して二寸一分長く。また和峴が景表尺に校すれば。彼の尺より長きこと。實に一寸八分弱なり。（然れば短と云へる寸分は、彼の尺より云ひ、長と云へる寸分は、此の尺よりぞ言へりける。先に然る事とは得知らずて。此の尺の度を求むるには。甚く骨折りてぞ有ける。）さて本文に。比官小尺。短五分有奇と云へること心得がたし。然るは宋代に。官小尺と云ふ目は。侘書に所見なく。此の世に小尺と云べきは。和峴が景表尺なれど。其は大晟尺より大きに短く。謂ゆる官小尺は大晟尺より五分有奇長き由なれば。大府布帛尺よりも。一分有奇長じて。我が曲尺の一尺二分に當るを。然る長尺は。宋代に有こと無ればなり。（按ずるに此は本文必ず誤りあり。後生な

ほ能く考へて定むべし。)さて本文自注に。自七月朔旦行之とある。此は文獻通考にも。宋史云。政和元年。詔諸路轉運司。以所頒樂尺制。給諸州。自今年七月爲始毀棄舊尺と有れば。是より後は。彼の和峴が物せし景表尺の。建隆新尺とも。皇祐中黍尺とも聞えし尺。また大府尺をも廢て。此の指尺を常用と爲たる趣に所聞たり。(然れど本書に、此の政和元年より三十六年のち、第十代高宗が。紹興年中の事をも載して。紹興十六年五月十八日。給事中段拂等言。大晟樂書。並金字牙尺。二十八量。及太常少卿。李周等所立碑刻。大樂尺圖本。付局參照。欲依樂書制度。以皇祐二年。大樂中黍尺。爲準從之。三十二年七月十一日。工部言。尊號玉寶。廣四寸九分。厚一寸二分。用皇祐中黍尺と云へる事もあり、三十二年とは。紹興三十二年にて、政和元年より五十二年後なり。然るに皇祐中黍尺。かく大事に用ひたれば。舊尺をみな毀り棄たるには非ざりけり。)さて宋代は。かの太祖の以前五代の時より。北方に契丹といふ大國ありて。帝號を稱せるが。後に國號を遼と改め。また彼の景祐の頃より。夏と云ふ國も勃興して。是また帝と稱し。又政和の頃より。金と云し强國も興りて。皆北方に據りて互に挑み爭ひつゝ。宋を亡さむと伺へるが。徽宗欽宗と云ひし二代の主は。金の國に生捕られ其の都をも推取られて。宋代一度中絶せりき。(此はわが崇德天皇の大治二年丁未の歳に當れり。太祖が元年より百六十八年なり。)玆に徽宗の第九子趙構と云へるが。復興して其の祚を紹たり。此より後を南宋といふ。宋の高宗と云ふは是なり。此の後かの遼夏など云ひし二國は亡びたれど。金はなほ强かりしが。蒙古と云ふ國より滅さる。斯て蒙古は國號を元と立て帝と稱し。宋に寇すること多年なりしが。世祖忽必烈と云ふ者の時に。宋を滅して南北を一統せり。(此は我が後宇多院天皇の、弘安二年己卯の歳に當れり。宋の高宗が中興せるより九代百五十三年にして滅びたり。)斯て元の世を保てること。八十八年十代にして。其の末世順宗と云ひしが世に至りて。朱元璋といふ者に亡さる。明の太祖と云ふは是なり。(元滅びて明の興れる年は、後

村上院天皇の。正平二十三年戊申の歳に當れり。）

(四十五）律呂精義曰。會典云。洪武八年。詔中書省。造大明寶鈔。取桑穰。爲鈔料。其制。方高一尺。潤六寸許。今常用官尺有三種。皆國初定制。寓古法於今尺者也。世人止知今尺而已。豈知寓古法哉。請詳言之。一曰曲尺。即營造尺。前所謂方高一尺者也。是爲今尺。二曰鈔尺。即裁衣尺。是爲衣尺。此尺七寸五分。當今尺之八寸。三曰銅尺。即量地尺。此尺當衣尺之九寸六分。

律呂精義は。明の宗室たる鄭世子朱載堉と云ひし。音律數量の學に。名高き人の著せる書なるが。其の書に出せる時尺の圖あり。當時現行の尺を摹刻せし物なれば。必訛なき謂なり。故今明尺の考說に於ては。一に律呂精義の圖に從へり。（其はよし刻鏤の間に。釐毫の縮伸を生じたりとも、其の尺度の長短を論ずる迄の事に至らざればなり。）さて其の常用の官尺三種あり。皆國初の定制にて。寓古法於今尺者也云々と云へる意は。今尺を今尺と稱こそすれ。實には古法の尺を用ひて。今尺の新尺に寓せる物なるを。世人は止今尺とのみ知りて。古法を寓せる尺そと云ことは。知らて在りと云へるにて。其の古法とは乃ち唐の大尺なり。（まことや。唐尺を定制せる徒は。古法を新尺に寓する事をし。甚く隱して。彼の雜令に。累黍の事のみ云へりしを。載堉かく明白に。古法を寓するとも云へるは。最も直情なる文言なりけり。）いて其の由は。曲尺即營造尺。前所謂。方高一尺者也と有るに依りて。其の出せる圖をさし驗るに。佗本は知らず。我が見し本なるは。我が曲尺の一尺五分あり。然るに彼の唐大尺は。既に云ふごとく我が曲尺の一尺四分三釐あれば。其の差わづかに六七釐の間なるを以て。其の謂ゆる古法は。唐の大尺なる事を知れり。（但し此は最上常德も早く、朱載堉曰。營造尺。唐人謂之大尺。由唐至今用之、名曰今尺云々と云へるを引き、茂卿も相ひ似たる說を云へれど。其に其の尺度の攷說に誤あ

りて。取り用ふるに足らず。)さて下なる裁衣尺は。今尺より出せり。其はなほ本書に。營造尺之八寸。裁衣尺之七寸五分とあり。(本文の此尺七寸五分當今尺之八寸と云ふ文は、此を裁衣尺の下に著すにつきて飜轉せるなり。)故是を以て。營造尺の二寸を切り去りて。其八寸を七寸五分に造りて三折すれば。二寸五分つゝと成る。故その二寸五分を又一つ加ふれば。是裁衣尺の一尺にて。我が曲尺の一尺一寸一分五釐あり。斯て次なる量地尺は衣尺九寸六分に當ると云へば。衣尺の四分を切り去て。其の殘れる九寸六分を尺に造るに我が曲尺の一尺七分强に當れり。(黄卿云。按。明三種尺。見朱載堉書。以爲太祖所定。然會典不載。且裁衣、量地、營造。在古未聞其異尺。而太祖立此三種尺極可疑矣。然其時明人。言其當世之事。亦當不謬。因思之。太祖建國初。造鈔量田之際。親審其度。時値草昧萬事苟且。吏之所稟。尺有不齊。太祖一時隨稟隨定。不復用意。其尺各官守之。後世遂謂有三種尺矣。其實明尺惟營造曲尺一已。如吾邦西京大津大阪高槻等處升法各別。皆當時隨下所稟爲定。使更不爲姦僞。各處乃由一經上定。遂奉爲制升。亦猶如此と云へるは信に然る言なり。)さて朱載堉が是の營造尺の原。及び三種の尺の度を著せる、說に於ては允當なれど。其の餘の說には。誣妄に歸し、牽强に渉る說等また鮮からず。其は裁衣尺三尺卽夏四尺。以夏尺八寸。均作十寸。卽周尺也。以夏尺一尺二寸五分。均作十寸。卽商尺也と云へる說あり。今是を攷ふるに。裁衣尺の三尺を四尺に作れば。其の一尺の長。我が曲尺の八寸四分の尺となる。是れ夏の世の尺なる由なり。斯て其の夏尺の一尺二寸五分は。わが曲尺の一尺五分にて。營造尺と同度なるが。是れ商代の尺なる由なり。又その夏尺の八寸は我が曲尺の六寸七分なるが。此を十寸に作りて。是れ周尺なる由なり。三代の尺豈かくの如き度ならむや。誣妄の說と云べし(予が三代尺の說は。既に第十條に言へれば。今更に云はず。先輩の說に。周尺を六寸四分强と云ひ、或は六寸四分弱と云ひ。或は六寸五分六釐一毫奇と云ひ、また或は六寸餘など云へる說等は、皆是の周尺に欺かれし物と知

べし）なほ次の兩條にも論はむとす。

四十六〕營造尺之八寸即黃鐘之長。縱黍累者。名曰律尺。以一稃黍縱長爲一分。九分爲寸。九寸爲尺。黃鍾之長當縱黍尺八十一分。當斜黍尺九寸。當橫黍尺十寸。上黨秬黍佳者。縱累八十一枚。斜累九十枚。橫累百枚。皆與大泉九枚合。然此等佳黍。亦自難得。求得此等佳黍。然後可用。

朱載堉が意前條に云ふ如く。營造尺を商代の正尺とし、其即ち唐の大尺なるが。其の八寸は雅樂黃鐘の眞律なる由にて。縱黍九十一粒を累せる長は乃ち營造尺の八寸あり。是を律尺と云ふ。其の一粒乃ち一分あり。九分を一寸となし。九寸を一尺と爲す故に。黃鐘の長八十一分に當ること。古法の律管九分寸の事に牽強せるなり、其の由は皇國產の秬黍と、彼の土の產と大小異なきこと。既に第十一條に論ふ如くなれば。試に營造尺の八寸に。秬黍の中者を縱に累ぬるに、九十六粒に至りて。載堉が謂ふに十五粒多かり。（八寸に九十六粒は、一寸に十二粒なり、然て營造尺の八寸は、我が曲尺の八寸四分に當れり。）故また黃黍の大なる絶品を擇び集めて、粒々の間々に。諦に見ゆべく刻を入れつゝ累ぬれば。辛くして載堉が謂ふ如く。營造尺の八寸。縱黍八十一粒にてぞ出來にける然れば載堉も。かく強たる所爲を爲して。其の寸分を合せ調へしこと疑なくなむ。（大黍八十一粒を、營造尺に縱累するに。一寸に十一粒並び、七寸四分五釐に八十一黍並びぬ、殘り五分五釐は、馬尾より細き刻にても。充らるゝ者なり、易緯通卦驗に、以十馬尾爲一分と有にても知るべし）斜黍橫黍の尺は。煩勞を厭ひて累ね驗されざ。此は決めて載堉が言の如くなるべし。斯て此の三尺同度にて。大泉九枚と合ふと言ふは。大泉の中に。大なる者を選べるにて。實にも其の大者を取れば此の言の如し。（此の事は、なほ次條に論ふを合せ考ふべし）○然此等佳黍。亦自難得云々、皇國にては。右黃黍の如き大黍は常に得易けれど。彼の土にて

は得難きにや。固より禾黍を常食とする國なるに何なる事にか。(また同書の中黍辨疑といふ條に、秬之爲言、巨細之巨也、聞其名、則其形可想見矣。蓋謂頭等大號者爲佳、非以次等中號者爲佳也、古人稼穡、況又異常、今之稼穡、未及古人。若選大黍、庶近乎中、若用中黍、則失之小。隋志宋儒論之當矣、不論古今、用中黍非也と云へるも、信られぬ說なり、)此はもし粒々の間々に。刻を入れたる事を隱して。刻までを黍粒の大に託して。己其の世の貴戚にし有れば。然る珍黍を以て校するを專得つれど。尋常の人などの容易に得べき物に非ずと。威し欺ける說には非ざるか。

(四十七)凡錢初鑄與制度合。再入模卽縮小。是故選錢。必選取合式者。偶得古錢甚佳。故載其式。選者考焉。按漢志小泉徑六分。大泉。栔刀。錯刀。皆徑一寸二分。大布長二寸四分。貨泉徑一寸。貨布長二寸五分。今考惟錯刀。栔刀。頗合式。貨泉貨布等。多不合式。其大泉。栔刀錯刀佳者。排十二枚。當裁衣尺一尺。乃爲眞也。開元通寶十枚。當營造尺之八寸。爲眞也。

凡そ錢の初鑄は制度と合し。再入模は縮小なりと云ふ說は。既に第十一條に論へる如く强說にて。朱載堉が一箇の痼疾より起れる說なり。今其の病源を候論せむに。營造尺は。唐大尺六七釐許長せる物なるを。然る長尺の八寸。わが曲尺の八寸四分に當る物をもて。縱黍八十一粒の長に密合する由にて。其を古樂の黃鐘の長に誣會するに就て。古錢の大なる物を。選ばむと欲せる故の結構なり。○漢志は乃ち食貨志にて。此の漢泉どもの事も。既に第十一條に云へり。○偖その頗合式と云ふ物は。大なる錢を言ひ。不合式といふ物は。小なる錢を云ふ○然るに其の式は。己が私意を以て、大なる錢の合ふべく、造り構へし式なる故に。合ふと云ふも。不合といふも、共に公平の議には非ず。(實には大泉錯刀にも。貨布貨泉にも。共に大小不

同あり、此事も既に第十一條に委曲に論へるを見べし。)〇大泉梨刀錢刀佳者とは。中に大なる物を選び取れるを云ふ。此を十二枚排して。裁衣尺の一尺に當るを。眞と爲すと云へるに依りて。今試に裁衣尺の長を十二に分けて。其の一を度り驗れば。我が曲尺の九分二釐强あり。(抑大泉は、今皇國に現存するを度り檢るに、曲尺の八分七八釐、或は九分强なるが多く。いと希には、九分に餘れるも有り、朱載堉は大を好みて。其の九分餘なるを取れる故にかくの如し。)斯て其の十二分の二を切り去つて。殘り十分は大泉十枚の度なるが。曲尺にて九寸三分弱あり。漢志に大泉の徑り一寸二分と有れば。此の九寸三分弱は。漢尺の一尺二寸なる謂なれば。また是の十分を十二に分けて。其の二分を去りて殘を度れば七寸七分あり。是を漢代の一尺と爲したる說なり。(但しこは、大泉の大なる物を選べる故に。七寸七分とは成つれど、我が如く中なる物を選ばむには。七寸五分有まし物を。惜きかな載堉。古尺漢尺同度なる事を知らず。かつ殷周にて私の尺を制せれど、公に公行せざりし事をも知ざる故に上に論へる三代の僞尺をば作れるなりけり。)さて開元通寶十枚云々。是また開元錢の大なる物を選べるなり。今試に其の錢の最大なる物十枚を選びて。我が曲尺にて度り檢れば總計八寸二分一二釐を出るはなし。然るに其の營造尺の八寸に眞當すると云ふは心得がたし。然るは營造尺の八寸は。わが曲尺の八寸四分有ればなり。然れば此は。營造尺を眞の商尺とし。其やがで唐の大尺にて。度に訛長なく。其故に縦黍九十一粒の長なる。黃鐘の管に密合すと誣むが爲に。開元錢の大を擇び。是の錢のみ大を擇ばむ事は。人の疑ひ有むかと。漢錢をも大を擇び。更に誣たる大式をも。制れる事と思はる。是ぞ朱載堉が痼疾なりける。(なほ此の人の律度の考への非說どもは、他人もまた論へる說等聞えたり。)さて明の世は。太祖朱元璋より二十代二百九十四年相續して。北狄韃靼の國より起れる淸の世祖福臨といふ者に亡さる。是より今の淸の世と爲れり。(明の滅びしは、我が後西院天皇の、寛文元年辛丑の歳に當れり。)

〔四十八〕清會典戸部云。以累黍定分寸之率。一黍之廣度爲一分。横累十黍得古尺一寸。今尺八寸一分。當古尺十寸。今尺七寸二分九釐。當古尺九寸。即黄鐘之長。

清尺の起原は。なほ同書に。度量衡。受法於律黄鐘累黍。漢志僅存其説。聖祖皇帝。考古法以制度而量與衡準焉。皇帝考古今尺度。爲嘉量。而權衡收同とあり。（かくて横黍尺。古尺。縱黍尺、今尺とて四圖を出せれど、例の縮圖にて、式となすに足らず。故その圖は擧ざるなり。）此の文等に依れば清の度量も。漢志に原づき累黍を以て寸分を議し。權量をも比校せるなり。（然るに自新作の如く云ひ成すは。凡て前代の制を沿襲する事を。慊とせざる故にて。此は殷湯が夏制を改め、周武が殷制を改めし以來の悪癖なれど、其の實は因準する所あること云ふも更なり。）さて古尺と云へるも實は清尺なり。御制律呂正義と稱する物ありて。圖を出せるが。其の説に。嘗以今尺之八寸爲周尺立法制。爲黄鐘之龠。其容黍又少歟、更以今尺之八寸一分立法。乃恰合千二百黍之分。始知。古聖人定黄鐘之律。葢合九々天數之全。以立度也。然則八寸一分之尺。豈非古人造律之眞度耶と云へり。本文に古尺と謂へるは即ち是なり。

其の圖をさし驗むるに。我が曲尺の八寸五分強あり。（栗原信充云、松崎復の尺準考に、律呂正義の横黍尺の圖を出して、其の長を皇朝曲尺の八寸三分三釐強にして、唐小尺と符すと云ふ、信充また律呂正義の上編十一頁十七頁とに載たる、其の横黍古尺の圖を檢するに、皇朝曲尺の八寸五分五毫に當る剞劂の間釐毫の縮贏なしと云べからねど、松崎氏も律呂正義に依りて云ひ、余も亦同書に據りて計るに、此の如く長短同からざるは。松崎氏の引たる本、余が所見の正義と別本なるか、或は松崎氏誤りて八三三として算するか、將牽強して唐小尺に傅會せるかと云へり篤胤が計るところも栗原氏に同じ、松崎氏また是の横黍尺を出於北魏劉芳尺と云へるも非なり。劉芳尺とは、第二十二條に出たる後魏の前尺なり、合せ考ふべし）此は其

の用ふる今尺の八寸一分に合ひ。黄鐘の度に合ふを以て。古尺と謂ふにこそ有れ。豈眞の古尺ならむや。然して其の謂ゆる今尺は。次に出す縱黍尺是なり。

〔四十九〕一黍之縱度爲一分。直絫十黍。得今尺八寸一分。當古尺十寸。今尺七寸二分九釐。當古尺九寸。即黄鐘之長。十寸爲尺。十尺爲丈。十丈爲引。總以尺該之。

律呂正義に。此の縱黍尺の圖をも載たり。度り檢るに。我が曲尺の一尺五分ありて。全く明の營造尺と同じ。然れば彼を襲用して例の新制に託せること著明なり。（尺準考に是の縱黍尺を當本朝今尺一尺二分八釐八毫奇と云へるも、律呂正義の圖に據ると聞ゆるに。是また我等が見たる正義の圖より、二分强ばかり、短し。）然て始祖開闢より第三代弘曆と云ひしが。乾隆元年と云ひける年より。此の謂ゆる今尺を以て。量地尺に用ひし事も。同書に見えたれば。其の以前の量地には。明の量地尺を用ひし事も知られたり。（茂卿が度考に。近得海舶所齎來今江南官斗步弓裁衣尺。弓當吾邦今伍尺肆寸。以驗官斗與明鐵斛相符云々と言へるに就て、栗原信充云、茂卿は享保七年に歿し、度考は享保十七年に刻成る、後四年を元文元年とす、これ彼の土の乾隆元年なり、然れば茂卿が時の、淸の官斗步弓の、明尺と同じきは、淸にて其の頃なほ、明の量地尺を用ひし頃なれば、然も有べき事なり、山田宗俊の權量撥亂に、これを駁して、淸氏之王於中國非受禪而立也。安保其無損益乎、と云はれしは誤なりと言へり、誠に此の言のごとし。）さて赤縣度制の沿革こゝに止まる。然るに其の歷代尺の連には。論ずべきに非ねど。彼此の學者の。古周尺なりと富同しつゝ喧言する盧傂尺と云ふ僞尺あり。因に論じ定むること左の條々の如し。

〔五十〕淸王士禛居易錄云。國子監博士。孔尙任字東塘。曲阜聖裔。博雅好古。丙寅丁卯間。在江都得漢銅尺一。自作漢銅

尺記。周尺考。周尺辨。極精核。漢銅尺記云。江都閔義行。所蔵銅尺一。朱碧繡錯。爲賞鑒家所玩。余既得之。乃不敢以玩物蓄焉。此尺有文曰。慮俿銅尺。建初六年八月十五日造。慮俿乃大原邑。建初則東漢章帝年號也。考章帝時冷道舜祠下。得玉律以爲尺。與周尺同。因鑄爲銅尺。頒郡國。謂之漢官尺。此或其遺歟。漢代去周未遠。且禮經皆出漢儒。漢尺之存。即周尺之存也。

此の條より以下、第五十三條まで。居易錄の第十卷中より。今の考に要用の說のみを抄出せるなり。（但し漢銅尺記、江都閔義行云々より、第五十三條までの本文は、李斗が楊州書舫錄一の卷と、孔尙任が湖海集卷の八に、同文を載たるとを校合して記しつゝ）孔尙任は即ち孔子の裔にして、世々曲阜に住し。謂ゆる、衍聖公と云ふ者なり。丙寅丁卯の間とは。彼の康熙二十四年。二十五年の間を云ふ。（我が貞享の三年四年に當れり。）今按ずるに。是の謂る慮俿尺なる。後漢の章帝が世の物と爲たるは。其の銘に。建初の年號あるに賴れる事なれど。此は孔尙任が強言にこそ。（慮俿は孔尙任が原註に、晉屬夷とあり。）其は栗原信充既く言けらく。建初の年號ひとり漢の章帝のみに非ず。晉書載記に。姚萇以太元十一年。即皇帝位于長安。大赦。改元曰建初。國號大秦と有りて。其の八年に姚萇卒せり。然れば其の六年は晉の太元十六年に當る。（即ち我が仁德天皇の七十九年といふ年にて、辛卯の歲に當れり）其の頃江左にては。晉の後尺を用ひ。江右にては。劉曜土圭尺の如きを用ふ。此は杜夔尺の類なり。且慮俿は後漢書の地理志に。太原郡に屬して。明の一統志に。五臺縣と有る處なるが。（一統志十九の卷に。太原府に五臺縣ありて。本漢慮俿縣、屬太原郡。隋改爲五臺縣云々と有るにて知るべし）其の地邊境にして。後魏北齊などの地なり。閔義行何の處より得しや詳ならず。恐らくは姚萇が制尺にやゝ蜀の李將また西涼の李暠にも建初の號あり。此の尺の銘に干支無ければ。詳

する處を知らず。然れば建初の號に依りて。漢の章定の時の物と定めしは。未しき事なりと云へり。此は信に理たる說なり。（此の說その著せる度考補正に見えたり）さて諸書に章帝が時に。冷道縣の舜祠の下より玉律を得て。謂ゆる漢官尺を爲れる由は所見たれども。此を郡國に頒ちし事は。物に所見たること無れば。是また官尺といふに就ての臆說なり。抑この官は、官途の官に非ず。律管の官なる物をや此は既に第十六條に註へれば今更に委くは言はず。（彼の尺準考に、晉志隋志の荀勗尺の條々を出して、如此則荀尺之爲周漢古尺信審矣、荀尺既與周漢古器及劉歆銅斛尺、建武銅尺合、則慮傂尺之與莽貨品乃建武尺合者、其爲周漢古尺益審矣、東塘既以慮傂尺爲周漢古尺、又以其與奚氏玉律度同出章帝時作疑爲漢官尺之遺歟、何其見之不確也、慮傂尺造於章帝建初六年、上距建武元年凡五十七年、慮傂尺之爲建武尺可想云々と云へるは、東塘が言に、慮傂尺と周尺と同度なりと爲たるに欺かれし者なり。そは下に辨ふるを見て知るべし）さて本書に。次なる周尺辨よりは上に。周尺考の文を出せれど。其の說等は採らず。（其は尺準考に。論歷代尺度比校往々有疎繆下半篇又全引郎瑛七種類稿無所發明且周尺以外、皆隋志所謂、俗傳訛替之尺耳、何足採錄故今全删去と云へる如くなればなり。）

〔五十一〕周尺辯云。世儒考制度皆本周尺。蓋三代損益、惟周爲詳。本之是已。然亦何所得周尺而本之哉。或者皆臆說耳。宋潘時舉注家禮曰。程先生木主之制取象甚精。然用其制者。多失其眞往々不考周尺之長短故也。蓋周尺。當今省尺七寸五分弱。而所謂省尺者亦莫知其爲何尺質之晦翁先生答云。省尺乃是京尺。溫公有圖。所謂三司布帛尺者是也。繼從會稽司馬侍郎家求得是圖。其間有古尺數等。周尺居其右三司布帛尺居其左以周尺較之布帛尺。

正是七寸五分弱。因圖一尺長短。而著伊川之說于其旁。庶幾用其制者。可以曉然無惑。

此の條孔尙任が言に。三代損益。惟周爲詳と云へるを見れば。三代の尺に沿革ありし事を。粗知れるに似たれど。惟周爲詳と云へるを想ふに。此の人も實は三代尺の眞度を知らず。慮號尺の長なるを周尺と爲し。かつ其を古尺と。混一に思へるなり。(三代尺の差別は、既に第十一條に論へるを見るべし。)さて家禮とは。朱熹の家禮を云ふ。潘時擧がそを注せる言に。程先生と云るは。即ち宋の程頤字正叔を云ふ。下に伊川と有る是なり。家禮に此の人の說を載たるを見るに。信に時擧が言の如く疎繆多かり。(其は程頤固より、三代尺の眞度を知ざるは然る者にて、時擧が謂ゆる周尺をも知ざりしと聞ゆればなり、其は程氏遺書に出たる此人の語に。以律管定尺、乃是以天地之氣爲準。非秬黍之比也と云ひ。今尺長於古尺、欲尺度權衡之正須起於律。律取黃鐘。黃鐘之聲、亦不難定。世自有知音者、將上下聲考之、既得其正便將黍以實其管。看管實幾粒、然後推定法可也云々とも有るにて知べし。)さて時擧が言に。周尺と云へるは。實には周尺の眞物に非ず。こは既に引たる宋の實錄。高若訥傳に。景祐中詔累黍定尺。以鑄鐘律。爭論連年不決。若訥以漢貨泉度一寸。依隋書定尺十五種上之と見え。蔡元定が律呂新書に。今司馬公所傳此尺者。出於王莽之法錢。蓋丁度所奉。高若訥所定者也。雖其年代久遠。輪廓不無銷毀。然其大約。當尙近之と言ひ。(此の文に王莽之法錢と有るは、彼の貨布貨泉等の漢錢にして。實は王莽が錢に非ざること既に云へるが如し。)玉海に。近歲司馬備。刻周尺。漢劉歆尺。晉前尺。蓋文正公光舊物也と云へる尺なること。晦翁が答へに。古尺。周尺。布帛尺共に。溫公の圖有りて。司馬侍郎が家より求め得たり。と云へるを思ひ合せて悟るべし。)晦翁とは朱熹字元晦といひ、溫公とも文正公とも云へるは、司馬光字君實が事なり。)抑是の尺は。上の件景祐三年七月の文に。丁度。高若訥等が。漢錢の分寸に依りて。定

めしと有る漢錢尺にて。此は既に云ふ如く太皇の禾粟尺。漢志の尺。晉前尺と同じ度なれば。古尺と稱すべきに。周尺と稱するは。魏晉以來の後人等の。周尺周尺と稱するは。實は古尺の義にて。別に周代の私尺ある事を。知ざる故の謬稱なること。既にも論へるが如し。(此は第十一條の末に云へるを立却り見て知べし。)さて此の謂ゆる周尺を。三司布帛尺に較するに。正に七寸五分弱と云へるは。信に熟く符へる比較なり。然るは此を周尺とこそ言へ。實は漢錢尺にて。太吳尺晉前尺と同度にして。我が曲尺の七寸五分なるを。既に云ふ如く我が曲尺の。一尺一分に當る布帛尺に較して。七寸五分弱なる事は。げに然有べき謂なればなり。(然るに秦熹鐘鼎欵識、周官祿田考などに。是の尺圖を出せるを度り檢るに、二分餘り伸たるは、年久しく其の圖を摹し傳ふる間に、謬長せる物か、或は鹿慢のわざなるか。大抵かしこの書に。尺圖を出せるを見るに、次に孔尙任が云へる如く、尺形にして、尺准ならぬが多かり。其はげにも册幅の所限に從ひて、圖を物すればなり。)さて司馬氏が圖中に。有古尺數等。と云へる尺の事は次條に論ふべし。

〔五十二〕余觀家禮三尺圖、各分十寸。爲册幅所限。僅圖尺形、而非尺准也。其古尺圖註云。當今省尺五寸五分弱。周尺圖註云。當三司布帛尺七寸五分弱。當浙尺八寸四分。三司布帛尺圖註云。即是省尺。又名京尺。當周尺一尺三寸四分。當浙尺一尺一寸二分。蓋司馬公家有石刻本。故其說可據。今刻本已不可見。而世但以家禮所圖爲尺式。豈知乃尺形非尺准也。如爲尺准。何以短二寸五分之周尺與長三寸四分之布帛尺。式相等耶。世儒紛紜傳會。止據家禮之尺形。余知其皆臆說也。

余とは孔尙任なり。家禮の三尺圖を。尺准に非ず尺形なりとの論。まことに理たり。然て古尺圖註云。周尺圖註云。布帛尺圖註云は。みな家禮に註

せる潘時擧が言なり、○古尺圖註云。當今省尺五寸五分弱は。前條に有古尺數等と云へる尺等なり。省尺は即ち三司布帛尺なること。上の朱熹が答へに見えたるが如くなれば。我が曲尺の一尺一分なるを。其の尺の五寸五分弱に當ると云へば。曲尺の五寸五分や有るらむ。是より以前に。都て聞ゆる事なき短尺なれば。甚く心得がたし。此は後生なほ能く考ふべし。(既に第十條に委く論ふ如く。姫周の世の眞尺は。太吳尺漢尺晋前尺の八寸にて、曲尺の六寸に當りて。歷代尺の中に、斯ばかりの短尺は有ことと無れば。若は歷世の間そを古尺と稱して、摹し傳へしが。次々に譌短せる物ならむも亦知べからず。)○周尺圖註云。當三司布帛尺七寸五分弱。とは既に前條に云へり。當浙尺八寸四分は。謂ゆる周尺の。我が曲尺にて七寸五分なるを。八寸四分に作りて。其の分を一寸六分加ふれば。即ち浙尺の度となる。曲尺の八寸九分に當る尺なり。○三司布帛尺圖註云。即是省尺。又名京尺云々。謂ゆる周尺の。我が曲尺七寸五分なるに。其の分を三寸四分加ふれば。曲尺の一尺一分となる。

是三司布帛尺の度なること上の如し。然て浙尺の一尺一寸二分は。我が曲尺の一尺に當る。とは一尺一分なくては布帛尺の度に當らず。然れば當浙尺一寸二分と云へる分に必ず誤りあり。(此は要用の尺には非ねど、後生なほまた考ふべし。)さて蓋司馬溫公家と云より以下。孔尙任が議論。みな理たる說にて。聊も間然する事なし。其は明の王思義が。三才圖會續集にも。周尺省尺を同等に並べ載せて。司馬侍郎之所傳。當省尺七寸五分者。今刻於家禮儀節。雖未知果合於古與否。要亦不甚相遠矣と云へる罅漏をも思ひ合すべし。(今年出たる過庭紀談といふ書に見えし說とて、屋代翁の手抄して贈られける其の說に、古の尺度のこと、程子の神主の制も、古尺にての度なれども、家禮の原本に尺式無りし故に、後人の說一定し難し、漸く司馬侍郎が家の尺式に依りて定めたれども、本邦にては、彼方の尺度とまた違ふ故に、其の說また一定せず、今京都大阪に神主屋ありて、伊川の制の神主を製し置て鬻く、其の寸法を見るに、本邦の曲尺にて六寸四分弱を、周尺一尺と定めた

る寸法なり。右の神主屋どもへ、始め敎へて製らせしは、山崎闇齋、中村陽齋、三宅石菴の徒の數へしなり、右の諸儒何なる料簡にて、周尺の一尺は、本邦の曲尺。六寸四分弱に決めしか知ねども、察する所、明の丘瓊山が家禮の神主の尺式に。周尺比今鈔尺六寸四分弱と有を見て、明の鈔尺は、本邦の曲尺に異なしと思ひての事ならむ。然れども慥なる證據なくては。從ひ難しと記せる由なり、此は然る言なれば、此に附錄せるなり。）

〔五十三〕今既得建初銅尺。與周尺同。周尺既定。何尺不定。因定曰。建初銅尺與周尺同。當漢末尺八寸與唐開元尺同。當宋省尺七寸五分。當宋淅尺八寸四分。當明部定官尺七寸五分弱。當今工匠尺七寸四分。當今裁尺六寸七分。當今河北大布尺四寸七分。當今量地尺六寸六分。設無余能定之者以有建初銅尺在也。此說亦臆矣。

此の條すべて孔尙任が所藏の。謂ゆる建初慮俿尺を。諸尺に比較せる說なるが。工匠尺以下四尺は。此の人の今時に常用するを。親檢して定むる所なれば。間然する事無れども　其の餘の比較は。誣妄にして信られず。其はまづ今の工匠尺とは。即ち第四十九條に出たる縱黍今尺にて。其の實は明の營造尺なるが。此は我が曲尺の。一尺五寸に當る尺なること、既に云へるが如し。然るに慮俿尺の。その工匠尺の七寸四分に當ると云へば。乃ちわが曲尺の七寸七分七釐に當れり。然るを曲尺の七寸五分なる。謂ゆる周尺漢錢尺に同じと云ふは。謬言ならずや。（後の尺準考に出せる縱黍今尺は、既に云ふ如く、我が見し律呂正義の尺より短く、曲尺の一尺二分八釐八毫奇なるを、松崎氏その尺にて、慮俿尺の長を求めし故に、慮俿尺また我が、求めし長より一分七釐許り短し。）且上に。その謂ゆる周尺の事を。司馬公家有刻本。故其說可據。今刻本已不可見と言へれば。孔尙任その謂ゆる周尺の。眞刻本を觀ざること明白なるを。其の觀ざる周尺の度の。所藏せる慮俿尺に同じと云ふことと。

何を據として云へる言ぞ。但しかく言はゞ。孔尙任も余が上の條々に較せし如くその相發明すべき諸尺と、互に照應せしめて。其の謂ゆる周尺・慮傂尺と同く。工匠尺の七寸四分（即ちわが曲尺の七寸七分七釐。）に當る事を知れりとも言ふべけれど。然は遁辭し得まじき謂あり。其は上にも云ふ如く。こを周尺とこそ言へ。實は漢錢の分寸に本づきて作れる尺なり。然るに其の漢錢の一寸と云ふ物を度し檢るに。工匠尺の七分四釐（わが曲尺の七分七釐七毫）に當る眞錢は有こと無れば、其の錢もて作れる尺の。我が曲尺の七寸七分七釐に出來べき謂なし。然れば慮傂尺周尺を同じと云は。妄言なること炳焉なり。（斯てもなほ孔家の說を負むと欲して。宋代に高若訥が此の尺を制せる時の漢錢は。なほ銷毀なく傳はりし故に、然は出來にけむと謂ふも有むか、宋代景祐の時より、今に至りて八百年餘りの間に。有ゆる漢錢の然しも銷毀すべき謂なければ、然る說を作すとも立がたく、況てしか云ひもて行けば、其の漢錢の出來し前漢の世より、宋の景祐まで千年に垂むとすれば、宋代に傳はれる時。已に其の初鑄の時より銷毀を生じ、宋にて其錢尺を作れる後、また銷毀を生じたりと、云はずては道理に叶はず。然ては宋代に其の錢に依りて作れる尺も、漢の眞度に當らずと論はでは有まじく。然る謂の有べくも非ねば、錢の銷毀を以ては。尙任が說を負ふこと能はずと知べくなむ。（さて漢末尺と云ふ言また詳ならず。試に慮傂尺を八寸に作りて。其の寸を二寸加へて。一尺となして度し驗むるに。曲尺の九寸七分許りあり、漢末に此の如き尺は有こと無し。然ればたまた妄言なり。（漢末には漢官尺杜夔尺の名、諸書に聞ゆれども、杜夔尺は。わが曲尺の七寸八分强に當り、漢官尺は曲尺の七寸七分七釐許りに當れば。此の尺等にも非ず。）○與㆓唐開元尺㆒同とは。唐の累黍小尺を云ふか。大尺を云ふか詳ならず。既に云ふ如く。唐の小尺。實には後周玉尺にて。我が曲尺の八寸七分に當り。大尺は曲尺の一尺五分ありて。共に慮傂尺と長短同じからず。（然れば此の人、唐の大小尺の本度をも知ざるなり。尺準考に是の謂ゆる開元尺を。即ち唐の累黍小尺と云

へるも共に非なり、)○當宋省尺七寸五分は。まづ宋省尺とは。謂ゆる三司布帛尺にて。わが曲尺の一尺一分に當る。これに盧傂尺を比較すれば。七寸七分あり。○當宋浙尺八寸四分上に云ふ如く、浙尺はわが曲尺の八寸九分あり此の尺に盧傂尺を比較すれば。八寸七分に當る。(尺準考に此の二件を論じて、文公家禮神主式、作當三司布帛尺七寸五分弱、當浙尺八寸四分上。又曰、三司布帛即是省尺、又名京尺。當周尺一尺三寸四分、當浙尺一尺一寸三分、余以算法求之。三司布帛尺當周尺一尺三寸四分、則周尺當三司布帛尺七寸四分六釐二毫奇、當浙尺八寸四分三釐二毫奇、然則東塘、省尺七寸五分下脫弱字、家禮浙尺八寸四分下脫強字、蓋家禮。從古人委餘分之舊法、而東塘不省者以疎算數故也と云へるは、實に然る言なれど、此の二件は正に孔氏が杜撰なり、然言ふ故は、家禮に謂ゆる周尺は、我が曲尺の七寸五分なるが故に、家禮にては、松崎氏の算法の如くにて叶へど、孔氏の盧傂尺は、曲尺の七寸七分七釐にて。家禮の周尺に四分許り長ければ、家禮の周尺と同じ樣に。かく當るべき道理なきを。尙任かの謂ゆる周尺と、己が所藏の盧傂尺とを、同度なりと誣たる故に、孰く其の當否をも攷へず誤りに家禮の此の二件を取りて、其の盧傂尺の比較かくの如しと誣會せるなり、豈杜撰の所爲に非ずや。また是につきて思ふに、此の人また宋の省尺浙尺の本度をも知ざりけり、若その本度を知たらむには、何に惑亂すとも、斯の如き誣會の爲らるべき事に非ざればなり、然れば漢末の尺と云ふより、此に至りて四件は、すべて杜撰と決むべくなむ、)○當明部定官尺七寸五分弱は。まづ明の官尺三あり。第四十五條に出たる營造尺。裁衣尺。量地尺なり。營造は我が曲尺の一尺五分。裁衣は一尺一寸一分五釐。量地は一尺七分二釐あり。盧傂尺を營造尺に較すれば。七寸四分強。裁衣尺に較すれば。六寸九分五釐。量地尺に較すれば。七寸二分五釐あり。然れば明部定官尺と云へるは、營造尺の事なるが。七寸四分強と云ふべきを七寸五分弱と云へるにて。甚き疎繆には非ざるなり。○當今裁衣尺六寸七分は。盧傂尺を。まづ六寸七分に作り。

其の分の三寸三分を加へて。一尺に作れば。我が曲尺の一尺一寸六分強あり。是れ謂ゆる裁衣尺なり。(栗原氏云く、尺準考に、淸の裁衣尺を三種あげて、一は曲尺の一尺一寸三分四釐三毫に當り、一は一尺一寸四分三釐一毫一絲にあたり、一は一尺一寸五分に當ると云ふ。然るに其の度みな慮俿尺より求めたるに其縱黍尺余が謂ゆる律呂正義の圖と合ず。依りて松崎氏の慮俿尺は、余が校する所より一分七釐許り短し、其短き尺にて、推求めたる者なれば、謂ゆる三種の裁衣尺の長も信じ難しと云へり、實に此の言の如し、)〇當今河北大布尺四寸七分は。また慮俿尺を。まづ四寸七分に作りて、更に其の分の五寸三分を加へて一尺に作れば。我が曲尺の一尺六寸五分五釐に當る。これ大布尺なり。(彼の國歷代中に於て大尺の極みと云ふべし、河北は山東山西の間を云ふ、唐の時に山東尺は、唐小尺の一尺四寸を一尺とし、山西潞州の羅柯尺は、唐小尺の一尺六寸を一尺とすと云ふに依れば。河北の長度を好むこと唐の頃より、然有けるなり。)〇當今量地尺六寸六分は。また慮俿尺を。六寸六分に作り。其の分の三寸四分を加へて。一尺に作れば。我が曲尺の一尺一寸八分に當る、これ淸の量地尺なり。(周官祿田考に、なほ乾隆元年より、重ねて上の工匠尺を。量地尺と爲て頒てる由も見えたり。故れ諸書に胡亂しき事ども有れど、煩ければ云ず、)さて尺準考に。孔東塘周尺辯。於前代尺度有不可用者。此則由推算不精耳。但其漢銅尺及其國諸尺度。皆面所親驗。一見瞭然。得直究其實際。雖欲紕繆。不可得也。故余遂彼康熙年製。律呂正義所繪。橫黍縱黍二尺圖及周官祿田考所圖古尺。取東塘說反覆比校。得周尺眞度と云へる。趣意は然る事ながら。慮俿銅尺を。周尺の眞度と思へるは。上に註ふ如く謬りなり。然れど此は松崎氏のみに非ず。彼間の近世大家碩儒と稱せらるゝ徒も。みな此の孔家の說に雷同してぞ在ける。今の因に次々附錄し辯ふるを視て察つべし。

〔五十四〕沈彤周官祿田考。載一尺圖。記其旁云。右圖摹宋秦熺。鍾鼎款識册所

載。册又載尺底篆文銘云。一周尺。漢志鎦歆銅尺。後漢建武銅尺。晉前尺並同。按宋高若訥。依隋志十五等尺第一爲周尺即此也。(註詳蔡氏律呂新書) 葢此於後人所定周尺中爲近古且最著云。古尺較今尺止七寸四分。今尺較古尺乃一尺三寸五分。

此の謂ゆる古尺圖は。第五十一條。孔尙任が周尺辯に引たる家禮の注文に。會稽の司馬侍郎が家より求め得たる由にて。周尺と稱せる尺なるが。其の實は既に其の條に記せる如く。趙宋の景祐三年に。高若訥が制れる漢錢尺なること。今の按に宋高若訥云々と云ひ。自注に。詳蔡氏之律呂新書。と云へるにて論ひなし。(其の律呂新書の文は。既に第五十一條に引たり。尺準考に、秦熺鐘鼎款識册の朱彝尊が跋に册中の所拓の圖どもの目を記せる中に、尺一漢器と敍たるに據りて。所謂尺一置漢器前者也、此亦尺準圖所徵。故不略、又不忍略也、沈彤以是尺爲高氏漢泉尺據朱彝尊所言恐應貶降之甚余以爲隋唐間人所摹造云と云へるは强言なり。其の目次あに然しも徵と爲すに足らむやも。) さて秦熺も同じ宋人なれば。其の款識册に出せるは。高若訥が制尺の眞圖を出して。當時は正かりけむを。後にその本圖の訛長せる物と見えて。彼の家禮の註に。宋の三司布帛尺に較するに。七寸五分弱と云へるよりは甚く伸たり。其は祿田考に今尺と云へるは。即ち清の縱黍、營造。工匠など稱する尺にて。我が曲尺の一尺五分に當る尺なるに。其の尺にて七寸四分は。漢錢尺の七寸七分七尺有ればなり。(宋の三司布帛尺は既に云ふ如く我が曲尺の一尺一分の尺にて。其の尺の七寸五分弱は、わが曲尺の七寸五分に當れば、淸の工匠尺にて、七寸一分五釐許りあるべきに。七寸四分と云へば。漢錢尺の本式よりは。二分七釐伸たる者なり、孰く思ふべし。)然れば秦熺が款識册に出たる圖は。甚く訛長せる圖なること知べし。然るに沈彤その義を曉らず。然る訛長の尺圖を準として考記せる。周官の祿田の、

決めて適實なるまじき事を想ひやるべし。
〔五十五〕王昶金石華編。載二慮俿尺篆銘一十四字一云。尺寸如二其器一。今在二曲阜衍聖公府一。按二隋律志一漢官尺實比二晉前尺一。一尺三分七毫。蕭吉樂譜。漢章帝時零。陵文學史奚景。於二冷道縣舜廟下一。得二玉律一爲尺。今聖府所藏。造二於建初六年一。或即用二奚景所一レ制。未レ可レ知也。鐘鼎款識謂。周尺與二建武尺一同。友人沈彤。用二秦熺所一レ撫。計算周官祿田。多レ與二古制一合者。此尺校二建武尺一。毫釐無レ爽。則亦與二周尺一同也。得二周尺一而夏殷之尺可二以攷見一矣。
慮俿尺篆銘とは。第五十條なる尺底の文に。慮俿銅尺。建初六年八月十五日造とある十四字をいふ。漢官尺と云ふより。爲レ尺と云ふまで隋志の文にて。既に第十六條に出して其の義を説たる如く、奚景私にかの玉琯によりて。制せる尺なる故に。官尺と謂ふと聞ゆるを。前に出せる孔尙任が文にも。漢の郡國に頒ちし官尺として。其の慮俿尺を。或は其遺歟と云へれど。非なること既に辯へたれば。今更に云はず。然るに王昶また其の説なり。(然は有れど。漢官尺は「晉前尺の一尺三分七毫なるが、慮俿尺も同じほどにて、淸の工匠尺に比すれば、互に出入なき如くなる故に。かく傳會せる事と聞えたり)然れど此は。孔尙任王昶共に。その說の矛盾なり。然るは其の慮俿尺を。後漢建武尺。晉前尺と同じと云ひつゝ。其を晉前尺の一尺三分七毫なる。漢官尺とも同じ樣に云ふは。何ちふ事ぞも。(故こは隋志に、漢官尺實比二晉前尺一一尺三分七毫。とある文を知ざるにやと思へば、今の本文に已に其の語を引つゝ、かく矛盾の說を爲こと甚もいとも心得がたし。)さて鐘鼎款識謂云々は。彼の秦熺が款識冊なり。此の冊に周尺と云へるは。高若訥が漢錢尺を云こと。上の如くなれば。其の尺の後漢の建武銅尺と同じと云ふは。宋代のこの尺を制れる當昔よりの正說にて難無れど。淸代に今傳はる款識冊に出たる圖は。二分七釐訛長したれば。其を以て計算せる周官祿田の古制に合ふと云

ふこと。絕て信られぬ說なり。(此の事すでに前條にも論へりき。)さて此の尺とは慮俿尺を云ひ。建武尺とは。款識冊なる高若訥が制せる漢錢尺の銘に。後漢の建武銅尺。晉前尺並同とあるが故に。此を强ひて建武尺とは稱せるにて。今別に建武尺の傳はれるには非ず。然るに今の款識冊なる圖は。訛長の圖なる故に。慮俿尺と校して。毫釐の爽なきことと上に論ふが如し。斯て亦與周尺同也と云へるも。別に周尺あるに非ず。かの尺の銘に。一周尺。漢志鎦歆銅尺。後漢建武銅尺。晉前尺竝同とある故に、かく品々に云へるにて、其の實は高若訥が。漢錢尺の訛長圖を見て謂ふにぞ有ける。豈この訛尺圖をもて。夏殷の尺の攷見し得らるべきかは。

(五十六) 翁方綱兩漢金石記云、江寧周慢亭云。曲阜孔氏所弆。銅尺。重今廣法平十八兩。面準此尺一寸。側厚準此尺五分。與沈冠雲周官祿田考尺同。沈即以此爲周尺。且云沿傳十五尺較之。當以此爲眞周人。一切周官分田制祿。悉以此推用矣。愚按。冠雲所摹初非此建武初尺。而今驗其圖。正相合。則建初尺之卽建武尺。尤爲足信矣。

此の條曲阜の孔氏と云より。推用矣と云までは。周慢亭が說。愚按と云より以下は方綱が文なり。沈冠雲とは沈彤を云ふ。與祿田考尺同とは。祿田考に用ひし秦熺款識冊の。周尺とも建武尺とも稱せる訛長尺と。慮俿尺と同じき由なり。沈卽以此爲周尺。云々とは。沈彤かの款識冊なる尺を以て。周尺と爲して。且つ其の言に。こは宋代に十五等の尺を沿傳して。比較せる尺なれば。當に此を以て。眞の周尺と爲べしとて。周官なる一切の分田制祿。みな此の尺を用ひて。推たりと謂ふ意なり(なほ上の二條に論へるを合せ考ふべし。)さて方綱が按の意は。沈彤が摹せる尺は。初めより此の慮俿尺建初尺を知りて摸せるに非ず。而るに今その圖を驗するに。正に相ひ合ふときは。慮俿尺やがて建武尺たること。信ずるに足ると云へるにて。

此は中にも愚說の魁と云ふべし。）余がこの赤縣度制考、是の條を終として三卷。去年の夏より、歲暮までに考へ終りて、今春に至り、鹿子田淸麗に中書せしめ、已に書畢たる三月の初めに。屋代翁の許より、積古齋鍾款識の淸本晉銅尺の所に栞して、今日しも此の尺式を見出たり、比較せよと云ひ遣されたり、己是に始めて此の書を見る事を得て。其の文をも抄錄し、また其の考說を增益すること左の如し。）

〔五十七〕積古齋鍾鼎款識、載晉銅尺圖。及篆書銘云。周尺。漢志鎦歆銅尺。後漢建武銅尺。晉前尺並同。右晉尺銘十九字。據宋王氏款識搨本摹入。吳江沈冠雲著周官祿田考繪古尺圖即此尺。併錄此銘云。右圖摹宋秦熺鍾鼎款識册所載。又按。曲阜孔氏所藏慮傂尺。造于建初六年。以較此晉尺長一分强。皆不相合。據王莽所造。貨布。貨泉。及大小泉流傳于今。擇其邊郭完好者。互相比較。與此晉前尺毫髮不爽。劉歆莽國師也。然則尺背所謂劉歆銅尺者即全今所定之莽尺。于此可見莽所造錢布無不精美也。

此の鍾鼎款識は、上の條々に論へる秦熺が鍾鼎款識册とは異にして。近く阮元と聞えし淸人の撰せるにて。積古齋とは。此の人の齋號と聞えたり。然て此の出せる十九字は。秦熺が本に出たると同文にて。即ちかの高若訥が摸尺の底に刻せる銘なり。然るを共に宋人なる。王氏が款識搨本と。秦熺が款識册とに出せるを。沈彤が周官祿田考の圖は秦漢が款識册より摹し。阮元が鍾鼎款識には。王氏が款識册本の圖を摸入せる由なり。其の王氏と云へるは。誰ならむ詳ならねど秦熺が款識册の朱彝尊が跋に。秦熺が眞本は。秦熺亡びて後に。王厚之が所藏と爲れるよし所見たれば。王氏が搨本とは。當時殊に正しく其の眞式を摹して。搨本と爲たるが。傳來せる物なるべく。款識册なる圖は。麁相に摹し誤れるを。其の儘に傳へし者なるべく

ぞ所思る。(然れば、高若訥が漢錢尺の眞圖、かの司馬氏に傳はる刻本の外に、秦熺も傳へて、款識冊に載たるが、其の原圖は一なれども末にかく二つに派れて、王氏が搨本と云ふには、其の眞を傳へ、款識冊といふ方には、其の訛替の圖を傳へし也けり。)さて阮元が按文の義は。曲阜の孔氏に藏する慮傂尺を以て。王氏が搨本なる晉尺に較するに。長きこと二分強にして。合ざる故に、貨布貨泉大小泉等の漢錢の流傳せる中より邊郭完好の者を擇びて比較するに。此の晉前尺と毫髮も爽はずと云へるなり。(其の搨本なる尺樣、實には宋の高若訥が漢錢を摸せる尺なれども、其の度晉前尺と竝同なる故に。また晉尺とも、稱せるなり。)其の出せる尺樣かくの如くにて、其の下に。右晉尺之半。子レ此倍レ之。可レ得ニ其至度一と云へり。此の謂ゆる晉尺はしも。上の條々に論ぜし如く。我が曲尺の七寸五分なれば。慮傂尺の。わが曲尺七寸七分七釐なる尺と較して。其の尺の二分強長しと云ふこと。信に當れる比較なり。故茲に己が旣に制せる太昊禾粟尺をもて。其の五寸を度し驗むるにまた毫髮も爽はず。(但し豫てかく在るべしと考へ定めし事には有れど。是の時しも今更の如く。かつ驚かれ且つ嬉くて、覺えず机案をはたと搏て、急ぎ屋代翁がり其の由を告やり。余がこの古人の考說、實は天縱なりしか、神助なりしかとさへ所思たりけり、儲しか歡喜に堪ざる中に。また阿波禮この鍾鼎款識、己が是の度制考を、世に著せる數十年後に、始めて渡り來ましかばと思ひ、また最初に、是の尺式を得たらましかば、右の如くは勞かざりし物をと、却りて口惜く所思るも、物學ぶ道は。射を習ふが如く、今日の一當は、昨日百不當の力なる事をし忘れたる凡人心の習にこそ、)是れにて其の搨本なる尺樣の余が制尺と相符して正き事、また秦熺が款識冊に出たる尺樣の訛長なる事。また孔尙任より次々。碩儒等の說の雷同誣妄なる事。また慮傂尺の漢尺ならぬ事も。いと明

白に顯れたり。）然るに彼の尺準考に、前條までの諸説をば、所狹きまで擧たれど、阮元が是の文此の圖を出さゞるは、何なる事にか、我が如くこを知ざりしか。蓋そは我輩こそ有れ、赤縣學を主とする人の、此を見知ざるべき由無れば、或は此の説出ては、慮俿尺を、周漢の古尺とする説等の、破綻となるが故に取ざりしか。最不審しき事なり、（さて阮元また是の晉銅尺より前に。慮俿尺にも説を作して。建初銅尺。吳江沈冠雲。著二周官祿田考一未レ見二建初尺一然其所レ繪古尺圖。與二此尺一正同。當二今工匠尺七寸四分一と云ひ。（祿田考に用ひし、謂ゆる古尺圖は、款識冊なる訛長の尺圖を取れる故に、慮俿尺と正同なること、上の件々に辨へたるが如し、然て其の、二尺の淸の工匠尺の七寸四分に當る事も既に云へり。）また元謂慮尺建初尺。獨長二分。建初六年。乃後漢章帝。即位之六年辛巳。距二建武一五十餘年矣。時代既殊。尺有二贏羨一。不レ害二其爲一レ同也とも言へり。（本文に取れる文に、慮俿尺較二晉尺一長二分强と有るに依れば。此の文も二分の下に强字を脫せり。）今此の言どもを按ずるに、阮元。かの王氏搨本なる正圖を得て載つゝも。固より古尺。周尺。漢尺の眞度を知ざる故に。其の正圖を準として。祿田考の尺圖。また慮俿尺をも訂し廢べき卓見なく。彼此ともに。其の鍾鼎款識に説を作り。剩に慮俿尺を後漢の、建武銅尺の、贏羨せる物と定めしなり。（後に按へば。度考補正に、右の晉銅尺の圖は出さねど、阮元が款識に、建初銅尺を載せて、其の注に、周官祿田考の圖に正同と云ひ、然してまた慮俿尺を、晉尺より二分强長しと云ふ、其の説前後同じからず、王氏款識搨本と云ふは、秦熺鍾鼎款識なること疑なし、然るを別本の如く注せるは何ぞや、是れ等の僞濫を合せ考ふるに、謂ゆる二分强と云ふのも、信ずるに、足ずと云へるは、上に論へる旨を想ひ慮らざる非説なりかし。）然れば阮元もまた。慮俿尺を信ずる徒にて。上の件雷同儒者らの連坐を免れず、抑然る正尺式を得つゝも。右の如く斷見無りしは。甚惜き事ならずや。（總て近世韃淸の諸學者、かの數レ米而炊。秤レ薪而爨と云ふ如く、古書を考證するに、瑣細の比校には甚精けれど。大義の斷見な

くて、叶はぬ事どもには。却りて疎繆の事ども多かるを。今時俗間の赤縣學者たち、清人の著書とし云へば、一向に尊信して、其の説を沿襲すと所聞るは。最も怯き時風にこそ。）さて彼の尺準考に。周尺之度。六朝以來。迄宋明。紛紜聚訟千餘年。延及本朝諸老先生。反覆推衍。各々定以其意。其最顯者。我文穆林先生。比曲尺六寸四分強（見泣血餘滴）仲村惕齊。比曲尺七寸七分八釐二毫強（見三器考略律尺考驗）舜水澁氏有二法。一比曲尺六寸四分弱。一比曲尺七寸三分強（見舜水文集）中根元珪。比曲尺六寸五分六釐一毫奇（見律原發揮）物氏徂徠。比曲尺七寸二分（見度量衡考）伊藤東涯。比曲尺六寸餘。（見制度通）山田圖南。比曲尺八寸三分三釐強（見權量撥亂）最上德内。比七寸五分（取之家語布指知寸。以周時中人度。見度量衡説統）諸書所言各異。先儒所謂。競無形之域。訟無證之廷。迭相贓否。紛然無已者吾久惑焉。今得孔東塘周尺考準之律呂正義之圖。證以祿田考尺。勘以莽之貨品（狩谷棭齊、多畜古錢。中多漢錢。借莽貨品尤精良者數枚比校。取朱載堉律呂精義所圖莽貨品證之。皆合。齊複嘗比莽貨品數枚自作漢泉銅尺。比建初尺短校五釐）則建初尺之度。與建武尺及貨品皆同。眞周尺躍然而出矣。不特可以解從前紛紜之説。亦可以開本朝諸先生之惑焉と云ひ。（上の件文穆先生より、圖南に至る諸氏の説々を、本書に、その概略を記せれど、其はた長文なるに、各々其の本書あれは、今はそを省せるなり、其が中に、最上氏の説のみを存せるは七寸五分と云ふもの予が考へと同じけれど、其の本據の異を知しめむとの所爲なり）また彼の王鳴盛が尚書後案をはじめ、清儒の諸書に。口を極めて。慮俿尺及び祿田考の尺を稱贊せる。十數氏の姓名を擧て左袒を證し。抑是尺也。古明王開物成務之本原。而身度存焉。固非背上之毛。腹下毳而行者。雖然無徵不信。夫子之聖亦云爾。故取其可徵者附焉とも言へり。然れど予は。其の謂ゆる徵をしも。善く徵せりと雷同せざるは。太昊古尺の眞制度の其の源まで探り得て。上卷より次第に擇びもて來し故實等の。固く心に所執ればな

り。(但し此をまた其の流の末より探ねむには、先づ清の工匠尺の、我が曲尺の一尺五分に當る眞度を律呂正義より摹し得て、阮元が謂ゆる王氏搨本の周尺は。其の工匠尺の七寸一分五釐許り。わが曲尺の七寸五分なる事を知り、夫より泝りて。其根本なる周尺やがて、宋の漢錢尺なる事をしり。尙泝りて、其の漢錢尺の晉前尺と同度なる由を知り。然して此の晉前尺の、漢尺及び漢錢と符合なる事を知り。また泝りて其の漢尺の、天文訓なる古尺と合ひ。かつ周禮また天文訓なる測景の度の同きを曉り、然て說文、王制。蔡邕が獨斷などに、周尺八寸と有るを明め居り、然して後に歷代の尺議にわたり、此を取りて彼を較し、彼をとりて此を比せむに、其の歷代尺の百端なるも。何の尺か定め得ざらむ。若然して驗むる人有なむには。余が是の度制考の誣ざる事は知りなむかし。○後に古今釋疑の抄本など見れば、按度量衡之大小。豈獨古今不同而已當時亦已不一。如近代之尺則有鈔尺、有三司布泉尺、有工匠尺。術家尺、魯班九天玄女尺。曆家有晷度尺。毉家有全身尺、或有長於前代者、或有短於前代者、量衡更異。固不能使之齊也、由此以推唐宋亦然、豈可執一尺一斛一秤以爲一代之制乎、考者得其大概爾と云へる說あり。此は一わたり然る事に思はるゝ說なるが、熟く思へば、攷證の根據を得ざるに已ことを得ぬ遁口にこそ、其は歷代の度量を、一齊ならしむる事こそ能ざらめ、世々の尺度の本度はしも、尋ね知るべき道ある物をや。)

天保五甲午年八月十五日考畢

大壑　平篤胤

平田篤胤翁全集完成の辭

回顧すれば明治四十四年前後の思想界は極めて多端にして、人心の動搖頗る著しきものありき、是時に當り我が國體の尊嚴にして道義の基く所を闡明し、我が國民思想の根柢を涵養して社會の歸嚮を堅實にするの急務なるを思ひ、同志相謀りて新に平田學會を組織し、平田篤胤翁全集の刊行を企劃したり、然るに當時本書の出版に關係せし資本主は最初の第一卷を發行せる際、既に他の事業の爲めに不慮の失敗を招きたる結果、吾人無資産の身を挺して獨力經營の已むなきに至れり、幸にも斯波宗教局長の紹介により、自分から金光教及び天理教を勸誘し、更に百五拾餘名の入會者を得たり、此際又伊東喜一郎氏は印刷其の他の方面に熱心なる努力を拂はれ、格別の便宜を得て順次第六卷

迄を發行せり、然るに此間に處して經濟上の不振に加ふるに豫定の入會者なく印刷上に於ける植字の困難なるもの多數にして刊行容易ならざりし爲め、測らず壹千八百圓餘の負債を生じ、經營上に大なる困難を來し殆んど中絶の悲境に達せり、然れども吾人は之に屈せず萬難を排して極力刊行を繼續せんとするや、恩師故井上頼圀翁を始め、先輩佐藤範雄氏、學兄神崎一作山本信哉田邊勝哉氏等の援助の下に、第六卷後の發行費として金光教管長天理教管長殿より各々金五百圓、故大貫眞浦翁より金貳百圓の特別寄贈を受け、更に又野田菅麿宮司の盡力と神職諸君の厚助に依り、種々の劃策と相竢つて引續きて第十二卷迄を發行するを得たり、斯くて全集の出版を公表して以來當に七星霜を經過し、漸く完成の時機に近づきしに拘はらず、遽かに歐洲大戰亂勃發と共に諸物價益々騰貴し、紙價並に印刷製本等の諸

材料は從前に比して三倍の高値を示し、剩へ讀者僅に七百に滿たざるに途中死亡者約一割を算し退會者また續出したるが爲め經營の困難は年々其の度を加へ、到底平田學會のみにては完成の見込立難き事情を生ぜり、是に於てか更に神崎山本田邊三氏の努力により平田篤胤翁全集期成會を組織し、復た佐藤範雄氏を煩はして資金八百餘の融通策を乞ひ、玆にまた有志の寄贈を仰ぎて第十三卷以後の出版に着手し、渾身其進行に力め、今回漸く全集の完成を告ぐるを得たり、是れ皆先輩學友諸氏の高援と會員諸士が同情の賜ならざるはなし、玆に吾人は協賛者各位と關係者諸彦に對して深甚なる感謝の意を表せんと欲し、全集完成の奉告祭を擧行し　以て其の厚意を永遠に記念せんとす、殊に出版の當初以來經濟界の變調其の他に依りて約三千圓餘の缺損を生じ、今尚ほ是が整理中なれば、前途尚ほ一層會員諸士の

同情と大方各位の援助とを添うし、更に再版を企圖して一切の責務を辨し平田翁の學德により最後の美蹟を期せんとす、希くば篤學諸彥の眷顧と信賴とに依り、內外相竢つて益々斯學の權威を高め、斯道將來の發展に遺憾なからしめんことを切望して止まざるなり聊か本全集經營の由來を述べて終刊の辭と爲す。

大正七年五月

室松岩雄記す

全本集特別寄贈芳名錄（次第不順）

一金五百圓也　岡山縣　金光教管長殿

一金五百圓也　奈良縣　天理教管長殿

一金貳百圓也　京都府　故大貫眞浦殿

一金貳拾五圓也　東京市　阪正臣殿

一金拾圓也　栃木縣　竹間清臣殿

一金拾圓也　京都府　岡部讓殿

一金五圓也　島根縣　出雲大社殿

一金參圓也　大阪市　藤原久吉郎殿

一金參圓也　三重縣　喜田川要三郎殿

一金貳圓也　北海道　村田義德殿

一金貳圓也　廣島縣　藤田芳松殿

一金壹圓五錢也　神奈川縣　寺島大浩殿
一金壹圓也　兵庫縣　森崎芝吉殿
一金壹圓也　岐阜縣　加藤榮雄殿
一金貳圓也　愛知縣　神宮奉齋會殿
一金壹圓也　廣島市　鈴木七五郎殿
一金壹圓也　島根縣　二宮勇夫殿
一金壹圓也　香川縣　遠山義匡殿
一金壹圓五錢也　新潟縣　石澤幸次郎殿
一金八百圓也（融通資金）　本會顧問　佐藤範雄殿

大正七年五月廿五日

東京市麴町區飯田町五丁目八番地

平田學會事務所

大正七年五月廿五日印刷
大正七年五月二十七日發行

定價金貳圓也

編輯兼發行者　室松岩雄
東京市麴町區飯田町五丁目八番地

印刷者　大澤京之助
東京市神田區錦町一丁目三番地

印刷所　三賞舍印刷所
東京市神田區錦町一丁目三番地

東京市麴町區飯田町五丁目八番地
發賣所　法文館書店